（資料－２）

串本町地域防災計画

（令和５年１月修正版）
（修正素案）

【修正時の表記例】

【表記方法の説明】

二重下線　：法改正、国の防災基本計画、指針、ガイドライン、マニュアル、その他関連計画等により修正した箇所

下　　線　：県の地域防災計画、指針、その他関連計画等により修正した箇所

破線下線　：町の自然・社会条件の変化、組織体制、条例制定・改正、その他関連計画等により修正した箇所

下線なし　：町現行計画の箇所

串本町防災会議

（仮）第１編　総　則　－目　次－

第１章　総　則 1
　第１節　計画の目的 1
　第２節　計画の内容 1
　第３節　計画の修正 2
　第４節　計画の周知徹底 2
　第５節　用　語 3
第２章　串本町の概況 4
　第１節　自然的条件 4
　第２節　社会的条件 6
　第３節　災害の特性 10
第３章　災害の想定 25
　第１節　南海トラフ巨大地震の被害想定 25
　第２節　和歌山県地震被害想定調査結果【参考】 31
　第３節　和歌山県津波浸水想定結果 43
　第４節　津波災害警戒区域 52
第４章　防災ビジョン 53
　第１節　計画の理念 53
　第２節　基本目標 53
第５章　地震・津波防災対策の実施に関する基本的な考え方 57
第６章　防災関係機関の実施責任及び処理すべき事務又は業務大綱 58
　第１節　実施責任 58
　第２節　処理すべき事務又は業務大綱 59

（仮）第２編　災害予防計画（風水害等対策計画、地震・津波災害対策計画共通）

－目　次－

第１部　災害に強いまちづくり 1
第１章　防災都市計画 1
第２章　建築物災害予防計画 8
第３章　水害予防計画 10
第１節　河川防災計画 10
第２節　ため池防災計画 13
第４章　土砂災害予防計画 15
第１節　土石流防災計画 17
第２節　がけくずれ防災計画 18
第３節　山地防災計画 19
第４節　地すべり防止計画 20
第５章　海岸防災計画 21
第６章　港湾防災計画 24
第７章　漁港・漁村防災計画 25
第８章　火災予防計画 27
第１節　建物火災予防計画 27
第２節　林野火災予防計画 29
第３節　地震火災予防計画 31
第９章　道路防災計画 33
第10章　危険物等災害予防計画 35
第11章　文化財の災害予防計画 37
第２部　災害応急対策・復旧対策への備え 39
第１章　防災拠点施設整備計画 39
第２章　防災行政無線等の整備計画 40
第３章　災害時医療体制整備計画 44
第１節　救急救助体制の整備 44
第２節　医療救護体制の整備 46
第４章　資機材等整備点検計画 51
第５章　避難収容体制整備計画 53
第６章　緊急輸送体制整備計画 62
第７章　水・食糧・生活物資等備蓄計画 65
第８章　公共的施設災害予防計画 69
第１節　水道事業施設災害予防計画 69
第２節　公衆電気通信施設災害予防計画 71
第３節　電力施設災害予防計画 73
第４節　鉄道施設災害予防計画 74
第５節　下水道施設災害予防計画 75
第９章　要配慮者に関する計画 77

第 10 章　農林水産関係災害予防計画 83
第 11 章　地震防災施設緊急整備計画 84
第 3 部　地域防災力の向上 85
第 1 章　防災訓練計画 85
第 2 章　防災知識普及計画 88
第 3 章　自主防災組織整備計画 93
第 4 章　ボランティアの活動環境整備計画 98
第 5 章　文教対策計画 101
第 6 章　業務継続計画等の策定 103

（仮）第３編　災害応急対策計画（風水害等対策計画）

－目　次－

第１部　災害警戒期の活動 1
第１章　防災組織計画 1
第１節　組織計画 1
第２節　動員計画 19
第２章　気象警報等伝達計画 22
第３章　水防計画 38
第４章　消防計画 44
第５章　急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、山地災害危険地区の警戒避難計画 47
第６章　避難計画 52
第２部　災害発生後の活動 65
第１章　情報通信に関する計画 65
第１節　被害情報等の収集計画 65
第２節　災害通信計画 77
第３節　災害広報計画 80
第２章　応援協力等に関する計画 84
第１節　指定地方行政機関、県及び市町村に対する応援要請計画 85
第２節　自衛隊の派遣要請計画 89
第３節　県防災ヘリコプター活用計画 93
第４節　緊急消防援助隊応援要請計画 95
第５節　広域一時滞在対策に係る応援協力 97
第３章　り災者救助保護計画 98
第１節　災害救助法の適用計画 98
第２節　被災者生活再建支援法の適用計画 101
第３節　食糧供給計画 106
第４節　給水計画 109
第５節　物資供給計画 113
第６節　物価対策計画 116
第７節　住宅・宅地対策計画 117
第８節　災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画 126
第９節　義援金、救援物資の受付・配分計画 127
第４章　災害現場に関する計画 129
第１節　救助・救急計画 129
第２節　医療助産計画 132
第３節　公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策計画 141
第４節　障害物除去計画 143
第５節　行方不明者捜索・遺体処置埋葬計画 145
第６節　福祉活動計画 150
第７節　文化財等災害応急計画 152

第 8 節　災害警備計画 153
第 5 章　交通輸送計画 155
第 1 節　道路交通の応急対策計画 155
第 2 節　船舶交通の応急対策計画 162
第 3 節　輸送計画 164
第 6 章　保健衛生計画 168
第 1 節　防疫計画 168
第 2 節　動物保護管理計画 172
第 3 節　清掃計画 173
第 7 章　文教対策計画 176
第 1 節　小・中学校の計画 176
第 2 節　学校給食関係の計画 178
第 3 節　社会教育施設関係の計画 179
第 4 節　認定こども園の応急対策計画 180
第 5 節　学用品支給計画 181
第 8 章　農林水産関係災害応急対策計画 183
第 1 節　農林関係災害応急対策計画 183
第 2 節　水産関係災害応急対策計画 185
第 9 章　公共的施設災害応急対策計画 187
第 1 節　上水道施設災害応急対策計画 187
第 2 節　公衆電気通信施設災害応急対策計画 189
第 3 節　電力施設災害応急対策計画 191
第 4 節　鉄道施設災害応急対策計画 194
第 10 章　自発的支援の受入計画 196
第 1 節　災害ボランティア受入計画 196
第 2 節　労働者の確保計画 200
第 11 章　在港船舶対策計画 202
第 12 章　災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定 203
第 3 部　その他災害応急対策 204
第 1 章　危険物等災害応急対策計画 204
第 1 節　危険物施設災害応急対策計画 204
第 2 節　高圧ガス災害応急対策計画 206
第 3 節　危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両災害応急対策計画 207
第 4 節　海上災害応急対策計画 208
第 5 節　放射性物質事故応急対策計画 212
第 6 節　有害物質漏洩等応急対策計画 213

（仮）第４編　災害復旧・復興計画（風水害等対策計画）

－目　次－

第１部　生活の安定 1
　第１章　民生安定計画 1
　第２章　公共施設災害復旧計画 6
第２部　復興の基本方針 9
　第１章　復興の基本方針 9
　第２章　都市復興計画策定までの流れ 10
　第３章　特定大規模災害発生時の復興計画 12

（仮）第５編　災害応急対策計画（地震・津波災害対策計画）

－目　次－

第１部　初動期の活動 1
第１章　初動期の活動に関する計画 1
第１節　組織計画 1
第２節　動員計画 19
第３節　津波警報・注意報等の伝達計画 22
第４節　被害情報等の収集計画 34
第５節　災害通信計画 43
第６節　災害広報計画 46
第２章　初動期の災害現場に関する計画 51
第１節　消防計画 51
第２節　救助・救急計画 54
第３節　医療助産計画 56
第４節　避難計画 65
第５節　公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策計画 78
第３章　応援協力等に関する計画 80
第１節　指定地方行政機関、県及び市町村に対する応援要請計画 81
第２節　自衛隊の派遣要請計画 85
第３節　県防災ヘリコプター活用計画 89
第４節　緊急消防援助隊応援要請計画 91
第５節　広域一時滞在対策に係る応援協力要請 93
第４章　交通輸送計画 94
第１節　道路交通の応急対策計画 94
第２節　船舶交通の応急対策計画 102
第３節　輸送計画 104
第５章　公共的施設災害応急対策計画 108
第１節　上水道施設災害応急対策計画 108
第２節　公衆電気通信施設災害応急対策計画 110
第３節　電力施設災害応急対策計画 112
第４節　鉄道施設災害応急対策計画 115
第２部　応急期の活動 117
第１章　り災者救助保護計画 117
第１節　災害救助法の適用計画 117
第２節　被災者生活再建支援法の適用計画 120
第３節　食糧供給計画 125
第４節　給水計画 128
第５節　物資供給計画 132
第６節　物価対策計画 135
第７節　住宅・宅地対策計画 136

第８節　被災建築物・宅地応急危険度判定計画 145
第９節　災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画 147
第10節　義援金、救援物資の受付・配分計画 148
第２章　応急復旧期の災害現場に関する計画 150
第１節　障害物除去計画 150
第２節　行方不明者捜索・遺体処置埋葬計画 153
第３節　福祉活動計画 158
第４節　文化財等災害応急計画 160
第５節　災害警備計画 161
第３章　保健衛生計画 163
第１節　防疫計画 163
第２節　動物保護管理計画 167
第３節　清掃計画 168
第４章　文教対策計画 171
第１節　小・中学校の計画 171
第２節　学校給食関係の計画 173
第３節　社会教育施設関係の計画 174
第４節　認定こども園の応急対策計画 175
第５節　学用品支給計画 176
第５章　水産関係災害応急対策計画 178
第６章　自発的支援の受入計画 180
第１節　災害ボランティア受入計画 180
第２節　労働者の確保計画 184
第７章　在港船舶対策計画 186
第８章　災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定 187
第３部　東海地震に関連する調査情報等に伴う対応 188
第１章　東海地震に関連する調査情報等対応計画 188

（仮）第６編　災害復旧・復興計画（地震・津波災害対策計画）

－目　次－

(6-)

第１部　生活の安定 1
　第１章　民生安定計画 1
　第２章　公共施設災害復旧計画 6
第２部　復興の基本方針 9
　第１章　復興の基本方針 9
　第２章　都市復興計画策定までの流れ 10
　第３章　特定大規模災害発生時の復興計画 12

（仮）第７編　南海トラフ地震防災対策推進計画（地震・津波災害対策計画）

－目　次－

(7-)

第１章　総　則 1
第２章　関係者との連携協力の確保 6
第３章　津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項 10
第４章　南海トラフ地震情報の発表 22
第５章　時間差発生等における円滑な避難の確保等 26
第１節　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置 26
第２節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置 27
第３節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置 32
第４節　南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合の本町の対応 34
第６章　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画 35
第７章　防災訓練計画 38
第８章　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画 39
第９章　津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項 41

第１章　総　則

第１節　計画の目的

串本町地域防災計画（以下「本計画」という。）は、災害対策基本法第 42 条の規定に基づき、本町の地域に係る災害予防、災害応急対策及び災害復旧等に関し、本町及び関係機関が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、総合的かつ計画的な防災体制を確立し、災害から町民の生命、身体及び財産を保護するとともに、防災行政の強力な推進を図ることを目的とする。

第２節　計画の内容

本計画は、本町の地域にかかる防災に関する事務又は業務について、総合的な運営を計画化したものであり、風水害等災害を対象とした「風水害等対策計画」と、地震・津波災害を対象とした「地震・津波災害対策計画」の両計画から構成されている。
以下に構成を示す。

第１編　総則（風水害等対策計画・地震・津波災害対策計画共通）
第２編　災害予防計画（風水害等対策計画・地震・津波災害対策計画共通）
第３編　災害応急対策計画（風水害等対策計画）
第４編　災害復旧・復興計画（風水害等対策計画）
第５編　災害応急対策計画（地震・津波災害対策計画）
第６編　災害復旧・復興計画（地震・津波災害対策計画）
第７編　南海トラフ地震防災対策推進計画（地震・津波災害対策計画）
巻　末　資料編

各編で対応する内容は、次のとおりである。

1.「第１編　総則（風水害等対策計画・地震・津波災害対策計画共通）」

計画の目的を明らかにし、本町及び防災関係機関の責務と災害に対して処理すべき事務を定めるとともに、本町の現況についてまとめ、これら自然的・社会的条件及び災害履歴等から災害特性・災害の規模を明らかにする。

2.「第２編　災害予防計画（風水害等対策計画・地震・津波災害対策計画共通）」

災害の発生及び拡大を予防する対策を記述する。さらに、災害が発生した後の応急対策を迅速かつ的確に実施するための事前の備えについて整理し、風水害、地震・津波災害をはじめ各種災害に対応できる防災活動全般について定める。

3.「第３編　災害応急対策計画（風水害等対策計画）」

風水害の発生するおそれのある場合において、被害を最小限に抑えるための警戒活動に重点を置き、さらに災害発生直後の応急対策について各防災関係機関に求められる活動を定める。

4.「第４編　災害復旧・復興計画（風水害等対策計画）」

被災者の生活再建のための各種の取り組み及び復興の基本方針について定める。

5.「第５編　災害応急対策計画（地震・津波災害対策計画）」

地震・津波の発生直後からの人命救助等の活動、その後の被災者の生活支援に重点を置き、各防災関係機関に求められる活動内容を定める。

6.「第６編　災害復旧・復興計画（地震・津波災害対策計画）」

被災者の生活再建のための各種の取り組み及び復興の基本方針について定める。

7.「第７編　南海トラフ地震防災対策推進計画（地震・津波災害対策計画）」

南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項、南海トラフ地震に関して地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図る。

8.「巻末　資料編」

本町及び関係機関の防災情報のうち、特に災害予防、応急対策、復旧・復興を定めるうえで重要となるものを抽出し、関係機関が共有するべき資料・様式・条例等について整理する。

第３節　計画の修正

本計画は、本町域内における災害の発生を未然に防止し、また、災害が発生した場合にその被害を最小限にとどめるための計画であって、災害対策基本法第 42 条第 1 項の規定に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときはこれを修正し、効果的な計画の整備を図る。

第４節　計画の周知徹底

本計画は、本町の全職員及び関係行政機関、関係公共機関その他防災上重要な施設の管理者に周知徹底を図る。

また、本計画を円滑に実施するため、防災関係機関は、平常時から研修、訓練等の方法等によって習熟に努めるとともに、災害対策基本法第 42 条第 4 項の規定に基づき計画の要旨を公表し、町民に周知徹底を図る。

第５節　用　語

1．本計画において、用語の意義を以下のとおり定める。

用　　語	意　　義
基本法	災害対策基本法
救助法	災害救助法
防災会議	串本町防災会議
本計画	串本町地域防災計画
本部（長）	串本町災害対策本部（長）
県防災会議	和歌山県防災会議
県計画	和歌山県地域防災計画
県本部（長）	和歌山県災害対策本部（長）
東牟婁支部（長）	和歌山県災害対策本部の東牟婁支部（長）

2．この計画に定めた以外に、必要とする事項が生じた場合には、県計画を準用する。

3．その他の用語については、基本法の例による。本計画において組織名称等は、それぞれ以下のとおり読み換える。

本部設置時	本部不設置時（平常組織時）
本部	串本町総務課
本部長	串本町長
本部各班	串本町役場各課等
県本部	和歌山県週番部週番課
県本部長	和歌山県知事
東牟婁支部	東牟婁振興局
東牟婁支部長	東牟婁振興局長

第２章　串本町の概況

本町における概況を、自然的・社会的条件について整理し以下に示す。

第１節　自然的条件

1. 位置、面積

本町は、紀伊半島最南端に位置し、南側は熊野灘及び枯木灘に面し、東部を那智勝浦町、北部を古座川町、西部をすさみ町の計３町と接している。

町域の面積は、135.67 ㎢である。

2. 地　勢

本町は、紀伊山地を背に潮岬が雄大な太平洋に突き出した本州最南端の町である。太平洋に面し、東西に長く延びた海岸線はこの地方の特色であるリアス式海岸で、奇岩・怪岩の雄大な自然美に恵まれ、吉野熊野国立公園の指定を受けている。本町の東部には、豊かな自然と水量に恵まれた「古座川」が流れ、太平洋に注ぎ込んでいる。また、約 1.8km の沖合には、和歌山県下最大の島、紀伊大島が浮かんでおり、串本大橋により本土とつながっている。

山地部が大部分を占め、海岸線に沿って丘陵地が帯状に伸び、大地は点在し、中小河川の河口部に平野部が見られる。

3. 気　候

本町の気候は、南海気候区に属し海洋性気候（黒潮）の影響を受け年間を通じ温暖、多雨地帯である。また、台風の常襲地帯に位置しているため、常に風水害や土砂災害の危険にさらされている。

以下に、潮岬特別地域気象測候所（緯度：北緯 33 度 45 分、経度：東経 135 度 75.7 分）での最近５年間の気候の概況を示す。

■最近５年間の気温の状況（℃）

項　目	1 月	2 月	3 月	4 月	5 月	6 月	7 月	8 月	9 月	10 月	11 月	12 月	全年
平成 29 年	8.3	8.8	10.3	16.1	19.9	21.6	26.6	27.6	24.4	19.8	14.3	8.5	17.2
平成 30 年	6.9	7.1	13.0	16.6	19.2	22.2	26.8	27.3	24.2	20.0	15.6	11.3	17.5
令和元年	8.7	10.4	12.0	14.9	19.5	22.2	24.5	26.9	25.6	21.7	16.0	12.1	17.9
令和２年	10.2	10.0	12.7	14.7	19.8	22.9	24.5	28.3	24.9	19.6	16.7	10.6	17.9
令和３年	8.3	10.9	14.2	15.9	18.8	22.1	25.9	26.3	24.6	20.8	15.7	10.6	17.8

注）表中の値は月別平均値（平成 29 年～令和３年）とする。

出典：和歌山県の気象（年報）（和歌山地方気象台　平成 29 年～令和３年）

■最近５年間の降水量の概況（㎜）

項　目	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	全年
平成 29 年	53.0	132.5	65.0	199.0	173.0	402.5	127.0	279.5	223.0	955.5	112.5	43.0	2765.5
平成 30 年	144.0	107.5	184.0	120.0	236.0	375.0	160.5	319.0	854.5	86.0	77.5	68.0	2732.0
令和元年	24.0	201.0	140.5	258.0	204.5	185.5	730.0	276.5	288.0	576.5	98.5	157.0	3140.0
令和２年	196.0	146.0	181.0	180.5	195.0	334.5	519.5	15.5	466.5	379.5	80.5	23.0	2717.5
令和３年	116.0	101.0	138.5	198.0	365.0	172.5	358.0	356.5	274.5	150.0	76.0	117.0	2423.0

注）表中の値は月別総雨量（平成 29 年～令和３年）とする。

出典：和歌山県の気象（年報）（和歌山地方気象台　平成 29 年～令和３年）

4. 河　川

本町の河川は、町域北側の古座川町に水源を持つ二級河川古座川をはじめ、北から南に流下する二級河川が多数存在する。古座川の流域面積は 356 ㎢、流路延長は 56km である。

古座川流域は、年間雨量 3,500 ㎜、最大日雨量 400 ㎜という和歌山県の最多雨地帯で、ダムができるまで度々洪水による被害を受けていた。

現在の古座川においては、流域の上流部においてダムによる洪水流出量の調節や下流河道の改修工事が進み、近年では、外水氾濫等による洪水被害は、格段に緩和されるようになった。

それに対し、大雨が降り本川の水位上昇にともなって、支川の水が排水されずに逆流現象が生じ、行き場を失った水が堤内地で溢れてしまう内水氾濫や低平地部における局地的な浸水被害は、今なお、発生している状況である。

七川ダムにおいては、台風や集中豪雨時の操作方法、放水時期、放水量に関する検討が課題であり、平成 23 年に発生した台風 12 号による被害を受けて、より早期に放流（事前放流）の判断を行い、可能な限り水位を低下させ、下流の洪水被害軽減を図るため、新たに放流にかかる運用規定が見直された。

第２節　社会的条件

1. 人　口

令和４年３月31日現在の住民基本台帳によると、本町の総人口は15,025人であり、世帯数は8,292世帯である。

■人口及び世帯数（住民基本台帳）（各年ともに３月31日現在）

年　次	世帯数	人　口			一世帯あたり人員	人口密度（人／㎢）	町域面積（㎢）
		総数（人）	男（人）	女（人）			
平成20年	9,251	19,654	9,087	10,567	2.12	144.75	135.78
平成21年	9,246	19,368	8,989	10,379	2.09	142.64	135.78
平成22年	9,169	19,076	8,880	10,196	2.08	140.50	135.78
平成23年	9,121	18,753	8,736	10,017	2.06	138.11	135.78
平成24年	9,107	18,479	8,618	9,861	2.03	136.10	135.78
平成25年	9,041	18,191	8,474	9,717	2.01	133.97	135.78
平成26年	8,978	17,883	8,360	9,523	1.99	131.69	135.80
平成27年	8,925	17,482	8,151	9,331	1.96	128.86	135.67
平成28年	8,837	17,177	8,059	9,145	1.94	126.61	135.67
平成29年	8,758	16,827	7,908	8,919	1.92	124.03	135.67
平成30年	8,677	16,457	7,737	8,720	1.90	121.30	135.67
令和元年	8,611	16,064	7,555	8,509	1.87	118.40	135.67
令和２年	8,498	15,629	7,378	8,251	1.84	115.20	135.67
令和３年	8,433	15,378	7,252	8,126	1.82	113.35	135.67
令和４年	8,292	15,025	7,111	7,914	1.81	110.75	135.67

■行政区人口及び世帯数（住民基本台帳）（令和４年３月31日現在）

行政区名	世帯数	人　口			行政区名	世帯数	人　口		
		総数（人）	男（人）	女（人）			総数（人）	男（人）	女（人）
東	138	241	111	130	里川	5	6	3	3
西	147	259	109	150	大島	232	422	201	221
南	114	197	90	107	須江	156	265	129	136
北	169	281	129	152	樫野	132	217	104	113
植松	193	333	157	176	自衛隊	93	146	110	36
堀笠嶋	342	564	270	294	姫川	6	8	5	3
矢ノ熊	451	785	359	426	姫	114	213	95	118
大水崎	213	349	152	197	伊串	128	216	102	114
大水崎（鬮野川番地）	99	180	89	91	目津大浦	108	213	103	110
					神野川	68	126	59	67

行政区名	世帯数	人口			行政区名	世帯数	人口		
		総数（人）	男（人）	女（人）			総数（人）	男（人）	女（人）
袋	31	59	31	28	原町	106	191	86	105
サンゴ台	295	591	301	290	上ゲ地	65	107	48	59
二色	139	253	122	131	住吉	192	351	164	187
高富	155	293	149	144	岩渕	129	230	104	126
鬮野川	134	221	105	116	古田	54	98	45	53
潮岬	1,421	2,286	1,382	1,504	中湊	153	272	124	148
出雲	339	662	298	364	上ノ丁	36	69	36	33
有田	208	357	169	188	中ノ丁	49	68	31	37
有田上	35	56	21	35	下ノ丁	162	268	125	143
吐生	5	8	4	4	上野山	191	476	237	239
田並	255	445	200	245	津荷	111	188	88	100
田並上	67	135	64	71	田原	280	459	210	249
江田	47	66	29	37	古座ヴィラ	30	54	24	30
田子	53	80	41	39	上田原	101	123	53	70
田子（和深番地）	9	15	8	7	佐部	66	115	51	64
安指	105	173	81	92					
和深	326	568	269	299					

※「鬮」は「くじ」と読む。

2. 建築物

本町税務課調べの課税対象建築物データと、学校校舎等の非課税建築物データを集計し、全町における建築物の概要を以下のとおり整理した。

本町全体でみると、建築物総数 19,620 棟のうち、木造建築物が全体の 9 割以上を占めている。階層をみると、ほとんどが平屋から 2 階建であるため、本町における建築物のほとんどが住宅として利用されていることがわかる。

■本町内建築物の構造・階層（町税務課調べ：令和 4 年 1 月 1 日現在）

項　目	集計結果（上段：建築物数／下段：構成比※1%）		
構　造	木造建築物	非木造建築物	
	17,928 (91.4%)	1,692 (8.6%)	
階　層	平屋	2 階	3 階以上
	14,143 (72.1%)	5,329 (27.2%)	148 (0.8%)

※1 構成比：小数点第 2 位を四捨五入したため各計が一致しない場合がある。

本町において建築物の集中する地区は、世帯数の集中する地区とほぼ合致している。

また、本町における建築物は、以下に示すとおり、串本地区、サンゴ台地区、上野山地区を除き、木造率が 90%を超え、地震発生時には家屋の倒壊、地震火災の発生・延焼等の

危険性が全町域に潜在しているといえる。特に建築物密集度が高く、古くからの木造建築物が存在する地区は危険性が高い。

■行政区別建築物データ（町税務課調べ：令和４年１月１日現在）

行政区名	建築物総数（棟）	構造別		階層別		
		木造	非木造	平屋	2階	3階以上
串本	3,779	3,211	568	2,238	1,457	84
二色	408	382	26	337	69	2
高富	508	462	46	438	68	2
鬮野川	585	536	49	425	156	4
潮岬	2,805	2,603	202	2,286	507	12
出雲	782	733	49	608	174	0
有田	733	705	28	590	141	2
有田上	37	37	0	32	5	0
吐生	36	35	1	34	2	0
田並	1,015	982	33	774	241	0
田並上	213	211	2	181	32	0
江田	202	199	3	189	13	0
田子	259	241	18	236	23	0
和深	1,431	1,352	79	1,283	147	1
里川	82	80	2	78	4	0
大島	696	630	66	515	178	3
須江	530	517	13	467	63	0
樫野	515	505	10	481	34	0
サンゴ台	265	121	144	57	204	4
姫川	38	38	0	37	1	0
姫	266	255	11	203	63	0
伊串	338	335	3	273	65	0
神野川	153	152	1	120	33	0
西向	1,166	1,051	115	694	459	13
古田	153	143	10	111	41	1
中湊	405	364	41	157	244	4
古座	595	562	33	179	404	12
上野山	222	179	43	60	162	0
津荷	274	260	14	202	72	0
田原	819	752	67	610	205	4
上田原	149	140	9	120	29	0
佐部	161	155	6	128	33	0
合計	19,620 100%	17,928 91.4%	1,692 8.6%	14,143 72.1%	5,329 27.2%	148 0.8%

※小数点第２位を四捨五入したため各計が一致しない場合がある。

※「鬮」は「くじ」と読む。

3. 土地利用

土地利用構成は以下のとおりである。

面積は 135.67 ㎢で、そのうち地目別面積で圧倒的に多くの面積を占めているのは森林等である。

■地目別面積（平成 28 年 1 月 1 日現在）　　単位：千㎡

区　分	面積	田・畑	宅地	池沼・山林・原野・雑種地	その他
串本町	99,285	7,893	3,768	75,227	12,338

※総数には道路等は含まれていない　資料：串本町税務課「概要調書」

出典：第 2 次串本町長期総合計画

■串本町の土地利用構成図

第３節　災害の特性

1. 災害特性の整理

(1) 風水害をもたらす気象現象

本町において、風水害をもたらす気象現象のうち、最も災害をもたらすものは、台風であるといえる。本町付近を通過する台風にもいくつかのパターンがあり、そのパターンによってもたらされる災害の種類及び被害も多様化している。

ア．位置的関係

和歌山県は、我が国のほぼ中央に位置していることから、台風が九州方面に上陸しても上陸後の経路はそのほとんどが和歌山の西北方を通過するコースをたどる。和歌山に接近して通過するときには暴風雨あるいは高潮を伴いやすく、また、反対に台風が和歌山より東方を通る時には、その影響を受けて豪雨をもたらし水害が発生することがある。

イ．台風による風の特性

台風は、大きな空気の渦巻きになっていて、強い風が反時計回りに吹いている。台風の中心から進行方向に向かって、右半円では台風自身の渦巻く流れと台風を移動させる空気の流れの方向が同じになって風速がより大きくなり、左半円ではそれが逆になるので右半円に比べると風速が弱くなる。

台風の風は、中心から 50～150 km ぐらいの所で最も風が強く、さらに中心に近づくと台風の眼となって風は弱くなる。

ウ．台風のコースとの関係

(ｱ) 暴風の吹きやすいコース

台風が和歌山の西方又は西北方を通過する場合は、暴風雨及び沿岸部に高潮をもたらし、特に紀伊水道に沿って北上する台風は要注意である。

このコースの台風は、風による被害が主体となり、高潮及び暴風による大被害をもたらすが、雨量は割合に少ないので降雨による被害は比較的軽微である。

しかし、このコースでも台風来襲が梅雨期の場合は(9 月台風のように大きく発達せず小型台風の場合が多いが)、西日本に停滞している梅雨前線に大きな影響を与えて豪雨をもたらすことが多い。

■主な台風の経路

(ｲ) 大雨の降りやすいコース

昭和 34 年 9 月の伊勢湾台風のように、台風が和歌山の東方又は東南方を通過する場合は豪雨を伴い、低地帯の浸水はもとより河川の大洪水及び池沼は氾濫し、あるいは決壊する等大きな水害をもたらしている。このコースの台風は、雨による被害が主体となり大水害をもたらすが、いわゆる台風の可航半円※1にあたるため暴風による被害は比較的少なく、一般的に高潮のおそれは少ないといえる。

■月別台風進路傾向図

(ｳ) 台風と高潮の関係

紀伊半島の南端、沿岸部に位置する本町の各港や沿岸道路は、台風による高潮の影響を大きく受ける。

本町に高潮をもたらす台風のコースは、台風が紀伊水道に沿って北上する場合と潮岬付近を北東進する場合である。いずれも、台風が本町の西側を通過した場合で、沿岸部は南寄りの風が強まり、風の吹き寄せ効果が強まるためである。

本町における高潮による大きな被害が想定されるコースは、伊勢湾台風のようなコースで、台風が紀伊半島へ上陸する頃、潮位偏差が最大となる。この時間帯が満潮時と重なった場合は、特に注意が必要である。

昭和 34 年 9 月 26 日の伊勢湾台風時の、最大偏差が＋176 ㎝で、これが近年の最大となっている。

■台風のコースと潮位偏差

※1 可航半円：台風が接近した場合においても、船舶が航行可能な区域。台風の進行方向の左側にあたる。なお、進行方向右側を危険半円という。

エ．降雨の特性

本町の降雨特性を把握するため、潮岬特別地域気象測候所の降雨データを整理した。なお、整理した降雨データは、過去５年間の月別１時間最大降水量、月別日最大降水量、月別総降水量とした。また、過去 25 年間の１時間最大降水量は 84.5mm（平成 19 年）、日最大降水量は 387.5mm（平成 10 年）、年間総降水量の最大値は 3514.0mm（平成 10 年）が記録されている。

■項目別降水量（潮岬特別地域気象測候所）

＜最近５年間の１時間最大降水量（mm）＞

項　目	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	年
平成29年	13.0	19.5	6.0	8.5	43.5	61.0	42.0	42.5	20.0	54.5	12.0	8.0	61.0
平成30年	30.0	21.5	18.0	18.5	16.0	52.0	38.0	57.0	82.5	7.0	22.0	9.0	82.5
令和元年	5.0	34.0	9.5	60.0	34.5	29.5	67.5	25.0	55.5	83.5	20.0	47.0	83.5
令和2年	14.5	24.0	20.0	29.5	19.0	26.0	44.5	5.0	59.0	23.0	14.0	5.5	59.0
令和3年	13.0	18.5	9.0	32.0	28.0	23.0	37.0	35.5	36.0	29.0	10.0	25.0	37.0

＜最近５年間の日最大降水量（mm）＞

項　目	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	年
平成29年	24.0	51.5	19.0	36.5	110.5	168.0	61.0	102.5	109.5	364.5	47.5	21.5	364.5
平成30年	117.0	51.0	78.0	30.0	57.0	104.0	77.5	140.5	270.0	17.5	36.5	22.5	270.0
令和元年	11.5	102.5	46.5	97.0	74.0	47.5	140.5	74.5	217.5	146.0	36.5	94.5	217.5
令和2年	59.0	55.5	32.5	69.5	68.0	79.5	106.0	6.5	105.0	141.5	20.0	9.5	141.5
令和3年	38.5	78.5	33.5	113.5	92.0	47.5	251.0	79.5	111.5	138.0	26.0	51.5	251.0

＜最近５年間の総降水量の概況（mm）＞

項　目	１月	２月	３月	４月	５月	６月	７月	８月	９月	10 月	11 月	12 月	年
平成29年	53.0	132.5	65.0	199.0	173.0	402.5	127.0	279.5	223.0	955.5	112.5	43.0	2765.5
平成30年	144.0	107.5	184.0	120.0	236.0	375.0	160.5	319.0	854.5	86.0	77.5	68.0	2732.0
令和元年	24.0	201.0	140.5	258.0	204.5	185.5	730.0	276.5	288.0	576.5	98.5	157.0	3140.0
令和2年	196.0	146.0	181.0	180.5	195.0	334.5	519.5	15.5	466.5	379.5	80.5	23.0	2717.5
令和3年	116.0	101.0	138.5	198.0	365.0	172.5	358.0	356.5	274.5	150.0	76.0	117.0	2423.0

出典：和歌山県の気象（年報）（和歌山地方気象台　平成 29 年～令和３年）

(2) 地　震

地震とは、地下深部の岩盤中に急激な破壊が発生し、その衝撃が震動として周囲に広がり地表に達し、地盤や構造物を揺り動かす現象である。

地震発生の種類の主なものとして以下の２つがある。

なお、南海地震の震源は南海道沖で海溝型地震である。

① 内陸型地震（直下型地震）

○阪神・淡路大震災を引き起こした兵庫県南部地震（1995 年／M7.2）

○新潟県の小千谷市付近を震源として発生（震度 7 を観測）した新潟県中越地震（2004 年／M6.8）

○熊本県の熊本地方を震源として発生（前震、本震で震度 7 を観測）した熊本地震（前震 2016 年 4 月 14 日／M6.5、本震 2016 年 4 月 16 日／M7.3）

○北海道の胆振地方東部を震源として発生（震度 7 を観測）した北海道胆振東部地震（2018 年／M6.7）　など

② 海溝型地震

○東海地方に発生し、大被害を与えた東南海地震（1944 年／M7.9）

○被害が中部地方から九州にまで及んだ南海地震（1946 年／M8.0）

○新潟県の中越地方沖を震源として発生（震度 6 強を観測）した新潟県中越沖地震（2007 年／M6.8）

○宮城県沖を震源とし、日本周辺における観測史上最大の地震となった東北地方太平洋沖地震（2011 年／M9.0）　など

ア．本町周辺における地震

本町に被害をもたらすおそれのある地震について、さらに詳しくまとめた。

被害をもたらす地震は、南海トラフ沿いの海域に発生する巨大地震、東海・東南海・南海 3 連動地震、県内及び周辺地域に発生する地震に大別される。

(ｱ) 県内及び周辺地域の地震（直下型地震）

内陸で発生する地震は、海溝型地震に比べてひとまわり小さく、マグニチュード 7 クラスかそれ以下である。しかし、震源が内陸であり、また、浅いことから、局地的に大きな被害をもたらすことがある。

最近では、1948 年の日高川地震が最も大きく、和歌山、奈良両方で死者 2 名、負傷者 33 名の被害が発生している。

それ以外の種類の地震として、1899 年の紀伊大和地震、1952 年の吉野地震のように沈み込んだフィリピン海プレート内で発生するやや震源の深い地震によっても被害を受けることがある。

(ｲ) 南海トラフの巨大地震（海溝型地震）

四国沖から東海地方駿河湾に至る南海トラフ沿いの海域で発生する巨大地震で、規模はマグニチュード 8～9 クラス、震源域は数百 km に渡り、被害も広範囲である。

近年では、東日本大震災（2011 年）クラスの大規模地震・大津波があげられる。

(ｳ) 東海・東南海・南海 3 連動地震（海溝型地震）

1605 年の慶長地震、1707 年の宝永地震のように東海・東南海・南海地震がほぼ同時に発生したり、1854 年安政東海地震と同年安政南海地震、1944 年昭和東南海地震と 1946 年昭和南海地震などのように、南海トラフ上で東西に分かれ数年以内に続いて発生するなど、約 100 年～150 年周期で連動した地震が発生しており、その都度、地震動・津波両面で大きな被害が発生している。このため、東海・東南海・南海 3 連動地震には注意を要する。

過去の主な被害地震について次表にまとめた。

■過去の主な被害地震

発　生　年	地震の規模	事　　象	区分
2021（令和 3）年	M7.3	福島県沖地震	△
2018（平成 30）年	M6.7	北海道胆振東部地震	●
2018（平成 30）年	M6.1	大阪府北部地震	●
2016（平成 28）年	M7.3	熊本地震	●
2011（平成 23）年	M9.0	東北地方太平洋沖地震	△
2007（平成 19）年	M6.8	新潟県中越沖地震	
2004（平成 16）年	M6.8	新潟県中越地震	●
1995（平成 7）年	M7.3	兵庫県南部地震	●
1952（昭和 27）年	M6.8	吉野地震	
1948（昭和 23）年	M6.7	日高川地震	●
1946（昭和 21）年	M8.0	昭和南海地震	△
1944（昭和 19）年	M7.9	昭和東南海地震	△
1938（昭和 13）年	M6.8	田辺湾沖	△
1899（明治 32）年	M7.0	紀伊半島南東部（紀伊大和地震）	
1854（安政元）年	M8.4	安政南海地震	△
1854（安政元）年	M8.4	安政東海地震	△
1707（宝永 4）年	M8.4	宝永地震（南海・東海地震）	△
1605（慶長 9）年	M7.9	東海・南海・西海諸道（慶長地震）	△
1498（明応 7）年	M8.2～8.4	東海道全般（明応東海地震）	△
1361（正平 16）年	M$8_{1/4}$～8.5	畿内・土佐・阿波（正平地震）	△
1099（承徳 3）年	M8.0～8.3	南海道・畿内（康和地震）	△
887（仁和 3）年	M8.0～8.5	五畿七道（仁和地震）	△
684（天武 13）年	M$8_{1/4}$	土佐その他南海・東海・西海諸道（天武地震）	△

注）表中の区分は、●直下型地震、△海溝型地震、空欄はその他の地震を示す。

出典：新編 日本被害地震総覧〔増補改訂版〕（1999 年 宇佐美龍夫）等

本町周辺で発生した直下型地震と推定される比較的大きな地震（マグニチュード 6 以上）の記録は、1948 年の日高川地震（M6.7）のみである。

直下型地震は、断層の活動が原因とされており、本町における地震を想定するにあたっては、本町周辺の活断層の分布状況を把握する必要がある。

上記の表で明らかなように、県内に被害をもたらす地震の形態は、ほとんどが海溝型地震であり、特に大規模な地震発生帯である南海トラフを起因とする海溝型地震による被害が大部分である。

イ．本町周辺の活断層

活断層は、500～3,000 年に 1 回程度の割合で動くという調査結果も報告されているが、活断層の存在と地震発生を直結するのは、現実的とはいえない。

しかし、兵庫県南部地震をはじめ活断層を震源とする地震が、過去に幾つか発生しているのも事実である。

ここでは、本町周辺の活断層の存在を明らかにするとともに、その活断層が動いた場合、どの程度の規模の地震が起きるかを推定した。

■串本町周辺の活断層

断層区分	断層名	確実度	活動度	長さ	走向	想定規模(M)
活断層	根木断層	Ⅰ	A	20km	ENE	7.0
	桜池断層	Ⅰ	A	2km	ENE	5.3
	五条谷断層	Ⅰ	A	22km	ENE	7.1
	中央構造線	Ⅰ	〔C〕	22km	ENE	7.1
	金剛断層	Ⅰ	B	8km	NW	6.3
	千股断層	Ⅰ	〔C〕	(30)km	EW	(7.3)
リニアメント〈想定活断層〉	由良断層	Ⅲ	－	7km	ENE	6.2
	御坊北方	Ⅲ	－	9km	EW	6.4
	姉子付近	Ⅲ	－	7km	EW	6.2
	引牛越断層	Ⅲ	－	5km	EW	6.0
	高尾山南方	Ⅲ	－	13km	ENE	6.7
	高星山南方	Ⅲ	－	11km	WNW	6.6
	槇山南方	Ⅲ	－	7km	NE	6.2
	石神付近	Ⅲ	－	6km	EW	6.1
	古屋谷付近	Ⅲ	－	5km	EW	6.0
	湯崎断層	Ⅲ	－	2km	EW	5.3

注）確実度：活断層の可能性が高いものから３ランクに分けて評価したもので、ランクⅠの断層は今後の地震予知の有力な手がかりとなる。

Ⅰは、確実な活断層

Ⅱは、活断層であると推定されるもの

Ⅲは、活断層の可能性のあるもの（リニアメント）

活動度：ある活断層の過去における活動周期と各地震期時の変位量より 1000 年間の変位量に換算し、その変位量から活動度をA、B、Cにランク分けしたものである。

Aは、平均変位速度が 1m/1000 年以上 10m/1000 年未満のもの

Bは、0.1m/1000 年以上 1m/1000 年未満のもの

Cは、0.01m/1000 年以上 0.1m/1000 年未満のもの

なお、〔 〕のついているものは、第４期後期の約 50 万年間に活動しなかったとみられるものである。

長　さ：断層面又は断層系(群)の長さ。その断層の延長が隣接図幅に及ぶ場合は、当該図幅内の長さだけを括弧をつけて示す。

想定規模(M)：発生地震の想定規模は、断層の長さより算定する地震規模推定式(松田式)を用いた。

出典：新編日本の活断層－分布図と資料（2001 年）

ウ．中央構造線断層帯の長期評価

地震調査研究推進本部・地震調査委員会において、中央構造線断層帯の長期評価は平成 23 年に一部改訂が行われた。その後、同断層帯及び延長部の分布に関する新たな知見に基づき、従来の 6 区間を 9 区間に再整理し、また、西端を九州側へ延長した豊予海峡－由布院区間を追加して、計 10 区間の断層帯として評価（平成 29 年）された。また、これらは１つの断層帯として同時に活動する可能性もあり、その場合は M8.0 程度若しくはそれ以上の地震が発生し、その長期確率は、10 の区間が個別に活動する長期確率を超えることはないと評価されている。なお、令和 4 年 1 月の長期評価によると、中央構造線断層帯（紀淡海峡－鳴門海峡区間）では今後 30 年以内に 0.005％～１％、地震規模は M7.5 程度の地震が発生すると推定されている。

(3) 津　波

津波とは、地震発生により海底の隆起や沈降が起こり、その上の海水が乱され、波(長波)となって四方に伝わり、海岸で大波となる現象をいう。

大地震の場合、地殻変動の長さは数十kmに達し、水深にくらべてはるかに大きい。このため、海底の急激な変動に応じて地殻変動とよく似た海面の変動が初めに形成される。これが波長の長い伝播性の波として周囲に広がり津波となる。

ア．本町周辺における津波

本町の沿岸部は、外海に向かって位置しており地形的に海岸線に人口・資産が集中する傾向にあるため津波に対する防災対策は非常に重要である。

地理的条件から、津波の被害を受けやすく、過去に安政南海地震、昭和南海地震等により度々被害を受けてきた。

一般に 3m の波高があれば、低地に溢れ、4～5m になると津波は山の根まで達し、多数の流失家屋を出す。過去の津波による被害状況及び浸水区域をみると本町の沿岸部がいかに大津波に襲われたかが理解できる。その被害特性を考察すると、各河川及び海岸線からの津波侵入に注意すべきである。

■津波を伴った主な地震

発　生　年	地震の規模	事　　象	図中番号
1707（宝永 4）年	M8.4	宝永地震（南海・東海地震）	①
1854（安政元）年	M8.4	安政東海地震	②
1854（安政元）年	M8.4	安政南海地震	③
1944（昭和 19）年	M7.9	昭和東南海地震	④
1946（昭和 21）年	M8.0	昭和南海地震	⑤

出典：和歌山県における地震の被害想定報告書

2. 災害履歴のまとめ

(1) 風水害の履歴

本町域の浸水対策は、河川と下水道整備がバランスよく進められ、また、都市開発に応じた整備がなされることにより効果が発揮されるものである。

本町における浸水多発地帯は、周辺地域よりも地盤が低い凹地である。浸水の原因として、既設水路の流下能力不足、灌漑用水路の整備問題、河川傾斜が緩やかであるため本川の水位が上昇し、堤内地の水が排水できないこと等が要因としてあげられる。

被害地域は、三角州及び海岸平野、谷底平野、砂州地域に集中していることがわかる。

ア．台風 12 号（平成 23 年 9 月）による被害

台風 12 号の進路は、下図のとおりである。西側、高知県東部～岡山県を縦断した台風 12 号により紀伊半島の各地は土砂崩れ等が発生し、大きな被害をもたらした。

潮岬では、最大瞬間風速が 32.1m／ｓ（南東）、72 時間降水量は 416.5mm（9 月 4 日）となり地点観測史上 1 位を更新した。

本町内では、9 月 4 日の未明に古座川が危険水域を越え、古田地区、中湊地区など 5 地区、928 世帯に避難勧告・指示が発令され、その後古座川流域等で発生した河川氾濫により、床上浸水が 7 地区 78 件、床下浸水は 141 件となった。また、取水ポンプ室の配電盤が浸水してポンプが停止し、配水池の水位が低下する事態となった。

■台風 12 号の進路（平成 23 年）

資料：気象庁

イ．台風 18 号（平成 25 年 9 月）による被害

9 月 15 日に町内で竜巻が発生し、潮岬地区、串本地区、田並地区、西向地区において住家の屋根や屋根瓦が飛散するなどの被害が発生した。建物被害は、町内全体で全壊 2 件（田並地区）、大規模半壊 1 件（串本地区）、半壊 15 件を含む、合わせて 269 件の被害となったが、人的の被害は発生しなかった。

(2) 地震・津波災害の概要

本町周辺における過去の主な地震・津波の発生は以下に示すとおりである。

日本暦（旧暦）		西暦	震央地名又は地震名	M	被害摘要等
年号	年月日	年月日			
宝永	4. 10. 4	1707. 10. 28	東南海道沖	8. 4	津波 5～6m 大津波 3 回来襲　日高郡山内村印南地方、名古浦の民家殆ど流失、有田郡広 85%　流失水死 3,005 人　田辺流失 2,741 戸　水死 24 名
安政	1. 11. 4	1854. 12. 23	東海道沖	8. 4	津波 2～2. 5m 激震大津波の被害の大部分は 5 日の地震によると思われる 流失 1,000 戸以上、焼失（田辺）638 戸、壊家 62 戸以上、死者 72 人以上

日本暦（旧暦）		西暦	震央地名又は地震名	M	被害摘要等
年号	年月日	年月日			
安政	1.11.5	1854.12.24	南海道沖	8.4	津波 4.5～7m　震度 5～6 紀勢分合計　焼失 24　流失 8,498 潰家破損共 18,086　流死 699 人
昭和	19.12.7	1944	東南海沖	8.0	津波 2m　震度 4 激震　津波　死者 44 人　不明 5 人 全壊家屋 174　流失 235　床上浸水 1,213　主として串本以東の沿岸
昭和	21.12.21	1946	南海道沖 昭和南海地震	8.1	津波 2.5～5.5m 震度 5 烈震　津波　死者 195　不明 74 全壊 2,439　流失 316　全焼 2,399
平成	16.9.5	2004	紀伊半島沖	6.9	津波高 0.34m　震度 4
			東海道沖	7.4	津波高 0.86m　震度 4

（和歌山の地震・和歌山地方気象台等より抜粋、被害は県全体）

ア．地震・津波被害の履歴

本町周辺で直下型地震と推定される比較的大きな地震（マグニチュード 6 以上）の記録は、1948 年の日高川地震(M6.7)のみである。これよりやや深い地震として、1952 年の吉野地震（M6.8）と 1899 年の紀伊大和地震（M7.0）がある。

それ以外で被害を及ぼす地震の形態は、南海トラフを起因とする海溝型地震となり県域に被害を及ぼす地震のほとんどがこれに該当する。

イ．地盤液状化の履歴

地盤液状化とは、平常時は安定していた地盤が地震時に液体のようにゆるんで動くことであり、その被害は建築物、橋梁、護岸、埋設管等の構造物に及ぶ。

本町及び周辺地域の地震による液状化の履歴は、「日本の地盤液状化履歴図(1992 年)若松」により把握できる。

資料によると、県内で地盤液状化を起こした記録のある地震は、1854(嘉永 7)年 12 月 23 日のマグニチュード 8.4 の安政東海地震、1854(嘉永 7)年 12 月 24 日のマグニチュード 8.4 の安政南海地震、1946(昭和 21)年 12 月 21 日に起きたマグニチュード 8.1 の昭和南海地震である。液状化の発生した場所は、紀ノ川河口部と古座川河口部である。

3．防災課題の検討

(1) 風水害に関する防災課題

風水害は、水害と土砂災害に大別される。水害は、河川水の越流や堤防破堤等による外水氾濫と、河川水位の上昇にともなって堤内地で生じる内水氾濫とに分けて災害特性を整理した。

土砂災害は、急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流及び地すべり、これらを土砂災

害に対する要注意地域として扱うこととした。なお、砂防指定地については、土砂の流出を抑制すべき区域であり、土砂災害の発生する危険性を直接左右する要因ではないため、ここでは土砂災害に対する要注意地域から除外し、他の山地地域と同様の危険性として評価している。

ア．外水氾濫に関する災害特性の評価

本町には、2 級河川古座川をはじめとする多くの河川が流れているが、その多くは、河川改修が進んでおり、今後も改修計画が図られるため、外水による浸水被害が生じるおそれは低いと考えられる。ただし、本町の河川は、河床勾配が緩やかであり、河川水が下流域の勾配急減部で滞留する傾向にある。そのため、河川規模を上回る出水時には、越流の危険性がある。

平成 13 年 8 月 21 日（台風 11 号）や平成 23 年 9 月 4 日（台風 12 号）の集中豪雨による古座川の氾濫が記憶に新しいが、おおむね、50 年～100 年に一度といわれる降雨がある場合には、河川水が越流するおそれもあることから、今後とも河川改修等を図り、このような状況に対応可能な排水施設の整備、本町域内河川の護岸の整備強化等を念頭に置かなければならない。

イ．内水氾濫に関する災害特性の評価

近年、土地利用の多様化が進む中、山麓への宅地開発や住宅増加がみられ、これまで水田等が担ってきた自然保水能力の低下が問題となり、今までは浸水の発生しなかった降水量においても、被害の発生する危険性が年々高くなりつつあるといえる。

本町における被害の記録は、台風等集中豪雨により床上、床下浸水の住家被害、田畑冠水、県道冠水による被害が発生しており、特に低平地部、水田地域に集中する傾向がある。

内水氾濫の発生危険度が高い地域の特徴として、局地的に低地であったり、河川・水路等の排水効率が悪いこと、また、河川の高水位と地盤高との比高差が少なく周囲の山地斜面と比べて地盤高が著しく緩やかであり、河道への排水能力が不足し内水氾濫が生じやすいと考えられる。

■内水氾濫による被害

支川流域に降った雨は、本川に排水されます。

大雨が降り本川の水位が上がると、支川の水が排水されずに溢れてしまいます。

ウ．沿岸部災害に関する災害特性の評価

沿岸部災害として、姫地区、伊串地区、西向地区（目津大浦・神野川）は高波の影響によりたびたび浸水被害にみまわれており、既設護岸を越波し基幹交通網である国道 42 号の通行止め、飛石、床下浸水などの被害が発生している。このような状況から、今後も海岸保全整備を県の協力のもとで進めていく必要がある。

エ．土砂災害に関する災害特性の評価

山地は斜面勾配が急峻で、土砂災害に対する危険性は一般的に高い。特に集落では段丘面や谷底平野などの平坦面の背後斜面において危険性が高く、注意が必要である。

今後、警戒雨量等を設定し土砂災害時における警戒避難体制の確立が望まれる。

(2) 地震・津波災害に関する防災課題

ア．地震・津波災害（直下型地震）に関する災害特性の評価

本町域内には、活断層は見受けられず、本町周辺部を震源とした阪神・淡路大震災に匹敵する直下型地震発生の危険性は低いものと考えられる。

ただし、本町からの距離は離れているが、中央構造に沿って分布している断層群や田辺周辺の断層群が連動して動くおそれもあり、阪神・淡路大震災を引き起こした兵庫県南部地震級の地震が発生した場合、本町の建築物密集地域の地盤は良好とはいえないため、激しい地震動にみまわれることが予想される。

特に、河口部及び低地部に広がる沖積層地域は地震動が強く現れる区域であり、家屋の倒壊、ライフラインの寸断等、阪神・淡路大震災で問題となった被害が集中すると考えられる。

また、河口部は、地盤液状化が起こるおそれがあるため、この地域では、地盤液状化に備えたさらなる注意が必要である。

阪神・淡路大震災時では、水道管の破損により消火栓が使用不可能となり、消火活動に支障をきたしたが、本町は消火栓の整備は整っているものの、地震時でも使用可能な防火水槽等の消防水利が充分とはいえないため、出火・延焼による二次災害の拡大が予想される。

また、旧来から集落が立地している地域は、道路が狭小で、発災時には倒壊家屋等により避難、救援・救護、消火活動の妨げになる危険性があるため、狭小な道路の拡幅等の整備が課題としてあげられる。

イ．地震・津波災害（海溝型地震）に関する災害特性の評価

本町で大きな被害が想定されている地震は、南海トラフで発生する海溝型地震の「南海トラフ巨大地震」と、東海・東南海・南海地震が同時に発生する「3 連動地震」である。

南海トラフ巨大地震は、強い揺れと津波を伴うマグニチュード 8～9 クラスの巨大地震であり、発生した場合は甚大な被害をもたらすと予測されている。また、3 連動地震は、約 100 年～150 年間隔で発生している。これら南海トラフにおける地震の今後の発生確率は、30 年以内に 70%～80%となっており、早急な対策が必要とされている。

もし、このような海溝型の地震が発生した場合、家屋やブロック塀等の倒壊や火災の発生、延焼等の被害が発生し、また、そのことに起因する死者が発生する危険性が高いと考えられる。また、その後に来襲する大津波により本町内沿岸部の大半が浸水すると予想され、津波による建物被害及び津波から逃げ遅れることにより大勢の死傷者が発生する危険性があると考えられる。

■海溝型地震の長期評価の概要【算定基準日：令和４年（2022年）１月１日】

地震名	地震規模（M）	地震発生確率			平均発生間隔	最新発生時期
		10年以内	30年以内	50年以内		
南海トラフ	８～９クラス	30%程度	70%～80%	90%程度若しくはそれ以上	88.2年	76.0年前

出典：海溝型地震の長期評価の概要（算定基準日　令和４年(2022年)１月１日）
地震調査研究推進本部地震調査委員会

また、本町においては、第３章第２節「和歌山県地震被害調査結果【参考】」が示すような被害が想定され、今後、本町では早急な地震津波対策が必要とされる。特に県が平成25年に行った津波浸水想定では、地震発生後短時間で津波が来襲し、広範囲での浸水が想定される結果となった。

このような状況の中、最大クラスの津波が発生した場合でも「なんとしても人命を守る」ことを基本理念とする「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律123号）」に基づき、南海トラフ巨大地震や東海・東南海・南海３連動地震による大規模な津波から地域住民の命を守るため、行政（国、関係機関、県、町）と地域（住民・事

業者等）が一体となって、総合的な津波防災対策を継続的に取り組んでいくための総合ビジョンとして、「串本町津波防災地域づくり推進計画（平成 27 年 3 月）」を策定した。

本町は推進計画に基づき、津波避難困難地域を解消するため、津波から逃げ切る対策や津波避難を支援する対策、さらには、津波防災に資するまちづくり等のハード・ソフトの総合的な津波防災対策を効果的に実施し、地域の理解・協力（自助・共助）と行政（公助）との連携により、津波に強い串本町を目指していくこととしている。

●津波防災対策の基本的方向

本町は、過去の南海トラフにより発生する地震で大きな被害を受けてきた地域であり、その教訓として、まず山へ逃げることが言い伝えられている。また、本町では、近い将来必ず発生するといわれている南海トラフの地震やそれによる津波の襲来により、大きな被害が予想される。

本町は、中心部である串本地区をはじめとして沿岸地域のほとんどが、浸水する地域となっている。津波被害から地域住民の生命や財産を守るために、海岸施設等の補強や津波防波堤などにより津波を減衰させる対策が考えられる。しかし、南海トラフの地震の地震動に対して損傷しないという保証はなく、現在の海岸施設等を、地震・津波に対応した施設とするための整備は、長い期間と多大な費用が必要なことから、現実的には困難である。

さらに、本町は地震発生後数分で津波が来襲するため、津波の大きさや危険度を判断している余裕はほとんどなく、逃げ遅れは大きな犠牲を生じる結果となる。

したがって、津波に対してはまず逃げることが重要であり、津波防災対策としては人命優先の「逃げる対策」（ソフト対策）が最優先となる。

しかし、避難困難地域などでは、「逃げる対策」を徹底しても安全な場所に避難することは困難であり、逃げる対策を基本としたソフト対策の効果が十分発揮できるよう、ソフト対策と連携した施設整備（ハード整備）も必要となる。

その場合、ソフト及びハード対策を総合的に検討することにより、ソフト対策とハード対策との相互補完、相乗効果、また、施設間の相互補完、相乗効果を図り、より効果的な避難対策と、より効率的な施設整備の実現が必要となる。

したがって、ハード対策は、逃げる対策の効果が十分発揮できるように、ソフト対策と連携・補強する対策「避難を助ける対策」として位置づけられる。

津波による人的被害を出さないためには、いかに早く確実に避難ができるようにするかにかかっている。そのためには、強い揺れを感じたらすぐに、住民一人ひとりが確実に安全な場所に避難できるよう、普段からの避難意識の徹底を行う必要がある。

大きな地震の直後は、行政や消防も被害を受け、十分な機能が発揮できない。「自分の命は自分で守る」、「自分たちの地域は、地域住民自らが守る」という自助・共助の意識の啓発を図り、住民自らが防災活動を実践していくことが何よりも重要であるが、本町のように深刻な津波被害が想定される地域では、それとともに相互補完、相乗効果を求めた効率的な施設整備による対策（公助）も必要であると考えられる。

第３章　災害の想定

第１節　南海トラフ巨大地震の被害想定

中央防災会議防災対策推進検討会議の下に平成 24 年 4 月に設置された「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」（以下「対策検討 WG」という。）において、南海トラフ巨大地震を対象として具体的な対策を進め、特に津波対策を中心として実行できる対策を速やかに強化していくことが重要との認識の下、当面取り組むべき対策等をとりまとめた中間報告（平成 24 年 7 月）が策定された。

また、並行して被害想定手法等について検討が進められ、被害想定の第一次報告（平成 24 年 8 月）として、建物被害・人的被害等の推計結果が、さらに被害想定の第二次報告（平成 25 年 3 月）として、施設等の被害及び経済的な被害がとりまとめられた。

被害想定は、平成 23 年に発生した東北地方太平洋沖地震で得られたデータを含め、現時点の最新の科学的知見に基づき、発生しうる最大クラスの地震・津波を推計したものである。

なお、中央防災会議において示されている主な津波対策は以下のとおりである。

(1)「強い揺れや弱くても長い揺れがあったら避難」を徹底する。
(2) 津波避難に関する多様な情報伝達手段を整備する。
(3) 海岸堤防等は、施設の効果が粘り強く発揮できるよう整備を図る。
(4) 避難場所・避難施設、避難路・避難階段、津波避難ビルなど、安全な避難空間の確保を図る。
(5) 施設の配置見直し、住居等の高台移転、土地利用計画の策定など、津波に強い地域構造を構築する。
(6) 津波避難に関する新たな施設・装備等の技術開発を促進する。
(7) 地震・津波を検知する観測網を整備するとともに、地震発生予測も含めた調査研究を推進する。

■想定地震の規模

区　　分	南海トラフの巨大地震	
	津波断層モデル	強震断層モデル
面　　積（ｋ㎡）	約 14 万	約 11 万
モーメントマグニチュード（Ｍｗ）	９．１	９．０

以下に、「南海トラフ巨大地震の被害想定について（第一次報告、平成 24 年 8 月 29 日）」より、近畿地方が大きく被災するケース（近畿地方と和歌山県）の建物等被害及び人的被害について示す。

■近畿地方が大きく被災するケース（建物等被害）

地震動ケース（基本）　津波ケース（ケース③）

項目		冬・深夜	夏・昼	冬・夕方
揺れによる全壊		約 627,000 棟		
液状化による全壊		約 115,000 棟		
津波による全壊		約 157,000 棟		
急傾斜地崩壊による全壊		約 4,600 棟		
地震火災による焼失	平均風速	約 47,000 棟	約 64,000 棟	約 261,000 棟
	風速８m/s	約 62,000 棟	約 80,000 棟	約 302,000 棟
全壊及び焼失棟数合計	平均風速	約 951,000 棟	約 968,000 棟	約 1,165,000 棟
	風速８m/s	約 966,000 棟	約 984,000 棟	約 1,206,000 棟
ブロック塀等転倒数		約 518,000 件		
自動販売機転倒数		約 11,000 件		
屋外落下物が発生する建物数		約 354,000 棟		

地震動ケース（陸側）　津波ケース（ケース③）

項目		冬・深夜	夏・昼	冬・夕方
揺れによる全壊		約 1,346,000 棟		
液状化による全壊		約 134,000 棟		
津波による全壊		約 144,000 棟		
急傾斜地崩壊による全壊		約 6,500 棟		
地震火災による焼失	平均風速	約 152,000 棟	約 189,000 棟	約 673,000 棟
	風速８m/s	約 185,000 棟	約 223,000 棟	約 741,000 棟
全壊及び焼失棟数合計	平均風速	約 1,781,000 棟	約 1,818,000 棟	約 2,302,000 棟
	風速８m/s	約 1,815,000 棟	約 1,853,000 棟	約 2,371,000 棟
ブロック塀等転倒数		約 849,000 件		
自動販売機転倒数		約 19,000 件		
屋外落下物が発生する建物数		約 859,000 棟		

※地震動による堤防･水門の機能不全を考慮した場合、津波による建物被害増分は約 21,000 棟

注 1）津波ケース③は、南海トラフの巨大地震モデル検討会により設定されたケースのうち、紀伊半島沖～四国沖に大すべり域を設定したケース

注 2）四捨五入の関係で合計は必ずしも一致しない。

■近畿地方が大きく被災するケース（和歌山県での建物等被害）

地震動ケース（基本）　津波ケース（ケース③）＜全壊棟数＞

項目		冬・深夜	夏・昼	冬・夕方
揺れによる全壊		約 59,000 棟		
液状化による全壊		約 5,100 棟		
津波による全壊		約 54,000 棟		
急傾斜地崩壊による全壊		約 500 棟		
地震火災による焼失	平均風速	約 3,000 棟	約 5,100 棟	約 24,000 棟
	風速８m/s	約 6,200 棟	約 8,100 棟	約 25,000 棟
全壊及び焼失棟数合計	平均風速	約 121,000 棟	約 124,000 棟	約 142,000 棟
	風速８m/s	約 125,000 棟	約 127,000 棟	約 143,000 棟

地震動ケース（陸側）　津波ケース（ケース③）＜全壊棟数＞

項目		冬・深夜	夏・昼	冬・夕方
揺れによる全壊		約 97,000 棟		
液状化による全壊		約 5,200 棟		
津波による全壊		約 48,000 棟		
急傾斜地崩壊による全壊		約 600 棟		
地震火災による焼失	平均風速	約 15,000 棟	約 19,000 棟	約 38,000 棟
	風速８m/s	約 17,000 棟	約 21,000 棟	約 39,000 棟
全壊及び焼失棟数合計	平均風速	約 167,000 棟	約 171,000 棟	約 190,000 棟
	風速８m/s	約 169,000 棟	約 172,000 棟	約 190,000 棟

※地震動による堤防･水門の機能不全を考慮した場合、津波による建物被害増分は約 700 棟

注 1）津波ケース③は、南海トラフの巨大地震モデル検討会により設定されたケースのうち、紀伊半島沖～四国沖に大すべり域を設定したケース

注 2）四捨五入の関係で合計は必ずしも一致しない。

■近畿地方が大きく被災するケース（人的被害）

地震動ケース（基本）　津波ケース（ケース③）

項目		冬・深夜	夏・昼	冬・夕方
建物倒壊による死者 （うち屋内収容物移動･転倒､屋内落下物）		約 38,000 人 （約 3,000 人）	約 17,000 人 （約 1,400 人）	約 27,000 人 （約 1,900 人）
津波による死者	早期避難率高＋呼びかけ	約 65,000 人	約 31,000 人	約 33,000 人
	早期避難率低	約 176,000 人	約 153,000 人	約 154,000 人
急傾斜地崩壊による死者		約 400 人	約 200 人	約 300 人
地震火災による死者	平均風速	約 2,600 人	約 1,600 人	約 7,300 人
	風速８m/s	約 3,300 人	約 1,900 人	約 7,800 人
ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物による死者		約 20 人	約 300 人	約 500 人
死者数合計	平均風速	約 106,000 人 ～約 218,000 人	約 50,000 人 ～約 172,000 人	約 68,000 人 ～約 190,000 人
	風速８m/s	約 107,000 人 ～約 219,000 人	約 50,000 人 ～約 172,000 人	約 69,000 人 ～約 190,000 人
負傷者数		約 313,000 人 ～約 326,000 人	約 254,000 人 ～約 269,000 人	約 258,000 人 ～約 275,000 人
揺れによる建物被害に伴う要救助者（自力脱出困難者）		約 141,000 人	約 84,000 人	約 109,000 人
津波被害に伴う要救助者		約 28,000 人	約 36,000 人	約 35,000 人

地震動ケース（陸側）　津波ケース（ケース③）

項目		冬・深夜	夏・昼	冬・夕方
建物倒壊による死者 （うち屋内収容物移動･転倒､屋内落下物）		約 82,000 人 （約 6,200 人）	約 37,000 人 （約 3,000 人）	約 59,000 人 （約 3,900 人）
津波による死者	早期避難率高＋呼びかけ	約 72,000 人	約 38,000 人	約 40,000 人
	早期避難率低	約 183,000 人	約 159,000 人	約 161,000 人
急傾斜地崩壊による死者		約 600 人	約 200 人	約 400 人
地震火災による死者	平均風速	約 8,600 人	約 5,100 人	約 21,000 人
	風速８m/s	約 10,000 人	約 5,800 人	約 22,000 人
ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物による死者		約 30 人	約 500 人	約 800 人
死者数合計	平均風速	約 163,000 人 ～約 274,000 人	約 81,000 人 ～約 202,000 人	約 121,000 人 ～約 242,000 人
	風速８m/s	約 165,000 人 ～約 275,000 人	約 81,000 人 ～約 203,000 人	約 122,000 人 ～約 243,000 人
負傷者数		約 601,000 人 ～約 615,000 人	約 503,000 人 ～約 519,000 人	約 512,000 人 ～約 530,000 人
揺れによる建物被害に伴う要救助者（自力脱出困難者）		約 311,000 人	約 194,000 人	約 243,000 人
津波被害に伴う要救助者		約 28,000 人	約 36,000 人	約 35,000 人

※津波による人的被害は、地震動に対して堤防・水門が正常に機能した場合であり、また、津波避難ビル等の効果を考慮していない場合である。
仮に地震動による堤防・水門の機能不全を考慮した場合、津波による死者数の増加は、次のようになる。
・早期避難率が高く、さらに津波情報の伝達や避難の呼びかけが効果的に行われた場合
＜冬・深夜＞約 6,000 人＜夏・昼＞約 3,400 人＜冬・夕＞約 3,700 人
・早期避難率が低い場合
＜冬・深夜＞約 12,000 人＜夏・昼＞約 10,000 人＜冬・夕＞約 10,000 人
※上記の夏・昼は海水浴客をはじめとする沿岸部での観光客等を考慮していないケースであるが、海水浴客数を考慮した場合、津波による死者数は早期避難率が低い場合で約 179,000 人となる。

■近畿地方が大きく被災するケース（和歌山県）（人的被害）

地震動ケース（基本）　津波ケース（ケース③）

項目		冬・深夜	夏・昼	冬・夕方
建物倒壊による死者 （うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）		約 3,700 人 （約 200 人）	約 1,900 人 （約 100 人）	約 2,800 人 （約 100 人）
津波による死者	早期避難率高＋呼びかけ	約 41,000 人	約 22,000 人	約 22,000 人
	早期避難率低	約 71,000 人	約 62,000 人	約 62,000 人
急傾斜地崩壊による死者		約 50 人	約 20 人	約 40 人
地震火災による死者	平均風速	約 200 人	約 200 人	約 800 人
	風速８m/s	約 400 人	約 300 人	約 900 人
ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物による死者		－	約 10 人	約 10 人
死者数合計	平均風速	約 45,000 人 ～約 75,000 人	約 24,000 人 ～約 64,000 人	約 26,000 人 ～約 66,000 人
	風速８m/s	約 45,000 人 ～約 76,000 人	約 24,000 人 ～約 64,000 人	約 26,000 人 ～約 66,000 人

地震動ケース（陸側）　津波ケース（ケース③）

項目		冬・深夜	夏・昼	冬・夕方
建物倒壊による死者 （うち屋内収容物移動・転倒、屋内落下物）		約 6,000 人 （約 400 人）	約 3,400 人 （約 200 人）	約 4,700 人 （約 200 人）
津波による死者	早期避難率高＋呼びかけ	約 42,000 人	約 23,000 人	約 23,000 人
	早期避難率低	約 72,000 人	約 63,000 人	約 63,000 人
急傾斜地崩壊による死者		約 40 人	約 20 人	約 30 人
地震火災による死者	平均風速	約 1,000 人	約 800 人	約 2,300 人
	風速８m/s	約 1,200 人	約 900 人	約 2,300 人
ブロック塀・自動販売機の転倒、屋外落下物による死者		－	約 10 人	約 20 人
死者数合計	平均風速	約 49,000 人 ～約 79,000 人	約 27,000 人 ～約 67,000 人	約 30,000 人 ～約 70,000 人
	風速８m/s	約 49,000 人 ～約 80,000 人	約 24,000 人 ～約 67,000 人	約 30,000 人 ～約 70,000 人

※津波による人的被害は、地震動に対して堤防・水門が正常に機能した場合であり、また、津波避難ビル等の効果を考慮していない場合である。
仮に地震動による堤防・水門の機能不全を考慮した場合、津波による死者数の増加は、次のようになる。
・早期避難率が高く、さらに津波情報の伝達や避難の呼びかけが効果的に行われた場合
＜冬・深夜＞約 700 人＜夏・昼＞約 500 人＜冬・夕＞約 500 人
・早期避難率が低い場合
＜冬・深夜＞約 1,300 人＜夏・昼＞約 1,100 人＜冬・夕＞約 1,100 人
※上記の夏・昼は海水浴客をはじめとする沿岸部での観光客等を考慮していないケースであるが、海水浴客数を考慮した場合、津波による死者数は早期避難率が低い場合で約 179,000 人となる。

第２節　和歌山県地震被害想定調査結果【参考】

1. 想定条件

(1) 想定地震

想定する地震は、和歌山県に大きな被害をもたらす可能性のある以下の地震としている。

①東海・東南海・南海地震同時発生（以下「東海・東南海・南海地震」という。）
②和歌山県内の中央構造線断層帯を起震断層とする地震（以下「中央構造線による地震」という。）
③田辺市付近直下を震源とする地震（以下「田辺市内陸直下の地震」という。）

■想定地震

区　分	①東海・東南海・南海地震	②中央構造線による地震	③田辺市内陸直下の地震
地震の規模（マグニチュード）	8.6 相当	8.0 相当	6.9 相当
震源断層の位置	駿河トラフ～南海トラフ	中央構造線（淡路島南沖～和歌山・奈良県境付近）	田辺市～本宮町
震源断層の深さ	約 10～30 km	4～14 km	4～12.6 km

資料：和歌山県地震被害想定調査報告書（平成 18 年 3 月）

(2) 時刻及び季節

季節あるいは時刻が被害予測に大きい影響を与える火災や人的被害を検討するため、時刻及び季節について、以下の 3 とおりの組み合わせで予測を行っている。

①冬 5 時：多くの人が自宅で就寝中であり、火気の使用が少ない時間帯
②冬 18 時：炊事や暖房で火気の使用頻度が高くなる季節・時間帯
③夏 12 時：海岸沿いには多くの海水浴客が集まり、市街地などにも通勤・通学している人や買い物客等が集まっている時間帯

(3) 風の条件

火災は風速によって被害量が異なる。風の条件は季節ごとの 5%出現確率の強風時を想定している。

冬季　2m/s（高野）～9m/s（和歌山市ほか）
夏季　2m/s（高野）～8m/s（和歌山市・潮岬ほか）

■東海・東南海・南海地震における想定震源断層モデルの位置（中央防災会議資料より）

■中央構造線による地震における想定震源断層モデルの位置

■田辺市内陸直下の地震における想定震源断層モデルの位置

2. 被害想定調査結果

(1) 地震動等の予測

ア. 地震動予測

①東海・東南海・南海地震

本町域全体が想定震度６弱以上と予測され、町域中央部や海岸沿いの区域では想定震度６強や想定震度７を示す地域もみられ、町全域はかなり高い震度域になると考えられる。

②中央構造線による地震

地震動は一部で想定震度５強、５弱が見られるが、本町域全体のほとんどが想定震度４以下である。

③田辺市内陸直下の地震

地震動は一部で想定震度５強、５弱が見られるが、本町域全体のほとんどが想定震度４以下である。

■震度分布予測結果

＜東海・東南海・南海地震＞

資料：和歌山県地震被害想定調査報告書
（平成 18 年３月）

＜中央構造線による地震＞

＜田辺市内陸直下の地震＞

資料：和歌山県地震被害想定調査報告書（平成 18 年 3 月）

イ．液状化危険度予測

①東海・東南海・南海地震

本町で起こり得る危険性のある地域は、河口部付近の低地と、沿岸部人工海浜地及び埋め立て地で、想定される地震が発生した場合、液状化危険度が極めて高いと予測される。

②中央構造線による地震

本町域全体が極めて低いと想定されている。

③田辺市内陸直下の地震

本町域全体が極めて低いと想定されている。

■液状化危険度予測結果

＜東海・東南海・南海地震＞

資料：和歌山県地震被害想定調査報告書（平成 18 年 3 月）

＜中央構造線による地震＞

＜田辺市内陸直下の地震＞

資料：和歌山県地震被害想定調査報告書（平成 18 年 3 月）

ウ．がけ崩れ危険度予測

急傾斜地崩壊危険箇所、山腹崩壊危険地区（以下、「がけ崩れ危険箇所」とする。）について、高さ・勾配・地質などの要因と危険箇所・地区ごとの計測結果から崩壊危険度の判定を行っている。危険度と崩壊確率の関係は次のとおりである。

・危険度 A：危険性が高い（崩壊確率 90%）
・危険度 B：危険性がある（崩壊確率 10%）
・危険度 C：危険性が低い（崩壊確率 5%）

①東海・東南海・南海地震

本町では、がけ崩れ危険箇所のほとんどが危険度 A と判定され、各所で崩壊が発生するものと予測された。

②中央構造線による地震

本町では、ほとんどが危険度 C と判定されている。

③田辺市内陸直下の地震

本町では、ほとんどが危険度 C と判定されている。

区域	箇所数				東海・東南海・南海地震			中央構造線による地震			田辺市内陸直下の地震		
	急傾斜地崩壊危険箇所（Ⅰ、Ⅱ）	山腹崩壊危険地区（国）	山腹崩壊危険地区（県）	合計	危険度			危険度			危険度		
					A	B	C	A	B	C	A	B	C
串本町全体	335	0	101	436	431	4	1	2	52	382	0	25	411
（旧串本町）	230	0	75	305	302	2	1	1	23	281	0	8	297
（旧古座町）	105	0	26	131	129	2	0	1	29	101	0	17	114

資料：和歌山県地震被害想定調査報告書（平成 18 年 3 月）

■がけ崩れ危険度予測結果（斜面崩壊危険度判定）

＜東海・東南海・南海地震＞

資料：和歌山県地震被害想定調査報告書（平成 18 年 3 月）

＜中央構造線による地震＞

＜田辺市内陸直下の地震＞

資料：和歌山県地震被害想定調査報告書（平成 18 年 3 月）

エ．宅地造成地被害予測結果

①東海・東南海・南海地震

本町の宅地造成地では、危険度 A の箇所も予測されている。

②中央構造線による地震

本町の宅地造成地では、被害の可能性は小さいと予測されている。

③田辺市内陸直下の地震

本町の宅地造成地では、被害の可能性が小さいと予測されている。

■宅地造成地被害予測結果（東海・東南海・南海地震）

＜東海・東南海・南海地震＞

資料：和歌山県地震被害想定調査報告書（平成 18 年 3 月）

＜中央構造線による地震＞

＜田辺市内陸直下の地震＞

資料：和歌山県地震被害想定調査報告書（平成 18 年 3 月）

(2) 被害予測結果概要

①東海・東南海・南海地震

分類		予測項目		被害数量		
				冬５時	冬 18 時	夏 12 時
建物被害		全壊・焼失〔棟〕		10,551	11,950	10,572
		半壊数〔棟〕		4,914	4,127	4,903
火災被害		炎上出火件数〔件〕		5	38	9
		（全壊・焼失のうち）焼失棟数〔棟〕		60	4,009	100
人的被害		死者数〔人〕		803	797	911
		負傷者数（重傷・中等傷者）〔人〕		249	380	307
		要救助者数〔人〕		985	829	814
ライフライン被害		上水道〔箇所〕（被害率〔箇所／km〕		1,040（4.28）		
		下水道〔箇所〕（被害率〔箇所／km〕		41（12.25）		
		プロパンガス〔戸〕		7,425		
		電力施設	地中配電線〔km〕	0.10		
			電柱〔本〕	1,485	2,343	1,497
			架空配電線〔km〕	68	113	68
		電話・通信	地中配電話線〔km〕	0.46		
			電話柱〔本〕	613	961	623
			架空配電話線〔km〕	26	40	26
交通・輸送施設被害		道路施設	地震動・液状化〔箇所〕	36		
			津波浸水延長〔km〕	25		
		鉄道施設	地震動・液状化〔箇所〕	95		
			津波浸水延長〔km〕	8		
		港湾施設		全港湾が津波の影響を受け、大部分で利用困難		
ブロック塀・石塀		ブロック塀〔件〕		2,338		
		石塀〔件〕		713		
生活支障	ライフライン	上水道（地震直後の断水人口）〔人〕		20,380		
		下水道（処理支障人口）〔人〕		58		
		電力施設（地震直後の停電人口）〔人〕		21,429	21,429	21,429
		電話･通信施設（一般電話の機能支障人口）〔人〕		21,429	21,429	21,429
	避難者	一時的住居制約者数（避難所生活者数＋避難所外生活者数）〔人〕	１日後	15,447	16,254	15,460
			１週間後	16,054	16,775	16,066
		ピーク時避難所生活者数〔人〕		10,436	10,903	10,443
	帰宅困難者数	帰宅困難者数〔人〕（帰宅困難率〔%〕）		0 (0.0)	647 (35.7)	3,316 (74.1)

※この被害予測結果概要は、「和歌山県地震被害想定調査報告書」における「串本町」と「古座町」の被害予測結果の数値を単純に合計したものであり、和歌山県のホームページ等で公開されている「和歌山県地震被害想定調査報告書（概要版）」における合併後の「串本町」の被害予測結果と若干の差異がある。

資料：和歌山県地震被害想定調査報告書（平成 18 年３月）

②中央構造線による地震

分類		予測項目		被害数量		
				冬 5 時	冬 18 時	夏 12 時
建物被害		全壊・焼失〔棟〕		3	3	3
		半壊数〔棟〕		32	32	32
火災被害		炎上出火件数〔件〕		0	0	0
		（全壊・焼失のうち）焼失棟数〔棟〕		0	0	0
人的被害		死者数〔人〕		0	0	0
		負傷者数（重傷・中等傷者）〔人〕		2	2	2
		要救助者数〔人〕		0	0	1
ライフライン被害		上水道〔箇所〕（被害率〔箇所／km〕		0（0.00）		
		下水道〔箇所〕（被害率〔箇所／km〕		0（0.00）		
		プロパンガス〔戸〕		18		
		電力施設	地中配電線〔km〕	0.00		
			電柱〔本〕	0	0	0
			架空配電線〔km〕	0	0	0
		電話・通信	地中配電話線〔km〕	0.00		
			電話柱〔本〕	0	0	0
			架空配電話線〔km〕	0	0	0
交通・輸送施設被害		道路施設	地震動・液状化〔箇所〕	3		
		鉄道施設	地震動・液状化〔箇所〕	11		
		港湾施設		ほとんど被害がなく、利用可能		
ブロック塀・石塀		ブロック塀〔件〕		11		
		石塀〔件〕		10		
生活支障	ライフライン	上水道（地震直後の断水人口）〔人〕		0		
		下水道（処理支障人口）〔人〕		0		
		電力施設（地震直後の停電人口）〔人〕		133	133	133
		電話・通信施設（一般電話の機能支障人口）〔人〕		0	0	0
	避難者	一時的住居制約者数（避難所生活者数＋避難所外生活者数）〔人〕	1 日後	20	20	20
			1 週間後	20	20	20
		ピーク時避難所生活者数〔人〕		14	14	14
	帰宅困難者数	帰宅困難者数〔人〕（帰宅困難率〔%〕）		0 (0.0)	647 (35.7)	3,316 (74.1)

※この被害予測結果概要は、「和歌山県地震被害想定調査報告書」の「串本町」と「古座町」の被害予測結果を単純に合計したものであり、和歌山県のホームページ等で公開されている「和歌山県地震被害想定調査報告書（概要版）」における、合併後の串本町の被害予測結果と若干の差異がある。

資料：和歌山県地震被害想定調査報告書（平成 18 年 3 月）

③田辺市内陸直下の地震

分類		予測項目		被害数量		
				冬５時	冬 18 時	夏 12 時
建物被害		全壊・焼失〔棟〕		1	1	1
		半壊数〔棟〕		17	17	17
火災被害		炎上出火件数〔件〕		0	0	0
		（全壊・焼失のうち）焼失棟数〔棟〕		0	0	0
人的被害		死者数〔人〕		0	0	0
		負傷者数（重傷・中等傷者）〔人〕		1	1	1
		要救助者数〔人〕		0	0	0
ライフライン被害		上水道〔箇所〕（被害率〔箇所／km〕		0（0.00）		
		下水道〔箇所〕（被害率〔箇所／km〕		0（0.00）		
		プロパンガス〔戸〕		10		
		電力施設	地中配電線〔km〕	0.00		
			電柱〔本〕	0	0	0
			架空配電線〔km〕	0	0	0
		電話・通信	地中配電話線〔km〕	0.00		
			電話柱〔本〕	0	0	0
			架空配電話線〔km〕	0	0	0
交通・輸送施設被害		道路施設	地震動・液状化〔箇所〕	3		
		鉄道施設	地震動・液状化〔箇所〕	11		
		港湾施設		一部で小さな被害があるが、利用可能		
ブロック塀・石塀		ブロック塀〔件〕		19		
		石塀〔件〕		13		
生活支障	ライフライン	上水道（地震直後の断水人口）〔人〕		0		
		下水道（処理支障人口）〔人〕		0		
		電力施設（地震直後の停電人口）〔人〕		67	67	67
		電話・通信施設（一般電話の機能支障人口）〔人〕		0	0	0
	避難者	一時的住居制約者数（避難所生活者数＋避難所外生活者数）〔人〕	1 日後	12	12	12
			1 週間後	12	12	12
		ピーク時避難所生活者数〔人〕		8	8	8
	帰宅困難者数	帰宅困難者数〔人〕（帰宅困難率〔%〕）		0 (0.0)	647 (35.7)	3,316 (74.1)

※この被害予測結果概要は、「和歌山県地震被害想定調査報告書」の「串本町」と「古座町」の被害予測結果を単純に合計したものであり、和歌山県のホームページ等で公開されている「和歌山県地震被害想定調査報告書（概要版）」における、合併後の串本町の被害予測結果と若干の差異がある。

資料：和歌山県地震被害想定調査報告書（平成 18 年 3 月）

第３節　和歌山県津波浸水想定結果

1. 想定条件の概要

県は、南海トラフの巨大地震等に係る津波浸水・地震被害想定を実施するにあたり、「和歌山県地震・津波被害想定検討委員会」を平成 24 年 4 月に設置し検討を行った。

委員会での意見を参考に、「南海トラフの巨大地震（2012 内閣府モデル：Mw9.1)」と「東海・東南海・南海３連動地震（2003 中防モデル：Mw8.7)」の２つの浸水想定を行い、平成 25 年 3 月に公表された。以下に、想定条件の概要を示す。

■想定条件（内閣府が行った想定との比較）

区　分	東海・東南海・南海3連動地震（H25 和歌山県）	南海トラフの巨大地震	
		H25 和歌山県	H24 内閣府
潮位条件	朔望平均満潮位(※) T.P.+1.00m	朔望平均満潮位(※) T.P.+1.00m	潮位観測所ごとの年間最高潮位 T.P.+(0.89～0.99)m
コンクリート構造物（護岸・防波堤等）	◆地震動により「破壊する」ものとする。(ただし、技術的評価結果があれば沈下量を算定) ◆津波が越流し始めた時点で「破壊」とする。	◆地震動により「破壊する」ものとする。	◆津波が越流し始めた時点で「破壊」とする。
盛土構造物（堤防）	◆地形データとして取り扱う（破壊しない)。	◆地震動により、地震前の 25％の高さとする。(75％沈下) ◆その後、津波が越流し始めた時点で「破壊する」ものとする。	◆地形データとして取り扱う（破壊しない)。
道路・鉄道	◆地形データとして取り扱う（破壊しない)。		
建築物	◆建物の代わりに津波が遡上する時の摩擦（粗度）を設定。		
地盤変動量	◆地盤の隆起は考慮しない。		

※朔望平均満潮位とは、朔（新月）及び望（満月）の日から 5 日以内に現れる、各月の最高満潮面の平均値

資料：「南海トラフの巨大地震」及び「東海・東南海・南海３連動地震」による津波浸水想定について（平成 25 年・和歌山県）

2. 想定結果の概要

本町の結果をみると、南海トラフの巨大地震による津波高は、3 連動地震の 2 倍程度の高さであり、浸水面積（陸域部）は 3 割程度広い結果となっている。

大きな津波の到達時間は 5 分以内であり、地震発生後から津波が到達する時間的余裕は非常に少ない。

■３連動地震（和歌山県）と南海トラフの巨大地震（和歌山県・内閣府）の比較

区　分	東海・東南海・南海3連動地震（H25 和歌山県）	南海トラフの巨大地震	
		H25 和歌山県	H24 内閣府
地震規模	Ｍｗ８．７	Ｍｗ９．１	Ｍｗ９．１
最大津波高	１０ｍ	１７ｍ	１８ｍ
平均津波高	５ｍ	１０ｍ	１０ｍ
平均浸水深	２．６ｍ	５．７ｍ	－
津波浸水面積	７５０ha （本町全域の 5.5%）	１，１７０ha （本町全域の 8.6%）	９８０ha （本町全域の 7.2%）
津波到達時間	第１波・最大津波 ５分	津波高 1m：３分 津波高 3m：３分 津波高 5m：３分 津波高 10m：３分	津波高 1m：２分 津波高 3m：３分 津波高 5m：３分 津波高 10m：４分

注）津波浸水面積は河川部分等を除く陸域部の浸水面積

資料：「南海トラフの巨大地震」及び「東海・東南海・南海３連動地震」による津波浸水想定について（平成 25 年・和歌山県）

■串本町津波浸水予測図

＜南海トラフの巨大地震による津波浸水想定図＞

資料：「南海トラフの巨大地震」及び「東海・東南海・南海３連動地震」による津波浸水想定について（平成 25 年・和歌山県）

和歌山県　津波浸水想定図　串本町　2／7　南海トラフの巨大地震

和歌山県　津波浸水想定図　串本町　3／7　南海トラフの巨大地震

資料：「南海トラフの巨大地震」及び「東海・東南海・南海３連動地震」による津波浸水想定について（平成 25 年・和歌山県）

和歌山県　津波浸水想定図　串本町　4／7　南海トラフの巨大地震

和歌山県　津波浸水想定図　串本町　5／7　南海トラフの巨大地震

資料：「南海トラフの巨大地震」及び「東海・東南海・南海３連動地震」による津波浸水想定について（平成 25 年・和歌山県）

和歌山県　津波浸水想定図　串本町　6／7・古座川町　1／1　南海トラフの巨大地震

和歌山県　津波浸水想定図　串本町　7／7　南海トラフの巨大地震

資料：「南海トラフの巨大地震」及び「東海・東南海・南海３連動地震」による津波浸水想定について（平成 25 年・和歌山県）

＜東海・東南海・南海３連動地震による津波浸水想定図＞

和歌山県　津波浸水想定図　串本町　1／7　東海･東南海･南海3連動地震

和歌山県　津波浸水想定図　串本町　2／7　東海･東南海･南海3連動地震

資料：「南海トラフの巨大地震」及び「東海・東南海・南海３連動地震」による津波浸水想定について（平成 25 年・和歌山県）

和歌山県　津波浸水想定図　串本町　3／7　東海･東南海･南海3連動地震

和歌山県　津波浸水想定図　串本町　4／7　東海･東南海･南海3連動地震

資料：「南海トラフの巨大地震」及び「東海・東南海・南海３連動地震」による津波浸水想定について（平成 25 年・和歌山県）

和歌山県　津波浸水想定図　串本町　5／7　東海･東南海･南海3連動地震

和歌山県　津波浸水想定図　串本町　6／7・古座川町　1／1　東海･東南海･南海3連動地震

資料：「南海トラフの巨大地震」及び「東海・東南海・南海３連動地震」による津波浸水想定について（平成 25 年・和歌山県）

資料：「南海トラフの巨大地震」及び「東海・東南海・南海３連動地震」による津波浸水想定について（平成 25 年・和歌山県）

第４節　津波災害警戒区域

津波災害警戒区域の指定について（平成 28 年 4 月 19 日）

県は、警戒避難体制を特に整備すべき区域として、津波防災地域づくりに関する法律（平成 23 年法律第 123 号）第 53 条に基づく、「津波災害警戒区域」（「南海トラフ巨大地震による津波浸水想定区域に同じ）を指定し、「基準水位」も併せて公示された。

■串本町津波災害警戒区域

資料：和歌山県の津波災害警戒区域の指定について（平成 28 年・和歌山県）

第４章　防災ビジョン

第１節　計画の理念

本町の地域特性や今後のまちとしての開発動向及び既往災害の教訓を踏まえ、複合災害も考慮して、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するとともに、本町の安全性をより一層高める都市基盤施設の整備等により、災害に強いまちづくりを実現する。

上記の内容を受け、本町の防災に取り組む基本理念を以下に示す。

＜　本町の防災に取り組む基本理念　＞

①災害に対して、積極的な防災型のまちづくりを推進する。
②災害発生時に、迅速に対応できる体制づくりを推進する。
③行政のみでなく、町民参加を念頭に置いた「災害に強いまち」づくりを行う。
④災害発生時に迅速な対応がとれるようソフト、ハードの両面にわたる防災対策を推進する。
⑤町民の防災行動力の向上を図る。

第２節　基本目標

計画の理念に基づき、この計画で達成すべき基本目標を定める。

計画の目標を達成するためには、科学的な研究成果と様々な経験に基づいて検討し、実現に向けて町民と行政が一体となり取り組むことが望まれる。

具体的な基本目標を以下に示す。

１．防災型地域整備の推進（災害に強いまちづくり）

南海トラフの地震による津波の発生が懸念されるなか、複数の公共施設が浸水想定区域内に立地していることから、これら施設を、津波による被害を受けない高台への整備を進めることにより、災害に強いまちづくりを行う。

また、木造住宅が密集している地域は、地震・津波災害、大規模火災に対し非常に脆弱な地域構造を呈している。このことを念頭に置き、中長期的な視野に立って、住宅や土木構造物の安全性の向上、防災上重要な施設の非構造部材を含む耐震化、ライフラインの強化など、災害を未然に防ぐことのできるまちづくりを行う。

○公共施設の高台移転整備
○耐震、耐火性の高い建築物により構成された地区への転換
○防災空間（公園・街路）や防災拠点の整備
○大規模火災に対応できる消防水利の充実（防火水槽等の充実）

○耐震性を持ったライフラインの整備
○用水路、排水施設の機能を高めた総合的な治水対策の推進

2. 行政と町民が一体となった防災対策の推進（災害に強い人づくり）

災害時において、町民の日常的な災害への備えと的確な対応が最も大きな力となることが、これまでの多くの事例で証明されている。
従来型の地域コミュニティが弱体化している現状を踏まえ、自主防災組織の育成強化、町民の防災思想・防災知識の普及・啓発を図る。

○行政、町民、企業を含めた情報ネットワークの構築
○自主防災組織育成の積極的支援・援助
○ボランティア活動環境の整備
○定期的な防災訓練の実施
○防災出前講座の実施

3. 災害時に即応できる組織･動員体制の整備（災害に強いシステムづくり）

災害時において本町の役割を的確に果たし、被害を最小限に抑えるため、庁舎内の緊急時の対応能力を強化するとともに、他の防災機関との連携を図り、広域的な防災体制の整備を推進する。

○災害対策本部の強化
○各職員の明確な役割分担と動員体制の整備
○広域的な防災体制の整備
○平常時における防災マネジメントの充実
○情報収集・伝達体制の整備

4. 要配慮者の視点に立ったきめ細やかな防災対策の推進（福祉対策の充実）

高齢者、障がい者、外国人等の要配慮者は、災害時に被害を受けやすく、阪神・淡路大震災や一連の豪雨災害時の課題となった。
要配慮者に関する防災対策は、本町の福祉計画とも深く関連していることに留意して総合的な取り組みが必要である。特に災害情報の伝達や避難対策については、要配慮者の視点でチェックしたきめ細かな整備を進める。

○災害時に的確な情報提供を行える体制づくりの推進
○避難行動要支援者の情報収集、避難行動要支援者名簿の作成・利用・提供体制の確立
○避難誘導、救護・救済対策の確立
○地域住民と防災関連組織が連携した救護体制の確立

○福祉用具等の調達及び、被災地域への介護職員の派遣体制の整備

5. 消火・救助・救急体制の整備

大規模火災などの災害に備えて消防施設等の整備及び強化、消防力の充実、広域支援の整備を図る。
また、関係機関との連携を図り、消火・救助・救急体制を一層充実する。

○防火水槽の増設と多様な消防水利の確保
○救助資機材の整備
○患者等搬送体制の確立
○防災関連組織等と連携した防災訓練の実施
○消防・救急無線のデジタル化整備

6. 緊急物資の確保・供給

被災後数日間の生命維持に必要となる給水体制の整備及び物資の備蓄を推進する。
また、町内各地に備蓄拠点施設を指定し、分散備蓄に努めるなど、備蓄体制の強化を図る。

○応急給水拠点の整備（給水基地の整備）
○給水車による応急給水体制の整備
○災害発生直後から必要となる食料や毛布等の生活必需品の備蓄及び調達による確保
○要配慮者や女性、こどもの視点に立った物資の備蓄・調達体制の整備
○町民への備蓄品目、数量等の啓発
○緊急輸送道路及び緊急輸送道路に至る生活道路等の確保

7. 避難収容

災害に応じた指定避難場所、指定避難所、避難路の選定並びに避難誘導体制の整備を行い、町民が安心して避難が行えるよう、津波一時避難場所（津波避難目標地点、津波避難ビル、津波避難タワー等）の整備等を行い、また、学校施設や公園施設等の公共施設は、各種災害に応じた避難所としての整備を推進する。
なお、避難生活の支援策として、避難所での避難生活が困難な要配慮者に対して、福祉避難所を整備して、避難生活の改善を図る。

○震災時（津波を伴う地震時）の時系列的避難方法の検討
○避難路の整備
○津波一時避難場所（津波避難目標地点、津波避難ビル、津波避難タワー等）の選定及び整備
○風水害時避難所、震災時避難所、福祉避難所の選定

○避難情報の判断・伝達マニュアルの更新
○施設管理者等と連携した避難所等の受入体制の整備
○要配慮者や女性、こどもへの支援体制の確立
○地域住民組織と連携した避難所の運営体制の整備

8. 医療・保健体制の整備

災害時における応急医療を迅速かつ的確に行うため、情報の収集・伝達体制の整備、救急医療施設の整備、救急患者の搬送体制の整備を図るなどの災害時医療体制を整備する。

○広域医療体制の整備
○地域の救護所の設置
○地域医療班の設定
○医薬品、医療機器及び衛生材料の備蓄機能の強化
○保健衛生機能の強化

9. 関係機関との協力、連携

大規模災害については、被災地のみならず、近隣府県、周辺市町村が連携した災害応急対策にあたることが重要となる。そのため、国、県、本町を始め、防災関係機関・団体等の連携体制を図る。

○他市町村との相互応援・受援体制の整備
○自衛隊との連携
○応援協定の締結と推進
○応援・受援協力体制に基づく防災訓練の実施

第５章　地震・津波防災対策の実施に関する基本的な考え方

1. 基本的な考え方

町民の生活に重大な被害を及ぼすおそれのある地震・津波災害に対処するため、地震発生までの間に様々な対策を講じ、被害軽減を図る必要がある。しかしながら、地震はいつ発生してもおかしくないことから、効果的かつ効率的に被害軽減策を講じなければならない。被害要因の分析を通じた効果的な対策を選択し、戦略的に集中して推進するため、和歌山県地域防災計画（令和３年度修正）に定められた地震防災対策の実施に関する目標及び平成 27 年度からの和歌山県地震防災対策アクションプログラム～防災・減災対策の総点検～を踏まえ、本町における地震・津波防災対策の実施を図る。

「和歌山県地震防災対策アクションプログラム～防災・減災対策の総点検～」の体系

分野	大項目	項目（主なもの）
地震・津波に備える	建築物の耐震化	住宅の耐震化 避難所の耐震化（非構造部材の耐震化を含む。） 公共土木施設等の耐震化
	津波対策	津波防波堤の整備 避難路整備の推進
	災害に強いまちづくり	土砂災害防止施設等の整備の推進 緊急輸送道路の確保
	医療・救護体制の強化	災害拠点病院の防災対策
	情報の伝達・通信機能の確保	ラジオ難聴取世帯の解消
	地域の防災体制づくり	家具転倒防止対策の推進 防災教育の充実 避難行動要支援者避難対策の推進 アスベスト飛散防止対策
	行政の防災体制の強化	より実践的な防災訓練の実施
災害発生時の県民生活を守る	避難生活の支援体制の充実	避難所の運営支援 緊急物資の備蓄体制の整備
迅速に復旧、復興を進める	県民生活の再建・復興の推進	被災者の生活再建の支援 災害廃棄物の速やかな処理体制の構築 復旧・復興計画の事前策定支援

2. 地震防災緊急事業五箇年計画との関係

地震防災対策特別措置法（平成７年法律第 111 号）に基づく地震防災緊急事業五箇年計画は、当該計画に定める防災ビジョン及び当該地震・津波防災対策の実施に関する基本的な考え方に即し、効果的かつ効率的な施設の整備に努める。

第６章　防災関係機関の実施責任及び処理すべき事務又は業務大綱

本町及び県、並びに町の区域を管轄若しくは町内に所在する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び公共的団体その他防災上重要な施設の管理者は、所轄事項についておおむね次の事務又は業務を処理するものとし、その際には相互に協力するよう努めなければならない。

第１節　実施責任

1. 本町

防災の第一次的責任を有する基礎的地方公共団体として、地域並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

2. 県

市町村を包括する広域的地方公共団体として、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の実施を助け、かつ、その総合調整を行う。

3. 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域並びに地域の住民の生命・身体及び財産を災害から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力し、防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるよう勧告、指導、助言等の措置をとる。

4. 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動を実施するとともに、県及び町の活動が円滑に行われるようその業務に協力する。

5. 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平常時から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には災害応急措置を実施する。

また、県、町その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

第２節　処理すべき事務又は業務大綱

(1) 串本町

機関の名称	処理すべき事務又は業務大綱
串　本　町	①串本町防災会議及び串本町災害対策本部に関する事務 ②防災に関する施設、組織の整備と訓練 ③災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査報告 ④災害防除と拡大の防止 ⑤救助、防疫等、り災者の救助保護 ⑥災害復旧資材の確保と物価の安定 ⑦り災者に対する融資等の対策 ⑧被災町営施設の応急対策 ⑨災害時における文教対策 ⑩災害対策要員の動員並びに雇用 ⑪災害時における交通、輸送の確保 ⑫被災施設の復旧 ⑬町内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整

(2) 和歌山県

機関の名称	処理すべき事務又は業務大綱
和　歌　山　県	①和歌山県防災会議に関する事務 ②防災に関する施設、組織の整備と訓練 ③災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査報告 ④災害防除と拡大の防止 ⑤救助、防疫等、り災者の救助保護 ⑥災害復旧資材の確保と物価の安定 ⑦り災者に対する融資等の対策 ⑧被災県営施設の応急対策 ⑨災害時における文教対策 ⑩災害時における公安対策 ⑪災害対策要員の動員並びに雇用 ⑫災害時における交通、輸送の確保 ⑬被災施設の復旧 ⑭市町村が処理する事務、事業の指導、あっせん等

(3) 警察機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務大綱
新宮警察署	①災害時における住民の生命、身体、財産の保護 ②災害時における犯罪予防及び取締り並びに治安維持のための警察活動 ③災害時における交通の混乱防止及び交通秩序の確保 ④災害時における緊急自動車のための交通規制 ⑤遺体の検視及び身元の確認 ⑥他の機関の行う緊急活動に対する協力援助

(4) 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務大綱
陸上自衛隊第 37 普通科連隊 陸上自衛隊第 304 水際障害中隊	①人員の救助、消防、水防及び救援物資の輸送並びに通路の応急啓開 ②応急救援、防疫、給水、入浴支援及び通信支援

(5) 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務大綱
田辺海上保安部 串本海上保安署	①海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災地変その他救済を必要とする場合の海上における救助及び防災活動 ②災害時における港内及び付近海上における船舶交通安全の確保、整頓及び指示、誘導並びに災害の拡大防止 ③災害時における海上緊急輸送及び治安の維持 ④海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に関する障害を除去するものの監督 ⑤災害時における非常通信連絡体制の維持及び活動
和歌山地方気象台	①気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集及び提供 ②気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 ③気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 ④地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 ⑤防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 串本国道維持出張所 新宮国道維持出張所	①土木施設の整備と防災管理 ②水防のための警報等の発表、伝達と水災応急対策 ③被災土木施設の災害復旧 ④緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
新宮労働基準監督署	①工場、事業場における労働災害の防止 ②救助の実施に必要な要員の確保

機関の名称	処理すべき事務又は業務大綱
近畿農政局和歌山地域センター	①災害における主要食糧の応急対策

(6) 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務大綱
西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社 新宮駅	①輸送施設の整備と安全輸送の確保 ②災害対策用物資の緊急輸送 ③災害時の応急輸送対策 ④被災施設の調査と災害復旧
西日本電信電話株式会社和歌山支店 ｴﾇ･ﾃｨ･ﾃｨ･ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｽﾞ株式会社 株式会社 NTT ﾄﾞｺﾓ KDDI 株式会社	①電気通信施設の整備と防災管理 ②災害時における緊急通話の取扱い ③被災施設の調査と災害復旧
ｿﾌﾄﾊﾞﾝｸ株式会社	①電気通信施設の整備と防災管理 ②電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 ③被災電気通信設備の災害復旧
関西電力送配電株式会社 新宮配電営業所 串本技術サービスセンター	①災害時の電力供給 ②被災施設の調査と災害復旧 ③ダム施設等の整備と防災管理
日本郵便株式会社 串本支店 串本郵便局	①災害時における郵便事業運営の確保並びに災害特別事務の取扱い及び援護対策の実施 ②被災郵便業務施設の復旧
日本赤十字社 和歌山県支部	①災害時における医療、助産及び被災地での医療、助産、救護 ②災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 ③義援金品の募集配布
日本放送協会（NHK） 和歌山放送局	①防災知識の普及と警報等の周知徹底 ②災害状況及び災害対策等の周知徹底
日本通運株式会社 紀南営業センター	①災害時における緊急陸上輸送

(7) 指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務大綱
放送機関	①防災知識の普及と警報等の周知徹底 ②災害状況及び災害対策等の周知徹底
バス機関	①災害時における被災者及び一般利用者等の輸送の確保 ②災害時の応急輸送
輸送機関	①災害時における救助物資及び避難者の輸送の確保 ②災害時の応急輸送
東牟婁郡医師会 西牟婁郡医師会	①災害時における医療救護の実施 ②災害時における防疫の協力

(8) その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務大綱
病院等経営者	①避難施設の整備と避難訓練の実施 ②被災時の病人等の収容保護 ③災害時における負傷者等の医療、助産救助
社会福祉施設の経営者	①避難施設の整備と避難訓練の実施 ②災害時における収容者の収容保護
学校法人	①避難施設の整備と避難訓練の実施 ②災害時における教育の応急対策計画の確立と実施
農業協同組合 森林組合 漁業協同組合	①本部が行う農林水産関係の被害調査等応急対策への協力 ②農林水産物等の災害応急対策についての指導 ③被災農林漁業者に対する融資又はあっせん ④農林漁業共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧 ⑤飼料、肥料、その他資材及び船舶等の確保又はあっせん
商工会等商工業関係団体	①本部が行う商工業関係の被害調査等応急対策への協力 ②救助用物資、復旧資材の確保についての協力
金融機関	①被災事業者に対する資金融資
危険物及び高圧ガス施設等管理者	①安全管理の徹底 ②危険物及び高圧ガス施設等の点検

第１部　災害に強いまちづくり

第１章　防災都市計画

担当	関係各課等

1. 現　況

人口、産業が集中している市街地の密集地域においては、地震発生時には大規模な災害が起きる危険性が高い。都市計画としては、避難地、避難路等としての都市基盤施設の整備や建築物の不燃化推進に努めているが、中には土地利用が不健全なため、都市基盤の整備が立ち後れている地域も存在し、安全な都市環境の実現を図っているところである。

2. 計画方針

本町をはじめ防災関係機関は、災害時における町民の安全を確保するため、防災空間の整備や市街地の面的整備、土木構造物・施設の耐震対策などにより、災害に強い都市基盤を整備し、防災機能の強化に努める。その際、大規模地震後の複合災害※の発生可能性についても認識しておく必要がある。

また、本町は、大規模自然災害に対して被害の防止及び軽減に関する各種対策をより効果的に実施するとともに、いち早く復興まちづくりに取り組むことができるように、想定される被害やまちづくりの課題を把握・整理し、復興まちづくりに向けた基本方針や実施体制等を定めた「復興計画」の事前策定に努める。

※複合災害：同時又は連続して２以上の災害が発生し、それらの影響が複合化することにより被害が深刻化し、災害応急対応が困難になる事象

3. 計画内容

(1) 公共施設の高台への移転整備

平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災以降、本町役場庁舎は災害時の活動拠点として、また、早期の復旧復興を果たす活動拠点として、その役割の重要性が見直された。このため、本町役場庁舎を、津波による被害を受けない高台に統合整備し、本町としての防災機能を強化した。

さらに、高台移転に向けて、小学校等の統合・移転、町立図書館や町立体育館等の社会教育施設、浸水想定区域内の古座消防署や消防屯所（防災拠点施設）の移転推進、くしもとこども園の高台新設により、災害に強いまちづくりを推進する。

(2) 高速道路を利用した避難場所等の整備

国土交通省は、南海トラフの巨大地震が発生した場合、国道 42 号すさみ－串本間の 6 割が浸水し、通行不能になると予測している。

現在事業が進められているすさみ串本道路及び串本太地道路については、海岸及び山裾に沿った線形を基本として海抜の高い位置に建設されることから、津波発生時には一時避難場所として利用でき、加えて病院や防災拠点場所及び集落にできるだけ近づけた計画により、災害時には高速道路を利用して地域間の連携を図り、早期復旧を行う。

具体的な計画は、一時避難場所となる高速道路への避難階段の整備、工事用道路を活用した緊急用出入口の設置が予定されている。

本町は、この近畿自動車道の整備を受けて、くしもと町立病院近くに設置が計画されている串本インターチェンジ（仮称）付近の高台に、応急仮設住宅用地及び緊急物資の集積場等の災害時の拠点場所となるオープンスペースの整備を推進する。

(3) 市街地の整備

本町は、特に老朽木造住宅密集地で道路・公園等の防災関連施設の整備されていない地域について、地域住民の理解と協力を得たうえで、土地区画整備事業、市街地再開発事業等により面的な都市基盤の整備を推進する。

また、住宅地については、低・未利用地の有効活用、老朽住宅密集市街地整備の促進などを検討し、住宅・住宅地供給に関する基本方針及び基本計画を定め、防災機能の向上、住環境の改善を図り、住みやすく災害に強い住宅地の整備を推進する。特に、密集市街地については、「串本町地域防災力向上モデル地区育成事業」を推進し、防災力の向上に努める。

なお、適切な管理のなされていない空き家等に対しては、法に基づき助言・指導・勧告等の措置を行うとともに、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空き家等の全部又は一部の除却等の措置を検討する。

(4) 防災空間の整備

災害時において、公園、緑地及び道路等の都市基盤施設は、避難場所、避難路として重要な役割を担うとともに、大規模火災が発生した場合には延焼遮断帯としても機能する防災空間である。これら都市基盤施設の整備を効果的に推進し、防災空間の確保に努める。

ア．道路の整備

本町の道路の多くが幅員の狭小な補助幹線道路※又は生活道路であり、災害時には交通の混乱が予想される。

道路は単に交通施設としての機能だけでなく、災害時における延焼遮断帯、避難路あるいは消防、警察、その他災害応急対策活動の緊急交通路となることを踏まえ、多重系交通ネットワークの形成を図るため、幹線町道（1・2 級）及び補助幹線道路の拡幅等の広域的な整備を推進する。

特に、津波からは「とにかくすぐに逃げること」が重要であることから、津波危険

地域等を重点として、避難路の防災対策を推進する。

また、農地部や山間部においては、道路交通の安全と、円滑な運行を確保し、併せて災害に強い道路を整備するため、以下の対策を行う。

(ｱ) 集落を結ぶ道路における避難地への緊急道路の整備を進める。

(ｲ) 豪雨により道路や橋梁等交通施設の被害が発生した場合、通行不能箇所に対する大迂回路や局地迂回路を迅速に特定し、効果的な規制方法を選択できる体制を目指し、交通施設の基礎情報をはじめ、地形、各種区域、各種施設等の情報収集・整理に努める。

※補助幹線道路：近隣住区内の交通の集散を受け持ち、沿線施設等への円滑なアクセスや良好な生活空間を形成する幹線道路

イ．公園の整備

公園等のオープンスペースは、災害時における避難場所、あるいは火災時の延焼遮断帯としての機能を有する。

公園整備について、町関連計画に沿った備蓄倉庫、耐震性貯水槽、夜間照明施設等、防災機能を備えた防災公園、また、災害復旧道路となる近畿自動車道紀勢線すさみ串本道路及び串本太地道路の串本インターチェンジ（仮称）及び緊急用出入口付近の高台において整備を促進する。他の地域においても、同様の防災機能を備えた防災公園整備を計画的に推進する。

さらに、既設公園については、防災機能向上を推進し、防災環境の整備・充実を図る。

ウ．市街地緑化の推進

「緑」の重要な供給源である公園の整備や、延焼遮断機能を有する緑地や並木など、市街地における緑化、緑の保全を推進する。

河川については、オープンスペースを活用した緑地の整備に努めるとともに、幹線道路についても沿道緑化を推進する。

エ．高齢者や障がい者に障壁のない市街地の整備

建築物の耐震性の向上に加えて、建築物内から避難場所等まで安全で障壁のない避難路の確保のため、高齢者、障がい者にも安全なバリアフリー新法※及び「和歌山県福祉のまちづくり条例（平成 21 年）」に適合した建築物等の整備促進を図る。

※バリアフリー新法：「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」平成 18 年制定

(5) 木造住宅密集地域の整備促進

木造住宅密集地域では、震災による建物倒壊や火災の発生等による被害がより拡大するおそれがあるため、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、避難路・避難地の整備、オープンスペースの整備、木造密集市街地の面的整備、建築物の耐震・不燃化等地震に強いまちづくりを推進する。

(6) 火災予防対策及び防災拠点施設機能の整備促進

地震による火災は同時多発の危険性があり、一方で、断水や道路の寸断等によって消防活動に障害が生じ、通常の火災よりも被害が拡大するおそれがある。また、東日本大震災による教訓として、津波による被害においては水害だけではなく、広範囲にわたる火災の発生が確認されている。

こうした事態に備え、本町は、町民の防災意識の向上を図り、安全で災害に強いまちづくりを推進するため、標高 24mの高台に防災拠点となる消防防災センターを整備した。

住民に対しては、火気取扱いに関する啓発、家庭への消火器具の普及等、出火防止対策及び初期消火対策を推進するとともに、避難所等防災拠点における収容、情報収集・伝達、備蓄、応急救護等の機能の整備及び耐震性貯水槽の整備等による飲料水の確保・消防水利の整備を推進する。

(7) 土砂災害予防の推進

急傾斜地等では、地震により土砂災害の発生が懸念される。そこで、被害を最小限に食い止められるよう、災害防止事業を推進するとともに、以下の対策に積極的に取り組む。

ア．災害危険地域の現状把握とパトロールの実施
イ．住民への周知

(8) 津波防災対策の推進

津波は、比較的発生頻度が高く（数十年から百数十年に１回の頻度で発生する。）、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波で、防波堤などの構造物によって津波の内陸への浸入を防ぐ海岸保全施設等の建設を行う上で想定する津波（L1 津波）と、東日本大震災で発生した津波のように、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波（L2 津波）が想定される。

本町は、「串本町津波防災地域づくり推進計画（平成 27 年 3 月）」等に基づき、近い将来発生する南海トラフ地震による津波から地域住民等の命を守るため、行政、地域、住民一体となって津波防災対策に取り組んでいく。

津波防災対策は、以下に示すように、逃げる対策（ソフト対策）と避難を助ける対策（ハード対策）の双方を効果的に実施し、住民の理解と協力の下に津波に強い串本町を目指す。

ア．津波警戒標識設置
イ．避難標識・ハザードマップの充実
ウ．木造住宅の耐震化
エ．安全な避難路の新設・整備（手すり、照明（LED 避難誘導灯等）及び避難誘導標識の設置等）
オ．安全な避難場所の新設・整備（避難所の耐震化、ユニバーサル化等）
カ．避難困難地域の解消（津波避難ビルの指定、津波避難タワーの設置、避難シェルター等）

キ．海岸線の開口部対策（陸こうの常時閉鎖、ゲート化等）
ク．正確・迅速な情報提供（防災行政無線のデジタル統合整備、戸別受信機の整備、災害対策本部と各地区との情報伝達体制等）
ケ．緊急輸送道路等の整備（橋梁の耐震補強、道路の拡幅等）
コ．ライフラインの強化・耐震化（水道管の耐震化、ライフライン関係機関との連携等）
サ．物資・資機材の備蓄（避難場所への物資備蓄、地域における物資備蓄等）
シ．津波による浸水被害の軽減対策の実施
ス．地域の中核となる防災拠点の整備（公共施設の耐震化）
セ．復旧・復興計画の策定への取り組み（復旧事業計画、復興事業計画の検討等）
ソ．住民とともに進める防災まちづくり

(9) 地域防災力向上モデル地区

災害に強いまちづくりの推進のため、「地域防災力向上モデル地区」として種々の防災活動や事業実施に協力が得られる地区を本町がモデル地区として指定し、本町、モデル地区、関係機関が協議をしながら防災活動・事業を行い、災害に強い町づくり推進への検証、地域防災活動の活性化を目的として計画的に実施する。

(10) ブロック塀・石垣の倒壊対策

ブロック塀・石垣等の倒壊による災害を未然に防止するため、避難路や通学路を中心に安全対策の向上に努める。

また、避難路確保のための必要性を啓発しながら、「地震・津波避難路確保のための補助金」の「ブロック塀撤去補助」の活用を促進する。

(11) コンピュータの安全対策

本町で保有する重要なデータ及びシステム等について、クラウド化等によるセキュリティの確保に努めるとともに、自庁内で保管する場合は耐震補強、機器の落下倒壊防止、データの保管等の安全対策及びバックアップを行う。

(12) ライフライン施設の耐震化・液状化対策の推進

上水道、電気、ガス、通信施設が地震によって被害を受けると、日常生活や各種災害応急対策活動に大きな影響を及ぼす。

本町は、上水道施設の耐震化及び液状化対策に努めるとともに、電気、ガス、通信施設に係る各社と日頃から情報交換を行い、その防災対策の現状を把握するとともに、必要に応じて防災対策の向上を要請する。

また、県が作成した液状化ハザードマップを活用し、液状化の危険性を周知する。

(13) 下水道の整備

本町は、排水不良が災害時の浸水などによる被害を一層拡大する要因であることを踏まえ、これに対処するため排水不良地域から順次水路の整備計画を立てて整備を推進する。

(14) 衛生施設の整備

本町及び串本町・古座川町衛生施設事務組合は、ごみ処理施設、し尿処理施設についても、災害時の清掃活動に支障のないよう整備・充実に努める。

また、串本火葬場については、耐震・老朽の両面を考慮し、災害時の円滑な施設稼動のためにも、串本町第１次実施計画において計画している新火葬場の建設に努める。

(15) 防災関係機関・団体との連携強化

災害後の各種応急対策活動は、本町とさまざまな防災関係機関、団体が連携して実施される。防災関係機関、団体と連携した活動が適切に行えるよう、あらかじめ以下の点について準備を行っておく。

ア．協定等の締結
イ．定期的な情報交換の実施
ウ．防災訓練の実施

(16) 復興計画の事前策定等

被災後、早期かつ的確に本町域の復興を進めるには、平時から準備できることに取り組み、復興まちづくりに必要な知識を学んでおく必要があり、本町は、「和歌山県　復興計画事前策定の手引き」などを踏まえ、あらかじめ以下の点について検討し、復興計画の事前策定に努める。

ア．復興体制

広範囲にわたり甚大な被害を受けた場合には、復旧・復興事業が同時かつ大量に発生し、事業を進めるノウハウ不足に加え、これらを担う人材や工事の資機材が不足する状況下においても、復旧・復興事業を迅速に進めることができるよう、ＵＲ都市機構などへの復興事業の委託やＣＭ（コンストラクション・マネジメント）方式等の発注方式、復興事業を効果的・効率的に進めるための工事調達方法等について事例研究等を行い多様な業務執行体制を検討する。

また、復興まちづくり体制の整備については、遅くとも復旧期から復興まちづくりに着手することができるよう、専門部署の確保や復興本部等の早期設置に留意し検討を行う。

イ．復興手順

復興手順とは、被災後の復興まちづくりにあたっての「取組項目」と「手順・手続き（実施時期）」を示したものをいい、以下のような復興計画の事前決定のフローイメージを踏まえ明確化に努める。

〈復興計画の事前決定のフローイメージ〉

出典：復興計画事前策定の手引き（平成30年２月　和歌山県）

ウ．基礎データの事前整理、分析

まちの基礎データと被害想定を重ね合わせ、まちの課題を分析できるよう、土地利用規制に関するデータ、復興事前準備の検討のベース図となる地形図、土地利用・建物利用現況図、都市基盤施設の整備（予定）状況図、対象地区等の防災に関する現況・課題、方針を示す上位関連計画と、災害リスクを把握するためのデータなどの有無について確認し、必要に応じて充実に努める。

エ．復興における目標等

対象地区の現状分析や課題の整理を踏まえ、「命を守るまちづくり」、「暮らしやすさを高めるまちづくり」、「産業を守るまちづくり」の観点から具体的に検討すべき事項等を整理し、串本町長期総合計画や串本町国土強靭化計画等とも整合を図りながら復興における目標などを検討する。

オ．復興訓練の実施

復興訓練の実施については「第２編第３部第１章２.計画内容（7）復興まちづくり等に関する訓練」を参照。

カ．被災後の応急仮設住宅やがれき置き場等の候補地

応急仮設住宅の候補地については「第２編第２部第５章３.計画内容（9）応急仮設住宅等の事前準備」及び、がれき置き場等の候補地については別途定める「串本町災害廃棄物処理計画」と整合を図り、各候補地の適正配置に努めるとともに、域内での確保が困難な場合に備えて、災害時相互応援協定等による広域市町村連携の強化などを検討する。

第 2 章　建築物災害予防計画

担当	関係各課等

1. 現　況

本町の建築物の現状は、第 1 編第 2 章第 2 節「社会的条件 2. 建築物」で示すとおり、木造建築物が全体の 9 割以上を占めており、地震発生時には家屋の倒壊、地震火災の発生・延焼等の危険性が全町域に潜在しているといえる。特に、建築物密集度が高く古くからの木造建築物が存在する地区における耐震性・耐火性等安全性の確保が必要である。

2. 計画方針

本町をはじめ防災関係機関は、所管施設について、地震及び大火災による建築物被害の防止並びに軽減を図るため、点検整備を強化し、耐震性・耐火性を保つよう配慮する。特に、災害時には防災拠点、避難所、救護所等として活用する町庁舎、消防署、病院、学校、町有施設等の公共建築物については、耐震化（非構造部材を含めた耐震対策を含む。）を推進し、発災時に必要と考えられる高い安全性を確保する。

また、民間の建築物等についても、その重要度に応じて防災対策の重要性の周知徹底を図り、耐震・耐火構造の普及に努める。

3. 計画内容

(1) 串本町耐震改修促進計画の見直し

地震被害想定の見直し、並びに計画進捗状況を踏まえて、串本町耐震化促進計画（令和 3 年 3 月改訂）の見直しを行う。

(2) 建築物の耐震・耐火対策の促進

本町、県をはじめ防災関係機関は、建築基準法令及び建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、昭和 56 年に新耐震基準（建築基準法）が施行される以前に建てられた建築物を重点に、耐震診断及び必要な耐震改修の促進に努める。

また、建築物の新築に際しても、防災上の重要度等に応じた耐震対策を実施する。

ア. 公共建築物

本町及び県等は、公共建築物について、防災上の重要度に応じた分類を行い、順次耐震診断を実施する。その診断結果に基づき、重要性や緊急性を考慮し、耐震改修の計画的な実施に努める。

また、本町は県と連携し、所有者が行う耐震診断等に対して、耐震診断費補助制度に基づく助成に努め、診断・改修の促進を図る。

イ．民間建築物

本町は、特定建築物（一定規模以上の病院、大規模店舗等多数の者が利用する建築物）等の所有者に、耐震診断や必要な耐震改修等の指導、助言、指示等を行い、進行管理に努める。特に、昭和 56 年以前に建築された建物で、地震防災対策上、改築が必要とされる児童福祉施設、老人福祉施設、障がい者福祉施設については、その施設の管理者等に耐震補強や改築等の実施を求めていく。

本町をはじめ防災関係機関は、ブロック塀・自動販売機等の転倒防止や看板等の落下防止など、耐震に関する知識の普及啓発に努める。

ウ．避難路沿いの建築物等の耐震改修の促進

地震により倒壊した建築物等が津波からの避難を妨げることを防止するため、津波からの円滑な避難に係る避難路沿いの建築物等の制限に関する条例（平成 24 年 7 月 6 日和歌山県条例）に基づき、避難路沿いの建築物等の耐震化を図る。

(3) り災証明書の発行体制等の整備

り災証明書の発行担当部局は、町民の生活再建を迅速に実施するために必要なり災証明書発行の円滑化を図るため「被災者台帳」を作成する。

り災証明書発行の根拠となる住家被害認定調査については、被害想定に基づく必要人員数・資機材等の把握、不足の場合の調達体制、他自治体からの受援体制等について検討の上、順次必要な整備を行う。

また、り災証明書の発行担当部局と被災者援護実施担当部局は、被災住民に迅速かつ的確な対応がとれるよう協定締結や事前協議等を行い、り災証明書の発行事務に係る連携体制を確立する。

なお、り災証明書の速やかな発行に向けて、被災した住宅の被害認定を行う「住家被害認定士」の確保が必要となることから、県による養成事業等を活用し、ノウハウを持った人材の計画的な育成を図る。

(4) 被災家屋からのアスベスト飛散防止対策

県は、著しく飛散性が高い吹付け石綿（レベル 1）が使用されている建築物の実態調査を行い、調査結果を基に「アスベスト台帳※」を作成し、県内市町村と情報共有を図っている。

また、建築物所有者には、建築物解体等において適切な対応がとれるよう、調査結果及び必要な知識の情報提供を行っている。

本町は、県のアスベスト台帳及び「災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル～吹付けアスベスト使用建築物からの飛散対策～」に基づき、吹付け石綿（レベル 1）の廃棄物処理等について、災害時の被災建築物応急危険度判定における判定結果と照合して、応急的なアスベスト飛散防止対策を行える体制の整備に努める。

また、災害ボランティア、復興従事者及び住民等のアスベスト暴露防止のため、アスベストの吸引を防ぐ防じんマスクの着用など必要な知識の普及啓発に努める。

※「アスベスト台帳」：飛散性が高い吹付け石綿（レベル 1）が使用されている建築物及びその可能性がある建築物のリスト

第３章　水害予防計画

本町、県及び関係機関は、大雨・台風時における洪水のみならず、地震時における河川施設、ため池施設の破堤等により発生する洪水等の水害全般の被害を未然に防止するため、計画的な水害予防対策を実施する。

第１節　河川防災計画

担当	建設課、総務課、消防本部

1. 現　況

本町の河川は、町域北側の古座川町に水源を持つ二級河川古座川が、本町の東部を南流し海に注いでいる。流域面積は 356 ㎢、流路延長は 56 ㎞であり、流域の上流部において七川ダムによる洪水流出量の調節が行われており、近年では、外水氾濫等による洪水被害は格段に緩和されるようになっている。その他、本町域には二級河川及び普通河川が多数存在している。

河川重要水防箇所には 42 箇所（重要度 A：11 箇所、重要度 B：31 箇所）が指定されている状況である。

本町の水防倉庫は、串本地区の植松防災センターにあり、水防活動のための各種資機材を保管している。

■本町内の河川

種　別	名　　称
二級河川	熊谷川、和深川、小川谷川、安指川、田子川、江田川、田並川、小川、有田川、大山川、貝岡川、高富川、二色川、宮川、鬮（くじ）野川、須賀川、姫川、伊串川、西谷川、神野川、古座川、右東谷川、宮城谷川、津荷川、田原川、佐部川

2. 計画方針

本計画及び串本町水防計画により、河川重要水防箇所を中心に、河川の改修・水防施設の充実を図る。

また、県における河川改修事業等による防災事業の実施を図り、水害の発生が予想される地区や過去に被害を被った地区について、災害予防に必要な措置を講じるよう努めるとともに、国及び県が組織する洪水氾濫による被害を軽減するためのハード・ソフト対策を総合的かつ一体的に推進することを目的とした「東牟婁地域等における大規模氾濫減災協

議会」を活用し、密接な連携体制の構築を図り、あらゆる関係者が協働して流域全体で水災害を軽減させる「流域治水」を推進する。

3. 計画内容

(1) 河川・水路の整備

河川施設について、過去の大水害の実績や流域の開発に見合った計画を立て、河川改良・改修事業等について必要な調査を行い、豪雨時や地震防災上緊急性の高いものから順次改良・改修工事を実施し、河川の氾濫や溢水、破堤等による浸水被害の軽減に努める。

(2) 水防施設の点検・整備

既設の水防施設の破損による氾濫防止と水防機能の向上のため、施設の点検・整備を行う。

(3) 水防資機材の整備・充実

円滑な災害応急対策の実施のため、水防資機材の充実に努める。

(4) 浸水想定区域の周知及び警戒避難体制の整備

洪水予報河川である古座川流域については、県が作成した浸水想定区域図を基にハザードマップを策定し、関係地域への配布やホームページ掲載等により、関係住民に浸水想定区域や避難場所等を周知する。また、その他の河川についても、浸水想定区域図等が作成された場合には同様の対策を講じる。

ハザードマップ策定にあたっては、浸水想定区域図を基に、過去の浸水実績を考慮して避難場所等の検討を行い策定した。これにより、避難判断水位等の水位情報が持つ意味等の理解促進を図り、警戒避難体制の整備を進める。

(5) 要配慮者利用施設における避難確保

浸水想定区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画を定める。また、作成した避難確保計画に基づき、避難訓練を実施し、その結果を町に報告する。

本町は、避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるとともに、訓練等の結果報告を受けた場合は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うなど、支援に努める。

(6) 七川ダムによる事前放流の周知

七川ダムは本町域外に位置するが、下流で大きな被害を発生させる洪水が予測されるときに、県の要請により、あらかじめ可能な限り水位を低下させる事前放流の運用が令和３年５月より開始されていることから、本町は、必要に応じて、和歌山県ダム洪水調節機能協議会と連携し、流域住民等に対して注意事項等の周知に努める。

【資料 3　和歌山県管理河川における重要水防箇所評定基準】
【資料 4　知事管理河川重要水防箇所個別調書】
【資料 52-1　避難促進施設一覧表】

第２節　ため池防災計画

担当	産業課

1. 現　況

本町には、19 箇所（防災重点農業用ため池は 13 箇所）のため池があり、そのうちの多くは築造された年代が古く、年々老朽化が進んでいる。

■防災重点農業用ため池

ため池名称	所在地	重要度	貯水量（㎥）	想定被害	
				家屋数	公共施設等
下佐池	高富	B	31,200	10	JR
白旗池	二色	B	22,500	―	診療所、JR、国道
弁天池	くじの川	B	25,200	3	JR、国道、町道
姫池	姫	B	11,000	4	JR、国道、町道
池の谷池	伊串	B	9,000	1	JR、国道、町道
大浦池	西向	B	2,000	20	JR、国道、町道、中学校
東谷池	神野川	B	14,000	38	JR、国道、町道
岩渕小池	西向	B	2,000	79	県道、町道、JR、旧古座分庁舎
岩渕大池	西向	B	27,000	79	県道、町道、JR、墓地、旧古座分庁舎
岩渕谷池	古田	B	15,000	8	県道、町道、JR、
よこぼり池	中湊	B	7,000	―	県道、町道、JR、
ひょうたん池	津荷	B	3,000	6	町道、国道、JR、
山中池	田原	B	1,000	―	JR、国道

注）指定基準は以下のとおり。
　Ａ：特に重要と思われる箇所
　Ｂ：次に重要と思われる箇所
　Ｃ：やや重要と思われる箇所

2. 計画方針

ため池は、緊急用水として活用が期待できるが、大規模地震の発生や大型台風、ゲリラ的に発生する集中豪雨等によりため池が決壊すればその被害は農業関係に止まらず、周辺の人家に被害をもたらすおそれがある。

このため、危険なため池については、施設の老朽化、下流への影響度等を考慮し、地域の実情にあった対策を行い安全度の向上を図ることを目的に平成 24 年度に策定された「和歌山県ため池改修加速化計画」や「防災重点農業用ため池に係る防災工事等の推進に関する特別措置法」（令和２年 10 月施行）に基づく県の推進計画、及びため池の劣化状況評価

と豪雨耐震性評価に基づき、県と連携して計画的な改修、補強を進めるとともに、日常の点検、維持保全の徹底を図る。

3. 計画内容

(1) 点検調査の実施

老朽化の進んだ危険性の高い施設に重点を置いた定期的な点検調査を継続するとともに、本町内のため池改修計画を策定する。

(2) 防災対策工事の推進

危険性の高いため池について、必要な改修工事や対策を推進する。

改修に着手できないため池については、県が作成に着手した「ため池決壊時浸水想定区域図」に基づき、ため池ハザードマップの作成、不要貯水の排除、大雨前の放流、ため池への流入物の排除等保全、管理などのソフト対策を推進する。

【資料 5　重要水防箇所（防災重点農業用ため池）】

第４章　土砂災害予防計画

近年の人口増加や土地利用の多様化が進む中、本町においても山麓への宅地開発や住宅増加がみられ、土砂災害の危険性が高い地域が増加する傾向にある。このような地域は、土砂災害から住民の生命及び財産を保護するため、土砂災害防止法に基づき、県で調査・指定が行われている。

今後、警戒雨量等を設定し、土砂災害時における警戒避難体制の確立が望まれる。本町の道路の多くは斜面沿いに走っており、崖崩れや斜面崩壊、土石流等が発生した場合には、道路が寸断される危険性がある。代替道路の確保や早急な道路啓開※体制の確立、無線による連絡体制の強化、ヘリコプター発着場の指定整備等の対策が望まれる。

また、和歌山県盛土総点検（令和３年）の結果では、本町内での詳細調査又は対策を行う必要がある箇所はないが、今後、危険が確認された盛土については、各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うとともに、違法な盛土の造成が行われないよう留意していく必要がある。

※道路啓開：災害時に発生した道路上の電柱・建物等の倒壊物、崩土、落下物、放置車両等を除去し、また、道路の陥没・き裂・段差等の応急補修を行って、車両用走行帯を確保することである。

■本町における各危険箇所数

土砂災害区分	箇　所　数
土石流危険渓流	Ⅰ：109 渓流、Ⅱ：66 渓流、Ⅲ：4 渓流
急傾斜地崩壊危険箇所	Ⅰ：157 箇所、Ⅱ：178 箇所、Ⅲ：91 箇所
崩壊土砂流出危険地区	146 箇所
山腹崩壊危険地区	360 箇所
地すべり危険箇所	3 箇所
土砂災害警戒区域	上記のうち、811 箇所（急傾斜地、土石流、地すべり）

土石流危険渓流Ⅰ：土石流の発生する危険性があり、人家戸数が５戸以上等
土石流危険渓流Ⅱ：土石流の発生する危険性があり、人家戸数が 1～4 戸
土石流危険渓流に準ずる渓流Ⅲ：土石流危険区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内や人口が増加している市町村等で住宅が新規に立地する可能性があると考えられる場合の当該区域に流入する渓流
急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ：被害を及ぼす可能性のある人家戸数が５戸以上等
急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ：被害を及ぼす可能性のある人家戸数が 1～4 戸
急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲ：被害想定区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内や人口が増加している市町村等で住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」（土砂災害防止法）が平成 13 年 4 月に施行され、土砂災害のおそれのある区域等についての警戒避難体制の整備・周知、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策を推進することとされた。

このため、土砂災害警戒区域（811 箇所）についての対策を強化する。

1. 和歌山県

県は、急傾斜地の崩壊、土石流並びに地すべりのおそれのある土地について、基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を行い、特別警戒区域内においての特定開発行為を制限する。

2. 串本町

本町は、県が実施する土砂災害防止法に基づく基礎調査に協力し、警戒区域の指定があったときは、本計画において、警戒区域ごとに警戒避難体制に関する事項（警戒区域において土砂災害に関する情報の収集・伝達、予警報の発令及び伝達、避難、救助等）を定めるとともに、区域ごとの特色を踏まえた土砂災害に関する情報の伝達方法、土砂災害のおそれがある場合の避難地の把握等に必要な情報を住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物（ハザードマップ等）を配布する等の必要な処置を講じる。

さらに、警戒区域内に主として高齢者等要配慮者が利用する施設がある場合には、当該施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報等の伝達方法を定めるとともに、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を記載した印刷物（土砂災害ハザードマップ）の配布等により住民に周知する。

3. 要配慮者利用施設における避難確保

警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画を定める。また、作成した避難確保計画に基づき、避難訓練を実施し、その結果を本町に報告する。

本町は、避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるとともに、訓練等の結果報告を受けた場合は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うなど、支援に努める。

【資料 52-1　避難促進施設一覧表】

第１節　土石流防災計画

担当	建設課、総務課

1. 現　況

本町には、土石流危険渓流Ⅰが 109 渓流、土石流危険渓流Ⅱが 66 渓流、土石流危険渓流に準ずる渓流Ⅲが 4 渓流存在している。

土石流危険渓流には、土石流が到達し土地家屋が被災するおそれがある範囲として氾濫域が設定されており、山地から土石等が流れ出し平野部に至る場所に設定されている。

2. 計画方針

荒廃した山地、渓流の土砂流出、集中豪雨による土石流等の災害から人命及び人家を守るため、砂防事業を促進する。

また、土石流危険渓流の公表・周知を行うとともに、災害の発生が予想される注意すべき区域について災害予防に必要な措置を講じる。

3. 計画内容

(1) 砂防指定地の指定

県に対して、土石流危険渓流等土砂災害のおそれのある渓流や地区について、逐次、砂防指定地の指定と、高齢者や障がい者等の要配慮者が利用する施設、避難場所等の公共施設に係る土石流危険渓流において重点的に砂防事業の推進を要請する。

また、当面対策工の整備が進まない土石流危険渓流については、本町が地域の特性を考慮しながら警戒避難体制を整備する。

(2) 危険渓流の周知と災害対策

主に梅雨期から秋期にかけての長雨や集中豪雨により、土石流が発生するおそれのある危険渓流への看板設置や、資料（ハザードマップ等）等の作成及び地元住民への配付、住民説明会や防災訓練、防災教育の実施等により、危険渓流の周知徹底や防災知識の普及を図る。

また、防災拠点、避難場所及び避難路等の安全確保と、県及び和歌山地方気象台から提供される「土砂災害警戒情報」等を基に避難基準の目安を設定し、警戒・避難体制の整備に努める。

【資料６　土石流危険渓流一覧表】

第 2 節　がけくずれ防災計画

担当	建設課、総務課

1. 現　況

本町には、急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰが 157 箇所、急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱが 178 箇所、急傾斜地崩壊危険箇所に準ずる斜面Ⅲが 91 箇所存在している。

2. 計画方針

危険箇所の公表・周知を行うとともに、崖崩れの発生が予想される区域について災害予防に必要な措置を講じる。指定要件の整った箇所は、既に対策工事が施されており、今後、老朽箇所の点検・改修等、施設の維持管理に努める。

また、県における急傾斜地崩壊対策事業による防災事業の実施を要請し、災害の未然防止に努める。

3. 計画内容

(1) 急傾斜地崩壊危険区域の指定と増加抑制

本町の場合、指定要件の整った急傾斜地崩壊危険箇所は既に区域指定を受けており、崩壊による災害から住民の生命を保護するため、急傾斜地崩壊防止工事が県にて実施されている。

今後、宅地の山麓への拡大により、もともと土砂災害の危険性が潜んでいる場所への居住区域の拡大も想定されることから、急傾斜地の崩壊が助長若しくは誘発されないように、一定行為の制限並びに土砂災害危険箇所の増加抑制に努める。

崩壊するおそれのある急傾斜地は、特に被害想定区域内に学校、病院等公共施設及び要配慮者関連施設等を含む箇所から重点的に保全する。

(2) 危険箇所の周知と災害対策

主に梅雨期から秋期にかけての長雨や集中豪雨により、崖崩れが発生するおそれのある急傾斜地崩壊危険箇所への看板設置や、資料（ハザードマップ等）等の作成及び地元住民への配付、住民説明会や防災訓練、防災教育の実施等により、危険箇所の周知徹底や防災知識の普及を図る。

また、防災拠点、避難場所及び避難路等の安全確保と、県及び和歌山地方気象台から提供される「土砂災害警戒情報」等を基に避難基準の目安を設定し、警戒・避難体制の整備に努める。

【資料 7　急傾斜地崩壊危険箇所一覧表】

第 3 節　山地防災計画

担当	産業課、総務課

1. 現　況

山地災害危険箇所（崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区）は、土石流や急傾斜地崩壊と同様の災害が発生するおそれがある危険地区のうち、県農林水産部森林整備課が所轄となっているものである。

本町には、崩壊土砂流出危険地区が 146 箇所、山腹崩壊危険地区が 387 箇所存在している。

2. 計画方針

山地災害危険箇所（崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区）の公表・周知を行うとともに、山地災害の発生が予想される区域について災害予防に必要な措置を講じる予定である。

また、県における治山事業等による防災事業の実施を図り、災害の未然防止に努める。

3. 計画内容

(1) 崩壊危険地の予防対策

危険度把握のために定期的な調査点検を行い、崩壊発生危険度の高い地域から計画的な治山事業を実施するよう県に要請する。

(2) 治山施設の点検

治山事業を実施した箇所について、異常があった場合は施設管理者に報告し、被害を最小限にとどめる。

(3) 保安林の指定・管理

保安林整備計画に基づき、土砂災害の防止等公益的機能の発揮が特に要請される森林について保安林に指定し、適正な管理に努める。

(4) 危険箇所の周知と災害対策

山地災害危険箇所を公表・周知するとともに、防災拠点、避難場所及び避難路等の安全確保と警戒・避難体制の整備に努め、災害の危険性を排除する。

【資料 8　山地災害危険箇所一覧表（崩壊土砂流出危険地区）】
【資料 9　山地災害危険箇所一覧表（山腹崩壊危険地区）】

第 4 節　地すべり防止計画

担当	建設課、総務課

1. 現　況

本町の地すべり危険箇所は 3 箇所（全て国土交通省所管箇所）存在している。これらの危険箇所は、地すべり地域指定はないものの、緊急時における警戒体制並びに避難等について留意する必要がある。

2. 計画方針

地すべり危険箇所の公表・周知を行うとともに、地すべり災害の発生が予想される注意すべき箇所について災害予防に必要な措置を講じ、災害の未然防止に努める。

3. 計画内容

(1) 地すべり防止区域の指定

県に対して、地すべり災害のおそれのある箇所について、逐次、地すべり防止区域の指定、要配慮者の関連施設、避難場所等の公共施設に係る地すべり危険箇所においては重点的に地すべり防止工事の推進を要請する。

また、当面対策工の整備が進まない地すべり危険箇所については、本町が地域の特性を考慮しながら警戒避難体制を整備する。

(2) 総合的ながけ崩れ対策

主に梅雨期から秋期にかけての長雨や集中豪雨により、地すべりが発生するおそれのある危険箇所への看板設置や、資料（ハザードマップ等）等の作成及び地元住民への配付、住民説明会や防災訓練、防災教育の実施等により、危険箇所の周知徹底や防災意識の普及を図る。

また、防災拠点、避難場所及び避難路等の安全確保と、県から提供される警戒避難に資する情報を基に避難基準の目安を設定し、警戒・避難体制の整備に努める。

【資料 10　地すべり危険箇所一覧表】

第 5 章　海岸防災計画

担当	建設課、産業課、総務課

1. 現　況

本町の沿岸部は外海に向かって位置しており、地形的に海岸線に人口・資産が集中する傾向にあるため、津波や高潮に対する防災対策は非常に重要である。

大阪府と和歌山県が共同設置した「東南海・南海地震津波対策検討会議」で検討を行った「和歌山県津波被害予測」によると、東海・東南海・南海地震（M8.6・中央防災会議モデル）による津波が満潮時に来襲という想定条件で、地震が発生してから約 6 分後、須江港地先に第 1 波（波高約 3.4m）が押し寄せ、最大の波高が予測されている姫地先では、地震発生後約 30 分後に約 8.8m の津波が押し寄せるという結果が報告されている。

さらに、和歌山県が平成 24 年度に設置した「和歌山県地震・津波被害想定検討委員会」による「南海トラフの巨大地震」及び「東海・東南海・南海 3 連動地震」による津波浸水想定においては、南海トラフの巨大地震では 3 分で 10m の津波が、また、3 連動地震では 5 分で第一波・最大津波が押し寄せるという結果が報告された。

このような津波が上陸して、海岸線から陸上へ浸水・遡上する点を考慮すれば、津波は沿岸部に位置する本町にとって最も考慮すべき災害である。

また、沿岸部はたびたび高波による被害を受けており、既設護岸を越波し、基幹交通網である国道 42 号の通行止め、飛石及び床下浸水などの被害が発生している。このような状況から本町では、町海岸部を津波・高潮から守るために防波堤の整備を促進するほか、越波被害を防止するために越波対策事業として海岸保全整備が県の協力のもと進められている。

■本町海岸線の現況

沿　岸　名	海岸線延長	保全区域指定済延長			
		延長計	国土交通省 河川局	国土交通省 港湾局	水産庁
熊野灘沿岸	72,501m	22,757m	12,451m	2,341m	7,965m
紀州灘沿岸	54,914m	11,303m	9,453m	1,700m	150m
合　　計	127,415m	34,060m	21,904m	4,041m	8,115m

2. 計画方針

海岸管理者は、高潮被害からの背後地の防護は、今後とも早期に整備すべき海岸事業の重要課題として推進する。津波対策は、県が実施する新たな被害想定に基づく津波シミュレーションにより、沿岸市町と連携を図りながらソフト対策とハード対策の総合的な組み

合わせを検討し、効率的に安全性の見込める重要箇所を絞った上で施設整備を計画する。

本町は、これに必要な協力を行うとともに、本計画及び串本町水防計画により、重要水防箇所及びその他水害の発生が予想される区域について、災害予防に必要な措置を講じるとともに、串本町津波防災対策基本計画等により、近い将来発生するとされている南海トラフ地震に備え、津波に強いまちとして恒久的に対策を講じていく。

津波は海岸施設で完全に防ぐことは困難であるが、仮に津波第一波が小さく、施設が機能していた場合には､開口部からの浸水が始まる可能性が高くなると考えられているため、開口部が閉鎖されていれば、浸水の開始を遅らせることが可能と考えられ、避難可能時間を確保することができると考えられている。

また、防災事業の実施を図り、災害の未然防止に努める。

3. 計画内容

(1) 護岸改修の推進

護岸工事等の海岸保全施設の整備について、計画的に実施するよう県に要請し、津波や高潮による浸水被害の軽減に努める。

海岸と海岸付近の各施設（河川施設・港湾施設・漁港施設）との整備を連携して行うことが必要であり、漁港・港湾の利用面を考慮しつつ整備を進める。

(2) 開口部対策の推進

海岸施設の開口部について、開口部閉鎖円滑化のために陸こうのゲート化を県に要請する。

また、利用するとき以外は陸閘の常時閉鎖を実施するよう住民啓発を行う。

(3) 高潮対策事業の推進

越波防止対策として適切な防災効果と、景勝地であることも考慮し、沖合に人工リーフ（潜堤）を設置して、面的防護を図る。

越流した水が長時間背後地に湛水し、被害が拡大するのを防ぐためにも、後背地の内水対策を併せて検討する。

(4) 環境保全

本町の美しい沿岸線は、吉野熊野国立公園に指定されており、景観に配慮した海岸整備を進める。

また、海浜に親しむ人々が増えており、住民だけでなく観光客も含めた災害時における安全性の確保を図る。

(5) 警戒避難体制の整備

津波災害時における最も有効な防災手段は早期の避難であるため、警戒避難体制の整備、避難場所等（津波避難場所・津波避難目標地点・津波避難ビル等）の指定・設定、津波に対する知識の普及を行う。

避難・救護の拠点的性格を有する学校・病院等の公共施設の配置や構造、交通機関等

骨格となる都市基盤の配置についても津波、高潮に対して十分な安全性を確保できるよう県をはじめとする関連機関と協力し整備を進めていく。

また、津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設の管理者等は、利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難確保計画を定めるとともに、作成した避難確保計画に基づき、避難訓練を実施し、その結果を本町に報告する。

本町は、避難確保計画の作成や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるとともに、訓練等の結果報告を受けた場合は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うなど、支援に努める。

【資料 12　海岸重要水防箇所一覧表】
【資料 52-1　避難促進施設一覧表】

第 6 章　港湾防災計画

担当	建設課

1. 現　況

本町には、県が管理する地方港湾として、次表の 3 港がある。

■本町内の港湾一覧

港　　名	種　　別	設　立　年　月　日	所　在　地
袋　　港	地　　方	昭和 28 年 8 月 1 日	串　本　町
大　島　港	地　　方	昭和 39 年 11 月 18 日	串　本　町
古　座　港	地　　方	昭和 28 年 8 月 1 日	串　本　町

2. 計画方針

本町の立地上、陸路が途絶えた場合における り災者の避難、救援物資等の海上緊急輸送の拠点としての整備を推進する。

3. 計画内容

(1) 施設整備の推進

ア．船舶と背後港湾施設の安全を確保し、安定した物流・人流を支えるための防波堤と航路の整備を推進する。

イ．耐震強化岸壁の整備による災害時の利用者の避難及び緊急物資輸送の確保を推進するとともに、港湾から和歌山県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会により指定されている緊急輸送道路へのアクセス道路を整備し、円滑な緊急物資輸送体制を構築することを推進する。

ウ．親水空間としての通常利用に加え、災害時には、り災者の避難地として活用する港湾緑地と、避難地の機能に加え、緊急輸送用耐震岸壁を併設した防災拠点緑地整備を推進する。

エ．耐震強化岸壁と一体となって機能する既存ふ頭用地の液状化防止対策を推進する。

オ．県が実施する被害想定の見直しを踏まえ、耐震強化岸壁の改良を検討するとともに、必要に応じ港湾施設が津波に対して、壊滅的に倒壊のしにくい構造にする補強等を検討する。

第７章　漁港・漁村防災計画

担当	産業課

1. 現　況

本町の漁港は、県及び本町の管理漁港として、次表のとおり24漁港がある。

これら漁港の背後にある集落は、比較的小規模で高密度な集落形態となっており、防災上危険なところが多い。特に緊急車両の進入が困難であり、防災安全面に著しく脆弱な生活空間となっている。

■本町漁港の現況

県　管　理				町　管　理		
４種	３種	２種	１種	３種	２種	１種
有田	串本	－	下田原	－	大島 動鳴気	舟波、安指、田子、江田、野なぎ、田並、須賀、菖蒲谷、黒島、船瀬、出雲、橋杭、樫野、阿野木、須江、白野、姫、伊串、津荷

注）：第４種漁港（離島その他辺地にあって漁船の避難上特に必要なもの）
　　第３種漁港（その利用範囲が全国的なもの）
　　第２種漁港（その利用範囲が１種より広く３種に属さないもの）
　　第１種漁港（その利用範囲が地元の漁業を主とするもの）

2. 計画方針

漁港整備事業により、防波堤や防潮堤等を強固な構造とする補強整備による多重防護、施設配置の工夫等により、災害の発生を防止・低減させるとともに、大規模な地震等が発生した場合、全国及び県内からの救援物資・救援人員、被災地からの避難者等の緊急輸送のため、耐震性を考慮した漁港施設を整備し、海上輸送の確保に努める。

また、漁港背後集落の狭隘な生活道路を改善し、緊急車両の進入の確保や、漁船流出による背後住宅への被害を防ぐため、係留環や係船柱の整備・充実を図る。

3. 計画内容

(1) 漁港整備の推進

ア．津波や高潮による被害を軽減し、災害発生時における漁港施設の有効利用のため、過去の被害実績を踏まえた漁港整備事業の実施を検討する。

イ．緊急物資・復旧用資機材等の輸送の機能を確保するために耐震岸壁等を検討し、海

路による救護活動が行えるようにする。

ウ．漁村において、避難路を整備する集落道整備、避難地を整備する緑地広場整備、防火施設等の防災安全施設整備等を行う。

エ．水門・陸こう等の自動化・遠隔操作化、重要な漁港施設の補強等を行い、また漁船流出による背後住宅への被害を防ぐため、係留環や係船柱等の整備を行う。

オ．海上輸送の拠点として、耐震性を考慮した船舶係留施設及び避難・救難機能等も考慮した臨港道路を整備する。

カ．津波により孤立が懸念される地域の漁港においては、災害時用臨時ヘリポートの整備を行う。

(2) 漁港関係者の安全の確保

地震発生後の数分で津波が襲来すると予想されることから、串本地区農林水産物集出荷貯蔵施設に津波避難タワーを整備し、避難場所の確保を行った。

漁港関係者は、津波避難タワーを活用した避難訓練を実施し、避難の際の安全確保や移動方法等について、平常時より確認しておくよう努める。

(3) 津波避難対策の周知・啓発

漁港関係者、漁港施設の管理者や従業者、一般利用者（一時的な来訪者）に対して、津波の危険性及び津波避難対策について周知・啓発を行う。

(4) 一般利用者の避難対策

漁港及びその周辺を訪れた一般利用者（一時的な来訪者）の、災害発生時あるいは発生するおそれがある場合の避難誘導の実施体制等について検討を行う。

第 8 章　火災予防計画

本町は、常備消防組織として本町が設置する消防本部及び消防署（串本消防署及び古座消防署）が置かれている。

また、消防団は、消防団本部及び 11 分団（串本、潮岬、有田、田並、和深、大島、須江、樫野、西向、古座、田原）が、消防本部及び消防署と相互協力のもと、消防活動を展開している。

第 1 節　建物火災予防計画

担当	消防本部

1. 計画方針

消防力の整備・充実を図るとともに、出火防止、初期消火や危険物の保安の徹底、建築物の不燃化の促進や防火教育による多面的な対策を実施する。

2. 計画内容

(1) 予防啓発の強化

住民に対する防火思想の普及及び火災予防の徹底については、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）第 9 条の 2 で設置が義務付けられた住宅用火災警報器の普及啓発を実施するとともに、秋・春 2 回の火災予防運動及び文化財防火デー、山火事予防運動等を通じ、県及び防災関係機関と協力し、火災予防思想の普及徹底を図る。

また、自主防災組織、区、婦人会、事業所等で防火の集い、防火研修等を開催し、町民ぐるみ、職場ぐるみの防火推進を指導する。

(2) 予防査察体制の強化・充実

本町は、消防団との協力体制を中心に、消防機関の予防査察体制の強化・充実を図る。

ア．秋・春 2 回の火災予防運動期間中に予防査察を実施する。
イ．火災警報発令中には、火を使用する施設、設備及び物品を重点に予防査察を実施する。
ウ．その他必要に応じ特別査察を実施する。

(3) 出火防止・初期消火対策

日頃から、火気その他の出火危険度のあるものを取り扱う施設では、危険物を安全に管理し、火災予防を徹底する。

特に出火防止・初期消火体制を整備するため、以下の指導を行う。

ア．一般家庭に対し、火気器具の取扱い及び初期消火の方法等について指導する。
イ．学校、医療・福祉施設等の防火管理者に対し、防火訓練の実施等について指導する。
ウ．火災発生の未然防止と発生した場合の早期鎮火の対策として、事業所等の自主防災組織の育成強化及び火災時の対応に関する防火教育訓練を推進する。
エ．発災直後の出火以外にも、災害発生から数日後の復電による通電火災等が発生する可能性があることに留意し、町民等への指導を行っていく。

(4) 消防力の強化

ア．消防活動困難地域の対策

消防水利の不足や道路事情等により消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設、可搬動力ポンプ等の整備を推進し、地域の災害活動体制を強化する。

イ．消防本部、消防署及び消防団の体制整備

消防本部、消防署及び消防団間の緊密な連絡を確保するための組織を整備するとともに、大地震発生時に起こることが予想される同時多発火災に備えるため、その施設、装備、活動資機材を強化・充実する。

ウ．消防水利の整備

消火栓、防火水槽等の消防水利の設置を推進するとともに、河川、ため池等の状況を把握し、自然水利の確保を強化する。

(5) 一般建築物の不燃化

火災の延焼を防止し、最小限の被害にとどめるために、一般建築物の不燃化を推進する。

(6) 防火対象物に対する火災予防の徹底

消防法第 8 条により防火管理者を選任しなければならない防火対象物及び同法第 17 条の規定により消防用設備を設置することを義務づけられている防火対象物の関係者に対し、安全対策に万全を期するよう指導を行う。

また、消防法第 7 条の規定による建築同意制度の効果的な運用や消防法第 17 条の 14 の規定による消防用設備等工事着手の届出、串本町火災予防条例の定める防火対象物使用開始の届出の際の指導を的確に行い、建築面からも火災予防の強化を図る。

【資料 13　串本町の消防組織】
【資料 14　消防署保有車両一覧表】
【資料 15　消防団保有ポンプ車及び小型ポンプ台数一覧表】
【資料 16　消防水利一覧表】

第 2 節　林野火災予防計画

担当	消防本部、産業課

1. 計画方針

本町の大部分を占める山地の林野及び林野付近においては、関係機関との密接な連携により総合的な出火防止対策､林野火災が発生した場合の延焼防止等の事前対策を実施する。

2. 計画内容

(1) 気象情報

林野火災の発生は、気象条件が極めて大きな要素となるため、気象予警報を的確に把握し、出火防止に万全を期する。

(2) 巡回監視

林野火災の多発するおそれのある期間においては、巡視、監視等の警戒活動を強化し、火災の早期発見及び通報に努めるとともに、特に火災警報発令中においては、火気使用制限の徹底を図る。

(3) 啓発運動の推進

和歌山県山火事予防運動実施要綱により予防意識の啓発に努め、林野火災が発生しやすい時期（行楽シーズン、冬季等）を重点に、地域住民や入山者に対し火災予防の広報を行う。

(4) 火入れ等の防火指導

ア．林野及び林野付近における焚き火、山・野焼きなどの火入れに際しては、「串本町火入れに関する条例」に基づき処理する。

イ．林野及び林野付近においてみだりに火を使用する者に対しては、指導・警告等を行う。

ウ．林内事業者に対する指導

林内において事業を営む者に対しては、次に掲げる指導を行う。

(ｱ) 林内事業者は、火気取扱責任者を定め、事業区域内に巡視員、火気監視員を配置すること。

(ｲ) 事業箇所の火気取扱責任者は、あらかじめ事業箇所の連絡系統を定め、関係機関との連絡体制の万全を図ること。

(ｳ) 林内事業者又は林野の所有者は、防火線※1、防火樹帯※2 等の敷設、自然水利の活用等による防火用水の確保その他林野火災予防上の措置を積極的に講じること。

※1 防火線　：防火線とは林内又は森林の外周に設けた空間地帯で、これによって森林火災の延焼を防止し、火勢を鎮圧するほか消火作業の拠点ともなる施設。

※2 防火樹帯：燃えにくい樹木(ｻﾝｺﾞｼﾞｭ、ｱｵｷ、ﾔﾏﾓﾓ、ｻｻﾞﾝｶ、ﾓｯｺｸ、ｼｲ等常緑の広葉樹)をあまり隙間がないように植え、延焼を防ぐ。

第３節　地震火災予防計画

担当	消防本部

1. 現　況

本町では、狭隘な幅員の道路に面した木造住宅が多くみられ、地震による延焼の危険性や津波による大規模な火災の発生が懸念される。また、大規模な震災時に同時多発的に発生する火災に本町や消防団の消防力だけで対応するのには限界があり、住民による出火防止と初期消火の徹底が震災時の火災予防上最も重要な要素となっている。

平常時に災害時の活動エリアを設定し、効率的な防災活動が行えるよう消防活動の強化を図っている。

2. 計画方針

大地震による被害は、建築物や構造物の破壊だけでなく、多くの場合、地震や津波に起因して発生する火災によるところが大きい。

このため、震災被害を最小限に軽減するために、消防力の強化・充実とともに、震災時における出火の未然防止、初期消火の徹底、危険物等の保安の徹底等多面的な対策を実施する。

3. 計画内容

震災時の二次災害で最も危険性が高いのは延焼火災である。本計画では、特にこの点に重点をおいた火災予防計画とする。

(1) 出火防止、初期消火対策

地震発生時には、特に密集地における火災の同時多発が予想され、状況によっては大火災に進展する危険性が考えられる。日頃から、火気その他の出火危険のある物を取り扱う施設では危険物を安全に管理し、火災予防を徹底する。

特に、出火防止・初期消火体制を整備するため、消防団との連携のもと、以下の指導等を行うことにより、震災時に予想される大火災の発生を未然に防止する。

ア．一般家庭に対し、地震発生時の火気器具の取扱い及び初期消火の方法等について指導する。(耐震自動消火付火気使用設備、LP ガスボンベの転倒防止策の実施促進)

イ．学校、医療・福祉施設等の防火管理者に対し、震災時における消防計画の作成、防火訓練の実施等について指導する。

ウ．消防法に規定する予防査察を計画的に実施し、火災予防上の不備欠陥の発見及び出火要因の排除に努め、予防対策の指導を強化する。

エ．震災時において消防水利や飲料水用に有効な耐震性防火水槽の設置・充実を推進

する。

オ．火災発生の未然防止と早期鎮火の対策として、事業所等の自主防災組織の育成強化及び震災時の対応に関する教育訓練を推進する。

カ．自主防災組織の設置拡大を図り、地域における自主防災組織の育成強化に努める。また、自主防災組織の即応力と防災に関する知識・技術の向上を図るため、防災訓練及び研修会への積極的な参加を促す。

(2) 消防力の強化

ア．消防活動困難地域の対策

消防水利の不足、道路事情等により消防活動が困難な地域に対しては、消防水利の増設、可搬動力ポンプ、消防ホース等の整備を推進し、地域の災害活動体制を強化する。

イ．消防団の活性化

地震防災の要となる消防団は地域の安全確保に不可欠であることから、広報誌等を通じ地域及び事業所等へ消防団の PR を行うとともに、幅広い地域との交流活動を通じて青年層の消防団活動への積極的な参加を働きかける。

ウ．消防本部・消防署及び消防団の体制整備

消防本部・消防署及び消防団間の緊密な連絡を確保するための組織を整備するとともに、その施設・装備・活動資機材を強化・充実する。

エ．消防水利の整備

消火栓、防火水槽等の消防水利の耐震化を推進するとともに、地震時における消防水利の確保を図るため、飲料水兼用耐震性貯水槽、防火水槽及び防火井戸等の確保と適正配置に努める。

オ．広域消防応援体制の強化

消防相互応援協定に基づき、積極的な訓練を実施し、広域消防応援体制の強化を図る。

【資料 17　消防相互応援協定等の締結状況】

第９章　道路防災計画

担当	建設課

1. 現　況

本町内の主要道路としては、国道 42 号、国道 371 号、県道樫野串本線、県道潮岬周遊線、県道すさみ古座線、県道田原古座線等が骨格をなし、これら主要幹線道路に本町の幹線町道及び生活道路が連係し、本町域の道路網を形成している。住民にとって身近な集落内の生活道路は、幅員が狭く、緊急車両の進入が困難であり、防災上の課題となっている。

本町では道路防災点検調査を行い、各種災害危険箇所及び要対策箇所の把握に努めるとともに、危険箇所の日常点検や定期点検を行っている。

2. 基本方針

道路施設のもつ使命の重要性に鑑み、災害時における被害の防止と軽減を図るため、これら施設の災害予防対策を推進する。

3. 計画内容

(1) 道路橋梁整備計画

道路施設は、単に交通施設としての役割だけでなく、災害発生時における物資輸送及び避難道路としても重要な役割を果たすところから、主要幹線道路をはじめ生活道路等の整備が必要である。

本町においては、防災上主要幹線道路に連係する道路の整備を図るとともに、街路照明、車歩道分離など道路の環境整備を図る。また、橋梁については、交通量や震災時の耐震性が確保されるよう常にその点検と整備を図る。

(2) 道路橋梁の維持補修

震災時における道路・橋梁機能確保のため、所管道路・橋梁について危険箇所調査を実施し、防災補修工事が必要な箇所については補修等対策工事を実施する。

(3) 道路障害物除去用資機材の整備

事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、震災時における緊急物資輸送、救急・救護活動等の交通路としての機能を確保するため、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路における障害物除去用資機材を緊急に調達できる体制を整える。

(4) 町道の災害予防

道路管理者は、道路防災点検に基づき、補修等対策工事の必要な箇所について整備を

推進する。また、日常点検、定期点検、臨時点検等を実施し、施設の安全性を確保するため、必要な改修、補修等の災害予防措置を講じる。

(5) 橋梁の損傷、劣化の点検

道路管理者は、橋台、橋脚など橋梁の構造上重要な部材について、日常点検、定期点検、臨時点検等を実施し、橋梁の劣化や損傷の有無を調査する。

【資料 18　町内橋梁現況一覧表】
【資料 19　道路危険予想箇所一覧表】

第 10 章　危険物等災害予防計画

担当	消防本部

1. 現　況

産業活動の進展に伴う石油類の需要の増加、多品種製品の利用、生活様式の高度化により危険物の取扱量は増加し、石油類の貯蔵タンクは大型化するとともに、施設も集積化が進んでいる。

本町の危険物取扱施設の分布状況は、住宅密集地域と隣接している場合が多く、地震発生時には、地震動等による施設の倒壊により、火災発生、危険物の漏洩・拡散・流出等の２次災害につながる危険性が考えられる。

2. 基本方針

本町は、消防法をはじめ関係法令の周知徹底、規制を行うとともに、危険物施設における自主保安体制の確立、保安意識の高揚を図る。

3. 計画内容

(1) 保安教育及び防災訓練の実施

危険物事業所の管理責任者、防火管理者及び危険物保安監督者等に対し、保安管理の向上を図るため、講習会並びに研修会等の保安教育を実施するとともに、危険物施設の耐震性の強化、保安教育及び訓練の徹底、防災思想の普及啓発を図る。

(2) 危険物施設等の安全の確保

危険物施設に対し、消防職員の立入検査を次の事項を重点に実施するとともに、適切な行政指導を行い、災害の発生と拡大の防止を図る。

ア．危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理について、適切な火災予防上の指導を行う。
イ．危険物の貯蔵、取扱、運搬及び積載等の方法についての検査並びに安全管理について、適切な火災予防上の指導を行う。
ウ．危険物施設の管理者及び危険物保安監督者等に対し、災害時にとるべき適切な措置の指導を行う。
エ．施設の異常状態及び地震動等による危険物施設等の影響に対する安全措置についての適切な指導を行う。

(3) 自衛消防組織の育成

事業所等における自衛消防隊の育成を推進し、自主的な災害予防体制の確立を図る。

(4) 消防資機材の整備

ア.危険物火災の消火活動に必要な資機材等の整備を図り、消防力の強化を推進する。

イ.危険物事業所に、危険物災害の拡大の防止を図るために必要な応急資機材の整備、備蓄を促進する。

(5) 放射性物質対策実施体制の整備

放射性物質取扱施設の事故発生等により、本町内において放射性物質等の影響が懸念される事態が発生した場合に備え、必要な体制を構築し、また、必要な情報提供体制を整備する。

(6) アスベスト（石綿）飛散防止対策の推進

ア．建築物所有者には、建築物解体等において適切な対応がとれるよう、調査結果及び必要な知識を情報提供する。

イ．吹付け石綿（レベル１）の廃棄物処理等について、災害廃棄物処理計画に基づいた体制を構築する。

ウ.「アスベスト台帳」による対象建築物の県との情報共有、「災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル～吹付けアスベスト使用建築物からの飛散対策～」による県との連携体制を構築する。

エ．災害ボランティア、復興従事者及び地域住民等の石綿暴露防止のため、石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの着用など必要な知識の普及啓発を実施する。

第 11 章　文化財の災害予防計画

担当	教育課

1. 現　況

本町内には、重要文化財を所蔵する無量寺、善照寺、名勝天然記念物である橋杭岩、無形民俗文化財の河内祭の御舟行事といった国指定を受けた貴重な文化財があるほか、県指定、町指定、国登録の文化財が数多く受け継がれている。

貴重な文化財は、保全・伝承が図られているとともに、重要な観光資源となっており、災害から守るため防災対策に努めている。

2. 基本方針

本町は、これら豊富で町民にとってかけがえのない遺産である文化財を災害から保護するため、防災意識の高揚、防災施設の整備等を図る。

3. 計画内容

(1) 町民に対する文化財の防災意識の普及と啓発

文化財の保存と活用の両面から調査・研究活動を進め、町民生活に根ざした文化財となるよう広く公開できる環境整備を行っていくとともに、「文化財を災害から守る」という意識の普及と啓発を図る。

(2) 所有者等に対する防災意識の徹底

本町は、文化財の所有者に対し、文化財への防災意識を徹底するよう、助言、指導等に努める。その際は、和歌山県文化財保存活用大綱及び県が定める対応マニュアルに基づき行う。

(3) 予防体制の確立

ア．初期消火と自衛組織の確立

イ．防災関係機関との連携

ウ．地域住民との連携

エ．消防用設備の整備、保存施設等の充実

(ｱ) 構造物、美術工芸品保存施設の耐震対策

①文化財関連施設の点検を平常時から徹底し、柱や梁の腐朽や蟻害、瓦の損傷などを早期に発見し、速やかに修理する。

②文化財及びその周辺の機器、器具等の転倒・転落防止の措置を講じる。

③復旧を的確かつ速やかに行うため、あらかじめ文化財を写真やビデオに記録を残

す。

（ｲ）火災対策

①防火管理者の選任、消防計画の作成など、自主防火管理体制の充実を図る。

②消防用設備等の設置促進

第２部　災害応急対策・復旧対策への備え

第１章　防災拠点施設整備計画

担当	関係各課等

1. 現　況

本町役場庁舎、消防施設等は、災害発生時には災害対策本部等の防災拠点としての役割を持ち、情報収集、応急対策の実施等の機能を果たす必要がある。

そのため、役場庁舎は、地震・津波等の災害発生時の中枢管理機能を果たす拠点として、また、復旧・復興の拠点となるべく、耐震性・安全性に優れ、防災設備及び防災対策の体制が充実した本町役場庁舎として、海抜約 50mのサンゴ台に令和３年５月に完成し、同年７月より業務を開始した。

なお、消防施設は、平成 24 年 12 月に標高 24mの高台に新しい消防防災センターを整備している。

2. 基本方針

学校、公民館、集会所等は、災害発生時には災害対策本部支部や避難所など防災上重要な施設となるため、同様の検討を行い、整備に努めていく。

それとともに、大規模災害時には自衛隊や消防機関の応援の受入れ、食糧等の救援物資の受入れが必要になると考えられ、部隊の集結野営場所、物資の集積仕分け施設等についても整備に努めていく。

3. 計画内容

(1) 防災上重要な施設としての整備

学校、公民館、集会所等は、耐震診断の実施状況や実施結果を基にした、耐震性に係るリストの作成及び公表、非構造部材を含む耐震化における数値目標の設定等の実施に努める。

(2) 住民サービス機能の維持

現状の住民サービス機能を低下させないように施設の配置等の検討を行い、整備に努める。

第２章　防災行政無線等の整備計画

担当	総務課、消防本部、企画課、産業課

１．現　況

本町の災害時における通信手段は次のとおりである。

(1) 県総合防災情報システム

県及び県出先機関、県内全市町村、消防本部及び防災関係機関が県総合防災情報システムによりネットワーク化され、災害情報の収集、伝達の通信手段として導入されている。

(2) 本町防災行政無線

本町は、消防防災センターに防災行政無線の基地局を置き、同報系無線のデジタル化を実施している。

さらに、町内放送が聞き取りにくい状況に対応するため、戸別受信機を無償貸与するとともに、防災行政無線（町内）放送の電話案内サービスを実施している。

ア．同報系無線システム

親局が消防防災センターに、遠隔操作卓が本町役場庁舎に、中継局が潮岬に設置されている。

屋外拡声子局は、町内 131 箇所に設置されており、平常時の広報、災害時の緊急伝達や避難指示の際に使われている。

イ．移動系無線システム

本町役場庁舎、消防署及び消防団（旧古座町消防団）に配備され、移動局相互間及び基地局・移動局間の情報収集・伝達に利用されている。

また、孤立が予想される集落に配備し、災害時の通信手段として確保している。

ウ．全国瞬時警報システム（Ｊアラート）

津波警報や気象警報等、国からの緊急情報を瞬時に伝達するシステムを導入している。

(3) ＮＴＴ災害用特設公衆電話

孤立集落となるおそれのある地区の集会施設等に、災害時発信専用の電話を設置している。

(4) 衛星携帯電話

災害時に有線回線が使用できなくなった場合の対策として、衛星携帯電話を配備し、関係機関との通信手段を確保している。

2. 基本方針

災害発生時における被害情報等を迅速に収集し、関係機関相互の連絡を円滑に行うとともに、町民への的確な広報活動ができるよう、平常時から通信施設等の整備・点検、情報収集伝達体制の確立に努める。

3. 計画内容

本町は、災害時の緊急情報を確実に伝達するため、デジタル式の戸別受信機の設置（各戸への貸与）を進めており、さらに、携帯端末の緊急速報メール機能、ソーシャルメディア、Ｌアラート（災害情報共有システム）等の活用による警報等の伝達手段の多重化・多様化に努めるなど、情報伝達の複数化を図っていく。

(1) 本町防災行政無線の整備・点検

ア．移動系

災害現場の情報を迅速かつ的確に収集し、応急対策を円滑に実施するため、車載移動無線機や携帯無線機の整備・充実を図る。

イ．同報系

地域住民に対して情報を迅速かつ的確に伝達するため、同報系無線の整備・充実を図る。

さらに、消防防災センター、本町役場庁舎及び旧古座分庁舎と通信可能なアンサーバック機能付きの屋外子局を町内各所に設置していく。

ウ．運用体制の整備

(ｱ) 平常時から各種無線機の点検を行い、機能を十分に発揮できるよう努める。

(ｲ) 緊急時に防災行政無線操作ができるよう、職員研修を実施するとともに操作マニュアルを作成する。

(2) 有線通信設備（災害時優先電話）の整備

情報連絡に用いる電話について、災害時の輻輳時にも発信できる「災害時優先電話」をNTT西日本に申請、指定し、通信手段を確保する。

(3) 情報収集伝達体制の強化

被害情報の収集体制の整備、伝達窓口の明確化及び多様な伝達手段の確保、さらに職員の情報分析力の向上を図り、特に災害発生直後の混乱期にも対応できる体制の強化に努めるなど、情報収集伝達体制の強化を進める。

また、多様な情報提供ツールを活用し、広く町民に情報提供を行うとともに、町民相互に安否確認がとれる環境を整え、町民が事前にその方法を把握するよう周知するなど、災害情報等の入手方法等を確認できる体制の構築に努める。

なお、県と連携の上、発災時に安否不明者（行方不明者となる疑いのある者）の氏名等の公表や安否情報の収集・精査等を行う場合の手続等について整理しておくよう努める。

さらに、被災者の中に、配偶者からの暴力等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者等が含まれることを想定し、その加害者等に居所が知られることのないよう、当該被災者の個人情報の管理を徹底することができる体制を整備する。

(4) 災害広報体制の整備

災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

また、放送用の広報文作成に当たっては、「声に出して読んでみる」など音声で伝達することを念頭に置き、分かりやすい表現となるよう配慮する。

町民への広報活動を適切に行えるよう、以下の点について準備を行っていく。

ア．広報体制の整備

(ｱ) 災害発生後の時間経過に応じ、提供すべき情報の項目整理

①緊急情報（津波予報、避難情報、二次災害防止の呼びかけ等）

②生活情報（安否確認、給水や物資の配布、通行止めのお知らせ等）

(ｲ) 広報文案の事前準備

①地震の規模・余震・津波・気象・水位等の状況

②住民の不安感の払拭、適切な対応の呼びかけ

③出火防止、初期消火の呼びかけ

④要配慮者への支援の呼びかけ

⑤災害応急活動の窓口及び実施状況

イ．広報媒体の整備

(ｱ) マスメディアの利用（和歌山放送局、ケーブルテレビ等）

(ｲ) 通信機器による広報（電子メールやインターネットの活用）

(ｳ) 巡回等による広報

(ｴ) 自主防災組織、区等住民組織の協力

(ｵ) チラシ、ポスター等による広報

(ｶ) 同報系無線による広報

(5) 緊急速報メール等の活用

災害関連情報を、より広範に、また確実に伝達する手段として、各携帯電話会社の緊急速報メールや災害時伝言板などの仕組みを活用できるよう、各事業者とともに広報・ＰＲ機会の拡充を検討する。

(6) 多様な通信手段の活用

携帯電話・衛星携帯電話等の電気通信事業用移動通信をはじめ、公共安全ＬＴＥ（ＰＳ－ＬＴＥ）※、業務用移動通信、アマチュア無線等、多様な通信手段の活用体制の整備に努める。なお、アマチュア無線の活用は、ボランティアという性格に配慮する。

※公共安全ＬＴＥ（ＰＳ-ＬＴＥ）は、災害現場等において公共安全機関が共同で利用する無線システムで、携帯電話（ＬＴＥ）技術を活用し、音声だけでなく、画像や映像等の送受も可能である。

【資料 20　同報系及び移動系無線一覧表】
【資料 21　災害時優先電話一覧表】

第３章　災害時医療体制整備計画

１．現　況

災害時における負傷者等の救急・救助活動に万全を期するため、本町消防本部を中心に救急救助体制の整備を行っている。今後、災害時における医療救護活動が円滑に実施できるよう、日本赤十字社、災害拠点病院、東牟婁郡医師会、西牟婁郡医師会、その他医療関係機関と協議し、災害時医療体制の強化・充実に努める。

なお、本町は、消防・救急活動の高度化及び電波の有効利用の観点から、消防・救急無線をデジタル方式に移行し、データ伝送による確実かつ効率的な消防・救急活動が行える通信体制の強化を図っている。

２．基本方針

本町及び県は、災害時の医療救護活動が迅速かつ連続して適切に行えるよう、医療関係機関と連携しながら、医療情報の収集・伝達体制、現地医療体制、後方医療体制、医薬品等の確保体制等を整備する。

第１節　救急救助体制の整備

担当	消防本部、くしもと町立病院、福祉課、総務課

１．計画内容

(1) 救急救助体制の整備

本町は、災害時に重複するおそれのある救急救助要請に対応するため、救急救助体制の強化・充実を図る。

特に、災害時における医療救護の実施や防疫の協力等について、田辺・新宮地区の救急告示医療機関や、東牟婁・西牟婁地区の医師会との連携について、さらなる充実を図る。

(2) 救急資機材の整備

救急資機材の備蓄を推進するとともに、医療機関等との連携のもと、救急救助活動が実施できるよう必要な体制の整備に努める。

(3) 要配慮者に対する救急救助体制の整備

要配慮者の災害時の安全確保のため、避難計画の検討を行うとともに、自主防災組織、区、消防団、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア等に協力を要請し、

地域ぐるみで要配慮者に対する救急救助体制の整備に努める。

(4) 住民による救急体制の整備

大災害が発生した場合には、多数の傷病者が集中し、医療機関等の救急能力をはるかに超える事態も予想される。このような事態に備え、地域コミュニティの防災力の強化に努め、住民自らが自発的に救急活動を行い、一刻を争う重傷者等の手当を可能な限り行うことのできるよう指導するとともに、体制づくりを推進する。

ア．応急手当の方法等救急知識の普及啓発
イ．住民、ボランティア、各種団体等への救急活動の協力依頼
ウ．傷病者多数の場合の搬送基準の明確化と周知徹底

第 2 節　医療救護体制の整備

担当	くしもと町立病院、消防本部、福祉課

1. 計画内容

(1) 災害医療の基本的考え方

医療救護活動は、災害のため医療機関等が混乱し、被災地の住民が医療の途を失った場合、医療活動・医薬品等を提供し、被災者の保護を図るための活動である。

本町をはじめ県下の全ての医療機関が、死亡者を一人でも少なくすることを目標に、状況に応じて、被災地域の内外を問わず、最大限の活動を実施する。

■医療救護活動の流れ

ア．現地医療活動

患者がまず最初に受ける応急手当あるいは一次医療を、医療救護班等が「救護所」において実施する。

(ｱ) 活動及び活動場所の分類

次の 2 種類の活動及び活動場所に分けて対応し、適切な医療救護を実施する。

①現場救急活動

災害発生直後の短期間において災害現場付近や避難所に設置する救護所で、主に搬送前の応急処置やトリアージ等を行う。

②医療救護班による臨時診療活動

災害発生直後から中長期間にわたり避難所に併設される救護所で、主に軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

(ｲ) 考え方

①現地医療活動場所を「救護所」と位置付け、医療救護班・物資の供給を行う。

②災害の種類や時間経過に伴い量的・質的に変化する医療ニーズに対応し、医師の専門性を生かした医療救護を行う。

イ．後方医療活動

救護所では対応できない患者の２次医療から３次医療を、災害拠点病院を中心に被災を免れた（被災地域内と被災地域外を含め）全ての医療機関で実施する。

なお、くしもと町立病院（災害支援病院）は、必要に応じて医療班の現地派遣もあることから、当該病院において医師等が不足する事態が生じるおそれもある。

このため、町内の医院・診療所等も含めた、災害時における医療活動体制を平常時より構築しておく。

(ｱ) 災害が甚大であればあるほど、医療機関は後方医療活動を優先して活動する。

(ｲ) 広域搬送の可能な患者は、できるだけ早く被災地域外の医療機関へ搬送し、治療を行う。

(ｳ) トリアージの実施により、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、医療救護対象者の症状に応じた医療機関（例：重症患者は災害拠点病院）へ搬送し、治療を行う。

(2) 医療情報の収集伝達体制の整備

町、県及び医療関係機関は、連携して災害時における医療情報の収集伝達体制を構築する。

また、災害時の医療関係機関の機能を維持し、広域災害・救急医療情報システム等の稼働の送受信に必要なインターネット接続を確保するため、非常用通信手段の確保に努める。

ア．連絡体制の整備

町、県及び医療関係機関は、災害時の連絡・調整窓口や情報内容、情報収集提供方策・役割分担等を定める。

イ．その他

(ｱ) 町は、医療機関及び医療救護班との情報連絡手段を確保する。

(ｲ) 各医療機関は、災害時優先電話回線を確保する。

(3) 現地医療体制の整備

町、県及び医療関係機関は、救護所において応急処置などを行う現地医療体制を整備する。

また、県が保健所を通じて行う、災害時健康危機管理支援チーム（DHEAT）の受援について、県との情報共有に努める。

ア．医療救護班の種類

町、県及び医療関係機関は、災害の種類や時間経過に伴い変化する疾病傷病に対応できるよう、診療科目・職種別に医療救護班を構成するよう検討する。

なお、県は、県薬剤師会との協定を締結しており、医療救護班として薬剤師班及びモバイルファーマシー（災害対策医薬品供給車両）を派遣することができる。さらに、県は、県歯科医師会との協定締結により、災害時の歯科口腔保健にかかる医療救護班も派遣することができる。

このため、町は、必要に応じ、県に対して各班の派遣要請を行う。

(ｱ) 緊急医療班

災害発生直後に、災害拠点病院が派遣する医療救護班である。

救急医療従事者で構成し、被害状況を早期に把握するとともに、救護所等で主に現場救急活動を行う。

(ｲ) 診療科別医療班

外科系、内科系、小児科、精神科、産婦人科及びその他の診療科目別の医療従事者で構成する医療班を編成し、救護所等で主に臨時診療活動を行う。

(ｳ) 歯科医療班

歯科医療従事者で構成し、救護所等で活動する。

イ．救護所の設置

被災現場や避難所に併設して救護所を設置する。

医療機関を指定する場合は開設者と調整する。

ウ．医療救護班の受入れ及び派遣・配置調整

医療救護班の受入れ及び救護所への派遣・配置調整を行う体制・窓口を整備する。

エ．災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の受入れ

町及び医療関係機関は、医療救護所における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法、並びに災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）の受入れ手順を確立する。

(4) 後方医療体制の整備

県は、後方医療体制を充実するため、機能別・地域別に災害医療の拠点となる「災害拠点病院」を設定し、連携体制を推進する。また、災害拠点病院と協力し、患者の受入れを行う救急告示病院等を災害支援病院として整備する。

(5) 医薬品等の確保供給体制の整備

くしもと町立病院をはじめ、各医療機関では通常診療に対する医薬品等の備蓄量は確保されているが、大規模災害時においては直ちに不足する事態が考えられる。

このため、町は、県、日本赤十字社和歌山県支部と連携し、医療関係機関及び医薬品等関係団体（和歌山県医薬品卸組合等）の協力を得て、医薬品、医療機器、衛生材料及び輸血用血液等の確保体制を整備する。

(6) 搬送体制の確立

町及び県は、災害時における患者、医療救護班及び医薬品等の大量かつ迅速・適切な搬送のため、陸路・海路・空路を利用した搬送手段の確保と搬送体制の確立を図る。

ア．患者搬送

町及び県は、特定の医療機関へ患者が集中しないよう、可能病床情報等に基づく適切な搬送体制を確立する。

イ．医療救護班の搬送

町、県及び医療関係機関は、救護所等における医療救護活動を行うための医療救護班の派遣手段・方法を確立する。

ウ．医薬品等物資の搬送

(ｱ) 町

医薬品等の受入及び救護所等への配送供給体制を確立する。

(ｲ) 県、日本赤十字社和歌山県支部

医薬品等の受入及び被災地への搬送手段の確保、搬送拠点の選定、輸送体制の確立等を行う。

(7) 災害医療コーディネーターの設置

県は、災害時の医療体制を迅速かつ的確に構築するため、県災害医療本部に統括災害医療コーディネーターを配置し、二次保健医療圏（本町は新宮保健医療圏域）には地域災害医療コーディネーターを配置する。

このため、町は以下のような体制を整備する。

ア．町内の医療救護活動等を統括・調整するために医学的な助言を行う町災害医療コーディネーターを設置し、各コーディネーターとの連携体制を整備する。

イ．町災害医療コーディネーターが、町内の被災状況や医療機関の活動状況等について迅速に把握できるように、情報連絡体制を整備する。

ウ．急性期以降についても、町災害医療コーディネーターを中心に、医療救護所や在宅療養者の医療支援に関する調整・情報交換等を行うことができる体制を整備する。

(8) 災害時小児周産期リエゾンの設置

県は、災害時の医療体制を迅速かつ的確に構築するため、小児医療又は周産期医療に熟知している者を災害時小児周産期リエゾンに委嘱し、県災害医療本部に配置する。

このため、町は、関係機関と連携し、小児・周産期医療に係る保健医療支援に関する調整・情報交換等を行うことができる体制を整備する。

【資料 22　町内医療機関（病院）一覧表】
【資料 23　和歌山県救急告示医療機関（町内及び田辺・新宮地区）一覧表】
【資料 24　災害拠点病院（医療圏：新宮）】
【資料 25　災害支援病院（医療圏：新宮）】
【資料 26　地区医師会（東牟婁・西牟婁）所在地及び連絡先一覧表】

第４章　資機材等整備点検計画

担当	総務課、消防本部、建設課、水道課、福祉課、くしもと町立病院、関係各課

1. 現　況

現在、庁内関係各課及び消防本部において防災資機材の整備に努めている。

2. 基本方針

町及び関係機関は、応急対策の実施に必要な資機材等について、整備・充実するとともに、随時点検を行い保管に万全を期する。

また、その調達先、調達方法等についても、災害時に迅速に活用できるよう確認しておく。

3. 計画内容

(1) 防災資機材の点検整備

ア．整備項目

(ｱ) 水防、消防等の資機材
(ｲ) 特殊車両
(ｳ) 建設用資機材
(ｴ) 医薬品、衛生材料等
(ｵ) 食料及び飲料水
(ｶ) 救助用衣料及び生活必需品
(ｷ) 救助用医薬品及び医療器具
(ｸ) 防疫用薬剤及び用具
(ｹ) 警備用装備資機材
(ｺ) 通信機材
(ｻ) 災害対策用資機材
(ｼ) 油災害対策用資機材
(ｽ) 給水用資機材
(ｾ) 消防用資機材
(ｿ) その他電気、ガス、水道、交通施設等復旧に必要な資機材

イ．　保有（備蓄）資機材の点検

(ｱ) 不良箇所の有無
(ｲ) 機能試験の実施
(ｳ) 種類、規格と数量の確認

(ｴ) 医薬品、衛生材料等の使用期限等の確認
(ｵ) その他
資機材等の点検結果は常に記録しておくとともに、破損等が発見されたときは補充、修理を行う。

ウ．点検整備の実施機関等

点検整備は資機材を保管する各機関が行うこととし、各機関の点検責任者は、それぞれ点検計画表を作成し、点検整備を実施する。また、実施結果は記録しておく。

第５章　避難収容体制整備計画

担当	総務課、建設課、福祉課

1. 現　況

本町の避難場所等の分布状況をみると各地区毎に設定されているが、今後、施設の耐震基準、構造、被害想定資料等により震災時・風水害時における避難所を区分設定し、さらに各避難所の評価を行うことが課題として挙げられる。

また、その多くは幹線道路沿いに立地しているが、人口の集中している地域との整合がとれていないのが現状である。

特に老朽家屋が密集している地区については、避難圏域の設定、避難場所、避難所及び避難路を詳細に計画することが望まれる。

2. 基本方針

町は、避難路、避難場所、避難所等の指定及び整備並びに避難計画等避難誘導体制の整備を行い、災害から住民の安全確保を図るため、総合的かつ計画的な避難対策の推進を図る。

風水害・土砂災害・地震災害・津波災害等の危険から身を守ることを目的とし、災害時に備えて、平常時から災害に応じた避難場所等を指定しておくとともに、避難場所等の整備を図る。

なお、想定される災害、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策等を踏まえ、公共的施設等を対象に、その管理者の同意を得た上で、避難者が避難生活を送るために必要十分な指定避難所等をあらかじめ指定し、平常時から指定避難所等の場所、収容人数等について、住民への周知徹底を図るとともに、災害時に指定避難所等の開設状況や混雑状況等を周知することも想定し、ホームページ等の多様な手段の整備に努める。

また、指定避難所等の指定に際しては、併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他市町村からの避難者を受入れることができる施設等を、あらかじめ決定しておくよう努める。

3. 計画内容

(1) 避難体制の整備

災害時において、本町で避難が必要になると想定される状況は、以下のとおりである。

ア．津波警報の発表等、津波の危険が迫った場合
イ．河川の氾濫等により、浸水する危険がある場合
ウ．土砂災害や堤防、ため池の決壊等の危険がある場合

エ．家屋密集地で火災が発生し、延焼の危険がある場合
オ．住家が被害を受け、居住する事が危険な場合

こうした場合に、町民が適切に避難できるよう、以下の点について避難体制の整備を図っていく。

①避難路、避難経路、津波避難場所、津波避難目標地点（津波一時避難場所）、津波避難タワー等、避難所及び福祉避難所の指定・設定及び整備
②避難路、避難経路、津波避難場所、津波避難目標地点（津波一時避難場所）、津波避難タワー等、避難所及び福祉避難所の町民への周知
③串本町津波避難計画、地区ごとの津波避難計画の策定及び見直し
④避難情報発令の判断基準（津波予報、水位周知河川の水位情報、土砂災害警戒情報等の活用）や伝達方法等をまとめた避難情報の判断・伝達マニュアルの適宜見直し
⑤避難所の収容機能のほか、物資備蓄機能、応急救護機能及び情報収集伝達機能等防災拠点としての機能に着目した施設整備
⑥東日本大震災や紀伊半島大水害の教訓や経験を踏まえ、県が平成 25 年 1 月に改定した「市町村避難所運営マニュアル作成モデル」に準じて改訂した「串本町避難所運営マニュアル」に基づく避難所の開設、運営管理体制の整備（マニュアル作成等）
⑦避難行動要支援者の避難支援体制の整備

なお、指定緊急避難場所と指定避難所を相互に兼ねる場合には、特定の災害においては当該施設等に避難することが不適当である場合があること、指定避難所等（福祉避難所を含む。）の役割が異なることについて、町民への周知徹底に努める。
また、南海トラフ地震のような巨大地震警戒対応における避難期間は一週間程度の避難生活が必要となることから、後発地震に備えつつ避難先を確保する必要がある。

■本町における避難場所等の考え方

項目	種　別	説　　明
避難路等	指定避難路	指定避難所・津波一時避難場所等まで、最も短時間で、かつ安全に到達できる主要道路で、本町が指定するものをいう。
	避難路	高台等にある津波一時避難場所に通じる道路であって、津波から避難するために本町や自主防災組織等が整備したものをいう。
	避難経路	避難する場合の経路であって、自主防災組織等が設定するものをいう。

項目	種　別	説　　明
避難場所・指定避難所等	指定緊急避難場所	災害対策基本法第 49 条の 4 に基づき、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、その危険から逃れるための避難場所として、洪水や津波など異常な現象の種類ごとに安全性等の一定の基準を満たす施設又は場所で、本町が指定するものをいう。
	津波一時避難場所	津波がおさまるまで（津波警報等が解除されるまで）の間、一時的に避難する場所をいう。
	津波避難ビル等	避難困難地域の避難者や逃げ遅れた避難者が緊急に避難する建物又は津波避難専用施設としての津波避難タワーのことをいう。
	指定避難所	地震、津波、風水害、土砂災害等の災害の危険性があり、避難した住民等を災害の危険性がなくなるまでに必要な間避難させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させるための施設をいう。
	二次避難所（福祉避難所）	高齢者、障がい者、乳幼児、妊婦等であって避難施設での生活において特別な配慮を必要とする者を収容し、保護するところをいう。

(2) 避難路等の指定・設定

ア．避難路の指定

本町は、避難路として備える必要のある安全性や機能性が確保されている道路を避難路に指定する。

(ｱ) 安全性の確保

①山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物による危険が少なく、避難者数等を考慮して幅員が広いこと。特に観光客等の多数の避難者が見込まれる地域にあっては、十分な幅員が確保されていること。

②橋梁等を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。

③防潮堤や胸壁等の避難障害物を回避する対策（例えば階段等の設置）が図られていること。

④海岸・河川沿いの道路は、原則として避難路としない。

⑤避難路は原則として、津波の進行方向と同方向に避難するように設定する。(海岸方向にある避難場所等へ向かっての避難をするような避難路の指定は原則として行わない。)

⑥避難途中での津波の来襲に対応するために、避難路に面して避難ビルが設置されていることが望ましい。

⑦家屋の倒壊、火災の発生、橋梁等の落下等の事態にも対応できるように、近隣に迂回路を確保できる道路を指定することが望ましい。

(ｲ) 機能性の確保

①円滑な避難ができるよう避難誘導標識や同報系無線等が設置されていること。

②夜間の避難も考慮し、夜間照明等が設置されていること。

③階段、急な坂道等には手すり等が設置されていることが望ましい。

イ．避難経路の設定

自主防災組織等は安全性の高い避難経路を設定する。

(ｱ) 安全性の確保

①山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物による危険が少ないこと。

②最短時間で避難路又は避難場所等に到達できること。

③複数の迂回路が確保されていること。

④海岸・河川沿いの道路は、原則として避難経路としない。

⑤避難途中での津波の来襲に対応するため、避難経路に面して避難ビルが設置されていることが望ましい。

⑥階段、急な坂道等には手すり等が設置されていることが望ましい。

(3) 避難路等の安全性・機能性の向上

本町は、関係機関と協力し、避難路等の安全性・機能性の向上を図るための整備に努める。整備にあたっては、「串本町津波防災地域づくり推進計画（平成 27 年 3 月）」に基づき、また、津波浸水想定を踏まえ、総合的に整備していく。

また、避難路の防災性向上を図るため、沿道を防火地域又は準防火地域とすることを検討し、耐震・耐火建築物の建設を促進する。

なお、避難場所への誘導標識を設置する場合は、日本工業規格に基づく災害種別一般図記号を使用し、どの災害の種別に対応した避難場所であるかを明示するよう努める。

(4) 指定緊急避難場所等の指定･設定

ア．指定緊急避難場所等の指定

本町は、災害対策基本法第 49 条の 4 に基づき、災害対策基本法施行令第 20 条の 3 で定める基準に適合する施設又は場所を、洪水、土砂災害、高潮、地震、津波等異常な現象ごとに指定する。

なお､指定緊急避難場所は､ハザードマップ等により町民への周知に努めているが、災害種別に応じて指定がなされていること、避難の際には発生するおそれのある災害に適した指定緊急避難場所を避難先として選択すべきであることについて、平常時から住民等への周知徹底に努める。

イ．津波一時避難場所

本町は、自主防災組織や地区住民等と協議し、安全性と機能性を考慮した場所を津波一時避難場所に設定する。

また、津波ハザードマップ等により、住民に広報する。

（ｱ）安全性

①津波浸水区域から外れていること。

②予想される津波よりも大きな津波が発生することも考えられることから、さらに避難できる場所が望ましい。

（ｲ）機能性

①避難場所表示があり、入口等が明確であることが望ましい。

②要配慮者を考慮し、手すり等の転落防止対策を行うことが望ましい。

ウ．津波避難ビル等の指定・設定

本町又は住民等は、津波避難困難地域の避難者や避難が遅れた避難者が緊急的に避難するために、津波避難対象地域内に津波避難ビル等を指定又は設定する。

指定又は設定にあたっては、これらの所有者や管理者の了解が必要であり、地域ぐるみで津波避難計画を策定することにより、こうした施設の所有者等に対し、地域の一員として地域の安全確保を担う役割を果たすことを理解していただきながら、数多くの避難ビルを指定・設定することが必要である。

なお、津波防災地域づくりに関する法律等で定められた基準に適合する避難ビルの指定を継続するが、基準に満たない建物についても、緊急避難のために使用可能であれば、その活用方法を検討する。

また、津波避難困難地域解消のため、津波避難専用施設として津波避難タワー及び避難シェルターを整備していく。

（ｱ）避難ビルの安全性の確保

①想定される浸水深が 2m の場合は 3 階建て以上（想定される浸水深が 1m 以下であれば 2 階建てでも可）、3m 以上の場合は 4 階建て以上の RC 又は SRC 構造であることが望ましい。

②耐震性を有していることが望ましい。（昭和 56 年の新耐震設計基準に基づき建設された建物、耐震補強実施済みの建物を指定・設定することが望ましい。）

③海岸に直接面していないことが望ましい。

④避難者の収容スペースとしては 1 人当たり 1 ㎡以上の有効面積を確保しておくことが望ましい。

⑤避難路等に面していることが望ましい。

（ｲ）機能性の確保

①進入路への円滑な誘導が可能であることが望ましい。

②夜間照明や情報機器が備わっていることが望ましい。

③外部からの避難が可能な階段があることが望ましい。

エ．広域一時避難への対応

本町は、避難場所等を指定する際には、大規模広域災害時における他市町村からの被災住民の受入れ（広域一時滞在）を考慮するとともに、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。

(5) 避難場所等の安全性・機能性の向上

町は、関係機関と協力し、避難場所等の安全性・機能性の向上を図るための整備に努める。整備にあたっては、「串本町津波防災地域づくり推進計画（平成 27 年 3 月）」に基づき、総合的に整備していくこととする。

また、津波避難ビルや避難所には、地震時自動解錠鍵ボックスを設置し、円滑な避難ができるよう対策を行う。

(6) 指定避難所等の指定・整備

本町は、災害対策基本法第 49 条の 7 に基づき、災害対策基本法施行令第 20 条の 6 で定める基準に適合する施設又は場所を、指定避難所として指定する。二次避難所（福祉避難所）については、災害対策基本法施行規則第 1 条の 9 に定める基準を満たすものとする。

なお、避難所となる施設は、非構造部材（床、小梁、間柱等）を含めた耐震性や不燃性のある施設とし、耐震性等が無い場合はその性能確保に努め、老朽化の兆候が認められる場合には、優先順位をつけて計画的に安全確保対策を進める。

また、避難所の運営管理においては、女性と男性の双方のニーズにきめ細かく丁寧に対応できるよう、避難所の管理責任者は女性と男性による 2 名配置、運営組織の女性参画、安全、衛生、栄養、育児、介護などの課題やニーズを把握し改善できる体制を確立しておく必要がある。

ア．指定避難所

本町は、施設管理者と協力し、家屋の損壊、滅失、浸水、流失により避難を必要とする住民等を臨時に収容することのできる施設を指定避難所として選定、整備する。

なお、指定避難所は、地震、津波、風水害、土砂災害等の災害種別ごとに設定し、施設の状況や地区ごとの避難収容人員を考慮し、必要な箇所については必要な整備（施設の整備や耐震診断及び改修）を進めていく。

(ｱ) 指定避難所の選定

指定避難所は、自主防災組織、区等の単位での避難行動を考慮して選定し、耐震化・不燃化の促進、避難の実施に必要な設備・機器の整備に努める。

(ｲ) 指定避難所の設置基準

①原則として徒歩圏内（半径 2 km）に設置する。
②耐震性・耐火性を有する公共施設等とする。
③指定避難所の収容面積は、おおむね 3 ㎡／人とする。

(ｳ) 指定避難所の運営管理体制の整備

①指定避難所の管理者不在時の開設体制
②指定避難所を管理するための責任者の派遣
③災害対策本部との連絡体制
④自主防災組織、区、施設管理者等との協力体制
⑤避難所運営マニュアルの作成及び配布

イ．二次避難所（福祉避難所）

災害時における避難生活において、特に高齢者、障がい者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者にとって、避難所内の段差解消、福祉仕様のトイレ設置等の福祉的整備は重要な問題である。

本町は、以下に示す避難所の福祉的整備に関する基準に基づき、避難所の設備の充実に努めるとともに、長期避難が可能な二次避難所（福祉避難所）を選定する。

(ｱ) 多数の避難に利用する施設の管理者は、和歌山県福祉のまちづくり条例等に基づいた整備・改善に努める。

(ｲ) 多数の避難に利用する施設（棟）の管理者は、その施設内に福祉仕様のトイレを設置するよう努める。（ただし、障がい者等が他の施設（棟）の福祉仕様のトイレを使用できる場合は、この限りではない。）

(ｳ) 本町は、施設管理者の協力を得て、避難所生活において支障なく移動できるルート（仮設スロープの準備等）を確保するなど、避難生活（水・食糧・物資の受け取り、簡易ベッド※の設置や簡易トイレの仕様等）に支障のないよう配慮するとともに、避難所生活による健康被害の軽減に努める。

(ｴ) 本町は、施設管理者の協力を得て、県とともに、日常生活用具等、備品の整備に努める。また、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源の確保等、必要な配慮をするよう努める。

※ベッドの効能：東日本大震災では、せき症状や不眠症、高血圧症の改善、高齢者の歩行能力の向上、エコノミークラス症候群の改善傾向、被災者の精神的・肉体的ストレスの軽減など、様々な健康被害の軽減が医学的調査で示された。
（2013.03.23 付朝日新聞「私の視点」石巻赤十字病院医師植田信策）

ウ．避難者に配慮した設備の整備

避難者のための情報収集・提供・連絡手段を確保するための設備の整備に努める。

(ｱ) 電話回線の途絶等に備えて、衛星携帯電話や災害用無線通信機器等の整備
(ｲ) テレビ・ラジオ、公衆電話の整備
(ｳ) インターネットを活用できるよう無線ＬＡＮ設備の整備
(ｴ) 停電時に備えて、非常用電源設備の整備

また、非常用電源の燃料の備蓄（3 日分程度）及び備蓄場所の浸水・地震対策を図るとともに、定期的な点検整備体制の確立、設備事業者との緊急時における連絡体制の構築を図る。

(7) 避難誘導体制の整備

ア．町

地域特性を考慮した避難誘導体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の誘導に配慮し、集団避難が行えるよう自主防災組織、区等の地域住民組織と連携した体

制づくりを図る。

イ．学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等の多数の者が利用する施設の管理者は、災害時に施設内の利用者等を安全に避難させるための体制を整備する。

(8) 避難に関する情報の周知

避難に関する情報（避難方法等）について、広報誌、パンフレット及び本町ホームページ等を活用して住民に対する周知を図るとともに、地区ごとに災害（津波災害、洪水災害、土砂災害等）を想定した避難訓練を、自主防災組織、区及び消防団等に協力を求めて実施するよう検討する。

(9) 応急仮設住宅等の事前準備

本町は、災害復旧道路となる、平成 26 年 4 月整備開始の近畿自動車道紀勢線すさみ－串本間の串本インターチェンジ（仮称）付近の高台に応急仮設住宅用地の整備を推進する。

他の応急仮設住宅の建設候補地は、災害の被害状況に応じて、公有地の中から選定する。

(10) 帰宅困難者への備え

本町は、平常時から、帰宅困難者が発生する可能性のある事業所や交通事業者等との連携を強化し、各事業者において帰宅困難者が一定期間施設内に滞在するために必要となる飲料水、食料、物資等の備蓄を促進するよう啓発するとともに、近隣の避難所等の位置や避難路等に関する情報の周知に努める。

また、来訪者対策として、海抜表示、津波警戒標識、避難路看板等の設置を継続して行うとともに、迅速な情報伝達のため、公共施設や観光地等への屋外情報電光掲示板の設置を検討する。このほか、道の駅に避難看板・パンフレット等を設置することにより、来訪者に対し津波避難場所・津波避難路に係る周知・啓発を行う。

さらに、「関西広域帰宅困難者対策ガイドライン」に基づく訓練等の実施に努める。

(11) 広域避難への備え

本町は、災害時において、被災者の他地区への移送、並びに町や県の区域を超えた被災者の受入れ（広域一時滞在）について、他の地方公共団体の円滑な協力が得られるよう他の地方公共団体と相互協力協定等を締結するとともに、運送事業者との被災者移送に関する協定の締結、関係機関との連携の強化等により、協力体制の確立を図る。

また、他市町村からの受入れ手順、運営協力要領その他非常時の一時住居提供体制に関する事項、並びに他市町村への広域一時滞在の要請、被災住民の移送、広域一時滞在先での一時滞在用施設の運営等を円滑に行えるよう「広域一時滞在対策実施要領」を検討する。

（12）指定避難所等の感染症対策

ア．避難行動の普及

平常時から感染を防止するための適切な避難行動について、必要に応じて、住民等に周知しておく。

(ｱ) ハザードマップによる避難の要否の確認
(ｲ) 避難時の持出品（マスク、消毒液、体温計等）の準備
(ｳ) 指定避難所以外の避難先（親戚、知人等）の確保

イ．自宅療養者等の避難確保

平常時から保健所と自宅療養者や濃厚接触者の情報を共有し、避難指示等発令時の避難方法、避難先等の体制を整備しておく。

ウ．感染症対策に必要な備蓄等

平常時から指定避難所での感染防止に必要な装備や備品を備蓄しておく。

特に、マスク、消毒液のほか、パーティション等の感染症対策に必要な備品の備蓄を推進する。

エ．指定避難所開設・訓練の実施

運営職員等においては、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した指定避難所開設・運営訓練を積極的に実施する。

（13）車中泊避難に関する広報

本町は、多様な避難者が安全に安心して避難生活を送れるよう、平常時から避難所環境の整備等に努める。

車中泊等による避難生活は、過去の災害においても健康被害が生じており、健康リスクが存在しうることを広報する。

【資料 27　津波避難場所等一覧表】
【資料 28-1　指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表】

第 6 章　緊急輸送体制整備計画

担当	総務課、建設課、産業課

1. 現　況

国道 42 号、国道 371 号、県道樫野串本線、県道潮岬周遊線、県道すさみ古座線、県道田原古座線、県道高瀬古座停車場線等が緊急輸送道路（第 1 次緊急輸送道路、第 2 次緊急輸送道路、第 3 次緊急輸送道路）として、国、県、自衛隊等で構成された和歌山県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会により指定されている。

2. 基本方針

災害発生時に救助・救急、医療、消火並びに緊急物資の供給を迅速かつ的確に実施するため、緊急輸送体制の整備に努める。

3. 計画内容

(1) 陸上輸送体制の整備

ア. 緊急輸送道路等の指定

国、県、自衛隊等で構成された和歌山県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会は、県警察及び道路管理者と協議し、災害時の応急活動を迅速かつ的確に実施するために緊急輸送道路ネットワーク計画を策定している。

また、国は、災害時も含めた安定的な輸送を確保するため、物流上重要な道路輸送網（国道 42 号、近畿自動車道紀勢線）を「重要物流道路」として指定し、機能強化、重点支援を実施するとしている。

(ｱ) 第 1 次緊急輸送道路、第 2 次緊急輸送道路

①第 1 次緊急輸送道路

県庁所在地、地方中心都市及び重要港湾、空港等を連絡する道路

②第 2 次緊急輸送道路

第 1 次緊急輸送道路と市町村役場、主要な防災拠点（行政機関、公共機関、主要駅、港湾、ヘリポート、災害医療拠点、自衛隊等）を連絡する道路

③第 3 次緊急輸送道路

第 2 次緊急輸送道路と防災拠点を連絡する道路

区　　分	路　　線　　名
第１次緊急輸送道路	国道 42 号
第２次緊急輸送道路	国道 371 号、県道樫野串本線、県道潮岬周遊線、県道すさみ古座線、県道田原古座線、県道高瀬古座停車場線、県道串本古座川線、町道東海岸線、町道矢ノ熊２号線、町道サンゴ台中央線、町道北浜本線、町道第三大浦線、串本漁港内道路
第３次緊急輸送道路	町道宮路線、町道港湾停車場線、町道三の露和田線

(ｲ) 地域緊急輸送道路（本町指定）

本町は、国、県、自衛隊等で構成された和歌山県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会が指定する緊急輸送道路(第１次緊急輸送道路、第２次緊急輸送道路、第３次緊急輸送道路）と町が自ら指定した災害時用臨時ヘリポート、港湾・漁港、災害医療協力病院及び避難場所等の防災拠点を連絡する道路を指定する。

イ．緊急輸送道路等の整備

道路管理者は、あらかじめ選定された緊急輸送道路等の整備に努めるとともに、多重性、代替性を確保するよう、効率的な緊急輸送道路等の整備に努める。

また、これらの緊急輸送道路に架かる橋梁や法面の整備を進め、安全度を向上させる。

ウ．震災時の応急点検体制等の整備

道路管理者は、平常時からその管理する道路の安全性を十分に監視、点検するとともに、災害時の通行支障に関する情報の収集体制や応急点検体制を整備する。

エ．緊急輸送道路等の周知

本町、県、県警察及び道路管理者は、災害時に緊急輸送道路等の機能が十分に発揮されるよう、平常時から住民へ緊急輸送道路等の周知に努める。

オ．緊急輸送体制の確保

本町は、災害時に車両が必要となる業務を把握し、必要となる車両を選定する。

また、町有車両が調達不能となった場合に備えて、県や関係機関、民間事業者等との応援協力体制を確立する。

(2) 航空輸送体制の整備

本町は、応援を受入れるため、災害時用臨時ヘリポートを選定し、県に報告するとともに、ヘリポート付近に物資の集積機能のある施設等の整備に努める。

(3) 船舶による輸送体制の整備

本町は、船舶による応援を受入れるため、港湾・漁港施設の整備を推進するとともに、田辺海上保安部串本海上保安署、県、県漁業協同組合連合会、漁業協同組合等の関係機関と協議の上、事前に接岸場所や運航方法、協力体制等の輸送体制の整備に努める。

(4) 交通規制・管理体制の整備

ア．緊急通行車両の事前届出

本町は、災害対策基本法第 50 条に基づき、緊急通行車両として使用する計画のある車両について、県公安委員会へ緊急通行車両の事前届け出を行う。

イ．県公安委員会（新宮警察署）

災害対策基本法第 50 条第 2 項に基づく災害応急対策の実施責任者から、緊急通行車両として使用する計画のある車両についての事前届出があった場合、審査を行い、緊急通行車両と認めたときは「緊急通行車両事前届出済証」を交付する。

ウ．県警察（新宮警察署）

災害対策基本法に基づく交通規制・管制を円滑に実施するための整備を行う。

(ｱ) 初動措置体制の整備

災害発生時における要員を確保するために、必要な整備を行う。

(ｲ) 災害に強い交通安全施設の整備

①信号機電源付加装置（自動起動型）の整備

②災害時の信号制御システム等の整備

③交通情報提供システム、交通情報収集システムの整備

エ．道路管理者

災害時における道路施設の破損・欠壊等のため、交通が危険であり応急復旧を必要とする場合に、道路法に基づく交通規制を実施するために必要な資機材を整備する。

【資料 29　災害時用臨時ヘリポート一覧表】
【資料 30　緊急通行車両事前届出制度のフローチャート】
【資料 53　緊急輸送道路ネットワーク図】

第７章　水・食糧・生活物資等備蓄計画

担当	水道課、総務課、福祉課

1. 現　況

本町は、８つの水源を有しており、上水道普及率は 99.9％である。井戸水の使用実績は山間部などの一部の家屋でみられるものの、上水道使用実績と比べると微量である。上水道の普及範囲は低地の沖積層地域であり、地盤が揺れやすいことから水道管破損による断水は免れないものと考えられ、応急給水体制の整備に努める必要がある。このため、被災時対策として４つの配水池に緊急遮断弁を設け、上野山防災広場には耐震性貯水槽（約 4 万リットル）を設置している。

食糧、生活物資等の備蓄については、上野山防災広場及びサンゴ台消防防災センターの防災備蓄倉庫をはじめ、各地区への分散備蓄に努めているが、さらに今後、各地区の拠点となる避難所等への新規備蓄拡充も行っていく。

2. 基本方針

災害による家屋の損壊、浸水、流失等により水、食糧、生活必需品の確保が困難な町民に対して、必要な物資を供給するため、その確保体制を整備する。

また、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資について、あらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、備蓄物資の在庫管理については、国の「物資調達・輸送調整等支援システム」（内閣府）を活用し、あらかじめ備蓄物資や物資拠点の登録に努める。

なお、備蓄品目・備蓄量の設定に当たっては、以下の事項に特に留意する。

(ｱ) 被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえること。
(ｲ) 要配慮者や女性、こどもなど、様々な避難者のニーズに対応した物資を確保すること。
(ｳ) 物資の確保に当たっては、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めること。
(ｴ) 被災乳幼児（2 歳未満）用として必要な調整粉乳や液体ミルク（乳アレルギー対応製品、ほ乳物品を含む。）については、災害発生後の最初の 3 日分を備蓄すること。

町民・事業所に対しては、平常時から水や食糧、生活必需品について最低限の備蓄を行っていくよう啓発するとともに、自主防災組織に対する補助を強化し、組織単位での備蓄

を推進する。

3. 計画内容

(1) 給水体制の整備

本町及び関係機関は、相互に協力して、発災後３日間は１日１人当り３リットルの飲料水供給を目標とし、それ以降は順次供給量を増加できるよう体制の整備に努める。

ア．補給水利の確保

補給水利として町内の浄水場、配水池、井戸水等の水を応急給水の水源として確保する。

また、そのバックアップ体制として、プール等の水を簡易浄水装置により浄化し応急給水を行う体制を整備する。

イ．応急給水拠点等の整備

(ｱ) 震災時には、被害状況に応じて、町内各所の消火栓を応急給水拠点として活用する。

(ｲ) 新古田浄水場を基幹給水基地としての機能充実を図り、各浄水場にも給水基地機能を整える。

(ｳ) 応急給水拠点は原則として避難場所において行うが、被災の状況に応じ、断水の集中している地域に臨時応急給水拠点を設け、給水タンクやポリタンクによる応急給水を行う。

ウ．応急給水用資機材等の整備

高圧給水タンク車・給水タンク・仮設給水栓・携行缶・非常用飲料水袋等の応急給水資機材の整備・充実を図る。

エ．応急給水マニュアルの整備

応急給水マニュアルの整備・充実を図る。

(2) 食糧及び生活必需品の確保

震災時における食糧、生活必需品の確保は被災者に対する急務の問題であり、そのため本町及び県をはじめ防災関係機関は、その確保体制の整備を図る。

また、併せて適当な備蓄物資の確保とこれらの管理を行うものとし、社会福祉施設等に協力を要請して、町有施設以外での備蓄（ところてん方式）も検討する。

ア．備　蓄

震災時には、一時的に流通機構が混乱するため、被災者や防災作業従事者に対して緊急に供給すべき食糧や生活必需品の確保が困難になることが予想される。また、断水や停電、ガス停止等が発生すると、多くの家庭で食事のための調理ができなくなることが予想される。

本町及び県は、このような事態に備え、住民に対して非常食の備蓄を啓発するとともに、必要な食糧及び寝具その他の生活必需品を確保する。また、備蓄物資の種類としては、高齢者や障がい者、乳幼児、女性等へ配慮した品目を見直し、必要数を備蓄する。

(ｱ) 高齢者等へ配慮した品目
①高齢者用食
②粉ミルク、液体ミルク（乳アレルギー対応製品）
③ほ乳瓶
④おむつ
⑤生理・衛生用品
(ｲ) その他用品の確保
①精米、即席麺などの主食
②野菜、漬物、菓子類などの副食
③被服(肌着等)
④炊事道具・食器類(鍋、炊飯用具等)
⑤光熱用品(LP ガス、LP ガス用品、簡易コンロ、乾電池、懐中電灯等)
⑥日用品(石鹸、タオル、ティッシュペーパー、歯ブラシ・歯ミガキ粉、ラップ等)
⑦医薬品等(常備薬、救急セット)
⑧要援護高齢者、障がい者等用介護機器、補装具、日常生活用具等(車いす、トイレ、盲人用つえ、補聴器、点字器等)
⑨寝棺、遺体袋など
(ｳ) 備蓄物資の一箇所集中を避けるとともに、速やかに物資等を輸送・提供するために分散備蓄を図り、小中学校の余裕教室等を利用し、被災者の被災直後の生活に必要な食糧及び生活必需品等を備蓄する。
(ｴ) 各家庭においては、災害に備えて１人当たり最低３日分（できれば１週間分）の食糧及び生活必需品を備蓄するよう指導する。

イ．備蓄・供給体制の整備
(ｱ) できる限り避難所及びその周辺での備蓄倉庫の確保
(ｲ) 備蓄物質の点検及び更新
(ｳ) 民間業者との協定の推進
①主食、副食及び日用品等の関係業界と協議し、事前に調達に関する協定を締結する。
②事前に調達に関する協定を締結した場合、定期的な物資保有数量報告による在庫量の確認、協定先の見直しを行い、事情の変化に対応する。
(ｴ) 供給体制の整備
供給体制の整備を検討する。

(3) その他必要な物資
アレルギー対応物資や装具など、被災者の特性に応じた物資が確保できるよう、関係する事業者やＮＰＯ法人、各種グループ等と連携し、緊急時の情報伝達方法、物資の搬

送方法などについて検討を進める。

【資料 31　現有備蓄量一覧表】

第８章　公共的施設災害予防計画

ライフラインに関わる事業者は、災害が発生した場合に迅速かつ的確な応急復旧を行うため、防災体制の整備に努める。

第１節　水道事業施設災害予防計画

担当	水道課

1. 現　況

本町の上水道普及率は 99.9%であり、井戸水の使用は山間部の一部家屋に見られるものの、上水道使用実績と比べると微量である。

また、保有する 8 つの水源で取水を行っている。(新古田浄水場、二色浄水場、有田浄水場、田並浄水場、田子浄水場、和深浄水場、田原第２水源地、佐部水源地)

上水道の普及範囲は低地の沖積層地域であり、地盤が揺れやすいことから水道管破損による断水は免れないものと考えられる。

今後、上水道の整備を進めるにあたっては、老朽管の更新、耐震性に優れたポリエチレン製の水道管、ダクタイル鋳鉄管等への更新、幹線の更なるループ化を念頭に置く必要がある。

2. 基本方針

災害による水道施設の被害を軽減し、飲料水を確保するため、重要性・緊急性を考慮し、優先順位を付けて、施設・設備の耐震化等防火対策を進め、円滑な給配水に努める。また、高い被害率が予想される石綿管や老朽配水管更新事業を中心に経年変化施設の整備を行い、定期的な検査等の実施による維持・管理体制の充実に努めるとともに、断水時を想定して、応急給水タンク等の給水器具の整備・充実を図る。

3. 計画内容

既存施設の立地条件や老朽度合い等を含め施設の再点検を行い、その結果に基づき目標年度を決め順次計画的に防災事業を進める。

(1) 施設の整備

ア．給配水施設については平常時から巡回点検を行い、給水量及び水位等について記録し、災害時には、この記録等を基に破損・寸断箇所の早期発見に努める。

イ．水道課の行う配水管整備事業については、日本水道協会制定の「水道施設設計指

針」、「水道施設耐震工法指針」に基づいて耐震化を推進するとともに、管路における地質の状況の把握に努め、液状化しやすい地域等について、耐震性を考慮した整備計画設定に努める。

ウ．単一管路で給水されている区域については、配水管の新規布設により、管路のループ化・多重化を検討する。

エ．配水管については、材料の使用基準の見直しを行い、要所に伸縮・可とう性のある材料を使用する。

(2) 資材の備蓄

災害により被災した給水施設を迅速に応急復旧できるよう、平常時から一定量の復旧資材を備蓄する。

(3) 燃料の供給・備蓄体制や受援体制の整備

災害が長期化した時に備え、燃料供給及び備蓄の体制構築を図るとともに、被災時に県等からの応援を迅速・的確に受入れるための受援体制の構築を図る。

(4) 応急復旧体制の強化

ア．上水道施設の被害状況等を迅速に把握し、応急復旧活動及びその支援を的確に行うための情報伝達設備の整備により、情報連絡体制を強化する。

イ．管路の多重化等により、バックアップ機能を強化する。

ウ．関係協力団体との協力体制を整備する。

エ．業務継続計画の充実を図る。

オ．管路図等の充実を図る。

第２節　公衆電気通信施設災害予防計画

担当	西日本電信電話株式会社、関連事業者

1. 現　況

市外電話回線（メタリック伝送路、光伝送路）によるファクシミリ通信やオンラインシステム等の情報基盤の整備が行われている本町の公衆電気通信施設は、西日本電信電話株式会社が受け持ち、施設の維持・改良及び計画的な巡視点検・測定等を実施している。

2. 基本方針

西日本電信電話株式会社に対して、災害時においても重要通信を確保できるように、以下の内容について要請していく。

また、他の電話関連事業者においても同様とする。

3. 計画内容

(1) 防災に関する関係機関との連絡調整

防災業務計画に関する関係機関との連絡調整を実施する。

(2) 電気通信設備等の防災計画

ア．電気通信施設の耐震・耐火・耐風・耐水構造化の実施

イ．主要な電気通信設備における予備電源設備の設置

(3) 通信網の整備

災害が発生した場合にも通信を確保するため、主要な伝送路の２ルート化、交換機の分散等の推進を図る。

(4) 防災訓練への参加

本町が行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。

(5) 防災教育の実施

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ的確な防災業務を遂行しうるよう、防災に関する教育を実施し、社員の災害に対する認識を深め、防災意識の高揚に努める。

特に地震に対する知識については、以下の事項に関する教育を行う。

ア．南海トラフ地震に伴い発生すると予測される地震動及び津波に関する知識

イ．地震及び津波に関する一般的な知識

ウ．地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
エ．地震が発生した場合等において社員が果たすべき役割と具体的にとるべき行動に関する知識
オ．その他必要とする事項

第３節　電力施設災害予防計画

担当	関西電力株式会社、関西電力送配電株式会社

1. 現　況

本町の電力施設は、関西電力送配電株式会社が受け持ち、保安規定等に基づいて施設の管理・維持改良及び計画的な巡視点検・測定等を実施している。

本町は、大規模停電発生時に備え、重要施設における迅速かつ円滑な電源確保を行うための体制整備に努める。

2. 基本方針

関西電力送配電株式会社に対して、災害時においても電気設備の被害を軽減し、安定した電力の供給ができるように、以下の内容について要請していく。

3. 計画内容

(1) 災害予防についての恒久的な設備計画

ア．発電・変電・送電・配電設備について、風水害・雷害・塩害別の予防対策の実施
イ．主要送電系統の２ルート化の整備
ウ．無停電電源・予備電源の設備の整備
エ．移動無線による応援体制の強化
オ．定期的な工作物の巡視・点検の実施

(2) 災害応急対策の整備

災害対策資材の確保や輸送力の確保等災害応急体制の整備

(3) 防災意識の啓発

防災意識の高揚を図り、円滑な災害対策の実施のための適切な防災訓練を年１回以上実施する。

(4) 防災訓練への参加

本町が行う総合的な防災訓練に積極的に参加し、これに協力する。

(5) 防災教育の実施

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合において、社員の安全確保を図るとともに関係社員が迅速かつ的確な防災業務を遂行しうるよう、防災に関する教育を実施し、社員の災害に対する認識を深め、防災意識の高揚に努める。

第 4 節　鉄道施設災害予防計画

担当	西日本旅客鉄道株式会社

1. 現　況

本町には、西日本旅客鉄道株式会社の紀勢本線が走っており、駅（和深駅、田子駅、田並駅、紀伊有田駅、串本駅、紀伊姫駅、古座駅、紀伊田原駅）等の鉄道施設の管理・維持改良及び計画的な巡視点検等を実施している。

2. 基本方針

西日本旅客鉄道株式会社に対して、地震等の災害発生という異常時においても常に健全な状態を保持できるよう、鉄道施設の災害防止について諸設備の整備を要請する。

また、災害が発生した場合には、状況連絡を密接に取り合い、協力して被災列車の乗客や巻き込まれた被災者の救援救護を最優先に行い、輸送業務の早期復旧に努める。

3. 計画内容

(1) 諸施設の改善整備

橋梁やトンネル、のり面、土留め等の維持・補修及び改良、落石防止設備の強化や建物設備の維持・補修

(2) 保守の強化

気象や環境の変化に対応する線路警戒体制の確立

(3) その他

旅客対応支援体制の確立、その他防災上必要な設備等の改良の実施

第５節　下水道施設災害予防計画

担当	建設課

１．現　況

本町の下水道はサンゴ台地区で整備されており、その普及率は約 3.9%（令和３年度）である。

■町内の下水道事業の供用開始の一覧表

行政人口（人）	処理区名	全体計画処理面積（ha）	処理面積（ha）	全体計画人口（人）	処理人口（人）	普及率（%）	供用開始年月日	備考
15,025	大水崎処理区	33.0	33.0	590	591	3.9	H6.10.1	

注）行政人口については、令和４年３月 31 日現在の住民基本台帳による。

２．基本方針

災害時においても住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、下水道の機能を最低限維持するとともに、施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るほか、施設の耐震・耐水化を図るとともに、地震・津波時及び大規模停電発生時においても下水道等の機能を最低限維持し、早期に機能回復を行うため、関係機関との連携を図る。

また、建設の際には、耐震設計の見直しに対応した施設の建設を図る。

３．計画内容

(1) 下水道施設の整備

ア．下水道施設の施工にあたっては、自家発電装置や設備の二元化、耐震・耐水化など災害に強い下水道の整備を図る。

イ．災害発生時の緊急対策として、下水処理場空間を有していることから、防火用水に利用できる施設整備の推進を図っていく。

ウ．処理場施設が損傷を受け下水処理が不能になった場合にも最小限の処理を行えるよう、修景のための池を沈殿池等に活用するといった方策について検討を行う。

(2) 応急復旧体制の強化

ア．被害状況の迅速な把握及び早急かつ円滑な復旧を図るため、被災の可能性の高い地区の把握及び施設管理調所の保全・整備を行う。

イ.幹線管渠の被害の復旧に対してはカメラ撮影等により詳細調査が必要となるため、早急に手配できる体制を整える。

ウ．施設の点検、復旧要員の確保を図るため、近隣市町村による応援体制の整備を行い、また必要な場合には下水道事業災害時近畿ブロック応援体制等の相互応援体制の活用を図る。

(3) 燃料の供給・備蓄体制や受援体制の整備

災害が長期化した時に備え、燃料供給及び備蓄の体制構築を図るとともに、被災時に県等からの応援を迅速・的確に受入れるための受援体制の構築を図る。

(4) 下水道事業継続計画の作成・更新

本町は、災害時における下水道事業の継続を図るため、下水道事業継続計画（ＢＣＰ）を平成 26 年 12 月に策定した。

今後は、計画の点検・検証の結果等を踏まえ、計画の見直しを適宜行う。

第９章　要配慮者に関する計画

担当	福祉課、こども未来課、総務課、消防本部

「要配慮者」とは、災害対策基本法（第８条）により、「高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者」としている。

また、「避難行動要支援者」とは、災害対策基本法（第 49 条の 10）により、市町村に居住する「要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者」としている。

1. 計画方針

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する要配慮者は、災害時に適切な行動がとりにくいため被害を受けやすい。

本町及び関係機関は、これら要配慮者の安全保護のため、施設及び地域社会の協力の下に、対象者の把握、設備等の点検改良、施設ごとの防災計画策定と訓練実施、指導・啓発等の施策に努める。

2. 計画内容

(1) 社会福祉施設等における対策

ア．防災計画の策定

災害発生時の職員の任務分担、動員体制等の防災組織の確立、保護者への緊急連絡、地域との連携等を網羅した総合的な防災計画を策定する。

なお、本町は、水防法に基づく浸水想定区域内及び土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域内に、主として要配慮者が利用する施設がある場合、さらに、津波防災地域づくりに関する法律に基づく津波災害警戒区域内に防災上の配慮を要する者が利用する施設（社会福祉施設、学校、医療施設等）がある場合には、当該施設の名称及び所在地を明記し、当該施設の管理者に対して、利用者の避難確保計画の作成や避難訓練等実施の必要性を周知し、利用者の円滑で迅速な避難の確保が図られるよう努める。

イ．防災訓練の実施

策定された防災計画が災害発生時に有効に機能し、円滑に避難が行えるように各施設の管理者等は定期的に防災訓練を実施する。

また、地域住民等の協力による避難活動や初期消火訓練を実施するとともに、地震を想定した救出救護訓練を取り入れ、また、夜間訓練を含めるなど、施設の使用実態に沿った適切な避難行動を習得できるよう訓練内容の充実に努めていく。

なお、訓練により防災計画の有効性の確認を行い、必要に応じて見直すものとする。

ウ．施設、設備等の安全点検

災害発生時に施設の倒壊や火災の発生がないように、施設や付属危険物を常時点検する。また、火気については日頃より安全点検を行う。

耐震化等については、特に、昭和 56 年以前に建築された建物で、地震防災対策上、改築が必要とされる児童福祉施設、老人福祉施設、障がい者施設は、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災施設緊急整備事業を活用するなどにより、耐震化や改築等を進める。

エ．施設のユニバーサル化の促進

要配慮者が安全に避難できるよう、施設や設備のユニバーサル化※等の整備、改善を行う。

※ユニバーサル化：全ての生活者にとって安全で快適な生活を過ごせるような共生型の環境を構築する考え方。

オ．地域社会との連携

社会福祉施設の入居者や通所者は自力での避難が困難である者が多く、災害発生時の避難にあたっては施設職員だけでは不十分である。

各施設の管理者等は、常に施設と地域社会（自主防災組織や事業所等）との連携や本町との連携を密にし、災害時には地域住民の協力が得られる体制づくりに努める。

カ．緊急連絡先の整備

災害発生時に保護者又は家族と確実に連絡がとれるよう、緊急連絡先の整備を行う。

キ．食糧・水等の備蓄等

各施設管理者は、入所者・通所者の利用状況を把握し、緊急時の食糧、水及び緊急ベッド等の備蓄及び緊急調達体制の確保に努める。

ク．職員不足の場合の準備

各施設管理者は、災害により職員が不足して充足を図る必要があるときに備え、資格保有者名簿等をあらかじめ作成する等選定補充体制の確保に努める。

(2) 要援護高齢者、障がい者、妊産婦、難病患者対策

ア．対象者の範囲

防災上対象となる要配慮者の範囲は、在宅で生活を営む次の障がい者、高齢者及びこれらに準じる者と考えられる。

(ｱ) 障がい者

①身体障がい者

②精神障がい者

③知的障がい者

(ｲ) 高齢者
①常時寝たきりの状態にある者
②介護を必要とする認知症状を有する者
③常時一人暮しの者
(ｳ) 傷病者、難病患者
(ｴ) 乳幼児
(ｵ) 妊産婦

イ．避難行動要支援者名簿の作成等

(ｱ) 避難行動要支援者名簿の作成

本町は、要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する者（避難行動要支援者）の把握に努め、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎とする名簿を作成する。

なお、名簿の作成・更新は福祉課が行い、外部への提供は福祉課及び総務課が行う。また、庁舎の被災等の事態が生じた場合においても、名簿の活用に支障が生じないよう、名簿情報の適切な管理に努める。

名簿の作成や活用に当たっては、以下の点に留意し行う。

①避難支援等関係者となる者

本町関係部署、消防署、警察署、社会福祉協議会、自治会、消防団、自主防災組織、民生委員・児童委員、地域支援者

②避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

ａ．75 歳以上の者のみの世帯の構成員である者
ｂ．身体障がい者手帳（1 級・2 級）の交付を受けている者
ｃ．療育手帳（Ａ判定）の交付を受けている者
ｄ．精神障がい者保健福祉手帳（1 級）の交付を受けている者
ｅ．介護保険の要介護３以上の認定を受けている者
ｆ．町長が必要と認める者

③名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

名簿には、以下に掲げる個人情報を登録する。なお、名簿の個人情報は、登録申請書を基本に登録し､その内容を本町関係部署が監理する情報により確認する。

ａ．氏名、性別、生年月日
ｂ．住所（又は居所）
ｃ．電話番号その他の連絡先
ｄ．避難支援等を必要とする理由
ｅ．上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し、町長が必要と認める次項

④名簿の更新に関する事項

ａ．１年に１回更新する。
ｂ．登録事項に変更が生じた場合は、届出によりその内容を変更する。
ｃ．名簿登録者が死亡、町外転出、及び名簿登録の要件に該当しなくなった場合

は、登録を抹消する。

⑤名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために本町が求める措置及び本町が講じる措置

ａ．名簿を外部に提供する際には、秘密の保持、施錠のある保管場所での管理、名簿複製の禁止等を明記した「提供等に関する覚書」を交わす措置を講じる。

ｂ．名簿を外部に提供する際には、要配慮者に対する支援活動以外には一切利用しない旨を明記した受領書の提出を求める。

⑥要配慮者が円滑に避難のための立退きを行うための通知又は警告の配慮

本町が策定した「避難情報の判断・伝達マニュアル（令和３年８月改定）」において、要配慮者の円滑な避難を考慮した措置を講じる。

⑦避難支援等関係者の安全確保

避難支援等関係者が、避難行動要支援者について避難の支援、安否確認等を実施する際は、自身の安全確保に十分配慮した上で実施する。

(ｲ) 要配慮者情報の共有

要配慮者の個人情報保護に留意した上で、避難支援等関係者等との連携を図るとともに、避難行動要支援者名簿や要配慮者の登録情報等を活用して要配慮者に関する情報を収集し、必要に応じて共有化に努める。

(ｳ) 避難行動要支援者の支援体制の構築

避難行動要支援者の支援として、個別避難計画の策定や障がいに応じた避難支援体制の構築を図る必要がある。

このため、個別避難計画については、避難支援等に携わる関係者と連携して、名簿情報に係る避難行動要支援者ごとに、作成の同意を得て作成するよう努めるとともに、適切な管理に努める。

個別避難計画が作成されていない避難行動要支援者についても、避難支援等が円滑かつ迅速に実施されるよう、平常時から、避難支援等に携わる関係者への必要な情報の提供、関係者間の事前の協議・調整その他の避難支援体制の整備など、必要な配慮を行う。

また、できるだけ早期に避難行動要支援者に対して計画が作成されるよう、優先度の高い避難行動要支援者から個別避難計画を作成する。

ウ．防災についての指導・啓発

広報等により要配慮者をはじめとして、家族、地域住民に対する啓発を行う。

(ｱ)要配慮者及びその家族に対する指導

①日常的に防災に対する理解を深め、日頃から対策を講じておく。

②災害発生時には近隣の協力が得られるよう、日頃からコミュニケーションを図る。

③地域において防災訓練等が実施される場合は積極的に参加する。

(ｲ) 地域住民に対する指導

①自主防災組織や区、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等と協力し、地域住民の要配慮者の把握に努め、その支援体制を平常時から整備する。

②災害発生時には対象者の安全確保に協力する。
③地域防災訓練等に要配慮者及びその家族が参加するよう働きかける。

エ．情報連絡手段の整備

防災上、情報入手が困難な聴覚障がい者などに対し、日常生活用具の給付などを通じて情報伝達手段の整備を進める。

オ．安全機器の普及促進

防災上、介助支援を必要とする対象者への防火指導と併せて、緊急通報システムの活用や防災機器の普及を促進する。

カ．手話通訳等のボランティアの確保

災害発生時に各拠点の避難所に手話通訳等のボランティアを派遣できるよう、社会福祉協議会その他ボランティア活動推進機関等の協力を得て、手話通訳等のボランティアの確保に努める。

キ．二次避難所（福祉避難所）の指定等

大規模災害が発生し、要配慮者を多数収容し保護する必要がある場合は、次の措置をとるものとし、平常時から協定締結等必要な環境整備を行う。

(ｱ) 社会福祉施設への入所

特に介護を要する者から順次町内にある特別養護老人ホーム、老人保健施設等社会福祉施設への緊急入所を要請し、一時的な保護を行い、介護など対象者に応じたきめ細かなサービス提供を行う。

なお、社会福祉施設においても、水・食糧その他の物資や介護用品、障がい者用機器等の備蓄に努める。

(ｲ) 二次避難所（福祉避難所）の指定

自宅や避難所での生活が困難である要配慮者等を入所させ、医療や介護など必要なサービスの提供や、一時的に一般の避難者とは別の要配慮者専用の施設及び必要なスタッフが確保できるよう、二次避難所（福祉避難所）を指定する。

なお、指定する施設については、耐震・耐火・鉄筋構造に加えて要配慮者の特性を踏まえバリアフリー環境の確保・向上・維持、水・食糧その他の物資や介護用品、障がい者用機器等の備蓄に努める。

(ｳ) 二次避難所（福祉避難所）の周知等

本町は、二次避難所（福祉避難所）の名称、受入対象者等に関する情報等を要配慮者及びその家族、自主防災組織、支援団体等に対し周知する。

二次避難所（福祉避難所）は、より専門的な支援が必要な避難者のために確保されるものであり、避難所等で生活可能な避難者は受入対象としないことについて、住民に周知する。

(3) 外国人への対策

外国人は、言葉に不自由なことや地理に不案内なことにより、要配慮者に位置付けら

れる。

これらの人々に対しては、要配慮者として安心して行動できるような条件、環境づくりが必要である。

ア．災害関連情報の外国人等への広報

防災関連情報の広報手段（ポスター、パンフレット等）を検討する。

イ．誘導標識や案内板等の整備

外国人については、言葉の問題が大きな障害となる。

災害発生時、屋外において、外国人が迅速かつ安全に避難できるよう、ローマ字・英文併記を原則に、道路標識の整備を行う。特に、広域避難場所等の案内板については、外国語の併記表示を進め、外国人にも分かりやすい案内板の設置に努め、広報活動や防災訓練等により周知を図る。

ウ．通訳ボランティアの確保

災害発生時に適切な情報を提供するため、また、各拠点の避難所に通訳ボランティアを派遣できるよう、事前にボランティアの登録を行うなど、通訳ボランティアの確保に努める。

エ．避難訓練への参加呼びかけ

避難訓練の際には、外国人の参加を呼びかけるよう努める。

（4）保険制度（国民健康保険・後期高齢者医療・介護保険制度）の事務処理対策

本町は、県、国及び関係機関（病院、地域包括支援センター等）と連携し、被災により被保険者証を紛失若しくは提示不可能となっていても、本人確認等により必要な医療若しくは介護サービスを受けられる体制の整備を進める。

第 10 章　農林水産関係災害予防計画

担当	産業課

1. 計画方針

本町及びその他の防災関係機関は、各種の災害から農林水産物、農林水産業施設の被害を未然に防止し、又は最小限に食いとめるため、技術の普及・指導体制の確立など必要な措置を講じる。

2. 計画内容

(1) 農業対策

気象災害による被害の軽減を図るため、農業従事者への防災行政無線等情報伝達システムの確立を検討する。

また、災害時の対処を円滑に実施するため、紀南農業協同組合、みくまの農業協同組合等関係機関と緊密な連携を保ち、防災農業技術等の指導を行う。

災害時における家畜伝染病その他疾病の発生予防及び蔓延防止のため、紀南家畜保健衛生所（東牟婁駐在）の協力を得て、平常時より注射、消毒等の指導を行う等、飼養管理、衛生管理の徹底を期する。

(2) 水産業対策

水産用施設等の災害発生を未然に防止するため、常に気象予報に注意し、巡回・点検に努める。

また、防災知識の普及・啓発を行い、災害時の対処を円滑に実施するため、和歌山東漁業協同組合等関係機関と迅速な協力体制がとれるよう、緊密な連携を保つよう努める。

(3) 林業対策

災害時の対処を円滑に実施するため、南紀森林組合等関係機関と迅速な協力体制がとれるよう、緊密な連携を保つよう努める。

治山については、山崩れ、地すべり等の災害の発生を未然に防止し、又は被害を軽減するため、常に降雨等の気象予報等に注意し、治山施設の巡回・点検、補強、補修等の必要な措置を講じる。林道は、側溝、暗きょ等の排水施設整備、のり面保護、障害物の除去、崩壊防止等の予防措置や、伐採の規制等適正な対策を講じる。

また、病害虫や有害動物の駆除等の効果的な防除を行い、森林の保全を期する。

第 11 章　地震防災施設緊急整備計画

担当	関係各課等

1. 計画方針

本町は、県の策定した、地震防災対策特別措置法（平成 7 年法律第 111 号）に基づく「地震防災緊急事業五箇年計画」等の推進を図る。

2. 事業計画

(1) 整備の対象

1　避難地
2　避難路
3　消防用施設
4　消防活動が困難である区域の解消に資する道路
5　緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
6　共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件収容施設
7　公的医療機関等の改築又は補強
8　社会福祉施設の改築又は補強
9　不特定かつ多数の者が利用する公的建造物の補強
10　津波による被害の発生を防止し、又は軽減することにより円滑な避難を確保するため必要な海岸保全施設又は河川管理施設
11　砂防設備、森林保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池
12　地域防災拠点施設
13　防災行政無線設備その他の施設又は設備
14　飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
15　地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
16　負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等の応急的な措置に必要な設備又は資機材
17　老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策

第３部　地域防災力の向上

第１章　防災訓練計画

担当	総務課、消防本部、教育課、福祉課、こども未来課

1．計画方針

災害時に防災活動を円滑に実施するため、各防災関係機関及び住民との協力体制の確立に重点を置く総合的な防災訓練を実施するとともに、本町、消防団及び自主防災組織等の連携の下に地域単位での各種防災訓練を実施する。

なお、訓練の実施にあたっては、訓練の目的・災害の状況（土砂災害、複合型災害を含む。）を具体的に設定した上で、防災関係機関との発災時の連絡先、要請手続等の確認、あらかじめ設定した訓練効果が得られるように訓練参加者、使用する器材及び実施時間等の訓練環境などについて具体的な設定を行うとともに、参加者自身の判断も求められる内容を盛り込むなど、実践的なものになるように工夫する。

また、訓練後には、訓練成果を取りまとめ、課題等を明らかにし、必要に応じて、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させるように努める。

2．計画内容

防災訓練の種類は、次のとおりとする。

(1) 総合防災訓練

大規模な災害を想定し、本町及び防災関係機関、住民、自主防災組織及びボランティア団体等が一体となり、総合的な訓練を年１回実施する。

ア．実施時期及び場所

災害が予想される時期前に、最も訓練効果のある適当な時期を選び、それぞれの地域において実施する。

イ．参加機関

本町、関係防災機関、住民、自主防災組織、ボランティア団体等

ウ．訓練内容

災害対策本部設置訓練、通信訓練、広報訓練、津波避難図上訓練、津波避難訓練、避難誘導訓練、避難所設置運営訓練、救助・救出訓練、応急救護訓練、救助物資輸送配布訓練、初期消火訓練、水防訓練、応急給水訓練、応急炊出し訓練、その他必要な

訓練

(2) 津波警報伝達訓練

津波警報の発令を想定した防災行政無線による情報伝達訓練を年１回実施する。

(3) 水防・砂防等訓練

水防管理団体が、水防活動の円滑な遂行を図るため、出水期より前に、年１回以上実施する。

訓練内容は、水位・雨量等の観測、水防団（消防団）の動員、資機材の輸送、水防工法の習得及び避難等とする。

また、津波防災地域づくりに関する法律に規定された津波避難訓練に参加する。

なお、水防・砂防等の作業は、暴風雨の中しかも夜間に行う場合が多いため、作業時に混乱をきたさないように次の事項をとり入れて充分訓練を行うものとし、実施に当たっては、特に地元住民の参加を得て水防・砂防等の思想の高揚に努める。

ア．観測（水位、潮位、雨量、風速、土壌雨量指数等）
イ．通報（電話、無線）
ウ．動員（水・消防団、住民）
エ．輸送（資材、器材、人員）
オ．工法（各水防・砂防工法）
カ．樋門、角落としの操作
キ．避難、立退き

(4) 本町職員の参集、招集訓練

大規模災害時や複合災害時において迅速・的確に災害対策本部の運営を行うため、庁舎及び各施設の非常時の配備体制を確保し、各防災関係機関、住民との連携を図るため、職員の参集、非常招集訓練、指令伝達訓練、災害対策本部の設置、被害情報の収集・整理・伝達等の訓練を年１回実施し、必要に応じ体制等の見直しを行う。

(5) 認定こども園、小・中学校等の防災訓練

認定こども園、小・中学校等における防災訓練を年１回以上行う。

ア．園児、児童、生徒の避難訓練
イ．保育教諭、教職員の避難誘導訓練

(6) 防災関係機関の訓練

各防災関係機関において、個別訓練を行い、防災活動の円滑化を図る。実施方法等については、各防災関係機関で定める訓練計画により実施する。

(7) 復興まちづくり等に関する訓練

職員の復興まちづくりへの理解を深め、復興時に想定される課題を事前に整理するため、復興まちづくりに関する勉強会・講習会、まち歩き、復興まちづくりイメージトレ

ーニングなど、必要な実務能力の習熟に向けた訓練等を実施する。

また、個々の地区での復興まちづくりに向けた課題や対応を探り出すために、住民も含めた復興まちづくりに関するワークショップ等、様々な復興訓練の実施に努める。

(8) 防災訓練の留意点

防災訓練にあたっては、防災マップ等を活用するとともに、防災マップでは危険がないと想定された地域においても、揺れたらまず逃げるという意識づけや避難は徒歩で行うというルールを徹底することを目指した避難、要配慮者に対する救出・救助、自主防災組織や事業所等との連携、非常用電源設備を用いた通信連絡手段の確保等、各地域の特性及び災害の態様等を充分に考慮するなど、実情に応じた訓練を実施する。

その他、高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者の支援体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

第 2 章　防災知識普及計画

担当	総務課、消防本部、福祉課、教育課

1. 計画方針

大地震等の災害を最小限に食いとめるためには、本町その他防災関係機関による災害対策の推進はもとより、住民一人ひとりが日頃から災害についての認識を深め、災害から自らを守るとともに、お互いに助け合うという意識と行動が必要である。

本町をはじめ防災関係機関は自らの関係職員に対して防災教育を実施するとともに、区、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、民間事業者及び学校等と相互に緊密な連絡を保ち、そのかかわりの中で、防災知識の普及に努め、災害予防、災害時における適切な判断力の養成及び防災体制の充実に努める。

また、その際、障がい者、高齢者、外国人、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や男女のニーズの違いに十分配慮した防災教育、防災意識の普及に努める。

2. 計画内容

(1) 本町職員に対する防災教育

災害対策の成否は防災関係機関のみならず全職員の心構え、適正な判断力及び防災知識が重要となるため、あらゆる機会を利用して職員に対する防災教育を次のような方法で徹底する。

ア．各課等に防災担当者を設置し、定期的な会議を開催し、情報共有に努める。
イ．新規採用職員を対象とした防災研修を実施し、防災意識の高揚を図る。
ウ．防災士や重機等の資格取得を推進し、災害時の防災リーダーの育成に努める。
エ．学識経験者、関係機関の専門職員を講師として招き、随時講習会、研修会を開催し、災害の原因及び対策等の科学的、専門的知識の高揚を図る。
オ．防災訓練と併せて検討会を開催し、災害時における業務分担について自覚と認識を深める。
カ．防災関係施設、防災関係研究機関等の見学並びに危険地域等の現地調査を行い、現況の把握と対策の検討を行う。

さらに、本町職員の災害対応力の向上を図るため、国が地方公共団体の危機管理・防災責任者を対象として実施する研修や、市町村の長及び幹部職員を対象とした研修等への参加を推進する。

(2) 町民に対する防災知識の普及啓発

本町、県をはじめ防災関係機関や自主防災組織は、住民が、平常時より災害に対する

備えを心がけ、災害時においては自発的な防災活動を行うよう防災知識の普及啓発を図るとともに、防災に関する必要な情報を積極的に提供する。

地震発生時は、津波による被害が考えられるため、大きな揺れや長時間の揺れがあった場合は速やかな避難が必要であり、特に沿岸地域の町民は「あきらめずに逃げる」ことが重要であることを周知する。

さらに、地域や事業所、学校等において、災害状況を具体的にイメージできる（災害イマジネーション）能力を高めるとともに、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み（正常性バイアス）等に対する実践的な防災教育や避難訓練の実施にも努める。

なお、住民等の防災意識の向上及び防災対策に係る地域の合意形成の促進を図るため、自然災害によるリスク情報の基礎となる防災地理情報を整備するとともに、専門家（風水害においては気象防災アドバイザー等）の知見も活用しながら、防災に関する様々な動向や各種データを分かりやすく発信するよう努める。

ア．普及啓発の内容

(ｱ) 災害の知識

①災害の態様や危険性

②各防災関係機関の防災体制及び講じる措置

③地域の危険場所

(ｲ) 災害への備え

①3 日分（できれば 1 週間分）の飲料水、食糧及び生活物資の備蓄

②非常持ち出し品の準備

③家具、什器類の固定、家屋・施設・塀・擁壁の安全対策

④避難場所、家族との連絡方法等の確認

⑤自主防災組織活動、防災訓練など防災活動への参加

(ｳ) 災害時の行動

①身の安全の確保方法、初期消火、救助、応急手当の方法

②情報の入手方法

③自家用車の使用制限等の注意事項

④要配慮者への支援

イ．普及啓発の方法

(ｱ) パンフレット等による啓発

防災マップ（地震、津波）、防災パンフレット、ビデオ等を活用するとともに、広報紙による防災関連記事の連載や公共施設への防災資機材等のパネル展示により普及啓発を行う。

また、和歌山県が作成した防災学習ツールの災害対応シミュレーションゲーム（「きいちゃんの災害避難ゲーム」令和３年３月）を活用した普及啓発を行う。

(ｲ) 活動等を通じた啓発

防災週間、防災とボランティアの週間をはじめ防災に関する諸行事にあわせた講演会等の開催、防災出前講座（小中学生、住民等を対象とした講演による地震・津波に関する知識・防災意識の向上）の継続実施、住民参加型防災訓練の実施又は地

域社会活動などの促進・活用による普及啓発を行う。

ウ．町民への周知事項

(ｱ) 地震及び津波に関する一般知識

①津波の第一波は引き波だけでなく押し波から始まることもあること、第二波、第三波などの後続波の方が大きくなる可能性や数時間から場合によっては一日以上にわたり継続する可能性があること、さらには、強い揺れを伴わず、危険を体感しないままに押し寄せる、いわゆる津波地震や遠地地震の発生の可能性など、津波の特性に関する情報

②地震・津波は自然現象であり、想定を超える可能性があること、特に地震発生直後に発表される津波警報等の精度には一定の限界があること、浸水想定区域外でも浸水する可能性があること、避難場所の孤立や避難場所自体の被災も有り得ることなど、津波に関する想定・予測の不確実性

(ｲ) 過去の主な被害事例

(ｳ) 緊急避難先安全レベルについての考え方や避難路に関する知識

(ｴ) 正確な情報の入手（防災わかやまメール配信サービス、和歌山県防災ナビ等）

(ｵ) 風水害対策、地震・津波災害対策の現状

(ｶ) 平常時の心得（準備）

①食糧、飲料水、携帯トイレ及びトイレットペーパー等の備蓄〔家庭においては消費しながらの備蓄（ローリングストック方式）を行い１週間分程度とすることが理想〕

②非常持ち出し品の準備

③負傷の防止や避難路の確保の観点からの家具等の転倒防止対策、ブロック塀等の倒壊防止対策、ガラスの飛散防止対策

④避難路及び避難場所及び所要時間の把握

⑤災害時の家族内の連絡体制の確保

⑥要配慮者の所在把握

⑦石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの備蓄及び正しい活用方法の習得

⑧家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備（犬の登録・狂犬病予防注射接種等の法令遵守、しつけ、餌の備蓄等）

⑨自動車へのこまめな満タン給油

⑩地震保険・共済加入の検討

(ｷ) 災害時の心得

①「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、自らの判断で避難行動をとること

②災害情報等の聴取方法

③停電時の処置

④避難場所安全レベルについての考え方

⑤避難に関する情報の意味（「安全な場所にいる人まで避難場所に行く必要がないこと」、「避難先として安全な親戚・知人宅等も選択肢としてあること」、「警戒レベル４で『危険な場所から全員避難』すべきこと」）の理解

⑥避難所や仮設住宅等で、性暴力・ＤＶの被害者にも加害者にもならないための知識の徹底

⑦災害時においては、環境省や県が行う粉じん大気濃度測定の結果を周知し、粉じんによる健康被害防止の注意喚起に留意すること

(ｸ) 地震・津波発生時の行動及び応急措置

①様々な条件下（家屋内、路上、自動車運転中など）で地震発生時にとるべき行動

②緊急地震速報、津波警報・注意報発表時や避難情報等発令時にとるべき行動

・我が国の沿岸はどこでも津波が襲来する可能性があり、強い地震（震度４程度）を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、迷うことなく迅速かつ自主的にできるだけ高い場所に避難すること

・避難にあたっては徒歩によることを原則とすること

・自ら率先して避難行動をとることが他の地域住民の避難を促すこと

・地震による揺れを感じにくい場合でも、大津波警報を見聞きしたら速やかに避難すること

・標高の低い場所や沿岸部にいる場合など、自らの置かれた状況によっては、津波警報でも避難する必要があること

・海岸保全施設等よりも海側にいる人は、津波注意報でも避難する必要があること

③初期消火活動を行うとともに、消防機関に協力する。

④近隣の負傷者、要配慮者の救助

⑤避難場所での活動

⑥国、公共機関及び市町村等の防災活動に協力する。

⑦「津波避難３原則」「津波てんでんこ」の浸透

(ｹ) 住宅の耐震診断及び必要な耐震改修の実施

(ｺ) 緊急地震速報の正しい活用方法

(ｻ) 通信の確保

①通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努める。

②災害時における通信量の増加を抑制するため、災害時の不要不急な通信は控えるよう周知に努める。

(3) 要配慮者に対する啓発

ア．福祉施設等において災害に関する理解を深めるため、防災教室等を開催する。

イ．本町及び関係機関の実施する防災訓練への積極的参加を呼びかける。

ウ．要配慮者に配慮した、防災に関する資料の作成、配布等を検討する。

(4) 学校教育における防災教育

学校教育においては、児童生徒自らが命を守る主体者となるための、災害予防に関する教育を行う一方、あらゆる災害に対して冷静に対処できるよう定期的に避難訓練等を実施する。また、消防団員等が参画した体験的・実践的な防災教育の推進にも努める。

教育の主な内容は、以下のとおりとする。

ア．火災の初期消火方法

イ．避難方法及び時期

ウ．「和歌山県防災教育指導の手引き」等を活用した防災学習

エ．実践的な避難訓練や地域と連携した避難訓練の実施
オ．「津波避難３原則」「津波てんでんこ」の浸透
カ．身近な安全対策（耐震化、家具固定等）を子どもから発信する減災運動
キ．歴史資料等を活用した防災文化の形成
ク．その他必要事項

(5) 災害教訓の伝承

過去に起こった大災害での教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、広く一般に閲覧できるよう公開に努める。

また、災害に関する石碑やモニュメント等の持つ意味を正しく後世に伝えていくよう努める。

第 3 章　自主防災組織整備計画

担当	総務課、消防本部

1. 計画方針

平成 7 年 1 月 17 日に発生した阪神・淡路大震災では、全死亡者の約 8 割が建物倒壊などによる圧死・窒息死で、救出された人の約 8 割の人が家族や地域の住民の救出活動によるものであった。平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、津波による水死者数が 9 割以上となる大惨事であったが、多くの自主防災組織により避難誘導や安否確認、避難所運営の支援や炊き出し等の活動が行われた。これらの災害により、我々は災害から自分の命を守るために自ら行動をおこすことの重要性、また、地域の住民で助け合うことの重要性を改めて再認識したところである。

また、平成 20 年 4 月 1 日に和歌山県において施行された『和歌山県防災対策推進条例』には、災害による被害を軽減させるためには、自らの命は自らで守る「自助」、自らの地域は互いに助け合って守る「共助」が必要であり、住民、自主防災組織、事業者自らが自助、共助を実践し、県及び市町村などがこれらを補完しつつ「公助」を実施し、地域社会における防災力を向上させることが重要であるとされている。

このような状況において、本計画では、災害発生直後の初期消火や人命救助等の被害拡大防止、また、応急対策期における避難所運営等における地域住民の役割の重要性を踏まえ、自主防災組織の育成に力を入れていく。併せて、地域住民を顧客として地域と密接に関連して事業を営み、地域社会の構成員である事業所の自主防災体制の整備にも力を入れていく。

また、障がい者、高齢者等の要配慮者や女性の自主防災組織への参加の促進に努め、災害時の混乱と被害の軽減を図るために、災害予防と応急救助活動が能率的に処理されるよう、常にこれら組織の整備拡充を図っていく。

2. 計画内容

(1) 自主防災組織の育成

本町の自主防災組織は、現在 39 組織（令和 4 年 9 月末）、組織率は 98.42%である。

本町は、平常時からコミュニティ活動を促進し、地域の連帯感の醸成に努めるとともに、住民組織の防災活動への取り組みについて啓発し、自主防災組織の育成に努める。

ア. 自主防災組織の責務と役割

和歌山県防災対策推進条例では、次のように自主防災組織の責務と役割が定められている。

(ｱ) 責　務

a．自主防災組織は、地域住民と協力して、地域における防災活動を実施するよう努める。

b．自主防災組織は、地域住民の自ら行う防災対策に協力し、地域住民の安全を確保するよう努めるとともに、県及び市町村が実施する防災対策に協力するよう努める。

(ｲ) 役　割

a．災害予防対策

(a) 災害危険箇所の確認等

① 自主防災組織は、国、県及び市町村等が提供する災害及び防災に関する情報を活用し、地域における災害危険箇所及び災害の発生の危険性等を確認するよう努めるとともに、避難経路、避難場所及び避難方法をあらかじめ把握するよう努める。

② 自主防災組織は、災害が発生した場合において応急的に生活用水として利用する水の確保ができるよう、井戸等の所在についてあらかじめ把握するよう努める。

③ 自主防災組織は、①及び②により確認及び把握した情報その他の防災に関する情報について、ハザードマップ等により地域住民に周知するよう努める。

(b) 防災意識の啓発等

自主防災組織は、地域住民に対し、防災意識の啓発及び防災に関する知識の普及を図るための研修を実施するよう努める。

(c) 防災訓練の実施等

自主防災組織は、地域住民が主体となった防災訓練を実施するよう努めるとともに、市町村及び県が行う防災訓練及び研修に積極的に参加するよう努める。

(d) 資機材等の備蓄

自主防災組織は、初期消火、負傷者の救出及び救護その他の応急的な措置に必要な資機材及び物資を備蓄するよう努める。

(e) 要配慮者の情報把握及び援護体制の整備

自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における要配慮者の避難誘導、介助その他の対策を円滑に行うため、市町村、防災関係機関等と連携し、あらかじめ、地域における要配慮者に関する情報を把握するよう努めるとともに、援護体制の整備に努める。

b．災害応急対策

自主防災組織は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市町村、防災関係機関等と連携し、情報の収集及び伝達、地域住民等の避難誘導その他の地域における消火活動を実施するよう努めるとともに、特に、災害が発生した場合においては、初期消火並びに負傷者の救出及び救護を積極的に実施するよう努める。

イ．自主防災組織の地域単位

自主防災組織は、住民が自主的な防災活動を行ううえで、地域の実情に応じた適正な規模を地域単位として組織の設置を図る。

(ｱ) 住民が連帯感に基づいて防災活動を行うことができる地域単位
(ｲ) 住民が基礎的な日常生活圏として一体性を有する地域単位

ウ．自主防災組織の設置及び組織運営

自主防災組織は、その組織の設置に当たり、それぞれの組織において規約及び次の事項等規定した活動計画等を定める。

(ｱ) 自主防災組織の編成及び任務分担
(ｲ) 防災知識の普及・啓発
(ｳ) 地域の災害危険の把握
(ｴ) 防災訓練
(ｵ) 情報の収集・伝達
(ｶ) 出火防止及び初期消火
(ｷ) 救出・救護
(ｸ) 避難
(ｹ) 給食・給水
(ｺ) 要配慮者対策
(ｻ) 他組織との連携
(ｼ) 防災資機材等の整備

エ．自主防災組織の育成方法

本町は、次のような育成方法で地域の実情に応じた自主防災組織の育成に努める。

(ｱ) 自主防災組織の必要性の啓発
(ｲ) 地域住民組織に対する情報提供（研修会等の実施）
(ｳ) 防災リーダー（女性リーダー）の育成に対する助成（防災士資格取得支援）
(ｴ) 教育啓発施設等を活用した体験教育等の実施
(ｵ) 防災資機材の整備助成
(ｶ) 防災訓練の実施

本町は、住民が自主防災組織を設置し、実際に活動をしていくために必要な自主防災計画の作成、運営、防災資機材及び防災訓練等に対して支援や助言を行う。

また、自主防災組織の活性化にはその中核となる防災リーダーが必要となるため、各種組織の長、本町職員・消防職員の OB 等に協力を求め、県が実施する地域防災リーダー育成講座「紀の国防災人づくり塾」への参加や講習会への参加等を呼びかける。

(2) 事業所の自主防災体制の整備

本町は、事業所に対して、従業員、利用者の安全確保、地域への貢献といった観点から、自主防災体制を整備するよう啓発する。

ア．事業者の責務と役割

和歌山県防災対策推進条例では、次のように事業者の責務と役割が定められている。

(ｱ) 責　務

a．事業者は、自ら防災対策を実施するよう努めるとともに、地域における防災活動を実施するよう努める。

b．事業者は、地域における自主防災組織等の防災活動に協力するよう努めるとともに、県及び市町村が実施する防災対策に協力するよう努める。

(ｲ) 役　割

a．災害予防対策

(a) 安全を確保するための対策及び事業を継続するための計画

事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に備え、事業所に来所する者、従業員及び地域住民の安全を確保するための対策を実施するよう努めるとともに、事業者の規模及び業態に応じ、中核となる事業を継続し、又は早期に復旧するための計画を作成するよう努める。

(b) 建築物等の耐震性の確保及び資機材等の備蓄

事業者は、その所有し、又は管理する建築物、工作物等の耐震性の確保並びに設備、備品等の転倒及び落下の防止に努めるとともに、応急的な措置に必要な資機材及び食料、飲料水等を備蓄するよう努める。

(c) 防災訓練の実施等

事業者は、防災訓練及び研修を積極的に行うよう努めるとともに、自主防災組織、市町村及び県が行う防災訓練及び研修に積極的に参加するよう努める。

(d) 地域への協力

事業者は、その所有し、又は管理する施設を避難場所として提供することその他の地域における防災活動について、地域住民、自主防災組織及び市町村に積極的に協力するよう努める。

b．災害応急対策

事業者は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、事業所に来所する者、従業員及び地域住民の安全を確保するよう努めるとともに、地域住民及び自主防災組織等と連携し、情報の収集及び提供、地域住民等の避難誘導その他の地域における防災活動を積極的に実施するよう努める。

イ．啓発の内容

(ｱ) 平常時の活動

a．防災に対する心構えの普及啓発（社内報、掲示板の活用など）

b．災害発生の未然防止（社屋内外の安全化、非常用マニュアルの整備、防災用品の整備など）

c．災害発生への備え（飲料水・食糧・その他物資、資機材の備蓄、非常特ち出し品の準備、避難方法等の確認など）

d．災害発生時の活動の習得（情報伝達・避難・消火・救急処置訓練など）

e．地域活動への貢献（防災訓練など地域活動への参加、自主防災組織との協力）

(ｲ) 災害時の活動

a．避難誘導（安否確認、避難誘導、要配慮者への援助など）

b．救出救護（救助用資機材を使用した救出、負傷者の救護など）

c．初期消火（消火器や屋外消火栓、可搬式ポンプによる消火など）

d．情報伝達（地域内での被害情報の本町への伝達、救援情報などの周知など）

e．地域活動への貢献（地域活動・防災関係機関の行う応急対策活動への協力、施設の開放など）

(ｳ) 対象施設

a．学校、病院等多数の者が利用又は出入りする施設

b．石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を製造、保管及び取り扱う施設

c．多人数が従事する工場、事務所等で自主防災組織を設け災害防止に当たることが効果的であると認められる施設

(ｴ) 自主防災計画の策定

災害を予防し、災害による被害を軽減するため、効率的な活動が行えるようあらかじめ自主防災計画を定める。

(3) 地区防災計画の策定

自主防災組織は、当該地区内の居住者及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が共同して行う防災訓練、地区居住者等による防災活動に必要な物資及び資材の備蓄、災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援その他の当該地区における防災活動に関する計画（以下「地区防災計画」という。）を策定することができる（災害対策基本法第 42 条第 3 項）。

本町は、地区防災計画素案の提案を受けた場合、町防災会議において、その必要があると認めるときは、本計画に当該地区防災計画を定める（災害対策基本法第 42 条の 2）。

第４章　ボランティアの活動環境整備計画

担当	企画課

1. 計画方針

大規模な災害の発生時には、医療、炊出し、物資搬送、建築物の危険度判定など幅広い分野においてボランティアによる協力を必要とする。これらボランティアの支援申し入れは、国内のみならず国外からも多数あるものと予想される。

本町は、県、日本赤十字社和歌山県支部、社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関と連携して、災害時にボランティアが被災者の要請に応じて円滑に活動できるよう、ボランティア活動や避難所運営に関する研修・訓練の実施体制、災害時における防災ボランティア活動の受入れや調整を行う体制、防災ボランティア活動の拠点の確保、活動上の安全確保や被災者ニーズ等に関する情報提供方策等について必要な環境整備を図る。さらに、町職員及び関係団体等との研修や訓練の実施、意見交換を行う機会の拡充に努める。このほか、地域住民やＮＰＯ・ボランティア等への災害廃棄物の分別・排出方法等に係る広報･周知を進めることで､防災ボランティア活動が円滑に実施できる環境整備に努める。

なお、被災現場ではアスベスト（石綿）等による粉じん暴露の可能性があるため、適切な防じん機能を有するマスクを使用する等、作業従事者に対する暴露防止教育を実施すること、さらに、中皮腫や肺がんを発症したときのために、作業従事記録を 40 年間保存すること等についても検討しておくものとする。

2. 計画内容

(1) 受入れ体制の整備

本町並びに社会福祉協議会及び関係機関は、災害時に支援を申し出たボランティア及びボランティア団体に対して円滑な活動が行えるよう、受入れ・活動の調整を行うための受入れ機関の設置・運営について、連絡調整を行う。

ア．本町は、社会福祉協議会及び関係機関と連絡調整の上、受入れ機関となるボランティアセンターを組織し、設置する。

イ．社会福祉協議会は、本町及び関係機関と連絡調整等を行い、受入れ機関となるボランティアセンターを運営するものとし、災害対策本部と協議・調整し活動計画を定める。

ウ．災害時に、ボランティア及びボランティア団体が円滑に組織化され活動できるよう、ボランティア活動のリーダーの育成を図るなど、ボランティア活動が活発に行われるよう住民意識の高揚を図る。

(2) 人材の育成、活動支援体制の整備

本町及び関係機関は、社会福祉協議会と連携を図り、町内のボランティア組織に対する防災教育、訓練等の充実を図るとともに、ボランティア活動の需要と供給の調整を行うボランティアコーディネーターの養成に努める。

また、災害時には、ボランティアの受入れ及び活動のための拠点を整備する。

(3) 発災時のためのボランティア協力

ア．一般ボランティアによる協力

災害発生時には、次の事項について協力を依頼することとなるため、社会福祉協議会等と連携して、広報や防災訓練等において協力内容の周知に努める。

(ｱ) 他の自主防災組織、ボランティア組織、自治会、消防団及び関係団体の相互間の区域分担、役割分担の調整
(ｲ) 災害・被害情報の収集・整理・伝達の協力
(ｳ) 出火防止、初期消火活動の協力
(ｴ) 救急・救助・救出活動、遺体の捜索等の協力
(ｵ) 災害ボランティアセンターの設置支援及び運営の協力
(ｶ) 避難場所の開設と運営の協力
(ｷ) 給水・給食、生活必需品の配付及び物資拠点活動等の協力
(ｸ) 安否情報、生活情報等の収集・伝達の協力
(ｹ) その他の応急復旧作業等の協力
(ｺ) 要配慮者（高齢者、障がい者等）の介護・看護補助
(ｻ) 帰宅困難者や旅行者等の土地不案内者への支援

イ．専門ボランティアによる協力

災害発生時には、次に掲げる技能者について協力を依頼することとなるため、平常時から関係機関と連携して、災害時における協力内容、留意事項等について理解を求めておく。

(ｱ) 被災建築物応急危険度判定士及び被災宅地応急危険度判定士
(ｲ) 土木・建築技術者
(ｳ) 医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、助産師、マッサージ師等
(ｴ) 教師・保育士及びカウンセラー
(ｵ) 通訳（外国語、手話等）
(ｶ) 無線技士及び各種機器の修理技術者
(ｷ) 自動車・重機の運転士
(ｸ) その他

(4) 防災インストラクター制度の検討

本町の地域特性を熟知し、災害対策の経験がある本町職員 OB や消防団員 OB、専門的知識を有する者等を募集し、防災・減災活動にボランティアとして従事する防災インストラクターとして登録を行い、平常時に減災に向けた防災知識普及活動、災害時の支援

活動など、防災に関わる様々な活動を行う人材を確保する制度の創設について、検討を進める。

なお、主な活動は以下の事項が挙げられる。

ア．自主防災組織の活動方針、マニュアル作成支援
イ．自主防災組織の研修会における指導・助言
ウ．地区又は区独自の防災マップ作成支援
エ．防災訓練への参加

第５章　文教対策計画

担当	教育課

1. 計画方針

児童生徒等及び教職員の安全を確保し、学校、その他教育機関の建物等の文教施設及び設備を災害から守るために必要な計画を策定し、その推進を図る。

2. 計画内容

(1) 児童生徒等の安全確保対策

ア．東日本大震災において、児童や生徒を無人の自宅に帰宅するよう指導し問題となった例を踏まえ、津波浸水のおそれがない学校等については、震度５弱以上の地震が発生した場合は、安全が確認された後に保護者への引き渡しを原則とする。

保護者が引き取れない、又は時間を要する場合には、学校等で待機することを基本とする。

イ．津波浸水のおそれがある学校等についても、震度５弱以上の地震が発生した場合には、安全が確認された後に保護者への引き渡しを原則とする。

保護者が引き取れない、又は引き取りまでに時間を要する場合には、学校等が浸水しなかった場合は安全が確認できる学校等、学校等が浸水している場合はあらかじめ学校等が定めた近隣にある避難場所等で待機することを基本とする。

ウ．大規模地震等の発生時には、通信手段が不通となることが予想されるため、平常時より保護者に対して、児童生徒等の引き渡しや待機の対応について周知しておく。

エ．非常時における児童生徒等の引き渡しに関して、保護者への情報伝達が確実に行えるよう、複数の連絡先及び連絡手段（固定電話、学校メールやホームページ等）を整備するよう努める。

オ．児童生徒等を学校等で避難・待機させることができるよう、飲食料品等の備蓄を整備する。

カ．学校等は、災害発生時における児童生徒等の安全を確保するため、平常時より危機管理マニュアル等を整備しておく。

(2) 登下校・登退園時の安全確保

児童生徒等の登下校・登退園時の安全を確保するため、あらかじめ指導計画を学校・園ごとに策定し、平常時から児童生徒等及び保護者への周知を図る。

ア．通学路の安全確保

(ｱ) 通学路は、警察署、消防団、自主防災組織等と連携し、校区内の危険箇所を把握しておく。

(ｲ) 各児童生徒等の通学路・通園路及び誘導方法について、常に保護者と連携をとり確認しておく。

(ｳ) 幼児の登退園時は、原則として個人又はグループごとに保護者が付き添うようにする。

イ．登下校等の安全指導

(ｱ) 地震災害時の登下校の安全対策等について、防災訓練等により検証し、指導計画の内容を確認し、必要に応じて改善を行う。

(ｲ) 通学路や通園路の危険個所は、児童生徒等への注意喚起と保護者への周知徹底を図る。

(ｳ) 登下校時における危険を回避できるよう、児童生徒等に対して具体的な注意事項を指導する。

第６章　業務継続計画等の策定

担当	各課

1. 本町における業務継続計画及び受援計画等の策定

本町は、大規模な災害の発生後においても行政機能を確保し、迅速かつ的確な応急対策等を実施するため､限られた行政資源を基に業務を継続することのできる業務継続計画（ＢＣＰ：Business Continuity Plan）の策定を推進する。

また、迅速かつ的確な応急対策、復旧･復興対策を実施するためには、国、和歌山県、関西広域連合等の多様な支援活動を適切に受入れることが必要となるため、受援計画等を策定する。

2. 事業所等における事業継続計画の策定

事業所等は、災害時において重要事業を継続するため、事業継続計画の策定に努める。

特に、災害応急対策等に係る業務に従事する事業所は、地震発生時における施設の利用者等の安全確保や機械の停止等により被害の拡大防止を図るため、緊急地震速報受信装置等の積極的活用を図るよう努める。さらに、要配慮者利用施設の所有者又は管理者は、介護保険法関係法令等に基づき、自然災害からの避難を含む非常災害に関する具体的計画を作成するなど、平常時より防災対策の実施に努める。

本町は、事業所等の事業継続計画の作成の普及啓発に努める。また、事業継続計画策定の普及啓発活動を通して、事業所等が防災体制の整備等を行うよう働きかける。

なお、事業所等は、事業継続計画の作成により、災害時に果たす役割（生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生）を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクコントロールとリスクファイナンスの組み合わせによるリスクマネジメントの実施に努める。

3. 応急対策職員派遣制度の活用

応急対策職員派遣制度は､「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づき、被災都道府県内の地方公共団体による応援職員の派遣だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施できない規模の災害が発生した場合に、被災都道府県以外の地方公共団体からの応援職員を派遣するもので、令和３年５月の災害対策基本法の改正により地方公共団体等間の応援規定について、災害が発生するおそれがある段階においても適用可能とされた。

これにより、総務省は、関係省庁（内閣府、消防庁）及び関係団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会等）が協力して、全国の地方公共団体の人的支援を最大限活用して被災市区町村を支援することとしている。

本町は、災害マネジメントについて支援が必要な場合は、当該制度を活用し、県を通じて、総務省等で構成する「応援職員確保調整本部」に対し、災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員等で構成する「総括支援チーム」の派遣を要請することができる。

このため、本町は、防災訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努める。

第１部　災害警戒期の活動

第１章　防災組織計画

項　目	初動	応急	復旧	担　当
第１節　組織計画	●	●		全課等（全部班）
第２節　動員計画	●	●		全課等（全部班）

第１節　組織計画

担当	全課等（全部班）

1. 計画方針

風水害等の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害応急対策を適切かつ強力に実施するため、本計画の定めるところにより「串本町災害対策本部」を設置し、防災関係機関との緊密な連絡協力のもとに災害応急対策活動を実施する。

その防災に関する組織、体制及び職員の動員の方法等についてあらかじめ整理し、防災活動の推進を図る。

2. 計画内容

本町は、風水害等の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合に、被害を最小限にとどめるため、「災害対策本部」等を設置し職員の動員配備を行い、災害応急対策活動を行う体制を確立する。

特に、休日や夜間等勤務時間外に配備の基準となる警報が発令されたときは、職員は自主的にあらかじめ指定された場所に参集し、災害対策のための体制をとる。

なお、大規模広域災害が発生し、町外における応援活動を含む災害応急対策を行うため、特に必要があると認められるときは、本町は災害対策支援本部（仮称）を設置し、職員を動員する場合に準じた対応を行うことができる。

■風水害等対策時における職員の配備体制

体　制	配備基準	配備人員
情報収集体制	①串本町に波浪警報など職員の配備体制各号の配備基準に該当しない警報が発表されたとき。 ②東牟婁振興局串本建設部管内において水防配備態勢第１号が発令されたとき。 ③その他の状況により総務課長が必要と認めたとき。	総務課 防災防犯グループ員（班）
風水害等対策配備体制第１号	①串本町に大雨、洪水、暴風又は高潮のいずれかの警報が発表されたとき。 ②和歌山県南部に台風が接近するおそれがあり、厳重な警戒を要すると認められるとき。 ③東牟婁振興局串本建設部管内において水防配備態勢第２号が発令されたとき。 ④大規模な事故（爆発、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没等）が発生したとき。 ⑤その他の状況により総務課長が必要と認めたとき。	各課等の長 総務課職員（班） 産業課職員（班） 建設課職員（班）
風水害等対策配備体制第２号（災害対策連絡室）	①串本町に暴風、大雨、洪水、波浪及び高潮の各警報が発表され、厳重な警戒を要すると認められるとき。 ②和歌山県南部が台風の暴風域に入るおそれがあり、かつ重大な災害がおこるおそれがあると認められるとき。 ③東牟婁振興局串本建設部管内において水防配備態勢第３号が発令されたとき。 ④その他の状況により副町長が必要と認めたとき。	副町長、教育長 各課等の長 総務課職員（全） 産業課職員（全） 建設課職員（全） 各課等職員（班）
風水害等対策配備体制第３号（災害対策本部）	①災害救助法の適用を必要とする災害が発生し、町長が必要と認めたとき。 ②串本町に暴風、大雨、洪水、波浪、高潮等の各警報が発表され、町長が必要と認めたとき、又はいずれかの特別警報が発表されたとき。 ③大規模な火事、爆発、水難等が発生し、町長が必要と認めたとき。 ④その他の状況により町長が必要と認めたとき。	町長 副町長、教育長 各課等の長 全職員

※総務課長は、状況判断により必要に応じて各体制の人員を適宜増減することができる。
※各課等の長は、事態の推移により高次の体制に速やかに移行できるよう、職員等間の連絡体制を整備する。
※各体制の人員については、速やかに総務課長に報告する。
※配備職員欄について、（班）は課員の内必要人員を、（全）は課員全員を意味する。

■風水害等対策時における配備体制の人員

<table>
<tr><th>職名及び
課等の名称</th><th>情報収集体制</th><th>風水害等対策時
配備体制第１号</th><th>風水害等対策時
配備体制第２号
（災害対策連絡室）</th><th>風水害等対策時
配備体制第３号
（災害対策本部）</th></tr>
<tr><td>町　長</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>副町長</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>教育長</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>各課等の長</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td rowspan="14">全職員</td></tr>
<tr><td>総務課</td><td></td><td>○（必要人員）</td><td>○</td></tr>
<tr><td>防災防犯
グループ</td><td>○（必要人員）</td><td>○（必要人員）</td><td>○</td></tr>
<tr><td>企画課</td><td></td><td></td><td rowspan="5">○（必要人員）</td></tr>
<tr><td>税務課</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>住民課</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>福祉課</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>こども未来課</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>産業課</td><td></td><td>○（必要人員）</td><td>○</td></tr>
<tr><td>建設課</td><td></td><td>○（必要人員）</td><td>○</td></tr>
<tr><td>水道課</td><td></td><td></td><td rowspan="4">○（必要人員）</td></tr>
<tr><td>教育課</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>会計課</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>議会事務局</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>消防本部
串本消防署
古座消防署</td><td colspan="4">本部及び各署内で別に定める体制</td></tr>
<tr><td>くしもと
町立病院</td><td colspan="4">病院内で別に定める体制</td></tr>
<tr><td>各学校用務員
給食センター</td><td colspan="4">教育長の指示に従う。</td></tr>
<tr><td>認定こども園</td><td colspan="4">こども未来課長の指示に従う。</td></tr>
</table>

(1) 情報収集体制

総務課長は、気象警報及び気象情報（以下「気象情報等」という。）により警戒が必要と予想されるときは、気象情報等の収集伝達等を行うため、情報収集体制をとる。

ア．配備基準

①本町に、波浪警報など配備体制各号の配備基準に該当しない警報が発表されたとき。

②東牟婁振興局串本建設部管内において水防配備態勢第１号が発令されたとき。

③その他の状況により総務課長が必要と認めたとき。

イ．配備人員

総務課防災防犯グループ員の必要人員により構成する。

ウ．解除基準

①本町に発表されていた波浪警報など配備体制各号の配備基準に該当しない警報が解除されたとき。

②東牟婁振興局串本建設部管内に発令されていた水防配備態勢第１号が解除されたとき。

③総務課長が必要なしと認めたとき。

(2) 風水害等対策配備体制第１号

総務課長は、気象情報等により災害の発生が予想されるときは、気象情報等の収集伝達、その他災害対策に関する連絡調整に万全を期するため、配備体制第１号をとる。

ア．配備基準

①本町に大雨、洪水、暴風又は高潮のいずれかの警報が発表されたとき。

②和歌山県南部に台風が接近するおそれがあり、厳重な警戒を要すると認められるとき。

③東牟婁振興局串本建設部管内において水防配備態勢第２号が発令されたとき。

④大規模な事故（爆発、多数の者の遭難を伴う船舶の沈没等）が発生したとき。

⑤その他の状況により総務課長が必要と認めたとき。

イ．配備人員

①各課等の長

②総務課職員、産業課職員及び建設課職員のうち必要人員により構成

ウ．解除基準

①本町に発表されていた大雨、洪水、暴風又は高潮の警報が解除されたとき。

②和歌山県南部に台風が接近するおそれがなくなり、厳重な警戒の必要がなくなったとき。

③東牟婁振興局串本建設部管内に発令されていた水防配備態勢第２号が解除されたとき。

④総務課長が必要なしと認めたとき。

(3) 風水害等対策配備体制第２号（災害対策連絡室）

副町長は、気象情報等により、厳重な警戒が必要と認められるとき又は重大な災害の発生が予想されるときは、気象情報等の収集伝達、その他災害対策に関する連絡調整に万全を期するとともに、事態の推移により高次の体制に速やかに移行し、遅滞なく災害対策活動が実施できるよう、配備体制第２号をとる。

また、気象情報等により今後の防災対策の検討を行うために、必要に応じて災害対策連絡室（以下「連絡室」という。）を設置する。

ア．配備基準

①本町に暴風、大雨、洪水、波浪及び高潮の各警報が発表され、厳重な警戒を要すると認められるとき。

②和歌山県南部が台風の暴風域に入るおそれがあり、かつ重大な災害がおこるおそれがあると認められるとき。

③東牟婁振興局串本建設部管内において水防配備態勢第３号が発令されたとき。

④その他の状況により副町長が必要と認めたとき。

イ．配備人員

①副町長、教育長、各課等の長

②総務課職員、産業課職員、建設課職員

③上記を除く各課等の職員のうち必要人員により構成

ウ．解除基準

①本町に発表されていた暴風、大雨、洪水、波浪及び高潮の各警報が解除になり、厳重な警戒の必要がなくなったとき。

②和歌山県南部が台風の暴風域に入るおそれがなくなったとき又は暴風域でなくなったときで、かつ重大な災害がおこるおそれがなくなったとき。

③東牟婁振興局串本建設部管内に発令されていた水防配備態勢第３号が解除されたとき。

④その他の状況により副町長が必要なしと認めたとき。

エ．災害対策連絡室等の設置等

配備体制第２号の指令発令した場合、必要に応じ本町役場庁舎に連絡室を設置する。

(ｱ) 本町役場庁舎２階会議室に連絡室を設置するとともに、総務課に連絡室事務局を設置する。

(ｲ) 連絡室長は副町長とし、副室長は総務課長とする。

(ｳ) 連絡室員は、各課等の長、総務課防災防犯グループ員及びあらかじめ指定された職員により構成する。また、その他の職員は常に連絡がとれる状態とする。

(ｴ) 連絡室は、本町内の情報及び被害状況の収集伝達、本町全域の被害状況の取りまとめ及び発表、報告その他所用の連絡調整にあたる。

(4) 風水害等対策配備体制第３号（災害対策本部）

町長は、相当規模の風水害等の災害が発生した場合又は発生するおそれがある場合において、住民の安全確保、被災者の救護、二次災害の防止など、災害応急対策を適切かつ強力に実施するため、配備体制第３号をとる。

町長は、「串本町災害対策本部」（以下「本部」という。）等を設置し、防災関係機関との緊密な連絡協力の下に災害応急対策活動を実施する。

ア．本部設置及び廃止の基準等

(ｱ) 設置の基準

①災害救助法の適用を必要とする災害が発生し、町長が必要と認めたとき。

②本町に暴風、大雨、洪水、波浪、高潮等の各警報が発表され、町長が必要と認めたとき、又はいずれかの特別警報が発表されたとき。

③大規模な火事、爆発、水難等が発生し、町長が必要と認めたとき。

④その他の状況により町長が必要と認めたとき。

(ｲ) 廃止の基準

①本町の地域で災害発生のおそれが解消したとき。

②災害対策がおおむね完了したとき。

③その他町長が必要なしと認めたとき。

(ｳ) 設置及び廃止の通知

災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに次に掲げるもののうち必要と認める者に通知しなければならない。

また、本部会議における決定事項についても必要と認めるものは通知する。

■通知先

a．和歌山県知事	d．隣接市町村長
b．東牟婁振興局長	e．報道機関
c．串本町防災会議委員	f．その他必要と認める機関

イ．本部の組織及び運営

(ｱ) 本部長及び副本部長

a．本部長を町長、副本部長を副町長及び教育長とする。

なお、町長が事故や不在時等の非常時については、副町長、教育長、総務課長の順により指揮をとる。

b．本部長は、本部の事務を統括し、本部の職員を指揮統括するとともに、災害応急対策実施上の重要事項について決定する。

■意思決定権者の代理順位

町　長 （本部長）	→	副町長 代理順１位	→	教育長 代理順２位	→	総務課長 代理順３位

（ｲ）本部員

本部員は、課長並びに本部長が必要と認める者をもって充てる。

また、本部長及び副本部長とともに本部会議を構成し、災害予防及び災害応急対策実施上の重要事項について協議を行う。

なお、本部員が事故や不在時等の非常時については、あらかじめ本部員が指名するものが本部員の職務を代理する。

ウ．本部の場所

災害対策本部は、本町役場庁舎に設置する。

本町役場庁舎が使用できない場合は、消防防災センターに設置する。

なお、消防防災センターに本部を設置した際には、本町役場庁舎から消防防災センターへの電話転送の設定を行う。

エ．本部会議

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員により構成する。

本部会議は、本町役場庁舎２階会議室で開催し、災害応急対策の基本方針の決定、その他必要な事項について協議を行う。

なお、本町役場庁舎が被災等で使用できない場合は、消防防災センターで開催する。

本部会議の会議内容はおおむね次のとおりとする。

（ｱ）報告事項

a．気象情報等について
b．被害状況について
c．災害対策本部及び防災関係機関等の配備体制について
d．各部措置事項について
e．その他

（ｲ）協議事項

a．応急対策への指示
b．各部間調整事項
c．県への自衛隊災害派遣要請の要否
d．県及び近隣市町村への応援要請の要否
e．被災者に対する見舞金品支給の決定
f．次回本部会議開催予定日時の決定
g．その他

オ．本部事務局

本部事務局は、本町役場庁舎２階総務課に設置する。

なお、本町役場庁舎が被災等で使用できない場合は、消防防災センターに事務局を設置する。

カ．部及び班の編成

本部員及び各部班員は、所属する組織とその役割を把握し、安全かつ迅速に行動を開始する。

なお、災害が長期化した場合は、必要に応じてローテーション体制への移行や広域的要請等による交代要員の確保を図る。

■災害対策本部の構成

<table>
<tr><td colspan="2">本部長</td><td>町長</td><td>災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">副本部長</td><td>副町長、教育長</td><td>災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">本部員</td><td>部　長</td><td rowspan="2">課長並びに本部長が必要と認める者をもって充てる。</td><td>本部長の命を受け、当該部に属する事務を掌理し、所属部員を指揮監督する。</td></tr>
<tr><td>副部長</td><td>本部長の命を受け、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">各部班員</td><td>班　長</td><td>各課等の副課長等をもって充てる。</td><td>本部長の命を受け、当該班に属する事務を掌握し、所属班員を指揮監督する。</td></tr>
<tr><td>班　員</td><td>各課等の職員をもって充てる。</td><td>本部長の命を受け、当該班の事務に従事する。</td></tr>
</table>

キ．現地災害対策本部の設置

本部長は、災害地における人命の救助その他の災害応急対策を迅速に実施するために必要と認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

(ｱ) 設置場所

現地本部は、各地区で指定した施設に設置するものとし、被災等でその施設に支部を設置できない場合は、各地区の避難所等から適当な場所を選定し、設置する。

(ｲ) 組織編成

本部長は、現地本部長及び現地本部員を指名する。

(ｳ) その他

本部長は、現地本部との通信途絶、的確かつ迅速な災害応急対策の決定等、災害応急対策の実施について必要があると認めるときは、副本部長を支部に派遣することができる。

副本部長が現地本部に派遣されたときは、現地本部長に必要な指示を与えることができる。

■現地災害対策本部設置箇所一覧

現地本部名	施設名	住　所	所管地区	可搬型無線機
潮岬現地本部	潮岬公民館	潮岬 3454-1	潮岬・出雲地区	設　置
有田現地本部	有田公民館	有田 630	有田・有田上・吐生地区	設　置
田並現地本部	田並地区防災拠点施設	田並上 1131	田並・田並上・江田地区	設　置
和深現地本部	和深総合センター	和深 689	田子・安指・和深・里川地区	設　置
大島現地本部	紀伊大島開発総合センター	大島 8	大島・須江・樫野地区	設　置
田原現地本部	田原区民会館	田原 540	田原・上田原・佐部・古座ヴィラ地区	旧田原中学校 3 階

※被災等で施設が使用できない場合は、災害対策本部会議において代替施設を決定する。

ク．災害対策本部の組織編成と事務分掌

災害対策本部の組織編成と事務分掌は、以下に示すとおりである。

■串本町災害対策本部及び各部の組織図

■現地本部の事務分掌

名　称	現地本部長	現地本部員	事務分掌
潮岬現地本部	指名者	指名者	1．所管地区内の被害状況の調査及び報告に関すること。 2．所管地区内での災害応急対策の実施に関すること。 3．本部との連絡調整に関すること。 4．その他必要なこと。
有田現地本部	指名者	指名者	
田並現地本部	指名者	指名者	
和深現地本部	指名者	指名者	
大島現地本部	指名者	指名者	
田原現地本部	指名者	指名者	

1　■災害対策本部の編成と事務分掌

部（職）名	庁舎名等	班（職）名	担当課等	事　務　分　掌
総務部 **○部長** 総務課長 **○副部長** 企画課長 会計課長 議会事務局長	串本町役場庁舎	本部事務局班 ○班長 総務課 副課長等	総務課	・災害対策本部の設置、運営及び廃止に関すること。 ・支部、現地本部及び各部との連絡調整に関すること。 ・災害対策企画及び職員の配備体制に関すること。 ・命令決定事項の伝達に関すること。 ・気象情報及び被害状況の収集整理及び報告に関すること。 ・県、国、その他防災関係機関との連絡調整に関すること。 ・自衛隊への派遣要請に関すること。 ・その他必要なこと。
		総務班 ○班長 総務課 副課長等	総務課	・各部の職員の動員及び受援対策に関すること。 ・庁舎等の被害調査及び災害応急対策に関すること。 ・庁舎等の通信機器の確保、管理及び運用に関すること。 ・町防災行政無線及び県総合防災情報システムの管理及び運用に関すること。 ・災害応急対策用物品の購入に関すること。 ・公用車の配車に関すること。 ・所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・区長連合会及び自主防災組織連絡協議会との連絡調整に関すること。 ・各種陳情の応接、被災地の慰問に関すること。 ・各部班の応援に関すること。 ・町営住宅の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・その他必要なこと。

部（職）名	庁舎名等	班（職）名	担当課等	事　務　分　掌
		企画財政班 ○班長 　企画課 　副課長等	企画課 会計課	・住民に対する広報及び広聴に関すること。 ・気象情報（警報等）、被害情報、安否情報等の広報に関すること。 ・被害状況、災害現場の記録に関すること。 ・報道機関との連絡調整に関すること。 ・ボランティア活動の企画調整に関すること。 ・各交通機関との連絡に関すること。 ・所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・本部長の特に命じる事項の処理に関すること。 ・災害対策に係る財政に関すること。 ・災害対策に必要な現金の出納に関すること。 ・各部班の応援に関すること。 ・その他必要なこと。
		議会班 ○班長 　議会事務局長が指名する者	議会事務局	・町議会との連絡調整に関すること。 ・各部班の応援に関すること。 ・その他必要なこと。

2

部（職）名	庁舎名等	班（職）名	担当課等	事　務　分　掌
救助部 **○部長** 福祉課長 **○副部長** 税務課長 住民課長 衛生組合事務局長 病院事務長	串本町役場庁舎	救助班 ○班長 福祉課 副課長等	福祉課	・災害救助法に関すること。 ・り災者救助活動に関すること。 ・病院、新宮保健所串本支所、日本赤十字社和歌山支社及びその他医療機関との連絡調整に関すること。 ・救護班及び救護所に関すること。 ・所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 ・その他必要なこと。
		防疫班 ○班長 福祉課 副課長等	福祉課	・防疫対策の実施に関すること。 ・感染症予防に関すること。 ・防疫用資材及び薬剤の調達に関すること。 ・その他必要なこと。
		避難所班 ○班長 福祉課 副課長等	福祉課	・避難所の設置及び避難者に関すること。 ・避難所と本部との連絡調整に関すること。 ・救助物資の受給保管及び配分に関すること。 ・その他必要なこと。
		調査班 ○班長 税務課 副課長等	税務課	・住家等一般被害の調査に関すること。 ・他の部の所管に該当しない被害の調査に関すること。 ・り災証明の発行に関すること。 ・各部班の応援に関すること。 ・その他必要なこと。
		物資調達班 ○班長 住民課 副課長等	住民課	・主要食糧、衣料品等の調達に関すること。 ・炊き出しに関すること。 ・被災者への食糧及び物資の配給に関すること。 ・その他必要なこと。
		環境衛生班 ○班長 住民課 副課長等	住民課	・所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 ・廃棄物及びごみ等の発生状況調査に関すること。 ・廃棄物処理及び清掃に関すること。 ・し尿処理等に関すること。 ・災害死亡者の火葬業務に関すること。 ・人的被害の調査に関すること。 ・その他必要なこと。

部（職）名	庁舎名等	班（職）名	担当課等	事　務　分　掌
	くしもと町立病院	医療班 ○班長 病院事務長が指名する者	くしもと町立病院	・各種病院事務に関すること。 ・医療救護班の編成に関すること。 ・患者の応急措置及び収容（助産を含む。）に関すること。 ・患者収容施設に関すること。 ・医療器具及び薬剤の調達に関すること。 ・その他必要なこと。

1

部（職）名	庁舎名等	班（職）名	担当課等	事　務　分　掌
経済部 **○部長** 産業課長 **○副部長** 産業課副課長	串本町役場庁舎	農林水産班 ○班長 産業課 副課長等	産業課	・所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・農業用施設等及び農地、漁港施設及び漁港関連施設の被害調査に関すること。 ・農林水産物関係の被害調査に関すること。 ・事業所等の被害調査に関すること。 ・農林関係の災害復旧に必要な物資の調達に関すること。 ・農林水産業者に対する災害復旧用金融の斡旋に関すること。 ・その他必要なこと。
		商工観光班 ○班長 産業課 副課長等	産業課	・所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・商工業及び観光業関係の被害調査に関すること。 ・商工業者及び観光業者に対する災害復旧資金融資の斡旋に関すること。 ・その他必要なこと。

部（職）名	庁舎名等	班（職）名	担当課等	事　務　分　掌
建設部 **○部長** 建設課長 **○副部長** 水道課長	串本町役場庁舎	建設班 ○班長 建設課 副課長等	建設課	・土木及び建築関係の災害復旧資材の調達に関すること。 ・串本建設部との連絡に関すること。 ・応急仮設住宅用地の取得に関すること。 ・応急復旧に要する用地の確保に関すること。 ・道路、住宅等の障害物の除去に関すること。 ・土木及び建築関係の災害復旧に関すること。 ・道路、橋梁、河川、堤防、排水路等の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・応急仮設住宅に関すること。 ・公共施設の応急復旧に関すること。 ・被災建築物、被災住宅の応急危険度判定に関すること。 ・その他必要なこと。
		水道班 ○班長 水道課 副課長等	水道課	・断水時における給水に関すること。 ・避難所、病院等への緊急給水に関すること。 ・所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・水道復旧資材の調達に関すること。 ・その他必要なこと。

部（職）名	庁舎名等	班（職）名	担当課等	事　務　分　掌
教育部 **○部長** 教育次長 **○副部長** 教育課副課長 こども未来課長	串本町役場庁舎	総務班 ○班長 教育課 副課長等	教育課	・各部との連絡調整に関すること。 ・部の職員の動員に関すること。 ・各部班の応援に関すること。 ・その他必要なこと。
		教育班 ○班長 こども未来課 副課長等	こども未来課	・認定こども園の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・園児の被災状況の調査及び応急に関すること。 ・園児の避難誘導の指示に関すること。 ・その他必要なこと。
		学校教育班 ○班長 教育課 副課長等	教育課	・学校等の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・児童生徒等の被災状況の調査及び応急に関すること。 ・児童生徒等の避難誘導の指示に関すること。 ・学校内の被災者避難場所の選定に関すること。 ・学用品の給与該当者調査に関すること。 ・その他必要なこと。
		社会教育班 ○班長 教育課 副課長等	教育課	・所管する公用車の配車に関すること。 ・所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・文化財の被害調査に関すること。 ・社会教育関係諸団体との連絡に関すること。 ・その他必要なこと。

3

部（職）名	庁舎名等	班（職）名	担当課等	事　務　分　掌
消防部 **○部長** 消防長 **○副部長** 消防次長 消防団長	消防本部 串本消防署 古座消防署	消防計画による	消防本部 串本消防署 古座消防署	・消防職員の招集及び消防団員の出動要請に関すること。 ・気象及び災害情報の広報に関すること。 ・各種情報の収集等に関すること。 ・避難指示等の伝達及び避難誘導に関すること。 ・災害現場活動に関すること。 ・救急・救助対策に関すること。 ・医療機関との連絡調整に関すること。 ・消防相互応援協定に関すること。 ・緊急消防援助隊に関すること。 ・県防災ヘリコプターに関すること。 ・管内巡視、高所見張りに関すること。 ・その他必要なこと。

※災害の種類や程度等により本部内に事務分担の偏りがある場合は、各部より必要な部に対して応援する。

第２節　動員計画

担当	全課等（全部班）

1. 計画方針

風水害等の災害の予防及び災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部の動員について定める。

2. 計画の内容

(1) 動員の方法

自主参集による動員とする。

職員は、参集基準となる気象警報が発表された場合は、所属の勤務場所又はあらかじめ指定された場所に参集する。

ア．自主参集基準

自主参集基準は、「風水害等対策時における職員の配備体制」（p3-2）に準じる。

(2) 配備体制の伝達

職員は、原則的に自主参集するものであるが、確実に必要人員を動員するため、次のいずれかの方法により配備体制を伝達する。

ア．職員一斉配信サービスによる伝達
イ．口頭又は電話等による伝達

■配備体制伝達方法

ウ．庁内放送による伝達

■放送文例

体　制　等	庁　内　放　送　文　例
情報収集体制	ただいま、【配備基準等：（例）串本町に波浪警報が発表された】ため、総務課では情報収集体制に入ります。
配備体制第１号 配備体制第２号	ただいま、【配備基準等：（例）串本町に大雨警報が発令された】ため、ただいまより風水害等対策における【体制名：（例）配備体制第１号】に入ります。
災害対策連絡室	○○時○○分、【設置の理由】のため、災害対策連絡室を設置します。 また、○○時○○分より、連絡室会議を開催しますので、各課等の長は、本町役場庁舎２階会議室に集合してください。
災害対策本部 （配備体制第３号）	○○時○○分、【設置の理由】のため、風水害等対策配備体制第３号を発令し、災害対策本部を設置します。
災害対策本部開催 （配備体制第３号）	○○時○○分より本部会議を開催しますので、各課等の長は、本町役場庁舎２階会議室に集合してください。

（3）各課員等の掌握

各課等の長は、招集を迅速に行うため、常に所属職員の住所録を整備し、呼び出しの方法を定めておかなければならない。

（4）参集状況の報告

ア．各課等の長は、所属職員及び出先職員等の参集状況を取りまとめ、総務課長に報告

する。

イ．総務課長は、各課等の長から報告のあった参集状況を取りまとめ、町長に報告する。

(5) 非常参集を要しない者

非常参集を要しない者は、次のとおりとする。

(ｱ) 身体の故障により許可を受けて休養中の者

(ｲ) 所属長がやむをえない理由のため参集できないと認めた者

第２章　気象警報等伝達計画

項　目	初動	応急	復旧	担　当
気象警報等伝達計画	●			総務課（総務部）、住民課（総務部）、消防本部、建設課（建設部）、産業課（経済部）、和歌山地方気象台、東牟婁振興局串本建設部

1. 計画方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、気象警報等その他の災害に関する情報等を各防災機関との連携のもと、迅速かつ正確に収集してその周知を図り、的確な災害対策を実施する。

2. 気象警報等の種類及び発表基準

(1) 気象、地象、水象の注意報、警報

和歌山地方気象台から、一般及び水防活動の利用に役立てるため、本町に発表される気象、地象及び水象の注意報・警報等の種類及びその基準は次のとおりである。

ア．注意報

気象現象等により、県域に災害が予想される場合、住民及び関係機関の注意を喚起するために発表する。

イ．警　報

気象現象等により、県域に重大な災害が予想される場合、一般及び関係機関の警戒を促すために発表する。

ウ．特別警報

特別警報は、平成 25 年 8 月 30 日より運用開始されたもので、その対象とする災害は、我が国の観測史上最高の潮位を記録し、5,000 人以上の死者・行方不明者を出した「伊勢湾台風」の高潮、紀伊半島に甚大な被害をもたらし、100 人近い死者・行方不明者を出した「平成 23 年台風 12 号」の豪雨等が該当する。

特別警報は、県域を単位として、気象庁又は大阪管区気象台から発表されるとともに、該当する県に対し通知される。

■串本町における警報･注意報発表基準一覧表（和歌山地方気象台）

令和３年６月８日現在

府県予報区			和歌山県
一次細分区域			南部
市町村等をまとめた区域			新宮・東牟婁
警報	暴風（平均風速）		陸上 20m/s　海上 25m/s
	暴風雪（平均風速）		陸上 20m/s　海上 25m/s　雪を伴う
	波浪（有義波高）		6.0m
	高潮（潮位：TP 上）		串本町袋港 1.8m　那智勝浦町浦神港 1.8m
	大雨	浸水害（表面雨量指数基準）	30
		土砂災害（土壌雨量指数基準）	186
	洪水	流域雨量指数基準	比曽原川流域=14, 有田川流域=7.7, 高富川流域=8.2, くじ野川流域=10.6, 津荷川流域=6.6, 田原川流域=12.6
		複合基準（表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準値）	古座川流域=(14, 46.7), 津荷川流域=(14, 5.9), 田原川流域=(20, 11.3)
		指定河川洪水予報による基準	和歌山県古座川水系古座川［相瀬・月野瀬］
	大雪（12 時間降雪の深さ）		平地 15cm　山地 30cm
注意報	強風（平均風速）		陸上 12m/s　海上 15m/s
	風雪（平均風速）		陸上 12m/s　海上 15m/s　雪を伴う
	波浪（有義波高）		3.0m
	高潮（潮位：TP 上）		串本町袋港 1.3m　那智勝浦町浦神港 1.3m
	大雨	浸水害（表面雨量指数基準）	16
		土砂災害（土壌雨量指数基準）	143
	洪水	流域雨量指数基準	比曽原川流域=11.2, 有田川流域=6.1, 高富川流域=6.5, くじ野川流域=8.4, 津荷川流域=5.2, 田原川流域=10
		複合基準（表面雨量指数と流域雨量指数の組み合わせによる基準値）	古座川流域=(13, 31.8), 津荷川流域=(12, 5.2), 田原川流域=(13, 8)
		指定河川洪水予報による基準	和歌山県古座川水系古座川［相瀬・月野瀬］
	大雪（12 時間降雪の深さ）		平地 5cm　山地 15cm
	雷		落雷等により被害が予想される場合
	乾燥		最小湿度 35％で実効湿度 60％
	濃霧（視程）		陸上 100m　海上 500m
	霜（最低気温）		3 月 20 日以降の晩霜 3℃以下
	なだれ		積雪の深さ 50cm 以上あり高野山（アメダス）の最高気温 10℃以上又はかなりの降雨
	低温（最低気温）		沿岸部で－4℃以下
	着雪	（24 時間降雪の深さ）	平地 20cm 以上　山地 40cm 以上
		（気温）	－2℃～2℃
記録的短時間大雨情報（1 時間雨量）			110mm

■警報・注意報発表基準一覧表の解説

（1）本表は、気象・高潮・波浪・洪水に関する警報・注意報の発表基準を一覧表に示したものである。
（2）警報とは、重大な災害が起こるおそれのある旨を警告して行う予報であり、注意報とは、災害が起こるおそれのある旨を注意して行う予報である。警報・注意報は、気象要素が本表の基準に達すると予想される市町村等に対して発表する。
（3）大雨、洪水、大雪、高潮、波浪の警報・注意報、暴風警報、暴風雪警報、強風注意報、風雪注意報及び記録的短時間大雨情報では、基準における「‥‥以上」の「以上」を省略した。また、乾燥注意報、濃霧注意報では、基準における「‥‥以下」の「以下」を省略した。なお、上記以外の注意報では、基準の表記が多岐にわたるため、省略は行っていない。
（4）表中において、発表官署が警報・注意報の本文中で用いる「平地、山地」等の地域名で基準値を記述する場合がある。
（5）表中において、現象による災害が極めて稀であり、災害との関係が不明確であるため具体的な基準を定めていない警報・注意報（洪水を除く。）についてはその欄を空白で、洪水警報・注意報の基準となる洪水予報指定河川がない場合についてはその欄を“－”で、それぞれ示している。
（6）大雨警報については、表面雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（浸水害）」、土壌雨量指数基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害）」、両基準に達すると予想される場合は「大雨警報（土砂災害、浸水害）」として発表する。
（7）地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとらわれない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。
（8）大雨警報・注意報の表面雨量指数基準は、市町村等の域内において単一の値をとる。ただし、暫定基準を設定する際に市町村等の一部地域のみ通常より低い基準で運用する場合がある。この場合、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
（9）大雨警報・注意報の土壌雨量指数基準は 1km 四方毎に設定しているが、本表には市町村等の域内における基準の最低値を示している。
（10）洪水の欄中、「○○川流域=10.5」は、「○○川流域の流域雨量指数 10.5 以上」を意味する。
（11）洪水警報・注意報の流域雨量指数基準は、各流域の全ての地点に設定しているが、本表には主要な河川における代表地点の基準値を示している。
（12）洪水警報・注意報の複合基準は、主要な河川における代表地点の（表面雨量指数，流域雨量指数）の組み合わせによる基準値を示している。
（13）高潮警報・注意報の基準の潮位は一般に高さを示す「標高」で表す。「標高」の基準面として東京湾平均海面（TP）を用いるが、島嶼部など一部では国土地理院による高さの基準面あるいは MSL（平均潮位）等を用いる。

■記録的短時間大雨情報

大雨警報発表中の二次細分区域において、キキクルの「非常に危険」（うす紫）が出現し、かつ数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1 時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）されたときに、気象庁から発表される。

この情報が発表されたときは、土砂災害及び低地の浸水や中小河川の増水･氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。

■特別警報の種類と発表基準

現象の種類	基　　準	
大　雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合	
暴　風	数十年に一度の強度の台風や同程度の低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高　潮		高潮になると予想される場合
波　浪		高波になると予想される場合
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合	
大　雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合	

＜参考＞

土壌雨量指数　：　土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1km 四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数　：　流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生の危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、5km 四方の領域ごとに算出する。

平坦地、平坦地以外の定義

平　坦　地　：　おおむね傾斜が 30 パーミル以下で、都市化率が 25 パーセント以上の地域

平坦地以外　：　上記以外の地域

■古座川洪水予報

	河川名	区　域
実施区域	古座川	左岸　和歌山県東牟婁郡古座川町大字相瀬字洞 189 番地先から海まで 右岸　和歌山県東牟婁郡古座川町大字相瀬字足谷 305 番地先から海まで
業務担当	和歌山県（東牟婁振興局串本建設部） 気象庁（和歌山地方気象台）が共同で行う。	

種類	標題	発表基準
洪水注意報	古座川氾濫注意情報	古座川の基準地点である相瀬、月野瀬水位観測所のいずれかの水位が、氾濫注意水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表する。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる「警戒レベル２」に相当する。
洪水警報	古座川氾濫警戒情報	古座川の基準地点である相瀬、月野瀬水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に達することが見込まれるとき、あるいは避難判断水位に達し、さらに水位の上昇が見込まれるときに発表する。 「高齢者等避難」の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる「警戒レベル３」に相当する。
	古座川氾濫危険情報	古座川の基準地点である相瀬、月野瀬水位観測所のいずれかの水位が、氾濫危険水位に達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表する。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示等の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる「警戒レベル４」に相当する。
	古座川氾濫発生情報	洪水予報区間内で氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表する。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害が既に発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す「警戒レベル５」に相当する。

※古座川の浸水想定区域図

https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080400/soutei/soutei.html

■気象等注意報・警報の細分区域図

府県予報区	一次細分区域	二次細分区域
和歌山県	北　部	紀　北
		紀　中
	南　部	田辺・西牟婁
		新宮・東牟婁

エ．竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかける情報で、雷注意報が発表されている状況下において、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、和歌山県北部又は南部を対象に発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があった地域を示し、その周辺でさらなる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報を、和歌山県北部又は南部を対象に発表する。この情報の有効期間は、発表から１時間である。

本町（総務課）は、竜巻注意情報が発表されたときは、災害時の危機管理体制を確認するとともに、気象庁竜巻発生確度ナウキャスト（常時 10 分毎に発表）により危険な地域の詳細や、刻々と変化する状況の把握に努めるなど気象情報に十分留意し、竜巻等突風災害にかかる対応について住民に対する周知等に努める。

※　竜巻注意情報は比較的広い範囲を対象に発表されるため、発表された地域であっても必ず竜巻などの突風に遭遇するとは限らない。竜巻注意情報が発表された場合には、周囲の空の状況に注意を払い、空が急に真っ暗になる、大粒の雨が降り出す、雷が起こる、音が聞こえにくくなるなど、積乱雲が近づく兆候が確認された場合は、頑丈な建物に避難するなどの身の安全を確保する行動をとる必要がある。

3. 火災警報及び火災気象通報

(1) 火災警報

消防法第 22 条に基づき、町長は和歌山地方気象台から気象の状況が火災の予防上危険であるとの通報（火災気象通報）を受けたとき、又は町長が自ら気象の状況が火災の予防上危険であると認めたときには、火災警報を発令することができる。

(2) 火災気象通報

和歌山地方気象台は、消防法第 22 条に基づき、気象の状況が火災の予防上危険であるときに、その気象状況を知事に対して通報する。

また、知事（県防災企画課）は、次頁の「(1)気象注意報・警報等の伝達経路」によって、町長に伝達する。

火災気象通報を行う場合の基準は、以下のとおりである。

■火災気象通報を行う場合の基準

「乾燥注意報」又は「強風注意報」の基準に該当すると予想された場合。 ただし、降雨若しくは降雪が予想される場合は通報しない。

(3) 予報の周知

本町は、県の機関等から予警報等を受領した場合は、速やかにその内容を住民、本町内の官公署、学校、団体等に必要な事項を以下の方法により周知徹底させる。

ア．防災行政無線
イ．広報車（串本町消防本部）
ウ．掲示板

4. 注意報・警報の伝達

(1) 気象注意報・警報の伝達経路

令和３年６月１日現在

注)1 和歌山地方気象台からの伝達は、「アデス」又は「防災情報提供システム」による。
　2 ※1 は、神戸地方気象台から伝達する。
　3 ※2 は、NHK 大阪放送局が津波警報を緊急警報放送システム(EWS)による。
　4 ※3 は、防災わかやまメール配信サービス、エリアメール、緊急速報メールによる。
　　（津波警報及び津波注意報の発表時のみ）
　5 ※4 は、全国瞬時警報システム(J-ALERT)による。

■古座川洪水予報伝達経路図

凡例

═══	防災情報提供システム（インターネット版を含む）
- - - -	気象情報伝送処理システム
———	総合防災情報システム もしくは一般加入電話(FAX)

※夜間等の代行によりNHK大阪放送局へ伝達する場合がある。

出典：令和 3 年度和歌山県水防計画書

(2) 土砂災害警戒情報の伝達経路

土砂災害警戒情報は、大雨警報（土砂災害）の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、町長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するため、対象となる二次細分区域を特定して警戒が呼びかけられる情報で、県と和歌山地方気象台から共同で発表される。

本町内で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。

危険な場所からの避難が必要とされる「警戒レベル４」に相当する。

■土砂災害警戒情報伝達経路図（令和３年６月８日現在）

※印は、夜間等の代行により日本放送協会大阪拠点放送局へ伝達する場合がある。

出典：和歌山県地域防災計画基本計画編（令和３年度修正）

土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）

土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）は、大雨による土砂災害発生の危険度の高まりを、地図上で１km 四方の領域（メッシュ）ごとに５段階に色分けして示す情報です。常時 10 分毎に更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときには、土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）により、どこで危険度が高まっているかを把握することができます。

特に「極めて危険」（濃い紫色）が出現した場合、土砂災害警戒区域等では、過去の重大な土砂災害発生時に匹敵する極めて危険な状況となっており、命に危険が及ぶような土砂災害が既に発生していてもおかしくありません。このため、避難にかかる時間を考慮して、土壌雨量指数等の２時間先までの予測値を用いて「非常に危険」（うす紫色）、「警戒」（赤色）、「注意」（黄色）、「今後の情報等に留意」（無色）の危険度を表示しています。

https://www.jma.go.jp/jma/kishou/know/bosai/doshakeikai.html#b

色が持つ意味	住民等の行動の例※１	内閣府のガイドラインで発令の目安とされる避難情報	相当する警戒レベル※２
極めて危険	《命に危険が及ぶ土砂災害が**すでに発生**していてもおかしくない極めて危険な状況。》 **この段階の前に避難を完了しておく。**	―※３	―
非常に危険	**速やかに土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所へ避難する。**	避難指示	４相当
警戒	**土砂災害警戒区域等の外の少しでも安全な場所へ避難する。** **高齢者等は速やかに避難する。**	高齢者等避難	３相当
注意	ハザードマップ等により避難行動を確認する。 今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	―	２相当
今後の情報等に留意	今後の情報や周囲の状況、雨の降り方に留意する。	―	―

※１　土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）に関わらず、自治体から避難指示等が発令された場合には速やかに避難行動をとってください。

※２　警戒レベルについては内閣府ホームページをご覧ください。

※３　「極めて危険」（濃い紫）が出現するまでに避難を完了しておくことが重要であり、「濃い紫」は大雨特別警報（土砂災害）が発表された際の警戒レベル５緊急安全確保の発令対象区域の絞り込みに活用することが考えられます。

出典：気象庁

5. 知事が行う水防警報

(1) 発表基準

水防警報は現地指導班長（振興局建設部長）が現地の雨量、河川水位等の状況を判断して、又は水防本部長の指令に基づいて行い、知事が行う水防警報の伝達経路により速やかに通報する。

(2) 水防警報伝達系統図

■知事が行う水防警報

※ 図中のＴはＴＥＬ、ＦはＦＡＸ

出典：令和３年度和歌山県水防計画書

(3) 水防警報発表区域等

■古座川の水防警報発表区域等一覧表

河川名	区　　域	対　象 量水標	水　位	発表 振興局 建設部	担当水防 管理団体
古座川	（左岸）古座川町役場 上流 50m（古座川町高池） （右岸）河内橋 上流 100m（串本町古田） から海まで	月野瀬	氾濫注意水位 4.00m 水防団待機水位 3.50m	東牟婁 串　本	串本町 古座川町

出典：和歌山県地域防災計画基本計画編（令和３年度修正）

6. 気象庁長官・和歌山県知事が共同して行う古座川洪水予報

避難判断水位とは、住民の避難等の目安となる水位である。

本町は、水防法第 11 条の規定に基づき、東牟婁振興局より避難判断水位情報を受け取ったときは、直ちに対象住民に防災行政無線等で情報伝達する。

■古座川洪水予報伝達経路

■古座川洪水予報実施区間等

水位情報 周知河川	区　　域	対　象 量水標	水　位	発　表 事務所	担当水防 管理団体
古座川	（左岸） 和歌山県東牟婁郡古座川町大字相瀬字洞 189 番地先から海まで （右岸） 和歌山県東牟婁郡古座川町大字相瀬字足谷 305 番地先から海まで	相　瀬	氾濫危険水位 5.50m 避難判断水位 4.50m 氾濫注意水位 3.50m 水防団待機水位 2.50m	東牟婁 串　本	古座川町 串本町

水位情報周知河川	区　　域	対　象量水標	水　位	発　表事務所	担当水防管理団体
古座川		月野瀬	氾濫危険水位 6.00m 避難判断水位 5.30m 氾濫注意水位 4.00m 水防団待機水位 3.50m	東牟婁 串　本	

出典：令和３年度和歌山県水防計画書

7. 雨量、水位等に関する情報の収集

本町は、局地的な集中豪雨等に対処するため、気象庁ホームページ、和歌山県防災情報システム・同情報提供システム・同河川雨量及び水位情報・同降雨状況及び雨量予測メッシュ等の各種媒体を通じデータを確認、収集する。

さらに、必要に応じて、職員による現地情報確認を行うとともに、自主防災会等と連携し情報収集を行う。

8. ため池水位の通報

ため池管理者は、その管理するため池の水位が上昇し、又は降雨等の状況により出水のおそれがあると認めたときは、直ちに町（総務課）に通報する。

町は、前項の通報を受けたときは、直ちに串本町消防本部及び新宮警察署に通報する。

なお、必要に応じ東牟婁振興局に通報する。

9. 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれのある異常現象を発見したときは、次の方法により関係機関に通報する。

(1) 発見者の通報義務

異常現象を発見した者は、遅滞なく町（総務課）、警察官又は海上保安官に通報する。

(2) 町（総務課）の通報

通報を受けた町（総務課）は、直ちに和歌山地方気象台、県出先機関、県関係課及び防災関係機関に通報するとともに、住民に対して周知徹底を図る。

(3) 警察官等の通報

異常現象を発見し、又は通報を受けた警察官又は海上保安官は、直ちに町長（総務課）及び新宮警察署長に、消防吏員、海上保安官は本町（総務課）及び各所属本部長に通報する。

(4) 異常現象の種類

災害対策基本法第 54 条に基づき、通報すべき異常現象とは、以下を目安とする。

ア．気　象　　竜巻、強いひょう、豪雨等著しく異常な気象現象
イ．水　象　　がけ崩れ、堤防等からの水洩れ、異常潮位（津波を含む）、異常波浪
ウ．その他異常と思われる現象

(5) 異常現象通報系統図

10. 住民への周知

本町は、必要に応じ、防災行政無線等を利用し、又は状況に応じて消防団や自主防災会又は区などの住民組織と連携して、広報車等を利用し、警報等を伝達するとともに、予想される事態とそれに対してとるべき措置について周知する。

なお、周知に当たっては、要配慮者に配慮したものとする。

【資料 32　雨量観測所一覧表（県管理）】
【資料 33　水位観測所一覧表（県管理）】

第 3 章　水防計画

項　目	初動	応急	復旧	担　当
水防計画	●			総務課（総務部）、建設課（建設部）、消防本部、東牟婁振興局串本建設部

1. 計画方針

この計画は、水防法（昭和 24 年法律第 193 号）、災害対策基本法及び串本町水防計画に基づき、本町内の河川及びため池等の洪水による水害を警戒、防御し、これによる被害の軽減を図るため、本町内各河川等に対する監視、警戒その他水防上必要な事項について定める。

2. 水防責任、任務

本町は水防法第 3 条の規定に基づき、指定水防管理団体として本町の行政区域内における水防任務を遂行しなければならない。

3. 水防体制

本町内における水防業務を処理するため、水防組織を編成する。

集中豪雨、台風等による水害に対処する必要があるときは、串本町水防本部を本町役場庁舎内に設置する。

水防非常配備を発令した場合は、直ちに東牟婁振興局串本建設部へ報告する。

なお、本町に災害対策本部が設置されたとき、この水防本部は、災害対策本部の組織の中で活動する。

水防本部の設置、配備体制、動員方法等は、別途定めている「串本町水防計画書」による。

また、本町消防団員が水防団員を兼ねる。

4. 情報の収集及び警戒体制の確立

(1) 雨量・水位の観測

雨量、水位等に関する情報の収集は、「第 3 編第 1 部第 2 章　気象警報等伝達計画」に準じる。

ア. 雨量の観測

局地的な集中豪雨等に対処するため、気象庁ホームページ、和歌山県防災情報シス

テム・同情報提供システム・同河川雨量及び水位情報・同降雨状況及び雨量予測メッシュ等の各種媒体を通じデータを確認、収集する。

雨量に関する情報については、降りはじめ又は大雨等の予警報が発表された時点から、適宜情報を電話、ファクシミリ、電子メール等で収集する。

イ．水位の観測

気象状況等により出水のおそれがあると察知したときは、水位観測を行う。

なお、水位観測は、東牟婁振興局串本建設部の職員が観測員となっており、逐次観測状況を収集する。

(2) 雨量・水位の通報

ア．雨量の通報

総務部長は、常に管内雨量観測所と連絡を密にし、常に的確な気象状況の把握に努めるとともに、正確な情報を本部長に報告する。

イ．雨量の報告

(ｱ) 定時報告（毎時）

①総雨量が 80 ミリに達したとき。

②時間雨量が 20 ミリに達したとき。

③県水防本部が認めたとき。

(ｲ) 終雨報告

天候が回復し、雨が止んだその時刻と雨量。

ウ．水位の通報

総務部長は、常に管内水位観測所と連絡を密にし、水位の変動を監視し、通報水位に達したときから随時水防本部に連絡する。

エ．水位の報告

(ｱ) 氾濫注意水位に達したとき

(ｲ) 氾濫注意水位にまで下がったとき

(ｳ) 水防団待機水位にまで下がったとき

(ｴ) 避難判断水位に達したとき

(ｵ) 避難判断水位にまで下がったとき

(ｶ) 水防本部が認めたとき

5. 水防信号

水防法第 20 条の規定により知事が定める水防信号は、以下のとおりである。

区　分	警鐘信号	サイレン信号
第 1 信号	○休止　　○休止　　○休止	○　－　休　　○　－　休　　○　－ 5 秒　　10 秒　　5 秒　　10 秒　　5 秒
第 2 信号	○－○－○　○－○－○ ○－○－○	○　－　休　　○　－　休　　○　－ 5 秒　　5 秒　　5 秒　　5 秒　　5 秒
第 3 信号	○－○－○－○　○－○－○－○ ○－○－○－○　○－○－○－○	○　－　休　　○　－　休　　○　－ 10 秒　　5 秒　　10 秒　　5 秒　　10 秒
第 4 信号	乱　　打	○　－　休　　○　－ 1 分　　5 秒　　1 分

ア．第 1 信号　氾濫注意水位に達したことを知らせるもの。
イ．第 2 信号　水防・消防機関に属する者全員の出動を知らせるもの。
ウ．第 3 信号　当該水防管理団体の区域内に居住する者全員の出動を知らせるもの。
エ．第 4 信号　必要と認める区域内に居住する者に立退き、又は避難すべきことを知らせるもの。
オ．信号は、適宜の時間継続して行うこと。
カ．必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げない。
キ．危険が去ったときは、口頭伝達等により周知する。

6. 七川ダム放流通報

■連絡系統図

7. 決壊の通報

堤防等が決壊した場合は、町長は直ちに東牟婁振興局串本建設部に通報を行う。

町長は、堤防その他の施設が決壊したときにおいても、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努める。

■通報系統図

8. 応援・協定・出動要請

(1) 警察官の出動要請

町長若しくは消防長・水防団員（消防団員）は、水防のため必要があると認めたときは、以下の事項を明らかにし、新宮警察署長に対し警察官の出動を要請する。

(ｱ) 要請する理由
(ｲ) 出動希望人員
(ｳ) 機動力の概数
(ｴ) 希望する地区及び日時

(2) 自衛隊の出動要請の要求

自衛隊法第 83 条（災害派遣）の規定により、町長が水防管理上必要と認めたときは、県水防本部長を経て自衛隊の出動要請を行う。

出動要請の要求は、緊急やむを得ない場合を除き、以下の事項を明らかにした文書をもって行う。

その他の要領は、「第 3 編第 2 部第 2 章第 2 節　自衛隊の派遣要請計画」に記載する内容に準じる。

(ｱ) 災害の情況及び派遣を要請する事由
(ｲ) 派遣を希望する期間
(ｳ) 派遣を希望する区域及び活動内容
(ｴ) 派遣を希望する人員、装備等

(ｵ) 現地における調整責任者
(ｶ) その他参考事項

9. 水防報告と記録

(1) 緊急報告

町長は、以下の場合には、東牟婁振興局串本建設部長に報告を行う。

(ｱ) 水・消防団を出動させたとき
(ｲ) 他の水防管理者等に応援を要求したとき
(ｳ) 破堤・氾濫したとき
(ｴ) その他必要と認める事態が発生したとき

(2) 水防実施状況報告

水防活動が終了したとき、町長は遅滞なく事項をとりまとめ、東牟婁振興局串本建設部を通じて知事に報告する。

総務部は、水防記録を作成し、その写しを保管する。

10. 水防資材の整備

(1) 水防資材の整備

水防箇所ごとに想定される水防工法に応じた資材の種類、数量を備え、定期的に点検し、老朽・破損等により不足を生じたときは直ちに補充する。

(2) 水防資材の整備状況

水防倉庫に水防資材が備蓄されており、今後とも種類、数量等の充実を図る。

【資料 4　知事管理河川重要水防箇所個別調書】
【資料 12　海岸重要水防箇所一覧表】
【資料 19　道路危険予想箇所一覧表】
【資料 32　雨量観測所一覧表（県管理）】
【資料 33　水位観測所一覧表（県管理）】
【資料 34　水防上影響のある橋梁一覧表】

第 4 章　消防計画

項　目	初動	応急	復旧	担　当
消防計画	●			消防本部、消防団

1. 計画方針

この計画は、水災、火災その他非常災害時に際し、「串本町消防計画」に基づき、消防力を最大限に発揮し、災害から町民の生命、身体及び財産を保護し、その被害を軽減することを目的とする。

2. 計画内容

(1) 警報等の取扱い

本町内において火災発生の危険のある気象について、和歌山地方気象台及び県からの通報を受けた場合は、「第 3 編第 1 部第 2 章　気象警報等伝達計画」に定める系統により、必要に応じ町長は、「火災警報」を発令するものとし、速やかに住民に対して周知徹底を図る。

(2) 初動体制の確立

消防部は、「串本町消防計画」及び「串本町消防本部出動計画」に基づき、その災害の種類に適応した消防部隊（消防署及び消防団）を災害規模に応じ、必要数を出動させ、消防部隊の合理的な運用を図る。

(3) 消火活動

ア．消防部は、災害の状況に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案し、消火活動を実施する。

イ．延焼の状況から、避難者に火災の危険が及ぶおそれがある場合は、延焼阻止線の設定など効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

(4) 消防情報の報告

次のいずれかに該当する火災又は事故等が発生した場合には、無線電話、ファクシミリ等によって、直ちに県へ報告を行う。

ア．死者 3 人以上生じたもの

イ．死者及び負傷者の合計が 10 人以上生じたもの

ウ．自衛隊に災害派遣を要請したもの

エ．特定防火対象物で死者の発生した火災

オ．高層建築物の 11 階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

カ．国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災
キ．建物焼損延べ面積が 3,000 平方メートル以上と推定される火災
ク．他の建築物への延焼が 10 棟以上又は気象状況等から勘案しておおむね 10 棟以上になる見込みの火災
ケ．損害額が 1 億円以上と推定される火災
コ．焼損面積が 10 ヘクタール以上と推定される林野火災
サ．空中消火を要請した林野火災
シ．住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い林野火災
ス．航空機火災、タンカー火災
セ．船舶火災であって社会的影響度が高い火災
ソ．列車火災、トンネル内車両火災
タ．その他特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、消防庁長官から特に求められない限り、災害即報により報告するため、火災等即報は省略することができる。

災害即報については、第 3 編第 2 部第 1 章第 1 節「被害状況等の収集計画」による。

(5) 広域応援の要請等

大規模災害が発生した場合において、必要があると認められるときは、災害の規模等に応じ、次により迅速かつ的確に広域応援の要請を行う。

ア．消防相互応援協定による要請

消防長は、自らの消防力のみでは十分な対応ができないと認めるときは、消防組織法第 39 条の規定に基づく協定を締結している市町村の消防長に対し応援要請を行う。

イ．知事への応援要請

(ｱ) 自らの消防力のみでは対応できないような災害が発生し、緊急の措置をとる必要があるときは、消防組織法第 43 条及び災害対策基本法第 72 条の規定により知事に指示権の発動を要請する。

(ｲ) ヘリコプターの活動が必要と認める場合においては、和歌山県防災ヘリコプター応援協定に基づき、知事に防災ヘリコプターの出動を要請する。

ウ．緊急消防援助隊への応援要請

本部長は、被害の状況から本町の消防力及び県内の消防隊では十分な対応がとれないと判断したときは、消防組織法第 44 条の規定により、速やかに知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。

この場合において知事に連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して要請する。

エ．串本海上保安署に対する支援要請

大規模火災が発生し、消防用水として海水を利用するために、串本海上保安署の船舶からの送水を必要とするときは、協定に基づき協力を要請する。

オ．消防機関の応援出動

消防組織法第39条に基づく相互応援協定及び災害対策基本法第67条の規定により、他の市町村から応援を求められたときは、町長は、本町域内に発生した災害の防除に支障のない範囲において消防機関を協力させる。

【資料 13　串本町の消防組織】
【資料 14　消防署保有車両一覧表】
【資料 15　消防団保有ポンプ車及び小型ポンプ台数一覧表】
【資料 16　消防水利一覧表】
【資料 17　消防相互応援協定等の締結状況】
【様式 24　火災即報様式】

第５章　急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、山地災害危険地区の警戒避難計画

項　目	初動	応急	復旧	担　当
急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、山地災害危険地区の警戒避難計画	●			建設課（建設部）、産業課（経済部）、総務課（総務部）、福祉課（救助部）、住民課（救助部）、消防本部、東牟婁振興局串本建設部

1. 計画方針

この計画は、本町内において急傾斜地崩壊危険箇所、土石流危険渓流、地すべり危険箇所、山地災害危険地区（崩壊土砂流出危険地区、山腹崩壊危険地区）の土砂災害に際しての情報の収集・伝達や避難指示、警戒避難体制等の対策に関し、次のとおり定める。

なお、気象台と県が共同で発表する土砂災害警戒情報は、大雨警報発表中において、大雨による土砂災害発生の危険度が高まり、より厳重な警戒を呼びかける必要があると認められる場合等に、市町村の防災活動や住民の避難行動を支援するため、市町村単位で発表される。

2. 計画内容

(1) 警戒避難体制の確立

異常な気象等により、災害危険箇所等で災害のおそれがあると思われる場合は、直ちに警戒避難体制をとり、以下の事項を実施する。

ア．警戒区域に対する警戒及び巡視
イ．気象情報・予報・警報、土砂災害警戒情報等の情報収集・伝達
ウ．和歌山県ホームページの情報（土砂災害警戒避難判定図、現在の降雨状況）等の収集
エ．必要により住民に対する避難情報の発令
オ．消防団、自主防災会及び区との連絡強化

(2) 情報の収集及び伝達

ア．情報の収集

各部班は、土砂災害発生危険箇所において災害が発生し、又は災害の発生が予想される場合、適切な処置を実施するため、情報並びに状況等を収集し、速やかに関係課に連絡するとともに、防災パトロールの実施、地域住民からの通報等により情報の収集を行う。

また、県及び和歌山地方気象台から提供される土砂災害警戒情報や、県ホームページにて提供される情報（土砂災害警戒避難判定図や現在の降雨状況）を活用する。

イ．情報の伝達

本町が収集した情報は、必要に応じて防災行政無線、広報車等により広報する。

ウ．伝達情報の内容

(ｱ) 気象予報・警報、土砂災害警戒情報等の情報
(ｲ) 前兆現象の監視、観測状況の報告
(ｳ) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保
(ｴ) その他応急対策に必要な情報

(3) 土砂災害発生危険箇所に対する防災体制及び事務分掌

ア．災害対策本部を設置しないとき

課　名	分掌事務
建設課	1. 情報の収集及び伝達に関すること 2. 関係各課との連携に関すること 3. 応急措置に関すること 4. 危険地域の警戒に関すること 5. 県との連絡に関すること 6. その他必要なこと
産業課	1. 情報の収集及び伝達に関すること 2. 関係各課との連携に関すること 3. 応急措置に関すること 4. 危険地域の警戒に関すること 5. 県との連絡に関すること 6. その他必要なこと
総務課 福祉課 住民課 消防本部	1. 情報の収集及び伝達に関すること 2. 住民に対する災害予防、警報の伝達に関すること 3. 職員の動員及び配置に関すること 4. 応急措置に関すること 5. 被災者の救出救助に関すること 6. 避難所の設置及び避難者に関すること 7. 危険地域住民に対する避難誘導に関すること 8. 避難者に対する気象及び災害の予報、警報の周知に関すること 9. 避難者に対する炊き出しに関すること 10. 主要食糧の調達・配給に関すること 11. 救援物資の調達・配給に関すること 12. その他必要なこと

イ．災害対策本部設置の場合

「第３編 第１部 第１章　防災組織計画」に準じる。

(4) 警戒配備体制及び避難計画

各課等は、気象状況又は雨量観測及び土砂災害発生危険箇所の状況を十分把握し、必要に応じて災害対策基本法第 56 条に基づく警告、及び同法第 59 条の事前措置又は同法 60 条の避難指示等を含めた適切な措置を実施する。

ア．警戒配備の基準

(ｱ) 和歌山地方気象台発表による異常気象又は 1 時間雨量が 20 ㎜をこえた場合に、雨量観測を開始する。

雨量観測は、本町内各所に設置の雨量計にて建設部が実施し、観測結果を総務部長に報告する。

■雨量測定の基準

台風が接近しているか不連続線が停滞してかなりの雨量が予想されるとき	事後随時
時間雨量が 20 ㎜を超えたとき	事後 1 時間ごと
第 1 警戒体制のとき	事後 30 分ごと
第 2 警戒体制のとき	事後 10 分～20 分ごと
時間雨量が 20 ㎜以下となったとき	事後随時

(ｲ) 第 1 警戒体制

①警戒体制の配備基準による降雨量があったときは、各土砂災害発生危険箇所へ総務部及び建設部の担当職員を配置し、情報の収集を開始する。

②必要に応じて総務部は、気象情報及び土砂災害発生危険箇所の危険状況等を住民に周知する。

(ｳ) 第 2 警戒体制

①警戒体制の配備基準による降雨量があり、土砂災害発生危険箇所に異常が生じたときは、総務部の担当職員及び消防団員を出動させ、避難指示等適切な措置を行う。

②被害発生が予想され、又は被害が発生し、あるいは異常が生じたときは、建設部の担当職員及び消防団員を出動させ応急措置を行う。

■警戒体制の配備基準

前提条件	前日までの連続雨量が150 ㎜以上あった場合	前日までの連続雨量が50 ㎜～100 ㎜あった場合	前日までの降雨がない場合
第１警戒体　　制	当日の日雨量が 80 ㎜をこえたとき	当日の日雨量が 100 ㎜をこえたとき	当日の日雨量が 150 ㎜をこえたとき
第２警戒体　　制	当日の日雨量が 80 ㎜をこえ時間雨量が 30 ㎜程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が 100 ㎜をこえ時間雨量が 30 ㎜程度の強雨が降り始めたとき	当日の日雨量が 150 ㎜をこえ時間雨量が 30 ㎜程度の強雨が降り始めたとき

イ．避難計画

避難計画に関する事項は、「第３編第１部第６章　避難計画」によるほか、本計画に定めるところによる。

集中豪雨その他の異常な自然現象により、土砂災害発生危険箇所による危険が増大したときは、それぞれ危険箇所ごとに居住者、要配慮者関連施設等に対し、避難のための立退きを指示し、周知にあたっては要配慮者に配慮する。

避難指示を行った場合、町長は、警察官、消防団、自主防災組織の協力を得て、防災行政無線、広報車等により危険箇所の周知徹底を図り、避難者の誘導にあたるとともに、必要事項について県へ報告する。

(ｱ) 避難のための立退きの指示及び避難誘導

総務部は土砂災害発生危険箇所の状況を把握し、又は情報を入手するとともに、町長から立退きの指示の命令があったときは当該地域住民に周知徹底し、担当職員等を配して避難誘導を行う。

(ｲ) 避難のための立退きの指示及び解除の伝達計画

①町長が避難のための立退きの指示を行ったときは、総務部が伝達及び避難誘導等の措置を実施する。

この場合、福祉課と協議しておくことにする。

ただし、協議のいとまがないときは事後連絡をもって代えることができる。

②避難のための立退きの指示及び解除の伝達系統

(ｳ) 避難方法

「第 3 編第 1 部第 6 章　避難計画」（p3-50）に準じる。

ウ．避難所の開設

避難所は、本部長が、避難指示を行った地域ごとに、最寄りの安全な避難所をあらかじめ指定し、開設する。

土砂災害発生危険箇所にかかる避難所については、「資料 28-1　指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表」の風水害時指定避難所欄に示すとおりとする。

なお、避難所を開設したときは、直ちに県本部救助班に報告する。

エ．避難所の閉鎖

土砂災害は、災害がおさまった後、しばらくしてから発生することもあることから、避難所の閉鎖は十分調査し、安全を確認したうえで行う。

なお、避難所を閉鎖したときは、直ちに県本部救助班に報告する。

(5) 災害発生時の報告

土砂災害が発生した場合、被害状況を和歌山県災害対策課に報告するとともに、東牟婁振興局串本建設部及び和歌山県砂防課に対して、平成 20 年 5 月 14 日付砂第 172 号「人家等にかかる土砂災害発生時の緊急連絡について」（資料 51）に基づき報告する。

【資料 6　土石流危険渓流一覧表】
【資料 7　急傾斜地崩壊危険箇所一覧表】
【資料 8　山地災害危険箇所一覧表（崩壊土砂流出危険地区）】
【資料 9　山地災害危険箇所一覧表（山腹崩壊危険地区）】
【資料 10　地すべり危険箇所一覧表】
【資料 11　土砂災害警戒区域一覧表】
【資料 28-1　指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表】
【資料 51　人家等にかかる土砂災害発生時の緊急連絡について】

第６章　避難計画

項　目	初動	応急	復旧	担　当
避難計画	●			総務課（総務部）、教育課（教育部）、福祉課（救助部）、こども未来課（救助部）、消防本部、新宮警察署、陸上自衛隊、串本海上保安署

１．計画方針

この計画は、本町内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、危険区域内にある住民に対して避難のための立退きを指示し、安全な場所に避難させる等人命の被害の軽減を図ることを目的とする。

ここでは、避難のための高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、並びに必要と認める地域における屋内安全確保（以下「避難指示等」という。）の発令、基準及び伝達等について定める。

※必要と認める地域の居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置については、以下「緊急安全確保措置」という。

(1) 高齢者等避難の発令

災害が発生し、又は発生のおそれがあるときに、町長は、高齢者、妊産婦、乳幼児及び障がい者等の避難行動に時間を要する避難行動要支援者が迅速に避難できるよう、高齢者等避難（立退き避難、屋内安全確保）を発令する。

(2) 避難指示等の発令

町長は、対象とする自然災害（洪水等による水害、土砂災害）ごとに、どのような状態になれば避難行動を開始する必要があるかを確認し、必要な場合は気象台、河川管理者（県、国）等に対し避難指示等に関する助言を求め、関係機関から提供される情報、自ら収集する情報、対象となる現場状況等を基に、避難指示等を発令する。

避難情報の発令基準等については、「避難情報の判断・伝達マニュアル」（令和３年８月改定）に基づくものとし、以下に古座川の基準を示す。

なお、住民に対して避難指示等を発令するにあたり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

また、降雨時の避難そのものにも危険が伴うこと等を考慮し、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には十分早期に発令するとともに、緊急かつ可能な場合における屋内安全確保（堅牢な建物の２階以上への垂直避難）を指示する。その他渓流・斜面の状況や気象状況等も含めて総合的に判断する。

さらに、台風接近時における住民の適切な行動（不要不急の外出抑制等）を促すような情報提供に努める。

■古座川破堤・越水氾濫（洪水予報河川）

河川区分	**洪水予報河川**		
河川の性格	洪水により相当規模以上の損害が発生する河川で、洪水予測が可能な河川		
河川名	**古座川**		
水位観測所	月野瀬水位観測所		
対象地区	古田地区、岩淵地区、住吉地区、原町地区、上ケ地地区、中湊地区、古座地区		
判断のタイミング	日中の発令	夜間になることを考慮した発令	
	実況情報等に基づく場合	実況情報等に基づく場合	概ね12時間後の予測情報に基づく場合
高齢者等避難（警戒レベル３）	【水位情報】 ①避難判断水位（レベル３水位）に到達した場合。若しくは、氾濫警戒情報（警戒レベル３相当情報［洪水］）が発表された場合 【現地情報】 ①堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合	【水位情報】 ①避難判断水位（レベル３水位）に到達した場合。若しくは、氾濫警戒情報（警戒レベル３相当情報［洪水］）が発表された場合 【現地情報】 ①堤防に軽微な漏水・侵食等が発見された場合	【水位・雨量情報】 ①現在の水位情報を確認し、長期的な雨量予測（SYNFOS-3D降水予測、県気象情報、気象台ホットライン）を基に氾濫危険水位（レベル４水位）を超過すると見込まれる場合 ※現在までの雨量（多いところ）及び12時間先までの降水予測（SYNFOS-3D降水予測等）から当該河川で過去に「氾濫危険水位（レベル４水位）」を超えたときの雨量（最大値）に近づく可能性があるときを参考にする。
避難指示（警戒レベル４）	【水位・雨量・ダム情報】 ①氾濫危険水位（レベル４水位）に到達した場合。若しくは、氾濫危険情報（警戒レベル４相当情報［洪水］）が発表された場合 ②氾濫開始相当水位である6.8mに到達することが予想される場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合） ③七川ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 【現地情報】 ①堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合	【水位・雨量・ダム情報】 ①氾濫危険水位（レベル４水位）に到達した場合。若しくは、氾濫危険情報（警戒レベル４相当情報［洪水］）が発表された場合 ②氾濫開始相当水位である6.8mに到達することが予想される場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地盤高）に到達することが予想される場合） ③七川ダムの管理者から、異常洪水時防災操作開始予定の通知があった場合 【現地情報】 ①堤防に異常な漏水・侵食等が発見された場合	【水位・雨量情報】 ①現在の水位情報を確認し、長期的な雨量予測（SYNFOS-3D降水予測、県気象情報、気象台ホットライン）を基に「氾濫」が発生すると見込まれる場合 ※台風や前線などの影響で今後の降雨が同じような場所で継続することが見込まれるような状況において、現在までの雨量（多いところ）及び１２時間先までの降水予測（SYNFOS-3D降水予測等）から当該河川で過去に「氾濫」が発生したときの雨量（最大値）に近づく可能性があるときを参考にする。 注）発令時点の現況水位が「氾濫注意水位（レベル２水位）」を超過していないなどの場合においては、気象状況等を考慮して慎重に判断すること。
緊急安全確保（警戒レベル５）	【水位・雨量情報】 ①氾濫開始相当水位である6.8mに到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地地盤）に到達している蓋然性が高い場合） 【現地情報】 ①堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ③堤防の決壊や堤防からの越水、掘込河川からの溢水が発生した場合（氾濫発生情報（警戒レベル５相当情報［洪水］）、水防団からの報告等により把握できた場合）	【水位・雨量情報】 ①氾濫開始相当水位である6.8mに到達した場合（計算上、個別に定める危険箇所における水位が堤防天端高（又は背後地地盤）に到達している蓋然性が高い場合） 【現地情報】 ①堤防に異常な漏水・侵食の進行や亀裂・すべり等により決壊のおそれが高まった場合 ③堤防の決壊や堤防からの越水、掘込河川からの溢水が発生した場合（氾濫発生情報（警戒レベル５相当情報［洪水］）、水防団からの報告等により把握できた場合）	

※下線部は避難情報に関するガイドラインとは異なる箇所。次ページ以降同じ。

注１）「概ね12時間後の予測情報に基づく場合」の発令は、夜間に警報級が予想された洪水注意報が発表されているか、洪水警報が発表されていることを前提とする。

注２）過去に「氾濫危険水位（レベル４水位）に達したときの雨量」や「氾濫したときの雨量」を活用する場合は、その後の河川改修等の状況を考慮して規定すること。

出典：避難情報の判断・伝達マニュアル（令和３年８月）

2. 計画内容

(1) 実施者

避難のための高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令、避難所の開設並びに避難所への収容保護は以下に定める者が行う。

ア．高齢者等避難

情報の提供	町長（基本法第 56 条第 2 項） ※事実上の情報であり、行政行為ではない。

イ．避難指示

洪水について	知事又はその命を受けた職員（水防法第 29 条） 水防管理者（水防法第 29 条）
地すべりについて	知事又はその命を受けた職員（地すべり等防止法第 25 条）
災害全般について	町長（基本法第 60 条第 1 項） 知事（基本法第 60 条第 6 項） 警察官（警察官職務執行法第 4 条・基本法第 61 条第 1 項） 自衛官［災害派遣］（自衛隊法第 94 条） 海上保安官（基本法第 61 条第 1 項）

ウ．緊急安全確保

災害全般について	町長（基本法第 60 条第 3 項） 知事（基本法第 60 条第 6 項） 警察官（警察官職務執行法第 4 条･基本法第 61 条第 1 項） 自衛官（災害派遣）（自衛隊法第 94 条） 海上保安官（基本法第 61 条第 1 項）

エ．警戒区域の設定

災害全般について	町長又はその委任を受けて町長の職務を行う本町の職員（基本法第 63 条第 1 項） 警察官（基本法第 63 条第 2 項） 海上保安官（基本法第 63 条第 2 項） 自衛官（基本法第 63 条第 3 項） 知事（基本法第 73 条）
火災について	消防吏員・消防団員（消防法第 28 条） 警察官（消防法第 28 条第 2 項）

水災について	水防団長・水防団員（水防法第 21 条） 警察官（水防法第 21 条第 2 項） 消防吏員・消防団員（水防法第 21 条）
火災・水災以外について	消防吏員・消防団員（消防法第 36 条） 警察官（消防法第 36 条）

オ．避難所の開設、収容

開設、収容	町長

(2) 緊急時の実施者

実施者が不在の場合や緊急を要する場合は、実施者がその権限を委任した者が、高齢者等避難の提供、避難指示を実施し、避難させることができる。

この場合、速やかにその状況等を実施者に報告し、以後の措置について指示を受ける。

なお、実施者は、あらかじめ職員の勤務体系等を考慮して権限を委任しておく。

(3) 避難情報の基準

避難指示等は、町長又は水防管理者若しくはその他の実施者が事態に応じて行い、避難の指示をした旨を速やかに関係機関に通報する。

なお、緊急の場合以外は、原則として実施者相互の連絡協議のもとに行う。

ア．災害全般

(ｱ) 町長

a．災害発生時に人の生命又は身体を保護するため早期かつ的確な避難情報の発令ができるよう「和歌山県避難情報の判断・伝達マニュアル作成のモデル基準」を参考とし、地理的な特定等を考慮した上で、具体的な発令判断基準となる「串本町避難情報の判断・伝達マニュアル」を策定している。

なお、発令判断には和歌山県気象予測システムを参考とし、住民に対しては、夜間等の時間帯となることを考慮して、早めに発令する場合があることを事前に周知しておく。

b．災害が発生するおそれがある場合において、住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要するものに対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を提供する。

c．災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要性があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という）に対し、町長は立退きを指示する。また、必要に応じ立退き先を通知する。

d．災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認

める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避、その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。

e．町長が避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は屋内での待避等の緊急安全確保措置を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告するとともに、避難の必要がなくなったときは直ちに公示し、その旨を知事に報告する。

f．避難のための立退きを指示し、又は屋内での待避等の緊急安全確保措置を指示する場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長、若しくは指定地方行政機関の長、又は知事に対し、当該指示に関する事項について助言を求めることができる。

(ｲ) 知事

災害が発生した場合において、当該災害の発生により町長が、避難のための立退きの指示及び緊急安全確保措置の指示を行うことができなくなったときは、町長に代わって実施する。

(ｳ) 警察官

町長が避難のための立退き、若しくは緊急安全確保措置を指示をすることができないと認めるとき、又は町長から要請があったときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、避難のための立退き、又は緊急安全確保措置を指示する。この場合、直ちに避難のための立退き、又は緊急安全確保措置を指示した旨を町長に通知する。

また、警察官は、災害により危険な事態が発生し、特に急を要する場合は、危害を受けるおそれのある者を避難させる。

(ｴ) 災害派遣を命ぜられた自衛官

災害により危険な事態が発生し、警察官がその場にいないときで、特に急を要する場合は、危害を受けるおそれのある者を避難させる。

イ．洪水予報河川の水位情報による基準

洪水予報河川である古座川（相瀬水位観測所、月野瀬水位観測所）の水位が次の基準に達した時は、今後の予想雨量等の気象情報より判断し、対象地域の住民に対して、高齢者等避難の提供、避難指示を行う。

(ｱ) 高齢者等避難

避難判断水位（相瀬：4.50m、月野瀬：5.30m）に達し、洪水のおそれがある場合

(ｲ) 避難指示（緊急）

氾濫危険水位（相瀬：5.50m、月野瀬：6.00m）を超過し、重大な被害が及ぶと予想される場合

ウ．土砂災害警戒情報による基準

本町に土砂災害警戒情報が発表された場合で、現地の状況や今後の予想雨量等の気象情報より土砂災害のおそれがある場合は、対象地域の住民に対して、直ちに高齢者等避難の提供、避難指示を行う。

(4) 避難指示等の伝達方法等

ア．避難指示等の際に明示する事項

避難指示等の伝達は、次の事項を明示して行う。

(ｱ) 提供者、勧告者又は指示者
(ｲ) 予想される災害危険及び避難を要する理由
(ｳ) 避難対象地域
(ｴ) 避難の時期、誘導者（消防団員等）
(ｵ) 避難所
(ｶ) 避難経路
(ｷ) 避難時の注意事項（火災・盗難の予防、随行品、服装）等

イ．住民に対する伝達系統

■避難情報発令に係る流れ

出典：避難情報の判断・伝達マニュアル（令和３年８月）

(5) 避難方法

ア．避難の種類

(ｱ) 第１次避難（事前避難）

災害が事前に予測されるときは、あらかじめ高齢者、障がい者、病弱者、乳幼児等の要配慮者、特に避難行動要支援者を避難させる。

(ｲ) 第２次避難（緊急避難）

災害が発生した場合又は事前避難のいとまがないときは、緊急避難を行う。

緊急避難の場合は、避難指示等が発せられたとき、又は自主的な判断により行う。

イ．避難の方法

(ｱ) 避難は原則として避難者各自が行い、自主判断により所定の指定避難所又は縁故関係先に避難する。

(ｲ) 避難に際しては、各地区の消防団及び自主防災組織等との連携を図りながら実施し、併せて避難後の警備についても、警察、消防団及び自主防災組織等と密接な連絡をとり万全を期する。

ウ．避難誘導

住民等の避難誘導は、本町職員、消防職員、消防団員、警察官及び自主防災組織等が実施するが、誘導にあたっては、避難路の安全を確認しつつ、できるだけ自主防災組織、区あるいは職場、学校等を単位とした集団避難を行う。

なお、消防団をはじめ、自主防災組織や事業所等は連携・協力して、本町の避難支援計画（個別計画）や地域による地区防災計画に基づき、避難行動要支援者の避難支援を行うよう努める。

エ．学校・社会福祉施設等の避難対策

学校、認定こども園、社会福祉施設、その他集団避難を要する施設は、災害発生時の安全を図るため、事前の避難計画に従って避難を行う。

各施設において、園児、児童生徒、来訪者、入所者、職員、従業員等の避難を実施し、又は完了したときは、施設の管理者は本部へその旨を報告する。

(6) 避難所の開設及び設置の方法

避難所の開設・運営については、串本町避難所運営マニュアルに基づき、以下の事項に留意して実施する。

ア．避難所の開設

避難所の開設及び収容、並びにり災者の保護は、救助法による救助が適用された場合は、同法に基づき本部長が実施する。

同法が適用されない災害又は同法が適用されるまでの間は、本町独自の応急対策として本部長が開設する。

なお、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努め、避難所を開設する際は、当該施設の安全性を確認するものとし、避難所の開設状況等をホームページ等の多様な手段を活用して周知するよう努める。

イ．設置の方法

(ｱ) 既存建物の利用

公共施設（学校、公民館及び集会所等）、神社の社務所、寺院の本堂等

(ｲ) 野外仮設の利用

バラックの仮設、テントを借り上げ設置

ウ．収容者

避難所へは次の者を収容する。

(ｱ) 避難指示及び緊急安全確保が発せられた者又は緊急に避難することが必要である者

(ｲ) 住家が災害により全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水（破壊、消防による全・半壊を含む。）の被害を受け、日常起居する居住の場所を失った者

エ．避難所の開設の方法

本部長は、それぞれの地区の実情、災害の種類等を十分検討の上、危険区域と危険度を想定し、関係機関と協議の上、避難所をあらかじめ選定しておく。

（ｱ）避難所を開設するときには、速やかに避難所の施設管理者へ連絡する。
（ｲ）避難所開設の実務は、救助部が担当する。ただし、災害の状況により緊急に開設する必要があるときは、各施設の管理責任者又は最初に到着した職員が実施する。
（ｳ）避難所を開設したときは、直ちに次の事項を県本部（総合統制室）に報告する。（閉鎖したときも同様に報告する。）
①避難所開設の日時及び場所
②箇所数及び収容人員（避難所別）
③開設期間
（ｴ）避難所の開設状況について、ホームページ等の多様な手段を活用して周知する。

オ．収容期間

災害の発生した日から７日以内とする。

ただし、災害が落ち着くに従い収容人員が次第に減少するときは、本部長は避難所を逐次整理縮小し、その都度その旨を、東牟婁振興局を経由して知事に報告する。

また、大災害の場合等でどうしても７日間の期間内に避難所を閉鎖することができない場合は、本部長は東牟婁振興局を経由して、以下の事項を明示し、事前に知事に開設期間の延長を要請する（救助に関する期間延長については、全ての項目で共通）。
（ｱ）実施期間内に閉鎖できない理由
（ｲ）必要とする救助の実施期間
（ｳ）期間延長を必要とする地域、救助対策者数
（ｴ）その他

なお、県は、延長の必要を認めた場合には内閣総理大臣と協議し、その同意を得た上で期間を定める。

カ．福祉避難所の開設

町長（救助部）は、自宅等で生活している要配慮者に対し、状況に応じ、医療や介護などの必要なサービスを提供するため、あらかじめ指定する施設のうち必要分を福祉避難所として開設する。

また、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、ホテル･旅館等を実質的に福祉避難所として開設する等、必要に応じた確保に努める。

キ．避難所設置のための費用

(ｱ) 避難所設置費

国庫負担の対象となる経費は、おおむね以下のとおりである。

区　分	例　　示
賃金職員等雇上費	応急的補修、改造、畳、その他の資材の運搬等、避難所の設置、維持及び管理のために雇い上げた労務者の賃金
備品費	避難所設置の長期化により必要となるストーブ、扇風機、畳、カーペット、パーテーション等に要する経費。なお、一時的避難という避難所の性格から、リースを原則とする。
消耗器材費	懐中電灯、乾電池、ポリ袋、掃除用具等、直接被災者の処遇に必要な経費。
建物器物等使用謝金借上料・購入費	避難所として使用した建物の借上料又は避難所設置のために使用した器物等の使用謝金、借上費及び購入費。
光熱水費	採暖及び湯茶を湧かすための経費（ガス、電気、灯油等）。
仮設の炊事場、トイレ及び風呂の設置費等	仮設の炊事場、トイレ及び避難所設置が長期化した場合に必要とされる仮設風呂の設置のための必要とする経費。その他臨時電灯設備費等を含む。
衛生管理費	衛生管理としての経費（手洗い用クレゾール、石鹸等）。
福祉避難所	高齢者、障がい者等であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する避難所設置のために支出する費用。

(ｲ) 所要物資の確保

避難所開設及び収容保護のための所要物資は、本町において確保する。

ただし、現場において確保出来ないときは、東牟婁振興局に物資確保について要請を行う。

(7) 避難所の管理・運営

ア．避難所の管理・運営

救助部長は、避難所の運営を総括するとともに、本町職員（救助部避難所班）の中から各避難所の責任者（男女２名体制）を指名する。

また、避難所責任者は、以下に示す事項に留意する。

(ｱ) 学校長・警察官・赤十字奉仕団員・ボランティア等の協力を得て、避難所を管理・運営する。

(ｲ) 速やかに避難所収容者名簿を作成する。

(ｳ) 収容中の傷病者を診療機関等に引き継ぐ等適切な処置を講じる。

(ｴ) 警察、自主防災組織等の協力を得て、避難者自身による防犯組織を立ち上げ、避難所及び近隣区域の警備活動を行う。

(ｵ) 避難所に配布される物品及び収容者に配分される食糧物資の受払い及び配分を

行う。

(ｶ) 災害対策本部に報告を必要とする事態が発生した場合は、防災行政無線などにより報告する。

(ｷ) 避難所における生活環境に注意を払い、避難の長期化や女性・子ども等に対する暴力防止のため等、必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方及び子どもの視点等に配慮する。特に、女性や子ども等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載する等、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるとともに、警察、病院、女性支援団体との連携の下に、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

(ｸ) 避難所の生活において、要配慮者の介護及び性別や子どもに配慮したスペース（更衣室、洋式トイレ、洗濯干し場、授乳室、交流（遊び）スペース等）、食物アレルギーのある者に配慮した食料や生活用品を確保する。また、女性向け物資の配布は女性が担当する。さらに、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布など女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営を行う。

(ｹ) 避難生活が長期化する場合は、必要に応じて、避難者や避難所に係わる運営スタッフ等の健康状態及び医師や看護師による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講じるよう努めるとともに、プライバシー確保の状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみの処理状況など、避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講じる。

(ｺ) 避難所開設時における新型コロナウイルス等感染症の発生においては、串本町避難所運営マニュアル等に基づき、避難所における避難者の過密抑制等の感染症対策を行う。また、総務部及び救助部は保健所と連携して、感染症患者が発生した場合や健康観察中の濃厚接触者等が避難所に避難する場合の対応について協議・調整を行う等、適切な避難所運営に努める。

(ｻ) 外国人の避難時にあっては、主要な外国語による情報掲示、語学ボランティアの確保のほか、生活習慣、文化や宗教上の違い（ハラール認証を取得した食品の必要可否等）等にも配慮する。

(ｼ) 車中泊など避難所に滞在することができないと判断した被災者がある場合には、その情報の早期把握に努める。また、避難所に来訪できない車中泊者に対しては、エコノミークラス症候群等の健康被害防止のための普及啓発等に努める。

イ．関係書類の整理保存

各避難所の維持管理のために責任者を定めるとともに、以下の関係書類を整理保存する。

(ｱ) 避難者名簿
(ｲ) 避難者名簿一覧表
(ｳ) 事務引継書
(ｴ) 避難所運営情報記録簿
(ｵ) 避難所状況報告書

（ｶ）食料・物資依頼伝票
（ｷ）食料・物資受入簿
（ｸ）食料管理簿
（ｹ）物資管理簿
（ｺ）避難所における要配慮者名簿

(8) 避難者の他地区への移送等

避難所開設後、大雨等による土砂災害危険、危険物等施設における火災・有毒ガス漏洩危険その他により、町長が危険と判断した場合は他地区の避難所を選定し、当該避難所の被災者を他地区の避難所へ移送する。

このほか、町長は、以下に示すように被災者の他地区への移送、広域一時滞在の受入れ要請及び他市町村からの被災者受入れを行う。

ア．避難者の生命、身体保護のため移送を必要とするときは、本町保有の車両又は借上げ車両により移送する。

移送を行うにあたっては新宮警察署と緊密な連携を図るとともに、移送道路の整理、警戒等の措置を要請する。

イ．被災地域が広域にわたっており、本町の地域内で予定した避難所が使用できなくなった場合は、他地区（近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接府県への広域避難）への受入れ、広域一時滞在及び移送について、知事（災害対策本部）に要請する。

ウ．他市町村に避難所又は広域一時滞在施設を開設するにあたっては、本部職員のうちから避難管理者を定めて当該市町村へ派遣するとともに、移送にあたり引率者を添乗させる。

エ．知事から他市町村の避難者を受入れるための避難所又は広域一時滞在施設の開設の指示を受けた場合は、各避難所の状況を考慮し、直ちに避難所又は広域一時滞在施設の選定・開設を進め、受入れ体制を整備するとともに、本部職員を派遣して避難所又は広域一時滞在施設の運営に協力する。

(9) 避難所の閉鎖

ア．町長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難所の閉鎖を決定し、避難所責任者に必要な指示を与える。

イ．避難所責任者は、町長の指示により避難者を帰宅させるほか、必要な措置をとる。

ウ．町長は、避難者のうち住居が浸水、倒壊等により帰宅の困難な者がいる場合については、避難所を縮小して存続させるなどの措置をとる。

(10) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は身体を保護するために警戒区域を設定し、一般の立ち入りの禁止及び退去を命ずることができるが、これは次のとおりである。

また、警戒区域の設定については、警察署等関係機関と連絡調整を図っておくものとし、実際に警戒区域を設定した場合にロープを張るなど、警戒区域の表示を行い、避難等に支障のないように処置する。

さらに、警察等の協力を得て、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

■警戒区域の設定

設定権者	要件（内容）	根拠法令
町　　長	町長は、住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定する。	・基本法第 63 条
知　　事	知事は、本町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは町長が実施すべきこの応急対策の全部又は一部を代行する。	・基本法第 73 条
警 察 官	警察官は、町長（権限の委託を受けた本町の職員を含む）が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは警戒区域を設定する。	・基本法第 63 条
海　　上 保 安 官	海上保安官は、町長（権限の委託を受けた本町の職員を含む）が現場にいないとき、又は本町長から要請があったときは警戒区域を設定する。	・基本法第 63 条
自 衛 官	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。	・基本法第 63 条
消防吏員 又は 消防団員	消防吏員又は消防団員は、火災等の現場において、警戒区域を設定する。	・消防法　第 23 条の 2、第 28 条、第 36 条 ・水防法　第 21 条
水防団長 水防団員	水防団長、水防団員は、水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定する。	・水防法　第 21 条

【資料 28-1　指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表】
【様式 4　災害救助法関係様式】
【様式 5　避難所収容台帳名簿】
【様式 6　避難所用物品費受払簿】

第２部　災害発生後の活動

第１章　情報通信に関する計画

項　目	初動	応急	復旧	担　当
第１節　被害情報等の収集計画	●			総務課（総務部）、関係各課（関係各部班）等
第２節　災害通信計画	●	●		総務課（総務部）、消防本部
第３節　災害広報計画	●	●	●	総務課（総務部）、企画課（総務部）、消防本部

第１節　被害情報等の収集計画

担当	総務課（総務部）、関係各課（関係各部班）等

1. 計画方針

災害に伴う被害状況などの調査及び情報収集は、災害対策の基礎となるものであるため、関係機関は緊密な連絡をとり、迅速かつ的確に次のとおり実施すると同時に、本町が保管する重要情報の保護に努める。

災害が発生した場合又は発生が予想される場合には、本部長は速やかに本町内の状況を掌握し、東牟婁振興局を経由して県に報告を行う。

なお、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、本町は、住民登録の有無にかかわらず、本町域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるとともに、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

2. 計画内容

(1) 被害情報の収集

被害が発生したとき、本町（総務部）は、直ちに被害情報の収集活動を開始し、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集するとともに、必要に応じて、新宮警察署その他関係機関と密接な連絡をとりながら、災害対策活動に必要な情報の収集に努める。

また、被害規模を早期に把握するため、119 番通報が殺到する状況等の情報について

も積極的に収集する。
なお、被害調査に当たっては、関係各課が協力して行う。

ア．収集すべき情報

(ｱ) 災害発生時
①人命危険の有無及び人的被害の発生状況
②住宅被害の状況
③二次災害の発生状況・危険性
④避難の必要性の有無及び避難の状況
⑤住民の動向
⑥観光客、帰宅困難者等の状況
⑦道路交通の状況
⑧役場等所管施設の破損状況
⑨その他災害の発生・拡大防止上必要な事項

(ｲ) 被害情報
①被害状況
②避難所の設置状況
③傷病者及び要配慮者の収容状況
④応急給水の状況等

(2) 被害情報のとりまとめ

ア．情報の総括・報告責任者

情報の総括・報告責任者は、総務部長とする。

イ．県への応援要請

被害が甚大なため、本町において被害状況等の収集及び調査不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とする場合は、県に応援を求めて実施する。

ウ．各班から本部長への報告順序

(ｱ) 各班長は、災害が発生してから被害に関する応急対策が完了するまでの間、被害状況及び災害応急対策の活動状況を各部長に報告するとともに、本部事務局班長に報告する。

(ｲ) 総務部長は、本部事務局班長から報告を受け、本部長に報告する。

エ．報告の種類

(ｱ) 概況報告（災害即報）
災害発生時における報告とし、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告する。

(ｲ) 中間報告（被害変動の報告）
被害状況の変動に伴う応急対策の変更等の基礎となるものであり、その都度、被害が確定するまで報告する。

（ｳ）確定報告
被害状況の確定時における最終報告

オ．被害程度の順位

災害の種別・規模等により一定することはできないが、人的被害を最優先し、次に住居の被害を報告する。

カ．被害状況の判断等

災害により被害を受けた人的、家屋被害の判定及び被害状況調査にあたっては「被害状況認定及び報告書記入の基準」に基づいて判定を行う。

(3) 情報交換並びに報告

ア．被害報告等の系統

被害報告等は、次の系統により報告し、総務部本部事務局班において総合的なとりまとめを行う。

■災害情報の収集伝達経路

■災害情報の収集伝達先

被害区分	県地方機関への連絡先	町主務課
人的被害状況報告	東牟婁振興局健康福祉部串本支所	住民課
住宅一般被害状況報告	東牟婁振興局健康福祉部串本支所	税務課
土木関係被害状況報告	東牟婁振興局串本建設部	建設課

被害区分	県地方機関への連絡先	町主務課
農業関係被害状況報告	東牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課	産業課
耕地関係被害状況報告	東牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課	産業課
林業関係被害状況報告	東牟婁振興局農林水産振興部林務課	産業課
水産関係被害状況報告	東牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課	産業課
漁業関係被害状況報告	東牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課	産業課
公共施設関係被害状況報告	東牟婁振興局地域振興部・健康福祉部（串本支所含む）各課、東牟婁教育支援事務所	関係各課
商工業関係被害状況報告	東牟婁振興局地域振興部企画産業課	産業課
観光関係被害状況報告	東牟婁振興局地域振興部企画産業課	産業課
自然公園関係被害状況報告	東牟婁振興局健康福祉部串本支所	産業課
衛生関係被害状況報告	東牟婁振興局健康福祉部串本支所（新宮保健所串本支所）	住民課、水道課
その他関係被害状況報告	東牟婁振興局地域振興部	総務課
災害に対してとられた措置の概要	同上	総務課

イ．報告すべき災害

（ｱ）発生原因

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、その他異常な現象、大規模な火事・事故・爆発、放射性物質の大量放出等災害対策基本法第２条第１号に規定する原因により生じる被害。

（ｲ）報告の基準

この計画に基づく報告は、次の基準に該当するものについて行う。

①災害救助法の適用基準に合致するもの。「本編第２部第３章第１節　災害救助法の適用計画」に準じる。

②災害対策本部を設置したもの。

③災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの。

④災害による被害が当初は軽微であっても、今後①～③の用件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。

⑤災害の発生が県下で広域に及び、県地域に相当の被害が発生したと認められるもの。

⑥その他災害の状況及び、それが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの。

(4) 被害情報の県への報告

総務部長は、収集した被害情報及び応急活動の実施状況について災害対策基本法第53条第１項の規定に基づき県あてに報告する。

被害状況調査の記入については、「被害状況認定及び報告書記入の基準」による。

ア．災害報告の種類

(ｱ) 災害即報［様式 1～2］

(ｲ) 被害状況報告［様式 3］

イ．災害即報及び被害状況報告要領

(ｱ) 災害即報

①災害即報は、災害の総合的な応急対策をたてる基礎となるものであり、人的及び家屋被害を優先して報告する。

②災害即報は、次頁に示す「災害即報系統図」によって迅速に行う。

ただし、通信途絶等により被害状況等を県に報告できない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に直接報告する。（基本法第 53 条第 1 項）

なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、原則に戻って県に対し行う。

消防庁 連絡先	・ＮＴＴ回線 電話：03-5253-7777　　FAX：03-5253-7553 ・地域衛星通信ネットワーク（県防災電話） （通常時） 電話：7-048-500-90-49013　FAX：7-048-500-90-49033 （夜間・休日）（消防庁宿直室） 電話：7-048-500-90-49102　FAX：7-048-500-90-49036

③119 番殺到状況については、県のほか、直接国（消防庁）へも報告する。

④報告すべき災害の発生を覚知したときは、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、直ちに第一報を報告し、以後、即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告する。

⑤報告にあたっては、総合防災情報システム、地域衛星通信ネットワークシステム、消防防災無線、加入電話、無線電話、ファクシミリ等によって即報し、即報が 2 報以上にわたるときは、先報との関連を十分保持するために一連番号を付して報告時期を明らかにする。

⑥災害即報事項は、新宮警察署をはじめ、関係機関と十分連絡を保ったうえで行う。

■災害即報系統図

注 1：本町が、通信途絶等により被害状況等を県に報告できない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に直接報告すること。（基本法第 53 条第 1 項）なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、原則に戻って県に対し行うこと。

注 2：消防機関への通報が殺到した場合、その状況を直ちに消防庁及び県に対し報告すること。

注 3：東牟婁振興局を通じて県本部総合統制室に被害状況等を報告するほか、状況によって県本部総合統制室に対して直接報告すること。

注 4：県本部が設置されない場合も上図に準じる。

注 5：点線は、連絡調整をする関係機関とする。

■通常時（消防庁応急対策室）
NTT 回線　電話番号：03-5253-7527 FAX 番号：03-5253-7537
消防防災無線
防災電話番号：78-90-49013 防災 FAX 番号：78-90-49033（県庁からのみ通信可）
地域衛星通信ネットワーク
防災電話番号：7-048-500-90-49013 防災 FAX 番号：7-048-500-90-49033
■夜間・休日時（消防庁宿直室）
NTT 回線　電話番号：03-5253-7777 FAX 番号：03-5253-7553
消防防災無線
防災電話番号：78-90-49102 防災 FAX 番号：78-90-49036（県庁からのみ通信可）
地域衛星通信ネットワーク
防災電話番号：7-048-500-90-49102 防災 FAX 番号：7-048-500-90-49036

(ｲ) 被害状況報告

①被害状況報告は、災害応急対策及び災害復旧の基礎となり、正確な調査により報告を行うが、状況に応じて概況、中間、確定報告と段階的に行う。

②被害確定報告は、災害応急対策を終了した後、20 日以内に行うものとし、基本法第 53 条に基づく内閣総理大臣あて文書、消防組織法第 40 条に基づく消防庁長官あて文書を各一部、消防庁あてに送付する。

③被害状況報告事項は、以下の系統によって行う。

■被害状況報告系統図

1. 県本部が設置されていない場合も上図に準じる。
2. 点線は、連絡調整をする関係機関である。

ウ．即報基準

消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき、消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報の基準は以下のとおり。

なお、即報の報告方法については、原則として電子メールにより行うものとし、電子メールが使用不能等の場合は、迅速性を最優先として、電話等通信可能な方法により行う。

■災害即報基準

即報基準			直接即報基準
一般基準		○災害救助法の適用基準に合致するもの ○府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの ○災害が２府県以上にまたがるもので、一つの府県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの ○気象業務法第13条の２に規定する大雨、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの ○自衛隊に災害派遣を要請したもの	
個別基準	風水害	○崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ○洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ○強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ●風水害・火山災害のうち、死者又は行方不明者を生じたもの	●
	雪害	○積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの ○積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの	
社会的影響基準		○一般基準 ○個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられるなど社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること	

■火災即報基準

即報基準		直接即報基準
一般基準	○死者３人以上生じたもの ○死者及び傷病者の合計が10人生じたもの ○自衛隊に災害派遣を要請したもの	

即報基準				直接即報基準
個別基準	火　災	建物火災	○特定防火対象物で死者の発生した火災 ○高層建築物の 11 階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で、利用者等が避難したもの ○国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災 ○建物焼損延面積 3,000 平方メートル以上と推定される火災 ○他の建築物への延焼が 10 棟以上又は気象状況等から勘案しておおむね 10 棟以上になる見込みの火災 ○損害額１億円以上と推定される火災	
			○ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災	●
		林野火災	○焼損面積 10 ヘクタール以上と推定されるもの ○空中消火を要請又は実施したもの ○住宅等へ延焼するおそれがあるもの	
		交通機関の火災	船舶、航空機、列車、自動車火災で次に掲げるもの ○航空機火災 ○タンカー火災 ○船舶火災であって社会的影響度が高いもの ○トンネル内車両火災 ○列車火災	●
		その他	以上のほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等	
	危険物等に係る事故	危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し又は取扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの。		
		○死者又は行方不明者が発生したもの ○負傷者が５名以上発生したもの ○周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの ○500 キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏洩事故 ○海上、河川への危険物等の流出事故 ○高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏洩事故	● ●
		○危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で 500 平方メートル程度以上の区域に影響をあたえたもの ○危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏洩事故で、次に該当するもの ・海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの ・500 キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏洩等 ○市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの ○市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災	●

即報基準			直接即報基準
	原子力災害等	○放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの ○放射性同位元素等取り扱い事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏洩があったもの	●
	その他特定の事故	可燃性ガス等の爆発、漏洩及び異臭等の事故であって、社会的影響度が高いもの	
	消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故		
社会的影響基準		○一般基準 ○個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられるなど社会的影響度が高いと認められる場合には報告すること	
		爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの	●

■救急・救助事故即報基準

即報基準	直接即報基準
○死者５人以上の救急事故 ○死者及び傷病者の合計が 15 人以上の救急事故 ○要救助者が５人以上の救助事故 ○覚知から救助完了までの所用時間が５時間以上の救助事故 ○消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故 ○消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故 ○自衛隊に災害派遣を要請したもの ○上記に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関にとり上げられる等社会的影響度が高い救急救助事故	
死者及び傷病者の合計が 15 人以上発生した救急･救助事故で次に掲げるもの ○列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故 ○バスの転落等による救急・救助事故 ○ハイジャックによる救急・救助事故 ○映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故 ○その報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの	●

■武力攻撃災害等即報基準

即報基準	直接即報基準
●武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成 16 年法律第 112 号。以下「国民保護法」という。）第２条第４項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害 ●国民保護法第１７２条第１項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害	●

（5）安否不明者等の情報収集

災害時において、安否不明者等の氏名情報等を公表することにより、対象者が名乗り出ることや安否情報が得られる効果が期待でき、対象を明確にした迅速な救出・救助活動を行えることから、県及び警察等の協力を得て、安否不明者等の氏名情報等を収集する。

（6）防災関係機関との情報交換、報告

本町本部と防災関係の各機関は、各種情報の収集について十分連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して、応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

【様式１　災害概況即報】
【様式２　被害状況即報】
【様式３　被害状況報告】

第２節　災害通信計画

担当	総務課（総務部）、消防本部

1. 計画方針

災害時における関係機関相互の通信連絡を迅速かつ円滑に実施するため、防災関係機関は、それぞれ通信連絡窓口を定め、通信連絡系統を明確にするとともに、非常の際の通信連絡の確保を図る。

なお、災害時のあらゆる状況に対応し、また孤立する危険のある地域の被災者や帰宅困難者等にも対応できるよう、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等のあらゆる通信手段を検討し、通信手段の多様化・複数化に努める。

2. 計画内容

(1) 防災関係機関の通信窓口

各機関は、指定電話及び連絡責任者を定め、窓口の統一を図る。

(2) 災害時優先電話の指定

災害時に被害情報等の通信に使用する災害時優先電話を事前に登録し、重要通信の確保を図る。

災害時においては、災害時優先電話を平常業務に使用することを制限するとともに、災害時優先電話に連絡責任者を配置し、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

(3) 災害時の伝言ダイヤルの運用

ＮＴＴでは、災害時において電話がかかりにくい場合、安否確認のため災害時の伝言ダイヤルを運用する。

本町は、住民に対し災害時伝言ダイヤルの利用を周知し、輻輳の回避に努める。

録音：171＋被災者の電話番号＋伝言内容
再生：171＋被災者の電話番号

※提供開始：大規模災害の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況となった場合。

(4) 災害用伝言板の運用

各携帯電話会社では、大規模な災害時に携帯電話やスマートフォンで安否確認ができる「災害用伝言板」を運用している。

本町は、住民に対し災害用伝言板の利用を周知し、電話回線輻輳の回避に努める。

・アクセスの方法（ＮＴＴドコモ）
ｄメニュー又は災害用キット → 災害用安否確認 → 災害用伝言板
ドコモケータイのメニュー画面 → あんしん → 災害用伝言板
・アクセスの方法（ａｕ）
メニュー画面 → アプリ → au 災害対策 → 災害用伝言板
・アクセスの方法（ソフトバンク）
メニュー画面 → アプリ → 災害用伝言板

※提供開始：大規模災害が発生した場合。

(5) 有線通信が途絶した場合の措置

有線通信施設の被災等により、規定の通信連絡が困難な場合は、以下のとおり無線設備又は使者（伝令）等により通信連絡を確保する。

ア．県との連絡

和歌山県と県の出先機関並びに県内各市町村等を結ぶ県総合防災情報システムを活用する。

また、災害予防、災害復旧対策等における防災上の各種情報、並びに気象予警報等の収集、伝達を迅速に進めることができることから、有線電話途絶時だけでなく、日常的に県総合防災情報システムを有効に活用し、和歌山県及び県内市町村等との通信の確保を図る。

さらに、衛星携帯電話を配備し、複数の通信手段を確保する。

イ．串本町災害対策本部内の通信連絡体制

本部組織内での命令の指示、伝達及び災害状況に関する情報収集については、有線電話の途絶又は有線回路の錯綜が予想されるので、本町の防災行政無線通信網を有効に利用する。

さらに、衛星携帯電話を配備し、複数の通信手段を確保する。

ウ．電波法等に基づく非常通信の利用

(ｱ) 非常通信の利用

官公庁、会社、船舶、アマチュア無線等の全ての無線局は、平常時は許可を受けた目的にのみ使用できるが、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 52 条の規定により、災害その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、NTT その他の有線通信が事実上利用できないときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる通信（非常通信）や各種予警報の伝達等の緊急を要する通信を取り扱うことができる。

また、電波法第 74 条に基づき、総務大臣は、災害その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保、秩序の維持のために必要な通信を行わせることができる。

(ｲ) 非常無線通信の依頼要領

①電報発信紙（電報頼信紙）又は適宜の用紙を用いる。

②カタカナ又は通常の文書体で記入する。
③一通の通信文は、なるべく 200 字以内（通常の文書体の場合は、カタカナに換算して 200 字以内）とし、できるだけ短く簡潔にする。
④あて先の機関名を記入する。分かれば住所、電話番号を記入する。
⑤必要があるときは本文の末尾に発信人名を記入する。
⑥発信人の機関名、住所及び電話番号を記入する。
⑦頼信紙の記事欄又は用紙の余白に「ヒジョウ」又は「非常」と朱書する。

(ｳ) 非常通信についての照会・問合せ

非常通信を実施した場合は、電波法第 80 条の規定により近畿総合通信局長又は総務大臣に報告しなければならない。できるだけ和歌山県防災企画課にも報告書の写しを送付すること。

報告先	近畿総合通信局無線通信部陸上第二課 TEL：06-6942-8558　FAX：06-6942-9014 ・地域衛星通信ネットワーク（県防災電話） TEL：7-027-200-818-8920　FAX：7-027-200-818-8820

また、必要に応じて、県防災企画課　TEL：073-441-2264 に照会・問い合わせを行う。

(6) 通信障害発生時における事業者の対応

電気通信事業者は、通信障害が発生した場合は、通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等の情報を、本町及び関係機関と共有するとともに、通信施設の早期復旧のため、関係機関との調整を行うものとする。

【資料 20　同報系及び移動系無線一覧表】
【資料 21　災害時優先電話一覧表】
【資料 35　非常通信経路計画及び非常通信協議会の概要】
【資料 36　非常通信経路（市町村防災系）】
【資料 37　消防用県内共通波無線非常通信経路】

第３節　災害広報計画

担当	総務課（総務部）、企画課（総務部）、消防本部

1. 計画方針

災害が発生し、又は発生のおそれのある場合は、住民に対して応急対策あるいは応急復旧等に関する情報を周知徹底し、民心の安定及び被害の拡大防止を図るため、迅速適切な広報活動を行う。また、本町外の住民に対しても適切な被害情報を提供することにより、広域的な応援体制の確立に資するよう努める。

なお、人的被害の数について広報を行う際には、県等と密接に連携しながら適切に行うほか、必要に応じて、収集した被災現場の画像情報は災害対策本部を通して防災関係機関との共有を図る。

さらに、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害の発生時は、情報を得る手段が限られることから、被災者生活支援に関する情報については、チラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車での情報提供を行うなど、適切に情報提供を行うよう努める。

2. 計画内容

(1) 被害状況の発表

本部に集まった被害状況は、総務部企画財政班においてその内容を住民に提供する。

また、企画財政班は報道機関等にも提供する。

災害時には、情報が輻輳するため、広報内容の一元化を図り、住民や応急対策に従事する職員等に混乱が生じないようにする必要がある。

そのため、災害対策本部の各部班において知り得た情報は、全て総務部本部事務局班に連絡するとともに、広報を必要とする事項は、総務部企画財政班を通じて広報する。

(2) 広報の内容

災害に関する情報は、初動段階、避難段階、救援段階、復旧段階等の各時間経過に応じて、次の事項を中心に住民が必要とする情報を的確につかみ、民心の安定を図る広報活動を行う。

なお、広報内容は簡潔で誤解を招かない表現に努め、特に、高齢者や障がい者、外国人等の要配慮者に配慮する。

ア．気象予警報に関する情報
イ．被害の状況
ウ．高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令、避難先の指示及び避難誘導
エ．二次災害の危険性

オ．災害時における住民の心構え
カ．医療救護所・避難所の開設状況
キ．被災者の安否に関する情報
ク．災害対策本部の設置及び災害応急対策実施の状況
ケ．電気、ガス、水道等の供給状況
コ．災害応急復旧の見通し
サ．交通規制及び交通機関の運行状況
シ．要配慮者への支援呼びかけ
ス．医療機関などの生活関連情報
セ．義援物資等の取扱い
ソ．その他生活情報等必要と認める情報

(3) 広報の方法

ア．一般住民への発表

状況に応じて、次の方法をもって広報活動を行う。

(ｱ) 広報車及びハンドマイクによる方法
(ｲ) チラシ、ポスター、広報紙等印刷物による方法
(ｳ) 自主防災組織、区等住民組織による方法
(ｴ) 新聞等の報道機関を利用する方法
(ｵ) 航空機等による方法
(ｶ) 避難所、避難地等における派遣広報
(ｷ) 同報系無線による広報
(ｸ) メールやＳＮＳ、インターネット、ホームページの活用
(ｹ) 放送事業者に対する放送の要請
(ｺ) その他の方法

なお、防災行政無線放送は、次による。

区分		摘　　要
発令	一般気象警報	(1) チャイム (2) 放送内容 こちらはぼうさいくしもとです。今後の情報に注意してください。 当地域に○○○警報が発令されました。 ※　２回繰り返す。
追加発令	一般気象警報	(1) チャイム (2) 放送内容 こちらはぼうさいくしもとです。今後の情報に注意してください。 当地域に○○○・×××警報が発令されました。 ※　２回繰り返す。
解除	一般気象警報	(1) チャイム (2) 放送内容 こちらはぼうさいくしもとです。 発令されていた○○○警報が解除されました。 ※　２回繰り返す。

区分		摘　　要
一部解除	一般気象警報	(1) チャイム (2) 放送内容 こちらはぼうさいくしもとです。串本町役場からお知らせします。 発令されていました○○○・×××警報のうち○○○警報が解除されました。 ×××警報は、引き続き発令されていますので注意してください。 ※　(2)を２回繰り返す。（この場合、呼出し符号は除く）

イ．報道機関への発表

必要に応じ、災害の状況や応急活動の状況を報道機関に発表するとともに、放送局を利用することが適当と考えられる緊急なものについては、和歌山県を通じて放送等を依頼する。

なお、日本放送協会和歌山放送局との間には、「非常時災害時のニュース再送信に関する覚書」（平成 24 年９月）を締結している。

また、県との通信途絶等特別の事情がある場合は、直接報道機関に依頼する。

(4) 広報資料の収集等

ア．現地取材の実施

各部からの報告のほか、必要に応じて災害現場における現地取材を行う。

イ．災害写真の撮影

(ｱ) 災害現場に職員を派遣し、災害写真を撮影するほか、各部において撮影した写真の収集に努める。

(ｲ) 災害写真は速やかに引き伸ばし、掲示するなど速報に用いるほか、他の機関から依頼がある場合は提供する。

ウ．記録の作成

災害の予防に資するため災害に関する記録を作成するとともに、必要があれば、写真撮影、ビデオ撮影等による映像記録についても作成する。

(5) 広聴活動

大規模な災害が発生した場合は、情報の途絶から、民心は極度に混乱し、社会不安をもたらす。また、災害が長期化した場合の生活環境等の悪化からストレスに見舞われるため、被災者の生活相談、救助業務等の広聴活動を実施し、民生の安定を図るとともに、災害応急、復旧活動に住民の要望等を反映していく。

ア．相談窓口の開設

大規模な災害が発生した場合、若しくは町長が必要と認めるときは、被災者のための相談窓口を開設し、相談、問い合わせ、受付等の業務を行う。

なお、開設場所については、災害の規模及び程度等により適切な場所（避難所、公共施設等）において実施する。

また、県が総合的な相談窓口を設置した場合、本町は、当該相談窓口から対応要請

のあった相談について対応する。

イ．相談窓口の推進体制

(ｱ) 相談窓口では、当該災害について電話及び住民対応業務全般について実施するものとし、対応職員は各部から派遣するほか、防災関係機関、ボランティア等の協力を得る。

(ｲ) 相談窓口の開設時には、広報紙、報道機関等で住民へ周知する。

(ｳ) 各避難所に出向く等、巡回相談の実施体制を確立する。

ウ．広聴内容の処理

(ｱ)相談窓口等で聴取した内容については､速やかに関係課等及び関係機関に連絡し、早期解決が図れるよう努める。

(ｲ) 必要に応じ、関係機関の協力を求める。

(6) 安否情報の提供

総務部は、被災者の安否に関する情報の照会があったとき、内閣府が定める政令の要件を満たす場合に限り、本町が把握する情報に基づき回答することができるものとする。

なお、必要に応じて安否問合せ窓口を庁内に設置し、来庁者の問合せへの対応を行う。

このほか、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、他市町村、消防署、警察署等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者情報の公表や問い合わせへの回答等の際は、被災者の中にＤＶ等支援措置に基づく住民基本台帳の閲覧制限や住民票の交付制限がなされている場合等、配偶者からの暴力（ＤＶ被害）等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者が含まれる場合は、当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第 2 章　応援協力等に関する計画

項　目	初動	応急	復旧	担　当
第 1 節　指定地方行政機関、県及び市町村に対する応援要請計画	●	●		総務課（総務部）、消防本部
第 2 節　自衛隊の派遣要請計画	●	●		総務課（総務部）、消防本部、陸上自衛隊
第 3 節　県防災ヘリコプター活用計画	●	●		消防本部、総務課（総務部）
第 4 節　緊急消防援助隊応援要請計画	●	●		消防本部、総務課（総務部）
第 5 節　広域一時滞在対策に係る応援協力要請	●	●		総務課（総務部）

大規模な災害が発生し、本町のみでは対応が不十分となる場合に、災害対策基本法に基づき他市町村、県、防災関係機関、自衛隊等に応援要請を行い、災害応急対策や災害復旧のため万全を期する。

また、本町は、「和歌山県下消防広域相互応援協定」（平成 26 年 6 月）に基づく消防の相互応援や、「日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱に基づく協定」（平成 8 年 2 月）に基づく応急給水、応急復旧等、県内市町村間の相互応援に努める。

■応援協力の要請系統

要請等の内容		要請等の根拠
①	相互応援協定に基づく応援要請	災害時相互応援協定
②	災害の応急措置のための応援要請	災害対策基本法第 67 条第 1 項
③	地方公共団体職員の派遣要請	地方自治法第 252 条の 17
④	応急措置の応援又は応急措置の実施要請	災害対策基本法第 68 条第 1 項

要請等の内容		要請等の根拠
⑤	災害応急対策又は災害復旧のための指定地方行政機関の職員の派遣あっせん要求	災害対策基本法第 30 条第 1 項
⑥	災害応急対策又は災害復旧のための他の地方公共団体職員の派遣あっせん要求	災害対策基本法第 30 条第 2 項
⑦	災害応急対策又は災害復旧のための当該指定地方行政機関の派遣要請	災害対策基本法第 29 条第 1 項
⑧	災害応急対策又は災害復旧のための当該指定地方行政機関の派遣要請	災害対策基本法第 29 条第 2 項
⑨	消防相互応援協定に基づく応援要請	消防組織法第 39 条
⑩	緊急消防援助隊の派遣要請	消防組織法第 44 条第 1 項
⑪	自衛隊の派遣要請	災害対策基本法第 68 条第 2 項の 1
⑫	自衛隊の派遣要請（県に派遣要請の要求ができない場合の通知）	災害対策基本法第 68 条第 2 項の 2

第 1 節　指定地方行政機関、県及び市町村に対する応援要請計画

担当	総務課（総務部）、消防本部

1. 計画方針

災害に際して、本町のみでは対応が十分できないときには、災害対策基本法等の関係法令及び相互応援協定に基づき他の市町村等に対して、人材や資機材等の協力を要請するとともに、災害が発生した市町村等に応援協力を行う相互応援協力に関し、次のとおり定める。なお、応援職員の受入れの際は、感染症対策のため、執務スペースの適切な空間の確保等に配慮する。

また、県は、被災都道府県から応援を求められた場合には、必要に応じて県内市町村に対して被災市町村への応援を求める事ができることを踏まえ、本町は、県から応援要請があった場合には、可能な範囲で対応を行うものとする。なお、本町から被災自治体等へ応援職員を派遣する場合、 派遣職員の選定に際し、被災先の地域や支援要請の内容を考慮するとともに、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

2. 計画内容

(1) 法律、協定に基づく応援協力の要請系統

町長は、必要に応じて県知事（県災害対策課）に対し、災害対策基本法第 68 条の規定に基づく応援を求め、又は地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づく職員の派遣要請を行う。また、他市町村や指定地方行政機関に対しても、各法や協定等に基づき、必要に応じて応援協力を要請する。

（注）　全般的な相互応援協力　　法：災害対策基本法
　　応急措置の応援要求　　地自法：地方自治法
　　職員の派遣要請

法第29条（1）県から指定地方行政機関への派遣要請
法第29条（2）本町から指定地方行政機関への派遣要請
法第30条（2）県への職員派遣の斡旋要求
法第67条　他市町村への応援の要請
法第68条　都道府県知事等に対する応援の要求、応急措置の要請
地自法第252条の17（1）職員の派遣

(2) 応援の要請

災害時の応援については、応急措置を実施するために、労働力の提供を短期間身分の移動を伴わずに応援隊を要請する。

なお、応援に要した費用（交通費、諸手当、食糧費、資機材等の費用及び輸送費）等については、原則として本町がこれを負担する。

また、災害の発生により、市町村及び当該市町村を包括する県が、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、平成25年6月修正災害対策基本法第78条の2に基づき、国（指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長）は、当該市町村に代わって、実施すべき応急措置の全部又は一部を実施しなければならないこととされた。

ア．応援の要請ができる要件

本町の地域に係る災害が発生した場合において、次の場合に応援の要請を行う。

(ｱ) 応急措置を実施するため必要があると認めるとき
(ｲ) 自己の持つ消防力等の現有活動勢力では、消防、水防、救助等効果的な応急措置の実施が困難な場合
(ｳ) 緊急を要する時、地理的にみて近隣の市町村に応援を求めた方がより効果的な応

急措置の実施ができると認められる場合

イ．応援にあたっての要請事項

(ｱ) 災害の状況及び応援を要請する理由
(ｲ) 応援を必要とする期間
(ｳ) 応援を希望する物資・資機材等の品目及び数量
(ｴ) 応援を必要とする場所
(ｵ) 応援を必要とする活動内容
(ｶ) その他必要事項

ウ．知事に対する応援要請

災害対策基本法第 68 条に基づき、和歌山県知事に対して応援要請を行う。
この場合には、本町から和歌山県の災害対策課を通じて行う。

エ．他の市町村に対する応援の要請

災害対策基本法第 67 条に基づき、他の市町村長に対して応援要請を行う。
また、町長は、災害時相互応援に関する協定（紀南地域防災協議会設立会議・平成 25 年 10 月）、大規模災害時における本州四端協議会を構成する地方公共団体の相互援助に関する協定（平成 21 年 1 月）を締結した市町村に対して応援要請を行う。

オ．受入体制の確立

応援部隊の受入先及び活動拠点は、「串本町総合運動公園」、「潮岬望楼の芝」、「上野山防災広場」を予定しているが、部隊の規模等により収容できない場合は、他の公共施設を選定し、本町災害対策本部会議において決定する。

■応援部隊の集結場所

施　設　名	所　在　地
串本町総合運動公園	サンゴ台 1105
潮岬望楼の芝	潮岬 2865-1 他
上野山防災広場	上野山 291-1

(3) 職員の派遣要請

災害発生時の応急対策、復旧対策を実施するため、本町の職員のみでは対応ができない場合は、和歌山県、他の市町村、指定地方行政機関等に対し、職員の長期的な派遣を要請することができる。

ア．和歌山県、他の市町村又は指定行政機関に対する派遣の要請

災害対策基本法第 29 条又は地方自治法第 252 条の 17 の規定により職員の派遣を要請することができる。
これは、派遣を要請する職員の技術・知識・経験等を長期的に派遣先の身分に併任し、派遣先の災害応急対策、災害復旧対策に関する必要な事項について事務を行うも

のである。

なお、その場合の手続は、次の事項を記載して文書で行う。

(ｱ) 派遣を要請する理由
(ｲ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
(ｳ) 派遣を必要とする期間
(ｴ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
(ｵ) その他職員の派遣について必要な事項

イ．職員の派遣の斡旋の要請

町長は、災害対策基本法第 30 条に基づき、災害応急対策又は復旧のため必要があるときは、知事に対し、指定地方行政機関及び他の普通地方公共団体（都道府県及び市町村）の職員の派遣について斡旋を求めることができる。

なお、総務部は、その場合の手続きを、次の事項を記載した文書で行う。

(ｱ) 派遣の斡旋を求める理由
(ｲ) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
(ｳ) 派遣を必要とする期間
(ｴ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
(ｵ) その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

ウ．身分及び経費の負担

派遣職員の身分及び経費の負担については、災害対策基本法第 32 条に定めるところによる。

(4) 応急対策職員派遣制度の活用

総務省は、震度 6 弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生し、又は発生するおそれがあると考えられる場合、応援職員の派遣に関し、関係省庁（内閣府、消防庁）及び関係団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会等）、被災都道府県からの情報収集及び情報共有を行い、「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づき、全国の地方公共団体の人的支援を最大限活用して被災市区町村を支援する。

本町は、自ら行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、県を通じて、総務省に対し、総括支援チーム（災害マネジメント総括支援員、災害マネジメント支援員等で構成）の派遣を要請する。

【資料 17　消防相互応援協定等の締結状況】

第 2 節　自衛隊の派遣要請計画

担当	総務課（総務部）、消防本部、陸上自衛隊

1. 計画方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、町民の生命及び財産の保護のため町長が自衛隊の災害派遣を要すると判断したときは、災害対策基本法第 68 条の 2 の規定に基づき、和歌山県知事に対し自衛隊の災害派遣要請の申し入れを行う。

なお、自衛隊は、大規模災害時には提案型支援を自発的に行うこともある。

2. 計画内容

(1) 災害派遣要請基準

ア．人命救助のため応援を必要とするとき
イ．水害等の災害が発生し、又は発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき
ウ．本町内で大規模の災害が発生し、応急措置のための応援を必要とするとき
エ．救助物資の輸送のため応援を必要とするとき
オ．主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき
カ．応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援などの応援を必要とするとき

(2) 災害派遣要請の手続き

ア．災害派遣要請の申し入れは、町長が知事に行う。
イ．通信の途絶等により知事への要請の依頼ができない場合は、町長は直接自衛隊に対し災害の状況を通知する。自衛隊は、災害状況の通知を受け、その事態に応じ、特に緊急を要する場合は自主的判断に基づき部隊を派遣することができる。なお、町長は、通知した旨を速やかに知事へ通知する。
ウ．前項の場合における申し入れの判断は、警察署及び消防団等の関係機関の長と協議の上、迅速に行う。
エ．災害派遣要請の申し入れは、原則として文書によるものとし、以下の事項を記載する。

①災害の情況及び派遣を要請する事由
②派遣を希望する期間
③派遣を希望する区域及び活動内容
④その他参考となるべき事項

ただし、文書をもってしては時期を失するおそれがある場合は、前記各記載事項を口頭又は電話等により申し入れ、事後速やかに文書を提出する。

■自衛隊の災害派遣・撤収要請等手順

※県防災電話の【7-030】は、衛星回線を利用するときのみ必要

オ．知事への報告

自衛隊到着後必要に応じて、次の事項を知事に報告する。

①派遣部隊の長の官職・氏名
②隊員数
③到着時刻
④従事している作業の内容及び進捗状況
⑤その他参考となる事項

(3) 災害派遣の受入体制

災害派遣要請を依頼したときは、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、その受入体制について自衛隊の救援活動が円滑に実施できるように次のことを行う。

ア．派遣部隊の誘導

自衛隊の災害派遣要請を行ったときは、新宮警察署に対し派遣部隊の誘導について依頼する。

イ．受入体制

(ｱ) 町長は、責任者に総務部長を受入班長として指定し、派遣部隊の指揮官との調整にあたる。

(ｲ) 受入体制の確立

派遣部隊の集結及び宿泊場所は、「串本町総合運動公園」、「潮岬望楼の芝」、「上野山防災広場」を予定しているが、部隊の規模等により収容できない場合は、他の公共施設を選定し、本町災害対策本部会議において決定する。

■応援部隊の集結場所

施　設　名	所　　在　　地
串本町総合運動公園	サンゴ台 1105
潮岬望楼の芝	潮岬 2865-1 他
上野山防災広場	上野山 291-1

ウ．作業計画及び資機材等の整備

自衛隊の部隊が行う作業が円滑、迅速に実施できるよう作業内容及び計画を策定するとともに、作業実施に必要な資機材を準備する。

エ．災害時用臨時ヘリポートの設営等

災害に際し、ヘリコプターを使用する要請を行った場合については、災害時用臨時ヘリポートについても準備を検討する。

(4) 派遣部隊の活動内容

派遣部隊は、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、相互に協力して次の業務を実施する。

ア．被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。

イ．避難の援助

緊急安全確保が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

ウ．遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助活動に優先して捜索救助を行う。

エ．水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

オ．消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防災用具をもって、消防機関に協力し

て消火にあたるが、消火薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。

なお、「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」（平成８年１月 17 日）により、消防機関と速やかに大規模災害に係る情報交換を実施し、被災地等における人命救助その他の救護活動をより効果的に行うため、連携してその任務にあたるよう相互に調整する。

カ．道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。

キ．応急医療、救護及び防疫

診察、救護、防疫、病虫害防除等の支援を行う。

ただし、薬剤等は通常地方公共団体の提供を受け使用する。

ク．人員及び物資の緊急輸送

特に要請があった場合若しくは指定部隊等の長が必要と認めた場合は、緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

ケ．炊飯及び給水の支援

特に要請があった場合若しくは指定部隊等の長が必要と認めた場合は、炊飯又は給水の支援を行う。

コ．危険物の保安及び除去

特に要請があった場合若しくは指定部隊等の長が必要と認めた場合は、能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(5) 派遣部隊の撤収要請

町長は、作業の進捗状況を把握、派遣要請の目的を達成したとき又は必要がなくなったと判断したときは、派遣部隊その他の関係機関と協議の上、速やかに口頭又は電話により知事に対し撤収の要請を依頼する。

なお、事後速やかに依頼文書を提出する。

【資料 38　知事への部隊等の派遣要請要求書及び撤収要請の様式】

第 3 節　県防災ヘリコプター活用計画

担当	消防本部、総務課（総務部）

1. 計画方針

災害が発生した場合、広域的かつ機動的な活動ができる県防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の実施強化を図る。

2. 計画内容

(1) 防災ヘリコプターの運航体制

防災ヘリコプターは、「和歌山県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「和歌山県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところにより、原則として本町災害対策本部からの要請により運航する。

(2) 防災ヘリコプター応援要請

本部長の知事に対する防災ヘリコプターの応援要請は、「和歌山県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところによる。その概要は以下のとおりである。

ア．応援要請の原則

本町内で災害が発生した場合で、以下のいずれかに該当するとき、防災ヘリコプターの応援要請を行う。

①災害が隣接する市町村等の行政区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合。
②本町の消防力では災害の防御が著しく困難と認められる場合。
③その他救急搬送等緊急性があり、かつ防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合。

イ．応援要請の方法

和歌山県防災航空センターに電話等により、以下の事項を明らかにして行う。

①災害の種別
②災害発生の日時、場所及び被害の状況
③災害発生現場の気象状況
④災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
⑤場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
⑥応援に要する資機材の品目及び数量
⑦その他の必要事項

ウ．緊急時応援要請連絡先

■緊急時応援要請連絡先

和歌山県防災航空センター	〒649-2211　西牟婁郡白浜町 3031-56 TEL：0739-45-8211　FAX：0739-45-8213
県防災電話	TEL：【7-030】364-451、400　FAX：【7-030】364-499

(3) 防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターは、以下の活動内容で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用する。

ア．被災状況等の調査及び情報収集活動
イ．救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送
ウ．消防隊員、消防資機材等の搬送
エ．被災者等の救出
オ．救援物資、人員等の搬送
カ．災害に関する情報、警報等の伝達の広報活動
キ．その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

【資料 17　消防相互応援協定等の締結状況】

第 4 節　緊急消防援助隊応援要請計画

担当	消防本部、総務課（総務部）

1. 計画方針

水火災等の大規模な災害が発生し、本町及び県内の消防力では対応できないと判断したときは、消防組織法第 44 条の規定に基づき、和歌山県知事に対し緊急消防援助隊の応援を要請する。

なお、詳細な計画については、「緊急消防援助隊運用要綱（消防庁通知）」及び「和歌山県緊急消防援助隊受援計画」によるものとする。

2. 計画内容

(1) 応援要請基準

ア．被害の状況から本町及び県内の消防力だけでは十分な対応がとれないと判断したとき

イ．毒性物質、放射性物質等の発散など特殊な災害に対処するため特別の必要があると判断したとき

ウ．人命救助、緊急輸送等のため航空部隊の応援が必要と判断したとき

(2) 応援要請の手続き

ア．応援要請は、町長が、和歌山県緊急消防援助隊受援計画の運用要綱別記様式 1-2（緊急消防援助隊応援要請連絡）により、知事に行う。

ただし、通信の途絶等により知事へ要請ができない場合は、直接、消防庁長官に対して要請する。また、事後、速やかにその旨を知事に対して報告する。

■要請先

和歌山県知事 （危機管理局災害対策課）	TEL：073-441-2262、FAX：073-422-7652 県防災電話：7-030-300-403 FAX　：7-030-300-496～499
消防庁長官 （総務省消防庁応急対策室）	TEL：03-5253-7527、FAX：03-5253-7553 ◆地域衛星通信ネットワーク（県防災電話） 電話：7-048-500-7527、FAX：7-048-500-7537 （夜間・休日） 電話：7-048-500-7782、FAX：7-048-500-7789

イ．応援要請は、以下の事項を明らかにして行う。

(ｱ) 災害発生日時

(ｲ) 災害の種別・状況
(ｳ) 人的・物的被害の状況
(ｴ) 応援要請日時
(ｵ) 必要応援部隊（部隊種別及び部隊数）
(ｶ) その他の情報（必要資機材数、装備等）

ウ．町長は、知事に対する緊急消防援助隊の応援要請後、速やかに次に掲げる事項について知事に対して報告する。

(ｱ) 被害状況
(ｲ) 緊急消防援助隊の応援を必要とする地域
(ｳ) 緊急消防援助隊の任務
(ｴ) その他必要な事項

(3) 応援部隊の受入体制

緊急消防援助隊の応援出動が決定した場合は、次の点に留意して応援部隊の活動が十分に行えるように努める。

ア．効率的な応援活動のために、次の項目を記した地理情報（地図等）をあらかじめ準備する。
(ｱ) 航空部隊、地上部隊の進出拠点
(ｲ) ヘリコプターの離着陸場
(ｳ) 燃料補給可能場所
(ｴ) 防火水槽、プール、河川等水利位置
(ｵ) 食糧品等物資の補給可能場所
(ｶ) 宿営場所
(ｷ) 広域避難場所
(ｸ) 救急医療機関

イ．宿営場所及び車両保管場所を準備するとともに、現地給油のための燃料を確保する。

ウ．消防応援活動調整本部又は緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「調整本部等」という。）が本町に設置される場合は、設置場所及び必要な人員を確保し、資機材等を準備する。

エ．調整本部等と消防部との連絡手段を確保する。

(4) 応援部隊の撤収

(ｱ) 消防長は、緊急消防援助隊の活動地域について、現場における活動終了の報告があった場合には、本町に派遣された指揮支援隊長とともに、その旨を町長に報告する。

(ｲ) (ｱ) の場合において、応援活動に従事した緊急消防援助隊について次の事項を明らかにするとともに、町長に報告する。
a．活動概要（場所、時間、隊数等）
b．活動中の異常の有無

c．隊員の負傷の有無
d．車両、資機材等の損傷の有無
e．その他必要な事項

(ｳ) 町長は、災害の状況や（ｱ）及び（ｲ）の報告等に基づき、緊急消防援助隊の応援が必要ないと判断したときは、和歌山県知事に対し応援要請の解除を連絡する。

【資料 39　緊急消防援助隊応援要請系統図及び連絡票】

第５節　広域一時滞在対策に係る応援協力

担当	総務課（総務部）

町長は、大規模広域災害で被災住民の居住場所を町内に確保できず、県内の他市町村における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県知事に報告するとともに、相互応援協定等の締結先市町村や県内の他市町村長に対して、受け入れを希望する被災住民の人数その他必要な事項を示して協議を行う。

（→第１部第６章「避難計画」(8)「避難者の他地区への移送等」参照）

また、県知事から県内外の他市町村の被災住民の受け入れを指示された場合、あるいは県内の他市町村長から被災者の受け入れについて協議を受けた場合は、正当な理由がある場合を除き、町長は受入体制を整備する。

なお、広域一時滞在を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備及び生活支援に努める。

第３章　り災者救助保護計画

項　目	初動	応急	復旧	担　当
第１節　災害救助法の適用計画	●			福祉課（救助部）、こども未来課（救助部）
第２節　被災者生活再建支援法の適用	●	●		福祉課（救助部）、こども未来課（救助部）、税務課（救助部）、住民課（救助部）
第３節　食糧供給計画	●	●		住民課（救助部）
第４節　給水計画	●	●		水道課（建設部）
第５節　物資供給計画	●			住民課（救助部）
第６節　物価対策計画		●	●	関係各部班
第７節　住宅・宅地対策計画		●	●	建設課（建設部）、総務課（総務部）
第８節　災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画		●	●	福祉課（救助部）、こども未来課（救助部）
第９節　義援金、救援物資の受付・配分計画	●	●		福祉課（救助部）、こども未来課（救助部）、税務課（救助部）、住民課（救助部）

第１節　災害救助法の適用計画

担当	福祉課（救助部）、こども未来課（救助部）

1. 計画方針

災害時におけるり災者等の救助及び保護は、次による。

災害救助法では、救助の実施は知事が行うこととされているが、災害時における救助活動の緊急性から、その一部については知事から町長に委任され、町長が行うことになる。

町長は、被害状況を検討し、災害救助法の適用基準に合致するときは、直ちに知事に対して、災害救助法の適用を申請する。

2. 計画内容

救助法による救助は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、国の災害対策本部により告示された所管区域に該当する都道府県において、現に救助を必要とするときに、市町村単位に行われる。

(1) 災害が発生した場合の適用条件等

救助法による救助は、市町村単位にその適用地域を指定して実施するものとし、同一災害による本町の被害が次の基準に該当する場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに行う。

ア．全壊、全焼、流失により住家の滅失した世帯（以下「被害世帯」という）が 50 世帯以上に達したとき。

イ．被害世帯数がアの世帯数に達しないが、被害が相当広範囲な地域にわたり県内の被害世帯数が 1,000 世帯以上の場合は、アの被害世帯数が半数以上に達したとき。

ウ．被害世帯数がア及びイに達しないが、被害が広範囲にわたり全県内の被害世帯数が 5,000 世帯に達したとき。

エ．当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。（「特別の事情」とは、被災者に対する食品の給与、生活必需品の給与等について特殊の救助方法を必要とし、災害により被害を受け又は現に救助を必要とする者の救出について特殊の技術を必要とすることをいう。）

オ．多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって、次の基準に該当すること。

(ｱ) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して、継続的に救助を必要とすること。

(ｲ) 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

カ．住家が滅失した世帯（全壊、全焼、流失）の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯の二世帯をもって、住家が床上浸水、又は土砂の堆積等により、一時的に居住することができない状態となった世帯は三世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一世帯とみなす。

■災害救助法適用基準世帯数

区分	人　口 （令和４年８月末）	適用世帯数	県下で 1,000 世帯以上が 被害にあった場合の適用世帯数 （左欄適用世帯数の半数以上）
串本町	14,830	40	20

※人口が、5,000 人以上、15,000 人未満の場合に 40 世帯以上

(2) 救助法の適用と救助の程度

救助法を適用した場合における救助の程度及び期間は、災害救助法施行細則の定めるところによるが、災害の種別・地域条件、その他の状況によって知事が必要と認める範囲において実施する。

■救助法による救助の種類

ア．避難所の設置及び応急仮設住宅の供与

イ．炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
ウ．被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
エ．医療及び助産
オ．被災者の救出
カ．被災した住宅の応急修理
キ．学用品の給与
ク．埋葬
ケ．遺体の捜索及び処理
コ．障害物の除去（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去。）

(3) 救助法が適用されるに至らない場合

救助法適用に至らない被害が発生した場合のり災者救助保護計画は、その都度、町長が定める。

【資料 40　災害救助法による救助の程度・方法及び期間】

第 2 節　被災者生活再建支援法の適用計画

担当	福祉課（救助部）、こども未来課（救助部）、税務課（救助部）、 住民課（救助部）

1. 計画方針

風水害等の自然災害時における被災者の生活再建に関する支援については、本計画による。

被災者生活再建支援法に基づき、支援金の支給事務については、県から被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館）に全部委託され、また、法人から本町へ一部委託し、実施する。

なお、本町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

支援法の適用基準は、以下のとおりである。

2. 計画内容

(1) 適用基準

被災者生活再建支援法は、次のいずれかの区域に係る自然災害に適用される。

（火災・事故等人為的な原因により生じた被害は含まれないが、当該原因が自然現象によるものは対象となる。）

ア．災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ．10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ．100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ．ア又はイの市町村を含む都道府県内にあって、5 世帯以上の世帯が全壊する被害が発生した他市町村（人口 10 万人未満のものに限る。）における自然災害

オ．ウ又はエに該当する都道府県に隣接する都道府県内にあって、ア、イ、ウのいずれかの区域に隣接し、5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口 10 万人未満のものに限る。）における自然災害

カ．ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が 2 以上ある場合における市町村（人口 10 万人未満のものに限る。）で、5 世帯（人口 5 万人未満の市町村にあっては 2 世帯）以上の住宅が全壊する被害が発生したものにおける自然災害

(2) 対象世帯

自然災害によりその居住する住宅が、以下の被害を受けたと認められる世帯。

ア．住宅が全壊した世帯
イ．住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
ウ．災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯
エ．住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）
オ．住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（中規模半壊世帯）

(3) 支援金の支給額

支給額は、以下のア及びイの支援金の合計となる。（中規模半壊は、加算支援金のみ。）

ア．住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

(ｱ) 世帯人数が 2 人以上の被災世帯（以下「複数世帯」という。）の世帯主に対する支援額は 100 万円（大規模半壊世帯にあっては 50 万円）とする。
(ｲ) 世帯人数が 1 人の被災世帯（以下「単数世帯」という。）の世帯主に対する支給額は 75 万円（大規模半壊世帯にあっては 37 万 5 千円）とする。

イ．住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

(ｱ) その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯については、複数世帯は 200 万円、単数世帯については 150 万円とする。
(ｲ) その居住する住宅を補修する世帯については、複数世帯は 100 万円、単数世帯は 75 万円とする。
(ｳ) その居住する住宅（公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 2 条第 2 号に規定する公営住宅を除く。）を賃借する世帯については、複数世帯は 50 万円、単数世帯は 37 万 5 千円とする。

■基礎支援金及び加算支援金

	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の建方法)		計
全壊 解体 長期避難	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
		補修	100 万円	200 万円
		賃借(公営住宅を除く)	50 万円	150 万円
大規模半壊	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
		補修	100 万円	150 万円
		賃借(公営住宅を除く)	50 万円	100 万円
中規模半壊	－	建設・購入	100 万円	100 万円
		補修	50 万円	50 万円
		賃借(公営住宅を除く)	25 万円	25 万円

※単数世帯の場合は、各該当欄の金額の 3/4 の額。

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で 200 万円（又は 100 万円）まで（単数世帯の場合は、各該当欄の金額の 3/4 の額）。

(4) 住宅の被害認定

被害認定については、認定基準「災害の認定基準について（平成 13 年 6 月 28 日府政防第 518 号内閣府政策統括官（防災担当）通知）」等により本町が被害認定を行う。

調査にあたっては、救助部調査班が担当するものとし、迅速かつ的確な調査を行う。また、調査票の記入の方法及び調査内容についてあらかじめ周知しておく。

被害等の認定基準は、「第 3 編第 2 部第 1 章第 1 節　被害情報等の収集計画」(p3-62) に準じる。

なお、大規模災害時には、県に認定業務の支援を要請することができる。

(5) 申請手続き・提出書類

被災者生活再建支援金の申請は、次の書類を提出し申請しなければならない。

ア．被災者生活再建支援金支給申請書

イ．り災証明書（本町発行）

世帯主（被災者）が居住する自治体が、当該居住する住宅の当該災害により受けた被災の程度を確認の上、発行する書類。

ウ．解体証明書

「半壊」「中規模半壊」「大規模半壊」のり災証明を受け、あるいは住宅の敷地内に被害が生じるなどして、そのままにしておくと非常に危険であり、修理するのにはあまりにも高い経費がかかるため、これらの住宅を解体した場合に、そのことを証明する書類。

エ．住民票

住民票は、被災時の世帯員全員及び続柄等の記載が必要。

アの申請書に、マイナンバーを記入した場合は添付不要。

オ．預金通帳の写し（申請者が用意）

銀行・支店名、預金種目、口座番号、世帯主（被災者）本人名義の記載があるもの。

カ．加算支援金を同時に請求する場合

今後居住する住宅をどのようにするか（住宅の建設・購入、補修又は賃借）に応じ、そのことが確認できる契約書等の写し。

(6) 支援金の申請期間

支援金は、次のア～ウまでに申請しなければならない。

ア．基礎支援金は、災害があった日から起算して 13 ヶ月が経過する日

イ．加算支援金は、災害があった日から起算して 37 ヶ月が経過する日
ウ．特定長期避難世帯への加算額は、当該避難指示等又は立入制限等が行われている期間が通算して３年を経過した日から起算して 13 ヶ月を経過する日

(7) 実施窓口と支援金支給のながれ

支援金の支給業務を行う団体として、公益財団法人都道府県センターが、平成 11 年２月８日付で、被災者生活再建支援法人として指定されている。

また、同法人は、全都道府県から支援金の支給事務の委託を受けており、支援業務を運営するため、基金を設けている。

支給事務の流れは、各被災者からの申請を本町で受付し、県を経由して公益財団法人都道府県センターに申請書を提出し、同法人で審査を行い、支給決定及び支援金の支給を行う。

(8) 本町の事務体制

・制度の周知（広報）
◎住宅の被害認定
◎り災証明等必要書類の発行
◎被災世帯の支給申請等に係る窓口業務
◎支給申請書の受付・確認等
◎支給申請書等のとりまとめ及び県への送付
○支援金の返還に係る請求書の交付
○加算金の納付に係る請求書の交付
○延滞金の納付に係る請求書の交付
○返還される支援金、加算金及び延滞金の受領並びに法人への送金
・その他上記に係る付帯事務

※「◎」は本町で行う事務、「○」は委託を受けて行う事務、「・」は必要な事務

(9) その他

支援金支給申請の手続き、その他については、被災者生活再建支援法・同施行令・同施行規則・内閣府政策統括管（防災担当）通知等に基づき行う。

第３節　食糧供給計画

担当	住民課（救助部）

1. 計画方針

災害時において、避難者、被災者及び応急対策要員等に対する食糧の供給は、県、隣接市町村、農林水産省農産局（以下「農産局」という）、その他関係機関の協力のもとに本計画により実施する。

また、平常時から家庭及び企業での備蓄について推進を図る。

2. 計画内容

(1) 実施者

被災者に対する炊き出し及び食糧品の供給は、本部長指示の下、関係課と密接な連携を図るとともに自主防災組織、区、婦人会、日赤奉仕団及びボランティア団体等の協力を得ながら救助部が担当する。

(2) 実施場所

炊き出しは、避難所又は避難所近くの適切な場所を選んで臨時の炊き出し所を設置する。

ただし、炊き出し場所に出向くことの困難な被災者に対しては、個々に巡回して食糧を供給する。

(3) 炊き出しの方法

避難所での食糧の受入、配布及び炊き出しは、自主防災組織、区、婦人会、日赤奉仕団及びボランティア団体の協力を得ながら救助部が実施する。

なお、炊き出しのために必要な原材料等の調達は本町災害対策本部において行うが、不可能な場合は、知事に対し、災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀（以下「応急用米穀」という）の数量を申請する。また、やむを得ない理由により、本町本部長が、農産局長に直接要請した場合は、知事に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。

(4) 食糧品の調達

ア．備蓄食糧（アルファ化米等）等を備蓄倉庫及び各地区備蓄場所より搬出して避難所へ配布する。

イ．炊き出し、その他の食品供給のため必要な原材料の調達は、本部長の指示に従い経済部が行う。

ウ．大規模な災害が発生し、災害救助法が適用された場合、本町単独で必要な米穀等が確保できない場合は、県知事等に災害救助用米穀等の引渡しを要請する。

エ．調達に際しては、被災乳幼児（２歳未満）用の調整粉乳・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）や食物アレルギー対応食品、介護食品等に配慮した食糧調達の要否を確認の上、必要に応じて調達する。

オ．食料の調達や輸送等に必要な情報の共有等を行うための物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、必要に応じて、県に食料支援を要請する。

■食糧等の調達の目安

	災害発生	24 時間	２日目	３日目	４日目以降	
公　的　備　蓄	■	■	■			
流 通 在 庫 品	□	■	■	■	■	■
広　域　応　援	□	□	■	■	■	■
救　援　物　資	□	□	□	■	■	■
家 庭 内 備 蓄	■	■	■			
炊　き　出　し	□	■	■	■	■	■

(5) 食糧品給与基準

災害救助用食糧は、精米で被災者一食当たり 200 精米グラムとする。

ただし、消費の実情に応じて乾パン（一食当たり 100 グラム）の供給を行う。

(6) 要配慮者への配慮

高齢者、病弱者、障がい者等に対しては優先して、また確実に配布されるようにするとともに、必要に応じて茶粥等食べやすい食糧の供給に努める。

また、乳幼児には、粉ミルクや液体ミルク等の供給を行う。

(7) 食糧品給与対象者

食料品の給与対象者は以下のとおりであり、避難所は在宅避難者が必要な水や食料等の救援物資を受け取りに来る地域支援拠点ともなることについて他の避難所被災者の理解を求める。

ア．避難所に収容された者

イ．住家の被害が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等であって、炊事の出来ない者

ウ．旅館や宿泊施設の宿泊人及び一般家庭の来訪者

エ．救助作業、その他の緊急災害対策業務に従事する者

(8) 食糧品給与期間

炊き出し期間は、災害発生の日から７日以内とする。

ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、この期間内に３日分程度の食糧を現物により支給することができる。

なお、この期間内に復旧作業が困難な場合は、本部長が県本部に期間延長を申請し、承認を得たときは期間を延長することができる。

(9) 食糧の受払管理簿の整備・保管

食糧の受領又は供給について、食糧の種類・数量及び供給先名等を確認の上、食糧受払簿等を作成して適正な管理を行う。

ア．救助実施記録日計票［様式 4］
イ．炊き出し給与状況［様式 4］
　(ｱ) 炊き出し受給者名簿［様式 9］
　(ｲ) 食糧品現品給与簿［様式 10］
ウ．炊き出しその他による食品給与物品受払簿［様式 11］
エ．炊き出し用物品借用簿［様式 12］
オ．炊き出しその他による食品供給のための食糧購入代金等支払い証拠書類
カ．炊き出しその他による食品供給のための物品受払証拠書類

(10) 備蓄の推進

本町及び防災関係機関は、広報やパンフレット等を活用して、各家庭や企業で各一人あたり 3 日分（できれば一週間分）の食糧等の備蓄を推進する。

【資料 31　現有備蓄量一覧表】
【様式 4　災害救助法関係様式】
【様式 9　炊き出し受給者名簿】
【様式 10　食糧品現品給与簿】
【様式 11　炊き出しその他による食品給与物品受払簿】
【様式 12　炊き出し用物品借用簿】

第 4 節　給水計画

担当	水道課（建設部）

1. 計画方針

災害のため給水施設の破損あるいは飲料水の汚染等により飲料に適した水を得ることができなくなった者に対し、最小限必要な量の飲料水の供給を行う。

なお、応急給水の実施は、医療施設、救護所、社会福祉施設及び避難所等を優先的に行う。

2. 計画内容

(1) 実施者

本部長の命を受け、建設部水道班が担当する。

建設部水道班は、本町内において給水計画を立て、1 人 1 日最低必要量 3 リットルの水の確保に努め、さらに風呂・トイレ及び炊事等に必要な生活用水の確保にも努める。

ただし、本町において実施できないときは、近隣市町村長若しくは水道災害相互応援協定等に基づき応援要請を行い実施する。

(2) 給水対象者

災害のため水道施設等に被害を受け、飲料に適する水を得ることができない者を対象とする。

(3) 補給水利の種別

ア．上水道

イ．井戸水

(4) 給水量の目安

災害発生から 3 日以内は 1 人 1 日 3 リットル、10 日目までには 3 リットル～20 リットル、20 日目までには 20 リットル～100 リットルを供給することを目安とし、それ以降は、できる限り速やかに被災前の水準にまで回復させるよう努める。

■給水量の目安

内容 時系列	期　間	１人当たり水量（ﾘｯﾄﾙ／日）	水量の用途内容	給水方法と応急給水量の想定
第１次給水	災害発生から３日間	3	・生命維持のための最小限必要量	・自己貯水による利用とあわせ水を得られなかった者に対する応急拠点給水
第２次給水	４日目から　10日目まで 11日目から　20日目まで	3～20 20～100	・調理、洗面等最低限生活に必要な水量 ・最低限の浴用、洗濯に必要な水量	・自主防災組織、区、婦人会等の地域組織を中心とする給水と応急拠点給水 ・復旧した配水幹線・支線に設置する仮設給水管からの給水
第３次給水	21日目から完全復旧まで	100～被災前水量	・通常給水とほぼ同量	・仮設配管からの各戸給水共用栓の設置

(5) 飲料水の供給方法

飲料水はおおむね以下の方法により供給する。

ア．拠点給水

給水は原則として本町内の浄水池等に給水基地を設け、避難所等の給水拠点において給水を行う。

特に被害の大きい地域での給水活動に努める。

イ．仮設給水栓の設置による応急給水

断水地域の状況により、消火栓から応急仮配管による給水が可能な場合は関係機関の協力を得て応急給水を実施する。

ウ．給水所の周知・徹底

防災行政無線、広報車等により、住民に周知する。

エ．家庭用井戸水等による供給

家庭用井戸については、水質検査を行い、滅菌消毒（残留塩素 0.2 mg/リットル）を確認の上、飲料水として適当と認められた場合は、管理者と協議の上、付近のり災者のために飲料水として供給する。

なお、飲料に適さない場合には、その汚染の程度に応じて消毒（残留塩素 0.2 mg/ﾘｯﾄﾙ以上確認）等を行い、生活用水として利用できるよう努める。

オ．給水車又は容器等による運搬供給

本町内において水を確保することが困難なときは、浄水場や被災地に近い水源地・

水道等から取水し、被災地域内の給水拠点等へ飲料水・生活用水の輸送を行う。
この場合、特に病院、避難所施設等緊急度の高い所を優先とする。

カ．ろ過器等による供給

飲料水が防疫その他衛生上浄化の必要があるときに、ろ過器等を通し、滅菌して飲料水を確保する。

(6) 県への報告

飲料水の供給計画に基づき応急対策を実施したときは、直ちに東牟婁支部串本救助保健班（新宮保健所串本支所）を経由の上、県本部食品・生活衛生班（食品・生活衛生課）へ報告する。

(7) 応援要請

飲料水の供給ができないと判断したときには、近隣市町村長若しくは水道災害相互応援協定に基づき、第６ブロックの代表都市である新宮市へ以下の事項を明示の上、協力要請を行う。

(ｱ) 災害の状況
(ｲ) 必要とする資器材、物資等の品目及び数量
(ｳ) 必要とする職員の職種別人員
(ｴ) 応援の場所及び応援場所への経路
(ｵ) 応援の期間
(ｶ) その他必要な事項

(8) 水道の対策

本部長は、災害による水道事故に対処するため災害の発生が予想されるときは、水道部及び各要員を待機させるとともに復旧資材の確保に努め、事故が発生したときは、以下の方法により対策を講じるよう指示する。

ア．施設を巡回して事故発生の有無を確認する。
イ．施設の損壊、漏水等を認めたときは、応急措置を講じる。
ウ．保健所（新宮保健所串本支所）の指導により、各水道とも末端残留塩素検出量を 0.2 mg/ﾘｯﾄﾙ以上確実に保持するよう努め記録しておく。

(9) 救助法による基準

ア．飲料水の供給期間

災害発生の日から７日以内とする。
ただし、定められた期間を超えて飲料水の供給が必要な場合は、知事が内閣総理大臣と協議し、同意を得た上で期間を延長できる。

イ．飲料水供給のための費用のうち補助対象となる経費

(ｱ) 水の購入費

(ｲ) 給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費
(ｳ) 浄水用の薬品費及び資材費

ウ．書類の整備保管

飲料水の供給を行うときは、水道部長を責任者とし、以下の書類を整理保管する。

(ｱ) 救助実施記録日計票［様式 4］
(ｲ) 給水用機械器具・燃料及び浄水用薬品・資材受払簿［様式 13］
(ｳ) 飲料水の供給簿［様式 4］
(ｴ) 飲料水供給のための支払証拠書類

【資料 31　現有備蓄量一覧表】
【様式 4　災害救助法関係様式】
【様式 13　給水用機械器具・燃料及び浄水用薬品・資材受払簿】

第５節　物資供給計画

担当	住民課（救助部）

1. 計画方針

災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品等の生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、急場をしのぐ程度の被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品の給与又は貸与に関し、次のように定める。

2. 計画内容

(1) 実施者

本部長の命を受け、救助部が担当する。

救助部は、り災者への生活必需品等の調達、供給を行う。

(2) 給与又は貸与の対象者及び品目等の基準

ア．対象者

(ｱ) 災害により、住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水の被害を受けた者

(ｲ) 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者

(ｳ) 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

イ．供給品目等の基準

(ｱ) 被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行う。

①被服、寝具及び身のまわり品

②日用品

③炊事用具及び食器

④光熱材料

(ｲ) 供給品目、供給のための支出できる経費の限度、期間等は、「災害救助法による救助の程度、方法及びその費用の範囲」のとおりとする。

3. 調達方法

ア．本町は避難所等ごとの必要量を算定し、備蓄品を供給する。

それでも賄えない場合は、本町内業者の応援を要請する。

イ．本町のみで必要量が確保できない場合は、和歌山県、東牟婁振興局等に対し物資の

調達斡旋を依頼する。

また、近隣市町村にも応援を要請する。

ウ．物資の調達や輸送等に必要な情報の共有等を行うための物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、必要に応じて、県に物資支援を要請する。

4．供給の方法

(1) 物資の供給

物資の供給は、被災世帯数、人員、家族構成等を確実に把握し、被災者間に公平に配分する。

(2) 町民等の協力

配分にあたっては、自主防災組織、区、婦人会等の協力を得て行う。

(3) 物資の受け払いの管理

物資の供給にあたっては、避難所ごとに物資の受け払い責任者を設けるとともに、「避難所用物品受払簿」を備え、避難所ごとに受け払いを記録し、常に手持ち数量を明確にしておく。

5．救援物資の受入

災害時には、大量の救援物資の搬入があった場合、適切な受け入れを行うとともに、避難所等へ迅速な配送を行う。

(1) 受入拠点

災害による救援物資等が本町に送られてきたときは、串本町 B&G 海洋センター、上野山防災広場（緊急物資の集積場所＝物資集配拠点）において、その品目別に分類、整理し配分する。

(2) 救援物資の管理

受け入れた救援物資は、数量等を把握し、種類ごとに区分し、出荷しやすい状態で維持管理する。

6．要配慮者への配慮

被服・寝具その他生活必需品の物資の供給実施については、要配慮者を優先的に行うものとし、できる限り要配慮者個人のニーズに対応する。

7．多様なニーズへの対応

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。ま

た、高齢者や障がい者、女性、乳幼児など、避難者の特性によって必要となる物資は異なる。

本町は、変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。

なお、国は、被災地からの要請がない中でも、広域的見地から被災市町村を補完するため、事業者と連携した調達体制を整えるとともに、企業・団体からの大口の義援物資について、被災地のニーズに応じた物資とするようその内容のリストを報道機関等を通じて公表することとなっており、本町は避難者ニーズの把握に基づき必要とする物資の確保について、先行的に県に対し協力を要請する。

8. 個人備蓄の推進

本町（救助部）は、風水害等の直後に最低限必要となる被服等の生活必需品の各家庭における備蓄を推進する。

9. その他

物資を供給する場合は、救助部長を責任者とし、給付等の記録及び受領書等を作成し、整理保管する。

ア．救助実施記録日計票［様式 4］
イ．物資受払簿［様式 14］
ウ．被服、寝具その他生活必需品の給与状況［様式 4］
エ．物資購入関係支払証拠書類
オ．備蓄物資払出し証拠書類

【資料 31　現有備蓄量一覧表】
【資料 40　災害救助法による救助の程度・方法及び期間】
【様式 4　災害救助法関係様式】
【様式 14　物資受払簿】

第６節　物価対策計画

担当	関係各課（関係各部班）

1. 計画方針

災害時における生活関連物資の物価安定対策は、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講じる。

2. 計画内容

(1) 物価の安定及び物資の安定供給

本町をはじめ関係機関は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

本町は、次の項目について、備蓄物資の安定的供給や災害広報活動等を行い万全を尽くす。

ア．消費者情報の提供

生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに心理的パニックの防止に努める。

イ．生活必需品等の確保

生活必需品の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、県、近隣市町村、事業者と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

ウ．物価の監視

県と協力し、物価の動きを調査、監視する。

第 7 節　住宅・宅地対策計画

担当	建設課（建設部）、総務課（総務部）

1. 計画方針

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備，修理業者の周知等による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

また、十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

※応急仮設住宅には、建設して供与する建設型応急住宅と、民間賃貸住宅等を借上げて供与する賃貸型応急住宅がある。

2. 計画内容

(1) 実施者

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の計画の策定と実施は、建設部・総務部が行うが、本町での実施が困難な場合は県が行うことができる。また、災害救助法が適用された場合には、県が供給を行う。なお、住宅の被害程度の調査を行う際は、必要に応じて、被災者が撮影した住家の写真や応急危険度判定の判定結果等を活用するなど適切な方法により実施する。

(2) 救助法による応急仮設住宅（建設型応急住宅）の建設基準

建築基準法第 85 条の建築の緩和の告示後に実施する。

ア．規模並びに費用の限度額

規模：応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定

基準額：1 戸あたり 6,285,000 円以内

費用：建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費

集会施設…同一敷地内等におおむね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる）

福祉仮設住宅：高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。

イ．建設期間

災害発生の日から 20 日以内に着工し、できる限り速やかに完成する。

これにより難いときには、内閣総理大臣との協議により延長することが可能となる。

ウ．入居基準

(ｱ) 家が全壊、全焼又は流出した者であること。

(ｲ) 居住する住家がない者であること。

(ｳ) 自己の資力では住宅を確保することができない者であること。

エ．入居決定の順番

入居の順番については、要配慮者、若しくは要配慮者を世帯員として有する世帯を優先する。

オ．設置戸数

災害救助法適用市町村単位の全失戸数の３割以内とする。

ただし、やむを得ない場合は、知事の承認を得て災害救助法適用市町村相互間において対象戸数の調整を行う。

(3) 救助法による賃貸型応急住宅の供与の基準

ア．規模、供与期間

建設型仮設住宅に準じる。

イ．基本額

地域の実情に応じた額とする。

ウ．借上げ・提供時期

災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供する。

(4) 救助法による住家の応急修理の基準

ア．規模並びに費用の限度

(ｱ) 居室、炊事場、トイレ等日常生活に欠くことのできない部分で、必要最小限度とする。

(ｲ) 費用の限度

①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 655,000 円以内

②半壊又は半焼に準じる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000 円以内

イ．応急修理の期間

災害発生の日から３ヵ月以内（災害対策基本法第 23 条の３第１項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第１項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の２第１項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては６ヵ月以内）

ウ．対象者

(ｱ) 住家が半壊（半焼）若しくはこれらに準じる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者

(ｲ)大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(半焼)した者

(5) 資材の確保

資材は、原則として請負業者が確保するが、業者において確保できないときは、東牟婁振興局に斡旋及び調達の要請を行う。

(6) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅は、本部長（総務部）が知事から委託を受けて管理する。

ア．家賃及び維持管理

(ｱ) 家賃は無料とする。
(ｲ) 維持修理は、入居者において負担する。
(ｳ) 地代を必要とするときは、入居者の負担とする。

イ．応急仮設住宅台帳の作成

本部長（総務部）は、入居予定者が仮設住宅に入居したときは、応急仮設住宅台帳を作成し、入居契約書とともに整理保管し、知事に台帳の写しを提出する。

ウ．供与期間

2 年以内とする。
延長する必要が生じた場合は、内閣総理大臣と協議の上、同意を得て延長する。

(7) 公営住宅法による災害公営住宅

ア．災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が以下の各号の 1 つ以上に達した場合に低所得者被災世帯のため国庫から補助(割当)を受けて建設し、入居させる。

(ｱ) 暴風雨・洪水・高潮その他の異常な自然現象による災害の場合
①被災地全域の滅失戸数が 500 戸以上のとき
②本町の区域内の滅失戸数が 200 戸以上のとき
③滅失戸数がその区域内住宅戸数の 10%以上のとき
(ｲ) 火災による場合（同一期に同一場所で発生したとき）
①被災地域の滅失戸数が 200 戸以上のとき
②滅失戸数が本町の区域内の住宅戸数の 10%以上のとき

イ．建設及び管理者

災害公営住宅は、原則として本部長（建設部）が建設し、総務部が管理する。
ただし、本町の財政事情等から建設が著しく困難な場合は、県が本町に代わって建設し管理する。
災害公営住宅の建設及びその管理は、おおむね以下の基準による。

(ｱ) 入居者の条件
次の各号の条件に適合する世帯

①当該災害により住宅を滅失した世帯であること。
②当該災害発生後３ヶ年間は、月収 21 万４千円以下の世帯であること。
（月収は世帯の所得合計から同居親族一人について 38 万円、その他公営住宅法施行令第１条第３号に定める額を控除した額の 1／12）
③現に同居し、同居しようとする親族がある世帯であること。
（ただし、高齢者、障がい者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として、公営住宅法施行令で定める者にあっては、本項は適用しない）

(ｲ) 入居決定の順番
入居の順番は要配慮者を世帯員として有する世帯を優先して決定する。

(ｳ) 建設戸数
①建設戸数は被災滅失住宅戸数の 30%以内
②ただし、他市町村で余分があるときは 30%を越えることができる。
③県において、県下市町村の建設戸数の合計が県内滅失戸数の 30%以下の場合、30%に達することがある。
※上記について、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚法）」の適用を受けた場合は、30%が 50%に引き上げられる。

(ｴ) 規格
住宅１戸の床面積の合計が 25 ㎡以上

(ｵ) 費用
標準建設費の 2／3 国庫補助（ただし、激甚災害の場合は 3／4）

(ｶ) 家賃
管理者が入居者の収入に応じて決定する額

(ｷ) 建設年度
原則として被災年度、ただし、やむを得ない場合は翌年度とする。

(8) 公営住宅法による既設公営住宅復旧事業

既設公営住宅の復旧は、災害（火災にあっては、地震による火災に限る。）により公営住宅又は共同施設が滅失し、又は著しく損傷した場合において、事業主体が国庫から補助を受けて復旧する。

ア．国庫補助適用の基準

１戸あたりの復旧費が 11 万円以上のものを対象として、それらの一事業主体内での合計が、町営で 190 万円以上になった場合。

(ｱ) 再建設の場合
公営住宅の構造については、再度の災害対応、合理的な土地利用等を考慮して定める。

(ｲ) 補修の場合
補修費は、通常必要な費用を基準として国土交通大臣が定める。

(ｳ) 住宅の復旧の場合
①滅失した公営住宅を再建設する場合
従前地の場合・・・造成費は国庫補助対象

別の敷地の場合・・・起債対象
②既設公営住宅団地の宅地のみが被害を受けた場合・・・起債対象

イ．国庫補助率

補助率　　1／2
※激甚法の適用を受けた場合は、補助率のかさ上げがある。

(9) り災に対する住宅建設資金等の融資

災害が発生した場合、災害のり災者に対するり災住宅の復興に必要な資金は、住宅金融支援機構の行う次の種類の融資制度を積極的に活用して、早急にり災住宅の復旧を図る。

ア．災害復興住宅建設、補修資金の貸付

(ｱ) 申込みができる者

①自然災害により被害を受けた住宅の所有者で、地方公共団体から「り災証明書」の発行を受けた者

［建設・購入］

住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた者。

※「り災証明書」の被害区分が「一部破損」等の場合は利用できない。（［補修］のみ対象）

※住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた者は「住宅の被害状況に関する申出書」が必要となる。

［補修］

住宅に 10 万円以上の被害を受け、「り災証明書」の発行を受けた者

＊被災した住宅の所有者が復旧を行わない場合には、被災住宅の賃借人又は居住者も申し込みをすることができる。

②自身が居住するために住宅を建設、購入又は補修する者

※被災者向けに貸すための住宅を建設、購入、補修する場合も対象になる。
（ただし、連帯保証人が必要となるなど所定の要件がある。）

※年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合（=総返済負担額）が次の基準を満たす者

年　収	400 万円未満	400 万円以上
総返済負担率	30%以下	35%以下

※全ての借入れとは、災害復興住宅融資による借入れのほか、災害復興住宅融資以外の住宅ローン、自動車ローン、教育ローン、カードローン（クレジットカードによるキャッシングや商品の分割払いによる購入を含む。）、家賃、地代等の融資後も継続する支払をいう。

（注）総返済負担率基準に満たないときは、同居する親族や同居しない直系親族の収入を合算できる場合もある。

③日本国籍の者、永住許可などを受けている外国人又は法人

(ｲ) 申込受付期間

「り災証明書」に記載された「り災日」から２年間。

(ｳ) 融資を受けることができる住宅

■概要（令和３年12月１日現在）

建設 購入	・築年数に関する制限なし。 ・共同建て又は重ね建ての場合は、耐火構造又は準耐火構造（省令準耐火構造を含む。）の住宅であること。 ・中古住宅（＊）購入の場合は、購入する住宅の築年数に応じ、住宅金融支援機構の定める耐震性や劣化状況の基準に適合する住宅であること。	
補修	・築年数に関する制限なし。	
（＊）申込日において竣工日（建築基準法における検査済証の交付年月日）から２年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅。 ※　融資を受ける住宅には、居住室、台所及びトイレが備えられていることが必要。 ※　床面積の制限はない。ただし、店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が全体の1/2以上必要。 ※　このほか、住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることが必要。		
融資 限度額	建設	土地を取得する場合　：3700万円
		土地を取得しない場合：2700万円
	購入	3,700万円
	補修	1,200万円
返済 期間	①申込区分による最長返済期間：建設・購入35年、補修20年	
	②「80歳」－「申込本人又は収入合算者のいずれか年齢が高い方の申込時の年齢」	
	※上記①又は②のいずれか短い期間で設定	

①共通

ａ．各戸に居住室、台所、トイレが備えられていること。

ｂ．建設・購入の場合で、木造の場合の建て方は一戸建て又は連続建てであること。

ｃ．敷地の権利が転貸借でないこと。

※店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が２分の１以上が必要。

②建設

１戸当たりの住宅部分の床面積が13㎡以上175㎡以下の住宅。

※被災前の住宅部分の床面積が175㎡超の場合は、その床面積が上限。

③新築購入

ａ．１戸当たりの住宅部分の床面積が50㎡(マンションの場合40㎡)以上175㎡以下の住宅。

※被災前の住宅部分の床面積が175㎡超の場合は、その床面積が上限。

ｂ．申込日から２年前の日以降に竣工した住宅、又は竣工予定の住宅。

④リ･ユース（中古）購入

ａ．１戸当たりの住宅部分の床面積が 50 ㎡(マンションの場合 40 ㎡)以上 175 ㎡以下の住宅。

被災前の住宅部分の床面積が 175 ㎡超の場合は、その床面積が上限。

ｂ．マンション以外の場合は敷地面積が 100 ㎡以上であることが必要。

⑤補修

ａ．床面積の制限なし。

(ｴ) 融資額

融資額の合計は、各所要額の合計額が限度となる。(10 万円以上で 10 万円単位)

①基本融資額

ａ．建設の場合の融資限度額

基本融資額（建設資金）	特例加算額（建設資金）	基本融資額（土地取得融資）	基本融資額（整地資金）
1,500 万円	460 万円	970 万円	400 万円

ｂ．購入の場合の融資限度額

(a)新築住宅

基本融資額（購入資金）	特例加算額（購入資金）
2,470 万円	460 万円

(b)リ・ユース(中古)住宅

	基本融資額（購入資金）	特例加算額（購入資金）
リ・ユース住宅 リ・ユースマンション	2,170 万円	460 万円
リ・ユースプラス住宅 リ・ユースプラスマンション	2,470 万円	

(C)補修の場合の融資限度額

基本融資額		
補修資金	整地資金	引方移転資金
660 万円	400 万円	400 万円

②貸付利率

住宅金融支援機構に問い合わせる。

③返済期間

最長返済期間は、次のａ又はｂのいずれか短い年数になる。

ａ．住宅の構造・タイプによる最長返済期間

【建設資金・新築購入資金】(10 年以上１年単位で設定)

耐火・準耐火・木造（耐久性）	35 年
木造（一般）	25 年

※融資の日から３年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期

間が延長される。

【リ･ユース（中古）購入資金】（10 年以上１年単位で設定）

リ･ユースプラスマンション、リ･ユースプラス住宅	35 年
リ･ユースマンション、リ･ユース住宅	25 年

※融資の日から３年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間が延長される。

【補修資金】20 年（１年単位で設定）

※返済期間内で融資の日から１年間の元金据置期間を設定できる。
（返済期間は延長されない。）

ｂ．年齢による最長返済期間

「80 歳」－「申込本人の申込時の年齢（１歳未満切り上げ）」

※収入合算や親子リレー返済を利用する場合などは算出方法が異なる。

④返済方法

元金均等返済（＋ボーナス併用払い）

元利均等返済（＋ボーナス併用払い）

⑤担保

【建設・購入の場合】

・建物及び敷地に機構の第１順位の抵当権を設定。

【補修の場合】

・建物に機構の抵当権を設定。
（審査の結果、敷地にも抵当権を設定する場合あり。）

※被害を受けた住宅に機構の既融資がある場合は、今回の融資に係る抵当権を既融資分と同順位１位で設定。

⑥火災保険

建物には、火災保険を付け、その保険金請求権に機構のための第１順位の質権を設定。

(ｵ) 申込み・問い合わせ

①申込先

住宅金融支援機構（郵送）

※融資の決定から返済終了までの手続きは取扱金融機関で行う。

※災害の状況によっては、金融機関の窓口で申込みできる場合あり。

②必要書類

・り災証明書の写し

・災害復興住宅資金借入申込書、資金計画・返済計画表及び個人情報の取扱いに関する同意書、災害復興住宅融資商品概要説明書

・運転免許証、パスポート、健康保険証又は住民基本台帳カードのうちいずれかの写し

・申込本人の収入及び納税に関する証明書

③書類の入手方法

・住宅金融支援機構お客様コールセンターに請求。
※激甚法の適用を受けた場合は、補助率のかさ上げがある。

(10) 住宅情報の提供

応急仮設住宅の入居手続きは、提供可能な公営住宅情報等を被災者に周知するため、本部は相談窓口を設置するとともに、広報活動を行う。

(11) その他

作成しなければならない書類は、以下のとおり。

ア．応急仮設住宅

(ｱ) 救助実施記録日計票［様式 4］
(ｲ) 応急仮設住宅台帳［様式 4］
(ｳ) 応急仮設住宅用敷地貸借契約書
(ｴ) 応急仮設住宅使用貸借契約書
(ｵ) 応急仮設住宅建設のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等
(ｶ) 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

なお、直営工事によって建築した場合においては、このほかに工事材料受払簿、大工、作業員等の出納簿、輸送簿等

イ．応急修理

(ｱ) 救助実施記録日計票［様式 4］
(ｲ) 住宅応急修理記録簿［様式 4］
(ｳ) 工事契約書、仕様書等
(ｴ) 応急修理支払証拠書類

【様式 4　災害救助法関係様式】

第 8 節　災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画

担当	福祉課（救助部）、こども未来課（救助部）

1. 計画方針

災害により被害を受けた者に対し、災害弔慰金及び災害障害見舞金等の支給並びに低所得者に対して災害援護資金等の融資を行い、被災者の早期立直りを図り、併せて生活の安定化を促進する。

2. 計画内容

(1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金等の支給並びに災害援護資金の貸付

ア．実施者

本部長は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく条例の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被災した住民の遺族、世帯主に対して弔慰金及び障害見舞金の支給及び援護資金の貸付を行う。

イ．実施基準等

※災害弔慰金・災害援護資金等実施基準等は、「資料 41　災害弔慰金等支給及び援護資金貸付計画」に記載するとおり。

(2) 生活福祉資金の貸付

ア．実施主体

「生活福祉資金貸与制度要綱」に基づき、社会福祉協議会（実施主体「県社会福祉協議会」、受付窓口「本町福祉課」）が被災した低所得世帯に対し、災害を受けたことにより臨時に必要となった資金を貸し付ける。

ただし、前項の災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯を除く。

イ．生活福祉資金貸付条件

※生活福祉資金貸付条件は、「資料 42　生活福祉資金貸付条件一覧」に記載するとおり。

【資料 41　災害弔慰金等支給及び援護資金貸付計画】
【資料 42　生活福祉資金貸付条件一覧】

第９節　義援金、救援物資の受付・配分計画

担当	福祉課（救助部）、こども未来課（救助部）、税務課（救助部）、 住民課（救助部）

1. 計画方針

県及び社会福祉協議会、近隣被災自治体、日本赤十字社和歌山県支部、中央共同募金会、各報道機関、各金融機関との連携と協力のもと統一的な基準により義援金・救援物資の受付・配分を行う。

ただし、具体的な運用については、本部長の判断により決定する。

2. 計画内容

(1) 実施者

災害により被害を受けた者に対する義援金品の配分は、本部長の命を受け、総務部及び救助部が担当する。

(2) 災害義援金品の引継ぎを受ける機関

災害義援金品の引継ぎは、以下の機関とする。

機関区分	義　援　金	義　援　品
県段階	県知事、日本赤十字社和歌山県支部長	県知事
〃	東牟婁振興局長	東牟婁振興局長
町段階	本部長	本部長

※日本赤十字社和歌山県支部は原則として義援品の受付は行わない。ただし、緊急を要する毛布、日用品セット等の生活物資等については、備蓄の救援品等を配分し、必要あるときは全国の日本赤十字社支部等から供給する。

(3) 義援金・救援物資の募集

義援金の募集は、本町、県、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県共同募金会、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や金融機関の協力を得るとともに、地域の自治会や各種団体を通じて義援金・救援物資の募集を呼びかける。

(4) 義援金品の受付及び管理

総務部に義援金品の受付窓口を開設し、現金は、銀行預金等確実な方法で保管するとともに、現金出納帳簿を備え付け、出納の状況を記録し、経理する。

義援金品の受取等にあたっては、義援金品受払簿を備え付け引継ぎ又は配分までの状

況を記録する。

(5) 義援金の配分

総務部、救助部が担当し、義援金配分委員会により、公平かつ適切な義援金の配分基準を設定する。

(6) 義援金の交付

り災者からの申請と被害調査結果をもとに発行されるり災証明書により義援金を交付する。

義援金の交付は、被災状況を勘案して早急に実施し、極力金融機関等への口座振込の方式で交付する。

なお、現金の領収保管は総務部が担当する。

(7) 救援物資の配付

救援物資の配付は、「第 3 編第 2 部第 3 章第 5 節　物資供給計画」に準じて行う。

(8) 費用

義援品の配分等に要する労働等は、できる限り無料奉仕とするが、輸送その他に要する経費はそれぞれの実施機関において負担する。

(9) 義援品の処理

配分を済ませ、必要がないと認められる物資については、適宜処分する。

第４章　災害現場に関する計画

項　目	初動	応急	復旧	担　当
第１節　救助・救急計画	●	●		消防本部、くしもと町立病院、新宮警察署
第２節　医療助産計画	●	●		福祉課（救助部）、くしもと町立病院、消防本部
第３節　公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策計画	●	●		建設課（建設部）、産業課
第４節　障害物除去計画	●	●		建設課（建設部）、住民課（救助部）
第５節　行方不明者捜索・遺体処置埋葬計画	●	●		福祉課（救助部）、こども未来課（救助部）、住民課（救助部）、消防本部、くしもと町立病院、新宮警察署、串本海上保安署
第６節　福祉活動計画	●	●		福祉課（救助部）、こども未来課（救助部）
第７節　文化財等災害応急計画	●			教育課（教育部）
第８節　災害警備計画	●	●	●	新宮警察署、総務課（総務部）

第１節　救助・救急計画

担当	消防本部、くしもと町立病院、新宮警察署

1．計画方針

本町は、警察等と協力し、災害のため生命、身体に危険が及んでいる者あるいは生死不明の状態にあるものを救出し、又は捜索してその者を保護するため、救助・救急活動を次のとおり実施する。

2．計画内容

(1) 救出体制

本町は、新宮警察署等と協力して実施する。

ア．被災者の救出体制は、消防本部などによる救助隊を編成し、救出に必要な車両、特殊機械器具その他資機材を使用して迅速に救出にあたる。

イ．要救助者が多数ある場合には、新宮警察署に対し警察官の出動を要請し、連携して救出・救助にあたる。

(2) 救助の対象

ア．火災時に取り残されたような場合
イ．倒壊家屋の下敷きになったような場合
ウ．流出家屋とともに流されたり、孤立した所に取り残されたような場合
エ．電車、自動車、航空機等による集団的事故が発生した場合
オ．ガス、危険物、薬品の爆発、流出、漏洩等が発生した場合
カ．その他必要と認められる場合

(3) 対象者

ア．行方不明の者で、諸般の情勢から判断して、生存していると推定される場合
イ．行方はわかっているが、生存しているか否か明らかでない場合

(4) 救助の方法

ア．本町は、救助・救急活動を行う。救助に必要な車両・特殊機材・救助用資機材等を準備又は調達し、迅速に救助・救出を実施する。
イ．救助事案が同時に多発している場合は、現場状況を勘案して、救命効果の高い活動を優先して実施する。
ウ．救助活動を行う場合は、必要に応じ災害現場に指揮本部を設置し、自主防災組織、区等地域住民、関係機関とも連携し、救助（救出）を行う。
　また、救助資機材等を備蓄し、自主防災組織、区、ボランティア等に配布・貸与し、初動時における救助（救出）の円滑を図る。

(5) 救助・救急活動

ア．救出・救助活動は、救命措置を必要とする重症者を最優先とする。
イ．初動期における負傷者の搬送は、現場で判断し、適宜実施する。
ウ．傷病者等に対する応急手当の実施及び傷病程度に応じた収容先、搬送先等を整理するため、災害現場に応急救護所を設置し、応急救護を実施する。
　なお、負傷の程度や、救護所の能力が不足する場合には、関係機関と連携して、医療機関への搬送を行う。

(6) 負傷者の処置

ア．救出した負傷者については応急手当を施すとともに、救急車等により災害拠点病院、災害支援病院等の救急告示病院又は各医療機関へ直ちに搬送する。
イ．特に多数の負傷者がある場合には、本部長は医師会を通じて、医師等の現場出動、病院への収容その他必要な措置について応援を要請する。

(7) 相互応援

　大規模な災害等により、本町内の消防機関だけでは対応できない場合は、県、東牟婁振興局、県警本部、近隣消防機関に協力を要請するとともに、必要に応じ知事に対し、自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

【資料 22　町内医療機関（病院）一覧表】
【資料 23　和歌山県救急告示医療機関（町内及び田辺・新宮地区）一覧表】
【資料 24　災害拠点病院（医療圏：新宮）】
【資料 25　災害支援病院（医療圏：新宮）】
【資料 26　地区医師会（東牟婁・西牟婁）所在地及び連絡先一覧表】

第２節　医療助産計画

担当	福祉課（救助部）、くしもと町立病院、消防本部

1. 計画方針

災害のため、医療・助産機関が被害を受けその機能が停止し、著しく不足又は混乱したため被災地の住民が医療・助産の途をなくした場合に、応急的な医療・助産を実施する。

2. 基本内容

災害の規模が大きいほど、医療行為が遅滞することとなるが、医療面からいえば時間の経過とともに救命率が低下する。このため、消防機関と医療関係機関との密接な連携のもと、可能な限りこの時間短縮に努め、短期間における被災患者の収容治療、重傷者の後方病院への転送を実施する。この際、効率的な負傷者救護のため、適切なトリアージに努める。

また、病院への収容が一時に集中し対応困難に陥ることが予想されるため、避難所などに救護所を設け対応にあたる。

さらに、既存の疾患の進行や災害神経症などの発生が考えられるため、可能な限りこうした事態への対応を行う。

3. 実施者

災害時において、平常時の医療等の実施が不可能又は困難となったときで、救助法の適用を受けた場合には、同法に基づき本部長の命を受け、救助部が担当する。

本部長が、本町だけでは必要な医療及び助産が確保できないと判断したときは、県又は東牟婁振興局あるいは日本赤十字社、災害拠点病院、東牟婁郡医師会、西牟婁郡医師会、その他医療関係機関のそれぞれの医療班の派遣を要請する等の方法により実施する。

さらに、必要に応じて、県に医療救護班として、薬剤師班及びモバイルファーマシー（災害対応医薬品供給車両）の派遣を要請する。

4. 救助対象者

医療及び助産の救助は、次の者を対象として実施する。

(1) 医　療

医療を必要とする負傷又は疾病の状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者。

(2) 助　産

災害発生時（発生前後おおむね７日以内）に分娩した者で、災害のため医療の途を失った者。（死産、流産も含む）

5. 医療情報の収集活動

本町は、東牟婁郡医師会、西牟婁郡医師会の協力を得て、人的被害・医療機関被害状況、活動状況及び被災地医療ニーズについて把握し、速やかに県へ報告するとともに、県が一元的に把握している被害状況、活動状況、被災地ニーズ、患者受入情報等の提供を受ける。

また、町民に対しても可能な限りの医療機関情報を提供する。

6. 現地医療対策

本町は、医療関係機関と連携して災害の状況に応じた適切な医療救護活動を実施する。

また、本部長は、本町だけでは必要な医療及び助産が確保できないときは、隣接する市町村や県に応援を依頼する。

(1) 医療救護班の編成

災害時において、救助部、災害支援病院（くしもと町立病院）及び災害拠点病院（新宮市立医療センター）が中心となって、医療救護班の編成及び円滑な医療活動が実施できるよう適切な調整を図る。

また、必要に応じて、県に和歌山ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）や災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）の派遣要請を依頼するとともに、通常の医療体制では対応できない多数の傷病者が一時に発生した場合、被害を免れた本町内医療機関をはじめ、東牟婁郡医師会、西牟婁郡医師会等の協力を得て、地域医療救護班を編成し、傷病者の治療や応急処置を行う。

ア．病院医療救護班の整備

病院は、当該病院の医師等により、医療救護班を編成し、傷病者の治療や応急処置を行う。

なお、医療救護班の編成は原則として、医師１名、看護師２名、事務職員１名、薬剤師１名、自動車運転手１名の計６名をもって１班とし、災害の規模・現地の状況に応じて編成を組み換える。

イ．地域医療救護班の整備

災害の状況に応じて、地域に救護所を設置するとともに、本町内医療機関、東牟婁郡医師会・西牟婁郡医師会等関係機関に医師等の派遣を要請し、地域医療救護班を編成する。

なお、スタッフは、東牟婁振興局健康福祉部串本支所（新宮保健所串本支所）に参集する。

(2) 医療救護班の業務

ア．医療救護班の範囲

(ｱ) 診察
(ｲ) 医薬品、衛生材料の支給
(ｳ) 処置、手術その他の治療及び施術
(ｴ) 病院又は診療所への収容
(ｵ) 看護
(ｶ) 助産救護
(ｷ) 被災住民等の健康管理

イ．具体的な活動

(ｱ) 傷病者の重傷度の判定（トリアージ）
(ｲ) 重症患者に対する救急蘇生術の施行
(ｳ) 後方医療施設への転送
(ｴ) 転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療
(ｵ) 死亡の確認

(3) 医療救護班の搬送

ア．医療関係機関

原則として、医療関係機関で所有する緊急車両等を活用し、移動する。

イ．本町及び県

医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、本町及び県が搬送手段を確保し、搬送を行う。

(4) 救護所の設置

本町は、被災現場、避難所及び被災地内の医療施設等に、必要に応じ応急救護所あるいは医療救護所（以下「救護所」という。）を設置し、医療救護及び助産を必要とする者に対し迅速かつ適切に医療救護及び助産活動を行う。

なお、救護所を設置する場合の予定場所を次の場所とし、災害発生の状況に合わせ、避難所、学校等の保健室、本町の公共施設等、救護所の設置が必要な場所に設置する。

(ｱ) 串本町古座福祉センター

(5) 医療救護班の受入れ・調整

ア．本町

医療救護班の受入れ窓口を救助部とし、東牟婁振興局健康福祉部串本支所（新宮保健所串本支所）の支援・協力のもと救護所への配置調整を行う。

イ．県

医療救護班を受入れ、本町への派遣調整を行う。

(6) 救護所における現地活動

ア．応急救護所における現場救急活動

災害発生直後に災害拠点病院から派遣される医療救護班等が、応急救護所で応急処置やトリアージ等の現場救急活動を行う。

イ．医療救護所における臨時診療活動

本町、県、各医療関係機関等から派遣される主に診療科別医療救護班等が、医療救護所で軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療（必要に応じて小児科・精神科・歯科診療等）を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

(7) 応援の要請

本町の医療救護班の体制をもってしても、医療救護が確保できないときは、和歌山県及び日本赤十字社和歌山県支部等に応援を要請する。

7. 後方医療対策

救急告示病院（災害拠点病院、災害支援病院等）は、被災地内の医療機関や救護所では対応できない重症患者や、特殊な医療を要する患者等に対する医療を実施する。

また、これら後方医療施設への患者の搬送については特に緊急を要するため、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。

なお、負傷者の搬送にあっては、救急車をはじめ、消防、警察、自衛隊等のヘリコプター等の動員を求め、後方の医療機関に搬送する。

(1) 受入病院の選定と搬送

消防本部は、救急医療情報システム等で提供される患者受入情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

(2) 患者搬送手段の確保

ア．陸上搬送

患者の陸上搬送は、原則として救急車で実施する。

救急車が確保できない場合は、本町及び県が搬送車両を確保する。

イ．ヘリコプター搬送

県は、本町から要請があった場合、又は自ら必要と認めたときは、ヘリコプターを保有する関係機関に要請するほか、必要に応じ他府県に応援を要請する。

■医療救護活動の流れ

注）トリアージ：治療優先順位の決定

8. 医薬品等の確保供給活動

本町、県及び日本赤十字社和歌山県支部は、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療機器、衛生材料及び輸血用血液の確保及び供給活動を実施する。

(1) 本町

地域の医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療機器、衛生材料の調達、供給活動を実施する。

また、不足が生じた場合は、県に対して供給の要請を行う。

(2) 県

本町から要請があった場合、又は自ら必要と認めたときは、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療機器、衛生材料の調達、供給活動を実施する。

また、必要に応じて、国及び他府県に対しても医薬品等の応援要請を行うとともに、受入窓口を設置し調整を行う。

医療及び助産の実施に必要な医薬品、衛生材料等については、それぞれの医療機関、薬剤師班（モバイルファーマシー登載品含む）の所持品を繰替使用する。

(3) 日本赤十字社和歌山県支部

日本赤十字社和歌山県支部は、被害のない地域に採血班を出動させるとともに、他府県支部に応援を要請し、輸血用血液の調達、供給活動を実施する。

9. 被災者の健康維持活動

本町及び県は、相互に連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

(1) 巡回相談の実施

ア．被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。

イ．被災者の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、栄養士会や在宅栄養士などの協力を得て、避難所や応急仮設住宅、給食施設等において、巡回栄養相談を実施する。

ウ．経過観察中の在宅療養者や要配慮者を把握し、適切な指導を行う。

(2) 心の健康診断等の実施

ア．災害による心的外傷後ストレス傷害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。

イ．環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断に対応するため、精神科救護班の設置に努める。

10. 個別疾病等対策

本町及び県は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、救急告示病院、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

(1) 透析患者への対応

新宮保健医療圏の地域災害医療コーディネーターは、統括災害医療コーディネーター（和歌山県立医科大学附属病院及び日本赤十字社和歌山医療センター）と連携し、日本透析医会災害時情報ネットワークを活用するほか、他市町村、医師会等の協力により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を一元的に収集把握し、透析医療機関及び患者からの問い合せに対し、情報を提供するとともに、透析医療機関からの要請に応じ、水、電気、食料などの供給、患者搬送及び復旧について関係機関と調整する。

本町（救助部）は、透析患者の所在等情報提供などを行うとともに、透析患者へのスムーズな情報提供に努める。

(2) 在宅難病患者への対応

災害時に、本町（救助部）は、難病患者等専門的緊急対応を必要とする被災者の支援のため、関係機関等と連携し、保健活動を行うとともに、在宅難病患者の搬送及び救護について県及び医療機関等と連携し、適切に対応する。

(3) 在宅人工呼吸器使用者への対応

本町（救助部）は、避難行動要支援者名簿等に基づく「災害時人工呼吸器使用者リスト」をもとに在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行い、訪問看護ステーションを通じて人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。

なお、在宅療養の継続や避難等に際し、本町による支援が困難な場合は、県へ支援を要請する。

(4) 周産期医療（助産）

救助法の基準に基づき、災害発生の日以前又は以後７日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み、現に助産を要する状態にある者）を対象とする。

助産の範囲（分娩の介助、分娩前後の処置、衛生材料等の支給）や費用、期間（分娩した日から７日以内）は救助法によるものとする。

なお、定められた分娩日又は期間内に災害救助法による助産を終えることができない場合は、内閣総理大臣と協議し、同意を得た上で助産を実施する期間を延長できる。

11. 要配慮者対策

本町は、地域における妊婦、出産直後の新生児・産婦、在宅重度心身障がい児（者）、医療依存度の高い療養者等に対し、東牟婁振興局健康福祉部串本支所（新宮保健所串本支所）の協力を得て必要な保健指導等を行う。

特に、健康状態の観察が必要な要配慮者に対しては、医師の指導に基づき訪問看護ステーションの利用を促すなど保健指導等の充実を図る。

12. 医療の程度、期間及び費用

(1) 程　度

医療、助産の程度は、生活保護法による医療、助産保護法に定める程度による。

(2) 期　間

医療の実施は、災害発生の日から 14 日以内とする。

助産の実施は、分娩した日から 7 日以内とする。

以上の期間で医療等の実施を打ち切ることができないときは、本部長が東牟婁振興局を経由して知事に期間延長の申請を行い、内閣総理大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長する。

(3) 費用の基準

医療費等の適用基準額は、救助法による。

ア．救護班による費用

使用した医薬品、衛生材料及び破損した医療器具の修繕費等（消耗品を含む）の実費

イ．病院又は診療所による費用

国民健康保険の診療報酬の額以内

ウ．助産の費用

救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費

助産師による場合は、慣行料金の 2 割引以内の額

13. その他

医療及び助産を実施した場合、整備しなければならない書類は以下のとおりである。

(1) 医療班活動状況［様式 7］
(2) 救助実施記録日計票［様式 4］
(3) 医薬品、衛生材料使用簿［様式 8］

（4）医療、助産関係支出証拠書類

【資料 22　町内医療機関（病院）一覧表】
【資料 23　和歌山県救急告示医療機関（町内及び田辺・新宮地区）一覧表】
【資料 24　災害拠点病院（医療圏：新宮）】
【資料 25　災害支援病院（医療圏：新宮）】
【資料 26　地区医師会（東牟婁・西牟婁）所在地及び連絡先一覧表】
【資料 43　和歌山県（統一様式）トリアージ・タッグ】
【様式４　災害救助法関係様式】
【様式７　医療班活動状況】
【様式８　医薬品、衛生材料使用簿】

第３節　公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策計画

担当	建設課（建設部）、産業課（経済部）

1. 計画方針

災害の発生後、民生の安定、公共福祉の早期回復を図るため、被害箇所の本復旧計画を立てる前に、落石、流出土砂、雑木等を除去するほか、降雨等による水害・土砂災害等に備えた二次災害対策について定める。

2. 計画内容

(1) 実施者

公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策のうち、本部長の命を受け、建設部・経済部が担当する。

(2) 河川災害

ア．管理者は、緊急点検を実施し被害状況を把握の上、堤防・護岸等の河川管理施設等の被災箇所の応急復旧を実施する。

イ．管理者は、危険箇所について関係機関への連絡や町民への周知を図るとともに、応急工事の実施や警戒避難体制の整備に努め、災害発生のおそれのある場合は、速やかに適切な対応を図る。

(3) 海岸・港湾災害

管理者は、被災箇所で通常の潮位においても海水が侵入し、当該被災施設と隣接する一連の施設又は背後地に甚大な被害を与える又はそのおそれが大きい箇所に、仮締切・決壊防止工事を行う。

(4) 土砂災害

ア．災害発生後において緊急パトロールを実施し、土砂災害危険箇所を把握する。

イ．把握された危険箇所については、必要に応じて県に対し緊急対策の実施を要請する。

ウ．二次災害の危険が予想される土砂災害危険箇所については、町民に周知するとともに警戒避難体制の強化を図る。

エ．人家等に対する直接的な影響が懸念される場合や、土砂災害の発生につながる異常等が発見された場合、県等と協力して速やかに応急対策を講じるとともに、必要により避難の指示等を行う。

オ．県、指定地方行政機関等と協力し、土砂災害対策を推進する。

(5) 道路・橋梁災害

ア．管理者は、緊急点検を実施し、被害状況と被害箇所を把握する。

イ．管理者は、危険箇所について通行制限又は禁止を行うとともに、関係機関への連絡や町民への周知を図る。
ウ．管理者は、緊急輸送道路等について重点的に点検し、状況により復旧し、交通の確保を図る。
エ．管理者は、被災した道路、橋梁が唯一の交通路で緊急物資、復旧資材等の輸送に必要な場合又は本復旧計画に長期間を要するものについては、仮道、仮橋等を設ける。

(6) ため池災害

ア．管理者は、緊急点検を実施し、危険箇所を把握する。
イ．管理者は、それぞれの管理する箇所で必要に応じ以下の緊急措置を実施する。
　(ｱ) 緊急復旧資材の点検・補強
　(ｲ) ため池危険箇所の貯水位の低減や堤体開削※1
ウ．危険箇所の町民への周知と警戒避難体制を強化する。

※1 開削：土地を切り開いて道路や運河を作ること。

(7) 森林防災対策

ア．災害発生後において緊急パトロールを実施し、山地災害危険箇所を把握する。
イ．把握された危険箇所については、必要に応じて県に対し緊急対策の実施を要請する。
ウ．二次災害の危険が予想される山地災害危険箇所については、町民に周知するとともに警戒避難体制の強化を図る。
エ．山地災害の発生につながる異常等が発見された場合、県等と協力して速やかに応急対策を講じるとともに、必要により避難の指示等を行う。

(8) 宅地防災対策

ア．災害発生後において緊急パトロールを実施し、宅地災害危険箇所を把握する。
イ．把握された所管の危険箇所については、緊急対策を実施する。

(9) 下水道災害

施設の被害を最小限に抑え、被災状況を調査し関係機関に伝達するとともに、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手する。

【資料４　知事管理河川重要水防箇所個別調書】
【資料５　重要水防箇所（防災重点農業用ため池）】
【資料６　土石流危険渓流一覧表】
【資料７　急傾斜地崩壊危険箇所一覧表】
【資料８　山地災害危険箇所一覧表（崩壊土砂流出危険地区）】
【資料９　山地災害危険箇所一覧表（山腹崩壊危険地区）】
【資料 10　地すべり危険箇所一覧表】
【資料 11　土砂災害警戒区域一覧表】
【資料 12　海岸重要水防箇所一覧表】
【資料 18　町内橋梁現況一覧表】
【資料 19　道路危険予想箇所一覧表】

第４節　障害物除去計画

担当	建設課（建設部）、住民課（救助部）

1. 計画方針

被災者が当面の日常生活を営むことができるように、住家等に運びこまれた土砂、竹木等の障害物を除去するとともに、応急活動を実施するための輸送が円滑に行われるよう道路、河川等の障害物を除去する活動に関し、次のとおり定める。

なお、ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会やＮＰＯ等と連携し、安全性や衛生管理を検討した上で、作業実施地区や作業内容を調整、分担する等により、効率的に搬出を行うものとする。

2. 計画内容

(1) 住宅関係障害物の除去

ア．実施者

被災地における障害物の除去の計画策定及び実施は、本部長の命を受け、建設部・救助部が担当する。

イ．救助法による障害物の除去の基準

(ｱ) 対象者

①居室、炊事場等生活に欠くことができない場所又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にある者

②住家の被害程度は、半焼、半壊又は床上浸水した者

③自己の資力では障害物の除去ができない者

(ｲ) 除去の期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

ただし、10 日以内にできないときは、内閣総理大臣の承認を得て最小限度の期間を延長することができるよう、東牟婁振興局を経由して知事に期間延長の申請を行う。

(ｳ) 費用の限度

救助法の適用基準額による。(1 世帯あたり 138,300 円以内)

ウ．除去の方法

(ｱ) 障害物除去の方法は、原状回復ではなく、応急的な除去に限る。

(ｲ) 障害物の除去にあたっては、本町保有の資機材等応急対策機具を用いて実施し、必要に応じて土木建築業者等に応援を要請して、速やかに障害物の除去を行う。

(ｳ) 他の所有者の敷地内で作業を行う必要があるときは、可能な限り所有者の同意を得る。

エ．その他

整備しなければならない書類等は、以下のとおりである。

(ｱ) 救助実施記録日計票［様式 4］
(ｲ) 障害物除去の状況［様式 4］
(ｳ) 障害物除去費関係支払証拠書類

(2) 道路障害物の除去

ア．実施責任者

道路の通行に支障をきたす障害物があるときは、国道については直轄区間は国土交通省が、その他の国道及び県道については和歌山県が、町道については本町がそれぞれ除去するとともに、必要に応じ相互に支援し、速やかに道路施設の応急復旧を実施する。

イ．除去の方法

(ｱ) 障害物の除去については、障害物の発生量を迅速に把握し、通行上支障のあるもの等を優先的に除去する。
(ｲ) 実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用い、又は土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。
(ｳ) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後に支障の起こらないように実施する。

(3) 河川等の障害物の除去

障害物により河川等の流れに支障をきたすおそれがあるときは、河川の管理者である和歌山県、本町が協力してそれぞれの管轄河川の障害物を除去する。

(4) 除去した障害物の処理

除去した障害物については、廃棄すべきものと保管すべきものとを明確に区分し、おおむね次の場所に集積又は保管する。

ア．廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空き地、その他廃棄に適当な場所
イ．保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所

【様式 4　災害救助法関係様式】

第５節　行方不明者捜索・遺体処置埋葬計画

担当	福祉課（救助部）、こども未来課（救助部）、住民課（救助部）、消防本部、くしもと町立病院、新宮警察署、串本海上保安署

1. 計画方針

災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の事情により既に死亡していると推定される者の捜索並びに災害の際に死亡した者の遺体の処置及び災害の混乱期に死亡し、埋葬を行うことが困難な場合における応急的な埋葬については、本計画による。

2. 計画内容

(1) 行方不明者の捜索

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の捜索は、本部長が関係機関等と協力し実施する。

なお、災害発生後３日間を経過したものは、明らかに生存しているものを除き、死亡した者と推定し、遺体の捜索として取り扱う。

ア．捜索の方法

行方不明者の捜索は、救助部が、消防本部、新宮警察署及び串本海上保安署と連携を取り、状況によっては自衛隊や自主防災組織・区等の地域住民の協力を得て実施する。

イ．行方不明者を発見した場合の措置

行方不明者捜索中に行方不明者を発見した場合は、直ちに新宮警察署及び本部長に連絡する。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は、直接又は必要に応じ、外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

ウ．費　用

以下の費用の当該地域における通常の実費とする。

(ｱ) 借上費（舟艇その他捜索のための機械器具借上費）
(ｲ) 購入費（同上購入費）
(ｳ) 修繕費（同上修繕費）
(ｴ) 燃料費（同上使用のための燃料費、照明の灯油代）

エ．捜索期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

ただし、10 日以内にできない場合は、内閣総理大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することができるよう東牟婁振興局を経由して知事に期間延長の申請を行う。

オ．その他

捜索を実施した本部長は、以下の書類を整備し保存しておかなければならない。

(ｱ) 救助実施記録日計票［様式 4］
(ｲ) 捜索用機械器具燃料受払簿［様式 15］
(ｳ) 遺体捜索状況記録簿［様式 16］
(ｴ) 遺体捜索用関係支出証拠書類

(2) 遺体の処置

災害により死亡した者について、社会混乱のため遺体の洗浄や縫合、消毒の処置、遺体の一時保存を行うことができない場合において、本部長が遺族等に代わって行う。

ア．遺体の収容

捜索の結果、遺体を発見したときは、新宮警察署に通報するものとし、新宮警察署及び串本海上保安署から遺体の引渡し連絡を受けたときは、直ちに遺体安置所に収容する。

イ．遺体安置所の設置

災害の情況に応じて被災現場近くの寺院、公民館、学校等の施設管理者と協議して、遺体安置所を開設する。

なお、大規模災害が発生し、建物内に安置できない場合には、学校等が保管しているテントを設置して対応する。

ウ．遺体の検視・検案

遺体安置所において、警察官による検視及び医師による検案を実施し、死体検案書を作成する。

エ．遺体の洗浄、縫合、消毒等

遺体識別及び遺体に対する最小限の措置等のため、必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

オ．遺体の一時保存

遺体の身元を識別するため、また、遺族への引渡し又は埋葬までに時間を要する場合に放置したままにできないことから、遺体の一時保存を行う。

保存にあたっては、寝棺やドライアイスを本町内の葬祭業者等の協力のもと調達し、遺体の腐乱を避ける。特に夏期等気温の高い季節は、遺体腐乱防止に十分注意を払う。

カ．遺体の身元確認

(ｱ) 遺体の身元確認のため、新宮警察署や地域住民の協力を得て、人相、着衣、所持品、特徴等から身元の確認に努めるとともに、行方不明者の捜索の相談にあたり身元不明遺体の身元引受人の発見に努める。

(ｲ) 身元が判明しない者については、一定期間経過後、行旅死亡人として取り扱う。

キ．遺体の引渡し

身元が判明し、引取人がある場合は、速やかに遺体を遺族等へ引き渡す。

ク．遺体処置の費用

(ｱ) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置は一体当たり 3,500 円以内とする。

(ｲ) 遺体の一時保存のための費用として、既存建物を利用した場合は、借上費の実費とし、既存建物を利用できない場合は、一体当たり 5,400 円以内とする。

(ｳ) 救護班により検案ができない場合は、地域慣行料金の額以内とする。

ケ．処置期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

ただし、10 日以内にできない場合は、内閣総理大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することができるよう東牟婁振興局を経由して知事に期間延長の申請を行う。

コ．その他

遺体処置に関し整備し、保存しなければならない書類は以下のとおりである。

(ｱ) 救助実施記録日計票［様式 4］

(ｲ) 遺体処理台帳［様式 4］

(ｳ) 遺体処理関係支出証拠書類

■行方不明者の捜索、遺体の収容等の流れ

(3) 埋　葬

災害の際死亡した者で、災害のため社会が一時混乱している場合であって、遺族自らが埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合、救助部環境衛生班が実施する。

なお、火葬場、棺等関連する情報を広域かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体の搬送の手配等を実施し、必要に応じ、県対策本部の支部保健班（新宮保健所串本支所）を経由して県対策本部食品・生活衛生班（食品・生活衛生課）に連絡し、葬祭業者等との災害時応援協定に基づく支援を要請するほか、近隣市町村の協力を得て広域的な火葬と速やかな埋葬の実施に努める。

ア．埋葬方法

埋葬は、原則遺体を火葬に付し、遺骨等を遺族に引き渡すことにより実施する。

(ｱ) 遺体を火葬する場合は、葬祭業者等と協力し、遺体を火葬場に搬送し実施する。
(ｲ) 火葬は、死亡届（死体検案書）等の提出により、住民課が発行する埋火葬許可証に基づき実施する。
(ｳ) 火葬は、串本火葬場で実施することとするが、災害のため使用できないとき、又は処理能力を超える場合には、「和歌山県広域火葬実施要綱」に基づき、県に対し広域火葬の応援を要請する。
(ｴ) 火葬の終わった遺骨及び遺留品を遺体が収容された同じ遺体収容所に一時保管する。

イ．埋葬内容

棺、骨つぼ等、埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨等の役務提供。

ウ．埋葬の費用（救助法による基準）

一体当たり、大人(12 歳以上）213,800 円以内、小人（12 歳未満）170,900 円以内とする。

エ．埋葬期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

ただし、10 日以内にできない場合は、内閣総理大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することができるよう東牟婁振興局を経由して知事に期間延長の申請を行う。

オ．その他

埋葬を実施し、又は埋葬に要する現品若しくは経費を支給した本部長は、以下の書類を保存し、整備しなければならない。

(ｱ) 救助実施記録日計票［様式 4］
(ｲ) 埋葬台帳［様式 4］
(ｳ) 埋葬費支出関係証拠書類

【資料 44　和歌山県広域火葬実施要綱】
【資料 45　県下火葬場整備状況一覧表】
【様式 4　災害救助法関係様式】
【様式 15　捜索用機械器具燃料受払簿】
【様式 16　遺体捜索状況記録簿】

第６節　福祉活動計画

担当	福祉課（救助部）、こども未来課（救助部）

１．計画方針

高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を重点に被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

２．計画内容

(1) 要配慮者の把握

ア．要配慮者の発見

本町は、災害発生後、直ちに、自主防災組織や区、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の協力を得ながら、居宅に取り残された高齢者、障がい者等の要配慮者及び被災による孤児等の要保護児童の迅速な発見保護に努める。

イ．避難所等への移送

本町は、要配慮者を発見、保護した場合は、速やかに負傷の有無等を確認し、状況を判断した上で、避難所、医療機関、社会福祉施設等へ移送する。

ウ．被災状況とニーズの把握

被災した要配慮者に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において福祉ニーズを把握する。

(ｱ) 本町は、要配慮者の所在の把握と被災状況、健康状態及び福祉ニーズの把握に努める。

(ｲ) 本町は、所管する社会福祉施設の施設設備、職員、入所者等の被災状況の迅速な把握に努める。

(ｳ) 本町は、情報を集約し、被災の状況に応じて、県、近隣府県、関係団体等からの人的・物的支援を得ながら、福祉関係職員の派遣や要配慮者の施設等への入所が行える体制を確立する。

(2) 被災者への支援活動

ア．福祉用具、育児用品等の確保

高齢者や障がい者の日常不可欠な福祉用具（車椅子、補装具等）や、幼児用の粉ミルク・液体ミルク、おむつ等の育児用品等の搬送、供給体制を確保するとともに、被災地域への介護職員等の組織的・継続的な派遣に努める。

イ．在宅福祉サービスの継続的提供

被災した要配慮者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

ウ．心のケア対策

被災した児童やその家族等の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

エ．要配慮者の施設への緊急入所等

社会福祉施設入所者が安心して生活を送れるよう、必要な支援を行うとともに、居宅、避難所等では生活できない要配慮者については、本人の意思を尊重した上で、社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努める。

(3) 福祉相談窓口の開設

救助部は、高齢者、障がい者等の要配慮者に対して、周辺住民を中心としてきめ細かな支援体制の確立を図るとともに、早期に相談窓口を開設する。

第７節　文化財等災害応急計画

担当	教育課（教育部）

1. 計画方針

指定文化財の所有者又は管理責任者は、速やかに被災状況を調査し、その結果を串本町教育委員会を経由して和歌山県教育委員会に報告する。

なお、指定外の文化財に被害が発生した場合は、本町（教育部社会教育班）はそれらについても重要なものから被害状況の把握に努め、所有者に被害の拡大防止・応急処置・修復の助言等に努める。

2. 被害状況の把握

文化財が被災した場合、その所有者及び管理責任者は、直ちに串本町災害対策本部等に連絡するとともに、被害の拡大防止に努め、関係機関とも協力して被害状況を速やかに調査し、串本町教育委員会に報告する。

串本町教育委員会は、その結果をとりまとめ、和歌山県教育委員会に報告する。

3. 被害の拡大防止

関係機関は、被災文化財の被害拡大を防止するため、協力して応急措置を講じる。

また、串本町教育委員会は、被災文化財の被害拡大を防止するため、和歌山県教育委員会と協議の上、所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるよう指導・助言を行う。

第８節　災害警備計画

担当	新宮警察署、総務課（総務部）

1. 計画方針

本町をはじめ防災関係機関は、被災地域における社会的な混乱や心理的動揺を防止し、社会秩序の維持を図るとともに、災害対策関係機関と緊密に連携し、警察の組織力と装備資機材を最大限に活用し、住民の生命・身体・財産の保護、交通秩序の確保、犯罪の予防及び検挙等の総合活動により災害時の治安維持にあたる。

2. 計画内容

(1) 住民への呼びかけ

本町は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

また、災害広報活動を通して、人心の安定と復興意欲の高揚を図る。

(2) 警察本部の任務と活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、住民の生命、身体、財産を保護し、その他被災地における治安の維持にあたるため、関係機関と緊密な協力、連携のもとに、おおむね次の活動を行う。

ア．気象及び災害関係情報の収集と伝達
イ．被害状況等の調査
ウ．避難の指示、警告及び誘導
エ．被災者の救助
オ．遺体の検視及び身元の確認
カ．交通の秩序及び緊急交通路の確保
キ．犯罪の予防及び取締り
ク．他機関の行う活動に対する協力援助

(3) 警備体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害種別、規模及び態様に応じて警備体制を確立するとともに、警察災害派遣隊等の県外部隊の応援要請を行うなど、迅速かつ的確な警備措置を講じる。

ア．警備体制の発令

警備体制の発令は、県警察本部長が行う。

警察署長は発令がない場合でも管内の災害の情勢に応じて、必要な警備体制をとる。

イ．警備体制の種別等

警備体制の種別及び警備体制確立の時期並びに各体制下の推進事項は、和歌山県警察本部災害警備計画及び新宮警察署災害警備計画（以下「災害警備計画」という。）の定めるところによる。

ウ．災害警備本部の組織及び警備部隊の編成と運用

災害警備本部は、各体制の段階に応じて開設することとし、警備本部の組織とその分掌事務及び警備部隊の編成と運用については、災害警備計画の定めるところによる。

エ．体制の切替及び解除

気象状況の好転、悪化、危険状態の解消、緊迫、被災地における応急措置の経緯など情勢の変化に応じて体制の緩和又は強化、若しくは解除を行う。

(4) 交通対策

ア．交通秩序の確保

災害時において、次の要領により、早期に交通秩序の確保に努める。

(ｱ) 継続的に交通機関の運行状況及び道路の被害状況の調査を行う。
(ｲ) 前号の調査に基づく交通関係情報を取りまとめ、関係先に通報する。
(ｳ) 要所に交通案内所、不通箇所、迂回路等を明示した立看板等の設備及び交通整理員を配置する。

イ．緊急交通路の確保

(ｱ) 被災地において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する必要があると認めるときは、速やかに当該規制の対象、区間、期間（又は始期）、迂回路等を決定し、所要の交通規制を行う。
(ｲ) 前号の規制を実施しようとするときは、所要の標識を設定するとともに、報道機関等による広報、立看板の掲示等によって交通の禁止又は制限の内容を、一般住民に周知する。

ウ．広域交通管制による規制

被災地への一般車両の乗り入れを抑制するため、隣接する府県警察に対し、主要道路における広域交通管制による規制を要請する。

(5) 通信体制

災害時における通信体制については、災害警備計画の定めるところによる。

第５章　交通輸送計画

項　目	初動	応急	復旧	担　当
第１節　道路交通の応急対策計画	●	●		紀南河川国道事務所、東牟婁振興局串本建設部、建設課（建設部）
第２節　船舶交通の応急対策計画	●	●		串本海上保安署、建設課（建設部）、産業課（経済部）
第３節　輸送計画	●	●		総務課（総務部）、建設課（建設部）、住民課（救助部）、紀南河川国道事務所、東牟婁振興局串本建設部

第１節　道路交通の応急対策計画

担当	紀南河川国道事務所、東牟婁振興局串本建設部、建設課（建設部）

1. 計画方針

災害時において、県警察、道路管理者は相互に協力して交通に関する情報を迅速かつ的確に把握し、交通の混乱を最小限度にとどめ、被災者の安全な避難と緊急車両等の通行を確保するために、交通規制を実施するほか、道路の応急復旧を実施する。

2. 計画内容

(1) 交通規制の実施責任者

災害により、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見されたとき若しくは通報により認知したときは、次の区分により、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限を行う。

道路交通の制限の権限は、町長（道路管理者）のほか公安委員会、警察署長等及び警察官において有するもので、町長が道路交通の規制を行うにあたっては、新宮警察署長と協議して行う。

また、港湾管理者又は漁港管理者（以下、道路管理者を含めて「道路管理者等」という。）においても、災害が発生した場合、その管理する道路について通行を禁止し、又は制限する。

実施責任者		範　　囲	根拠法
道路管理者	国土交通省 県知事 町　長	1. 道路施設の破損、欠壊その他の事由により交通の危険を防止するため必要があると認められる場合 2. 道路施設に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法 第 46 条第 1 項
警察	公安委員会	1. 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められる場合 2. 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他道路の交通に起因する障害を防止するため、必要があると認められる場合	災害対策基本法 第 76 条第 1 項 道路交通法 第 4 条第 1 項
	警察署長	・道路交通法第 4 条第 1 項に規定する、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについて交通規制を行う。	道路交通法 第 5 条第 1 項
	警察官	1. 道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合 2. 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがあり、当該道路における危険を防止するため緊急の必要がある場合	道路交通法 第 6 条第 2 項 第 4 項

(2) 発見者等の通報

災害時に、道路、橋梁等交通施設の被害並びに交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに警察官又は建設部に通報する。

通報を受けた建設部は、その道路管理者等及びその地域を所管する警察官に速やかに通報する。

(3) 各機関別実施の要領

道路管理者等又は警察機関は、災害の発生が予想され、又は発生したときは、道路及び交通施設の巡回調査に努め、速やかに以下の要領により交通規制を行う。

ア．道路管理者

災害時により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、関係機関と協議・調整の上、速やかに必要な規制を行う。

ただし、本部長は、本町以外の者が管理する道路、橋梁施設で、危険な状況を予想、発見したときは、その道路管理者に通知する。当該道路管理者が即時規制するいとまがないときは、直ちに、警察官に通報して道路交通法に基づく規制を実施するなど、

応急措置を行う。この場合、本部長は速やかに道路管理者に連絡して正規の規制を速やかに行う。

イ．警察機関

災害が発生した場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があるときは、速やかに必要な交通規制を行う。

(4) 緊急通行車両の通行確認

基本法第 76 条の規定により、公安委員会が緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を行った場合における緊急通行車両及び規制除外車両の確認手続きは、次のとおりとする。

なお、道路交通法第 39 条第 1 項の緊急自動車のほか、自衛隊、米軍及び外交官車両については、確認を受ける必要がなく、標章を表示する必要がない。

ア．緊急通行車両の基準

緊急通行車両の基準は、以下に示すとおりである。

(ｱ) 道路交通法第 39 条第 1 項の緊急車両

(ｲ) 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための運転中の車両とされており、(ｲ) の車両については緊急通行車両の確認を受けた標章を掲示しているものである。

また、規制除外車両とは、民間事業者等による災害応急対策車両で、規制除外車両の確認を受けた標章を掲示し、証明書を備え付けている車両である。

※規制除外車両については、規制開始後、復旧状況等に応じて対象を順次拡大していき、その確認は緊急通行車両の確認手続に準じて行う。

イ．緊急通行車両の確認

(ｱ) 確認の申出

①申出場所

警察本部交通規制課、各警察署、高速道路交通警察隊、交通の検問場所

②申出手続方法

緊急通行車両確認申出書を作成した上、指定行政機関等が保有する車両については、当該車両の自動車検査証の写しを、それ以外の車両については、指定行政機関等との契約書、輸送協定書（輸送協定書がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等）等の当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類の写しを添付する。

③その他

緊急通行車両確認申出書（車両の用途、輸送人員又は品名、出発地等記載）については各申出場所に備え付けのものを使用。

(ｲ) 確認と標章等の交付

警察署長は、上記の申出を受けたときは、災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行い、当該車両の使用者に対し、基本法施行規則第 6 条に定める標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。

(ｳ) 標章の掲示等

緊急通行車両の確認を受けた者は、交付を受けた標章を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、緊急通行車両確認証明書は、当該車両に備え付ける。

(ｴ) 事前届出

確認手続きの省力化・簡素化を図り、災害応急対策活動又は地震防災応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、緊急通行車両及び一定の規制除外車両については事前の届出をすることができる。事前届出の車両は次のとおりとし、事前届出先は当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長を経由して公安委員会に申請する。なお、事前届出に係る事務処理等については別に定める。

①災害対策基本法施行令第 32 条の 2 第 2 号に「災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両」と規定されていることから、災害発生時において、防災基本計画等に基づき、災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両

②原子力緊急事態宣言発令時において、原子力災害対策特別措置法第 26 条第 1 項に規定する緊急事態応急対策を実施するために使用される計画がある車両

③警戒宣言発令時において、大規模地震対策特別措置法第 3 条第 1 項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として同法第 21 条第 1 項の地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両

④国民保護法第 2 条第 1 項に規定する武力攻撃事態等において、同法第 32 条第 1 項に規定する基本指針、第 33 条第 1 項、第 34 条第 1 項又は第 35 条第 1 項に規定する国民の保護に関する計画、第 36 条第 1 項に規定する国民の保護に関する業務計画等に基づき、使用される計画がある車両

⑤緊急通行車両とならないもののうち、以下のいずれかに該当する車両

ａ．医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

ｂ．医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両

ｃ．患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

ｄ．建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両（重機輸送用車両にあっては、建設用重機と同一の使用者による届出に限る。）

ウ．緊急通行車両の通行の確保（基本法第 76 条の 6）

(ｱ) 道路管理者等は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路について、その区間を指定（以下「指定道路区間」という。）し、直ちに、当該指定道路区間内に在る者に対し、周知させる措置をとる。

(ｲ) 道路管理者等は、指定道路区間内の車両等の運転者等に移動を命じることができる。

(ｳ) 運転者等が当該措置をとらない場合や運転者等が現場にいないため移動を命じる

ことができない場合は、道路管理者等は自ら車両等の移動を行うことができる。

(ｴ) 道路管理者等は、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない場合は、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。

(5) 交通規制時の車両の運転者の義務（基本法第 76 条の 2）

基本法に規定する交通規制時の車両の運転者の義務は次のとおりである。

ア．通行禁止等の措置が行われたときは、車両の運転者は、速やかに当該車両を通行禁止区域又は区間以外の場所へ移動させること。

なお、速やかな移動が困難な場合には、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。

イ．前記アに係わらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

(6) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等（基本法第 76 条の 3）

緊急通行車両の通行の確保のための警察官等による措置は次のとおりである。

ア．警察官は、通行禁止区域において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。

イ．前記アによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自らその措置をとることができる。

この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。

ウ．前記ア及びイを警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊及び消防吏員の執行について準用し、当該自衛官及び消防吏員は、自衛隊用及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。

この場合において、その旨を、当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

(7) 規制の標識等

交通規制を行う実施者は、政令の定めるところにより、以下の標識を設置する。

ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により通行を禁止又は制限したことを明示するとともに、警察官等が現場において指導にあたる。

ア．規制標識

規制標識は、以下の様式と方法により設置する。

(ｱ) 道路交通法第 4 条、第 5 条及び道路法第 46 条によって規制したとき
道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和 35 年 12 月 17 日号外総理府建設省令第 3 号）に定める様式と方法による。

(ｲ) 基本法第 76 条によって規制したとき
基本法施行規則第 5 条に定める様式と方法による。

イ．規制内容の表示

規制標識には、以下の事項を明示して表示する。

(ｱ) 禁止、制限の対象
(ｲ) 規制の区域及び区間
(ｳ) 規制の期間

ウ．周知の措置

規制を行った場合、公安委員会及び道路管理者等は、迂回路の明示、代替交通手段についての案内、迂回路についての交通状況に関する情報の提供等を、車両による広報、テレビ、ラジオ、立看板、情報板、現場警察官の広報等により行い、一般の交通に支障のないように努める。

(8) 報告等

規制を行ったときは、以下の要領により報告又は通知を行う。

ア．系統図

イ．報告事項

各関係機関は、報告・通知にあたっては、以下の事項を明示して行う。

(ｱ) 禁止、制限の種別と対象
(ｲ) 規制する区域及び区間
(ｳ) 規制する期間
(ｴ) 規制する理由
(ｵ) 迂回路その他の状況

(9) 道路の応急復旧

ア．応急復旧の実施責任者

道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。

イ．本部長の責務

(ｱ) 他の道路管理者に対する通報

本部長は、管内の国道、県道等他の管理者に属する道路が、がけ崩れ及び地震等で道路、橋梁等の施設が危険状態にあることを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し、応急復旧の実施を要請する。

(ｲ) 緊急の場合における応急復旧

本部長は、事態が緊急を要し、当該道路管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便宜を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行う。

(ｳ) 知事に対する応援要請

本部長は、本町が管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、東牟婁振興局串本建設部を経由して知事に対して応急復旧の応援を要請する。

【資料 19　道路危険予想箇所一覧表】
【資料 30　緊急通行車両事前届出制度のフローチャート】
【資料 46　東海大地震の警戒宣言発令時における和歌山県内の「広域交通規制対象道路」及び「広域交通検問所」】

第２節　船舶交通の応急対策計画

担当	串本海上保安署、建設課（建設部）、産業課（経済部）

1．計画方針

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における船舶交通の安全を確保するため、航行規制及び航路障害物の除去等に関し定める。

2．計画内容

(1) 航行規制の実施者等

田辺海上保安部長は、航行制限にあたって、港湾管理者、けい留施設の管理者と密接な連絡をとるよう配慮する。

実施責任者	港　名	規制内容
田辺海上保安部長 （田辺港長）	新宮、宇久井、勝浦、 浦神、古座、串本、 日置、田辺（特定港）、 日高	1．けい留等の制限 2．移動命令 3．漂流物等の除去命令 4．灯火の制限 5．火気取扱の制限・禁止 6．船舶交通の制限・禁止

(2) 発見者等の通報

災害時に港内の船舶施設の被害又は船舶交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに田辺海上保安部長又は経済部に通報する。

通報を受けた経済部は、その港湾の最寄りの海上保安部署長に通報する。

(3) 航行規制の要領

ア．災害等による水路の損壊沈没物等のため、船舶の航行に危険がある場合は、田辺海上保安部長は港内における船舶交通の制限・禁止を行う。

イ．船舶交通の制限・禁止を行った場合は、直ちに航行警報、ラジオ・テレビ放送、巡視船艇による巡回等により広く一般に周知を図る。また、必要に応じて標識を設置する。

(4) 航路障害物の除去

ア．田辺海上保安部

(ｱ) 巡視船艇により可能な範囲で漂流物、沈没物、その他の航路障害物の応急的な除去作業を行う。

(ｲ) 当該物件の所有者、占有者に除去の勧告を行うとともに、関係者による除去作業

の指導監督、警戒を行う。必要あるときは、除去命令を出す。

(ｳ) 港湾管理者及び漁港管理者に障害物の存在を通報して除去を促進する。

イ．港湾管理者及び漁港管理者

所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、漂流物、沈没物、その他の航路障害物が認められる場合には、応急的な除去作業を行うよう努めるものとし、当該物件の所有者、占有者に除去の勧告を行うとともに、関係者による除去作業の指導監督、警戒を行う。

また、必要ある時は、除去命令を出す。

第３節　輸送計画

担当	総務課（総務部）、建設課（建設部）、住民課（救助部）、紀南河川国道事務所、東牟婁振興局串本建設部

1. 計画の方針

災害時における被災者の避難及び応急対策に必要な要員、物資等の迅速確実な輸送を確保するため、陸、海、空のあらゆる有効な手段を利用し、総合的かつ積極的に緊急輸送を実現する。

また、特に機動力のあるヘリコプター、大量輸送が可能な船舶の活用を推進する。

2. 計画の内容

(1) 基本方針

ア．輸送にあたっての配慮事項

輸送活動を行うにあたっては、以下の事項に配慮して行う。

(ｱ) 人命の安全
(ｲ) 被害の拡大防止
(ｳ) 災害応急対策の円滑な推進

イ．輸送対象の想定

(ｱ) 第１段階
①救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資
②消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
③災害対策要員、情報通信、電力、水道施設の保安要員等初動の応急対策に必要な人員及び物資等
④後方医療機関へ搬送する負傷者等
⑤緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(ｲ) 第２段階
①上記（ｱ）の続行
②食糧及び水等生命の維持に必要な物資
③傷病者及び被災者の被災地外への輸送
④輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(ｳ) 第３段階
①上記（ｲ）の続行
②災害復旧に必要な人員及び物資
③生活必需品

ウ．実施者

災害輸送は他の計画で定めるもののほか、本部長の命を受け、救助部が担当する。

(2) 輸送の種別

災害輸送は以下の手段のうち最も適切な方法により実施する。

(ｱ) 自動車及びバイク等による輸送
(ｲ) 鉄道軌道等による輸送
(ｳ) 船舶による輸送
(ｴ) ヘリコプター等による空中輸送
(ｵ) 人力等による輸送

(3) 輸送力の確保等

ア．自動車輸送力の確保順位

災害輸送のための自動車輸送力の確保は、おおむね以下の順序による。

(ｱ) 当該実施機関所有の車両等
(ｲ) 公共的団体所有の車両等
(ｳ) 営業用の車両等
(ｴ) その他の自家用車両等

イ．本町の措置

(ｱ) 本町所有の車両を優先して調達するなどの方法で確保に努める。
(ｲ) 本町の輸送に必要な車両及び要員等の確保については、適宜本町内の業者所有の車両等を借上げて調達するなどの方法で確保に努める。
(ｳ) 本町所有の車両が調達不能となった場合は、輸送条件を示して東牟婁振興局に応援を要請する。

ウ．鉄道軌道等による輸送

道路の被害等により自動車による輸送が不可能なとき、又は遠隔地において物資等を確保したときで、鉄道軌道等による輸送が最も適当であると判断したときは、鉄道軌道等による輸送を行う。

エ．船舶による輸送

陸路の交通が途絶した場合には、県本部を通じて田辺海上保安部、海上自衛隊又は近畿海運局勝浦海運支局に対し、船舶の出動を要請する。

オ．ヘリコプター等による空中輸送

一般交通途絶時にともない緊急に空中輸送が必要なときは、本部は県本部を通じ、県及び自衛隊所有のヘリコプターによる空中輸送出動を要請する。

なお、空中輸送による救助物資の投下場所及びヘリコプター発着場地点は、資料 29 のとおりとする。

(4) 緊急物資の集積場所

災害時における緊急物資については、輸送の効率を上げるため、一時的に次の場所に集積する。

■串本町における緊急物資集積場所

施設名	所在地
串本町 B&G 海洋センター	サンゴ台 1060 番地 42
上野山防災倉庫	上野山 291 番地 1

(5) 緊急輸送道路等の確保

ア．道路管理者

緊急輸送道路（国、県、自衛隊等で構成された和歌山県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会が選定する「第 1 次緊急輸送道路、第 2 次緊急輸送道路、第 3 次緊急輸送道路」）及び地域緊急輸送道路（本町が指定）のそれぞれの道路管理者は、緊急交通路の点検及び道路啓開を行う。

イ．点　検

使用可能な緊急輸送道路等を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を県本部及び県警察本部（新宮警察署）に連絡する。

ウ．啓開作業

民間建設業者等の協力を得て、啓開作業を行う。

(6) 緊急輸送の予定路線

ア．緊急輸送予定路線

災害時における緊急輸送活動を迅速かつ効果的に実施するための緊急輸送予定路線は、以下のとおりとする。

■本町役場庁舎からの緊急輸送予定路線

(ｱ) 本町役場庁舎～和歌山県庁 本町役場庁舎→国道 42 号→近畿自動車道紀勢線→国道 24 号→県道鳴神木広線→県道和歌山野上線→県道和歌山港線→和歌山県庁
(ｲ) 本町役場庁舎～東牟婁振興局 本町役場庁舎→国道 42 号→東牟婁振興局
(ｳ) 本町役場庁舎～南紀白浜空港 本町役場庁舎→国道 42 号→県道白浜温泉線→南紀白浜空港
(ｴ) 本町役場庁舎～関西国際空港 本町役場庁舎→国道 42 号→近畿自動車道紀勢線→関西空港自動車道→関西国際空港連絡橋→関西国際空港

(ｵ) 本町役場庁舎～新宮港 本町役場庁舎→国道 42 号→新宮港（新宮市）
(ｶ) 本町役場庁舎～総合運動公園 ①本町役場庁舎→国道 42 号→串本港線（町道）→東海岸線（町道）→大乗郷線（町道）→サンゴ台中央線（町道）→総合運動公園（ヘリポート） ②本町役場庁舎→沖ノ芝 1 号線（町道）→東海岸線（町道）→大乗郷線（町道）→サンゴ台中央線（町道）→総合運動公園（ヘリポート）
(ｷ) 本町役場庁舎～くしもと町立病院 本町役場本庁舎→国道 42 号→串本港線（町道）→東海岸線（町道）→大乗郷線（町道）→サンゴ台中央線（町道）→サンゴ台 7 号線（町道）→くしもと町立病院（災害医療拠点）

イ．啓開作業

道路施設の被害が甚大で、緊急輸送道路等が途絶した場合、道路管理者は、関係機関等の協力を得て、この輸送道路における障害物の除去及び道路施設の応急補修等の啓開作業を優先的に行う。

(7) 災害救助法による適用範囲

災害救助法による輸送費及び賃金職員等雇上費は、以下のとおりである。

ア．対　象

(ｱ) 被災者の避難
(ｲ) 医療及び助産
(ｳ) 被災者の救出
(ｴ) 飲料水の供給
(ｵ) 遺体の捜索
(ｶ) 遺体の処理
(ｷ) 救済用物資の整理配分

イ．費用の限度額

当該地域における通常の実費とする。

ウ．期　間

救助の実施が認められる期間以内とする。

【資料 29　災害時用臨時ヘリポート一覧表】

第６章　保健衛生計画

項　目	初動	応急	復旧	担　当
第１節　防疫計画	●	●		福祉課（救助部）、住民課（救助部）、水道課（建設部）
第２節　動物保護管理計画	●	●		住民課（救助部）
第３節　清掃計画	●	●		住民課（救助部）

第１節　防疫計画

担当	福祉課（救助部）、住民課（救助部）、水道課（建設部）

1．計画方針

災害発生時における被災地の防疫は、本計画に定めるところにより迅速に実施し、感染症の発生と流行の未然防止に万全を期する。

また、必要に応じて、県に災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）の応援派遣を要請するものとし、要請を行った際は、チームを迅速・的確に受け入れる体制を整備する。

2．計画内容

(1) 実施者

救助部が、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）」（以下「法」という。）に基づき、県支部串本救助保健班の指導、指示に基づいて行う。

ただし、被害が甚大で救助部のみで実施が不可能なときは、県支部又は県本部の応援を要請し行う。

(2) 組　織

救助部のもとに、各種作業実施の直接の組織として以下の班を設置する。

ア．防疫班の編成

防疫実施のため防疫班を編成する。

防疫班は、おおむね衛生技術者１名（班長）・事務職員１名・作業員数名をもって編成する。

(3) 災害防疫の実施方法

ア．防疫措置の強化

災害の規模に応じた防疫組織を設け、対策の推進を図るとともに、防疫班を編成し、防疫活動に従事させる。

イ．広報活動の実施

パンフレット、リーフレット等の方法により、地区組織等を通じ、広報活動の強化に努めるとともに、住民の社会不安の防止に努める。

ウ．消毒の実施

法第 27 条第 2 項の規定による消毒は、次によるものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図る。

(ｱ) 消毒方法

法第 27 条第 2 項の規定による県知事の指示に基づき、法施行規則第 14 条に定めるところによって実施する。

エ．鼠（そ）族、昆虫等の駆除

法第 28 条第 2 項の規定により、知事が定めた地域内で知事の指示に基づき、鼠族・昆虫等の駆除を実施する。

オ．生活の用に供される水の供給

法第 31 条第 2 項の規定による知事の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水を供給する。

実施にあたっては「第 3 編第 2 部第 3 章第 4 節　給水計画」に定める方法によって行う。

カ．患者の入院方法

感染症等であって、入院が適当な者については、法第 19 条の規定により、早急に入院の手続きをとる。

感染症指定医療機関がり災した場合又は交通事情等の理由により入院が困難な場合は、その他の病院又は診療所であって知事が適当と認めるものに入院させることができる。

キ．集団避難所

感染症により避難所を開設したときは、防疫関係職員の指導を得て、衛生の徹底を期する。

ク．報　告

(ｱ) 被災状況の報告

本部は、被災地域の被害状況を把握した時は、速やかに「様式 17　被害状況報告書」により、当該保健所（新宮保健所串本支所）に電話及び文書をもって報告す

る。

報告は文書に先立ち、電話又は電報をもって行う。

(ｲ) 防疫活動状況の報告

「様式 18　防疫活動状況報告書」により、毎日の防疫活動の状況を取りまとめ、当該保健所（新宮保健所串本支所）に電話及び文書をもって報告する。

(ｳ) 災害防疫所要見込額の報告

救助部は、災害防疫作業費について、その所要見込額を算定し、当該保健所（新宮保健所串本支所）を経由して県に報告する。

なお、その概算については、必ず事前に電話などをもって速やかに報告を行う。

(ｴ) 災害防疫完了報告

救助部は、災害防疫が完了したときは、防疫活動を終了した日から起算して、おおむね 20 日以内に「様式 20　災害防疫業務完了報告書」により、当該保健所（新宮保健所串本支所）に提出する。

ケ．記録の整備

防疫に関し、整備して保存しなければならない書類は以下のとおりとする。

(ｱ) 被害状況報告書［様式 17］
(ｲ) 防疫活動状況報告書［様式 18］
(ｳ) 消毒に関する書類
(ｴ) 鼠族、昆虫等の駆除に関する書類
(ｵ) 生活の用に供される水の供給に関する書類
(ｶ) 患者台帳
(ｷ) 防疫作業日誌

作業の種類及び作業量、作業に従事した者、実施地域及び期間、実施後の反省、その他参考事項を記載する。

(ｸ) 災害防疫経費所要額調［様式 19］及び関係書類
(ｹ) 災害防疫業務完了報告書［様式 20］

コ．災害防疫経費の清算

災害防疫に要した経費は、他の経費と明確に区分し、災害防疫活動を終了した後できる限り速やかに清算する。

サ．災害防疫における業務分掌

災害防疫の業務分掌の概要は以下のとおりである。

1

実施主体	町本部救助部	県支部保健班	県本部防疫班	備　考
検病調査		主）検病調査班を編成し、実施する。		
健康診断		主）検病調査の結果必要と認め足るときは本部と協議の上、実施する。	健康診断を行うに必要な器材、薬剤の確保。	
患者の入院		主）感染症患者又は病原体保有者の発生したときは速やかに入院の手続きをとる。		
		主）患者多数発生又は交通途絶のため感染症指定医療機関に入院困難なときは他の医療機関に入院の手続きをとる。	患者数、入院先などの把握等を通じてまん延対策を講じる。	
生活の用に供される水の供給	主）東牟婁支部の指示により実施する。	市町村本部に指示する。	給水ろ過班の現地派遣、自衛隊の出動要請。	
消毒方法	主）東牟婁支部の指示により実施する。	市町村本部に指示する。		町の被害激甚でその機能が著しく阻害され、町本部が実施すべき業務が実施できないか、実施しても不十分であると県が認めたときは、県が代執行する。
鼠族、昆虫の駆除	主）東牟婁支部の指示により実施する。	市町村本部に実施範囲、期間を示達する。		
集団避難所	主）集団避難所を開設したときはその衛生管理に特に注意する。（自主防災組織の編成）			
臨時予防接種	町本部で実施することが可能と認められ、支部が命令したときは、町本部において実施する。	主）県本部の命令により対象者・期間を定めて、臨時予防接種を実施する。	感染症予防上必要と認めるときは、対象者期日を指定し支部に臨時予防接種を指示する。	

2

3　【様式 17　被害状況報告書】

4　【様式 18　防疫活動状況報告書】

5　【様式 19　災害防疫経費所要額調】

6　【様式 20　災害防疫業務完了報告書】

第２節　動物保護管理計画

担当	住民課（救助部）

1. 計画方針

災害で被災、放置された愛玩動物（ペット）の動物保護管理活動を行うため、県が設置し、県獣医師会、動物愛護団体が活動協力する「災害時動物救護本部」との連携、支援を行う。

特定動物（人に危害を加えるおそれのある危険な動物）については、被災状況を把握し、所有者等に逸走防止等を図るように指示し、安全確保を行う。

2. 計画内容

(1) 被災地域における動物の保護

所有者不明の負傷動物又は放し飼い状態の動物の保護については、獣医師会や動物関係団体等と協力し、動物の保護に努める。

(2) 避難所における適正な飼育と情報提供

飼い主とともに避難した動物の飼育については、本町避難所運営マニュアルに基づき適正な指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

また、災害時動物救護本部に対し、避難所における愛玩動物の情報等を提供する。

(3) 収容対策

災害時動物救援本部は、県等の指導・助言のもと、次の愛玩動物の収容対策を実施する。

(ｱ) 負傷した動物の収容・治療・保護
(ｲ) 飼養されている動物への餌の配布
(ｳ) 放浪動物の収容・保護
(ｴ) 飼養困難な動物の一時保護
(ｵ) 愛玩動物の所有者や里親（新たな所有者）探しのための情報の収集、提供
(ｶ) 愛玩動物に関する相談の実施等

(4) 死亡した愛玩動物の処理

(ｱ) 本町の焼却場で衛生的に焼却処理する。
(ｲ) 移動し難いものについては、その場で衛生的に処理する。

第 3 節　清掃計画

担当	住民課（救助部）

1. 計画方針

災害発生によって、ごみ、汚泥並びにし尿等（以下「廃棄物」という。）により生活環境が著しく汚染された場合、これらを早急に処理し衛生的な生活環境を確保するため、災害時における廃棄物対策は本計画によるほか、別途定める「串本町災害廃棄物処理計画」による。

2. 計画内容

(1) 実施者

ア．廃棄物収集処分の応急対策計画の策定及びその実施は、救助部環境衛生班が実施する。実施にあたっては、ごみ処理担当、し尿処理担当、がれき処理担当等を編成する。

イ．本部長は、被害が甚大で本町だけで処理が不可能な場合は、県に協力要請を行い、県の指導により他の市町村の応援及び災害廃棄物処理支援要員の協力を得て実施する。

(2) 実施の方法

ア．ごみ処理

(ｱ) 初期対応

①避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込量を把握する。

②ごみ処理施設の被害状況と復旧見込を把握する。

(ｲ) 処理活動

①被災地の生活に支障が出ないように、必要であれば「大規模災害時における一般廃棄物応急対策業務に関する協定」に基づき、一般社団法人和歌山県清掃連合会串本支部に支援要請を行い、ごみの収集処理を適切に行う。

②ごみの収集は平常時の収集ルートを基本とするが、状況に応じて別途集積所を定め収集の能率化を図る。

③ごみの分別は、平常時と同様の分別を原則とする。

④防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。

⑤ごみの排出量がごみ処理施設の処理能力を超えた場合やごみの分別が困難な場合は、必要に応じて仮置場を設置し、分別が困難なごみについては仮置場で分別を実施する。また、仮置場における衛生状態を保つ。

⑥分別されたごみの種類に応じ、環境衛生上支障のないよう適切な処理を行う。

イ．し尿処理

(ｱ) 初期対応

①避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道復旧状況を勘案の上、当該避難所等の仮設トイレの必要数やし尿の収集・処理見込みを把握し、必要に応じ仮設トイレの設置に努める。また、設置にあたっては、立地条件を考慮し、漏出により地下に浸透しない措置を講じる。

②要配慮者に向けては、「災害対策用簡易トイレ」の備蓄分を避難所等に輸送し使用するとともに、不足する分については関連業者等より調達確保し輸送を依頼する。

③し尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じ応急復旧措置を講じて、処理能力の維持に努める。

(ｲ) 処理活動

①収集は、し尿収集許可業者の積極的な協力を求め、必要であれば「大規模災害時における一般廃棄物応急対策業務に関する協定」に基づき、一般社団法人和歌山県清掃連合会串本支部に支援要請を行い実施する。また、避難所等で緊急汲み取りを必要とする地域から実施する。

②処理は、し尿処理場で行うことを原則とする。ただし、汲み取りし尿が大量のため応急的に貯留槽を設置する場合には、環境衛生上支障のない場所に設置するとともに、漏出により地下水又は河川等を汚染しないように注意する。

ウ．がれき処理

(ｱ) 初期対応

①がれきの発生量を把握する。

②がれきの選別、保管、償却等のために長期間の仮置きが可能な仮置場を確保するとともに、がれきの最終処分までの処理ルートの確保を図る。

③災害の規模、被害の程度により、収集能力、緊急度等を勘案して収集計画を作成し実施する。

(ｲ) 処理活動

①がれき処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集、運搬する。

②がれきの適正な分別処理を行うとともに、再利用できるものは可能な限りリサイクル処理に努める。

③石綿（アスベスト）等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、町民や作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

なお、石綿の飛散に係る応急対策は、第３部 第６節有害物質漏洩等応急対策計画を参照のこと。

④処理のために必要な資機材については、本町所有の資機材及び建設業者等の協力を得て確保する。

(3) 県への協力要請

ア．本部長は、廃棄物処理について協力支援が必要と認めたときは、県に対し、県と一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の間で締結されている「大規模災害時における

災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づく協力を要請する。

イ．本部長は、し尿等の収集運搬の協力支援が必要であると判断したときは、知事に要請し、当該要請を受けて知事は一般社団法人和歌山県清掃連合会及び一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会と締結している「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」に基づき、支援の協力要請を行う。

(4) 事務処理

ア．本部長は、災害により清掃事業の応急対策を実施したときは、直ちに新宮保健所串本支所経由の上、県環境生活部循環型社会推進課へ報告する。

イ．本部長は、廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設）に被害があった場合は、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知（平成 19 年 9 月 6 日）「災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金の取扱い」により、その被害状況等を、新宮保健所串本支所を経由して、県環境生活部循環型社会推進課へ報告する。

ウ．報告は、「災害関係業務事務処理マニュアル（平成 26 年 6 月環境省）」において定められた「災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設被災状況について」により行うものとし、必要に応じて、事前に電話等で被害の概況等を報告したのち、被災状況の写真等を添付して報告する。

(5) その他

ア．堆積土砂と災害清掃事業との関係

堆積土砂の排除は、清掃作業とはみなされない。

【資料 17　消防相互応援協定等の締結状況】
【資料 47　県内の清掃施設等の状況】
【資料 48　廃棄物処理施設被害状況報告の様式】

第７章　文教対策計画

項　目	初動	応急	復旧	担　当
第１節　小･中学校の計画	●			教育課（教育部）
第２節　学校給食関係の計画	●			教育課（教育部）
第３節　社会教育施設関係の計画	●			教育課（教育部）
第４節　認定こども園の応急対策計画	●			こども未来課（救助部）
第５節　学用品支給計画		●		教育課（教育部）

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、児童生徒の安全確保・学校施設の確保及び教職員対策、文教施設の復旧、学用品、教科書の確保等、以下の応急対策を講じる。

第１節　小・中学校の計画

担当	教育課（教育部）

1. 計画方針

小・中学校に関する災害の応急対策は、別に定めるほか、この計画による。

2. 計画内容

(1) 児童生徒の安全の確保

ア．児童生徒に対する安全指導の充実徹底を図るとともに、避難訓練等の実施を通じて常に緊急措置、安全措置がとれるような体制を確立しておく。

イ．校長（不在の場合は教頭若しくはそれに準じる者）は、事前に災害が予知される場合や児童生徒に危険が及ぶ心配があるときなど、現状を的確に判断し、臨時休校、学校行事の中止等適切な措置を講じるとともに、教育委員会を経由若しくは直接本部に報告する。

ウ．災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、安全確認ができるまでの間、児童生徒の安全確保を第一とし、校内に保護する。

エ．安全確認ができた場合や確実に保護者等への引渡しができる場合には、帰宅させる。また、保護者に対しては、児童生徒の安全な引渡しを図る。

オ．在校時・学校外の諸活動、登下校時、夜間・休日等の児童生徒の安全確保方策については、危機管理マニュアル等を整備し、確立しておくこと。

【「生きる力」をはぐくむ防災教育の展開（文部科学省）、学校における防災教育・安全指針（県教育委員会）参照】

(2) 学校施設の確保

ア．被害程度別応急教育予定場所

(ｱ) 応急的修理で使用できる程度の場合

当該施設の応急措置を行い使用する。

(ｲ) 学校の一部の校舎が使用できない程度の場合

特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお、不足する場合は二部授業等の方法による。

(ｳ) 校舎の全部又は大部分が使用できない程度の場合

公共施設を利用し、又は隣接学校の校舎等を利用する。

(ｴ) 特に地区が全体的被害を受けた場合

住民避難先の最寄りの学校、り災を免れた公共施設を利用する。

イ．施設利用の応援

近隣学校その他公共施設を利用して授業を行う場合には、以下の方法により当該施設管理者又は所有者の応援を得るものとする。

(ｱ) 串本町内施設利用の場合

本部において、関係者協議の上、行う。

(ｲ) 東牟婁支部内の他市町村施設利用の場合

教育部は、本部教育部に対して、施設利用の応援を要請する。

(ｳ) 他支部の所轄地域の施設利用の場合

教育部は、本部教育部に対して、施設利用の応援を要請する。

ウ．教職員の対策

(ｱ) 学校内操作

欠員が少数の場合には、学校内において操作する。

(ｲ) 本町内操作

学校内で解決できないときは、学校長は教育部に派遣を要請する。

教育部は、本町内の学校内において操作する。

(ｳ) 東牟婁支部内操作

本町内において解決できないときは、近隣市町村に教職員派遣を要請する。

(ｴ) 県内操作

東牟婁支部内において解決できないときは、本部教育部に教職員派遣を要請する。

なお、応援要請にあたっては、教育部長が本部長と協議して決定する。

第 2 節　学校給食関係の計画

担当	教育課（教育部）

1. 計画方針

災害時における学校給食の応急対策は、この計画による。

2. 計画内容

(1) 給食の実施

教育部は、以下の事項に留意して応急給食を実施する。

ア．施設、原材料の被害のため、給食の実施ができないときは、速やかに応急措置をして実施する。

イ．学校を避難所として使用する場合、給食施設はり災者用炊き出し施設に利用される場合が少なくないが、学校給食とり災者炊き出しとの調整に留意して実施する。

ウ．応急給食の実施及び学校給食再開時には、食中毒・感染症等発生のおそれがあるため、衛生管理等に特に留意する。

(2) 物資対策

教育部は、被害を受けた給食用原材料等の被害を取りまとめ、その物品の処分方法等については、県本部の指示・指導・助言を受ける。

第 3 節　社会教育施設関係の計画

担当	教育課（教育部）

1. 計画方針

災害時における社会教育施設関係の応急対策は、この計画による。

2. 計画内容

災害発生時においては、社会教育施設等は災害応急対策のため、特に避難所等に利用される場合も少なくないため、教育部は、被害状況の掌握に努めるとともに、その応急処理等適宜の措置を速やかに実施する。

第４節　認定こども園の応急対策計画

担当	こども未来課（救助部）

1. 計画方針

認定こども園に関する災害の応急対策は、別に定めるほか、この計画による。

2. 計画内容

(1) 災害時の措置

災害が発生し又は発生するおそれがある場合においては、認定こども園では、次の措置を講じる。

ア．園長（不在の場合は、副園長若しくはそれに準じる者。以下「園長等」という。）は、状況に応じた緊急避難の指示を行う。

イ．災害の規模及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、必要な措置を講じるとともに、本部長に報告する。

ウ．園児は、認定こども園の管理下において、園児の安全確保を第一とする。

安全確認後、確実に保護者等への引渡しができる場合には、園児を帰宅させるが、保護者の迎えがないときは、施設の安全を確認し、園児を施設内に保護する。

エ．勤務時間外に災害が発生した場合において、関係者は、所属の認定こども園に速やかに参集し、本町が行う災害応急対策活動及び復旧活動に協力し、応急的な幼児教育又は保育の実施及び施設の管理のための体制を確立する。

(2) 応急対策の実施

園長等は、平常時に策定した防災マニュアルや応急的な幼児教育又は保育計画等の諸計画に基づき、速やかに応急対策を実施する。

また、職員が不足する場合は、関係部局内でこれを調整し対策を講じ、臨時の編成を行うなど必要な措置を行うとともに、園児及び保護者に周知する。

第５節　学用品支給計画

担当	教育課（教育部）

1. 計画方針

災害により住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又は損傷した小・中学校の児童生徒に対し、必要最小限度の学用品を給与し、それらの者の就学の便を図る。

2. 計画内容

(1) 給与の種別

教科書等（教科書の発行に関する臨時措置法第２条１項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出、又はその承認を受けている教材）、文房具、通学用品

(2) 給与対象者

災害により住家に被害を受けた児童生徒で、住家の被害程度は、全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水以上で、学用品がなく就学に支障を生じている者。

(3) 給与方法

ア．学用品は、原則として県において一括購入し、り災児童生徒に対する配分は、県又は本町（教育部）が実施するが、教科書等については、地域ごと学校等により、その使用教科書が異なる場合も考慮し、学用品の給与を迅速に行うため県から町長へ職権が委任された場合には、調達から配分までの業務を行う。

イ．県又は本町（教育部）は、学用品の給与にあたっては、まず、その給与対象となる児童生徒の確実な人員を把握するため、り災者名簿と児童生徒の指導要録及び学齢簿等と照合し、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握する。

(4) 救助法による学用品の給与基準

ア．「学用品の給与」は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、学用品を喪失、又は損傷し、就学上支障のある児童生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に対して行う。

イ．「学用品の給与」は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって支給する。

①教科書等（教科書の発行に関する臨時措置法第２条１項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出、又はその承認を受けている教材）

②文房具

③通学用品

ウ.「学用品の給与」のため支出できる費用は、教科書代としては「教科書の発行に関する臨時措置法」第 2 条第 1 項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出又はその承認を受けている教材を給与するための実費とし、文房具及び通学用品費は小学校児童 1 人当たり 4,700 円以内、中学校生徒 1 人当たり 5,000 円以内、高等学校等生徒一人当たり 5,500 円とする。

エ.「学用品の給与」は、災害発生の日から、教科書については 1 ヶ月以内、その他の学用品については 15 日以内とする。

ただし、当該期間内にできない場合は、内閣総理大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長することができるように東牟婁振興局を経由して知事に期間延長の申請を行う。

(5) その他

整備しなければならない書類等は、以下のとおりである。

ア. 救助実施記録日計票［様式 4］
イ. 学用品の給与状況［様式 4］
ウ. 学用品購入関係支払証拠書類
エ. 備蓄物資払出証拠書類

【様式 4　災害救助法関係様式】

第８章　農林水産関係災害応急対策計画

項　目	初動	応急	復旧	担　当
第１節　農林関係災害応急対策計画	●			産業課（経済部）
第２節　水産関係災害応急対策計画	●			産業課（経済部）

第１節　農林関係災害応急対策計画

担当	産業課（経済部）

1. 計画方針

各種気象災害による農作物、農林業施設等の被害を最小限にとどめるための諸施策について定める。

2. 計画内容

(1) 農地及び農業用施設に対する設置

ア．用水路等が決壊又は氾濫するおそれがある場合の排水施設の保全、警戒及び被災時の応急措置については、紀南農業協同組合、みくまの農業協同組合の協力を得て実施する。

イ．河川等の決壊、氾濫により農業用施設に被害を受けたときは、紀南農業協同組合、みくまの農業協同組合の協力を得て応急復旧を実施するとともに、農地が冠水した場合は、可搬ポンプ等を活用して排水活動を実施する。

なお、資機材が不足する場合は、東牟婁振興局に協力を要請する。

(2) 風水害応急対策

ア．農作物対策

(ｱ)各種農作物に被害のあるときは､病害虫に対して早期防除の徹底を図るとともに、被害が著しく栽培を継続することが不可能な場合は、速やかに栽培を中止し、経営可能な範囲で新たな農業作目の検討を行う。

(ｲ) 被害の実態に応じ、紀南農業協同組合、みくまの農業協同組合及び東牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課に対し技術の指導を依頼する。

なお、種苗の確保についても同様とする。

イ．林業対策

(ｱ) 苗畑に被害のあるときは、病害虫の防止措置をとる。

(ｲ) 造林地に被害のあるときは、被害木は早期に処分し、根切れ・根ゆるみなどを起こした幼齢林木は、木起こしや根踏みをして樹勢の回復を図る。

(ｳ) 治山・林道については、早期に施設を巡視して、被害の状況を把握するとともに、危険な箇所については標示をし、応急処置に努める。

(ｴ) 森林組合は、上記対応の実施において、産業課に協力する。

(3) 干害応急対策

ア．用水の不足する農地では、最小の水量で最大の効果を上げるよう計画的・能率的な灌水を行えるよう努める。

イ．干害に伴う病害虫の発生に注意し、早期防除を行う。

第 2 節　水産関係災害応急対策計画

担当	産業課（経済部）

1. 計画の方針

各種災害による漁場、水産施設等の被害を最小限度にとどめるため、応急対策を迅速かつ的確に実施する。

2. 計画の内容

(1) 油の流出への対応

油の流出による漁場、水産関係施設等の被害発生等の伝達方法は以下のとおりとする。

■油流出の場合の伝達方法

(2) 赤潮発生への対応

赤潮時による漁場、水産関係施設等の被害発生の伝達方法は以下のとおりとする。

■赤潮時の伝達方法

(3) 漁船及び水産関係施設等の損害流出事故への対応

風水害等による漁場及び水産関係施設等の被害発生等の伝達方法は、以下のとおりとする。

■漁船及び水産関係施設等の被害発生等における伝達方法

第９章　公共的施設災害応急対策計画

項　目	初動	応急	復旧	担　当
第１節　上水道施設災害応急対策計画	●	●		水道課（建設部）
第２節　公衆電気通信施設災害応急対策計画	●	●		西日本電信電話株式会社 各通信事業者
第３節　電力施設災害応急対策計画	●	●		関西電力送配電株式会社
第４節　鉄道施設災害応急対策計画	●	●		西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社和歌山指令

第１節　上水道施設災害応急対策計画

担当	水道課（建設部）

１．計画方針

災害により水道施設に被害が生じた場合は、速やかに応急措置を講じ、給水確保に努める。

２．計画内容

（1）実施者

上水道施設の応急対策にかかわる業務は、建設部水道班が実施する。

（2）応急措置

建設部水道班は、風水害の発生時に、取水、導水、浄水及び送水の各施設についての被害状況を早急に調査し、迅速に関係機関に伝達する。

また、小規模な配水管が破損した場合は、応急修理により給水に努める。

（3）応急復旧

ア．各水源の取水施設・導水施設及び浄水施設の復旧を最優先に行い、順次浄水場に近い箇所から送水管の復旧を進める。

イ．応急復旧作業の実施に際しては、指定給水装置工事事業者に要請するとともに、建設業者の応援を求める。

ウ．被害状況に基づいて、必要な復旧資材を迅速に調達し、不足する資材については早急に発注する。

エ．応急復旧の実施に必要な人員・資機材が確保できない場合には、総務部と連携を図りつつ、速やかに、相互応援協定等に基づく支援の要請を行う。

オ．配水支管、給水管の被害が大きい地域においては、共用栓*1による拠点給水・運搬給水を実施する。

管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場合については、仮設管による通水などにより、できるだけ断水地域を解消する。

カ．ほぼ断水地域が解消した段階で、引き続き各戸給水を目途に復旧を実施する。

*1共用栓：共用栓給水装置（共用栓）とは、2戸以上又は2箇所以上で共用する給水装置をいう。

(4) 応援要請

災害の応急復旧が、本町独自では不十分であると判断される場合、日本水道協会和歌山県支部と締結している「水道災害相互応援対策要綱に基づく協定書」に基づき、応援を要請する。

ア．応援要請先

第６ブロック代表都市である新宮市

イ．応援活動の内容

(ｱ) 応急給水作業
(ｲ) 応急復旧作業
(ｳ) 応急復旧資材の供出
(ｴ) 工事業者の斡旋
(ｵ) 前に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

ウ．要請方法

口頭、電話又は通信、無線等により行い、後日文書により速やかに要請先まで提出する。

＜明記事項＞

(ｱ) 災害の状況
(ｲ) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
(ｳ) 必要とする職員の職種別人員
(ｴ) 応援の場所及び応援場所への経路
(ｵ) 応援の期間
(ｶ) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

第２節　公衆電気通信施設災害応急対策計画

担当	西日本電信電話株式会社、各通信事業者

1. 計画方針

各事業者は、災害により電気通信施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により、災害応急対策及び災害復旧を実施する。

2. 計画の内容

(1) 災害時における情報の収集及び連絡

ア．情報の収集、報告

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。

(ｱ) 気象状況、災害予報等
(ｲ) 電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況
(ｳ) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
(ｴ) 被災設備、回線等の復旧状況
(ｵ) 復旧要員の稼働状況
(ｶ) その他必要な情報

イ．社外関係機関との連絡

災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ当該区域を管轄する次の社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。

○県、本町、警察、消防、水防及び海上保安の機関、地方郵政局、総合通信局、気象台又は測候所、行政機関、報道機関、非常通信協議会、電力会社、交通運輸機関、自衛隊及びその他の必要な機関

(2) 通信の非常疎通措置

ア.「災害救助法」が適用された場合等には、避難場所に、り災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

イ．災害の発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

(3) 災害時における広報

ア．災害の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信の疎通及び利用制限の措置

状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

イ．テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページや支店前掲示等により直接当該被災地に周知する。

ウ．災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりの輻輳トーキ案内、避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関、本町との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。

(4) 設備の応急復旧

災害に伴う電気通信設備等の応急復旧は、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、迅速・適切に実施する。

ア．被災した電気通信設備等の復旧は、サービス回復を第一義として速やかに実施する。

イ．必要と認めるときは、災害復旧に直接関係のない工事に優先して、復旧工事に要する要員資材及び輸送の手当てを行う。

ウ．復旧にあたっては、行政機関、ライフライン事業者と提携し、早期復旧に努める。

第３節　電力施設災害応急対策計画

担当	関西電力送配電株式会社

1. 計画方針

電気施設を災害から防護するため、関西電力送配電株式会社新宮配電営業所串本技術サービスセンターと協力し、各種施策を実施するとともに、災害が発生した場合には、速やかに応急復旧作業により電力の供給確保に努める。

2. 計画内容

(1) 情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、以下に掲げる情報を迅速かつ的確に把握する。

ア．一般情報

(ｱ) 気象、地象情報

(ｲ) 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設をはじめとする当該管内全般の被害情報

(ｳ) 対外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況）

(ｴ) その他災害に関する情報（交通状況等）

イ．当社被害情報

(ｱ) 電力施設等の被害状況及び復旧状況

(ｲ) 停電による主な影響状況

(ｳ) 復旧用資機材、復旧要員、食糧等に関する事項

(ｴ) 従業員の被災状況

(ｵ) その他災害に関する情報

(2) 広報活動及び方法

災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため電力施設被害状況及び復旧状況について広報を行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するため広報活動を行う。

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、ＳＮＳ及びＬアラート等を通じて行うほか、状況に応じて広報車等により直接当該地域へ周知する。

(3) 対策要員の確保

ア. 夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた対策組織要員は、気象、地象情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。

イ. 対策組織が設置された場合は、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。

ウ. 交通途絶等により所属する事業所に出動できない対策要員は、最寄り事業所に出動し、所属する事業所に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

(4) 復旧用資機材の確保

ア. 調　達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

(ｱ) 現地調達
(ｲ) 対策組織相互の流用
(ｳ) 他電力会社等からの融通

イ. 輸　送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ事業者が調達契約をしている協力会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

ウ. 復旧用資機材置場等の確保

災害時において、復旧用資機材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

(5) 危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請等があった場合には、対策組織の長は送電停止等の適切な危険予防措置を講じる。

(6) 応急工事

ア. 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

イ. 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

(ｱ) 水力・火力発電設備
共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(ｲ) 送電設備
ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

(ｳ) 変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

(ｴ) 配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

(ｵ) 通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置及び可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

ウ．災害時における安全衛生

応急工事の作業は、通常作業に比し、悪条件のもとで行われることから、安全衛生については十分配慮して実施する。

第４節　鉄道施設災害応急対策計画

担当	西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社和歌山指令

1. 計画方針

鉄道に関する事故又は災害が発生し、若しくは発生が予測される場合の災害応急対策等は、西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社新宮駅と協力して応急措置にあたる。

2. 計画内容

災害等により応急対策等を実施する場合は、「和歌山支社鉄道事故及び災害応急処置要項」により応急復旧活動を行う。

(1) 初動措置

ア．保守担当区の措置

災害により列車の運転に支障を生ずる事態が発生又は発生が予想される場合は、列車抑止し線路・橋梁・重要建築物・電車線路及び信号保安設備等の巡回・固定警備により安全確認を行う。

イ．列車の措置

乗務員は列車の運行に支障を生じるおそれのある災害発生現場に遭遇した場合は、速やかに停止の措置をとる。ただし、危険な箇所に停止した場合、安全な箇所に移動する。

また、状況によっては旅客の避難救出救護の要請を行うとともに関係箇所に対し必要事項の速報を行う。

ウ．駅の措置

駅長は災害の程度に応じて、以下の措置をとる。

(ｱ) 駅舎及び関連施設の応急措置
(ｲ) 情報収集
(ｳ) 必要に応じ、列車防護、救護所の開設、医療機関の救援要請等

(2) 旅客の避難誘導及び救出救護

ア．避難誘導

(ｱ) 駅における避難誘導

駅長は、被害の状況により旅客への広報を積極的に行い、避難について駅員の指示に従うよう協力を求める。

（ｲ）列車における避難誘導

乗務員は、被害状況等について積極的に案内を行い協力を求める。

また、被災の状況、救出救護の手配、避難場所その他必要事項について和歌山支社運輸指令（最寄り駅）に連絡処置を講じる。

イ．救出救護

列車の脱線、転覆又は建造物の崩壊等によって死傷者が発生した場合は、駅長及び乗務員は直ちに救出救護活動を行う。

本部長は、西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社新宮駅と連絡を取り、協力して救出救護活動にあたる。

第 10 章　自発的支援の受入計画

項　目	初動	応急	復旧	担　当
第 1 節　災害ボランティア受入計画	●	●		企画課（総務部）
第 2 節　労働者の確保計画	●	●	●	産業課（経済部）、 被害程度に応じ全部班等

第 1 節　災害ボランティア受入計画

担当	企画課（総務部）

1. 計画方針

本町内外から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対処するよう努める。

災害応急対策の実施にあたるボランティアの受入、編成及び活動は、本計画による。

2. 計画内容

(1) ボランティアの受け入れ

本町、県、日本赤十字社和歌山支部、社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関は相互に協力・連携し、ボランティアが被災者のニーズに応えて円滑に活動できるよう適切に対処する。

ア．本町の活動

(ｱ) ボランティアセンターの設置

本町は、被災の程度により必要と認めたときは、社会福祉協議会その他関係機関と協議の上、ボランティアで組織する調整機関（以下「ボランティア調整機関」という）と連携が図られ、その活動に対し情報提供、調整支援が行え、ボランティア活動受入れ施設となるボランティアセンターを設置する。

ボランティアセンターの設置場所は、串本町福祉総合センターを基本とし、災害の規模、災害による施設の損傷や二次災害のおそれがある場合は、本町と社会福祉協議会及びその他関係機関と協議の上、決定する。

■ボランティアセンター設置施設

施設名	所在地	備　考
串本町福祉総合センター	サンゴ台 783-7	ボランティアセンター （ボランティア受入れ）

イ．社会福祉協議会の活動

(ｱ) 受入窓口の開設･運営

ボランティアセンターが設置された場合、社会福祉協議会は直ちに受入窓口を開設する。

ボランティアの受入れや活動方針の決定、人員の派遣等についてはボランティア調整機関の自主性を尊重する。

受入窓口は、ボランティア調整機関と連携を図るとともに、その活動に対し情報の提供、活動支援を行う。

(ｲ) 活動拠点の提供等

社会福祉協議会は、本町と協議の上、ボランティア活動に必要な場所及び情報を提供する。

ウ．県の活動

災害の状況、本町から収集した住民のニーズなどの情報を、日本赤十字社和歌山県支部、社会福祉協議会、その他の広域的なボランティア活動推進機関に提供する。

また、社会福祉協議会などのボランティア活動推進機関と連携し、ボランティアが円滑に活動できるよう環境整備を図る。

エ．日本赤十字社和歌山県支部の活動

(ｱ) 情報の提供

ボランティア支援の申し入れに対して、被災地の状況、ボランティアの活動内容、受入れ窓口など情報の提供に努める。

(ｲ) 日本赤十字奉仕団への要請

必要に応じ、日本赤十字奉仕団に対して支援を要請する。

(2) ボランティアの編成

ア．ボランティアは災害応急対策の実施に奉仕する目的をもって、おおむね以下の団体等で編成する。

①ボランティア活動団体
②日本赤十字奉仕団体
③青年団
④婦人会
⑤自主防災組織、区
⑥学生及び生徒

イ．ボランティアは各団体別に編成し、名称を付け、団長、副団長、班長等を置き、平常時の組織を考慮して災害協力活動の実態に即した編成をとる。

(3) 活動計画

ア．受　付

奉仕活動に参加する団体の受付は、本部が設置した町災害ボランティアセンターで行い、社会福祉協議会が運営を担当する。

イ．活　動

ボランティアは主として次の作業に従事するが、活動に参加する団体の組織並びに実態に即した作業に従事させるよう努める。

①炊き出しその他災害救助の実施
②通信・通訳・手話・介護等
③清掃の実施
④災害対策用物資、資材の輸送及び配分
⑤応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業
⑥軽易な事務の補助
⑦その他上記作業に類した作業

(4) その他

ア．帳簿等の整備

ボランティアの協力を受けた機関は、以下について記録簿を作成し整備する。

①奉仕活動に参加した団体の名称及び人員・氏名
②作業内容及び期間

③その他参考事項

イ．協力要請

本部・各部は、分担する災害応急対策実施のため、ボランティアによる作業の必要があると認めるときは、総務部に連絡し協力を要請する。

ウ．県への協力要請

県に協力要請する場合は、活動地、必要人員、活動地への移動手段等必要な情報提供を行う。

第２節　労働者の確保計画

担当	産業課（経済部）、被害程度に応じ全部班等

1. 計画方針

災害応急対策の実施が、本部の職員及びボランティア等では労力的に不足し、あるいは特別な作業のため技術的な労力が必要なときにおける労働者の確保は、本計画による。

2. 計画内容

(1) 労働者の雇用

労働者の雇用は、原則として経済部を通じて行うが、急を要する場合又は経済部で雇用できない場合は、それぞれの部において行う。

(2) 労働者雇用の方法

一般の労働者の雇上げについては、本町内の建設業者等に委託要請するものとし、なお不足のときは、公共職業安定所に雇用を依頼する。

(3) 労働者雇用の範囲

労働者雇用の範囲は、災害応急対策の実施に必要な人員とするが、救助法に基づく救助の実施に必要な労働者の雇上げの範囲は、以下のとおりである。

ア．り災者の避難誘導要員

災害のため現に被害を受けるおそれのある者を安全な場所に避難させるための誘導要員を必要とするとき

イ．医療及び助産のための移送要員

(ｱ) 救護班だけでは処理できない重症患者又は救護班が到着するまでの間に、医療措置を講じなければならない患者がおり、病院診療所に運ぶための要員を必要とするとき

(ｲ) 救護班によって医療助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動に伴う要員

(ｳ) 傷病が軽傷のため、引き続き療養が必要であるがやむを得ず自宅待機することとなった患者を輸送するための要員

ウ．り災者の救出要員

り災者の身体の安全を保護するため、り災者を救出するための要員

エ．飲料水の供給要員

飲料水を供給するための機械器具の運搬操作等に要する人員及び飲料水を浄化するための､医薬品等の配布に要する人員並びに飲料水を供給するために必要とする人員。

オ．救助用物資の整理、輸送及び配分要員

被服、寝具その他生活必需品、学用品、炊き出し用の食糧品・調味料・燃料、医療品、衛生材料を整理し輸送及び配分するための要員

カ．遺体捜索要員

遺体捜索に必要な機械器具その他の資材の操作及び後始末に要する要員

キ．遺体の処理（埋葬を除く）要員

遺体の洗浄消毒等の処理をする要員及び仮安置所等まで輸送するための要員

ク．対策要員雇用の特例

以上の他埋葬、炊き出し、その他救助作業の要員を確保する必要がある場合は、本部長は東牟婁振興局に申請する。

(4) 労働者雇用の期間

労働者雇用の期間は、災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、救助法に基づく要員の雇用期間は、それぞれの救助の実施が認められている期間である。

ただし、内閣総理大臣の承認を得て延長された場合は、自動的に延長される。

(5) 労働者の賃金

雇用労働者に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き、労働者を雇用した地域における通常の実費程度を支給する。

(6) その他

労働者を雇用した場合は、次の帳簿等を整備し保存しておかなければならない。

ア．救助実施記録日計票［様式４］
イ．賃金職員等雇上げ台帳
ウ．賃支払関係証拠書類

【様式４　災害救助法関係様式】

第 11 章　在港船舶対策計画

項　目	初動	応急	復旧	担　当
在港船舶対策計画	●	●		串本海上保安署、産業課（経済部）

1. 計画方針

台風、高潮等に際し、港内の船舶の災害対策は本計画による。

2. 計画内容

(1) 関係機関との協力

台風襲来時等における災害を防止するため、県、田辺海上保安部、串本海上保安署、漁業協同組合等と、密接な協力により事故防止の徹底を図る。

(2) 避難の指導・指示

在港船舶に対し、気象等の情報を伝達するとともに、早期避難の指示及び安全な停泊地への避難を指導する。

(3) 障害物対策

港内における障害物に対する措置については、田辺海上保安部又は串本海上保安署に通報し、航行警報等の航行安全対策措置を要請する。

障害物の除去については、港管理者に要請し、本町管理港については、漁業協同組合等に協力要請を行い、その除去に努める。

第 12 章　災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定

項　目	初動	応急	復旧	担　当
災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定	●			総務課（本部事務局）、各部班

非常災害が発生し、かつ、当該災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進し、国の経済の秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に対応するため特別な必要があると認めるとき、内閣総理大臣は、関係地域の全部又は一部について災害緊急事態の布告を発するとともに、内閣総理大臣を本部長とする緊急非常災害対策本部を設置する。(平成 25 年 6 月改正災害対策基本法)

内閣総理大臣により本町の地域に関して災害緊急事態の布告があったときは、災害対策基本法第 86 条の２から第 86 条の５までの特例措置を可及的速やかに講ずることができるようにするため、当該災害により現実に発生している個別具体的な状況を確認せずとも、被災地において甚大な被害が当然生じているものとみなして、「特定大規模災害」の指定、及びこれらの特例措置が自動的に適用される。

災害対策基本法第 86 条の２から第 86 条の５までの特例措置のあらまし
１.避難所及び応急仮設住宅における特例（第 86 条の２） 政令で定める区域及び期間において、消防法第 17 条の規定（建築物の工事施工に関する消防長又は消防署長の同意）は、適用しない。ただし、消防設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他避難所及び応急仮設住宅における災害防止、公共の安全確保のために必要な措置を講ずること。 ２.臨時の医療施設に関する特例（第 86 条の３） 政令で定める区域及び期間において、医療法第４章の規定（病院、診療所及び助産所の開設、管理に関する国、都道府県等への届出、許可等）は、適用しない。 ３.埋葬及び火葬の特例（第 86 条の４） 厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律第５条（市町村長による許可）及び第 14 条（許可証受理後の埋葬、火葬又は収蔵）に規定する手続の特例を定めることができる。 ４.廃棄物処理の特例（第 86 条の５） 環境大臣は期間を限り、廃棄物処理特例地域を指定するとともに、廃棄物処理特例基準を公布し、廃棄物処理の迅速化を図ることができる。

第３部　その他災害応急対策

第１章　危険物等災害応急対策計画

項　目	初動	応急	復旧	担　当
第１節　危険物施設災害応急対策計画	●	●		消防本部
第２節　高圧ガス災害応急対策計画	●	●		消防本部
第３節　危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両災害応急対策計画	●	●		消防本部
第４節　海上災害応急対策計画	●	●		串本海上保安署、消防本部
第５節　放射性物質事故応急対策計画	●	●		総務課（総務部）、福祉課（救助部）、住民課（救助部）、消防本部
第６節　有害物質漏洩等応急対策計画	●	●		総務課（総務部）、住民課（救助部）

第１節　危険物施設災害応急対策計画

担当	消防本部

1. 計画方針

本町及び防災関係機関は、火災その他の災害に起因する危険物等災害の被害を最小限にとどめ、周辺住民に対する危害防止を図る。

2. 計画内容

(1) 事業所

危険物施設の管理者は、関係法令により定められた予防規程等によるほか、本部、県等と連携して、災害時における応急措置を以下により実施する。

ア．災害が発生するおそれのある場合の措置

(ｱ) 情報及び警報等を確実に把握する。

(ｲ) 施設内の警戒を厳重にするとともに保安要員を各部署に配備する。

(ｳ) 消防設備等を点検整備するとともに、危険物の流出、あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送の停止並びに施設の応急点検と出火等の防止対策を講じる。

(ｴ) 初期消火要領の徹底及び混触発火等による火災の防止対策を講じる。

イ．災害が発生した場合の措置

(ｱ) 消防機関及びその他の関係機関へ通報する。

(ｲ) 消防設備を使用し、災害の防除に努める。

(ｳ) 危険物施設等における詰替え、運搬等の取扱いを禁止し、災害の拡大誘発の防止に最善の方策を講じる。

(ｴ) 災害状況の把握及び災害拡大に伴う付近の状況等により避難等の処置を講じる。

(2) 本　部

危険物施設の管理者と密接な連携を保ち、災害の拡大を防止するための消防活動、負傷者等の救出、警戒区域の設定、広報活動及び避難の指示等必要な応急対策を消防計画の定めるところにより実施する。

(3) 通信連絡体制

危険物施設において事故、災害が発生した場合、次図により関係機関に通報する。

■通報連絡体制

第２節　高圧ガス災害応急対策計画

担当	消防本部

1. 計画の方針

高圧ガスによる災害に際して、住民の生命及び財産を保護するため、この計画を定める。

2. 計画の内容

高圧ガスによる災害の発生するおそれがある場合、又は災害が発生したときは、災害の発生又は拡大を防止するため、速やかに以下の応急措置を講じる。

(1) 管理者の措置

高圧ガスによる災害が発生するおそれがある場合は、その施設等の管理者は、関係機関と連絡を密にし、速やかに適切な措置を講じる。

(2) 住民の避難

(1)の措置がとれない場合は、必要に応じ、危険地域内の住民の避難措置を講じる。

(3) 災害への対応

高圧ガスによる災害が発生した場合、消防機関、警察等のいずれかに通報するとともに、以下の措置を講じる。

ア．立入禁止区域の設定及び交通規制
イ．被害者の救出、救護
ウ．消火及び防火、防爆、除害活動並びに広報活動

(4) 応援の要請

必要に応じて、和歌山県高圧ガス地域防災協議会、(一社) 和歌山県ＬＰガス協会又は関係事業所等の応援を求める。

第３節　危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両災害応急対策計画

担当	消防本部

1. 計画の方針

危険物、高圧ガス、火薬類輸送車両の事故に伴う応急措置は、本計画により実施する。

2. 計画の内容

(1) 輸送従事者

輸送途上において事故が発生したときは、以下の措置を講じるほか、事故の状況並びに積載危険物の種類及び性状等に応じ適切な措置を講じる。

ア．消防機関及び警察官へ通報する。
イ．付近住民並びに通行人に火気使用禁止及び風上への避難を呼びかける。
ウ．エンジンの停止、安全弁の確認、初期消火等の措置を講じる。
エ．特に火薬類については、盗難防止、爆発防止等の適切な措置を講じる。
オ．高圧ガスについては、和歌山県高圧ガス地域防災協議会指定防災事業所の協力を求め、適切な措置を講じる。

(2) 本　部

警戒区域の設定、火気使用禁止の広報及び避難の指示等必要な応急対策を消防計画の定めるところにより実施する。

第４節　海上災害応急対策計画

担当	串本海上保安署、消防本部

1. 計画方針

(1) 本計画は、海上における船舶の座礁、接触、衝突、沈没等の災害並びにこれらの災害による大量流出油事故の災害（以下「海上災害」という。）が発生した場合に人命救助、消火活動、流出油等の拡散防止と除去、付近の船舶並びに沿岸住民の安全を図るため、本町及び関係機関がとるべき対策を定める。

(2) 大規模かつ広域的な海上災害の発生又は発生のおそれがある場合は、周辺市町村や関係団体等への協力要請を行うとともに、町長は県を通じて、被害の程度に応じ自衛隊の派遣要請を行い、被害の拡大を防止する。

2. 計画内容

(1) 海上被害発生時の対応

海上災害が発生した場合には、本町は次のことを行う。

ア．災害状況の把握及び防災関係機関への通報
イ．地域住民、在港船舶等に対する災害発生の周知
ウ．災害の拡大防止のため応急措置

(2) 通報連絡体制

防災関係機関等における通報連絡は、次により行う。

（但し、流出油事故災害の場合は、上記の他、和歌山県排出油等防除協議会の連絡体制を併用する。）

■通報連絡体制

管轄する海上保安部署
和歌山海上保安部
海南海上保安署
田辺海上保安部
串本海上保安署
第五管区
海上保安本部
その他の海上
保安部署
警察署
確認者
事故船舶
県
（危機管理局）
和歌山県水難救済会
和歌山県排出油等防除協議会
海上自衛隊
税関・運輸局
地方整備局
報道機関
日赤和歌山県支部
関係消防本部
関係各課
（医療・水産・環境関係）
関係地方機関
関係振興局地域振興部
関係振興局健康福祉部
関係市町
港湾、水産関係機関
警察本部

(3) 沿岸警戒

流出油等による災害が沿岸地域に波及するおそれがある場合は、当該地域における現場警戒に従事し、次の措置を実施する。

ア．沿岸住民に対する火気の使用制限及び禁止等自衛措置の指示、勧告
イ．流出油の漂着に係る監視パトロール

(4) 海上流出油対策

海上に大量の油が流出し、沿岸に漂着し、又は漂着のおそれがある場合は、流出油災害の拡大を防止するため、和歌山県排出油等防除協議会等関係機関と連携を図りながら、次に掲げる応急措置を行う。

ア．流出油の状況把握
イ．関係機関との連絡調整
ウ．防除資機材の調達
エ．沿岸の監視及び漂着した流出油等の除去
オ．回収油等の保管

■和歌山県排出油等防除協議会連絡体制

第 5 節　放射性物質事故応急対策計画

担当	総務課（総務部）、福祉課（救助部）、住民課（救助部）、消防本部

1. 計画方針

放射性物質事故が発生し、又は発生するおそれがある場合に、迅速・的確な応急対策を実施して住民の安全を確保するための対応については、この計画による。

2. 計画内容

放射性物質による事故が発生するおそれがあるときは事故の発生を防止するため、及び事故が発生したときは事故による被害の拡大を防止するため、速やかに次の応急措置を講じる。

(1) 放射性物質取扱業者は、放射性物質による事故が発生するおそれのあるとき及び事故が発生したときは、速やかに国、県、町等へ通報する。

(2) 県は、事故の連絡、通報を受けたときは、消防庁及び防災関係機関に連絡、通報するとともに、原子力規制委員会と連絡調整を行う。

本町は、事故の連絡、通報を受けたときは、関係機関に連絡、通報するとともに、県、消防本部と連絡調整を行う。また、事故に関する情報の収集を図り、県等の指導を得て事故に対する対応方針を決定するほか、その他の関係機関との連絡調整、住民への情報提供等を行う。

第６節　有害物質漏洩等応急対策計画

担当	総務課（総務部）、住民課（救助部）

1. 計画方針

災害による有害物質の漏洩等により、住民の健康被害が生じ又はそのおそれがある場合の応急対策については、この計画による。

2. 計画内容

(1) 県は、本町、関係機関及び事業所と連絡を取り、有害物質の漏洩等の有無、汚染状況、原因等必要な情報を迅速かつ的確に収集する。

本町は、住民等から異常の通報があった場合は、速やかに県に連絡するとともに、情報収集のために必要な協力を行う。

なお、吹付け石綿（レベル１）※1の廃棄物については、災害廃棄物処理計画に基づき適正に処理する。

また、石綿飛散応急対策については、「災害時におけるアスベスト飛散防止対策マニュアル～吹付けアスベスト使用建築物からの飛散対策～」に基づき行う。

(2) 県は、本町と協力して、被災事業所について、有害物質の漏洩状況及び環境汚染防止措置の実施状況を把握するとともに、環境汚染による二次災害防止のための指導を行う。

本町は、被災事業所周辺地区の自主防災組織を通じて、県の措置について、連絡し、地域住民への注意喚起及び異常を感知した場合の本町又は県への連絡を要請するなど必要な協力を行う。

(3) 県は、被災により損壊した建物等の撤去工事において発生する粉じんや石綿（アスベスト）の飛散を防止するため、本町と協力して、アスベスト台帳※2に基づき石綿飛散のおそれのある建物等の損壊状況の調査を行うとともに、当該建築物等の所有者等に対し、石綿飛散防止応急対策や建築物の修繕及び解体作業時の石綿飛散防止対策を実施するよう労働基準監督署及び保健所と連携して指導する。

本町は、自ら所管する施設について、必要な飛散防止対策を講じるとともに、県の行う指導に対して必要な協力を行う。

(4) 県は、被災状況に応じて測定場所の選定等、本町の協力を得て必要な環境モニタリングを行う。

本町は、適当と思われる測定場所候補地リスト等を県に提供するとともに、環境モニタリング結果について、本町への速やかな提供を要請する。

(5) 県は、有害物質の漏洩等により住民の健康に被害が生じるおそれがある場合は、本町、

関係機関に連絡するとともに、報道機関の協力により一般への周知を図る。

本町は、県から得た情報については、本町ホームページ等により情報公開に努めるとともに、被災事業所周辺地区の自主防災組織を通じて、県の措置等と合わせて連絡し、地域住民への注意喚起及び身体に異常を感知した場合の本町又は県への連絡方法について周知を図る。

(6) 本町は、県と協力して、災害ボランティア、作業従事者及び住民等の石綿暴露防止対策として、石綿の吸引を防ぐ防じんマスクの着用を周知する。

また、災害ボランティア及び作業従事者に対し、現地に向かう前に「石綿暴露防止教育」を行うとともに、作業従事者等が後年に中皮腫等を発症した際に対応するため、作業従事記録を 40 年間保存する。

※１「吹付け石綿（レベル 1）：大気汚染防止法施行令第 3 条の 3 第 1 号で規定されている物質

※２「アスベスト台帳」：飛散性が高い吹付け石綿（レベル１）が使用されている建築物及びその可能性がある建築物のリスト

第１部　生活の安定

第１章　民生安定計画

担当	建設課、税務課、産業課、総務課、福祉課、消防本部

1. 計画方針

この計画は、災害により減失又は破損した住宅を復旧するために必要な措置や、被害を受けた住民が再起更生できるよう、租税の徴収猶予及び減免措置等により被災者の生活を確保するための対策を定める。

2. 住宅の確保

(1) 住宅の確保

本町は、損壊した公営住宅を速やかに修繕するとともに、関係機関と調整の上、被害状況に応じて公営住宅の供給計画を策定し、住宅供給を促進する。

(2) 住宅の修理及び建設の融資

災害救助法の適用を受ける災害によって住宅に被害を受けた場合は、住宅金融支援機構から住宅の建設資金又は、補修資金の融資を受けることができる。

3. 租税の徴収猶予及び減免

本町は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対して、地方税法により緩和措置として、事態に応じ納期限の延長、徴収猶予及び減免の措置をとる。

4. 災害復旧資金

災害復旧のための融資措置として、被災者、中小企業及び農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手段を講じるとともに、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し、民生の安定を図る。

(1) 農林漁業関係の資金融通

ア．天災融資資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）

①農林漁業者経営資金

②農林漁業組合事業資金

イ．株式会社日本政策金融公庫資金（株式会社日本政策金融公庫法）

①農業基盤整備資金

②林業基盤整備資金

③漁業基盤整備資金

④漁船資金

⑤農林漁業施設資金（共同利用施設、主務大臣指定施設）

⑥農林漁業セーフティネット資金

ウ．生活営農資金

(2) 商工業関係の資金融通

ア．和歌山県融資制度枠の拡大・新制度創設

イ．災害復旧高度化融資

(3) 福祉関係の資金融通

ア．生活福祉資金（生活福祉資金貸付制度要綱）（県社会福祉協議会運用）

①総合支援資金

②福祉資金

③教育支援資金

④不動産担保型生活資金

イ．母子父子寡婦福祉資金

①事業継続資金

②住宅資金

(4) 住宅関係の資金融通

ア．災害復旧住宅資金

イ．災害特別貸付

5. り災証明書の発行

り災証明は、災害救助法による各種施策や町税の減免を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第２条に定める防災に関する事務の一環として被災者の救済を目的に、町長及び消防本部が確認できる範囲の被害について証明するものである。

(1) り災証明の対象

り災証明は、災害対策基本法第２条第１項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の事項を証明する。

ア．全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）
イ．床下浸水、床上浸水
ウ．全焼、半焼
エ．全流出、半流出

(2) り災家屋の調査

ア．調査期間

初回被害調査は、災害発生後おおむね１ヶ月以内に実施する。

なお､再調査は､判定に不服のある家屋について被災者の申し出に基づき実施する。

イ．調査方法

被害家屋を対象に、調査は本町職員を中心とする調査員（2 人 1 組）により、政府通達「被害認定統一基準」に従って実施し、調査票に記録する。

なお、再調査は１棟ごとに内部の立ち入り調査により実施する。

ウ．消防本部による調査

消防本部は、別に定める基準に基づき、火災、消火活動に伴う損害の調査を実施する。

エ．り災台帳の作成

調査票を基に、り災証明書の発行に必要な被災情報等を入力し、り災台帳を作成する。

オ．再調査の申出と再調査の実施

被災者は、り災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋について、再調査を申し出ることができる。

救助部調査班は、申出のあった被災者の当該家屋について、迅速に再調査を行い、判定結果を当該被災者に連絡するとともに、必要に応じて罹災台帳を修正する。

なお、判定が困難なものについては、必要に応じて専門知識を有する建築士、不動産鑑定士、学識経験者等からなる判定委員会を設置し、判定委員会の意見をふまえ、町長が判定する。

(3) り災証明書の発行

町長は、申請のあった被災者に対して、被災家屋のり災証明書を発行する。

ただし、火災によるり災証明書は、消防本部が発行する。

■り災証明書の発行フロー

Ａ．損壊家屋のり災証明書の発行

Ｂ．火災・消火活動に伴う損害のり災証明書の発行

(4) り災証明書発行に関する広報

り災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、り災証明に関する相談窓口を設置するとともに、おおむね以下のとおり広報紙等により被災者への周知を図る。

ア．調査の進捗状況
イ．り災証明書の内容
ウ．第１次調査に不服のあるときの申請方法
エ．家屋被害認定調査と被災建築物応急危険度判定との相違点等

6. 被災者台帳の作成

本町（救助部調査班）は、災害による被災者に対する総合的かつ効率的な援護実施の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を作成する。

被災者台帳の作成は、救助部調査班が関係各部班等の協力を得て、おおむね以下の資料に基づき行う。

■被災者台帳作成の基本となる資料

項　目	資料名	担当部班
基本となる資料	住民基本台帳	救助部調査班
付加すべき資料	避難所の収容者名簿	救助部避難所班、教育部総務班
	医療救護班の診療記録	救助部医療班
	助産台帳	救助部医療班
	り災台帳	救助部調査班
	行方不明者名簿	救助部救助班
	遺体処理台帳	救助部環境衛生班
	埋葬台帳	救助部環境衛生班
	火災証明発行台帳	消防本部

【様式 28　被災者台帳】

7. 被災者への雇用対策

(1) 被災者の雇用の確保

災害による離職者の把握に努めるとともに、公共職業安定所を中心として関係機関が協力し、就業の斡旋と雇用の確保に努める。

(2) 雇用保険の失業等給与に関する特例措置

災害により、失業の認定日に出頭できない受給資格者に対し、事後に証明書により失業の認定を行い、求職者給付を行う。

激甚災害法適用後、事業所が休業等をした場合、一定の要件を満たすものについては、特例として求職者給付を行う。

第２章　公共施設災害復旧計画

担当	関係各課

1. 計画方針

災害復旧は、災害発生後被災した各施設の原形復旧に併せて再度被害の発生を防止するため、また、将来の災害に備えて必要な事業を実施する。

なお、大規模災害が発生した場合の復旧等については、労働力の不足、資材の払底等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるため、国・県の権限代行制度等も含めて、このような事態を想定して十分検討しておく。

2. 災害復旧事業計画の種別

計画方針を基盤として以下の事業計画について、早期復旧を目標に、被害の都度検討作成する。

公共施設の災害復旧事業計画は、以下のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画
　ア．河川公共土木施設復旧事業計画
　イ．海岸公共土木施設復旧事業計画
　ウ．砂防設備復旧事業計画
　エ．林地荒廃防止施設復旧事業計画
　オ．地すべり防止施設復旧事業計画
　カ．急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画
　キ．道路公共土木施設復旧事業計画
　ク．港湾公共土木施設復旧事業計画
　ケ．漁港公共土木施設復旧事業計画
　コ．下水道施設復旧事業計画
(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
　ア．林地荒廃防止施設復旧事業計画
(3) 都市災害復旧事業計画
(4) 水道施設災害復旧事業計画
(5) 住宅災害復旧事業計画
(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
(7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
(8) 学校教育施設災害復旧事業計画
(9) 社会教育施設災害復旧事業計画
(10) 文化財災害復旧事業計画

（11）その他の災害復旧事業計画

3. 災害復旧対策

災害に対する国の財政措置は以下のとおりである。

(1) 国庫補助及び国の財政措置

ア．公共土木施設災害復旧

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法によるもの

イ．農林水産業施設災害復旧

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律によるもの

ウ．公立学校施設災害復旧

公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法によるもの

エ．公営住宅の建設

公営住宅法によるもの

オ．都市施設災害復旧

都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針によるもの

(2) 地方債に基づく措置によるもの

(3) 地方交付税に基づく措置によるもの

(4) 激甚災害時の特別財政措置によるもの

著しく激甚で災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合は、本町において、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう手続きし、公共施設災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

ア．激甚災害の調査

(ｱ) 本町

本町は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。

このため、本町職員は、激甚災害指定手続等に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。

(ｲ) 県

県は、市町村の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号）（以下「激甚法」という。）に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう措置する。

イ．激甚災害指定の手続き

県は、災害による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、国の機関と連絡をとり、速やかに指定の手続きをとる。

ウ．特別財政援助の交付（申請）手続き

本町は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書を作成し、県に提出しなければならない。

県は、これを受け事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる法律に基づき負担金、補助金等を受けるための手続きを行う。

（5）人的支援

県は、人的支援を行うための技術職員の派遣体制を整備することから、本町は、必要に応じて、県に人的支援を要請する。

【資料 49　激甚災害の指定基準】
【資料 50　局地激甚災害指定基準】

第２部　復興の基本方針

第１章　復興の基本方針

担当	関係各課

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域復興のための基礎的な条件づくりを目指す。

1. 基本方針の決定

本町は、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国、県及び関係機関と協議を行い、災害復興の基本方針を決定する。

災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を町民に公表する。

2. 復興計画の作成

大規模災害により本町域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地域の災害復興は、都市構造や産業基盤の改変を要するような複雑かつ高度な大規模事業となる。

このため、本町は、復興計画を策定し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的かつ速やかに復興を進める。

また、復興計画策定には女性の視点を取り入れることが重要であることから、女性の参画を積極的に推進する。

(1) 復興目標年度の設定

計画の復興目標年度は、災害の規模を勘案し、早期に決定する。

(2) 復興計画策定の留意点

ア．復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、広域調整や国・県との連携などにより、必要な体制を整備する。

イ．町民の生活安全と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するため、町民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、町民側での多種選択肢、施策情報の提供などを行い、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にして、町民の理解を求め、まちづくりを目指すよう努める。

第２章　都市復興計画策定までの流れ

担当	関係各課

都市の復興計画は、災害に対する応急、復旧活動が講じられる中、まちづくりに関する分野の基本方針を定めると同時に都市計画決定作業も並行して行うことが想定される。

大規模災害が発生した場合、物資供給、救命、救援等の応急活動と公共施設等の復旧活動が実施されることになるが、特に都市基盤が脆弱な密集市街地等が被災した場合には、原状への復旧だけでなく、被災前と比べてより災害に強く快適なまちづくりに向けての取り組みを、他の活動と並行して計画的に進める必要がある。

また、緊急かつ健全な復興にあたり、都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要がある場合には、建築の制限や被災市街地復興推進地域の指定など迅速な対応が求められる。

■都市復興計画策定までの流れ

手　順	内　　容	実施目標期間
被災状況の把握、復興手段の設定	建築基準法第 84 条に基づく建築制限を掛ける範囲の判断材料として、市町村は被害状況について調査を行う。 （第一次調査） ア. 災害対策本部から情報収集・分析 イ. 現地調査 ウ. 調査結果の整理 エ. 都市計画、市街地開発事業等の実施地区の検討	被災後１週間以内
建築基準法第84条による建築制限の実施	集中的又は面的災害を被った地域において、市街地開発事業等を行う場合、無秩序な建築行為等による事業への影響を防ぐため、市町村都市計画部局は特定行政庁と調整を行い、特定行政庁は２週間以内を目処に建築基準法第 84 条の建築制限を実施する。 ア. 復興都市計画の区域を設定するための内部調整 イ. 建築基準法第 84 条による建築制限の告示 （第１次建築制限）	被災後２週間以内
都市復興基本方針（任意）の設定	市町村は被災後、建築制限を実施した大被害地区において、市街地開発事業等の復興都市計画により市街地の再形成を行うが、大被害地区以外に対しても、街の被害状況、被災前の都市計画方針等に応じて復興の基本方針を定めることが重要である。また、特定行政庁は、併せて建築基準法第 84 条による建築規制の延長を検討する。 ア. 復興対象地区の設定 イ. 復興基本方針の周知	被災後１か月以内

手　順	内　　容	実施目標期間
	ウ. 建築基準法第 84 条による建築制限の期間延長の検討	
被災市街地復興推進地域の都市計画決定（都市計画法第 10 条の４）	建築基準法第 84 条の建築制限は、災害発生から２ヶ月で失効するが、市町村は、被災市街地復興推進地域の都市計画決定（被災市街地復興特別措置法第５条）を行い、緊急復興方針及び建築制限満了の日を定めることにより被災市街地復興特別措置法第７条にもとづき引き続き建築制限（第二次建築制限）を実施することになる。（最長２年） また、建築基準法第 84 条の建築制限が失効されるまでに、市街地開発事業等の都市計画決定を行った場合でも、被災市街地の国費採択要件の緩和等の特例制度を活用するためには、併せて被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行う必要がある。 ア. 臨時市町村都市計画審議会 イ. 知事協議（市）、知事同意（町村） ウ. 被災市街地復興特別措置法第７条の規定による建築制限（第２次建築制限）	被災後２か月以内
市街地開発事業等の都市計画決定	被災市街地復興推進地域の決定により、被災市街地復興特別措置法第７条の建築制限に移行した地域は市街地開発事業等の都市計画決定の手続きを行っていく。 被災市街地復興特別措置法第７条の建築制限は最長２年となっているが、より早急な復興を実現するために、可能な限り素早く都市計画決定を行うことが必要である。なお、各地区の被災状況により、住宅の再建計画等と調整を行ったうえで、具体的な施策や方針を示し、住民との合意形成を図ることが重要である。	被災後２か月以降

第３章　特定大規模災害発生時の復興計画

担当	関係各課

1. 計画方針

特定大規模災害発生時における復興計画の作成について、「大規模災害からの復興に関する法律」の定めるところについて整理し以下に概略を示す。

2. 復興対策本部及び復興基本方針等

特定大規模災害発生時における復興対策本部及び復興基本方針等について、「大規模災害からの復興に関する法律」の第４条から第９条について整理し以下に示す。

(1) 復興対策本部

国の復興対策本部は、本部に関係地方公共団体の長又は優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する委員長及び委員 25 人以内により構成される復興対策委員会を設置し、次に掲げる事務をつかさどる。

ア．復興基本方針案の作成
イ．関係行政機関、関係地方行政機関、当該都道府県及び市町村等が実施する特定大規模災害からの復興のための施策の総合調整
ウ．復興基本方針に基づく施策の実施の推進
エ．その他法令の規定によりその権限に属する事務

(2) 復興基本方針等

ア．復興基本方針

復興基本方針は、以下の事項を定める。

なお、国の復興対策本部は、復興基本方針を作成しようとするときは、あらかじめ復興対策委員会の意見を聴かなければならない。

(ｱ) 特定大規模災害からの復興の意義及び目標に関する事項
(ｲ) 特定大規模災害からの復興のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
(ｳ) 特定大規模災害を受けた地域における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
(ｴ) 特定大規模災害からの復興のための施策に係る国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携協力の確保に関する事項
(ｵ) その他特定大規模災害からの復興に関し必要な事項

イ．都道府県復興基本方針

特定大規模災害を受けた都道府県の知事は、復興基本方針に即して、都道府県復興基本方針を定めることができる。

都道府県復興基本方針にはおおむね次に掲げる事項を定める。

(ｱ) 特定大規模災害からの復興の目標に関する事項
(ｲ) 特定大規模災害からの復興のために都道府県が実施すべき施策に関する方針
(ｳ) 当該都道府県における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
(ｴ) その他特定大規模災害からの復興に関し必要な事項

3. 特定大規模災害発生時における復興計画の作成

特定大規模災害発生時における復興計画の作成について、「大規模災害からの復興に関する法律」の第 10 条から第 11 条について整理し以下に示す。

(1) 復興計画を作成することができる市町村

次に掲げる地域のいずれかに該当する地域をその区域とする市町村は復興計画を作成することができる。

ア．特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域
イ．特定大規模災害の影響により多数の住民が避難し、若しくは住所を移転することを余儀なくされた地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域（アに掲げる地域を除く。）
ウ．イに掲げる地域と自然、経済、社会、文化その他の地域の特性において密接な関係が認められる地域であって、イに掲げる地域の住民の生活の再建を図るための整備を図ることが適切であると認められる地域
エ．その他特定大規模災害を受けた地域であって、市街地の円滑かつ迅速な復興を図ることが必要であると認められる地域

(2) 復興計画の作成

ア．復興計画に記載すべき事項

復興計画を作成することができる市町村は、国の復興基本方針、都道府県復興方針に即して、内閣府令で定めるところにより単独で又は特定都道府県と共同して、復興計画を作成することができる。

復興計画には、次に掲げる事項を記載する。

(ｱ) 復興計画の区域（以下「計画区域」という。）
(ｲ) 復興計画の目標
(ｳ) 当該特定市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利

用に関する基本方針その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項

(ｴ) 復興計画の目標を達成するために必要な次に掲げる事業（以下「復興整備事業」という。）に係る実施主体、実施区域その他の内閣府令で定める事項

a. 市街地開発事業
b. 土地改良事業
c. 復興一体事業
d. 集団移転促進事業
e. 住宅地区改良事業
f. 都市計画法第 11 条第１項各号に掲げる施設の整備に関する事業
g. 小規模団地住宅施設整備事業
h. 津波防護施設の整備に関する事業
i. 漁港漁場整備事業
j. 保安施設事業
k. 液状化対策事業
l. 造成宅地滑動崩落対策事業
m. 地積調査事業
n. その他住宅施設、水産物加工施設その他の地域の円滑かつ迅速な復興を図るために必要となる施設の整備に関する事業

(ｵ) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項

(ｶ) 復興計画の期間

(ｷ) その他復興整備事業の実施に関し必要な事項

イ．復興協議会

特定被災市町村等は、復興計画及びその実施に関し必要な事項について協議を行うため、復興協議会を組織することができる。

協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

(ｱ) 特定被災市町村の長

(ｲ) 特定被災都道府県の知事

必要に応じて、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

(ｳ) 国の関係行政機関の長

(ｴ) その他特定被災市町村等が必要と認める者

ウ．復興計画の作成上留意すべき事項

特定被災市町村等が復興計画の作成上、特に留意すべき事項は以下のとおりである。

(ｱ) 復興計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じる。

(ｲ) 復興計画に当該特定被災市町村等以外の者が実施する復興整備事業に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。
(ｳ) 復興計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(ｴ) (ｳ) の規定は、復興計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

4. 復興整備事業における各種特例措置

復興計画に基づく復興整備事業における各種特例措置は、以下のとおりである。

■法律の条項

【　土地利用基本計画の変更等に関する特例　】（第 12 条） ・土地利用計画の変更 ・都市計画区域の指定、変更又は廃止 ・都市計画区域の決定又は変更 ・農業振興地域の変更 ・農用地利用計画の変更 ・地域森林計画区域の変更 ・保安林の指定又は解除 ・漁港区域の指定、変更又は指定の取消し
【　復興整備事業に係る許認可等の特例　】（第 13 条）
【　土地区画整理事業等の特例　】（第 15 条）
【　土地改良事業の特例　】（第 16 条）
【　集団移転促進事業の特例　】（第 17 条）
【　住宅地区改良事業の特例　】（第 18 条）
【　漁港漁場整備事業の特例　】（第 19 条）
【　地籍調査事業の特例　】（第 20 条）
【　不動産登記法の特例　】（第 36 条）
【　独立行政法人都市再生機構法の特例　】（第 37 条）
【　農業振興地域の整備に関する法律の特例　】（第 38 条）
【　都市計画法の特例　】（第 42 条）
【　漁港漁場整備法の特例　】（第 43 条）
【　砂防法の特例　】（第 44 条）
【　港湾法の特例　】（第 45 条）

【　道路法の特例　】（第 46 条）
【　空港法の特例　】（第 47 条）
【　海岸法の特例　】（第 48 条）
【　地すべり等防止法の特例　】（第 49 条）
【　下水道法の特例　】（第 50 条）
【　河川法の特例　】（第 51 条）
【　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の特例　】（第 52 条）

第１部　初動期の活動

第１章　初動期の活動に関する計画

項　目	初動	応急	復旧	担　当
第１節　組織計画	●	●		全課等（全部班）
第２節　動員計画	●	●		全課等（全部班）
第３節　津波警報・注意報等の伝達計画	●	●		総務課（総務部）、消防本部
第４節　被害状況等の収集計画	●			総務課（総務部）、 関係各課（関係各部班）等
第５節　災害通信計画	●	●		総務課（総務部）、消防本部
第６節　災害広報計画	●	●	●	総務課（総務部）、企画課（総務部）、消防本部

第１節　組織計画

担当	全課等（全部班）

1. 計画方針

大規模な地震や津波が発生した場合において、住民の安全確保、被災者の救護、二次災害の防止など、災害応急対策を適切かつ強力に実施するため、本計画に定めるところにより、「串本町災害対策本部」を設置し、防災関係機関との緊密な連絡協力のもとに災害応急対策活動を実施する。

その防災に関する組織、体制及び職員の動員の方法等についてあらかじめ整理し、防災活動の推進を図る。

2. 計画内容

本町は、大規模な地震や津波が発生した場合に、被害を最小限にとどめるため、「災害対策本部」等を設置し職員の動員配備を行い、災害応急対策活動を行う体制を確立する。

特に、休日や夜間等勤務時間外に配備の基準となる震度の地震が発生したときや津波警報・注意報等が発表されたときは、職員は自主的にあらかじめ指定された場所に参集し、災害対策のための体制をとる。

なお、大規模広域災害が発生し、本町外における応援活動を含む災害応急対策を行うため、特に必要があると認められるときは、本町は災害対策支援本部（仮称）を設置し、職

員を動員する場合に準じた対応を行うことができる。

■地震・津波対策時における職員の配備体制

体　制	配備基準	配備人員
情報収集体制	①地震が発生し、本町内で震度 3 を記録したとき。 ②その他の状況により総務課長が必要と認めたとき。	総務課 防災防犯グループ員（全）
地震・津波対策配備体制第 1 号	①和歌山県に津波注意報〔ﾂﾅﾐﾁｭｳｲ〕が発表されたとき。 ②南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。 ③その他の状況により総務課長が必要と認めたとき。	各課等の長 総務課 防災防犯グループ員（全） 上記を除く総務課職員（班） 産業課職員（班） 建設課職員（班）
地震・津波対策配備体制第 2 号（災害対策連絡室）	①地震が発生し、本町内で震度 4 を記録したとき。 ②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。 ③その他の状況により副町長が必要と認めたとき。	副町長、教育長 各課等の長 総務課職員（全） 産業課職員（全） 建設課職員（全） 各課等の職員（班）
地震・津波対策配備体制第 3 号（災害対策本部）	①和歌山県に津波警報〔ﾂﾅﾐ、ｵｵﾂﾅﾐ〕が発表されたとき。 ②地震が発生し、本町内で震度 5 弱以上を記録したとき。 ③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。 ④その他の状況により町長が必要と認めたとき。	町長 副町長、教育長 各課等の長 全職員

※総務課長は、状況判断により必要に応じて各体制の人員を適宜増減することができる。
※各課等の長は、事態の推移により高次の体制に速やかに移行できるよう、職員等間の連絡体制を整備する。
※各体制の人員については、速やかに総務課長に報告する。
※東海地震に関連する情報による配備体制は、「第 3 部　東海地震に関連する調査情報等に伴う対応」において定める。
※配備職員欄について、（班）は課員の内必要人員を、（全）は課員全員を意味する。

■地震・津波対策時における配備体制の人員

<table>
<tr><th>職名及び
課等の名称</th><th>情報収集体制</th><th>地震・津波対策時
配備体制第１号</th><th>地震・津波対策時
配備体制第２号
（災害対策連絡室）</th><th>地震・津波対策時
配備体制第３号
（災害対策本部）</th></tr>
<tr><td>町　長</td><td></td><td></td><td></td><td>○</td></tr>
<tr><td>副町長</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>教育長</td><td></td><td></td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>各課等の長</td><td></td><td>○</td><td>○</td><td rowspan="14">全職員</td></tr>
<tr><td>総務課</td><td></td><td>○（必要人員）</td><td>○</td></tr>
<tr><td>防災防犯
グループ</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>企画課</td><td></td><td></td><td rowspan="5">○（必要職員）</td></tr>
<tr><td>税務課</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>住民課</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>福祉課</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>こども未来課</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>産業課</td><td></td><td>○（必要人員）</td><td>○</td></tr>
<tr><td>建設課</td><td></td><td>○（必要人員）</td><td>○</td></tr>
<tr><td>水道課</td><td></td><td></td><td rowspan="4">○（必要人員）</td></tr>
<tr><td>教育課</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>会計課</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>議会事務局</td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>消防本部
串本消防署
古座消防署</td><td colspan="4">本部及び各署内で別に定める体制</td></tr>
<tr><td>くしもと
町立病院</td><td colspan="4">病院内で別に定める体制</td></tr>
<tr><td>各学校用務員
給食センター</td><td colspan="4">教育長の指示に従う。</td></tr>
<tr><td>認定こども園</td><td colspan="4">こども未来課長の指示に従う。</td></tr>
</table>

(1) 情報収集体制

総務課長は、各種情報の収集伝達等を行うとともに、事態の推移により高次の体制に速やかに移行できるよう、情報収集体制をとる。

ア．配備基準

①地震が発生し、本町内で震度３を記録したとき。

②その他の状況により総務課長が必要と認めたとき。

イ．配備人員

①総務課防災防犯グループ員により構成。

ウ．解除基準

①総務課長が必要なしと認めたとき。

(2) 地震・津波対策配備体制第１号

総務課長は、総務課内において、各種情報の収集伝達等を行うとともに、事態の推移により高次の体制に速やかに移行できるよう、情報収集体制をとる。

ア．配備基準

①和歌山県に津波注意報〔ﾂﾅﾐﾁｭｳｲ〕が発表されたとき。

②南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき。

③その他の状況により総務課長が必要と認めたとき。

イ．配備人員

①各課等の長

②総務課防災防犯グループ員

③上記を除く総務課職員、産業課職員及び建設課職員のうち必要人員により構成

ウ．解除基準

①津波注意報〔ﾂﾅﾐﾁｭｳｲ〕が解除されたとき。

②南海トラフ地震臨時情報（調査中）が解除されたとき。

③総務課長が必要なしと認めたとき。

(3) 地震・津波対策配備体制第２号（災害対策連絡室）

副町長は、本町内各所で防災対策体制がとれるよう配備体制をとるとともに、各種情報の収集伝達及び必要な防災対策の検討を行うために、必要に応じて災害対策連絡室（以下「連絡室」という。）を設置する。

ア．配備基準

①地震が発生し、本町内で震度４を記録したとき。

②南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき。

③その他の状況により副町長が必要と認めたとき。

イ．配備人員

①副町長、教育長、各課等の長
②総務課職員、産業課職員、建設課職員
③上記を除く各課等の職員のうち必要人員

ウ．解除基準

①副町長が必要なしと認めたとき。

エ．災害対策連絡室等の設置等

地震・津波対策配備体制第２号の指令発令した場合、必要に応じ本町役場庁舎に連絡室を設置する。

ただし、本町役場庁舎が使用できない場合は、消防防災センターに連絡室を設置する。

なお、消防防災センターに連絡室を設置した際には、本町役場庁舎から消防防災センターへの電話転送の設定を行う。

(ｱ) 本町役場庁舎

ａ．本町役場庁舎２階会議室に連絡室を設置するとともに、総務課に連絡室事務局を設置する。
ｂ．連絡室長は副町長とし、副室長は総務課長とする。
ｃ．連絡室員は、各課等の長、総務課防災防犯グループ員及びあらかじめ指定された職員により構成する。また、その他の職員は常に連絡がとれる状態とする。
ｄ．連絡室は、気象情報及び被害状況の収集伝達、被害状況の取りまとめ及び発表、報告その他所用の連絡調整にあたる。

(ｲ) 消防防災センター

ａ．本町役場庁舎が使用できない場合は、２階研修室に連絡室を設置するとともに、２階事務室に連絡室事務局を設置する。

(4) 地震・津波対策配備体制第３号（災害対策本部）

町長は、大規模な地震が発生した場合において、住民の安全確保、被災者の救護、二次災害の防止など、災害応急対策を適切かつ強力に実施するため、配備体制第３号をとる。

町長は、「串本町災害対策本部」（以下「本部」という。）等を設置し、防災関係機関との緊密な連絡協力の下に災害応急対策活動を実施する。

ア．本部設置及び廃止の基準等

(ｱ) 設置の基準

①和歌山県に津波警報〔ﾂﾅﾐ、ｵｵﾂﾅﾐ〕が発表されたとき。
②地震が発生し、本町内で震度５弱以上を記録したとき。
③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき。
④その他の状況により町長が必要と認めたとき。

(ｲ) 廃止の基準

①本町の地域で災害発生のおそれが解消したとき。

②災害対策がおおむね完了したとき。

③南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が解除されたとき。

④その他町長が必要なしと認めたとき。

(ｳ) 設置及び廃止の通知

本部を設置又は廃止したときは、直ちに次に掲げるもののうち必要と認める者に通知しなければならない。

また、本部会議における決定事項についても必要と認めるものは通知する。

■通知先

a. 和歌山県知事	d. 隣接市町村長
b. 東牟婁振興局長	e. 報道機関
c. 串本町防災会議委員	f. その他必要と認める機関

イ．本部の組織及び運営

(ｱ) 本部長及び副本部長

a. 本部長を町長、副本部長を副町長及び教育長とする。

なお、町長が事故や不在時等の非常時については、副町長、教育長、総務課長の順により指揮をとる。

b. 本部長は、本部の事務を統括し、本部の職員を指揮統括するとともに、災害応急対策実施上の重要事項について決定する。

■意思決定権者の代理順位

町　長 （本部長）	→	副町長 代理順１位	→	教育長 代理順２位	→	総務課長 代理順３位

(ｲ) 本部員

本部員は、課長並びに本部長が必要と認める者をもって充てる。

また、本部長及び副本部長とともに本部会議を構成し、災害予防及び災害応急対策実施上の重要事項について協議を行う。

なお、本部員が事故や不在時等の非常時については、あらかじめ本部員が指名するものが本部員の職務を代理する。

ウ．本部の場所

災害対策本部は、本町役場庁舎に設置する。

本町役場庁舎が使用できない場合は、消防防災センターに設置する。

なお、消防防災センターに本部を設置した際には、本町役場庁舎から消防防災センターへの電話転送の設定を行う。

エ．本部会議

本部会議は、本部長、副本部長及び本部員により構成する。

本部会議は、本役場庁舎２階会議室で開催し、災害応急対策の基本方針の決定、その他必要な事項について協議を行う。

なお､本町役場庁舎が被災等で使用できない場合は､消防防災センターで開催する。

本部会議の会議内容はおおむね次のとおりとする。

(ｱ) 報告事項

a．地震・津波に関する情報について

b．被害状況について

c．災害対策本部及び防災関係機関等の配備体制について

d．各部措置事項について

e．その他

(ｲ) 協議事項

a．応急対策への指示

b．各部間調整事項

c．県への自衛隊災害派遣要請の要否

d．県及び近隣市町村への応援要請の要否

e．被災者に対する見舞金品支給の決定

f．次回本部会議開催予定日時の決定

g．その他

オ．本部事務局

本部事務局は、総務課に設置する。

なお、本町役場庁舎が被災等で使用できない場合は、消防防災センターに事務局を設置する。

カ．部及び班の編成

本部員及び各部班員は、所属する組織とその役割を把握し、安全かつ迅速に行動を開始する。

なお、災害が長期化した場合は、必要に応じてローテーション体制への移行や広域的要請等による交代要員の確保を図る。

■災害対策本部の構成

<table>
<tr><td colspan="2">本部長</td><td>町長</td><td>災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。</td></tr>
<tr><td colspan="2">副本部長</td><td>副町長、教育長</td><td>災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">本部員</td><td>部　長</td><td rowspan="2">課長並びに本部長が必要と認める者をもって充てる。</td><td>本部長の命を受け、当該部に属する事務を掌理し、所属部員を指揮監督する。</td></tr>
<tr><td>副部長</td><td>本部長の命を受け、部長を補佐し、部長に事故があるときは、その職務を代理する。</td></tr>
</table>

各部班員	班　長	各課等の副課長等をもって充てる。	本部長の命を受け、当該班に属する事務を掌握し、所属班員を指揮監督する。
	班　員	各課等の職員をもって充てる。	本部長の命を受け、当該班の事務に従事する。

キ．現地災害対策本部の設置

本部長は、災害地における人命の救助その他の災害応急対策を迅速に実施するために必要と認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

(ｱ) 設置場所

現地本部は、各地区で指定した施設に設置するものとし、被災等でその施設に支部を設置できない場合は、各地区の避難所等から適当な場所を選定し、設置する。

(ｲ) 組織編成

本部長は、現地本部長及び現地本部員を指名する。

(ｳ) その他

本部長は、現地本部との通信途絶、的確かつ迅速な災害応急対策の決定等、災害応急対策の実施について必要があると認めるときは、副本部長を支部に派遣することができる。

副本部長が現地本部に派遣されたときは、現地本部長に必要な指示を与えることができる。

■現地災害対策本部設置箇所一覧

現地本部名	施設名	住　所	所管地区	可搬型無線機
錦富現地本部	旧錦富小学校	二色 360	二色・高富地区	設　置
潮岬現地本部	潮岬小学校	潮岬 3136	潮岬地区	潮岬公民館
出雲現地本部	出雲小学校	出雲 1617-11	出雲地区	潮岬青少年の家
有田現地本部	串本西小学校	有田 411	有田・有田上・吐生地区	有田公民館
田並現地本部	田並地区防災拠点施設	田並上 1131	田並・田並上・江田地区	設　置
和深現地本部	和深総合センター	和深 689	田子・安指・和深・里川地区	設　置
大島現地本部	大島小学校	須江 1577-11	大島・須江・樫野地区	設　置
養春現地本部	伊串多目的集会所	伊串 264-2	姫川・姫・伊串地区	設　置
古座現地本部	上野山防災倉庫（事務室）	上野山 291-1	中湊・古座・上野山・津荷地区	設　置
田原現地本部	旧田原中学校	田原 700	田原・上田原・佐部・古座ヴィラ地区	校舎３階

※被災等で施設が使用できない場合は、災害対策本部会議において代替施設を決定する。

ク．災害対策本部の組織編成と事務分掌

災害対策本部の組織編成と事務分掌は、以下に示すとおりである。

■串本町災害対策本部及び各部の組織図

■現地本部の事務分掌

名　称	現地本部長	現地本部員	事務分掌
錦富現地本部	指名者	指名者	1．所管地区内の被害状況の調査及び報告に関すること。 2．所管地区内での災害応急対策の実施に関すること。 3．本部との連絡調整に関すること。 4．その他必要なこと。
潮岬現地本部	指名者	指名者	
出雲現地本部	指名者	指名者	
有田現地本部	指名者	指名者	
田並現地本部	指名者	指名者	
和深現地本部	指名者	指名者	
大島現地本部	指名者	指名者	
養春現地本部	指名者	指名者	
古座現地本部	指名者	指名者	
田原現地本部	指名者	指名者	

1　■災害対策本部の編成と事務分掌

部（職）名	庁舎名等	班（職）名	担当課等	事　務　分　掌
総務部 **○部長** 総務課長 **○副部長** 企画課長 会計課長 議会事務局長	串本町役場庁舎	本部事務局班 ○班長 総務課 副課長等	総務課	・災害対策本部の設置、運営及び廃止に関すること。 ・支部、現地本部及び各部との連絡調整に関すること。 ・災害対策企画及び職員の配備体制に関すること。 ・命令決定事項の伝達に関すること。 ・気象情報及び被害状況の収集整理及び報告に関すること。 ・県、国、その他防災関係機関との連絡調整に関すること。 ・自衛隊への派遣要請に関すること。 ・その他必要なこと。
		総務班 ○班長 総務課 副課長等	総務課	・各部の職員の動員及び受援対策に関すること。 ・庁舎等の被害調査及び災害応急対策に関すること。 ・庁舎等の通信機器の確保、管理及び運用に関すること。 ・町防災行政無線及び県総合防災情報システムの管理及び運用に関すること。 ・災害応急対策用物品の購入に関すること。 ・公用車の配車に関すること。 ・所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・区長連合会及び自主防災組織連絡協議会との連絡調整に関すること。 ・各種陳情の応接、被災地の慰問に関すること。 ・各部班の応援に関すること。 ・町営住宅の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・その他必要なこと。

部（職）名	庁舎名等	班（職）名	担当課等	事　務　分　掌
		企画財政班 ○班長 企画課 副課長等	企画課 会計課	・住民に対する広報及び広聴に関すること。 ・気象情報（警報等）、被害情報、安否情報等の広報に関すること。 ・被害状況、災害現場の記録に関すること。 ・報道機関との連絡調整に関すること。 ・ボランティア活動の企画調整に関すること。 ・各交通機関との連絡に関すること。 ・所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・本部長の特に命じる事項の処理に関すること。 ・災害対策に係る財政に関すること。 ・災害対策に必要な現金の出納に関すること。 ・各部班の応援に関すること。 ・その他必要なこと。
		議会班 ○班長 議会事務局長が指名する者	議会事務局	・町議会との連絡調整に関すること。 ・各部班の応援に関すること。 ・その他必要なこと。

1

部（職）名	庁舎名等	班（職）名	担当課等	事　務　分　掌
救助部 **○部長** 福祉課長 **○副部長** 税務課長 住民課長 衛生組合事務局長 病院事務長	串本町役場庁舎	救助班 ○班長 福祉課 副課長等	福祉課	・災害救助法に関すること。 ・り災者救助活動に関すること。 ・病院、新宮保健所串本支所、日本赤十字社和歌山支社及びその他医療機関との連絡調整に関すること。 ・救護班及び救護所に関すること。 ・所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 ・その他必要なこと。
		防疫班 ○班長 福祉課 副課長等	福祉課	・防疫対策の実施に関すること。 ・感染症予防に関すること。 ・防疫用資材及び薬剤の調達に関すること。 ・その他必要なこと。
		避難所班 ○班長 福祉課 副課長等	福祉課	・避難所の設置及び避難者に関すること。 ・避難所と本部との連絡調整に関すること。 ・救助物資の受給保管及び配分に関すること。 ・その他必要なこと。
		調査班 ○班長 税務課 副課長等	税務課	・住家等一般被害の調査に関すること。 ・他の部の所管に該当しない被害の調査に関すること。 ・り災証明の発行に関すること。 ・各部班の応援に関すること。 ・その他必要なこと。
		物資調達班 ○班長 住民課 副課長等	住民課	・主要食糧、衣料品等の調達に関すること。 ・炊き出しに関すること。 ・被災者への食糧及び物資の配給に関すること。 ・その他必要なこと。
		環境衛生班 ○班長 住民課 副課長等	住民課	・所管施設の被害調査及び復旧に関すること。 ・廃棄物及びごみ等の発生状況調査に関すること。 ・廃棄物処理及び清掃に関すること。 ・し尿処理等に関すること。 ・災害死亡者の火葬業務に関すること。 ・人的被害の調査に関すること。 ・その他必要なこと。

部（職）名	庁舎名等	班（職）名	担当課等	事　務　分　掌
	くしもと町立病院	医療班 ○班長 病院事務長が指名する者	くしもと町立病院	・各種病院事務に関すること。 ・医療救護班の編成に関すること。 ・患者の応急措置及び収容（助産を含む。）に関すること。 ・患者収容施設に関すること。 ・医療器具及び薬剤の調達に関すること。 ・その他必要なこと。

1

部（職）名	庁舎名等	班（職）名	担当課等	事　務　分　掌
経済部 **○部長** 産業課長 **○副部長** 産業課副課長	串本町役場庁舎	農林水産班 ○班長 産業課 副課長等	産業課	・所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・農業用施設等及び農地、漁港施設及び漁港関連施設の被害調査に関すること。 ・農林水産物関係の被害調査に関すること。 ・事業所等の被害調査に関すること。 ・農林関係の災害復旧に必要な物資の調達に関すること。 ・農林水産業者に対する災害復旧用金融の斡旋に関すること。 ・その他必要なこと。
		商工観光班 ○班長 産業課 副課長等	産業課	・所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・商工業及び観光業関係の被害調査に関すること。 ・商工業者及び観光業者に対する災害復旧金融の斡旋に関すること。 ・その他必要なこと。

部（職）名	庁舎名等	班（職）名	担当課等	事　務　分　掌
建設部 **○部長** 建設課長 **○副部長** 水道課長	串本町役場庁舎	建設班 ○班長 建設課 副課長等	建設課	・土木及び建築関係の災害復旧資材の調達に関すること。 ・串本建設部との連絡に関すること。 ・応急仮設住宅用地の取得に関すること。 ・応急復旧に要する用地の確保に関すること。 ・道路、住宅等の障害物の除去に関すること。 ・土木及び建築関係の災害復旧に関すること。 ・道路、橋梁、河川、堤防、排水路等の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・応急仮設住宅に関すること。 ・公共施設の応急復旧に関すること。 ・被災建築物、被災住宅の応急危険度判定に関すること。 ・その他必要なこと。
		水道班 ○班長 水道課 副課長等	水道課	・断水時における給水に関すること。 ・避難所、病院等への緊急給水に関すること。 ・所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・水道復旧資材の調達に関すること。 ・その他必要なこと。

部（職）名	庁舎名等	班（職）名	担当課等	事　務　分　掌
教育部 **○部長** 教育次長 **○副部長** 教育課副課長 こども未来課長	串本町役場庁舎	総務班 ○班長 教育課 副課長等	教育課	・各部との連絡調整に関すること。 ・部の職員の動員に関すること。 ・各部班の応援に関すること。 ・その他必要なこと。
		教育班 ○班長 こども未来課 副課長等	こども未来課	・認定こども園の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・園児の被災状況の調査及び応急に関すること。 ・園児の避難誘導の指示に関すること。 ・その他必要なこと。
		学校教育班 ○班長 教育課 副課長等	教育課	・学校等の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・児童生徒等の被災状況の調査及び応急に関すること。 ・児童生徒等の避難誘導の指示に関すること。 ・学校内の被災者避難場所の選定に関すること。 ・学用品の給与該当者調査に関すること。 ・その他必要なこと。
		社会教育班 ○班長 教育課 副課長等	教育課	・所管する公用車の配車に関すること。 ・所管施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・文化財の被害調査に関すること。 ・社会教育関係諸団体との連絡に関すること。 ・その他必要なこと。

1

部（職）名	庁舎名等	班（職）名	担当課等	事　務　分　掌
消防部 **○部長** 消防長 **○副部長** 消防次長 消防団長	消防本部 串本消防署 古座消防署	消防計画による	消防本部 串本消防署 古座消防署	・消防職員の招集及び消防団員の出動要請に関すること。 ・気象及び災害情報の広報に関すること。 ・各種情報の収集等に関すること。 ・避難指示等の伝達及び避難誘導に関すること。 ・災害現場活動に関すること。 ・救急・救助対策に関すること。 ・医療機関との連絡調整に関すること。 ・消防相互応援協定に関すること。 ・緊急消防援助隊に関すること。 ・県防災ヘリコプターに関すること。 ・管内巡視、高所見張りに関すること。 ・その他必要なこと。

※災害の種類や程度等により本部内に事務分担の偏りがある場合は、各部より必要な部に対して応援する。

第２節　動員計画

担当	全課等（全部班）

1. 計画方針

地震・津波の予防及び災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、災害対策本部の動員について定める。

2. 計画の内容

(1) 動員の方法

ア．自主参集による動員

職員は、参集基準となる地震･津波予報が発表された場合は、所属の勤務場所又はあらかじめ指定された場所に参集する。

ただし、津波警報等が発令された場合は、住民への避難の呼びかけ、誘導を実施するとともに、職員自らの避難を優先する。

また、避難先等においては、各種情報の収集及び伝達、応急対策等必要な防災対策を実施し、津波警報等の解除後、安全の確認を行い参集する。

イ．自主参集基準

自主参集基準は、「地震・津波対策時における職員の配備体制」（p5-2）に準じる。

ウ．参集のための迅速な確認方法

(ｱ) 地震を体感したら、即座にテレビ等で震度を確認する。

(ｲ) 本町防災行政無線放送や県防災わかやまメール、テレビ、ラジオ等で津波予報を確認する。

(2) 配備体制の伝達

職員は、原則的に自主参集するものであるが、確実に必要人員を動員するため、次のいずれかの方法により配備体制を伝達する。

ア．職員一斉配信サービスによる伝達

イ．口頭又は電話等による伝達

■配備体制伝達方法

ウ．庁内放送による伝達

■放送文例

体制	基準	庁　内　放　送　文　例
情報収集	震度３	ただいま、○○を震源とする地震が発生しました。本町の震度は３でした。総務課では情報収集体制に入ります。事態の推移により高次の体制をとる事もありますので、各課等の職員は、連絡体制を整え、速やかに高次の体制に移行できるよう、準備をしておいて下さい。
第１号	津波注意報（ﾂﾅﾐﾁｭｳｲ）	ただいま、和歌山県沿岸に津波注意報が発表されましたので、震災対策配備体制第１号を発令します。また、事態の推移により高次の体制をとる事もありますので、各課等の職員は、連絡体制を整え、速やかに高次の体制に移行できるよう、準備をしておいて下さい。
第２号	震度４	ただいま、○○を震源とする地震が発生しました。本町の震度は４でした。震災対策配備体制第２号を発令します。関係職員は負傷者の有無を確認し、直ちに所定の行動を開始してください。
	災害対策連絡室	○○時○○分、【設置の理由】のため、災害対策連絡室を設置します。また、○○時○○分より、連絡室会議を開催しますので、各課等の長は、本町役場庁舎２階会議室に集合してください。

体制	基準	庁　内　放　送　文　例
第3号	津波警報 （ﾂﾅﾐ、ｵｵﾂﾅﾐ）	ただいま、和歌山県沿岸に津波警報（又は大津波警報）が発表されました。震災対策配備体制第３号を発令し、災害対策本部を設置します。職員は直ちに所定の行動を開始してください。
	震度５弱以上	ただいま、○○を震源とする地震が発生しました。本町の震度は○○でした。震災対策配備体制第３号を発令し、災害対策本部を設置します。職員は負傷者の有無を確認し、直ちに所定の行動を開始してください。
	本部会議の開催 （本町役場庁舎の場合）	○○時○○分より本部会議を開催しますので、本部員は、本町役場庁舎２階会議室に集合してください。

(3) 各課員等の掌握

各課等の長は、招集を迅速に行うため、常に所属職員の住所録を整備し、呼び出しの方法を定めておかなければならない。

(4) 参集状況の報告

ア．各課等の長は、所属職員及び出先職員等の参集状況を取りまとめ、総務課長に報告する。

イ．総務課長は、各課等の長から報告のあった参集状況を取りまとめ、町長に報告する。

(5) 非常参集を要しない者

非常参集を要しない者は、次のとおりとする。

(ｱ) 身体の故障により許可を受けて休養中の者

(ｲ) 所属長がやむをえない理由のため参集できないと認めた者

第３節　津波警報・注意報等の伝達計画

担当	総務課（総務部）、消防本部

1. 計画方針

大規模な地震が発生し、又は地震による津波等の発生するおそれがある場合、迅速かつ的確な災害応急対策を実施するため、大津波警報、津波警報・注意報、津波予報、地震及び津波に関する情報、その他災害に関する情報の伝達を行う。

2. 計画内容

(1) 大津波警報、津波警報・注意報、津波予報、地震及び津波に関する情報の種類と内容

ア．津波予報区

和歌山県は全域が１つの予報区であり、予報区名称は「和歌山県」である。

■津波予報区

イ．大津波警報・津波警報・津波注意報及び津波予報（気象庁発表）

気象庁は、地震が発生したときは地震の位置や規模を即時に推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、津波による災害の発生が予想される場合には、地震が発生してから約３分を目標に大津波警報、津波警報又は津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を発表する。なお、大津波警報については、津波特別警報に位置づけられる。

津波警報等とともに発表する「予想される津波の高さ」は、通常は５段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード８を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。

■津波警報等の種類、解説等（気象庁）

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ			想定される被害ととるべき行動
		津波の高さ予想の区分	数値での発表	巨大地震の場合の発表	
大津波警報（特別警報）	予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合	10m＜予想高さ	10m超	巨大	木造家屋が全壊・流失し、人は津波に巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。
		5m＜予想高さ≦10m	10m		
		3m＜予想高さ≦5m	5m		
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	1m＜予想高さ≦3m	3m	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生します。人は津波に巻き込まれます。沿岸部や川沿いにいる人は、直ちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。

津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ			想定される被害ととるべき行動
		津波の高さ予想の区分	数値での発表	巨大地震の場合の発表	
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	0.2m≦予想高さ≦1m	1m	（表記なし）	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。海の中にいる人は直ちに海から上がって、海岸から離れてください。海水浴や磯釣りは危険なので行わないでください。注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近づいたりしないでください。

※「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

■津波警報等の留意事項

・沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。
・津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある
・どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、市町村は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。
・大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。

■津波警報等と避難のポイント

・震源が陸地に近いと津波警報が津波の襲来に間に合わないことがあります。強い揺れや弱くても長い揺れがあったらすぐに避難を開始しましょう。
・津波の高さを「巨大」と予想する大津波警報が発表された場合は、東日本大震災のような巨大な津波が襲うおそれがあります。直ちにできる限りの避難をしましょう。
・津波は沿岸の地形等の影響により、局所的に予想より高くなる場合があります。ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう。
・津波は長い時間くり返し襲ってきます。大津波警報・津波警報が解除されるまでは、避難を続けましょう。

ウ．津波予報の種類と内容

津波予報は、津波による災害のおそれがないと予想される場合に発表される。

■津波予報が発表される場合とその内容

発表される場合	内　　容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表する。
0.2m 未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも 0.2m 未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を津波に関するその他情報に含めて発表する。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っての作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を津波に関するその他情報に含めて発表する。

エ．地震情報及び津波情報の種類と内容

■緊急地震速報（警報）及び地震情報の種類

地震情報の種類	発表基準	内　　容
緊急地震速報（警報）注１	地震波が２点以上の地震観測点で観測され、最大震度が５弱以上と予想された場合、又は長周期震動階級３以上を予想した場合	地震の発生時刻、発生場所〈震源〉の推定値、地震発生場所の震央地名 強い揺れ（震度５弱以上）が予測される地域及び震度４が予測される地域、又は長周期震動階級３以上を予想した地域名（和歌山県内は和歌山県北部、和歌山県南部の２地域（※１））
震度速度	震度３以上	地震発生約１分半後に、震度３以上を観測した地域名（和歌山県内は和歌山県北部、和歌山県南部の２地域（※２））と地震の揺れの発現時刻を速報。
震源に関する情報	震度３以上 （津波警報又は注意報を発表した場合は発表しない）	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 「津波の心配ない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨を付加。
震源・震度に関する情報	以下のいずれかを満たした場合 ・震度３以上 ・津波警報又は注意報発表時 ・若干の海面変動が予想される場合 ・緊急地震速報（警報）を発表した場合	地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）、震度３以上の地域名と市町村名を発表。震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点ある場合は、その市町村名を発表。
各地の震度に関する情報	震度１以上	震度１以上を観測した地点のほか、地震の発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）を発表。 震度５弱以上と考えられる地域で、震度を入手していない地点がある場合は、その地点名を発表。

地震情報の種類	発表基準	内　　容
その他の情報	顕著な地震の震源要素を更新した場合や地震が多発した場合など	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多発した場合の震度１以上を観測した地震回数情報等を発表。
推計震度分布図	震度５弱以上	観測した各地の震度データをもとに、１km 四方ごとに推計した震度（震度４以上）を図情報として発表。
遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について以下のいずれかを満たした場合等 ・マグニチュード 7.0 以上 ・都市部など著しい被害が発生する可能性がある地域で規模の大きな地震を観測した場合	地震の発生時刻、発生場所（震源）やその規模（マグニチュード）をおおむね 30 分以内に発表。 日本や国外への津波の影響に関しても記述して発表。

注１）震度６弱以上の大きさの地震動が予想される場合
　　〔緊急地震速報（震度６弱以上）を特別警報に位置づける
注２）本町における、緊急地震速報及び地震速報で用いる区域の名称は「和歌山県南部」
　　郡名は「東牟婁郡」
注３）南海トラフ地震臨時情報に関する発表の内容については、第７編　南海トラフ地震防災対策推進計画（地震・津波災害対策計画）の「第４章　南海トラフ地震情報の発表」を参照。

■津波情報の種類

津波情報の種類	発　表　内　容
津波到達予測時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻※や予想される津波の高さ（発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載）を発表する。 ※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区で最も早く津波が到達する時刻であり、場所によっては、この時刻よりも１時間以上遅れて津波が襲って来ることもある。
各地の満潮時刻・予想される津波の高さに関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達時刻を発表する。
津波観測に関する情報＊１	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表する。
沖合の津波観測に関する情報＊２	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表する。

＊１　沿岸で観測された津波の最大波の発表内容

警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内　容
大津波警報を発表中	１ｍ超	数値で発表
	１ｍ以下	「観測中」と発表
津波警報を発表中	０．２ｍ以上	数値で発表
	０．２ｍ未満	「観測中」と発表
津波注意報を発表中	（全ての場合）	数値で発表（津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現）

＊２　沖合で観測された津波の最大波（観測値及び沿岸での推定値※）の発表内容

警報・注意報の発表状況	沿岸で推定される津波の高さ	内　容
大津波警報を発表中	３ｍ超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	３ｍ以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波警報を発表中	１ｍ超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	１ｍ以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
津波注意報を発表中	（全ての場合）	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表

※沿岸からの距離が 100km を超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく、「観測中」の言葉で発表し、津波が到達中であることを伝える。

「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と、その時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であり、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

■津波観測点（平成 27 年 4 月 1 日現在）

津波観測点名称	所　在　地
那智勝浦町浦神（ナチカツウラチョウウラガミ）	和歌山県東牟婁郡那智勝浦町浦神港
串本町袋港（クシモトチョウフクロコウ）	和歌山県東牟婁郡串本町袋港
白浜町堅田（シラハマチョウカタタ）	和歌山県西牟婁郡白浜町堅田漁港
御坊市祓井戸（ゴボウシハライド）	和歌山県御坊市名田町野島祓井戸漁港
和歌山（ワカヤマ）	和歌山県和歌山市和歌山下津港

オ．大津波警報、津波警報・注意報、津波予報、地震情報及び津波情報（震度速報を除く）の通知基準

和歌山地方気象台は、次の基準により関係機関（■大津波警報、津波警報・注意報等の伝達経路 p5-30 頁参照）へ通知する。

（ｱ）大津波警報、津波警報・注意報、予報及び津波情報
和歌山県に発表されたとき

（ｲ）地震情報
①震源・震度に関する情報
a．和歌山県内で震度３以上を観測したとき
b．隣接府県（大阪府、奈良県、三重県）で震度４以上を観測したとき
c．上記以外の都道府県で震度６弱以上を観測したとき
②各地の震度に関する情報
和歌山県内で震度１以上を観測したとき
③その他の情報（震源情報、遠地地震に関する情報、地震の回数に関する情報、推計震度分布情報など）
地震に関する情報を発表することが、公衆の利便を増進すると認められるとき

カ．震度情報で用いる和歌山県南部の震度名称等（平成 28 年４月１日現在）

地域名称	市町村名称	震度発表名称	備　考
和歌山県南部	田辺市	田辺市中屋敷町	県・田辺市
	田辺市	田辺市龍神村西	県・田辺市
	田辺市	田辺市中辺路町近露	気
	田辺市	田辺市中辺路町栗栖川	県
	田辺市	田辺市鮎川	県
	田辺市	田辺市本宮町本宮	県・田辺市
	新宮市	新宮市新宮	気
	新宮市	新宮市春日	気
	新宮市	新宮市磐盾	防災科研
	新宮市	新宮市熊野川町日足	県
	白浜町	白浜町消防本部	気
	白浜町	和歌山白浜町日置	県
	上富田町	上富田町朝来	県
	すさみ町	すさみ町周参見	防災科研
	串本町	串本町潮岬	気
	串本町	串本町串本	防災科研
	串本町	串本町古座	県
	那智勝浦町	那智勝浦町朝日	県
	太地町	太地町役場	県、太地町
	太地町	太地町太地暖海公園	防災科研
	古座川町	古座川町高池	気・県

地域名称	市町村名称	震度発表名称	備　考
	北山村	北山村大沼	県

注）備考欄の「気」は気象庁震度計、「県」は県の震度計、「防災科研」は防災科学研究所の震度計

キ．地震・津波観測監視システム（DONET）によって得られる津波観測情報を活用した津波予測システムによる避難の呼びかけ

和歌山県は、リアルタイム地震・津波関連表示システムにより DONET 観測点２カ所以上であらかじめ定めた閾値を超過したとき、緊急速報メールを配信する。

①配信する地域

配信する地域は、県内全域とする。

②配信する内容

津波の観測により、至急高台などへ迅速な避難の呼びかけを行う等の内容を配信する。

(2) 大津波警報・津波警報・津波注意報等の通知と伝達（気象庁提供）

ア．大津波警報・津波警報・津波注意報等の伝達経路

※令和３年６月１日現在

注)１ 和歌山地方気象台からの伝達は、「アデス」又は「防災情報提供システム」による。
　２ ※1 は、大津波警報、津波警報及び同警報解除のみ伝達する。
　３ ※2 は、神戸地方気象台から伝達する。
　４ ※3 は、ＮＨＫ大阪放送局が津波警報を緊急警報放送システム（ＥＷＳ）による。
　５ ※4 は、防災わかやまメール配信サービス、エリアメール、緊急速報メールによる。
　　（津波警報及び津波注意報の発表時のみ）
　６ ※5 は、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）による。

イ．津波予報の伝達経路（県提供）

（注）１　県から沿岸を有する各市町及び沿岸を有する各消防本部への情報については、「津波予測システム」による。

２　沿岸を有する各市町とは、和歌山市、海南市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、湯浅町、広川町、日高町、由良町、美浜町、印南町、みなべ町、白浜町、すさみ町、那智勝浦町、太地町、古座川町、串本町である。

３　沿岸を有する各消防本部とは、和歌山市消防局、海南市消防本部、有田市消防本部、湯浅広川消防組合消防本部、日高広域消防事務組合消防本部、御坊市消防本部、田辺市消防本部、白浜町消防本部、串本町消防本部、那智勝浦町消防本部、新宮市消防本部である。

４　※１は、県が行う津波予報や津波警報等の情報を活用し、市町等が必要な対策を行う。

ウ．DONET によって得られる津波観測情報による避難の呼びかけの伝達経路（県提供）

（注）※１は、緊急速報メールにより伝達する。

(3) 大津波警報・津波警報・注意報等の周知

ア．本町は、県の機関又は警察の機関から大津波警報・津波警報・注意報等を受領した場合は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じるとともに、住民、本町内の官公署、学校、団体等に対しても必要な事項を周知させてその徹底を図る。

周知の方法は、おおむね次のとおりとする。

(ｱ) 防災行政無線、有線放送

(ｲ) 伝達組織を通じる

(ｳ) サイレン、警鐘等

(ｴ) 広報車等

イ．本町は、前項の周知徹底のため、あらかじめ関係者との間において大津波警報・津波警報・注意報等の受領、伝達、その他の取扱に関して必要な事項を協議しておくとともに、勤務時間外及び停電時における受領、伝達についても支障のないよう情報伝達訓練等を通し、機能できるものとして体制を整備しておく。

ウ．本町は、気象台から、大津波警報・津波警報・注意報等が発表された旨の連絡を受

けた場合には、直ちに放送局等の放送により、大津波警報・津波警報・注意報等の要旨を聴取するよう努めるとともに、県の機関から伝達される大津波警報・津波警報・注意報等の内容を確実に受領するよう体制を整える。

エ．本町は、県の機関から大津波警報・津波警報・注意報等を受領した場合には、解除になるまでは放送局の放送により、状況を聴取するよう努める。

オ．本町は、災害の発生のおそれがあるような場合において異常な現象を認めたときは、大津波警報・津波警報・注意報等の逆経路その他により、速やかに県の機関に対し必要な情報を通報する。

カ．本町は、大津波警報・津波警報・注意報等の受領、伝達その他の処理に関する取扱い責任を明らかにし、かつ事後の参考に資するため、書類を作成し、保存する。

キ．本町は、警報等の受領、伝達担当者の決定及び記録の整備に関して、県に準じた措置を講じる。

ク．本町は、町防災行政無線から放送される大津波警報、津波警報、津波注意報のサイレン音について、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）の標準サイレン音に統一する。

3．異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれのある異常現象を発見したときは、次の方法により関係機関に通報する。

(1) 発見者の通報

異常現象を発見した者は、遅滞なく町（総務課）、警察官又は海上保安官に通報する。

(2) 警察官等の通報

異常現象を発見し、あるいは通報を受けた警察官又は海上保安官は、直ちに町長（総務課）及び新宮警察署長に、消防吏員、海上保安官は本町（総務課）及び各所属本部長に通報する。

(3) 町（総務課）の通報

上記の(1)、(2)によって異常現象を承知した町（総務課）は、速やかに和歌山地方気象台に、また、災害の予想される他の市町村長、並びに関係のある県の地方機関に対して通報する。

(4) 異常現象の種類

災害対策基本法第 54 条に基づき、和歌山地方気象台に通報する異常現象は、以下に示すものとする。

ア．水象に関する事項、津波による異常潮位、異常波浪

イ．地震に関する事項、群発地震（数日間以上にわたり、頻繁に感じるような地震）と災害を伴う大地震

(5) 周知徹底

異常現象を発見し、又は通報を受けたときは、関係の各機関はその現象によって、予想される災害地域の住民及び関係機関に周知徹底を図る。

4. 災害発生後の措置

(1) 被災地に提供すべき情報

和歌山地方気象台は、二次災害防止のために災害応急対策に資する情報を提供する。

(2) 専門家派遣

和歌山地方気象台は、県知事からの要請を受け、地震に関する情報の活用を図り、災害応急対策に資するため、職員の派遣を行う。

(3) 問い合わせに対する対応整備

現在の科学技術では、日時や場所を特定した地震の発生を予知することはできない。

「何月何日にマグニチュード８クラスの大地震が串本町を襲う」といった情報は、根拠のないデマであり、気象台の発表する地震情報により冷静に対処するよう努める。

第４節　被害情報等の収集計画

担当	総務課（総務部）、関係各課（関係各部班）等

1. 計画方針

地震・津波に伴う被害状況などの調査及び情報収集は、災害対策の基礎となるものであるため、関係機関は緊密な連絡をとり、迅速かつ的確に次のとおり実施すると同時に、本町が保管する重要情報の保護に努める。

災害が発生した場合又は発生が予想される場合には、本部長は速やかに本町内の状況を掌握し、総合防災情報システムに入力し、東牟婁振興局を経由して県に報告を行う。

なお、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、本町は、住民登録の有無にかかわらず、本町域（海上を含む。）内で行方不明となった者について、県警察等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努めるとともに、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

2. 計画内容

(1) 被害情報の収集

被害が発生したとき、本町（総務部）は、直ちに概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等の被害情報の収集活動を開始し、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報を収集するとともに、必要に応じて新宮警察署その他関係機関と密接な連絡をとりながら、災害対策活動に必要な情報の収集に努める。

また、被害規模を早期に把握するため、119 番通報が殺到する状況等の情報についても積極的に収集する。

なお、被害調査に当たっては、関係各課が協力して行う。

ア．収集すべき情報

(ｱ) 災害発生時

①人命危険の有無及び人的被害の発生状況
②住宅被害の状況
③二次災害の発生状況・危険性
④避難の必要性の有無及び避難の状況
⑤住民の動向
⑥観光客、帰宅困難者等の状況
⑦道路交通の状況
⑧役場等所管施設の破損状況

⑨その他災害の発生・拡大防止上必要な事項

(ｲ) 被害情報

①被害状況

②避難所の設置状況

③傷病者及び要配慮者の収容状況

④応急給水の状況等

(2) 被害情報のとりまとめ

ア．情報の総括・報告責任者

情報の総括・報告責任者は、総務部長とする。

イ．県への応援要請

被害が甚大なため、本町において被害状況等の収集及び調査不可能なとき、あるいは調査に専門的な技術を必要とする場合は、県に応援を求めて実施する。

ウ．各班から本部長への報告順序

(ｱ) 各班長は、災害が発生してから被害に関する応急対策が完了するまでの間、被害状況及び災害応急対策の活動状況を各部長に報告するとともに、各班長については本部事務局班長に報告する。

(ｲ) 総務部長は、本部事務局班長から報告を受け、本部長に報告する。

エ．報告の種類

(ｱ) 概況報告（災害即報）

災害発生時における報告とし、覚知後 30 分以内で可能な限り早く、分かる範囲で、報告する。

(ｲ) 中間報告（被害変動の報告）

被害状況の変動に伴う応急対策の変更等の基礎となるものであり、その都度、被害が確定するまで報告する。

(ｳ) 確定報告

被害状況の確定時における最終報告

オ．被害程度の順位

災害の種別・規模等により一定することはできないが、人的被害を最優先し、次に住居の被害を報告する。

カ．被害状況の判断等

災害により被害を受けた人的、家屋被害の判定及び被害状況調査にあたっては「被害状況認定及び報告書記入の基準」に基づいて判定を行う。

(3) 情報交換並びに報告

ア．被害報告等の系統

被害報告等は、次の系統により報告し、総務部本部事務局班において総合的なとり

まとめを行う。

■災害情報の収集伝達経路

■災害情報の収集伝達先

被害区分	県地方機関への連絡先	町主務課
人的被害状況報告	東牟婁振興局健康福祉部串本支所	住民課
住宅一般被害状況報告	東牟婁振興局健康福祉部串本支所	税務課
土木関係被害状況報告	東牟婁振興局串本建設部	建設課
農業関係被害状況報告	東牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課	産業課
耕地関係被害状況報告	東牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課	産業課
林業関係被害状況報告	東牟婁振興局農林水産振興部林務課	産業課
水産関係被害状況報告	東牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課	産業課
漁業関係被害状況報告	東牟婁振興局農林水産振興部農業水産振興課	産業課
公共施設関係被害状況報告	東牟婁振興局地域振興部・健康福祉部（串本支所含む）各課、東牟婁教育支援事務所	関係各課
商工業関係被害状況報告	東牟婁振興局地域振興部企画産業課	産業課
観光関係被害状況報告	東牟婁振興局地域振興部企画産業課	産業課
自然公園関係被害状況報告	東牟婁振興局健康福祉部串本支所	産業課
衛生関係被害状況報告	東牟婁振興局健康福祉部串本支所（新宮保健所串本支所）	住民課、水道課
その他関係被害状況報告	東牟婁振興局地域振興部	総務課
災害に対してとられた措置の概要	同上	総務課

イ．報告すべき災害

(ｱ) 発生原因

地震、津波、暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、その他異常な現象、大規模な火事・事故・爆発、放射性物質の大量放出等災害対策基本法第２条第１号に規定する原因により生じる被害

(ｲ) 報告の基準

この計画に基づく報告は、次の基準に該当するものについて行う。

①災害救助法の適用基準に合致するもの。「第５編第２部第１章第１節　災害救助法の適用計画」に準じる。

②災害対策本部を設置したもの。

③災害が２都道府県以上にまたがるもので、一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの。

④災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの。

⑤災害による被害が当初は軽微であっても、今後①～④の用件に該当する災害に発展するおそれがあるもの。

⑥地震が発生し、県内で震度４以上を記録したもの。

⑦災害の発生が県内で広域に及び、県地域に相当の被害が発生したと認められるもの。

⑧その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの。

(4) 被害情報の県への報告

総務部長は、収集した被害情報及び応急活動の実施状況について災害対策基本法第53条第１項の規定に基づき県あてに報告する。

被害状況調査の記入については、「被害状況認定及び報告書記入の基準」による。

ア．災害報告の種類

(ｱ) 災害即報［様式1～2］

(ｲ) 被害状況報告［様式3］

イ．災害即報及び被害状況報告要領

(ｱ) 災害即報

①災害即報は、災害の総合的な応急対策をたてる基礎となるものであり、人的及び家屋被害を優先して報告する。

②災害即報は、次頁に示す「災害即報系統図」によって迅速に行う。

ただし、通信途絶等により被害状況等を県に報告できない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に直接報告する。（基本法第53条第１項）

なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、原則に戻って県に対し行う。

消防庁 連絡先	・ＮＴＴ回線 電話：03-5253-7777　　FAX：03-5253-7553 ・地域衛星通信ネットワーク（県防災電話） （通常時） 電話：7-048-500-90-49013　FAX：7-048-500-90-49033 （夜間・休日）（消防庁宿直室） 電話：7-048-500-90-49102　FAX：7-048-500-90-49036

③119 番殺到状況については、県のほか、直接国（消防庁）へも報告する。

④報告すべき災害の発生を覚知したときは、覚知後 30 分以内で可能な限り早く分かる範囲で、直ちに国（消防庁）第一報を報告し、以後、即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告する。

⑤報告にあたっては、総合防災情報システム、地域衛星通信ネットワークシステム、消防防災無線、加入電話、無線電話、ファクシミリ等によって即報し、即報が 2 報以上にわたるときは、先報との関連を十分保持するために一連番号を付して報告時期を明らかにする。

⑥災害即報事項は、新宮警察署をはじめ、関係機関と十分連絡を保ったうえで行う。

■災害即報系統図

注１）本町が、通信途絶等により被害状況等を県に報告できない場合は、内閣総理大臣（消防庁）に直接報告すること。（基本法第 53 条第１項）なお、県と連絡がとれるようになった後の報告については、原則に戻って県に対し行うこと。

注２）消防機関への通報が殺到した場合、その状況を直ちに消防庁及び県に対し報告すること。

注３）被害の有無に関わらず、地震が発生し、本町内で震度５強以上を記録した場合、直ちに消防庁及び県に対し報告すること。

注４）東牟婁振興局を通じて県本部総合統制室に被害状況等を報告するほか、状況によって県本部総合統制室に対して直接報告すること。

注５）県本部が設置されない場合も上図に準じる。

注６）点線は、連絡調整をする関係機関とする。

■通常時（消防庁応急対策室）
NTT 回線　電話番号：03-5253-7527 FAX 番号：03-5253-7537
消防防災無線
防災電話番号：78-90-49013 防災 FAX 番号：78-90-49033（県庁からのみ通信可）
地域衛星通信ネットワーク
防災電話番号：7-048-500-90-49013 防災 FAX 番号：7-048-500-90-49033
■夜間・休日時（消防庁宿直室）
NTT 回線　電話番号：03-5253-7777 FAX 番号：03-5253-7553
消防防災無線
防災電話番号：78-90-49102 防災 FAX 番号：78-90-49036（県庁からのみ通信可）
地域衛星通信ネットワーク
防災電話番号：7-048-500-90-49102 防災 FAX 番号：7-048-500-90-49036

（ｲ）被害状況報告

①被害状況報告は、災害応急対策及び災害復旧の基礎となり、正確な調査により報告を行うが、状況に応じて概況、中間、確定報告と段階的に行う。

②被害確定報告は、災害応急対策を終了した後、20 日以内に行うものとし、基本法第 53 条に基づく内閣総理大臣あて文書、消防組織法第 40 条に基づく消防庁長官あて文書を各一部、消防庁あてに送付する。

③被害状況報告事項は、以下の系統によって行う。

■被害状況報告系統図

1. 県本部が設置されていない場合も上図に準じる。
2. 点線は、連絡調整をする関係機関である。

ウ．即報基準

消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき、消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報の基準は以下のとおり。

なお、即報の報告方法については、原則として電子メールにより行うものとし、電子メールが使用不能等の場合は、迅速性を最優先として、電話等通信可能な方法により行う。

■災害即報基準

即報基準			直接即報基準
一般基準		○災害救助法の適用基準に合致するもの ○府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの ○災害が２府県以上にまたがるもので、一つの府県における被害は軽微であっても、全国的にみた場合に同一災害で大きな被害を生じているもの ○気象業務法第 13 条の 2 に規定する津波等に係る特別警報が発表されたもの ○自衛隊に災害派遣を要請したもの	
個別基準	地　震	○当該府県又は市町村の区域内で震度５弱以上を記録したもの	●
		○人的被害又は住家被害を生じたもの	
	津　波	○津波警報又は津波注意報が発表されたもの ○人的被害又は住家被害を生じたもの	
		●死者又は行方不明者を生じたもの	●
社会的影響基準		○一般基準 ○個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられるなど社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること	

（5）安否不明者等の情報収集

災害時において、安否不明者等の氏名情報等を公表することにより、対象者が名乗り出ることや安否情報が得られる効果が期待でき、対象を明確にした迅速な救出・救助活動を行えることから、県及び警察等の協力を得て、安否不明者等の氏名情報等を収集する。

（6）防災関係機関との情報交換、報告

本町本部と防災関係の各機関は、各種情報の収集について十分連絡調整を行い、又は相互に情報を交換して、応急対策活動が円滑に実施されるよう努める。

【様式１　災害概況即報】
【様式２　被害状況即報】
【様式３　被害状況報告】

第５節　災害通信計画

担当	総務課（総務部）、消防本部

1. 計画方針

地震・津波時における関係機関相互の通信連絡を迅速かつ円滑に実施するため、防災関係機関は、それぞれ通信連絡窓口を定め、通信連絡系統を明確にするとともに、非常の際の通信連絡の確保を図る。

なお、災害時のあらゆる状況に対応し、また孤立する危険のある地域の被災者や帰宅困難者等にも対応できるよう、移動系防災行政無線や衛星携帯電話等のあらゆる通信手段を検討し、通信手段の多様化・複数化に努める。

2. 計画内容

(1) 防災関係機関の通信窓口

各機関は、指定電話及び連絡責任者を定め、窓口の統一を図る。

(2) 災害時優先電話の指定

災害時に被害情報等の通信に使用する災害時優先電話を事前に登録し、重要通信の確保を図る。

災害時においては、災害時優先電話を平常業務に使用することを制限するとともに、災害時優先電話に連絡責任者を配置し、迅速かつ円滑な通信連絡を確保する。

(3) 災害時の伝言ダイヤルの運用

ＮＴＴでは、災害時において電話がかかりにくい場合、安否確認のため災害時の伝言ダイヤルを運用する。

本町は、住民に対し災害時伝言ダイヤルの利用を周知し、輻輳の回避に努める。

録音：171＋被災者の電話番号＋伝言内容
再生：171＋被災者の電話番号

※提供開始：震度６弱以上の地震発生時、及び地震・噴火等の発生により、被災地へ向かう安否確認のための通話等が増加し、被災地へ向けての通話がつながりにくい状況となった場合。

(4) 災害用伝言板の運用

各携帯電話会社では、大規模な災害時に携帯電話やスマートフォンで安否確認ができる「災害用伝言板」を運用している。

本町は、住民に対し災害用伝言板の利用を周知し、電話回線輻輳の回避に努める。

・アクセスの方法（ＮＴＴドコモ）
ｄメニュー又は災害用キット → 災害用安否確認 → 災害用伝言板
・アクセスの方法（ａｕ）
メニュー画面 → アプリ → au 災害対策 → 災害用伝言板
・アクセスの方法（ソフトバンク）
メニュー画面 → アプリ → 災害用伝言板

※提供開始：震度６弱以上の地震など、大規模災害が発生した場合。

(5) 有線通信が途絶した場合の措置

有線通信施設の被災等により、規定の通信連絡が困難な場合は、以下のとおり無線設備又は使者（伝令）等により通信連絡を確保する。

ア．県との連絡

和歌山県と県の出先機関並びに県内各市町村等を結ぶ県総合防災情報システムを活用する。

また、災害予防、災害復旧対策等における防災上の各種情報、並びに気象予警報等の収集、伝達を迅速に進めることができることから、有線電話途絶時だけでなく、日常的に県総合防災情報システムを有効に活用し、和歌山県及び県内市町村等との通信の確保を図る。

さらに、衛星携帯電話を配備し、複数の通信手段を確保する。

イ．串本町災害対策本部内の通信連絡体制

本部組織内での命令の指示、伝達及び災害状況に関する情報収集については、有線電話の途絶又は有線回路の輻輳が予想されるので、本町の防災行政無線通信網を有効に利用する。

さらに、衛星携帯電話を配備し、複数の通信手段を確保する。

ウ．電波法等に基づく非常通信の利用

(ｱ) 非常通信の利用

官公庁、会社、船舶、アマチュア無線等の全ての無線局は、平常時は許可を受けた目的にのみ使用できるが、電波法（昭和 25 年法律第 131 号）第 52 条の規定により、災害その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、NTT その他の有線通信が事実上利用できないときに、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保又は秩序の維持のために行われる通信（非常通信）や各種予警報の伝達等の緊急を要する通信を取り扱うことができる。

また、電波法第 74 条に基づき、総務大臣は、災害その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合に、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保、秩序の維持のために必要な通信を行わせることができる。

(ｲ) 非常無線通信の依頼要領

①電報発信紙（電報頼信紙）又は適宜の用紙を用いる。
②カタカナ又は通常の文書体で記入する。

③一通の通信文は、なるべく 200 字以内（通常の文書体の場合は、カタカナに換算して 200 字以内）とし、できるだけ短く簡潔にする。
④あて先の機関名を記入する。分かれば住所、電話番号を記入する。
⑤必要があるときは本文の末尾に発信人名を記入する。
⑥発信人の機関名、住所及び電話番号を記入する。
⑦頼信紙の記事欄又は用紙の余白に「ヒジョウ」又は「非常」と朱書する。

(ｳ) 非常通信についての照会・問合せ

非常通信を実施した場合は、電波法第 80 条の規定により近畿総合通信局長又は総務大臣に報告しなければならない。できるだけ和歌山県防災企画課にも報告書の写しを送付すること。

報告先	近畿総合通信局無線通信部陸上第二課 TEL：06-6942-8558　FAX：06-6942-9014 ・地域衛星通信ネットワーク（県防災電話） TEL：7-027-200-818-8920　FAX：7-027-200-818-8820

また、必要に応じて、県防災企画課　TEL：073-441-2264 に照会・問い合わせを行う。

(6) 通信障害発生時における事業者の対応

電気通信事業者は、通信障害が発生した場合は、通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等の情報を、本町及び関係機関と共有するとともに、通信施設の早期復旧のため、関係機関との調整を行うものとする。

【資料 20　同報系及び移動系無線一覧表】
【資料 21　災害時優先電話一覧表】
【資料 35　非常通信経路計画及び非常通信協議会の概要】
【資料 36　非常通信経路（市町村防災系）】
【資料 37　消防用県内共通波無線非常通信経路】

第６節　災害広報計画

担当	総務課（総務部）、企画課（総務部）、消防本部

1. 計画方針

地震・津波災害が発生した場合は、適切な判断による行動がとれるよう、速やかに正確な広報活動を実施する。

また、住民に対して応急対策あるいは応急復旧等に関する情報を周知徹底し、民心の安定及び被害の拡大防止を図るため、迅速適切な広報活動を行う。本町外の住民に対しても適切な被害情報を提供することにより、広域的な応援体制の確立に資するよう努める。

なお、人的被害の数について広報を行う際には、県等と密接に連携しながら適切に行うほか、必要に応じて、収集した被災現場の画像情報は災害対策本部を通して防災関係機関との共有を図る。

さらに、被災者のおかれている生活環境、居住環境等が多様であることにかんがみ、情報を提供する際に活用する媒体に配慮する。特に、停電や通信障害の発生時は、情報を得る手段が限られることから、被災者生活支援に関する情報については、チラシの張り出し、配布等の紙媒体や広報車での情報提供を行うなど、適切に情報提供を行うよう努める。

2. 計画内容

(1) 被害状況の発表

本部に集まった被害状況は、総務部企画財政班においてその内容を住民に提供する。

また、企画財政班は報道機関等にも提供する。

災害時には、情報が輻輳するため、広報内容の一元化を図り、住民や応急対策に従事する職員等に混乱が生じないようにする必要がある。

そのため、災害対策本部の各部班において知り得た情報は、全て総務部本部事務局班に連絡するとともに、広報を必要とする事項は、総務部企画財政班を通じて広報する。

(2) 広報の内容

災害に関する情報は、初動段階、避難段階、救援段階、復旧段階等の各時間経過に応じて、次の事項を中心に住民が必要とする情報を的確につかみ、民心の安定を図る広報活動を行う。

なお、広報内容は簡潔で誤解を招かない表現に努め、特に、高齢者や障がい者、外国人等の要配慮者に配慮する。

ア．地震、津波に関する情報
イ．被害の状況
ウ．高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保の発令、避難先の指示及び避難誘導
エ．二次災害の危険性

オ．災害時における住民の心構え
カ．医療救護所・避難所の開設状況
キ．被災者の安否に関する情報
ク．災害対策本部の設置及び災害応急対策実施の状況
ケ．電気、ガス、水道等の供給状況
コ．災害応急復旧の見通し
サ．交通規制及び交通機関の運行状況
シ．要配慮者への支援呼びかけ
ス．医療機関などの生活関連情報
セ．義援物資等の取扱い
ソ．その他生活情報等必要と認める情報

(3) 広報の方法

ア．一般住民への発表

状況に応じて、次の方法をもって広報活動を行う。

(ｱ) 広報車及びハンドマイクによる方法
(ｲ) チラシ、ポスター、広報紙等印刷物による方法
(ｳ) 自主防災組織、区等住民組織による方法
(ｴ) 新聞等の報道機関を利用する方法
(ｵ) 航空機等による方法
(ｶ) 避難所、避難地等における派遣広報
(ｷ) 同報系無線による広報
(ｸ) メールやＳＮＳ、インターネット、ホームページの活用
(ｹ) 放送事業者に対する放送の要請
(ｺ) その他の方法

なお、防災行政無線放送による津波警報・注意報等の伝達は、次による。

区分		摘　　要
震度4以上	地震	(1) サイレン吹鳴　5秒3回 (2) 放送内容 こちらはぼうさいくしもとです。 震度○の地震が発生しました。 今後の情報に注意してください。 ※　2回繰り返す。
ツナミナシ	津波注意	(1) チャイム (2) 放送内容 こちらはぼうさいくしもとです。 さきほど発生しました地震による津波の心配はなくなりました。 ※　2 回繰り返す。津波の警報を促す広報を出したのち、津波の危険がないと判明した場合のみ放送する。

区分		摘　　要
オオツナミ	大津波警報	(1) サイレン３秒吹鳴、２秒休止×3 回 (2) 放送内容 こちらはぼうさいくしもとです。 大津波警報が発表されました。 今すぐ高台に避難してください。 ※　3 回繰り返す
	大津波警報解除	(1) チャイム (2) 放送内容 こちらはぼうさいくしもとです。 さきほど（○時○分）に発令されました大津波警報は解除されましたが、 現在、津波警報（注意報）が発令されています。 引き続き警戒が必要です。十分注意してください。 ※　2 回繰り返す
ツナミ	津波警報	(1) サイレン５秒吹鳴、６秒休止×2 回 (2) 放送内容 こちらはぼうさいくしもとです。 津波警報が発表されました。 今すぐ高台に避難してください。 ※　2 回繰り返す。
	津波警報解除	(1) チャイム (2) 放送内容 こちらはぼうさいくしもとです。さきほど（○時○分)に発令されました津波警報は解除されました。 ※　2 回繰り返す
		(1) チャイム (2) 放送内容 こちらはぼうさいくしもとです。 さきほど(○時○分)に発令されました津波警報は解除されましたが、 引き続き津波注意報が発令されています。 海岸に近寄らないようにしてください。 ※　2 回繰り返す。
ツナミチュウイ	津波注意報	(1) チャイム (2) 放送内容 こちらはぼうさいくしもとです。 津波注意報が発表されました。 海岸付近の方は注意してください。 ※　2 回繰り返す。
	津波注意報解除	(1) チャイム (2) 放送内容 こちらはぼうさいくしもとです。 さきほど（○時○分）に発令されました津波注意報は、解除されました。 ※　2 回繰り返す。

イ．報道機関への発表

必要に応じ、災害の状況や応急活動の状況を報道機関に発表するとともに、放送局を利用することが適当と考えられる緊急なものについては、和歌山県を通じて放送等を依頼する。

なお、日本放送協会和歌山放送局との間には、「非常時災害時のニュース再送信に関する覚書」（平成 24 年 9 月）を締結している。

また、県との通信途絶等特別の事情がある場合は、直接報道機関に依頼する。

(4) 広報資料の収集等

ア．現地取材の実施

各部からの報告のほか、必要に応じて災害現場における現地取材を行う。

イ．災害写真の撮影

(ｱ) 災害現場に職員を派遣し、災害写真を撮影するほか、各部において撮影した写真の収集に努める。

(ｲ) 災害写真は速やかに引き伸ばし、掲示するなど速報に用いるほか、他の機関から依頼がある場合は提供する。

ウ．記録の作成

災害の予防に資するため災害に関する記録を作成するとともに、必要があれば、写真撮影、ビデオ撮影等による映像記録についても作成する。

(5) 広聴活動

大規模な災害が発生した場合は、情報の途絶から、民心は極度に混乱し、社会不安をもたらす。

また、災害が長期化した場合の生活環境等の悪化からストレスに見舞われるため、被災者の生活相談、救助業務等の広聴活動を実施し、民生の安定を図るとともに、災害応急、復旧活動に住民の要望等を反映していく。

ア．相談窓口の開設

大規模な災害が発生した場合、若しくは町長が必要と認めるときは、被災者のための相談窓口を開設し、相談、問い合わせ、受付等の業務を行う。

なお、開設場所については、災害の規模及び程度等により適切な場所（避難所、公共施設等）において実施する。

また、県が総合的な相談窓口を設置した場合、本町は、当該相談窓口から対応要請のあった相談について対応する。

イ．相談窓口の推進体制

(ｱ) 相談窓口では、当該災害について電話及び住民対応業務全般について実施するものとし、対応職員は各部から派遣するほか、防災関係機関、ボランティア等の協力を得る。

(ｲ) 相談窓口の開設時には、広報紙、報道機関等で住民へ周知する。

(ｳ) 各避難所に出向く等、巡回相談の実施体制を確立する。

ウ．広聴内容の処理

(ｱ)相談窓口等で聴取した内容については、速やかに関係課等及び関係機関に連絡し、早期解決が図れるよう努める。

(ｲ) 必要に応じ、関係機関の協力を求める。

(6) 安否情報の提供

総務部は、被災者の安否に関する情報の照会があったとき、内閣府が定める政令の要件を満たす場合に限り、本町が把握する情報に基づき回答することができる。

なお、必要に応じて安否問合せ窓口を庁内に設置し、来庁者の問合せへの対応を行う。

このほか、被災者の安否について住民等から照会があったときは、被災者等の権利利益を不当に侵害することのないよう配慮しつつ、消防、救助等人命に関わるような災害発生直後の緊急性の高い応急措置に支障を及ぼさない範囲で、可能な限り安否情報を回答するよう努める。

この場合において、安否情報の適切な提供のために必要と認めるときは、県、他市町村、消防署、警察署等と協力して、被災者に関する情報の収集に努める。

なお、被災者情報の公表や問い合わせへの回答等の際は、被災者の中にＤＶ等支援措置に基づく住民基本台帳の閲覧制限や住民票の交付制限がなされている場合等、配偶者からの暴力（ＤＶ被害）等を受け加害者から追跡されて危害を受けるおそれがある者が含まれる場合は、当該被災者の個人情報の管理を徹底するよう努める。

第２章　初動期の災害現場に関する計画

項　目	初動	応急	復旧	担　当
第１節　消防計画	●			消防本部、消防団
第２節　救助・救急計画	●	●		消防本部、くしもと町立病院、新宮警察署
第３節　医療助産計画	●	●		福祉課（救助部）、くしもと町立病院、消防本部
第４節　避難計画	●	●		総務課（総務部）、教育課（教育部）、福祉課（救助部）、こども未来課（救助部）、消防本部、新宮警察署、陸上自衛隊、串本海上保安署
第５節　公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策計画	●	●		建設課（建設部）、産業課（経済部）

第１節　消防計画

担当	消防本部、消防団

1. 計画方針

この計画は、水災、地震、火災その他非常災害時に際し、「串本町消防計画」に基づき、消防力を最大限に発揮し、災害から町民の生命、身体及び財産を保護し、その被害を軽減することを目的とする。

2. 計画内容

(1) 初動体制の確立

消防部は、「串本町消防計画」及び「串本町消防本部出動計画」に基づき、その災害の種類に適応した消防部隊（消防署及び消防団）を災害規模に応じ、必要数を出動させ、消防部隊の合理的な運用を図る。

(2) 消火活動

ア．消防部は、災害の状況に応じた部隊配備を行い、道路状況、建物状況、延焼状況等を勘案し、消火活動を実施する。

イ．延焼の状況から、避難者に火災の危険が及ぶおそれがある場合は、延焼阻止線の設定など効率的な消防隊の運用を行い、火災の鎮圧に努める。

(3) 消防情報の報告

次のいずれかに該当する火災又は事故等が発生した場合には、無線電話、ファクシミリ等によって、直ちに県へ報告を行う。

ア．死者 3 人以上生じたもの
イ．死者及び負傷者の合計が 10 人以上生じたもの
ウ．自衛隊に災害派遣を要請したもの
エ．特定防火対象物で死者の発生した火災
オ．高層建築物の 11 階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの
カ．国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災
キ．建物焼損延べ面積が 3,000 平方メートル以上と推定される火災
ク．他の建築物への延焼が 10 棟以上又は気象状況等から勘案しておおむね 10 棟以上になる見込みの火災
ケ．損害額が 1 億円以上と推定される火災
コ．焼損面積が 10 ヘクタール以上と推定される林野火災
サ．空中消火を要請した林野火災
シ．住家等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高い林野火災
ス．航空機火災、タンカー火災
セ．船舶火災であって社会的影響度が高い火災
ソ．列車火災、トンネル内車両火災
タ．その他特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等

なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、消防庁長官から特に求められない限り、災害即報により報告するため、火災等即報は省略することができる。

災害即報については、第 3 編第 2 部第 1 章第 1 節「被害状況等の収集計画」による。

(4) 広域応援の要請等

大規模災害が発生した場合において、必要があると認められるときは、災害の規模等に応じ、次により迅速かつ的確に広域応援の要請を行う。

ア．消防相互応援協定による要請

消防長は、自らの消防力のみでは十分な対応ができないと認めるときは、消防組織法第 39 条の規定に基づく協定を締結している市町村の消防長に対し応援要請を行う。

イ．知事への応援要請

(ｱ) 自らの消防力のみでは対応できないような災害が発生し、緊急の措置をとる必要があるときは、消防組織法第 43 条及び災害対策基本法第 72 条の規定により知事に指示権の発動を要請する。

(ｲ) ヘリコプターの活動が必要と認める場合においては、和歌山県防災ヘリコプター応援協定に基づき、知事に防災ヘリコプターの出動を要請する。

ウ．緊急消防援助隊への応援要請

本部長は、被害の状況から本町の消防力及び県内の消防隊では十分な対応がとれないと判断したときは、消防組織法第 44 条の規定により、速やかに知事に対して緊急消防援助隊の出動を要請する。

この場合において知事に連絡がとれない場合には、直接消防庁長官に対して要請する。

エ．串本海上保安署に対する支援要請

大規模火災が発生し、消防用水として海水を利用するために、串本海上保安署の船舶からの送水を必要とするときは、協定に基づき協力を要請する。

オ．消防機関の応援出動

消防組織法第39条に基づく相互応援協定及び災害対策基本法第67条の規定により、他の市町村から応援を求められたときは、町長は、本町域内に発生した災害の防除に支障のない範囲において消防機関を協力させる。

【資料 13　串本町の消防組織】
【資料 14　消防署保有車両一覧表】
【資料 15　消防団保有ポンプ車及び小型ポンプ台数一覧表】
【資料 16　消防水利一覧表】
【資料 17　消防相互応援協定等の締結状況】
【様式 24　火災即報様式】

第２節　救助・救急計画

担当	消防本部、くしもと町立病院、新宮警察署

1. 計画方針

本町は、警察等と協力し、災害のため生命、身体に危険が及んでいる者あるいは生死不明の状態にあるものを救出し、又は捜索してその者を保護するため、救助・救急活動を次のとおり実施する。

2. 計画内容

(1) 救出体制

本町は、新宮警察署等と協力して実施する。

ア．被災者の救出体制は、消防本部などによる救助隊を編成し、救出に必要な車両、特殊機械器具その他資機材を使用して迅速に救出にあたる。
イ．要救助者が多数ある場合には、新宮警察署に対し警察官の出動を要請し、連携して救出・救助にあたる。

(2) 救助の対象

ア．火災時に取り残されたような場合
イ．倒壊家屋の下敷きになったような場合
ウ．流出家屋とともに流されたり、孤立した所に取り残されたような場合
エ．電車、自動車、航空機等による集団的事故が発生した場合
オ．ガス、危険物、薬品の爆発、流出、漏洩等が発生した場合
カ．その他必要と認められる場合

(3) 対象者

ア．行方不明の者で、諸般の情勢から判断して、生存していると推定される場合
イ．行方はわかっているが、生存しているか否か明らかでない場合

(4) 救助の方法

ア．本町は救助・救急活動を行う。救助に必要な車両・特殊機材・救助用資機材等を準備又は調達し、迅速に救助・救出を実施する。
イ．救助事案が同時に多発している場合は、現場状況を勘案して、救命効果の高い活動を優先して実施する。
ウ．救助活動を行う場合は、必要に応じ災害現場に指揮本部を設置し、自主防災組織、区等地域住民、関係機関とも連携し、救助（救出）を行う。
　また、救助資機材等を備蓄し自主防災組織、区、ボランティア等に配布・貸与し、

初動時における救助（救出）の円滑を図る。

(5) 救助・救急活動

ア．救出・救助活動は、救命措置を必要とする重症者を最優先とする。

イ．初動期における負傷者の搬送は、現場で判断し、適宜実施する。

ウ．傷病者等に対する応急手当の実施及び傷病程度に応じた収容先、搬送先等を整理するために、災害現場に応急救護所を設置し、応急救護を実施する。

なお、負傷の程度や、救護所の能力が不足する場合には、関係機関と連携して、医療機関への搬送を行う。

(6) 負傷者の処置

ア．救出した負傷者については応急手当を施すとともに、救急車等により災害拠点病院、災害支援病院等の救急告示病院又は各医療機関へ直ちに搬送する。

イ．特に多数の負傷者がある場合には、本部長は医師会を通じて、医師等の現場出動、病院への収容その他必要な措置について応援を要請する。

(7) 相互応援

大規模な災害等により、本町内の消防機関だけでは対応できない場合は、県、東牟婁振興局、県警本部、近隣消防機関に協力を要請するとともに、必要に応じ知事に対し、自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

【資料 22　町内医療機関（病院）一覧表】
【資料 23　和歌山県救急告示医療機関（町内及び田辺・新宮地区）一覧表】
【資料 24　災害拠点病院（医療圏：新宮）】
【資料 25　災害支援病院（医療圏：新宮）】
【資料 26　地区医師会（東牟婁・西牟婁）所在地及び連絡先一覧表】

第３節　医療助産計画

担当	福祉課（救助部）、くしもと町立病院、消防本部

1. 計画方針

地震・津波のため、医療・助産機関が被害を受けその機能が停止し、著しく不足又は混乱したため被災地の住民が医療・助産の途をなくした場合に、応急的な医療・助産を実施する。

2. 基本内容

災害の規模が大きいほど、医療行為が遅滞することとなるが、医療面からいえば時間の経過とともに救命率が低下する。このため、消防機関と医療関係機関との密接な連携のもと、可能な限りこの時間短縮に努め、短期間における被災患者の収容治療、重傷者の後方病院への転送を実施する。この際、効率的な負傷者救護のため、適切なトリアージに努める。

また、甚大な規模の地震においては、病院への収容が一時に集中し対応困難に陥ることが予想されるため、避難所などに救護所を設け対応にあたる。

さらに、既存の疾患の進行や災害神経症などの発生が考えられるため、可能な限りこうした事態への対応を行う。

3. 実施者

災害時において、平常時の医療等の実施が不可能又は困難となったときで、救助法の適用を受けた場合には、同法に基づき本部長の命を受け、救助部が担当する。

本部長が、本町だけでは必要な医療及び助産が確保できないと判断したときは、県又は東牟婁振興局あるいは日本赤十字社、災害拠点病院、東牟婁郡医師会、西牟婁郡医師会、その他医療関係機関のそれぞれの医療班の派遣を要請する等の方法により実施する。

さらに、必要に応じて、県に医療救護班として、薬剤師班及びモバイルファーマシー（災害対応医薬品供給車両）の派遣を要請する。

4. 救助対象者

医療及び助産の救助は、次の者を対象として実施する。

(1) 医　療

医療を必要とする負傷又は疾病の状態にあるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者。

(2) 助　産

災害発生時（発生前後おおむね７日以内）に分娩した者で、災害のため医療の途を失った者。（死産、流産も含む）

5. 医療情報の収集活動

本町は、東牟婁郡医師会、西牟婁郡医師会の協力を得て、人的被害・医療機関被害状況、活動状況及び被災地医療ニーズについて把握し、速やかに県へ報告するとともに、県が一元的に把握している被害状況、活動状況、被災地ニーズ、患者受入情報等の提供を受ける。

また、町民に対しても可能な限りの医療機関情報を提供する。

6. 現地医療対策

本町は、医療関係機関と連携して災害の状況に応じた適切な医療救護活動を実施する。

また、本部長は、本町だけでは必要な医療及び助産が確保できないときは、隣接する市町村や県に応援を依頼する。

(1) 医療救護班の編成

災害時において、救助部、災害支援病院（くしもと町立病院）及び災害拠点病院（新宮市立医療センター）が中心となって、医療救護班の編成及び円滑な医療活動が実施できるよう適切な調整を図る。

また、必要に応じて、県に和歌山ＤＭＡＴ（災害派遣医療チーム）や災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）の派遣要請を依頼するとともに、通常の医療体制では対応できない多数の傷病者が一時に発生した場合、被害を免れた本町内医療機関をはじめ、東牟婁郡医師会、西牟婁郡医師会等の協力を得て、地域医療救護班を編成し、傷病者の治療や応急処置を行う。

ア．病院医療救護班の整備

病院は、当該病院の医師等により、医療救護班を編成し、傷病者の治療や応急処置を行う。

なお、医療救護班の編成は原則として、医師１名、看護師２名、事務職員１名、薬剤師１名、自動車運転手１名の計６名をもって１班とし、災害の規模・現地の状況に応じて編成を組み換える。

イ．地域医療救護班の整備

災害の状況に応じて、地域に救護所を設置するとともに、本町内医療機関、東牟婁郡医師会・西牟婁郡医師会等関係機関に医師等の派遣を要請し、地域医療救護班を編成する。

なお、スタッフは、東牟婁振興局健康福祉部串本支所（新宮保健所串本支所）に参集する。

(2) 医療救護班の業務

ア．医療救護班の範囲

(ｱ) 診察
(ｲ) 医薬品、衛生材料の支給
(ｳ) 処置、手術その他の治療及び施術
(ｴ) 病院又は診療所への収容
(ｵ) 看護
(ｶ) 助産救護
(ｷ) 被災住民等の健康管理

イ．具体的な活動

(ｱ) 傷病者の重傷度の判定（トリアージ）
(ｲ) 重症患者に対する救急蘇生術の施行
(ｳ) 後方医療施設への転送
(ｴ) 転送困難な患者及び避難所等における軽易な患者に対する医療
(ｵ) 死亡の確認

(3) 医療救護班の搬送

ア．医療関係機関

原則として、医療関係機関で所有する緊急車両等を活用し、移動する。

イ．本町及び県

医療関係機関が搬送手段を有しない場合は、本町及び県が搬送手段を確保し、搬送を行う。

(4) 救護所の設置

本町は、被災現場、避難所及び被災地内の医療施設等に、必要に応じ応急救護所あるいは医療救護所（以下「救護所」という。）を設置し、医療救護及び助産を必要とする者に対し迅速かつ適切に医療救護及び助産活動を行う。

なお、救護所を設置する場合の予定場所を次の場所とし、災害発生の状況に合わせ、避難所、学校等の保健室、本町の公共施設等、救護所の設置が必要な場所に設置する。

(ｱ) 串本町古座福祉センター

(5) 医療救護班の受入・調整

ア．本町

医療救護班の受入窓口を救助部とし、東牟婁振興局健康福祉部串本支所（新宮保健所串本支所）の支援・協力のもと救護所への配置調整を行う。

イ．県

医療救護班を受入、本町への派遣調整を行う。

(6) 救護所における現地活動

ア．応急救護所における現場救急活動

災害発生直後に災害拠点病院から派遣される医療救護班等が、応急救護所で応急処置やトリアージ等の現場救急活動を行う。

イ．医療救護所における臨時診療活動

本町、県、各医療関係機関等から派遣される主に診療科別医療救護班等が、医療救護所で軽症患者の医療や被災住民等の健康管理等を行う。

この場合、発災当初から外科系及び内科系診療（必要に応じて小児科・精神科・歯科診療等）を考慮し、医療ニーズに応じた医療救護班で構成する医療チームで活動する。

(7) 応援の要請

本町の医療救護班の体制をもってしても、医療救護が確保できないときは、和歌山県及び日本赤十字社和歌山県支部等に応援を要請する。

7. 後方医療対策

救急告示病院（災害拠点病院、災害支援病院等）は、被災地内の医療機関や救護所では対応できない重症患者や、特殊な医療を要する患者等に対する医療を実施する。

また、これら後方医療施設への患者の搬送については特に緊急を要するため、輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行う。

なお、負傷者の搬送にあっては、救急車をはじめ、消防、警察、自衛隊等のヘリコプター等の動員を求め、後方の医療機関に搬送する。

(1) 受入病院の選定と搬送

消防本部は、救急医療情報システム等で提供される患者受入情報に基づき、特定の病院へ患者が集中しないよう振り分け調整し、関係機関が患者を搬送する。

(2) 患者搬送手段の確保

ア．陸上搬送

患者の陸上搬送は、原則として救急車で実施する。

救急車が確保できない場合は、本町及び県が搬送車両を確保する。

イ．ヘリコプター搬送

県は、本町から要請があった場合、又は自ら必要と認めたときは、ヘリコプターを保有する関係機関に要請するほか、必要に応じ他府県に応援を要請する。

■医療救護活動の流れ

注）トリアージ：治療優先順位の決定

8. 医薬品等の確保供給活動

本町、県及び日本赤十字社和歌山県支部は、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医薬品、医療機器、衛生材料及び輸血用血液の確保及び供給活動を実施する。

(1) 本町

地域の医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療機器、衛生材料の調達、供給活動を実施する。

また、不足が生じた場合は、県に対して供給の要請を行う。

(2) 県

本町から要請があった場合、又は自ら必要と認めたときは、医療関係機関及び医薬品等関係団体の協力を得て、医療救護活動に必要な医薬品、医療機器、衛生材料の調達、供給活動を実施する。

また、必要に応じて、国及び他府県に対しても医薬品等の応援要請を行うとともに、受入窓口を設置し調整を行う。

医療及び助産の実施に必要な医薬品、衛生材料等については、それぞれの医療機関、薬剤師班（モバイルファーマシー登載品含む）の所持品を繰替使用する。

(3) 日本赤十字社和歌山県支部

日本赤十字社和歌山県支部は、被害のない地域に採血班を出動させるとともに、他府県支部に応援を要請し、輸血用血液の調達、供給活動を実施する。

9. 被災者の健康維持活動

本町及び県は、相互に連携し、被災者の健康状態、栄養状態を十分に把握するとともに、助言、加療等、被災者の健康維持に必要な活動を実施する。

(1) 巡回相談の実施

ア．被災者の健康管理や生活環境の整備を行うため、避難所、応急仮設住宅などにおいて、保健師等による巡回相談、訪問指導、健康教育、健康診断等を実施する。

イ．被災者の栄養状況を把握し、早期に栄養状態を改善するため、栄養士会や在宅栄養士などの協力を得て、避難所や応急仮設住宅、給食施設等において、巡回栄養相談を実施する。

ウ．経過観察中の在宅療養者や要配慮者を把握し、適切な指導を行う。

(2) 心の健康診断等の実施

ア．災害による心的外傷後ストレス傷害（PTSD）、生活の激変による依存症等に対応するため、心の健康に関する相談窓口を設置する。

イ．環境の激変による精神疾患患者の発生、通院患者の医療中断に対応するため、精神科救護班の設置に努める。

10. 個別疾病等対策

本町及び県は、専門医療が必要となる人工透析、難病、循環器疾患、消化器疾患、血液疾患、小児医療、周産期医療、感染症、アレルギー疾患、精神疾患、歯科疾患等の疾病に対する対策を講じ、救急告示病院、各専門医会等関係機関と協力して、それぞれ現地医療活動、後方医療活動等を行う。

(1) 透析患者への対応

新宮保健医療圏の地域災害医療コーディネーターは、統括災害医療コーディネーター（和歌山県立医科大学附属病院及び日本赤十字社和歌山医療センター）と連携し、日本透析医会災害時情報ネットワークを活用するほか、他市町村、医師会等の協力により、透析医療機関の被災の状況、透析医療の可否について情報を一元的に収集把握し、透析医療機関及び患者からの問い合せに対し、情報を提供するとともに、透析医療機関からの要請に応じ、水、電気、食料などの供給、患者搬送及び復旧について関係機関と調整する。

本町（救助部）は、透析患者の所在等情報提供などを行うとともに、透析患者へのスムーズな情報提供に努める。

(2) 在宅難病患者への対応

災害時に、本町（救助部）は、難病患者等専門的緊急対応を必要とする被災者の支援のため、関係機関等と連携し、保健活動を行うとともに、在宅難病患者の搬送及び救護について県及び医療機関等と連携し、適切に対応する。

(3) 在宅人工呼吸器使用者への対応

本町（救助部）は、避難行動要支援者名簿等に基づく「災害時人工呼吸器使用者リスト」をもとに在宅人工呼吸器使用者の安否確認を行い、訪問看護ステーションを通じて人工呼吸器使用者及び家族に被害状況、医療機関の開設状況等の情報を提供するとともに、できるだけ在宅療養が継続できるよう支援する。

なお、在宅療養の継続や避難等に際し、本町による支援が困難な場合は、県へ支援を要請する。

(4) 周産期医療（助産）

救助法の基準に基づき、災害発生の日以前又は以後７日以内に分娩した者で、災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み、現に助産を要する状態にある者）を対象とする。

助産の範囲（分娩の介助、分娩前後の処置、衛生材料等の支給）や費用、期間（分娩した日から７日以内）は救助法によるものとする。

なお、定められた分娩日又は期間内に災害救助法による助産を終えることができない場合は、内閣総理大臣と協議し、同意を得た上で助産を実施する期間を延長できる。

11. 要配慮者対策

本町は、地域における妊婦、出産直後の新生児・産婦、在宅重度心身障がい児（者）、医療依存度の高い療養者等に対し、東牟婁振興局健康福祉部串本支所（新宮保健所串本支所）の協力を得て必要な保健指導等を行う。

特に、健康状態の観察が必要な要配慮者に対しては、医師の指導に基づき訪問看護ステーションの利用を促すなど保健指導等の充実を図る。

12. 医療の程度、期間及び費用

(1) 程　度

医療、助産の程度は、生活保護法による医療、助産保護法に定める程度による。

(2) 期　間

医療の実施は、災害発生の日から 14 日以内とする。

助産の実施は、分娩した日から 7 日以内とする。

以上の期間で医療等の実施を打ち切ることができないときは、本部長が東牟婁振興局を経由して知事に期間延長の申請を行い、内閣総理大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長する。

(3) 費用の基準

医療費等の適用基準額は、救助法による。

ア．救護班による費用

使用した医薬品、衛生材料及び破損した医療器具の修繕費等（消耗品を含む）の実費

イ．病院又は診療所による費用

国民健康保険診療報酬の額以内

ウ．助産の費用

救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費

助産師による場合は、慣行料金の 2 割引以内の額

13. その他

医療及び助産を実施した場合、整備しなければならない書類は以下のとおりである。

(1) 医療班活動状況［様式 7］

(2) 救助実施記録日計票［様式 4］

（3）医薬品、衛生材料使用簿［様式 8］
（4）医療、助産関係支出証拠書類

【資料 22　町内医療機関（病院）一覧表】
【資料 23　和歌山県救急告示医療機関（町内及び田辺・新宮地区）一覧表】
【資料 24　災害拠点病院（医療圏：新宮）】
【資料 25　災害支援病院（医療圏：新宮）】
【資料 26　地区医師会（東牟婁・西牟婁）所在地及び連絡先一覧表】
【資料 43　和歌山県（統一様式）トリアージ・タッグ】
【様式 4　災害救助法関係様式】
【様式 7　医療班活動状況】
【様式 8　医薬品、衛生材料使用簿】

第４節　避難計画

担当	総務課（総務部）、教育課（教育部）、福祉課（救助部）、こども未来課（救助部）、消防本部、新宮警察署、陸上自衛隊、串本海上保安署

1. 計画方針

この計画は、本町内において災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、危険区域内にある住民に対して避難のための立退きを指示し、安全な場所に避難させる等人命の被害の軽減を図ることを目的とする。

ここでは、避難のための高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保、並びに必要と認める地域における屋内安全確保（以下「避難指示等」という。）の発令、基準及び伝達等について定める。

※必要と認める地域の居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での待避その他の緊急に安全を確保するための措置については、以下「緊急安全確保措置」という。

■避難情報の発令の判断基準

区　分	発令時の状況	住民に求める行動
【警戒レベル３】 高齢者等避難	○災害が発生するおそれがある状況、即ち災害リスクのある区域等の高齢者等が危険な場所から避難するべき状況	・高齢者等は危険な場所から避難 ・高齢者等には、障害のある人等の避難に時間を要する人や避難支援者等が含まれる ・とるべき避難行動は立退き避難を基本とする ・洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで自らの判断で屋内安全確保することも可能 ・高齢者等以外の人も必要に応じ、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである
【警戒レベル４】 避難指示	○災害が発生するおそれが高い状況、即ち災害リスクのある区域等の居住者等が危険な場所から避難するべき状況	・居住者等は危険な場所から全員避難する必要がある ・立退き避難を基本とし、洪水等及び高潮に対しては、ハザードマップ等により屋内で身の安全を確保できるか等を確認したうえで、居住者等の自らの判断で屋内安全確保することも可能
【警戒レベル５】 緊急安全確保	○災害が発生又は切迫している状況、即ち居住者等が身の安全を確保するために立退き避難す	・居住者等は命の危険があることから直ちに安全確保する

区　分	発令時の状況	住民に求める行動
	ることがかえって危険であると考えられる状況	

出典：和歌山県避難情報の判断・伝達マニュアル作成のモデル基準（令和３年６月）

■津波に対する避難情報発令の判断基準

対象地区	【津波避難対象区域】 和深地区、安指地区、田子地区、江田地区、田並地区、有田地区、二色地区、高富地区、袋地区、串本地区、潮岬地区、出雲地区、大島地区、須江地区、樫野地区、鬮野川地区、姫地区、伊串地区、目津大浦地区、神野川地区、原町地区、上ケ地地区、住吉地区、岩淵地区、古田地区、古座地区、中湊地区、津荷地区、田原地区 【津波避難対象区域外】 里川地区、田並上地区、吐生地区、サンゴ台地区、姫川地区、上野山地区、古座ヴィラ地区、上田原地区、佐部地区
避難指示	【津波避難対象区域】 ①津波警報等を適時に受けることができない状況において、強い揺れ若しくは長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合 ②津波警報が発表された場合 （東海・東南海・南海３連動地震による浸水想定区域） ③津波注意報が発表された場合（海岸堤防等より海側の地域） 【津波避難対象区域外】 ①大津波警報が発表された場合 （南海トラフ巨大地震による浸水想定区域）

※遠地地震の場合、津波警報等が発表される前から津波の到達予想時刻等を「遠地地震に関する情報」の中で発表する場合がある。

※「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があるため、必要に応じて高齢者等避難の発令を検討すること。

出典：避難情報の判断・伝達マニュアル（令和３年８月改定）

2. 計画内容

(1) 実施者

避難のための高齢者等避難、避難指示及び緊急安全確保の発令、避難所の開設並びに避難所への収容保護は以下に定める者が行う。

ア．高齢者等避難

情報の提供	町長（基本法第 56 条第 2 項） ※事実上の情報であり、行政行為ではない。

イ．避難指示

洪水について	知事又はその命を受けた職員（水防法第 29 条） 水防管理者（水防法第 29 条）
地すべりについて	知事又はその命を受けた職員（地すべり等防止法第 25 条）
災害全般について	町長（基本法第 60 条第 1 項） 知事（基本法第 60 条第 6 項） 警察官（警察官職務執行法第 4 条・基本法第 61 条第 1 項） 自衛官［災害派遣］（自衛隊法第 94 条） 海上保安官（基本法第 61 条第 1 項）

ウ．緊急安全確保

災害全般について	町長（基本法第 60 条第 3 項） 知事（基本法第 60 条第 6 項） 警察官（警察官職務執行法第 4 条･基本法第 61 条第 1 項） 自衛官（災害派遣）（自衛隊法第 94 条） 海上保安官（基本法第 61 条第 1 項）

エ．警戒区域の設定

災害全般について	町長又はその委任を受けて町長の職務を行う町の職員（基本法第 63 条第 2 項） 警察官（基本法第 63 条第 2 項） 海上保安官（基本法第 63 条第 2 項） 自衛官（基本法第 63 条第 3 項） 知事（基本法第 73 条）
火災について	消防吏員・消防団員（消防法第 28 条） 警察官（消防法第 28 条第 2 項）
水災について	水防団長・水防団員（水防法第 21 条） 警察官（水防法第 21 条第 2 項） 消防吏員・消防団員（水防法第 21 条）
火災・水災以外について	消防吏員・消防団員（消防法第 36 条） 警察官（消防法第 36 条）

オ．避難所の開設、収容

開設、収容	町長

(2) 緊急時の実施者

実施者が不在の場合や緊急を要する場合は、実施者がその権限を委任した者が、高齢者等避難の提供、避難指示を実施し、避難させることができる。

この場合、速やかにその状況等を実施者に報告し、以後の措置について指示を受ける。

なお、実施者は、あらかじめ職員の勤務体系等を考慮して権限を委任しておく。

(3) 避難情報の基準

避難指示等は、町長又は水防管理者若しくはその他の実施者が事態に応じて行い、避難の指示をした旨を速やかに関係機関に通報する。

なお、緊急の場合以外は、原則として実施者相互の連絡協議のもとに行う。

ア．地震全般

(ｱ) 町長

a．災害発生時に人の生命又は身体を保護するため早期かつ的確な避難情報の発令ができるよう「和歌山県避難情報の判断・伝達マニュアル作成のモデル基準」を参考とし、地理的な特定等を考慮した上で、具体的な発令判断基準となる「串本町避難情報の判断・伝達マニュアル」を策定している。

なお、発令判断には和歌山県気象予測システムを参考とする。

b．災害が発生するおそれがある場合において、住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要するものに対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める高齢者等避難を提供する。

c．災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要性があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という）に対し、町長は立退きを指示する。

d．災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあり、かつ、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対し、高所への移動、近傍の堅固な建物への退避、屋内の屋外に面する開口部から離れた場所での退避、その他の緊急に安全を確保するための措置を指示する。

e．町長が避難のための立退きを指示し、若しくは立退き先を指示し、又は屋内での待避等の緊急安全確保措置を指示したときは、速やかにその旨を知事に報告するとともに、避難の必要がなくなったときは直ちに公示し、その旨を知事に報告する。

f．避難のための立退きを指示し、又は屋内での待避等の緊急安全確保措置を指示する場合において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長、若しくは

指定地方行政機関の長、又は知事に対し、当該指示に関する事項について助言を求めることができる。

（ｲ）知事

災害が発生した場合において、当該災害の発生により町長が、避難のための立退きの指示及び緊急安全確保措置の指示を行うことができなくなったときは、町長に代わって実施する。

（ｳ）警察官

町長が避難のための立退き、若しくは緊急安全確保措置を指示をすることができないと認めるとき、又は町長から要請があったときは、必要と認める地域の必要と認める居住者等に対して、避難のための立退き、又は緊急安全確保措置を指示する。この場合、直ちに避難のための立退き、又は緊急安全確保措置を指示した旨を町長に通知する。

また、警察官は、災害により危険な事態が発生し、特に急を要する場合は、危害を受けるおそれのある者を避難させる。

（ｴ）災害派遣を命ぜられた自衛官

災害により危険な事態が発生し、警察官がその場にいないときで、特に急を要する場合は、危害を受けるおそれのある者を避難させる。

イ．津　波

（ｱ）強い地震（震度４程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、町長は、必要と認める場合、住民等に直ちに安全な場所に避難するよう指示する。

（ｲ）地震発生後、津波警報が発せられたときには、町長は、住民等に直ちに安全な場所に避難するよう指示する。

ウ．南海トラフ地震に関連する情報発表時

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合において、最初の地震に伴う大津波警報又は津波警報が解除され、津波注意報に切り替わった後、事前避難対象地域に定める地域の住民に対し避難情報を、高齢者等事前避難対象地域の要配慮者等に対し、高齢者等避難等を発令する。

(4) 避難指示等の伝達方法等

ア．避難指示等の際に明示する事項

避難指示等の伝達は、次の事項を明示して行う。

（ｱ）提供者、勧告者又は指示者
（ｲ）予想される災害危険及び避難を要する理由
（ｳ）避難対象地域
（ｴ）避難の時期、誘導者（消防団員等）
（ｵ）避難所
（ｶ）避難経路
（ｷ）避難時の注意事項（火災・盗難の予防、随行品、服装）等

イ．住民に対する伝達系統

(5) 避難方法

ア．避難の種類

(ｱ) 第１次避難（事前避難）

災害が事前に予測されるときは、あらかじめ高齢者、障がい者、病弱者、乳幼児等の要配慮者、特に避難行動要支援者を避難させる。

(ｲ) 第２次避難（緊急避難）

災害が発生した場合又は事前避難のいとまがないときは、緊急避難を行う。

緊急避難の場合は、避難指示等が発せられたとき、又は自主的な判断により行う。

イ．避難の方法

(ｱ) 避難は原則として避難者各自が行い、自主判断により所定の津波一時避難場所、津波避難ビル等、指定避難所（地震・津波）又は縁故関係先に避難する。

(ｲ) 避難に際しては、各地区の消防団及び自主防災組織等との連携を図りながら実施し、併せて避難後の警備についても、警察、消防団及び自主防災組織等と密接な連絡をとり万全を期する。

ウ．避難誘導

住民等の避難誘導は、本町職員、消防職員、消防団員、警察官及び自主防災組織等が実施するが、誘導にあたっては、避難路の安全を確認しつつ、できるだけ自主防災組織、区あるいは職場、学校等を単位とした集団避難を行う。

なお、消防団をはじめ、自主防災組織や事業所等は連携・協力して、本町の避難支援計画（個別計画）や地域による地区防災計画に基づき、避難行動要支援者の避難支援を行うよう努める。

エ．学校・社会福祉施設等の避難対策

学校、認定こども園、社会福祉施設、その他集団避難を要する施設は、災害発生時の安全を図るため、事前の避難計画に従って避難を行う。

各施設において、園児、児童生徒、来訪者、入所者、職員、従業員等の避難を実施し、又は完了したときは、施設の管理者は本部へその旨を報告する。

■震災発生時の時系列避難方法

(6) 避難所の開設及び設置の方法

避難所の開設・運営については、串本町避難所運営マニュアルに基づき、以下の事項に留意して実施する。

ア．避難所の開設

避難所の開設及び収容並びにり災者の保護は、救助法による救助が適用された場合は、同法に基づき本部長が実施する。

同法が適用されない災害又は同法が適用されるまでの間は、本町独自の応急対策として本部長が開設する。

なお、災害の規模にかんがみ、必要な避難所を、可能な限り当初から開設するよう努め、避難所を開設する際は、当該施設の安全性を確認するものとし、避難所の開設状況等をホームページ等の多様な手段を活用して周知するよう努める。

イ．設置の方法

（ｱ）既存建物の利用

公共施設（学校、公民館及び集会所等）、神社の社務所、寺院の本堂等

（ｲ）野外仮設の利用

バラックの仮設、テントを借り上げ設置

ウ．収容者

避難所へは次の者を収容する。

（ｱ）避難指示及び緊急安全確保が発せられた者又は緊急に避難することが必要である者

（ｲ）住家が災害により全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水（破壊、消防による全・半壊を含む。）の被害を受け、日常起居する居住の場所を失った者

エ．避難所の開設の方法

本部長はそれぞれの地区の実情、災害の種類等を十分検討の上、危険区域と危険度を想定し、関係機関と協議の上、避難所をあらかじめ選定しておく。

（ｱ）避難所を開設するときには、速やかに避難所の施設管理者へ連絡する。

（ｲ）開設する避難所の応急危険度判定を行う。

（ｳ）避難所開設の実務は、救助部が担当する。

ただし、災害の状況により緊急に開設する必要があるときは、各施設の管理責任者又は最初に到着した職員が実施する。

（ｴ）避難所を開設したときは、直ちに次の事項を県本部（総合統制室）に報告する。（閉鎖したときも同様に報告する。）

①避難所開設の日時及び場所

②箇所数及び収容人員（避難所別）

③開設期間

（ｵ）避難所の開設状況について、ホームページ等の多様な手段を活用して周知する。

オ．収容期間

災害の発生した日から７日以内とする。

ただし、災害が落ち着くに従い収容人員が次第に減少するときは、本部長は避難所を逐次整理縮小し、その都度その旨を、東牟婁振興局を経由して知事に報告する。

また、大災害の場合等でどうしても７日間の期間内に避難所を閉鎖することができない場合は、本部長は東牟婁振興局を経由して、以下の事項を明示し、事前に知事に開設期間の延長を要請する（救助に関する期間延長については、全ての項目で共通）。

（ｱ）実施期間内に閉鎖できない理由

（ｲ）必要とする救助の実施期間

（ｳ）期間延長を必要とする地域、救助対策者数

（ｴ）その他

なお、県は、延長の必要を認めた場合には内閣総理大臣と協議し、その同意を得た上で期間を定める。

カ．福祉避難所の開設

町長（救助部）は、自宅等で生活している要配慮者に対し、状況に応じ、医療や介護などの必要なサービスを提供するため、あらかじめ指定する施設のうち必要分を福祉避難所として開設する。

また、要配慮者に配慮して、被災地以外の地域にあるものを含め、民間賃貸住宅、ホテル･旅館等を実質的に福祉避難所として開設する等、必要に応じた確保に努める。

キ．避難所設置のための費用

（ｱ）避難所設置費

国庫負担の対象となる経費はおおむね以下のとおりである。

区　分	例　　示
賃金職員等雇上費	応急的補修、改造、畳、その他の資材の運搬等避難所の設置、維持及び管理のために雇い上げた労務者の賃金
備品費	避難所設置の長期化により必要となるストーブ、扇風機、畳、カーペット、パーテーション等に要する経費。なお、一時的避難という避難所の性格から、リースを原則とする。
消耗器材費	懐中電灯、乾電池、ポリ袋、掃除用具等直接被災者の処遇に必要な経費。
建物器物等使用謝金借上料・購入費	避難所として使用した建物の借上料又は避難所設置のために使用した器物等の使用謝金、借上費及び購入費。
光熱水費	採暖及び湯茶を湧かすための経費（ガス、電気、灯油等）。
仮設の炊事場、トイレ及び風呂の設置費等	仮設の炊事場、トイレ及び避難所設置が長期化した場合に必要とされる仮設風呂の設置のための必要とする経費。その他臨時電灯設備費等を含む。
衛生管理費	衛生管理としての経費（手洗い用クレゾール、石鹸等）。
福祉避難所	高齢者、障がい者等であって、避難所での生活において特別な配慮を必要とする者を収容する避難所設置のために支出する費用。

（ｲ）所要物資の確保

避難所開設及び収容保護のための所要物資は、本町において確保する。

ただし、現場において確保出来ないときは、東牟婁振興局に物資確保について要請を行う。

(7) 避難所の管理・運営

ア．避難所の管理・運営

救助部長は、避難所の運営を総括するとともに、本町職員（救助部避難所班）の中から各避難所の責任者（男女２名体制）を指名する。

また、避難所責任者は、以下に示す事項に留意する。

(ｱ) 学校長・警察官・赤十字奉仕団員・ボランティア等の協力を得て、避難所を管理・運営する。

(ｲ) 速やかに避難所収容者名簿を作成する。

(ｳ) 収容中の傷病者を診療機関等に引き継ぐ等適切な処置を講じる。

(ｴ) 警察、自主防災組織等の協力を得て、避難者自身による防犯組織を立ち上げ、避難所及び近隣区域の警備活動を行う。

(ｵ) 避難所に配布される物品及び収容者に配分される食糧物資の受払い及び配分を行う。

(ｶ) 災害対策本部に報告を必要とする事態が発生した場合は、防災行政無線などにより報告する。

(ｷ) 避難所における生活環境に注意を払い、避難の長期化や女性・こども等に対する暴力防止のため等、必要に応じてプライバシーの確保、男女のニーズの違い等男女双方及び子どもの視点等に配慮する。特に、女性や子ども等に対する性暴力・ＤＶの発生を防止するため、女性用と男性用のトイレを離れた場所に設置する、トイレ・更衣室・入浴施設等は昼夜問わず安心して使用できる場所に設置する、照明を増設する、性暴力・ＤＶについての注意喚起のためのポスターを掲載する等、女性や子ども等の安全に配慮するよう努めるとともに、警察、病院、女性支援団体との連携の下に、被害者への相談窓口情報の提供を行うよう努める。

(ｸ) 避難所の生活において、要配慮者の介護及び性別や子どもに配慮したスペース（更衣室、洋式トイレ、洗濯干し場、授乳室、交流（遊び）スペース等）、食物アレルギーのある者に配慮した食料や生活用品を確保する。また、女性向け物資の配布は女性が担当する。さらに、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布など女性や子育て家庭のニーズに配慮した運営を行う。

(ｹ) 避難生活が長期化する場合は、必要に応じて、避難者や避難所に係わる運営スタッフ等の健康状態及び医師や看護師による巡回の必要性を把握し、必要な措置を講じるよう努めるとともに、プライバシー確保の状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、ごみの処理状況など、避難所の衛生状態等の把握に努め、必要な措置を講じる。

(ｺ) 避難所から自宅に戻ろうとする住民等の安全を確保するため、津波警報等の情報提供を行う。

(ｻ) 避難所開設時における新型コロナウイルス等感染症の発生においては、串本町避難所運営マニュアル等に基づき、避難所における避難者の過密抑制等の感染症対策を行う。また、総務部及び救助部は保健所と連携して、感染症患者が発生した場合や健康観察中の濃厚接触者等が避難所に避難する場合の対応について協議・調整を行う等、適切な避難所運営に努める。

(ｼ) 外国人の避難時にあっては、主要な外国語による情報掲示、語学ボランティアの

確保のほか、生活習慣、文化や宗教上の違い（ハラール認証を取得した食品の必要可否等）等にも配慮する。

(ｽ) 車中泊など避難所に滞在することができないと判断した被災者がある場合には、その情報の早期把握に努める。また、避難所に来訪できない車中泊者に対しては、エコノミークラス症候群等の健康被害防止のための普及啓発等に努める。

イ．関係書類の整理保存

各避難所の維持管理のために責任者を定めるとともに、以下の関係書類を整理保存する。

(ｱ) 避難者名簿
(ｲ) 避難者名簿一覧表
(ｳ) 事務引継書
(ｴ) 避難所運営情報記録簿
(ｵ) 避難所状況報告書
(ｶ) 食料・物資依頼伝票
(ｷ) 食料・物資受入簿
(ｸ) 食料管理簿
(ｹ) 物資管理簿
(ｺ) 避難所における要配慮者名簿

(8) 避難者の他地区への移送等

避難所開設後、大雨等による土砂災害危険、危険物等施設における火災・有毒ガス漏洩危険その他により、町長が危険と判断した場合は他地区の避難所を選定し、当該避難所の被災者を他地区の避難所へ移送する。

このほか、町長は、以下に示すように被災者の他地区への移送、広域一時滞在の受入れ要請及び他市町村からの被災者受入れを行う。

ア．避難者の生命、身体保護のため移送を必要とするときは、本町保有の車両又は借上げ車両により移送する。

移送を行うにあたっては新宮警察署と緊密な連携を図るとともに、移送道路の整理、警戒等の措置を要請する。

イ．被災地域が広域にわたっており、本町の地域内で予定した避難所が使用できなくなった場合は、他地区（近隣の非被災地区若しくは小被災地又は隣接府県への広域避難）への受入れ、広域一時滞在及び移送について、知事（災害対策本部）に要請する。

ウ．他市町村に避難所又は広域一時滞在施設を開設するにあたっては、本部職員のうちから避難管理者を定めて当該市町村へ派遣するとともに、移送にあたり引率者を添乗させる。

エ．知事から他市町村の避難者を受入れるための避難所又は広域一時滞在施設の開設の指示を受けた場合は、各避難所の状況を考慮し、直ちに避難所又は広域一時滞在施設の選定・開設を進め、受入れ体制を整備するとともに、本部職員を派遣して避難所又は広域一時滞在施設の運営に協力する。

(9) 避難所の閉鎖

ア．町長は、災害の状況により避難者が帰宅できる状態になったと認めるときは、避難所の閉鎖を決定し、避難所責任者に必要な指示を与える。

イ．避難所責任者は町長の指示により避難者を帰宅させるほか、必要な措置をとる。

ウ．町長は、避難者のうち住居が浸水、倒壊等により帰宅の困難な者がいる場合については、避難所を縮小して存続させるなどの措置をとる。

(10) 警戒区域の設定

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人命又は身体を保護するために警戒区域を設定し、一般の立ち入りの禁止及び退去を命ずることができるが、これは次のとおりである。

また、警戒区域の設定については、警察署等関係機関と連絡調整を図っておくものとし、実際に警戒区域を設定した場合にロープを張るなど、警戒区域の表示を行い、避難等に支障のないように処置する。

さらに、警察等の協力を得て、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを実施する。

■警戒区域の設定

設定権者	要件（内容）	根拠法令
町　　長	町長は、住民の生命、身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められるときは、警戒区域を設定する。	・基本法第 63 条
知　　事	知事は、本町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは町長が実施すべきこの応急対策の全部又は一部を代行する。	・基本法第 73 条
警 察 官	警察官は、町長（権限の委託を受けた本町の職員を含む）が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは警戒区域を設定する。	・基本法第 63 条
海　上 保 安 官	海上保安官は、町長（権限の委託を受けた本町の職員を含む）が現場にいないとき、又は町長から要請があったときは警戒区域を設定する。	・基本法第 63 条
自 衛 官	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、町長その他職権を行うことができる者がその場にいない場合に限り、警戒区域を設定する。	・基本法第 63 条
消防吏員 又は 消防団員	消防吏員又は消防団員は、火災等の現場において、警戒区域を設定する。	・消防法　第 23 条の 2、第 28 条、第 36 条 ・水防法　第 21 条
水防団長 水防団員	水防団長、水防団員は、水防上緊急の必要がある場所においては、警戒区域を設定する。	・水防法　第 21 条

【資料 28-1　指定緊急避難場所及び指定避難所一覧表】

【様式４　災害救助法関係様式】
【様式５　避難所収容台帳名簿】
【様式６　避難所用物品費受払簿】

第５節　公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策計画

担当	建設課（建設部）、産業課（経済部）

1. 計画方針

地震・津波の発生後、民生の安定、公共福祉の早期回復を図るため、被害箇所の本復旧計画を立てる前に、落石、流出土砂、雑木等を除去するほか、降雨等による水害・土砂災害等に備えた二次災害対策について定める。

2. 計画内容

(1) 実施者

公共土木施設等の応急復旧及び二次災害防止対策のうち、本部長の命を受け、建設部・経済部が担当する。

(2) 河川災害

ア．管理者は、緊急点検を実施し被害状況を把握の上、堤防・護岸等の河川管理施設等の被災箇所の応急復旧を実施する。

イ．管理者は、危険箇所について関係機関への連絡や町民への周知を図るとともに、応急工事の実施や警戒避難体制の整備に努め、災害発生のおそれのある場合は、速やかに適切な対応を図る。

(3) 海岸・港湾災害

管理者は、被災箇所で通常の潮位においても海水が侵入し、当該被災施設と隣接する一連の施設又は背後地に甚大な被害を与える又はそのおそれが大きい箇所に、仮締切・決壊防止工事を行う。

(4) 土砂災害

ア．災害発生後において緊急パトロールを実施し、土砂災害危険箇所を把握する。

イ．把握された危険箇所については、必要に応じて県に対し緊急対策の実施を要請する。

ウ．二次災害の危険が予想される土砂災害危険箇所については、町民に周知するとともに警戒避難体制の強化を図る。

エ．人家等に対する直接的な影響が懸念される場合や、土砂災害の発生につながる異常等が発見された場合、県等と協力して速やかに応急対策を講じるとともに、必要により避難の指示等を行う。

オ．県、指定地方行政機関等と協力し、土砂災害対策を推進する。

(5) 道路・橋梁災害

ア．管理者は、緊急点検を実施し、被害状況と被害箇所を把握する。

イ．管理者は、危険箇所について通行制限又は禁止を行うとともに、関係機関への連絡や町民への周知を図る。
ウ．管理者は、緊急輸送道路等について重点的に点検し、状況により復旧し、交通の確保を図る。
エ．管理者は、被災した道路、橋梁が唯一の交通路で緊急物資、復旧資材等の輸送に必要な場合又は本復旧計画に長期間を要するものについては、仮道、仮橋等を設ける。

(6) ため池災害

ア．管理者は、緊急点検を実施し、危険箇所を把握する。
イ．管理者は、それぞれの管理する箇所で必要に応じ以下の緊急措置を実施する。
　(ｱ) 緊急復旧資材の点検・補強
　(ｲ) ため池危険箇所の貯水位の低減や堤体開削※1
ウ．危険箇所の町民への周知と警戒避難体制を強化する。

※1開削：土地を切り開いて道路や運河を作ること。

(7) 森林防災対策

ア．災害発生後において緊急パトロールを実施し、山地災害危険箇所を把握する。
イ．把握された危険箇所については、必要に応じて県に対し緊急対策の実施を要請する。
ウ．二次災害の危険が予想される山地災害危険箇所については、町民に周知するとともに警戒避難体制の強化を図る。
エ．山地災害の発生につながる異常等が発見された場合、県等と協力して速やかに応急対策を講じるとともに、必要により避難の指示等を行う。

(8) 宅地防災対策

ア．災害発生後において緊急パトロールを実施し、宅地災害危険箇所を把握する。
イ．把握された所管の危険箇所については、緊急対策を実施する。

(9) 下水道災害

施設の被害を最小限に抑え、被災状況を調査し関係機関に伝達するとともに、早期の機能回復を図るため、速やかに応急復旧工事に着手する。

【資料４　知事管理河川重要水防箇所個別調書】
【資料５　重要水防箇所（防災重点農業用ため池）】
【資料６　土石流危険渓流一覧表】
【資料７　急傾斜地崩壊危険箇所一覧表】
【資料８　山地災害危険箇所一覧表（崩壊土砂流出危険地区）】
【資料９　山地災害危険箇所一覧表（山腹崩壊危険地区）】
【資料10　地すべり危険箇所一覧表】
【資料11　土砂災害警戒区域一覧表】
【資料12　海岸重要水防箇所一覧表】
【資料18　町内橋梁現況一覧表】
【資料19　道路危険予想箇所一覧表】

第３章　応援協力等に関する計画

項　目	初動	応急	復旧	担　当
第１節　指定地方行政機関、県及び市町村に対する応援要請計画	●	●		総務課（総務部）、消防本部
第２節　自衛隊の派遣要請計画	●	●		総務課（総務部）、消防本部、陸上自衛隊
第３節　県防災ヘリコプター活用計画	●	●		消防本部、総務課（総務部）
第４節　緊急消防援助隊応援要請計画	●	●		消防本部、総務課（総務部）
第５節　広域一時滞在対策に係る応援協力要請	●	●		総務課（総務部）

大規模な災害が発生し、本町のみでは対応が不十分となる場合に、災害対策基本法に基づき他市町村、県、防災関係機関、自衛隊等に応援要請を行い、災害応急対策や災害復旧のため万全を期する。

また、本町は、「和歌山県下消防広域相互応援協定」（平成 26 年６月）に基づく消防の相互応援や、「日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱に基づく協定」（平成８年２月）に基づく応急給水、応急復旧等、県内市町村間の相互応援に努める。

■応援協力の要請系統

要請等の内容		要請等の根拠
①	相互応援協定に基づく応援要請	災害時相互応援協定
②	災害の応急措置のための応援要請	災害対策基本法第 67 条第１項
③	地方公共団体職員の派遣要請	地方自治法第 252 条の 17
④	応急措置の応援又は応急措置の実施要請	災害対策基本法第 68 条第１項

要請等の内容		要請等の根拠
⑤	災害応急対策又は災害復旧のための指定地方行政機関の職員の派遣あっせん要求	災害対策基本法第 30 条第 1 項
⑥	災害応急対策又は災害復旧のための他の地方公共団体職員の派遣あっせん要求	災害対策基本法第 30 条第 2 項
⑦	災害応急対策又は災害復旧のための当該指定地方行政機関の派遣要請	災害対策基本法第 29 条第 1 項
⑧	災害応急対策又は災害復旧のための当該指定地方行政機関の派遣要請	災害対策基本法第 29 条第 2 項
⑨	消防相互応援協定に基づく応援要請	消防組織法第 39 条
⑩	緊急消防援助隊の派遣要請	消防組織法第 44 条第 1 項
⑪	自衛隊の派遣要請	災害対策基本法第 68 条第 2 項の 1
⑫	自衛隊の派遣要請（県に派遣要請の要求ができない場合の通知）	災害対策基本法第 68 条第 2 項の 2

第１節　指定地方行政機関、県及び市町村に対する応援要請計画

担当	総務課（総務部）、消防本部

1. 計画方針

災害に際して、本町のみでは対応が十分できないときには、災害対策基本法等の関係法令及び相互応援協定に基づき他の市町村等に対して、人材や資機材等の協力を要請するとともに、災害が発生した市町村等に応援協力を行う相互応援協力に関し、次のとおり定める。なお、応援職員の受入れの際は、感染症対策のため、執務スペースの適切な空間の確保等に配慮する。

また、県は、被災都道府県から応援を求められた場合には、必要に応じて県内市町村に対して被災市町村への応援を求める事ができることを踏まえ、本町は、県から応援要請があった場合には、可能な範囲で対応を行うものとする。なお、本町から被災自治体等へ応援職員を派遣する場合、派遣職員の選定に際し、被災先の地域や支援要請の内容を考慮するとともに、派遣職員の健康管理やマスク着用等を徹底するものとする。

2. 計画内容

(1) 法律、協定に基づく応援協力の要請系統

町長は、必要に応じて県知事（県災害対策課）に対し、災害対策基本法第 68 条の規定に基づく応援を求め、又は地方自治法第 252 条の 17 の規定に基づく職員の派遣要請を行う。

また、他市町村や指定地方行政機関に対しても、各法や協定等に基づき、必要に応じて応援協力を要請する。

（注）　全般的な相互応援協力　　法：災害対策基本法
　　応急措置の応援要求　　地自法：地方自治法
　　職員の派遣要請

法第 29 条（1）県から指定地方行政機関への派遣要請
法第 29 条（2）本町から指定地方行政機関への派遣要請
法第 30 条（2）県への職員派遣の斡旋要求
法第 67 条　他市町村への応援の要請
法第 68 条　都道府県知事等に対する応援の要求、応急措置の要請
地自法第 252 条の 17（1）職員の派遣

(2) 応援の要請

災害時の応援については、応急措置を実施するために、労働力の提供を短期間身分の移動を伴わずに応援隊を要請する。

なお、応援に要した費用（交通費、諸手当、食糧費、資機材等の費用及び輸送費）等については、原則として本町がこれを負担する。

また、災害の発生により、市町村及び当該市町村を包括する県が、その全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、平成 25 年６月修正災害対策基本法第 78 条の２に基づき、国（指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長）は、当該市町村に代わって、実施すべき応急措置の全部又は一部を実施しなければならないこととされた。

ア．応援の要請ができる要件

本町の地域に係る災害が発生した場合において、次の場合に応援の要請を行う。

(ｱ) 応急措置を実施するため必要があると認めるとき
(ｲ) 自己の持つ消防力等の現有活動勢力では、消防、水防、救助等効果的な応急措置の実施が困難な場合

(ｳ) 緊急を要する時、地理的にみて近隣の市町村に応援を求めた方がより効果的な応急措置の実施ができると認められる場合

イ．応援にあたっての要請事項

(ｱ) 災害の状況及び応援を要請する理由
(ｲ) 応援を必要とする期間
(ｳ) 応援を希望する物資・資機材等の品目及び数量
(ｴ) 応援を必要とする場所
(ｵ) 応援を必要とする活動内容
(ｶ) その他必要事項

ウ．知事に対する応援要請

災害対策基本法第 68 条に基づき、和歌山県知事に対して応援要請を行う。
この場合には、本町から和歌山県の災害対策課を通じて行う。

エ．他の市町村に対する応援の要請

災害対策基本法第 67 条に基づき、他の市町村長に対して応援要請を行う。
また、町長は、災害時相互応援に関する協定（紀南地域防災協議会設立会議・平成 25 年 10 月）、大規模災害時における本州四端協議会を構成する地方公共団体の相互援助に関する協定（平成 21 年 1 月）を締結した市町村に対して応援要請を行う。

オ．受入体制の確立

応援部隊の受入先及び活動拠点は、「串本町総合運動公園」、「潮岬望楼の芝」、「上野山防災広場」を予定しているが、部隊の規模等により収容できない場合は、他の公共施設を選定し、本町災害対策本部会議において決定する。

■応援部隊の集結場所

施　設　名	所　在　地
串本町総合運動公園	サンゴ台 1105
潮岬望楼の芝	潮岬 2865-1 他
上野山防災広場	上野山 291-1

(3) 職員の派遣要請

災害発生時の応急対策、復旧対策を実施するため、本町の職員のみでは対応ができない場合は、和歌山県、他の市町村、指定地方行政機関等に対し、職員の長期的な派遣を要請することができる。

ア．和歌山県、他の市町村又は指定行政機関に対する派遣の要請

災害対策基本法第 29 条又は地方自治法第 252 条の 17 の規定により職員の派遣を要請することができる。
これは、派遣を要請する職員の技術・知識・経験等を長期的に派遣先の身分に併任

し、派遣先の災害応急対策、災害復旧対策に関する必要な事項について事務を行うものである。

なお、その場合の手続は、次の事項を記載して文書で行う。

(ｱ) 派遣を要請する理由
(ｲ) 派遣を要請する職員の職種別人員数
(ｳ) 派遣を必要とする期間
(ｴ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
(ｵ) その他職員の派遣について必要な事項

イ．職員の派遣の斡旋の要請

町長は、災害対策基本法第 30 条に基づき、災害応急対策又は復旧のため必要があるときは、知事に対し、指定地方行政機関及び他の普通地方公共団体（都道府県及び市町村）の職員の派遣について斡旋を求めることができる。

なお、総務部は、その場合の手続きを、次の事項を記載した文書で行う。

(ｱ) 派遣の斡旋を求める理由
(ｲ) 派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数
(ｳ) 派遣を必要とする期間
(ｴ) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
(ｵ) その他職員の派遣の斡旋について必要な事項

ウ．身分及び経費の負担

派遣職員の身分及び経費の負担については、災害対策基本法第 32 条に定めるところによる。

(4) 応急対策職員派遣制度の活用

総務省は、震度 6 弱以上の地震が観測された場合又はそれに相当する程度の災害が発生し、又は発生するおそれがあると考えられる場合、応援職員の派遣に関し、関係省庁（内閣府、消防庁）及び関係団体（全国知事会、全国市長会、全国町村会等）、被災都道府県からの情報収集及び情報共有を行い、「応急対策職員派遣制度に関する要綱」に基づき、全国の地方公共団体の人的支援を最大限活用して被災市区町村を支援する。

本町は、自ら行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、県を通じて、総務省に対し、総括支援チーム（災害マネジメント総括支援員、災害マネジメント支援員等で構成）の派遣を要請する。

【資料 17　消防相互応援協定等の締結状況】

第２節　自衛隊の派遣要請計画

担当	総務課（総務部）、消防本部、陸上自衛隊

1. 計画方針

地震・津波災害が発生し、町民の生命及び財産の保護のため町長が自衛隊の災害派遣を要すると判断したときは、災害対策基本法第 68 条の 2 の規定に基づき、和歌山県知事に対し自衛隊の災害派遣要請の申し入れを行う。

なお、自衛隊は、大規模災害時には提案型支援を自発的に行うこともある。

2. 計画内容

(1) 災害派遣要請基準

ア．人命救助のため応援を必要とするとき
イ．水害等の災害が発生し、又は発生が予想され、緊急の措置に応援を必要とするとき
ウ．本町内で大規模の災害が発生し、応急措置のための応援を必要とするとき
エ．救助物資の輸送のため応援を必要とするとき
オ．主要道路の応急復旧のため応援を必要とするとき
カ．応急措置のための医療、防疫、給水及び通信支援などの応援を必要とするとき

(2) 災害派遣要請の手続き

ア．災害派遣要請の申し入れは、町長が知事に行う。
イ．通信の途絶等により知事への要請の依頼ができない場合は、町長は直接自衛隊に対し災害の状況を通知する。

自衛隊は、災害状況の通知を受け、その事態に応じ、特に緊急を要する場合は自主的判断に基づき部隊を派遣することができる。

町長は、通知した旨を速やかに知事へ通知する。

ウ．前項の場合における申し入れの判断は、警察署及び消防団等の関係機関の長と協議の上、迅速に行う。
エ．災害派遣要請の申し入れは、原則として文書によるものとし、以下の事項を記載する。

①災害の情況及び派遣を要請する事由
②派遣を希望する期間
③派遣を希望する区域及び活動内容
④その他参考となるべき事項

ただし、文書をもってしては時期を失するおそれがある場合は、前記各記載事項を口頭又は電話等により申し入れ、事後速やかに文書を提出する。

■自衛隊の災害派遣・撤収要請等手順

※県防災電話の【7-030】は、衛星回線を利用するときのみ必要

オ．知事への報告

自衛隊到着後必要に応じて、次の事項を知事に報告する。

①派遣部隊の長の官職・氏名
②隊員数
③到着時刻
④従事している作業の内容及び進捗状況
⑤その他参考となる事項

(3) 災害派遣の受入体制

災害派遣要請を依頼したときは、直ちにその旨を関係機関に連絡するとともに、その受入体制について自衛隊の救援活動が円滑に実施できるように次のことを行う。

ア．派遣部隊の誘導

自衛隊の災害派遣要請を行ったときは、新宮警察署に対し派遣部隊の誘導について依頼する。

イ．受入体制

(ｱ) 町長は、責任者に総務部長を受入班長として指定し、派遣部隊の指揮官との調整にあたる。

(ｲ) 受入体制の確立

派遣部隊の集結及び宿泊場所は、「串本町総合運動公園」、「潮岬望楼の芝」、「上野山防災広場」を予定しているが、部隊の規模等により収容できない場合は、他の公共施設を選定し、本町災害対策本部会議において決定する。

■応援部隊の集結場所

施　設　名	所　　在　　地
串本町総合運動公園	サンゴ台 1105
潮岬望楼の芝	潮岬 2865-1 他
上野山防災広場	上野山 291-1

ウ．作業計画及び資機材等の整備

自衛隊の部隊が行う作業が円滑、迅速に実施できるよう作業内容及び計画を策定するとともに、作業実施に必要な資機材を準備する。

エ．災害時用臨時ヘリポートの設営等

災害に際し、ヘリコプターを使用する要請を行った場合については、災害時用臨時ヘリポートについても準備を検討する。

(4) 派遣部隊の活動内容

派遣部隊は、防災関係機関と緊密な連絡を保ち、相互に協力して次の業務を実施する。

ア．被害状況の把握

車両、航空機等状況に適した手段により、被害の状況を把握する。

イ．避難の援助

緊急安全確保が発令され、安全面の確保等必要がある場合は、避難者の誘導、輸送等を行い、避難を援助する。

ウ．遭難者等の捜索救助

行方不明者、負傷者等が発生した場合は、通常他の救助活動に優先して捜索救助を行う。

エ．水防活動

堤防、護岸等の決壊に対しては、土のう作成、運搬、積込み等の水防活動を行う。

オ．消防活動

火災に対しては、利用可能な消防車その他の防災用具をもって、消防機関に協力して消火にあたるが、消火薬剤等は通常関係機関の提供するものを使用する。

なお、「大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定」（平成８年１月 17 日）により、消防機関と速やかに大規模災害に係る情報交換を実施し、被災地等における人命救助その他の救護活動をより効果的に行うため、連携してその任務にあたるよう相互に調整する。

カ．道路又は水路の啓開

道路若しくは水路が損壊し、又は障害物がある場合は、それらの啓開又は除去にあたる。

キ．応急医療、救護及び防疫

診察、救護、防疫、病虫害防除等の支援を行う。

ただし、薬剤等は通常地方公共団体の提供を受け使用する。

ク．人員及び物資の緊急輸送

特に要請があった場合若しくは指定部隊等の長が必要と認めた場合は、緊急患者、医師その他救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送を実施する。

ケ．炊飯及び給水の支援

特に要請があった場合若しくは指定部隊等の長が必要と認めた場合は、炊飯又は給水の支援を行う。

コ．危険物の保安及び除去

特に要請があった場合若しくは指定部隊等の長が必要と認めた場合は、能力上可能なものについて、火薬類、爆発物等危険物の保安措置及び除去を実施する。

(5) 派遣部隊の撤収要請

町長は、作業の進捗状況を把握、派遣要請の目的を達成したとき又は必要がなくなったと判断したときは、派遣部隊その他の関係機関と協議の上、速やかに口頭又は電話により知事に対し撤収の要請を依頼する。

なお、事後速やかに依頼文書を提出する。

【資料 38　知事への部隊等の派遣要請要求書及び撤収要請の様式】

第３節　県防災ヘリコプター活用計画

担当	消防本部、総務課（総務部）

1. 計画方針

地震・津波災害が発生した場合、広域的かつ機動的な活動ができる県防災ヘリコプターを有効に活用し、災害応急対策の実施強化を図る。

2. 計画内容

(1) 防災ヘリコプターの運航体制

防災ヘリコプターは、「和歌山県防災ヘリコプター運航管理要綱」及び「和歌山県防災ヘリコプター緊急運航要領」の定めるところにより、原則として本町災害対策本部からの要請により運航する。

(2) 防災ヘリコプター応援要請

本部長の知事に対する防災ヘリコプターの応援要請は、「和歌山県防災ヘリコプター応援協定」の定めるところによる。

その概要は以下のとおりである。

ア．応援要請の原則

本町内で災害が発生した場合で、以下のいずれかに該当するとき、防災ヘリコプターの応援要請を行う。

①災害が隣接する市町村等の行政区域に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合。
②本町の消防力では災害の防御が著しく困難と認められる場合。
③その他救急搬送等緊急性があり、かつ防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合。

イ．応援要請の方法

和歌山県防災航空センターに電話等により、以下の事項を明らかにして行う。

①災害の種別
②災害発生の日時、場所及び被害の状況
③災害発生現場の気象状況
④災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
⑤場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
⑥応援に要する資機材の品目及び数量

⑦その他の必要事項

ウ．緊急時応援要請連絡先

■緊急時応援要請連絡先

和歌山県防災航空センター	〒649-2211　西牟婁郡白浜町3031-56番地 TEL：0739-45-8211　FAX：0739-45-8213
県防災電話	TEL：【7-030】364-451、400　FAX：【7-030】364-499

(3) 防災ヘリコプターの活動内容

防災ヘリコプターは、以下の活動内容で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、その必要性が認められる場合に運用する。

ア．被災状況等の調査及び情報収集活動
イ．救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送
ウ．消防隊員、消防資機材等の搬送
エ．被災者等の救出
オ．救援物資、人員等の搬送
カ．災害に関する情報、警報等の伝達の広報活動
キ．その他災害応急対策上、特に防災ヘリコプターによる活動が有効と認められる活動

【資料17　消防相互応援協定等の締結状況】

第４節　緊急消防援助隊応援要請計画

担当	消防本部、総務課（総務部）

1. 計画方針

地震又は津波等により大規模な災害が発生し、本町及び県内の消防力では対応できないと判断したときは、消防組織法第 44 条の規定に基づき、和歌山県知事に対し緊急消防援助隊の応援を要請する。

なお、詳細な計画については、「緊急消防援助隊運用要綱（消防庁通知）」及び「和歌山県緊急消防援助隊受援計画」による。

2. 計画内容

(1) 応援要請基準

ア．被害の状況から本町及び県内の消防力だけでは十分な対応がとれないと判断したとき

イ．毒性物質、放射性物質等の発散など特殊な災害に対処するため特別の必要があると判断したとき

ウ．人命救助、緊急輸送等のため航空部隊の応援が必要と判断したとき

(2) 応援要請の手続き

ア．応援要請は、町長が、和歌山県緊急消防援助隊受援計画の運用要綱別記様式 1-2（緊急消防援助隊応援要請連絡）により、知事に行う。

ただし、通信の途絶等により知事へ要請ができない場合は、直接、消防庁長官に対して要請する。また、事後、速やかにその旨を知事に対して報告する。

■要請先

和歌山県知事 （危機管理局災害対策課）	TEL：073-441-2262、FAX：073-422-7652 県防災電話：7-030-300-403 FAX　：7-030-300-496～499
消防庁長官 （総務省消防庁応急対策室）	TEL：03-5253-7527、FAX：03-5253-7553 ◆地域衛星通信ネットワーク（県防災電話） 電話：7-048-500-7527、FAX：7-048-500-7537 （夜間・休日） 電話：7-048-500-7782、FAX：7-048-500-7789

イ．応援要請は、以下の事項を明らかにして行う。

(ｱ) 災害発生日時

(ｲ) 災害の種別・状況
(ｳ) 人的・物的被害の状況
(ｴ) 応援要請日時
(ｵ) 必要応援部隊（部隊種別及び部隊数）
(ｶ) その他の情報（必要資機材数、装備等）

ウ．町長は、知事に対する緊急消防援助隊の応援要請後、速やかに次に掲げる事項について知事に対して報告する。

(ｱ) 被害状況
(ｲ) 緊急消防援助隊の応援を必要とする地域
(ｳ) 緊急消防援助隊の任務
(ｴ) その他必要な事項

(3) 応援部隊の受入体制

緊急消防援助隊の応援出動が決定した場合は、次の点に留意して応援部隊の活動が十分に行えるように努める。

ア．効率的な応援活動のために、次の項目を記した地理情報（地図等）をあらかじめ準備する。
(ｱ) 航空部隊、地上部隊の進出拠点
(ｲ) ヘリコプターの離着陸場
(ｳ) 燃料補給可能場所
(ｴ) 防火水槽、プール、河川等水利位置
(ｵ) 食糧品等物資の補給可能場所
(ｶ) 宿営場所
(ｷ) 広域避難場所
(ｸ) 救急医療機関

イ．宿営場所及び車両保管場所を準備するとともに、現地給油のための燃料を確保する。

ウ．消防応援活動調整本部又は緊急消防援助隊指揮支援本部（以下「調整本部等」という。）が本町に設置される場合は、設置場所及び必要な人員を確保し、資機材等を準備する。

エ．調整本部等と消防部との連絡手段を確保する。

(4) 応援部隊の撤収

(ｱ) 消防長は、緊急消防援助隊の活動地域について、現場における活動終了の報告があった場合には、本町に派遣された指揮支援隊長とともに、その旨を町長に報告する。

(ｲ) (ｱ) の場合において、応援活動に従事した緊急消防援助隊について次の事項を明らかにするとともに、町長に報告する。
a．活動概要（場所、時間、隊数等）
b．活動中の異常の有無

c．隊員の負傷の有無
d．車両、資機材等の損傷の有無
e．その他必要な事項

(ｳ) 町長は、災害の状況や（ｱ）及び（ｲ）の報告等に基づき、緊急消防援助隊の応援が必要ないと判断したときは、和歌山県知事に対し応援要請の解除を連絡する。

【資料 39　緊急消防援助隊応援要請系統図及び連絡票】

第５節　広域一時滞在対策に係る応援協力要請

担当	総務課（総務部）

町長は、大規模広域災害で被災住民の居住場所を本町内に確保できず、県内の他市町村における広域一時滞在の必要があると認めるときは、県知事に報告するとともに、相互応援協定等の締結先市町村や県内の他市町村長に対して、受け入れを希望する被災住民の人数その他必要な事項を示して協議を行う。

（→第１部第２章第４節「避難計画」(8)「避難者の他地区への移送等」参照）

また、県知事から県内外の他市町村の被災住民の受け入れを指示された場合、あるいは県内の他市町村長から被災者の受け入れについて協議を受けた場合は、正当な理由がある場合を除き、町長は受入体制を整備する。

なお、広域一時滞在を行っている被災住民の状況を把握するとともに、被災住民が必要とする情報を確実に提供できる体制の整備及び生活支援に努める。

第４章　交通輸送計画

項　目	初動	応急	復旧	担　当
第１節　道路交通の応急対策計画	●	●		紀南河川国道事務所、東牟婁振興局串本建設部、建設課（建設部）
第２節　船舶交通の応急対策計画	●	●		串本海上保安署、建設課（建設部）、産業課（経済部）
第３節　輸送計画	●	●		総務課（総務部）、建設課（建設部）、住民課（救助部）、紀南河川国道事務所、東牟婁振興局串本建設部

第１節　道路交通の応急対策計画

担当	紀南河川国道事務所、東牟婁振興局串本建設部、建設課（建設部）

1. 計画方針

地震・津波の発生時において、県警察、道路管理者は相互に協力して交通に関する情報を迅速かつ的確に把握し、交通の混乱を最小限度にとどめ、被災者の安全な避難と緊急車両等の通行を確保するために、交通規制を実施するほか、道路の応急復旧を実施する。

2. 計画内容

(1) 交通規制の実施責任者

災害により、交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見されたとき若しくは通報により認知したときは、次の区分により、区間を定めて道路の通行を禁止し、又は制限を行う。

道路交通の制限の権限は、町長（道路管理者）のほか公安委員会、警察署長等及び警察官において有するもので、町長が道路交通の規制を行うにあたっては、新宮警察署長と協議して行う。

また、港湾管理者又は漁港管理者（以下、道路管理者を含めて「道路管理者等」という。）においても、災害が発生した場合、その管理する道路について通行を禁止し、又は制限する。

実施責任者		範　　囲	根拠法
道路管理者	国土交通省 県知事 町　長	1. 道路施設の破損、欠壊その他の事由により交通の危険を防止するため必要があると認められる場合 2. 道路施設に関する工事のためやむを得ないと認められる場合	道路法 第 46 条第 1 項
警察	公安委員会	1. 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認められる場合 2. 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通公害その他道路の交通に起因する障害を防止するため、必要があると認められる場合	災害対策基本法 第 76 条第 1 項 道路交通法 第 4 条第 1 項
	警察署長 等	・道路交通法第 4 条第 1 項に規定する、公安委員会の行う規制のうち、適用期間が短いものについて交通規制を行う。	道路交通法 第 5 条第 1 項
	警察官	1. 道路における交通が著しく混雑するおそれがある場合 2. 道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがあり、当該道路における危険を防止するため緊急の必要がある場合	道路交通法 第 6 条第 2 項 第 4 項

(2) 発見者等の通報

災害時に、道路、橋梁等交通施設の被害並びに交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに警察官又は建設部に通報する。

通報を受けた建設部は、その道路管理者等及びその地域を所管する警察官に速やかに通報する。

(3) 各機関別実施の要領

道路管理者等又は警察機関は、災害の発生が予想され、又は発生したときは、道路及び交通施設の巡回調査に努め、速やかに以下の要領により交通規制を行う。

ア．道路管理者

(ｱ) 交通規制の実施

災害時により交通施設等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは通報等により承知したときは、関係機関と協議・調整の上、速やかに必要な規制を行う。

ただし、本部長は、本町以外の者が管理する道路、橋梁施設で、危険な状況を予

想、発見したときは、その道路管理者に通知する。

当該道路管理者が即時規制するいとまがないときは、直ちに、警察官に通報して道路交通法に基づく規制を実施するなど、応急措置を行う。

この場合、本部長は速やかに道路管理者に連絡して正規の規制を速やかに行う。

イ．警察機関

災害が発生した場合において、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、緊急の必要があるときは、速やかに必要な交通規制を行う。

(4) 緊急通行車両の通行確認

基本法第 76 条の規定により、公安委員会が緊急通行車両及び規制除外車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限を行った場合における緊急通行車両及び規制除外車両の確認手続きは、次のとおりとする。

なお、道路交通法第 39 条第 1 項の緊急自動車のほか、自衛隊、米軍及び外交官車両については、確認を受ける必要がなく、標章を表示する必要がない。

ア．緊急通行車両の基準

緊急通行車両の基準は、以下に示すとおりである。

(ｱ) 道路交通法第 39 条第 1 項の緊急車両

(ｲ) 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための運転中の車両とされており、(ｲ) の車両については緊急通行車両の確認を受けた標章を掲示しているものである。

また、規制除外車両とは、民間事業者等による災害応急対策車両で、規制除外車両の確認を受けた標章を掲示し、証明書を備え付けている車両である。

※規制除外車両については、規制開始後、復旧状況等に応じて対象を順次拡大していき、その確認は緊急通行車両の確認手続に準じて行う。

イ．緊急通行車両の確認

(ｱ) 確認の申出

①申出場所

警察本部交通規制課、各警察署、高速道路交通警察隊、交通の検問場所

②申出手続方法

緊急通行車両確認申出書を作成した上、指定行政機関等が保有する車両については、当該車両の自動車検査証の写しを、それ以外の車両については、指定行政機関等との契約書、輸送協定書（輸送協定書がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等）等の当該車両を使用して行う業務の内容を証明する書類の写しを添付する。

③その他

緊急通行車両確認申出書（車両の用途、輸送人員又は品名、出発地等記載）に

ついては各申出場所に備え付けのものを使用。

(ｲ) 確認と標章等の交付

警察署長は、上記の申出を受けたときは、災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行い、当該車両の使用者に対し、基本法施行規則第６条に定める標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。

(ｳ) 標章の掲示等

緊急通行車両の確認を受けた者は、交付を受けた標章を当該車両の前面の見やすい箇所に掲示し、緊急通行車両確認証明書は、当該車両に備え付ける。

(ｴ) 事前届出

確認手続きの省力化・簡素化を図り、災害応急対策活動又は地震防災応急対策活動を迅速かつ円滑に行うため、緊急通行車両及び一定の規制除外車両については事前の届出をすることができる。事前届出の車両は次のとおりとし、事前届出先は当該車両の使用の本拠の位置を管轄する警察署長を経由して公安委員会に申請する。なお、事前届出に係る事務処理等については別に定める。

①災害対策基本法施行令第 32 条の 2 第 2 号に「災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両」と規定されていることから、災害発生時において、防災基本計画等に基づき、災害対策基本法第 50 条第 1 項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両

②原子力緊急事態宣言発令時において、原子力災害対策特別措置法第 26 条第 1 項に規定する緊急事態応急対策を実施するために使用される計画がある車両

③警戒宣言発令時において、大規模地震対策特別措置法第３条第１項の規定に基づき地震防災対策強化地域に指定された地域を管轄する都道府県又はこれに隣接する都道府県を輸送経路として同法第 21 条第 1 項の地震防災応急対策に係る緊急輸送を行う計画がある車両

④国民保護法第２条第１項に規定する武力攻撃事態等において、同法第 32 条第１項に規定する基本指針、第 33 条第１項、第 34 条第１項又は第 35 条第１項に規定する国民の保護に関する計画、第 36 条第 1 項に規定する国民の保護に関する業務計画等に基づき、使用される計画がある車両

⑤緊急通行車両とならないもののうち、以下のいずれかに該当する車両

ａ．医師・歯科医師、医療機関等が使用する車両

ｂ．医薬品、医療機器、医療用資材等を輸送する車両

ｃ．患者等搬送用車両（特別な構造又は装置があるものに限る。）

ｄ．建設用重機、道路啓開作業用車両又は重機輸送用車両（重機輸送用車両にあっては、建設用重機と同一の使用者による届出に限る。）

ウ．緊急通行車両の通行の確保（基本法第 76 条の 6）

(ｱ) 道路管理者等は、緊急通行車両の通行を確保するため緊急の必要があると認めるときは、その管理する道路について、その区間を指定（以下「指定道路区間」という。）し、直ちに、当該指定道路区間内に在る者に対し、周知させる措置をとる。

(ｲ) 道路管理者等は、指定道路区間内の車両等の運転者等に移動を命じることができる。

(ｳ) 運転者等が当該措置をとらない場合や運転者等が現場にいないため移動を命じることができない場合は、道路管理者等は自ら車両等の移動を行うことができる。
(ｴ) 道路管理者等は、車両等の移動場所を確保するためやむを得ない場合は、その必要な限度において、他人の土地を一時使用し、又は竹木その他の障害物を処分することができる。

(5) 交通規制時の車両の運転者の義務（基本法第 76 条の 2）

基本法に規定する交通規制時の車両の運転者の義務は次のとおりである。

ア．通行禁止等の措置が行われたときは、車両の運転者は、速やかに当該車両を通行禁止区域又は区間以外の場所へ移動させること。
　なお、速やかな移動が困難な場合には、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車しなければならない。
イ．前記アに係わらず、車両の運転者は、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動し、又は駐車しなければならない。

(6) 警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等（基本法第 76 条の 3）

緊急通行車両の通行の確保のための警察官等による措置は次のとおりである。

ア．警察官は、通行禁止区域において、車両その他の物件が緊急通行車両の妨害となることにより、災害応急対策の実施に著しい支障があると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者、管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命ずることができる。
イ．前記アによる措置を命ぜられた者が当該措置をとらないとき、又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命ずることができないときは、警察官は、自らその措置をとることができる。
　この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において車両その他の物件を破損することができる。
ウ．前記ア及びイを警察官がその場にいない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊及び消防吏員の執行について準用し、当該自衛官及び消防吏員は、自衛隊用及び消防機関が使用する緊急通行車両の円滑な通行を確保するため必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。
　この場合において、その旨を、当該命令をし、又は措置をとった場所を管轄する警察署長に通知しなければならない。

(7) 規制の標識等

交通規制を行う実施者は、政令の定めるところにより、以下の標識を設置する。
ただし、緊急のため規定の標識を設置することが困難又は不可能なときは、適宜の方法により通行を禁止又は制限したことを明示するとともに、警察官等が現場において指導にあたる。

ア．規制標識

規制標識は、以下の様式と方法により設置する。

(ｱ) 道路交通法第４条、第５条及び道路法第46条によって規制したとき

道路標識、区画線及び道路標示に関する命令（昭和35年12月17日号外総理府建設省令第３号）に定める様式と方法による。

(ｲ) 基本法第76条によって規制したとき

基本法施行規則第５条に定める様式と方法による。

イ．規制内容の表示

規制標識には、以下の事項を明示して表示する。

(ｱ) 禁止、制限の対象

(ｲ) 規制の区域及び区間

(ｳ) 規制の期間

ウ．周知の措置

規制を行った場合、公安委員会及び道路管理者等は、迂回路の明示、代替交通手段についての案内、迂回路についての交通状況に関する情報の提供等を、車両による広報、テレビ、ラジオ、立看板、情報板、現場警察官の広報等により行い、一般の交通に支障のないように努める。

(8) 報告等

規制を行ったときは、以下の要領により報告又は通知を行う。

ア．系統図

イ．報告事項

各関係機関は、報告・通知にあたっては、以下の事項を明示して行う。

(ｱ) 禁止、制限の種別と対象
(ｲ) 規制する区域及び区間
(ｳ) 規制する期間
(ｴ) 規制する理由
(ｵ) 迂回路その他の状況

(9) 道路の応急復旧

ア．応急復旧の実施責任者

道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。

イ．本部長の責務

(ｱ) 他の道路管理者に対する通報

本部長は、管内の国道、県道等他の管理者に属する道路が、がけ崩れ及び地震等で道路、橋梁等の施設が危険状態にあることを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し、応急復旧の実施を要請する。

(ｲ) 緊急の場合における応急復旧

本部長は、事態が緊急を要し、当該道路管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便宜を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行う。

(ｳ) 知事に対する応援要請

本部長は、本町が管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、東牟婁振興局串本建設部を経由して知事に対して応急復旧の応援を要請する。

【資料 19　道路危険予想箇所一覧表】
【資料 30　緊急通行車両事前届出制度のフローチャート】
【資料 46　東海大地震の警戒宣言発令時における和歌山県内の「広域交通規制対象道路」及び「広域交通検問所」】

第２節　船舶交通の応急対策計画

担当	串本海上保安署、建設課（建設部）、産業課（経済部）

1．計画方針

地震・津波災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における船舶交通の安全を確保するため、航行規制及び航路障害物の除去等に関し定める。

2．計画内容

(1) 航行規制の実施者等

田辺海上保安部長は、航行制限にあたって、港湾管理者、けい留施設の管理者と密接な連絡をとるよう配慮する。

実施責任者	港　名	規制内容
田辺海上保安部長 （田辺港長）	新宮、宇久井、勝浦、 浦神、古座、串本、 日置、田辺（特定港）、 日高	1．けい留等の制限 2．移動命令 3．漂流物等の除去命令 4．灯火の制限 5．火気取扱の制限・禁止 6．船舶交通の制限・禁止

(2) 発見者等の通報

災害時に港内の船舶施設の被害又は船舶交通が極めて混乱している状況を発見した者は、速やかに田辺海上保安部長又は経済部に通報する。

通報を受けた経済部は、その港湾の最寄りの海上保安部署長に通報する。

(3) 航行規制の要領

ア．災害等による水路の損壊沈没物等のため、船舶の航行に危険がある場合は、田辺海上保安部長は港内における船舶交通の制限・禁止を行う。

イ．船舶交通の制限・禁止を行った場合は、直ちに航行警報、ラジオ・テレビ放送、巡視船艇による巡回等により広く一般に周知を図る。

また、必要に応じて標識を設置する。

(4) 航路障害物の除去

ア．田辺海上保安部

(ｱ) 巡視船艇により可能な範囲で漂流物、沈没物、その他の航路障害物の応急的な除去作業を行う。

(ｲ) 当該物件の所有者、占有者に除去の勧告を行うとともに、関係者による除去作業

の指導監督、警戒を行う。必要あるときは、除去命令を出す。

(ｳ) 港湾管理者及び漁港管理者に障害物の存在を通報して除去を促進する。

イ．港湾管理者及び漁港管理者

所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について、漂流物、沈没物、その他の航路障害物が認められる場合には、応急的な除去作業を行うよう努めるものとし、当該物件の所有者、占有者に除去の勧告を行うとともに、関係者による除去作業の指導監督、警戒を行う。

また、必要ある時は、除去命令を出す。

第３節　輸送計画

担当	総務課（総務部）、建設課（建設部）、住民課（救助部）、紀南河川国道事務所、東牟婁振興局串本建設部

1. 計画の方針

地震・津波の発生時における被災者の避難及び応急対策に必要な要員、物資等の迅速確実な輸送を確保するため、陸、海、空のあらゆる有効な手段を利用し、総合的かつ積極的に緊急輸送を実現する。

また、特に機動力のあるヘリコプター、大量輸送が可能な船舶の活用を推進する。

2. 計画の内容

(1) 基本方針

ア．輸送にあたっての配慮事項

輸送活動を行うにあたっては、以下の事項に配慮して行う。

(ｱ) 人命の安全
(ｲ) 被害の拡大防止
(ｳ) 災害応急対策の円滑な推進

イ．輸送対象の想定

(ｱ) 第１段階
①救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員及び物資
②消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
③災害対策要員、情報通信、電力、水道施設の保安要員等初動の応急対策に必要な人員及び物資等
④後方医療機関へ搬送する負傷者等
⑤緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資

(ｲ) 第２段階
①上記（ｱ）の続行
②食糧及び水等生命の維持に必要な物資
③傷病者及び被災者の被災地外への輸送
④輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(ｳ) 第３段階
①上記（ｲ）の続行
②災害復旧に必要な人員及び物資
③生活必需品

ウ．実施者

災害輸送は他の計画で定めるもののほか、本部長の命を受け、救助部が担当する。

(2) 輸送の種別

災害輸送は以下の手段のうち最も適切な方法により実施する。

(ｱ) 自動車及びバイク等による輸送
(ｲ) 鉄道軌道等による輸送
(ｳ) 船舶による輸送
(ｴ) ヘリコプター等による空中輸送
(ｵ) 人力等による輸送

(3) 輸送力の確保等

ア．自動車輸送力の確保順位

災害輸送のための自動車輸送力の確保は、おおむね以下の順序による。

(ｱ) 当該実施機関所有の車両等
(ｲ) 公共的団体所有の車両等
(ｳ) 営業用の車両等
(ｴ) その他の自家用車両等

イ．本町の措置

(ｱ) 本町所有の車両を優先して調達するなどの方法で確保に努める。
(ｲ) 本町の輸送に必要な車両及び要員等の確保については、適宜町内の業者所有の車両等を借上げて調達するなどの方法で確保に努める。
(ｳ) 本町所有の車両が調達不能となった場合は、輸送条件を示して東牟婁振興局に応援を要請する。

ウ．鉄道軌道等による輸送

道路の被害等により自動車による輸送が不可能なとき、又は遠隔地において物資等を確保したときで、鉄道軌道等による輸送が最も適当であると判断したときは、鉄道軌道等による輸送を行う。

エ．船舶による輸送

陸路の交通が途絶した場合には、県本部を通じて田辺海上保安部、海上自衛隊又は近畿海運局勝浦海運支局に対し、船舶の出動を要請する。

オ．ヘリコプター等による空中輸送

一般交通途絶時にともない緊急に空中輸送が必要なときは、本部は県本部を通じ、県及び自衛隊所有のヘリコプターによる空中輸送出動を要請する。

なお、空中輸送による救助物資の投下場所及びヘリコプター発着場地点は、資料 29 のとおりとする。

(4) 緊急物資の集積場所

災害時における緊急物資については、輸送の効率を上げるため、一時的に次の場所に集積する。

■本町における緊急物資集積場所

施設名	所在地
串本町 B&G 海洋センター	サンゴ台 1060 番地 42
上野山防災倉庫	上野山 291 番地 1

(5) 緊急輸送道路等の確保

ア．道路管理者

緊急輸送道路（国、県、自衛隊等で構成された和歌山県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会が選定する「第 1 次緊急輸送道路、第 2 次緊急輸送道路、第 3 次緊急輸送道路」）及び地域緊急輸送道路（本町が指定）のそれぞれの道路管理者は、緊急交通路の点検及び道路啓開を行う。

イ．点　検

使用可能な緊急輸送道路等を把握するため、道路施設の被害状況及び安全性の点検を行い、その結果を県本部及び県警察本部（新宮警察署）に連絡する。

ウ．啓開作業

民間建設業者等の協力を得て、啓開作業を行う。

(6) 緊急輸送の予定路線

ア．緊急輸送予定路線

災害時における緊急輸送活動を迅速かつ効果的に実施するための緊急輸送予定路線は、以下のとおりとする。

■本町役場庁舎からの緊急輸送予定路線

(ｱ) 本町役場庁舎～和歌山県庁 本町役場庁舎→国道 42 号→近畿自動車道紀勢線→国道 24 号→県道鳴神木広線→県道和歌山野上線→県道和歌山港線→和歌山県庁
(ｲ) 本町役場庁舎～東牟婁振興局 本町役場庁舎→国道 42 号→東牟婁振興局
(ｳ) 本町役場庁舎～南紀白浜空港 本町役場庁舎→国道 42 号→県道白浜温泉線→南紀白浜空港
(ｴ) 本町役場庁舎～関西国際空港 本町役場庁舎→国道 42 号→近畿自動車道紀勢線→関西空港自動車道→関西国際空港連絡橋→関西国際空港

(ｵ) 本町役場庁舎～新宮港 本町役場庁舎→国道 42 号→新宮港（新宮市）
(ｶ) 本町役場庁舎～総合運動公園 ①本町役場庁舎→国道 42 号→串本港線（町道）→東海岸線（町道）→大乗郷線（町道）→サンゴ台中央線（町道）→総合運動公園（ヘリポート） ②本町役場庁舎→沖ノ芝 1 号線（町道）→東海岸線（町道）→大乗郷線（町道）→サンゴ台中央線（町道）→総合運動公園（ヘリポート）
(ｷ) 本町役場庁舎～くしもと町立病院 本町役場庁舎→国道 42 号→串本港線（町道）→東海岸線（町道）→大乗郷線（町道）→サンゴ台中央線（町道）→サンゴ台 7 号線（町道）→くしもと町立病院（災害医療拠点）

イ．啓開作業

道路施設の被害が甚大で、緊急輸送道路等が途絶した場合、道路管理者は、関係機関等の協力を得て、この輸送道路における障害物の除去及び道路施設の応急補修等の啓開作業を優先的に行う。

(7) 災害救助法による適用範囲

災害救助法による輸送費及び賃金職員等雇上費は、以下のとおりである。

ア．対　象

(ｱ) 被災者の避難
(ｲ) 医療及び助産
(ｳ) 被災者の救出
(ｴ) 飲料水の供給
(ｵ) 遺体の捜索
(ｶ) 遺体の処理
(ｷ) 救済用物資の整理配分

イ．費用の限度額

当該地域における通常の実費とする。

ウ．期　間

救助の実施が認められる期間以内とする。

【資料 29　災害時用臨時ヘリポート一覧表】

第５章　公共的施設災害応急対策計画

項　目	初動	応急	復旧	担　当
第１節　上水道施設災害応急対策計画	●	●		水道課（建設部）
第２節　公衆電気通信施設災害応急対策計画	●	●		西日本電信電話株式会社 各通信事業者
第３節　電力施設災害応急対策計画	●	●		関西電力送配電株式会社
第４節　鉄道施設災害応急対策計画	●	●		西日本旅客鉄道株式会社

第１節　上水道施設災害応急対策計画

担当	水道課（建設部）

1．計画方針

地震・津波により水道施設に被害が生じた場合は、速やかに応急措置を講じ、給水確保に努める。

2．計画内容

(1) 実施者

上水道施設の応急対策にかかわる業務は、建設部水道班が実施する。

(2) 応急措置

建設部水道班は、地震・津波の発生時に、取水、導水、浄水及び送水の各施設についての被害状況を早急に調査し、迅速に関係機関に伝達する。

また、小規模な配水管が破損した場合は、応急修理により給水に努める。

(3) 応急復旧

ア．各水源の取水施設・導水施設及び浄水施設の復旧を最優先に行い、順次浄水場に近い箇所から送水管の復旧を進める。

イ．応急復旧作業の実施に際しては、指定給水装置工事事業者に要請するとともに、建設業者の応援を求める。

ウ．被害状況に基づいて、必要な復旧資材を迅速に調達し、不足する資材については早急に発注する。

エ．応急復旧の実施に必要な人員・資機材が確保できない場合には、総務部と連携を図りつつ、速やかに、相互応援協定等に基づく支援の要請を行う。

オ．配水支管、給水管の被害が大きい地域においては、共用栓*1による拠点給水・運搬給水を実施する。

管路の被害が大きく、送水が困難な場合、復旧に長時間を要する場合については、仮設管による通水などにより、できるだけ断水地域を解消する。

カ．ほぼ断水地域が解消した段階で、引き続き各戸給水を目途に復旧を実施する。

*1共用栓：共用栓給水装置（共用栓）とは、2戸以上又は2箇所以上で共用する給水装置をいう。

(4) 応援要請

災害の応急復旧が、本町独自では不十分であると判断される場合、日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱に基づき応援を要請する。

ア．応援要請先

第6ブロック代表都市である新宮市

イ．応援活動の内容

(ｱ) 応急給水作業
(ｲ) 応急復旧作業
(ｳ) 応急復旧資材の供出
(ｴ) 工事業者の斡旋
(ｵ) 前に掲げるもののほか、特に要請のあった事項

ウ．要請方法

口頭、電話又は通信、無線等により行い、後日文書により速やかに要請先まで提出する。

＜明記事項＞

(ｱ) 災害の状況
(ｲ) 必要とする資機材、物資等の品目及び数量
(ｳ) 必要とする職員の職種別人員
(ｴ) 応援の場所及び応援場所への経路
(ｵ) 応援の期間
(ｶ) 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

第２節　公衆電気通信施設災害応急対策計画

担当	西日本電信電話株式会社、各通信事業者

1. 計画方針

各事業者は、地震・津波により電気通信施設に被害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、当該災害の規模その他の状況により、災害応急対策及び災害復旧を実施する。

2. 計画の内容

(1) 地震・津波時における情報の収集及び連絡

ア．情報の収集、報告

地震・津波が発生し、又は発生するおそれがあるときは、重要通信の確保、若しくは被災した電気通信設備等を迅速に復旧するため、次の情報を収集し、対策組織の長に報告するとともに関係組織相互間の連絡、周知を行う。

(ｱ) 気象状況、災害予報等
(ｲ) 電気通信設備等の被害状況、疎通状況及び停電状況
(ｳ) 当該組織の災害応急復旧計画及び措置状況
(ｴ) 被災設備、回線等の復旧状況
(ｵ) 復旧要員の稼働状況
(ｶ) その他必要な情報

イ．社外関係機関との連絡

地震・津波が発生し、又は発生するおそれがあるときは、必要に応じ当該区域を管轄する次の社外関係機関と災害対策に関する連絡をとる。

○県、本町、警察、消防、水防及び海上保安の機関、地方郵政局、総合通信局、気象台又は測候所、行政機関、報道機関、非常通信協議会、電力会社、交通運輸機関、自衛隊及びその他の必要な機関

(2) 通信の非常疎通措置

ア.「災害救助法」が適用された場合等には避難場所に、り災者が利用する特設公衆電話の設置に努める。

イ．地震・津波の発生により著しく通信輻輳が発生した場合は、安否等の情報を円滑に伝達できる災害用伝言ダイヤル等を速やかに提供する。

(3) 地震・津波時における広報

ア．地震・津波の発生が予想される場合又は発生した場合に、通信の疎通及び利用制限の措置状況及び被災した電気通信設備等の応急復旧状況等の広報を行い、通信の疎通ができないことによる社会不安の解消に努める。

イ．テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関を通じて広報を行うほか、必要に応じてホームページや支店前掲示等により直接当該被災地に周知する。

ウ．災害用伝言ダイヤル等を提供した場合、交換機よりの輻輳トーキ案内、避難所等での利用案内を実施する他、必要に応じて報道機関、本町との協力体制により、テレビ、ラジオ、防災無線等で利用案内を実施する。

(4) 通信建物、設備等の重視と点検

津波襲来時等に備えて、通信建物並びに重要通信設備について巡視し、必要な点検を実施する。

(5) 工事中の設備に対する安全装置

津波の来襲のおそれがある場合、工事中の電気通信設備、建築物等については、原則として工事を中止する。

工事の中断に際しては、現用電気通信設備等に支障を与えないよう、必要に応じて保安措置等を講じる。

第３節　電力施設災害応急対策計画

担当	関西電力送配電株式会社

1. 計画方針

電気施設を災害から防護するため、関西電力送配電株式会社新宮配電営業所串本技術サービスセンターと協力し、各種施策を実施するとともに、地震・津波災害が発生した場合には、速やかに応急復旧作業により電力の供給確保に努める。

2. 計画内容

(1) 情報の収集、連絡

災害が発生した場合は、以下に掲げる情報を迅速かつ的確に把握する。

ア．一般情報

(ｱ) 気象、地象情報

(ｲ) 一般被害情報

一般公衆の家屋被害情報及び人身災害発生情報並びに電力施設等を除く水道、ガス、交通、通信、放送施設、道路、橋梁等の公共施設をはじめとする当該管内全般の被害情報

(ｳ) 対外対応状況（地方公共団体の災害対策本部、官公署、報道機関、需要家等への対応状況）

(ｴ) その他災害に関する情報（交通状況等）

イ．当社被害情報

(ｱ) 電力施設等の被害状況及び復旧状況

(ｲ) 停電による主な影響状況

(ｳ) 復旧用資機材、復旧要員、食糧等に関する事項

(ｴ) 従業員の被災状況

(ｵ) その他災害に関する情報

(2) 広報活動及び方法

地震・津波の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため電力施設被害状況及び復旧状況について広報を行う。

また、公衆感電事故や電気火災を防止するため広報活動を行う。

広報については、事実に基づく正確な情報をテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、ホームページ、停電情報アプリ、ＳＮＳ及びＬアラート等を通じて行うほか、状況に応じて広報車等により直接当該地域へ周知する。

(3) 対策要員の確保

ア．夜間、休日に災害発生のおそれがある場合、あらかじめ定められた対策組織要員は気象、地象情報その他の情報に留意し、対策組織の設置に備える。

イ．対策組織が設置された場合は、対策要員は速やかに所属する対策組織に出動する。

なお、供給区域内において震度６弱以上の地震が発生した場合は、関係所属の社員はあらかじめ定められた基準に基づき直ちに所属する事業所に出動する。

ウ．交通途絶等により所属する事業所に出動できない対策要員は、最寄り事業所に出動し、所属する事業所に連絡の上、当該事業所において災害対策活動に従事する。

(4) 復旧用資機材の確保

ア．調　達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする復旧用資機材は次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

(ｱ) 現地調達
(ｲ) 対策組織相互の流用
(ｳ) 他電力会社等からの融通

イ．輸　送

復旧用資機材の輸送は、原則として、あらかじめ事業者が調達契約をしている協力会社の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。

ウ．復旧用資機材置場等の確保

震災時において、復旧用資機材置場及び仮設用地が緊急に必要となり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方公共団体の災害対策本部に依頼して、迅速な確保を図る。

(5) 危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、震災時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請等があった場合には、対策組織の長は送電停止等の適切な危険予防措置を講じる。

(6) 応急工事

ア．応急工事の基本方針

震災に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

イ．応急工事基準

震災時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

(ｱ) 水力・火力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

（ｲ）送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力及び貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

（ｳ）変電設備

機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用による応急措置で対処する。

（ｴ）配電設備

非常災害仮復旧標準工法による迅速確実な復旧を行う。

（ｵ）通信設備

共通機器、貯蔵品を活用した通信回線の応急復旧措置及び可搬型電源、衛星通信設備、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。

ウ．災害時における安全衛生

応急工事の作業は、通常作業に比し、悪条件のもとで行われることから、安全衛生については十分配慮して実施する。

第４節　鉄道施設災害応急対策計画

担当	西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社和歌山指令

1. 計画方針

地震・津波災害の発生により、鉄道に関する事故又は災害が発生し、若しくは発生が予測される場合の災害応急対策等は、西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社新宮駅と協力して応急措置にあたる。

2. 計画内容

災害等により応急対策等を実施する場合は、「和歌山支社鉄道事故及び災害応急処置要項」により応急復旧活動を行う。

(1) 初動措置

ア．保守担当区の措置

災害により列車の運転に支障を生ずる事態が発生又は発生が予想される場合は、列車抑止し線路・橋梁・重要建築物・電車線路及び信号保安設備等の巡回・固定警備により安全確認を行う。

イ．列車の措置

乗務員は列車の運行に支障を生じるおそれのある災害発生現場に遭遇した場合は、速やかに停止の措置をとる。ただし、危険な箇所に停止した場合、安全な箇所に移動する。

また、状況によっては旅客の避難救出救護の要請を行うとともに関係箇所に対し必要事項の速報を行う。

ウ．駅の措置

駅長は災害の程度に応じて、以下の措置をとる。

(ｱ) 駅舎及び関連施設の応急措置
(ｲ) 情報収集
(ｳ) 必要に応じ、列車防護、救護所の開設、医療機関の救援要請等

(2) 旅客の避難誘導及び救出救護

ア．避難誘導

(ｱ) 駅における避難誘導

駅長は、被害の状況により旅客への広報を積極的に行い、避難について駅員の指示に従うよう協力を求める。

（ｲ）列車における避難誘導

乗務員は、被害状況等について積極的に案内を行い協力を求める。

また、被災の状況、救出救護の手配、避難場所その他必要事項について和歌山支社運輸指令（最寄り駅）に連絡処置を講じる。

イ．救出救護

列車の脱線、転覆又は建造物の崩壊等によって死傷者が発生した場合は、駅長及び乗務員は直ちに救出救護活動を行う。

本部長は、西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社新宮駅と連絡を取り、協力して救出救護活動にあたる。

第２部　応急期の活動

第１章　り災者救助保護計画

項　目	初動	応急	復旧	担　当
第１節　災害救助法の適用計画	●			福祉課（救助部）
第２節　被災者生活再建支援法の適用計画	●	●		福祉課（救助部）、こども未来課（救助部）、税務課（救助部）、住民課（救助部）
第３節　食糧供給計画	●	●		住民課（救助部）
第４節　給水計画	●	●		水道課（建設部）
第５節　物資供給計画	●	●		住民課（救助部）
第６節　物価対策計画		●	●	関係各部班
第７節　住宅・宅地対策計画		●	●	建設課（建設部）、総務課（総務部）
第８節　被災建築物・宅地応急危険度判定計画		●		建設課（建設部）
第９節　災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画		●	●	福祉課（救助部）、こども未来課（救助部）
第10節　義援金、救援物資の受付・配分計画	●	●		福祉課（救助部）、こども未来課（救助部）、税務課（救助部）、住民課（救助部）

第１節　災害救助法の適用計画

担当	福祉課（救助部）

1．計画方針

地震・津波時におけるり災者等の救助及び保護は、次による。

災害救助法では、救助の実施は知事が行うこととされているが、災害時における救助活動の緊急性から、その一部については知事から町長に委任され、町長が行うことになる。

町長は、被害状況を検討し、災害救助法の適用基準に合致するときは、直ちに和歌山県知事に対して、災害救助法の適用を申請する。

2. 計画内容

救助法による救助は、災害が発生するおそれがある段階において、国が災害対策基本法に基づく災害対策本部を設置した場合で、国の災害対策本部により告示された所管区域に該当する都道府県において、現に救助を必要とするときに、市町村単位に行われる。

(1) 災害が発生した場合の適用条件等

救助法による救助は、市町村単位にその適用地域を指定して実施するものとし同一災害による本町の被害が次の基準に該当する場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに行う。

ア．全壊、全焼、流失により住家の滅失した世帯（以下「被害世帯」という）が 50 世帯以上に達したとき。

イ．被害世帯数がアの世帯数に達しないが、被害が相当広範囲な地域にわたり県内の被害世帯数が 1,000 世帯以上の場合は、アの被害世帯数が半数以上に達したとき。

ウ．被害世帯がア及びイに達しないが、被害が広範囲にわたり全県内の被害世帯数が 5,000 世帯に達したとき。

エ．当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき。（「特別の事情」とは、被災者に対する食品の給与、生活必需品の給与等について特殊の救助方法を必要とし、災害により被害を受け又は現に救助を必要とする者の救出について特殊の技術を必要とすることをいう。）

オ．多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じた場合であって次の基準に該当すること。

(ｱ) 災害が発生し、又は発生するおそれのある地域に所在する多数の者が避難して継続的に救助を必要とすること。

(ｲ) 被災者に対する食品若しくは生活必需品の給与等について特殊の補給方法を必要とし、又は被災者の救出について特殊の技術を必要とすること。

カ．住家が滅失した世帯（全壊、全焼、流失）の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯の二世帯をもって、住家が床上浸水、又は土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は、三世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一世帯とみなす。

■災害救助法適用基準世帯数

区分	人　口 （令和４年８月末）	適用世帯数	県下で 1,000 世帯以上が 被害にあった場合の適用世帯数 （左欄適用世帯数の半数以上）
串本町	14,830	40	20

※人口が、5,000 人以上、15,000 人未満の場合に 40 世帯以上

(2) 救助法の適用と救助の程度

救助法を適用した場合における救助の程度及び期間は災害救助法施行細則の定めるところによるが、災害の種別・地域条件、その他の状況によって知事が必要と認める範囲において実施する。

■救助法による救助の種類

ア．避難所の設置及び応急仮設住宅の供与
イ．炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
ウ．被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与
エ．医療及び助産
オ．被災者の救出
カ．被災した住宅の応急修理
キ．学用品の給与
ク．埋葬
ケ．遺体の捜索及び処理
コ．障害物の除去（災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去。）

(3) 救助法が適用されるに至らない場合

救助法適用に至らない被害が発生した場合のり災者救助保護計画は、その都度、町長が定める。

【資料 40　災害救助法による救助の程度・方法及び期間】

第２節　被災者生活再建支援法の適用計画

担当	福祉課（救助部）、こども未来課（救助部）、税務課（救助部）、住民課（救助部）

1. 計画方針

地震・津波の自然災害時における被災者の生活再建に関する支援については、本計画による。

被災者生活再建支援法に基づき、支援金の支給事務については、県から被災者生活再建支援法人（公益財団法人都道府県会館）に全部委託され、また、法人から本町へ一部委託し、実施する。

なお、本町は、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努める。

支援法の適用基準は、以下のとおりである。

2. 計画内容

(1) 適用基準

被災者生活再建支援法は、次のいずれかの区域に係る地震・津波等の自然災害に適用される。

（火災・事故等人為的な原因により生じた被害は含まれないが、当該原因が自然現象によるものは対象となる。）

ア．災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 1 条第 1 項第 1 号又は第 2 号のいずれかに該当する被害が発生した市町村における自然災害

イ．10 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村における自然災害

ウ．100 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した都道府県における自然災害

エ．ア又はイの市町村を含む都道府県内にあって、5 世帯以上の世帯が全壊する被害が発生した他市町村（人口 10 万人未満のものに限る。）における自然災害

オ．ウ又はエに該当する都道府県に隣接する都道府県内にあって、ア、イ、ウのいずれかの区域に隣接し、5 世帯以上の住宅が全壊する被害が発生した市町村（人口 10 万人未満のものに限る。）における自然災害

カ．ア若しくはイの市町村を含む都道府県又はウの都道府県が２以上ある場合における市町村（人口 10 万人未満のものに限る。）で、5 世帯（人口 5 万人未満の市町村にあっては 2 世帯）以上の住宅が全壊する被害が発生したものにおける自然災害

(2) 対象世帯

自然災害によりその居住する住宅が、以下の被害を受けたと認められる世帯。

ア．住宅が全壊した世帯
イ．住宅が半壊し、又は敷地に被害が生じ、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体した世帯
ウ．災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続することが見込まれる世帯
エ．住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（大規模半壊世帯）
オ．住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ住宅に居住することが困難である世帯（中規模半壊世帯）

(3) 支援金の支給額

支給額は、以下のア及びイの支援金の合計となる。（中規模半壊は、加算支援金のみ。）

ア．住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）

(ｱ) 世帯人数が２人以上の被災世帯（以下「複数世帯」という。）の世帯主に対する支援額は 100 万円（大規模半壊世帯にあっては 50 万円）とする。
(ｲ) 世帯人数が１人の被災世帯（以下「単数世帯」という。）の世帯主に対する支給額は 75 万円（大規模半壊世帯にあっては 37 万５千円）とする。

イ．住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）

(ｱ) その居住する住宅を建設し、又は購入する世帯については、複数世帯は 200 万円、単数世帯については 150 万円とする。
(ｲ) その居住する住宅を補修する世帯については、複数世帯は 100 万円、単数世帯は 75 万円とする。
(ｳ) その居住する住宅（公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第２条第２号に規定する公営住宅を除く。）を賃借する世帯については、複数世帯は 50 万円、単数世帯は 37 万５千円とする。

■基礎支援金及び加算支援金

	基礎支援金 (住宅の被害程度)	加算支援金 (住宅の建方法)		計
全壊 解体 長期避難	100 万円	建設・購入	200 万円	300 万円
		補修	100 万円	200 万円
		賃借(公営住宅を除く)	50 万円	150 万円
大規模半壊	50 万円	建設・購入	200 万円	250 万円
		補修	100 万円	150 万円
		賃借(公営住宅を除く)	50 万円	100 万円
		建設・購入	100 万円	100 万円

	基礎支援金 （住宅の被害程度）	加算支援金 （住宅の建方法）		計
中規模半壊	―	補修	50 万円	50 万円
		賃借(公営住宅を除く)	25 万円	25 万円

※単数世帯の場合は、各該当欄の金額の 3/4 の額。
※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で 200 万円（又は 100 万円）まで（単数世帯の場合は、各該当欄の金額の 3/4 の額）。

(4) 住宅の被害認定

被害認定については、認定基準「災害の認定基準について（平成 13 年 6 月 28 日府政防第 518 号内閣府政策統括官（防災担当）通知)」等により本町が被害認定を行う。

調査にあたっては、救助部調査班が担当するものとし、迅速かつ的確な調査を行う。また、調査票の記入の方法及び調査内容についてあらかじめ周知しておく。

被害等の認定基準は、「第 5 編第 1 部第 1 章第 4 節　被害情報等の収集計画」(p5-34) に準じる。

なお、大規模災害時には、県に認定業務の支援を要請することができる。

(5) 申請手続き・提出書類

被災者生活再建支援金の申請は、次の書類を提出し申請しなければならない。

ア．被災者生活再建支援金支給申請書

イ．り災証明書（本町発行）

世帯主（被災者）が居住する自治体が、当該居住する住宅の当該災害により受けた被災の程度を確認の上、発行する書類。

ウ．解体証明書

「半壊」「中規模半壊」「大規模半壊」のり災証明を受け、あるいは住宅の敷地内に被害が生じるなどして、そのままにしておくと非常に危険であり、修理するのにはあまりにも高い経費がかかるため、これらの住宅を解体した場合に、そのことを証明する書類。

エ．住民票

住民票は、被災時の世帯員全員及び続柄等の記載が必要。

アの申請書に、マイナンバーを記入した場合は添付不要。

オ．預金通帳の写し（申請者が用意）

銀行・支店名、預金種目、口座番号、世帯主（被災者）本人名義の記載があるもの。

カ．加算支援金を同時に請求する場合

今後居住する住宅をどのようにするか（住宅の建設・購入、補修又は賃借）に応じ、

そのことが確認できる契約書等の写し。

(6) 支援金の申請期間

支援金は、次のア～ウまでに申請しなければならない。

ア．基礎支援金は、災害があった日から起算して 13 ヶ月が経過する日
イ．加算支援金は、災害があった日から起算して 37 ヶ月が経過する日
ウ．特定長期避難世帯への加算額は、当該避難指示等又は立入制限等が行われている期間が通算して 3 年を経過した日から起算して 13 ヶ月を経過する日

(7) 実施窓口と支援金支給のながれ

支援金の支給業務を行う団体として、公益財団法人都道府県センターが、平成 11 年 2 月 8 日付で、被災者生活再建支援法人として指定されている。

また、同法人は、全都道府県から支援金の支給事務の委託を受けており、支援業務を運営するため、基金を設けている。

支給事務の流れは、各被災者からの申請を本町で受付し、県を経由して公益財団法人都道府県センターに申請書を提出し、同法人で審査を行い、支給決定及び支援金の支給を行う。

(8) 本町の事務体制

・制度の周知（広報）
◎住宅の被害認定
◎り災証明等必要書類の発行
◎被災世帯の支給申請等に係る窓口業務
◎支給申請書の受付・確認等
◎支給申請書等のとりまとめ及び県への送付
○支援金の返還に係る請求書の交付
○加算金の納付に係る請求書の交付
○延滞金の納付に係る請求書の交付
○返還される支援金、加算金及び延滞金の受領並びに法人への送金
・その他上記に係る付帯事務
※「◎」は本町で行う事務、「○」は委託を受けて行う事務、「・」は必要な事務

(9) その他

支援金支給申請の手続き、その他については、被災者生活再建支援法・同施行令・同施行規則・内閣府政策統括管（防災担当）通知等に基づき行う。

第３節　食糧供給計画

担当	住民課（救助部）

1. 計画方針

地震・津波による災害の発生時において、避難者、被災者及び応急対策要員等に対する食糧の供給は、県、隣接市町村、農林水産省農産局（以下「農産局」という。）、その他関係機関の協力のもとに本計画により実施する。

また、平常時から家庭及び企業での備蓄について推進を図る。

2. 計画内容

(1) 実施者

被災者に対する炊き出し及び食糧品の供給は、本部長指示の下、関係課と密接な連携を図るとともに自主防災組織、区、婦人会、日赤奉仕団及びボランティア団体等の協力を得ながら救助部物資調達班が担当する。

(2) 実施場所

炊き出しは、避難所又は避難所近くの適切な場所を選んで臨時の炊き出し所を設置する。

ただし、炊き出し場所に出向くことの困難な被災者に対しては、個々に巡回して食糧を供給する。

(3) 炊き出しの方法

避難所での食糧の受入、配布及び炊き出しは、自主防災組織、区、婦人会、日赤奉仕団及びボランティア団体の協力を得ながら救助部が実施する。

なお、炊き出しのために必要な原材料等の調達は本町本部において行うが、不可能な場合は、知事に対し、災害発生状況又は給食を必要とする事情及びこれに伴う給食に必要な米穀（以下「応急用米穀」という）の数量を申請する。また、やむを得ない理由により、本町本部長が、農産局長に直接要請した場合は、知事に連絡するとともに、要請書の写しを送付する。

(4) 食糧品の調達

ア．備蓄食糧（アルファ化米等）等を備蓄倉庫及び各地区備蓄場所より搬出して避難所へ配布する。

イ．炊き出し、その他の食品供給のため必要な原材料の調達は、本部長の指示に従い経済部が行う。

ウ．大規模な災害が発生し、災害救助法が適用された場合、本町単独で必要な米穀等が確保できない場合は、県知事等に災害救助用米穀等の引渡しを要請する。

エ．調達に際しては、被災乳幼児（２歳未満）用の調整粉乳・液体ミルク（乳アレルギーに対応したものを含む。）や食物アレルギー対応食品、介護食品等に配慮した食糧調達の要否を確認の上、必要に応じて調達する。

オ．食料の調達や輸送等に必要な情報の共有等を行うための物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、必要に応じて、県に食料支援を要請する。

■食糧等の調達の目安

	災害発生	24 時間	２日目	３日目	４日目以降	
公　的　備　蓄	■	■	■			
流 通 在 庫 品		■	■	■	■	■
広　域　応　援				■	■	■
救　援　物　資					■	■
家 庭 内 備 蓄	■	■	■	■		
炊　き　出　し		■	■	■	■	■

(5) 食糧品給与基準

災害救助用食糧は、精米で被災者一食当たり 200 精米グラムとする。

ただし、消費の実情に応じて乾パン（一食当たり 100 グラム）の供給を行う。

(6) 要配慮者への配慮

高齢者、病弱者、障がい者等に対しては優先して、また確実に配布されるようにするとともに、必要に応じて茶粥等食べやすい食糧の供給に努める。

また、乳幼児には、粉ミルクや液体ミルク等の供給を行う。

(7) 食糧品給与対象者

食料品の給与対象者は以下のとおりであり、避難所は在宅避難者が必要な水や食料等の救援物資を受け取りに来る地域支援拠点ともなることについて他の避難所被災者の理解を求める。

ア．避難所に収容された者

イ．住家の被害が全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水等であって、炊事の出来ない者

ウ．旅館や宿泊施設の宿泊人及び一般家庭の来訪者

エ．救助作業、その他の緊急災害対策業務に従事する者

(8) 食糧品給与期間

炊き出し期間は、災害発生の日から７日以内とする。

ただし、被災者が一時縁故地等へ避難する場合は、この期間内に３日分程度の食糧を現物により支給することができる。

なお、この期間内に復旧作業が困難な場合は、本部長が県本部に期間延長を申請し、

承認を得たときは期間を延長することができる。

(9) 食糧の受払管理簿の整備・保管

食糧の受領又は供給について、食糧の種類・数量及び供給先名等を確認の上、食糧受払簿等を作成して適正な管理を行う。

ア．救助実施記録日計票［様式 4］
イ．炊き出し給与状況［様式 4］
　(ｱ) 炊き出し受給者名簿［様式 9］
　(ｲ) 食糧品現品給与簿［様式 10］
ウ．炊き出しその他による食品給与物品受払簿［様式 11］
エ．炊き出し用物品借用簿［様式 12］
オ．炊き出しその他による食品供給のための食糧購入代金等支払い証拠書類
カ．炊き出しその他による食品供給のための物品受払証拠書類

(10) 備蓄の推進

本町及び防災関係機関は、広報やパンフレット等を活用して、各家庭や企業で各一人あたり 3 日分（できれば一週間分）の食糧等の備蓄を推進する。

【資料 31　現有備蓄量一覧表】
【様式 4　災害救助法関係様式】
【様式 9　炊き出し受給者名簿】
【様式 10　食糧品現品給与簿】
【様式 11　炊き出しその他による食品給与物品受払簿】
【様式 12　炊き出し用物品借用簿】

第４節　給水計画

担当	水道課（建設部）

1. 計画方針

地震災害のため給水施設の破損あるいは飲料水の汚染等により飲料に適した水を得ることができなくなった者に対し、最小限必要な量の飲料水の供給を行う。

なお、応急給水の実施は、医療施設、救護所、社会福祉施設及び避難所等を優先的に行う。

2. 計画内容

(1) 実施者

本部長の命を受け、建設部水道班が担当する。

建設部水道班は、本町内において給水計画を立て、１人１日最低必要量３リットルの水の確保に努め、さらに風呂・トイレ及び炊事等に必要な生活用水の確保にも努める。

ただし、本町において実施できないときは、近隣市町村長若しくは水道災害相互応援協定等に基づき応援要請を行い実施する。

(2) 給水対象者

災害のため水道施設等に被害を受け、飲料に適する水を得ることができない者を対象とする。

(3) 補給水利の種別

ア．上水道

イ．井戸水

(4) 給水量の目安

災害発生から３日以内は１人１日３リットル、10 日目までには３リットル～20 リットル、20 日目までには 20 リットル～100 リットルを供給することを目安とし、それ以降は、できる限り速やかに被災前の水準にまで回復させるよう努める。

■給水量の目安

内容 時系列	期　間	１人当たり水量（ﾘｯﾄﾙ／日）	水量の用途内容	給水方法と応急給水量の想定
第１次給水	災害発生から３日間	3	・生命維持のための最小限必要量	・自己貯水による利用とあわせ水を得られなかった者に対する応急拠点給水
第２次給水	４日目から　10日目まで 11日目から　20日目まで	3～20 20～100	・調理、洗面等最低限生活に必要な水量 ・最低限の浴用、洗濯に必要な水量	・自主防災組織、区、婦人会等の地域組織を中心とする給水と応急拠点給水 ・復旧した配水幹線・支線に設置する仮設給水管からの給水
第３次給水	21日目から完全復旧まで	100～被災前水量	・通常給水とほぼ同量	・仮設配管からの各戸給水共用栓の設置

(5) 飲料水の供給方法

飲料水はおおむね以下の方法により供給する。

ア．拠点給水

給水は原則として本町内の浄水池等に給水基地を設け、避難所等の給水拠点において給水を行う。

特に被害の大きい地域での給水活動に努める。

イ．仮設給水栓の設置による応急給水

断水地域の状況により、消火栓から応急仮配管による給水が可能な場合は関係機関の協力を得て応急給水を実施する。

ウ．給水所の周知・徹底

防災行政無線、広報車等により、住民に周知する。

エ．家庭用井戸水等による供給

家庭用井戸については、水質検査を行い、滅菌消毒（残留塩素 0.2 mg/リットル）を確認の上、飲料水として適当と認められた場合は、管理者と協議の上、付近のり災者のために飲料水として供給する。

なお、飲料に適さない場合には、その汚染の程度に応じて消毒（残留塩素 0.2 mg/ﾘｯﾄﾙ以上確認）等を行い、生活用水として利用できるよう努める。

オ．給水車又は容器等による運搬供給

本町内において水を確保することが困難なときは、浄水場や被災地に近い水源地・

水道等から取水し、被災地域内の給水拠点等へ飲料水・生活用水の輸送を行う。
この場合、特に病院、避難所施設等緊急度の高い所を優先とする。

カ．ろ過器等による供給

飲料水が防疫その他衛生上浄化の必要があるときに、ろ過器等を通し、滅菌して飲料水を確保する。

(6) 県への報告

飲料水の供給計画に基づき応急対策を実施したときは、直ちに東牟婁支部串本救助保健班（新宮保健所串本支所）を経由の上、県本部食品安全・生活衛生班（食品・生活衛生課）へ報告する。

(7) 応援要請

飲料水の供給ができないと判断したときには、近隣市町村長若しくは水道災害相互応援協定に基づき、第６ブロックの代表都市である新宮市へ以下の事項を明示の上、協力要請を行う。

(ｱ) 災害の状況
(ｲ) 必要とする資器材、物資等の品目及び数量
(ｳ) 必要とする職員の職種別人員
(ｴ) 応援の場所及び応援場所への経路
(ｵ) 応援の期間
(ｶ) その他必要な事項

(8) 水道の対策

本部長は、災害による水道事故に対処するため災害の発生が予想されるときは、水道部及び各要員を待機させるとともに復旧資材の確保に努め、事故が発生したときは、以下の方法により対策を講じるよう指示する。

ア．施設を巡回して事故発生の有無を確認する。
イ．施設の損壊、漏水等を認めたときは、応急措置を講じる。
ウ．保健所（新宮保健所串本支所）の指導により、各水道とも末端残留塩素検出量を 0.2 mg/ﾘｯﾄﾙ以上確実に保持するよう努め記録しておく。

(9) 救助法による基準

ア．飲料水の供給期間

災害発生の日から７日以内とする。
ただし、定められた期間を超えて飲料水の供給が必要な場合は、知事が内閣総理大臣と協議し、同意を得た上で期間を延長できる。

イ．飲料水供給のための費用のうち補助対象となる経費

(ｱ) 水の購入費

(ｲ) 給水及び浄水に必要な機械器具の借上費、修繕費及び燃料費
(ｳ) 浄水用の薬品費及び資材費

ウ．書類の整備保管

飲料水の供給を行うときは、水道部長を責任者とし、以下の書類を整理保管する。

(ｱ) 救助実施記録日計票［様式 4］
(ｲ) 給水用機械器具・燃料及び浄水用薬品・資材受払簿［様式 13］
(ｳ) 飲料水の供給簿［様式 4］
(ｴ) 飲料水供給のための支払証拠書類

【資料 31　現有備蓄量一覧表】
【様式 4　災害救助法関係様式】
【様式 13　給水用機械器具・燃料及び浄水用薬品・資材受払簿】

第５節　物資供給計画

担当	住民課（救助部）

1. 計画方針

地震・津波によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品等の生活必需品を喪失又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対し、急場をしのぐ程度の被服、寝具その他の衣料品及び生活必需品の給与又は貸与に関し、次のように定める。

2. 計画内容

(1) 実施者

本部長の命を受け、救助部が担当する。

救助部は、り災者への生活必需品等の調達、供給を行う。

(2) 給与又は貸与の対象者及び品目等の基準

ア．対象者

(ｱ) 災害により、住家の被害が全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水の被害を受けた者

(ｲ) 被服、寝具、その他生活上必要な最小限度の家財を喪失した者

(ｳ) 被服、寝具その他生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

イ．供給品目等の基準

(ｱ) 被服、寝具その他の生活必需品の給与又は貸与は、被害の実情に応じ、次の品目の範囲内において現物をもって行う。

①被服、寝具及び身のまわり品

②日用品

③炊事用具及び食器

④光熱材料

(ｲ) 供給品目、供給のための支出できる経費の限度、期間等は、「災害救助法による救助の程度、方法及びその費用の範囲」のとおりとする。

3. 調達方法

ア．本町は避難所等ごとの必要量を算定し、備蓄品を供給する。

それでも賄えない場合は、本町内業者の応援を要請する。

イ．本町のみで必要量が確保できない場合は、和歌山県、東牟婁振興局等に対し物資の

調達斡旋を依頼する。

また、近隣市町村にも応援を要請する。

ウ．物資の調達や輸送等に必要な情報の共有等を行うための物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、必要に応じて、県に物資支援を要請する。

4．供給の方法

(1) 物資の供給

物資の供給は、被災世帯数、人員、家族構成等を確実に把握し、被災者間に公平に配分する。

(2) 町民等の協力

配分にあたっては、自主防災組織、区、婦人会等の協力を得て行う。

(3) 物資の受け払いの管理

物資の供給にあたっては、避難所ごとに物資の受け払い責任者を設けるとともに、「避難所用物品受払簿」を備え、避難所ごとに受け払いを記録し、常に手持ち数量を明確にしておく。

5．救援物資の受入

災害時には、大量の救援物資の搬入があった場合、適切な受け入れを行うとともに、避難所等へ迅速な配送を行う。

(1) 受入拠点

災害による救援物資等が本町に送られてきたときは、串本町 B&G 海洋センター、上野山防災広場（緊急物資の集積場所＝物資集配拠点）において、その品目別に分類、整理し配分する。

(2) 救援物資の管理

受け入れた救援物資は、数量等を把握し、種類ごとに区分し、出荷しやすい状態で維持管理する。

6．要配慮者への配慮

被服・寝具その他生活必需品の物資の供給実施については、要配慮者を優先的に行うものとし、できる限り要配慮者個人のニーズに対応する。

7．多様なニーズへの対応

被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化し、多様化すると考えられる。ま

た、高齢者や障がい者、女性、乳幼児など、避難者の特性によって必要となる物資は異なる。

本町は、変化していく避難者ニーズの把握及びニーズに対応した物資の確保及び配布に努めるとともに、生理用品、女性用下着の配布は女性が行うなど、物資の配布方法についても配慮する。

なお、国は、被災地からの要請がない中でも、広域的見地から被災市町村を補完するため、事業者と連携した調達体制を整えるとともに、企業・団体からの大口の義援物資について、被災地のニーズに応じた物資とするようその内容のリストを報道機関等を通じて公表することとなっており、本町は避難者ニーズの把握に基づき必要とする物資の確保について、先行的に県に対し協力を要請する。

8. 個人備蓄の推進

本町（救助部）は、風水害等の直後に最低限必要となる被服等の生活必需品の各家庭における備蓄を推進する。

9. その他

物資を供給する場合は、救助部長を責任者とし、給付等の記録及び受領書等を作成し、整理保管する。

ア．救助実施記録日計票［様式 4］
イ．物資受払簿［様式 14］
ウ．被服、寝具その他生活必需品の給与状況［様式 4］
エ．物資購入関係支払証拠書類
オ．備蓄物資払出し証拠書類

【資料 31　現有備蓄量一覧表】
【資料 40　災害救助法による救助の程度・方法及び期間】
【様式 4　災害救助法関係様式】
【様式 14　物資受払簿】

第６節　物価対策計画

担当	関係各課（関係各部班）

1. 計画方針

震災時における生活関連物資の物価安定対策は、被災者の生活再建に向けて、物価の安定、必要物資の適切な供給を図るための措置を講じる。

2. 計画内容

(1) 物価の安定及び物資の安定供給

本町をはじめ関係機関は、買い占め、売り惜しみにより生活必需品等の物価が高騰しないよう監視・指導し、適正な流通機能の回復を図ることにより、被災者の経済的生活の安定の確保と、経済の復興の促進を図る。

本町は、次の項目について、備蓄物資の安定的供給や災害広報活動等を行い万全を尽くす。

ア．消費者情報の提供

生活必需品等の在庫量、適正価格、販売場所等の消費者情報を提供し、消費者の利益を守るとともに心理的パニックの防止に努める。

イ．生活必需品等の確保

生活必需品の在庫量と必要量を可能な限り把握し、不足量については、県、近隣市町村、事業者と協議し、物資が速やかに市場に流通されるよう努める。

ウ．物価の監視

県と協力し、物価の動きを調査、監視する。

第７節　住宅・宅地対策計画

担当	建設課（建設部）、総務課（総務部）

1. 計画方針

既存住宅ストックの活用を重視して応急的な住まいを確保することを基本とし、相談体制の整備，修理業者の周知等による応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。

また、十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保する。

2. 計画内容

(1) 実施者

応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理の計画の策定と実施は、建設部・総務部が行うが、本町での実施が困難な場合は県が行うことができる。また、災害救助法が適用された場合には、県が供給を行う。

なお、住宅の被害程度の調査を行う際は、必要に応じて、被災者が撮影した住家の写真や応急危険度判定の判定結果等を活用するなど適切な方法により実施する。

(2) 救助法による応急仮設住宅（建設型応急住宅）の建設基準

建築基準法第 85 条の建築の緩和の告示後に実施する。

ア．規模並びに費用の限度額

規模：応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定

基準額：1 戸あたり 6,285,000 円以内

費用：建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費

集会施設…同一敷地内等におおむね 50 戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50 戸未満であっても小規模な施設を設置できる)

福祉仮設住宅：高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。

イ．建設期間

災害発生の日から 20 日以内に着工し、できる限り速やかに完成する。

これにより難いときには、内閣総理大臣との協議により延長することが可能となる。

ウ．入居基準

(ｱ) 家が全壊、全焼又は流出した者であること。

(ｲ) 居住する住家がない者であること。

(ｳ) 自己の資力では住宅を確保することができない者であること。

エ．入居決定の順番

入居の順番については、要配慮者若しくは要配慮者を世帯員として有する世帯を優先する。

オ．設置戸数

災害救助法適用市町村単位の全失戸数の３割以内とする。

ただし、やむを得ない場合は、知事の承認を得て災害救助法適用市町村相互間において対象戸数の調整を行う。

(3) 救助法による賃貸型応急住宅の供与の基準

ア．規模、供与期間

建設型仮設住宅に準じる。

イ．基本額

地域の実情に応じた額とする。

ウ．借上げ・提供時期

災害発生の日から速やかに民間賃貸住宅を借上げ、提供する。

(4) 救助法による住家の応急修理の基準

ア．規模並びに費用の限度

(ｱ) 居室、炊事場、トイレ等日常生活に欠くことのできない部分で、必要最小限度とする。

(ｲ) 費用の限度

①大規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 655,000 円以内

②半壊又は半焼に準じる程度の損傷により被害を受けた世帯 318,000 円以内

イ．応急修理の期間

災害発生の日から３ヵ月以内（災害対策基本法第 23 条の３第１項に規定する特定災害対策本部、同法第 24 条第１項に規定する非常災害対策本部又は同法第 28 条の２第１項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては６ヵ月以内）

ウ．対象者

(ｱ) 住家が半壊（半焼）若しくはこれらに準じる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者

(ｲ)大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊(半焼)

した者

(5) 資材の確保

資材は原則として請負業者が確保するが、業者において確保できないときは、東牟婁振興局に斡旋及び調達の要請を行う。

(6) 応急仮設住宅の管理

応急仮設住宅は、本部長（総務部）が知事から委託を受けて管理する。

ア．家賃及び維持管理

(ｱ) 家賃は無料とする。
(ｲ) 維持修理は、入居者において負担する。
(ｳ) 地代を必要とするときは、入居者の負担とする。

イ．応急仮設住宅台帳の作成

本部長（総務部）は、入居予定者が仮設住宅に入居したときは、応急仮設住宅台帳を作成し、入居契約書とともに整理保管し、知事に台帳の写しを提出する。

ウ．供与期間

2 年以内とする。
延長する必要が生じた場合は、内閣総理大臣と協議の上、同意を得て延長する。

(7) 公営住宅法による災害公営住宅

ア．災害公営住宅は、大規模な災害が発生し、住宅の被害が以下の各号の 1 つ以上に達した場合に低所得者被災世帯のため国庫から補助（割当）を受けて建設し、入居させる。

(ｱ) 地震・暴風雨・洪水・高潮その他の異常な自然現象による災害の場合
①被災地全域の滅失戸数が 500 戸以上のとき
②本町の区域内の滅失戸数が 200 戸以上のとき
③滅失戸数がその区域内住宅戸数の 10%以上のとき
(ｲ) 火災による場合（同一期に同一場所で発生したとき）
①被災地域の滅失戸数が 200 戸以上のとき
②滅失戸数が本町の区域内の住宅戸数の 10%以上のとき

イ．建設及び管理者

災害公営住宅は、原則として本部長（建設部）が建設し、総務部が管理する。
ただし、本町の財政事情等から建設が著しく困難な場合は、県が本町に代わって建設し管理する。
災害公営住宅の建設及びその管理は、おおむね以下の基準による。

(ｱ) 入居者の条件
次の各号の条件に適合する世帯

①当該災害により住宅を滅失した世帯であること。
②当該災害発生後３ヶ年間は、月収 21 万４千円以下の世帯であること。
（月収は世帯の所得合計から同居親族一人について 38 万円、その他公営住宅法施行令第１条第３号に定める額を控除した額の 1／12）
③現に同居し、同居しようとする親族がある世帯であること。
（ただし、高齢者、障がい者その他の特に居住の安定を図る必要がある者として、公営住宅法施行令で定める者にあっては、本項は適用しない）

(ｲ) 入居決定の順番
入居の順番は、要配慮者を世帯員として有する世帯を優先して決定する。

(ｳ) 建設戸数
①建設戸数は被災滅失住宅戸数の 30%以内
②ただし、他市町村で余分があるときは 30%を越えることができる。
③県において、県下市町村の建設戸数の合計が県内滅失戸数の 30%以下の場合、30%に達することがある。
※上記について、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（激甚法）」の適用を受けた場合は、30%が 50%に引き上げられる。

(ｴ) 規格
住宅１戸の床面積の合計が 25 ㎡以上

(ｵ) 費用
標準建設費の 2／3 国庫補助（ただし、激甚災害の場合は 3／4）

(ｶ) 家賃
管理者が入居者の収入に応じて決定する額

(ｷ) 建設年度
原則として被災年度、ただし、やむを得ない場合は翌年度とする。

(8) 公営住宅法による既設公営住宅復旧事業

既設公営住宅の復旧は、災害（火災にあっては、地震による火災に限る。）により公営住宅又は共同施設が滅失し、又は著しく損傷した場合において、事業主体が国庫から補助を受けて復旧する。

ア．国庫補助適用の基準

１戸あたりの復旧費が 11 万円以上のものを対象として、それらの一事業主体内での合計が、町営で 190 万円以上になった場合。

(ｱ) 再建設の場合
公営住宅の構造については、再度の災害対応、合理的な土地利用等を考慮して定める。

(ｲ) 補修の場合
補修費は、通常必要な費用を基準として国土交通大臣が定める。

(ｳ) 住宅の復旧の場合
①滅失した公営住宅を再建設する場合
従前地の場合・・・造成費は国庫補助対象

別の敷地の場合・・・起債対象
②既設公営住宅団地の宅地のみが被害を受けた場合・・・起債対象

イ．国庫補助率

補助率　　1／2
※激甚法の適用を受けた場合は、補助率のかさ上げがある。

(9) り災に対する住宅建設資金等の融資

災害が発生した場合、災害のり災者に対するり災住宅の復興に必要な資金は、住宅金融支援機構の行う次の種類の融資制度を積極的に活用して、早急にり災住宅の復旧を図る。

ア．災害復興住宅建設、補修資金の貸付

(ｱ) 申込みができる者

①自然災害により被害を受けた住宅の所有者で、地方公共団体から「り災証明書」の発行を受けた者

［建設・購入］

住宅が「全壊」、「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた者。

※「り災証明書」の被害区分が「一部破損」等の場合は利用できない。（［補修］のみ対象）

※住宅が「大規模半壊」又は「半壊」した旨の「り災証明書」の発行を受けた者は「住宅の被害状況に関する申出書」が必要となる。

［補修］

住宅に 10 万円以上の被害を受け、「り災証明書」の発行を受けた者

＊被災した住宅の所有者が復旧を行わない場合には、被災住宅の賃借人又は居住者も申し込みをすることができる。

②自身が居住するために住宅を建設、購入又は補修する者

※被災者向けに貸すための住宅を建設、購入、補修する場合も対象になる。
（ただし、連帯保証人が必要となるなど所定の要件がある。）

※年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合（=総返済負担額）が次の基準を満たす者

年　収	400 万円未満	400 万円以上
総返済負担率	30%以下	35%以下

※全ての借入れとは、災害復興住宅融資による借入れのほか、災害復興住宅融資以外の住宅ローン、自動車ローン、教育ローン、カードローン（クレジットカードによるキャッシングや商品の分割払いによる購入を含む。）、家賃、地代等の融資後も継続する支払をいう。

（注）総返済負担率基準に満たないときは、同居する親族や同居しない直系親族の収入を合算できる場合もある。

③日本国籍の者、永住許可などを受けている外国人又は法人

(ｲ) 申込受付期間

「り災証明書」に記載された「り災日」から２年間。

(ｳ) 融資を受けることができる住宅

■概要（令和３年 12 月１日現在）

建設 購入	・築年数に関する制限なし。 ・共同建て又は重ね建ての場合は、耐火構造又は準耐火構造（省令準耐火構造を含む。）の住宅であること。 ・中古住宅（＊）購入の場合は、購入する住宅の築年数に応じ、住宅金融支援機構の定める耐震性や劣化状況の基準に適合する住宅であること。	
補修	・築年数に関する制限なし。	
（＊）申込日において竣工日（建築基準法における検査済証の交付年月日）から２年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅。 ※　融資を受ける住宅には、居住室、台所及びトイレが備えられていることが必要。 ※　床面積の制限はない。ただし、店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が全体の 1/2 以上必要。 ※　このほか、住宅金融支援機構の定める技術基準に適合していることが必要。		
融資 限度額	建設	土地を取得する場合　：3700 万円
		土地を取得しない場合：2700 万円
	購入	3,700 万円
	補修	1,200 万円
返済 期間	①申込区分による最長返済期間：建設・購入 35 年、補修 20 年	
	②「80 歳」－「申込本人又は収入合算者のいずれか年齢が高い方の申込時の年齢」	
	※上記①又は②のいずれか短い期間で設定	

①共通

ａ．各戸に居住室、台所、トイレが備えられていること。

ｂ．建設・購入の場合で、木造の場合の建て方は一戸建て又は連続建てであること。

ｃ．敷地の権利が転貸借でないこと。

※店舗併用住宅などの場合は、住宅部分の床面積が２分の１以上が必要。

②建設

１戸当たりの住宅部分の床面積が 13 ㎡以上 175 ㎡以下の住宅。

※被災前の住宅部分の床面積が 175 ㎡超の場合は、その床面積が上限。

③新築購入

ａ．１戸当たりの住宅部分の床面積が 50 ㎡(マンションの場合 40 ㎡)以上 175 ㎡以下の住宅。

※被災前の住宅部分の床面積が 175 ㎡超の場合は、その床面積が上限。

ｂ．申込日から２年前の日以降に竣工した住宅、又は竣工予定の住宅。

④リ･ユース（中古）購入

ａ．１戸当たりの住宅部分の床面積が 50 ㎡(マンションの場合 40 ㎡)以上 175 ㎡以下の住宅。

被災前の住宅部分の床面積が 175 ㎡超の場合は、その床面積が上限。

ｂ．マンション以外の場合は敷地面積が 100 ㎡以上であることが必要。

⑤補修

ａ．床面積の制限なし。

(ｴ) 融資額

融資額の合計は、各所要額の合計額が限度となる。(10 万円以上で 10 万円単位)

①基本融資額

ａ．建設の場合の融資限度額

基本融資額（建設資金）	特例加算額（建設資金）	基本融資額（土地取得融資）	基本融資額（整地資金）
1,500 万円	460 万円	970 万円	400 万円

ｂ．購入の場合の融資限度額

(a)新築住宅

基本融資額（購入資金）	特例加算額（購入資金）
2,470 万円	460 万円

(b)リ・ユース(中古)住宅

	基本融資額（購入資金）	特例加算額（購入資金）
リ・ユース住宅 リ・ユースマンション	2,170 万円	460 万円
リ・ユースプラス住宅 リ・ユースプラスマンション	2,470 万円	

(C)補修の場合の融資限度額

基本融資額		
補修資金	整地資金	引方移転資金
660 万円	400 万円	400 万円

②貸付利率

住宅金融支援機構に問い合わせる。

③返済期間

最長返済期間は、次のａ又はｂのいずれか短い年数になる。

ａ．住宅の構造・タイプによる最長返済期間

【建設資金・新築購入資金】（10 年以上１年単位で設定）

耐火・準耐火・木造（耐久性）	35 年
木造（一般）	25 年

※融資の日から３年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間が延長される。

【リ･ユース（中古）購入資金】（10 年以上１年単位で設定）

リ･ユースプラスマンション、リ･ユースプラス住宅	35 年
リ･ユースマンション、リ･ユース住宅	25 年

※融資の日から３年間の元金据置期間を設定でき、据置期間を設定すると返済期間が延長される。

【補修資金】20 年（１年単位で設定）

※返済期間内で融資の日から１年間の元金据置期間を設定できる。
（返済期間は延長されない。）

ｂ．年齢による最長返済期間

「80 歳」－「申込本人の申込時の年齢（１歳未満切り上げ）」

※収入合算や親子リレー返済を利用する場合などは算出方法が異なる。

④返済方法

元金均等返済（＋ボーナス併用払い）

元利均等返済（＋ボーナス併用払い）

⑤担保

【建設・購入の場合】

・建物及び敷地に機構の第１順位の抵当権を設定。

【補修の場合】

・建物に機構の抵当権を設定。

（審査の結果、敷地にも抵当権を設定する場合あり。）

※被害を受けた住宅に機構の既融資がある場合は、今回の融資に係る抵当権を既融資分と同順位１位で設定。

⑥火災保険

建物には、火災保険を付け、その保険金請求権に機構のための第１順位の質権を設定。

(ｵ) 申込み・問い合わせ

①申込先

住宅金融支援機構（郵送）

※融資の決定から返済終了までの手続きは取扱金融機関で行う。

※災害の状況によっては、金融機関の窓口で申込みできる場合あり。

②必要書類

・り災証明書の写し

・災害復興住宅資金借入申込書、資金計画・返済計画表及び個人情報の取扱いに関する同意書、災害復興住宅融資商品概要説明書

・運転免許証、パスポート、健康保険証又は住民基本台帳カードのうちいずれか

の写し
・申込本人の収入及び納税に関する証明書
③書類の入手方法
・住宅金融支援機構お客様コールセンターに請求。
※激甚法の適用を受けた場合は、補助率のかさ上げがある。

(10) 住宅情報の提供

応急仮設住宅の入居手続きは、提供可能な公営住宅情報等を被災者に周知するため、本部は相談窓口を設置するとともに、広報活動を行う。

(11) その他

作成しなければならない書類は、以下のとおり。

ア．応急仮設住宅

(ｱ) 救助実施記録日計票［様式４］
(ｲ) 応急仮設住宅台帳［様式４］
(ｳ) 応急仮設住宅用敷地貸借契約書
(ｴ) 応急仮設住宅使用貸借契約書
(ｵ) 応急仮設住宅建設のための原材料購入契約書、工事契約書、その他設計書、仕様書等
(ｶ) 応急仮設住宅建築のための工事代金等支払証拠書類

なお、直営工事によって建築した場合においては、このほかに工事材料受払簿、大工、作業員等の出納簿、輸送簿等

イ．応急修理

(ｱ) 救助実施記録日計票［様式４］
(ｲ) 住宅応急修理記録簿［様式４］
(ｳ) 工事契約書、仕様書等
(ｴ) 応急修理支払証拠書類

【様式４　災害救助法関係様式】

第８節　被災建築物・宅地応急危険度判定計画

担当	建設課（建設部）

1. 計画方針

地震・津波により多くの建築物・宅地が被災した場合、本震後の地震活動等による建築物の倒壊や宅地の崩壊等から生じる二次災害を防止し、住民の安全の確保を図るため、本町が実施し県が支援する応急危険度判定を次の計画により行う。

なお、判定士の認定及び登録については、「和歌山県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱」及び「和歌山県被災宅地危険度判定士登録要綱」による。

2. 計画内容

(1) 地方公共団体における応急危険度判定の実施

ア．町長は、その区域において、地震により多くの建築物・宅地が被災し災害対策本部を設けた場合、応急危険度判定実施の要否を判断し、応急危険度判定実施本部の設置、その他必要な措置を講じ、判定を実施する。

イ．知事は、本町が危険度判定の実施を決定した場合、必要な支援を行う。

ウ．実施に当たっては、「和歌山県被災宅地応急危険度判定実施要綱」を踏まえて行う。

(2) 本町実施本部の業務

実施本部の業務は、次のとおりである。

ア．建築物・宅地に関する被害情報の収集
イ．判定実施要否の決定
ウ．実施本部、判定拠点の設置
エ．判定士の参集要請、派遣要請
オ．判定士等の受入
カ．判定の実施
キ．判定結果の集計、報告
ク．実施本部、判定拠点の解散等

(3) 県支援本部の業務

県支援本部の業務は、以下のとおりである。

ア．地震発生時の情報収集
イ．支援本部の設置
ウ．支援実施計画の作成
エ．他府県等への支援要請

オ．支援の実施

カ．支援本部の解散

第９節　災害弔慰金等支給及び援護資金等貸付計画

担当	福祉課（救助部）、こども未来課（救助部）

1. 計画方針

地震・津波により被害を受けた者に対し、災害弔慰金及び災害障害見舞金等の支給並びに低所得者に対して災害援護資金等の融資を行い、被災者の早期立直りを図り、併せて生活の安定化を促進する。

2. 計画内容

(1) 災害弔慰金及び災害障害見舞金等の支給並びに災害援護資金の貸付

ア．実施者

本部長は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく条例の定めるところにより、一定規模以上の自然災害により被災した住民の遺族、世帯主に対して弔慰金及び障害見舞金の支給及び援護資金の貸付を行う。

イ．実施基準等

災害弔慰金・災害援護資金等実施基準等は、「資料 41　災害弔慰金等支給及び援護資金貸付計画」に記載するとおり。

(2) 生活福祉資金の貸付

ア．実施主体

「生活福祉資金貸与制度要綱」に基づき、社会福祉協議会（実施主体「県社会福祉協議会」、受付窓口「本町福祉課」）が被災した低所得世帯に対し、災害を受けたことにより臨時に必要となった資金を貸し付ける。

ただし、前項の災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金の貸付対象となる世帯を除く。

イ．生活福祉資金貸付条件

生活福祉資金貸付条件は、「資料 42　生活福祉資金貸付条件一覧」に記載するとおり。

【資料 41　災害弔慰金等支給及び援護資金貸付計画】
【資料 42　生活福祉資金貸付条件一覧】

第 10 節　義援金、救援物資の受付・配分計画

担当	福祉課（救助部）、こども未来課（救助部）、税務課（救助部）、住民課（救助部）

1. 計画方針

県及び社会福祉協議会、近隣被災自治体、日本赤十字社和歌山県支部、中央共同募金会、各報道機関、各金融機関との連携と協力のもと統一的な基準により義援金・救援物資の受付・配分を行う。

ただし、具体的な運用については、本部長の判断により決定する。

2. 計画内容

(1) 実施者

災害により被害を受けた者に対する義援金品の配分は、本部長の命を受け、総務部及び救助部が担当する。

(2) 災害義援金品の引継ぎを受ける機関

災害義援金品の引継ぎは、以下の機関とする。

機関区分	義　援　金	義　援　品
県段階	県知事、日本赤十字社和歌山県支部長	県知事
〃	東牟婁振興局長	東牟婁振興局長
町段階	本部長	本部長

※日本赤十字社和歌山県支部は原則として義援品の受付は行わない。

ただし、緊急を要する毛布、日用品セット等の生活物資等については、備蓄の救援品等を配分し、必要あるときは全国の日本赤十字社支部等から供給する。

(3) 義援金・救援物資の募集

義援金の募集は、本町、県、日本赤十字社和歌山県支部、和歌山県共同募金会、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関や金融機関の協力を得るとともに、地域の自治会や各種団体を通じて義援金・救援物資の募集を呼びかける。

(4) 義援金品の受付及び管理

総務部に義援金品の受付窓口を開設し、現金は、銀行預金等確実な方法で保管するとともに、現金出納帳簿を備え付け、出納の状況を記録し、経理する。

義援金品の受取等にあたっては、義援金品受払簿を備え付け引継ぎ又は配分までの状

況を記録する。

(5) 義援金の配分

総務部、救助部が担当し、義援金配分委員会により、公平かつ適切な義援金の配分基準を設定する。

(6) 義援金の交付

り災者からの申請と被害調査結果をもとに発行されるり災証明書により義援金を交付する。

義援金の交付は、被災状況を勘案して早急に実施し、極力金融機関等への口座振込の方式で交付する。

なお、現金の領収保管は総務部が担当する。

(7) 救援物資の配付

救援物資の配付は、「第５編第２部第１章第５節　物資供給計画」に準じて行う。

(8) 費用

義援品の配分等に要する労働等は、できる限り無料奉仕とするが、輸送その他に要する経費はそれぞれの実施機関において負担する。

(9) 義援品の処理

配分を済ませ、必要がないと認められる物資については、適宜処分する。

第２章　応急復旧期の災害現場に関する計画

項　目	初動	応急	復旧	担　当
第１節　障害物除去計画	●	●		建設課（建設部）、住民課（救助部）
第２節　行方不明者捜索・遺体処置埋葬計画	●	●		福祉課（救助部）、こども未来課（救助部）、住民課（救助部）、消防本部、くしもと町立病院、新宮警察署、串本海上保安署
第３節　福祉活動計画	●	●		福祉課（救助部）、こども未来課（救助部）
第４節　文化財等災害応急計画	●			教育課（教育部）
第５節　災害警備計画	●	●	●	新宮警察署、総務課（総務部）

第１節　障害物除去計画

担当	建設課（建設部）、住民課（救助部）

1．計画方針

被災者が当面の日常生活を営むことができるように、住家等に運びこまれた土砂、竹木等の障害物を除去するとともに、応急活動を実施するための輸送が円滑に行われるよう道路、河川等の障害物を除去する活動に関し、次のとおり定める。

なお、ボランティア、ＮＰＯ等の支援を得て災害廃棄物等の処理を進める場合には、社会福祉協議会やＮＰＯ等と連携し、安全性や衛生管理を検討した上で、作業実施地区や作業内容を調整、分担する等により、効率的に搬出を行うものとする。

2．計画内容

(1) 住宅関係障害物の除去

ア．実施者

被災地における障害物の除去の計画策定及び実施は、本部長の命を受け、建設部・救助部が担当する。

イ．救助法による障害物の除去の基準

(ｱ) 対象者

①居室、炊事場等生活に欠くことができない場所又は玄関等に障害物が運びこまれているため一時的に居住できない状態にある者

②住家の被害程度は、半焼、半壊又は床上浸水した者

③自己の資力では障害物の除去ができない者

(ｲ) 除去の期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

ただし、10 日以内にできないときは、内閣総理大臣の承認を得て最小限度の期間を延長することができるよう、東牟婁振興局を経由して知事に期間延長の申請を行う。

(ｳ) 費用の限度

救助法の適用基準額による。(1 世帯あたり 138,300 円以内)

ウ．除去の方法

(ｱ) 障害物除去の方法は、原状回復ではなく、応急的な除去に限る。

(ｲ) 障害物の除去にあたっては、本町保有の資機材等応急対策機具を用いて実施し、必要に応じて土木建築業者等に応援を要請して、速やかに障害物の除去を行う。

(ｳ) 他の所有者の敷地内で作業を行う必要があるときは、可能な限り所有者の同意を得る。

エ．その他

整備しなければならない書類等は、以下のとおりである。

(ｱ) 救助実施記録日計票［様式 4］

(ｲ) 障害物除去の状況［様式 4］

(ｳ) 障害物除去費関係支払証拠書類

(2) 道路障害物の除去

ア．実施責任者

道路の通行に支障をきたす障害物があるときは、国道については直轄区間は国土交通省が、その他の国道及び県道については和歌山県が、町道については本町がそれぞれ除去するとともに、必要に応じ相互に支援し、速やかに道路施設の応急復旧を実施する。

イ．除去の方法

(ｱ) 障害物の除去については、障害物の発生量を迅速に把握し、通行上支障のあるもの等を優先的に除去する。

(ｲ) 実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用い、又は土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。

(ｳ) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、事後に支障の起こらないように実施する。

(3) 河川等の障害物の除去

障害物により河川等の流れに支障をきたすおそれがあるときは、河川の管理者である和歌山県、本町が協力してそれぞれの管轄河川の障害物を除去する。

(4) 除去した障害物の処理

除去した障害物については、廃棄すべきものと保管すべきものとを明確に区分し、おおむね次の場所に集積又は保管する。

ア．廃棄するものについては、実施者の管理に属する遊休地及び空き地、その他廃棄に適当な場所

イ．保管するものについては、その保管する工作物等に対応する適当な場所

【様式４　災害救助法関係様式】

第２節　行方不明者捜索・遺体処置埋葬計画

担当	福祉課（救助部）、こども未来課（救助部）、住民課（救助部）、消防本部、くしもと町立病院、新宮警察署、串本海上保安署

1. 計画方針

災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の事情により既に死亡していると推定される者の捜索並びに災害の際に死亡した者の遺体の処置及び災害の混乱期に死亡し、埋葬を行うことが困難な場合における応急的な埋葬については、本計画による。

2. 計画内容

(1) 行方不明者の捜索

災害により現に行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により既に死亡していると推定される者の捜索は、本部長が関係機関等と協力し実施する。

なお、災害発生後３日間を経過したものは、明らかに生存しているものを除き、死亡した者と推定し、遺体の捜索として取り扱う。

ア．捜索の方法

行方不明者の捜索は、救助部が、消防本部、新宮警察署及び串本海上保安署と連携を取り、状況によっては自衛隊や自主防災組織・区等の地域住民の協力を得て実施する。

イ．行方不明者を発見した場合の措置

行方不明者捜索中に行方不明者を発見した場合は、直ちに新宮警察署及び本部長に連絡する。

また、行方不明者として把握した者が、他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち、旅行者など住民登録の対象外の者は、直接又は必要に応じ、外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。

ウ．費　用

以下の費用の当該地域における通常の実費とする。

(ｱ) 借上費（舟艇その他捜索のための機械器具借上費）
(ｲ) 購入費（同上購入費）
(ｳ) 修繕費（同上修繕費）
(ｴ) 燃料費（同上使用のための燃料費、照明の灯油代）

エ．捜索期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

ただし、10 日以内にできない場合は、内閣総理大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することができるよう東牟婁振興局を経由して知事に期間延長の申請を行う。

オ．その他

捜索を実施した本部長は、以下の書類を整備し保存しておかなければならない。

(ｱ) 救助実施記録日計票［様式 4］
(ｲ) 捜索用機械器具燃料受払簿［様式 15］
(ｳ) 遺体捜索状況記録簿［様式 16］
(ｴ) 遺体捜索用関係支出証拠書類

(2) 遺体の処置

災害により死亡した者について、社会混乱のため遺体の洗浄や縫合、消毒の処置、遺体の一時保存を行うことができない場合において、本部長が遺族等に代わって行う。

ア．遺体の収容

捜索の結果遺体を発見したときは、新宮警察署に通報するものとし、新宮警察署及び串本海上保安署から遺体の引渡し連絡を受けたときは、直ちに遺体安置所に収容する。

イ．遺体安置所の設置

災害の情況に応じて被災現場近くの寺院、公民館、学校等の施設管理者と協議して、遺体安置所を開設する。

なお、大規模災害が発生し、建物内に安置できない場合には、学校等が保管しているテントを設置して対応する。

ウ．遺体の検視・検案

遺体安置所において、警察官による検視及び医師による検案を実施し、死体検案書を作成する。

エ．遺体の洗浄、縫合、消毒等

遺体識別及び遺体に対する最小限の措置等のため、必要に応じ遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置を行う。

オ．遺体の一時保存

遺体の身元を識別するため、また、遺族への引渡し又は埋葬までに時間を要する場合に放置したままにできないことから、遺体の一時保存を行う。

保存にあたっては、寝棺やドライアイスを本町内の葬祭業者等の協力のもと調達し、遺体の腐乱を避ける。特に夏期等気温の高い季節は、遺体腐乱防止に十分注意を払う。

カ．遺体の身元確認

(ｱ) 遺体の身元確認のため、新宮警察署や地域住民の協力を得て、人相、着衣、所持品、特徴等から身元の確認に努めるとともに、行方不明者の捜索の相談にあたり身元不明遺体の身元引受人の発見に努める。

(ｲ) 身元が判明しない者については、一定期間経過後、行旅死亡人として取り扱う。

キ．遺体の引渡し

身元が判明し、引取人がある場合は、速やかに遺体を遺族等へ引き渡す。

ク．遺体処置の費用

(ｱ) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置は一体当たり 3,500 円以内とする。

(ｲ) 遺体の一時保存のための費用として、既存建物を利用した場合は、借上費の実費とし、既存建物を利用できない場合は、一体当たり 5,400 円以内とする。

(ｳ) 救護班により検案ができない場合は、地域慣行料金の額以内とする。

ケ．処置期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

ただし、10 日以内にできない場合は、内閣総理大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することができるよう東牟婁振興局を経由して知事に期間延長の申請を行う。

コ．その他

遺体処置に関し整備し、保存しなければならない書類は以下のとおりである。

(ｱ) 救助実施記録日計票［様式 4］

(ｲ) 遺体処理台帳［様式 4］

(ｳ) 遺体処理関係支出証拠書類

■行方不明者の捜索、遺体の収容等の流れ

(3) 埋　葬

災害の際死亡した者で、災害のため社会が一時混乱している場合であって、遺族自らが埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合、救助部環境衛生班が実施する。

なお、火葬場、棺等関連する情報を広域かつ速やかに収集し、棺の調達、遺体の搬送の手配等を実施し、必要に応じ、県対策本部の支部保健班（新宮保健所串本支所）を経由して県対策本部食品・生活衛生班（食品・生活衛生課）に連絡し、葬祭業者等との災害時応援協定に基づく支援を要請するほか、近隣市町村の協力を得て広域的な火葬と速やかな埋葬の実施に努める。

ア．埋葬方法

埋葬は、原則遺体を火葬に付し、遺骨等を遺族に引き渡すことにより実施する。

(ｱ) 遺体を火葬する場合は、葬祭業者等と協力し、遺体を火葬場に搬送し実施する。
(ｲ) 火葬は、死亡届（死体検案書）等の提出により住民課が発行する埋火葬許可証に基づき実施する。
(ｳ) 火葬は、串本火葬場で実施することとするが、災害のため使用できないとき又は処理能力を超える場合には、「和歌山県広域火葬実施要綱」に基づき、県に対し広域火葬の応援を要請する。
(ｴ) 火葬の終わった遺骨及び遺留品を遺体が収容された同じ遺体収容所に一時保管する。

イ．埋葬内容

棺、骨つぼ等、埋葬に必要な物資の支給及び火葬、土葬又は納骨等の役務提供。

ウ．埋葬の費用（救助法による基準）

一体当たり、大人(12 歳以上）213,800 円以内、小人（12 歳未満）170,900 円以内とする。

エ．埋葬期間

災害発生の日から 10 日以内とする。

ただし、10 日以内にできない場合は、内閣総理大臣の承認を得て必要最小限度の期間を延長することができるよう東牟婁振興局を経由して知事に期間延長の申請を行う。

オ．その他

埋葬を実施し、又は埋葬に要する現品若しくは経費を支給した本部長は、以下の書類を保存し、整備しなければならない。

(ｱ) 救助実施記録日計票［様式 4］
(ｲ) 埋葬台帳［様式 4］
(ｳ) 埋葬費支出関係証拠書類

【資料 44　和歌山県広域火葬実施要綱】
【資料 45　県下火葬場整備状況一覧表】
【様式 4　災害救助法関係様式】
【様式 15　捜索用機械器具燃料受払簿】
【様式 16　遺体捜索状況記録簿】

第３節　福祉活動計画

担当	福祉課（救助部）、こども未来課（救助部）

1. 計画方針

高齢者、障がい者、乳幼児等の要配慮者を重点に被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

2. 計画内容

(1) 要配慮者の把握

ア．要配慮者の発見

本町は、災害発生後直ちに、自主防災組織や区、民生委員・児童委員、社会福祉協議会等の協力を得ながら、居宅に取り残された高齢者、障がい者等の要配慮者及び被災による孤児等の要保護児童の迅速な発見保護に努める。

イ．避難所等への移送

本町は、要配慮者を発見、保護した場合は、速やかに負傷の有無等を確認し、状況を判断した上で、避難所、医療機関、社会福祉施設等へ移送する。

ウ．被災状況とニーズの把握

被災した要配慮者に対し、居宅、避難所、応急仮設住宅等において福祉ニーズを把握する。

(ｱ) 本町は、要配慮者の所在の把握と被災状況、健康状態及び福祉ニーズの把握に努める。
(ｲ) 本町は、所管する社会福祉施設の施設設備、職員、入所者等の被災状況の迅速な把握に努める。
(ｳ) 本町は、情報を集約し、被災の状況に応じて、県、近隣府県、関係団体等からの人的・物的支援を得ながら、福祉関係職員の派遣や要配慮者の施設等への入所が行える体制を確立する。

(2) 被災者への支援活動

ア．福祉用具、育児用品等の確保

高齢者や障がい者の日常不可欠な福祉用具（車椅子、補装具等）や育児用品（幼児用の粉ミルク・液体ミルク、おむつ等）等の搬送、供給体制を確保するとともに、被災地域への介護職員等の組織的・継続的な派遣に努める。

イ．在宅福祉サービスの継続的提供

被災した要配慮者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

ウ．心のケア対策

被災した児童やその家族等の心的外傷後ストレス障害（PTSD）等に対応するため、心のケア対策に努める。

エ．要配慮者の施設への緊急入所等

社会福祉施設入所者が安心して生活を送れるよう、必要な支援を行うとともに、居宅、避難所等では生活できない要配慮者については、本人の意思を尊重した上で、社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努める。

(3) 福祉相談窓口の開設

救助部は、高齢者、障がい者等の要配慮者に対して、周辺住民を中心としたきめ細かな支援体制の確立を図るとともに、早期に相談窓口を開設する。

第４節　文化財等災害応急計画

担当	教育課（教育部）

1. 計画方針

指定文化財の所有者又は管理責任者は、速やかに被災状況を調査し、その結果を串本町教育委員会を経由して和歌山県教育委員会に報告する。

なお、指定外の文化財に被害が発生した場合は、本町（教育部社会教育班）はそれらについても重要なものから被害状況の把握に努め、所有者に被害の拡大防止・応急処置・修復の助言等に努める。

2. 被害状況の把握

文化財が被災した場合、その所有者及び管理責任者は、直ちに串本町災害対策本部等に連絡するとともに、被害の拡大防止に努め、関係機関とも協力して被害状況を速やかに調査し、串本町教育委員会に報告する。

串本町教育委員会は、その結果をとりまとめ、和歌山県教育委員会に報告する。

3. 被害の拡大防止

関係機関は、被災文化財の被害拡大を防止するため、協力して応急措置を講じる。

また、串本町教育委員会は、被災文化財の被害拡大を防止するため、和歌山県教育委員会と協議の上、所有者又は管理責任者に対し、応急措置をとるよう指導・助言を行う。

第５節　災害警備計画

担当	新宮警察署、総務課（総務部）

1. 計画方針

本町をはじめ防災関係機関は、被災地域における社会的な混乱や心理的動揺を防止し、社会秩序の維持を図るとともに、災害対策関係機関と緊密に連携し、警察の組織力と装備資機材を最大限に活用し、住民の生命・身体・財産の保護、交通秩序の確保、犯罪の予防及び検挙等の総合活動により災害時の治安維持にあたる。

2. 計画内容

(1) 住民への呼びかけ

本町は、各種の応急対策の推進、実情周知による人心の安定、さらには、復興意欲の高揚を図るため、被害の状況や応急・復旧対策に関する情報を積極的に住民に提供するとともに、秩序ある行動をとるよう呼びかけを行う。

また、災害広報活動を通して、人心の安定と復興意欲の高揚を図る。

(2) 警察本部の任務と活動

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、住民の生命、身体、財産を保護し、その他被災地における治安の維持にあたるため、関係機関と緊密な協力、連携のもとに、おおむね次の活動を行う。

ア．気象及び災害関係情報の収集と伝達
イ．被害状況等の調査
ウ．避難の指示、警告及び誘導
エ．被災者の救助
オ．遺体の検視及び身元の確認
カ．交通の秩序及び緊急交通路の確保
キ．犯罪の予防及び取締り
ク．他機関の行う活動に対する協力援助

(3) 警備体制

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、災害種別、規模及び態様に応じて警備体制を確立するとともに、警察災害派遣隊等の県外部隊の応援要請を行うなど、迅速かつ的確な警備措置を講じる。

ア．警備体制の発令

警備体制の発令は、県警察本部長が行う。

警察署長は発令がない場合でも管内の災害の情勢に応じて、必要な警備体制をとる。

イ．警備体制の種別等

警備体制の種別及び警備体制確立の時期並びに各体制下の推進事項は、和歌山県警察本部災害警備計画及び新宮警察署災害警備計画（以下「災害警備計画」という。）の定めるところによる。

ウ．災害警備本部の組織及び警備部隊の編成と運用

災害警備本部は、各体制の段階に応じて開設することとし、警備本部の組織とその分掌事務及び警備部隊の編成と運用については、災害警備計画の定めるところによる。

エ．体制の切替及び解除

気象状況の好転、悪化、危険状態の解消、緊迫、被災地における応急措置の経緯など情勢の変化に応じて体制の緩和又は強化、若しくは解除を行う。

(4) 交通対策

ア．交通秩序の確保

災害時において、次の要領により、早期に交通秩序の確保に努める。

(ｱ) 継続的に交通機関の運行状況及び道路の被害状況の調査を行う。
(ｲ) 前号の調査に基づく交通関係情報を取りまとめ、関係先に通報する。
(ｳ) 要所に交通案内所、不通箇所、迂回路等を明示した立看板等の設備及び交通整理員を配置する。

イ．緊急交通路の確保

(ｱ) 被災地において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止又は制限する必要があると認めるときは、速やかに当該規制の対象、区間、期間（又は始期）、迂回路等を決定し、所要の交通規制を行う。
(ｲ) 前号の規制を実施しようとするときは、所要の標識を設定するとともに、報道機関等による広報、立看板の掲示等によって交通の禁止又は制限の内容を、一般住民に周知する。

ウ．広域交通管制による規制

被災地への一般車両の乗り入れを抑制するため、隣接する府県警察に対し、主要道路における広域交通管制による規制を要請する。

(5) 通信体制

災害時における通信体制については、災害警備計画の定めるところによる。

第３章　保健衛生計画

項　目	初動	応急	復旧	担　当
第１節　防疫計画	●	●		福祉課（救助部）、住民課（救助部）、水道課（建設部）
第２節　動物保護管理計画	●	●		住民課（救助部）
第３節　清掃計画	●	●		住民課（救助部）

第１節　防疫計画

担当	福祉課（救助部）、住民課（救助部）、水道課（建設部）

1．計画方針

地震・津波発生時における被災地の防疫は、本計画に定めるところにより迅速に実施し、感染症の発生と流行の未然防止に万全を期する。

また、必要に応じて、県に災害時健康危機管理支援チーム（ＤＨＥＡＴ）の応援派遣を要請するものとし、要請を行った際は、チームを迅速・的確に受け入れる体制を整備する。

2．計画内容

(1) 実施者

救助部が、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）」（以下「法」という。）に基づき、県支部串本救助保健班の指導、指示に基づいて行う。

ただし、被害が甚大で救助部のみで実施が不可能なときは、県支部又は県本部の応援を要請し行う。

(2) 組　織

救助部のもとに、各種作業実施の直接の組織として以下の班を設置する。

ア．防疫班の編成

防疫実施のため防疫班を編成する。

防疫班は、おおむね衛生技術者１名（班長）・事務職員１名・作業員数名をもって編成する。

(3) 災害防疫の実施方法

ア．防疫措置の強化

災害の規模に応じた防疫組織を設け、対策の推進を図るとともに、防疫班を編成し、防疫活動に従事させる。

イ．広報活動の実施

パンフレット、リーフレット等の方法により、地区組織等を通じ、広報活動の強化に努めるとともに、住民の社会不安の防止に努める。

ウ．消毒の実施

法第 27 条第 2 項の規定による消毒は、次によるものとし、使用する薬剤及び器具等については、速やかに整備拡充を図る。

(ｱ) 消毒方法

法第 27 条第 2 項の規定による県知事の指示に基づき、法施行規則第 14 条に定めるところによって実施する。

エ．鼠（そ）族、昆虫等の駆除

法第 28 条第 2 項の規定により、知事が定めた地域内で知事の指示に基づき、鼠族・昆虫等の駆除を実施する。

オ．生活の用に供される水の供給

法第 31 条第 2 項の規定による知事の指示に基づき、速やかに生活の用に供される水を供給する。

実施にあたっては「第５編第２部第１章第４節　給水計画」に定める方法によって行う。

カ．患者の入院方法

感染症等であって、入院が適当な者については、法第 19 条の規定により、早急に入院の手続きをとる。

感染症指定医療機関がり災した場合又は交通事情等の理由により入院が困難な場合は、その他の病院又は診療所であって知事が適当と認めるものに入院させることができる。

キ．集団避難所

感染症により避難所を開設したときは、防疫関係職員の指導を得て、衛生の徹底を期する。

ク．報　告

(ｱ) 被災状況の報告

本部は、被災地域の被害状況を把握した時は、速やかに「様式 17　被害状況報告書」により、当該保健所（新宮保健所串本支所）に電話及び文書をもって報告す

る。

報告は文書に先立ち、電話又は電報をもって行う。

(ｲ) 防疫活動状況の報告

「様式 18　防疫活動状況報告書」により、毎日の防疫活動の状況を取りまとめ、当該保健所（新宮保健所串本支所）に電話及び文書をもって報告する。

(ｳ) 災害防疫所要見込額の報告

救助部は、災害防疫作業費について、その所要見込額を算定し、当該保健所（新宮保健所串本支所）を経由して県に報告する。

なお、その概算については、必ず事前に電話などをもって速やかに報告を行う。

(ｴ) 災害防疫完了報告

救助部は、災害防疫が完了したときは、防疫活動を終了した日から起算して、おおむね 20 日以内に「様式 20　災害防疫業務完了報告書」により、当該保健所（新宮保健所串本支所）に提出する。

ケ．記録の整備

防疫に関し、整備して保存しなければならない書類は以下のとおりとする。

(ｱ) 被害状況報告書［様式 17］
(ｲ) 防疫活動状況報告書［様式 18］
(ｳ) 消毒に関する書類
(ｴ) 鼠族、昆虫等の駆除に関する書類
(ｵ) 生活の用に供される水の供給に関する書類
(ｶ) 患者台帳
(ｷ) 防疫作業日誌

作業の種類及び作業量、作業に従事した者、実施地域及び期間、実施後の反省、その他参考事項を記載する。

(ｸ) 災害防疫経費所要額調［様式 19］及び関係書類
(ｹ) 災害防疫業務完了報告書［様式 20］

コ．災害防疫経費の清算

災害防疫に要した経費は、他の経費と明確に区分し、災害防疫活動を終了した後できる限り速やかに清算する。

サ．災害防疫における業務分掌

災害防疫の業務分掌の概要は以下のとおりである。

1

実施主体	町本部救助部	県支部保健班	県本部防疫班	備　考
検病調査		主）検病調査班を編成し、実施する。		
健康診断		主）検病調査の結果必要と認め足るときは本部と協議の上、実施する。	健康診断を行うに必要な器材、薬剤の確保。	
患者の入院		主）感染症患者又は病原体保有者の発生したときは速やかに入院の手続きをとる。		
		主）患者多数発生又は交通途絶のため感染症指定医療機関に入院困難なときは他の医療機関に入院の手続きをとる。	患者数、入院先などの把握等を通じてまん延対策を講じる。	
生活の用に供される水の供給	主）東牟婁支部の指示により実施する。	市町村本部に指示する。	給水ろ過班の現地派遣、自衛隊の出動要請。	
消毒方法	主）東牟婁支部の指示により実施する。	市町村本部に指示する。		町の被害激甚でその機能が著しく阻害され、町本部が実施すべき業務が実施できないか、実施しても不十分であると県が認めたときは、県が代執行する。
鼠族、昆虫の駆除	主）東牟婁支部の指示により実施する。	市町村本部に実施範囲、期間を示達する。		
集団避難所	主）集団避難所を開設したときはその衛生管理に特に注意する。（自主防災組織の編成）			
臨時予防接種	町本部で実施することが可能と認められ、支部が命令したときは、町本部において実施する。	主）県本部の命令により対象者・期間を定めて、臨時予防接種を実施する。	感染症予防上必要と認めるときは、対象者期日を指定し支部に臨時予防接種を指示する。	

2

3　【様式 17　被害状況報告書】

4　【様式 18　防疫活動状況報告書】

5　【様式 19　災害防疫経費所要額調】

6　【様式 20　災害防疫業務完了報告書】

第２節　動物保護管理計画

担当	住民課（救助部）

1. 計画方針

災害で被災、放置された愛玩動物（ペット）の動物保護管理活動を行うため、県が設置し、県獣医師会、動物愛護団体が活動協力する「災害時動物救護本部」との連携、支援を行う。

特定動物（人に危害を加えるおそれのある危険な動物）については、被災状況を把握し、所有者等に逸走防止等を図るように指示し、安全確保を行う。

2. 計画内容

(1) 被災地域における動物の保護

所有者不明の負傷動物又は放し飼い状態の動物の保護については、獣医師会や動物関係団体等と協力し、動物の保護に努める。

(2) 避難所における適正な飼育と情報提供

飼い主とともに避難した動物の飼育については、本町避難所運営マニュアルに基づき適正な指導を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

また、災害時動物救護本部に対し、避難所における愛玩動物の情報等を提供する。

(3) 収容対策

災害時動物救援本部は、県等の指導・助言のもと、次の愛玩動物の収容対策を実施する。

(ｱ) 負傷した動物の収容・治療・保護
(ｲ) 飼養されている動物への餌の配布
(ｳ) 放浪動物の収容・保護
(ｴ) 飼養困難な動物の一時保護
(ｵ) 愛玩動物の所有者や里親（新たな所有者）探しのための情報の収集、提供
(ｶ) 愛玩動物に関する相談の実施等

(4) 死亡した愛玩動物の処理

(ｱ) 本 町の焼却場で衛生的に焼却処理する。
(ｲ) 移動し難いものについては、その場で衛生的に処理する。

第３節　清掃計画

担当	住民課（救助部）

1. 計画方針

災害発生によって、ごみ、汚泥並びにし尿等（以下「廃棄物」という。）により生活環境が著しく汚染された場合、これらを早急に処理し衛生的な生活環境を確保するため、災害時における廃棄物対策は本計画によるほか、別途定める「串本町災害廃棄物処理計画」による。

2. 計画内容

(1) 実施者

ア．廃棄物収集処分の応急対策計画の策定及びその実施は、救助部環境衛生班が実施する。実施にあたっては、ごみ処理担当、し尿処理担当、がれき処理担当等を編成する。

イ．本部長は、被害が甚大で本町だけで処理が不可能な場合は、県に協力要請を行い、県の指導により他の市町村の応援及び和歌山県災害廃棄物処理支援要員の協力を得て実施する。

(2) 実施の方法

ア．ごみ処理

(ｱ) 初期対応

①避難所をはじめ被災地域におけるごみの収集処理見込量を把握する。

②ごみ処理施設の被害状況と復旧見込を把握する。

(ｲ) 処理活動

①被災地の生活に支障が出ないように、必要であれば「大規模災害時における一般廃棄物応急対策業務に関する協定」に基づき、一般社団法人和歌山県清掃連合会串本支部に支援要請を行い、ごみの収集処理を適切に行う。

②ごみの収集は平常時の収集ルートを基本とするが、状況に応じて別途集積所を定め収集の能率化を図る。

③ごみの分別は、平常時と同様の分別を原則とする。

④防疫上、早期の収集が必要な生活ごみは、迅速に収集処理する。

⑤ごみの排出量がごみ処理施設の処理能力を超えた場合やごみの分別が困難な場合は、必要に応じて仮置場を設置し、分別が困難なごみについては仮置場で分別を実施する。また、仮置場における衛生状態を保つ。

⑥分別されたごみの種類に応じ、環境衛生上支障のないよう適切な処理を行う。

イ．し尿処理

(ｱ) 初期対応

①避難所等の避難人員及び場所を確認し、水道復旧状況を勘案の上、当該避難所等の仮設トイレの必要数やし尿の収集・処理見込みを把握し、必要に応じ仮設トイレの設置に努める。また、設置にあたっては、立地条件を考慮し、漏出により地下に浸透しない措置を講じる。

②要配慮者に向けては、「災害対策用簡易トイレ」の備蓄分を避難所等に輸送し使用するとともに、不足する分については関連業者等より調達確保し輸送を依頼する。

③し尿処理施設等の被害状況を把握し、必要に応じ応急復旧措置を講じて、処理能力の維持に努める。

(ｲ) 処理活動

①収集は、し尿収集許可業者の積極的な協力を求め、必要であれば「大規模災害時における一般廃棄物応急対策業務に関する協定」に基づき、一般社団法人和歌山県清掃連合会串本支部に支援要請を行い実施する。また、避難所等で緊急汲み取りを必要とする地域から実施する。

②処理は、し尿処理場で行うことを原則とする。ただし、汲み取りし尿が大量のため応急的に貯留槽を設置する場合には、環境衛生上支障のない場所に設置するとともに、漏出により地下水又は河川等を汚染しないように注意する。

ウ．がれき処理

(ｱ) 初期対応

①がれきの発生量を把握する。

②がれきの選別、保管、償却等のために長期間の仮置きが可能な仮置場を確保するとともに、がれきの最終処分までの処理ルートの確保を図る。

③災害の規模、被害の程度により、収集能力、緊急度等を勘案して収集計画を作成し実施する。

(ｲ) 処理活動

①がれき処理については、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集、運搬する。

②がれきの適正な分別処理を行うとともに、再利用できるものは可能な限りリサイクル処理に努める。

③石綿（アスベスト）等有害な廃棄物による環境汚染の未然防止に努めるとともに、町民や作業者の健康管理及び安全管理に十分配慮する。

なお、石綿の飛散に係る応急対策は、第３編 第３部 第６節有害物質漏洩等応急対策計画を参照のこと。

④処理のために必要な資機材については、本町所有の資機材及び建設業者等の協力を得て確保する。

(3) 県への協力要請

ア．本部長は、廃棄物処理について協力支援が必要と認めたときは、県に対し、県と一般社団法人和歌山県産業資源循環協会の間で締結されている「大規模災害時における

災害廃棄物の処理等に関する協定書」に基づく協力を要請する。

イ．本部長は、し尿等の収集運搬の協力支援が必要であると判断したときは、知事に要請し、当該要請を受けて知事は一般社団法人和歌山県清掃連合会及び一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会と締結している「災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書」に基づき、支援の協力要請を行う。

(4) 事務処理

ア．本部長は、災害により清掃事業の応急対策を実施したときは、直ちに新宮保健所串本支所経由の上、県環境生活部循環型社会推進課へ報告する。

イ．本部長は、廃棄物処理施設（ごみ処理施設、し尿処理施設）に被害があった場合は、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部長通知（平成 19 年 9 月 6 日）「災害等廃棄物処理事業費補助金及び廃棄物処理施設災害復旧費補助金の取扱い」により、その被害状況等を、新宮保健所串本支所を経由して、県環境生活部循環型社会推進課へ報告する。

ウ．報告は、「災害関係業務事務処理マニュアル（平成 26 年 6 月環境省）」において定められた「災害等廃棄物処理事業及び廃棄物処理施設被災状況について」により行うものとし、必要に応じて、事前に電話等で被害の概況等を報告したのち、被災状況の写真等を添付して報告する。

(5) その他

ア．堆積土砂と災害清掃事業との関係

堆積土砂の排除は、清掃作業とはみなされない。

【資料 17　消防相互応援協定等の締結状況】
【資料 47　県内の清掃施設等の状況】
【資料 48　廃棄物処理施設被害状況報告の様式】

第４章　文教対策計画

項　目	初動	応急	復旧	担　当
第１節　小･中学校の計画	●			教育課（教育部）
第２節　学校給食関係の計画	●			教育課（教育部）
第３節　社会教育施設関係の計画	●			教育課（教育部）
第４節　認定こども園の応急対策計画	●			こども未来課（救助部）
第５節　学用品支給計画		●		教育課（教育部）

地震・津波による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、児童生徒の安全確保・学校施設の確保及び教職員対策、文教施設の復旧、学用品、教科書の確保等、以下の応急対策を講じる。

第１節　小・中学校の計画

担当	教育課（教育部）

1. 計画方針

小・中学校に関する災害の応急対策は、別に定めるほか、この計画による。

2. 計画内容

(1) 児童生徒の安全の確保

ア．児童生徒に対する安全指導の充実徹底を図るとともに、避難訓練等の実施を通じて常に緊急措置、安全措置がとれるような体制を確立しておく。

イ．校長（不在の場合は教頭若しくはそれに準じる者）は、事前に災害が予知される場合や児童生徒に危険が及ぶ心配があるときなど、現状を的確に判断し、臨時休校、学校行事の中止等適切な措置を講じるとともに、教育委員会を経由若しくは直接本部に報告する。

ウ．災害が発生し、又は発生するおそれがある場合においては、安全確認ができるまでの間、児童生徒の安全確保を第一とし、校内に保護する。

エ．安全確認ができた場合や確実に保護者等への引渡しができる場合には、帰宅させる。また、保護者に対しては、児童生徒の安全な引渡しを図る。

オ．在校時・学校外の諸活動、登下校時、夜間・休日等の児童生徒の安全確保方策については、危機管理マニュアル等を整備し、確立しておくこと。

【「生きる力」をはぐくむ防災教育の展開（文部科学省）、学校における防災教育・安全

指針（県教育委員会）参照】

(2) 学校施設の確保

ア．被害程度別応急教育予定場所

(ｱ) 応急的修理で使用できる程度の場合
当該施設の応急措置を行い使用する。

(ｲ) 学校の一部の校舎が使用できない程度の場合
特別教室、屋内体育施設等を利用し、なお、不足する場合は二部授業等の方法による。

(ｳ) 校舎の全部又は大部分が使用できない程度の場合
公共施設を利用し、又は隣接学校の校舎等を利用する。

(ｴ) 特に地区が全体的被害を受けた場合
住民避難先の最寄りの学校、り災を免れた公共施設を利用する。

イ．施設利用の応援

近隣学校その他公共施設を利用して授業を行う場合には、以下の方法により当該施設管理者又は所有者の応援を得るものとする。

(ｱ) 串本町内施設利用の場合
本部において、関係者協議の上、行う。

(ｲ) 東牟婁支部内の他市町村施設利用の場合
教育部は、本部教育部に対して、施設利用の応援を要請する。

(ｳ) 他支部の所轄地域の施設利用の場合
教育部は、本部教育部に対して、施設利用の応援を要請する。

ウ．教職員の対策

(ｱ) 学校内操作
欠員が少数の場合には、学校内において操作する。

(ｲ) 本町内操作
学校内で解決できないときは、学校長は教育部に派遣を要請する。
教育部は、本町内の学校内において操作する。

(ｳ) 東牟婁支部内操作
本町内において解決できないときは、近隣市町村に教職員派遣を要請する。

(ｴ) 県内操作
東牟婁支部内において解決できないときは、本部教育部に教職員派遣を要請する。
なお、応援要請にあたっては、教育部長が本部長と協議して決定する。

第２節　学校給食関係の計画

担当	教育課（教育部）

1. 計画方針

地震・津波による災害時における学校給食の応急対策は、この計画による。

2. 計画内容

(1) 給食の実施

教育部は、以下の事項に留意して応急給食を実施する。

ア．施設、原材料の被害のため、給食の実施ができないときは、速やかに応急措置をして実施する。

イ．学校を避難所として使用する場合、給食施設はり災者用炊き出し施設に利用される場合が少なくないが、学校給食とり災者炊き出しとの調整に留意して実施する。

ウ．応急給食の実施及び学校給食再開時には、食中毒・感染症等発生のおそれがあるため、衛生管理等に特に留意する。

(2) 物資対策

教育部は、被害を受けた給食用原材料等の被害を取りまとめ、その物品の処分方法等については、県本部の指示・指導・助言を受ける。

第３節　社会教育施設関係の計画

担当	教育課（教育部）

1. 計画方針

地震・津波による災害時における社会教育施設関係の応急対策は、この計画による。

2. 計画内容

災害発生時においては、社会教育施設等は災害応急対策のため、特に避難所等に利用される場合も少なくないため、教育部は、被害状況の掌握に努めるとともに、その応急処理等適宜の措置を速やかに実施する。

第４節　認定こども園の応急対策計画

担当	こども未来課（救助部）

1. 計画方針

認定こども園に関する災害の応急対策は、別に定めるほか、この計画による。

2. 計画内容

(1) 災害時の措置

災害が発生し又は発生するおそれがある場合においては、認定こども園では、次の措置を講じる。

ア．園長（不在の場合は、副所長、副園長若しくはそれに準じる者。以下「園長等」という。）は、状況に応じた緊急避難の指示を行う。

イ．災害の規模及び施設設備の被害状況を速やかに把握し、必要な措置を講じるとともに、本部長に報告する。

ウ．園児は、認定こども園等の管理下において、園児の安全確保を第一とする。

安全確認後、確実に保護者等への引渡しができる場合には、園児を帰宅させるが、保護者の迎えがないときは、施設の安全を確認し、園児を施設内に保護する。

エ．勤務時間外に災害が発生した場合において、関係者は、所属の認定こども園等に速やかに参集し、本町が行う災害応急対策活動及び復旧活動に協力し、応急的な幼児教育又は保育の実施及び施設の管理のための体制を確立する。

(2) 応急対策の実施

園長は、平常時に策定した防災マニュアルや応急的な幼児教育又は保育計画等の諸計画に基づき、速やかに応急対策を実施する。

また、職員が不足する場合は、関係部局内でこれを調整し対策を講じ、臨時の編成を行うなど必要な措置を行うとともに、園児等及び保護者に周知する。

第５節　学用品支給計画

担当	教育課（教育部）

1. 計画方針

災害により住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又は損傷した小・中学校の児童生徒に対し、必要最小限度の学用品を給与し、それらの者の就学の便を図る。

2. 計画内容

(1) 給与の種別

教科書等（教科書の発行に関する臨時措置法第２条１項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出、又はその承認を受けている教材）、文房具、通学用品

(2) 給与対象者

災害により住家に被害を受けた児童生徒で、住家の被害程度は、全壊（焼）、流失、半壊（焼）及び床上浸水以上で、学用品がなく就学に支障を生じている者。

(3) 給与方法

ア．学用品は、原則として県において一括購入し、り災児童生徒に対する配分は、県又は本町（教育部）が実施するが、教科書等については、地域ごと学校等により、その使用教科書が異なる場合も考慮し、学用品の給与を迅速に行うため県から町長へ職権が委任された場合には、調達から配分までの業務を行う。

イ．県又は本町（教育部）は、学用品の給与にあたっては、まず、その給与対象となる児童生徒の確実な人員を把握するため、り災者名簿と児童生徒の指導要録及び学齢簿等と照合し、被害別、学年別に給与対象人員を正確に把握する。

(4) 救助法による学用品の給与基準

ア．「学用品の給与」は、住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水（土砂の堆積等により一時的に居住することができない状態となったものを含む。）により、学用品を喪失、又は損傷し、就学上支障のある児童生徒（特別支援学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。）に対して行う。

イ．「学用品の給与」は、被害の実情に応じ、次に掲げる品目の範囲内において、現物をもって支給する。

①教科書等（教科書の発行に関する臨時措置法第２条１項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出、又はその承認を受けている教材）

②文房具

③通学用品

ウ.「学用品の給与」のため支出できる費用は、教科書代としては「教科書の発行に関する臨時措置法」第２条第１項に規定する教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届け出又はその承認を受けている教材を給与するための実費とし、文房具及び通学用品費は小学校児童１人当たり 4,700 円以内、中学校生徒１人当たり 5,000 円以内、高等学校等生徒１人当たり 5,500 円とする。

エ.「学用品の給与」は、災害発生の日から、教科書については１ヶ月以内、その他の学用品については 15 日以内とする。

ただし、当該期間内にできない場合は、内閣総理大臣の承認を得て必要最小限の期間を延長することができるように東牟婁振興局を経由して知事に期間延長の申請を行う。

(5) その他

整備しなければならない書類等は、以下のとおりである。

ア．救助実施記録日計票［様式４］
イ．学用品の給与状況［様式４］
ウ．学用品購入関係支払証拠書類
エ．備蓄物資払出証拠書類

【様式４　災害救助法関係様式】

第 5 章　水産関係災害応急対策計画

項　目	初動	応急	復旧	担　当
水産関係災害応急対策計画	●			産業課（経済部）

1. 計画の方針

地震・津波災害による漁場、水産施設等の被害を最小限度にとどめるため、応急対策を迅速かつ的確に実施する。

2. 計画の内容

(1) 油の流出への対応

油の流出による漁場、水産関係施設等の被害発生等の伝達方法は以下のとおりとする。

■油流出の場合の伝達方法

(2) 漁船及び水産関係施設等の損害流出事故への対応

地震・津波等による漁場及び水産関係施設等の被害発生等の伝達方法は、以下のとおりとする。

■漁船及び水産関係施設等の被害発生等の伝達方法

第６章　自発的支援の受入計画

項　目	初動	応急	復旧	担　当
第１節　災害ボランティア受入計画	●	●		企画課（総務部）
第２節　労働者の確保計画	●	●	●	産業課（経済部）、 被害程度に応じ全部班等

第１節　災害ボランティア受入計画

担当	企画課（総務部）

1. 計画方針

本町内外から寄せられる支援申し入れに対して、関係機関は連携を密にし、適切に対処するよう努める。

災害応急対策の実施にあたるボランティアの受入れ、編成及び活動は、本計画による。

2. 計画内容

(1) ボランティアの受入れ

本町、県、日本赤十字社和歌山支部、社会福祉協議会、その他ボランティア活動推進機関は相互に協力・連携し、ボランティアが被災者のニーズに応えて円滑に活動できるよう適切に対処する。

ア．本町の活動

(ｱ) ボランティアセンターの設置

本町は、被災の程度により必要と認めたときは、社会福祉協議会その他関係機関と協議の上、ボランティアで組織する調整機関（以下「ボランティア調整機関」という）と連携が図られ、その活動に対し情報提供、調整支援が行え、ボランティア活動受入れ施設となるボランティアセンターを設置する。

ボランティアセンターの設置場所は、串本町福祉総合センターを基本とし、災害の規模、災害による施設の損傷や二次災害のおそれがある場合は、本町と社会福祉協議会及びその他関係機関と協議の上、決定する。

■ボランティアセンター設置施設

施設名	所在地	備　考
串本町福祉総合センター	サンゴ台 783-7	ボランティアセンター （ボランティア受入れ）

イ．社会福祉協議会の活動

(ｱ) 受入れ窓口の開設･運営

ボランティアセンターが設置された場合、社会福祉協議会は直ちに受入れ窓口を開設する。

ボランティアの受入れや活動方針の決定、人員の派遣等についてはボランティア調整機関の自主性を尊重する。

受入れ窓口は、ボランティア調整機関と連携を図るとともに、その活動に対し情報の提供、活動支援を行う。

(ｲ) 活動拠点の提供

社会福祉協議会は、本町と協議の上、ボランティア活動に必要な場所及び情報を提供する。

ウ．県の活動

災害の状況、本町から収集した住民のニーズなどの情報を、日本赤十字社和歌山県支部、社会福祉協議会、その他の広域的なボランティア活動推進機関に提供する。

また、社会福祉協議会などのボランティア活動推進機関と連携し、ボランティアが円滑に活動できるよう環境整備を図る。

エ．日本赤十字社和歌山県支部の活動

(ｱ) 情報の提供

ボランティア支援の申し入れに対して、被災地の状況、ボランティアの活動内容、受入れ窓口など情報の提供に努める。

(ｲ) 日本赤十字奉仕団への要請

必要に応じ、日本赤十字奉仕団に対して支援を要請する。

(2) ボランティアの編成

ア．ボランティアは災害応急対策の実施に奉仕する目的をもって、おおむね以下の団体等で編成する。

①ボランティア活動団体
②日本赤十字奉仕団体
③青年団
④婦人会
⑤自主防災組織、区
⑥学生及び生徒

イ．ボランティアは各団体別に編成し、名称を付け、団長、副団長、班長等を置き、平常時の組織を考慮して災害協力活動の実態に即した編成をとる。

(3) 活動計画

ア．受　付

奉仕活動に参加する団体の受付は、本部が設置した町災害ボランティアセンターで行い、社会福祉協議会が運営を担当する。

イ．活　動

ボランティアは主として次の作業に従事するが、活動に参加する団体の組織並びに実態に即した作業に従事させるよう努める。

①炊き出しその他災害救助の実施
②通信・通訳・手話・介護等
③清掃の実施
④災害対策用物資、資材の輸送及び配分
⑤応急復旧作業現場における危険を伴わない軽易な作業
⑥軽易な事務の補助
⑦その他上記作業に類した作業

(4) その他

ア．帳簿等の整備

ボランティアの協力を受けた機関は、以下について記録簿を作成し整備する。

①奉仕活動に参加した団体の名称及び人員・氏名
②作業内容及び期間
③その他参考事項

イ．協力要請

本部各部は、分担する災害応急対策実施のため、ボランティアによる作業の必要があると認めるときは、総務部に連絡し協力を要請する。

ウ．県への協力要請

県に協力要請する場合は、活動地、必要人員、活動地への移動手段等必要な情報提供を行う。

第２節　労働者の確保計画

担当	産業課（経済部）、被害程度に応じ全課（全部班）

1. 計画方針

災害応急対策の実施が、本部の職員及びボランティア等では労力的に不足し、あるいは特別な作業のため技術的な労力が必要なときにおける労働者の確保は、本計画による。

2. 計画内容

(1) 労働者の雇用

労働者の雇用は、原則として経済部を通じて行うが、急を要する場合又は経済部で雇用できない場合は、それぞれの部において行う。

(2) 労働者雇用の方法

一般の労働者の雇上げについては、本町内の建設業者等に委託要請するものとし、なお不足のときは、公共職業安定所に雇用を依頼する。

(3) 労働者雇用の範囲

労働者雇用の範囲は、災害応急対策の実施に必要な人員とするが、救助法に基づく救助の実施に必要な労働者の雇上げの範囲は、以下のとおりである。

ア．り災者の避難誘導要員

災害のため現に被害を受けるおそれのある者を安全な場所に避難させるための誘導要員を必要とするとき

イ．医療及び助産のための移送要員

(ｱ) 救護班だけでは処理できない重症患者又は救護班が到着するまでの間に、医療措置を講じなければならない患者がおり、病院診療所に運ぶための要員を必要とするとき

(ｲ) 救護班によって医療助産が行われる際の医師、助産師、看護師等の移動に伴う要員

(ｳ) 傷病が軽傷のため、引き続き療養が必要であるがやむを得ず自宅待機することとなった患者を輸送するための要員

ウ．り災者の救出要員

り災者の身体の安全を保護するため、り災者を救出するための要員

エ．飲料水の供給要員

飲料水を供給するための機械器具の運搬操作等に要する人員及び飲料水を浄化するための､医薬品等の配布に要する人員並びに飲料水を供給するために必要とする人員。

オ．救助用物資の整理、輸送及び配分要員

被服、寝具その他生活必需品、学用品、炊き出し用の食糧品・調味料・燃料、医療品、衛生材料を整理し輸送及び配分するための要員

カ．遺体捜索要員

遺体捜索に必要な機械器具その他の資材の操作及び後始末に要する要員

キ．遺体の処理（埋葬を除く）要員

遺体の洗浄消毒等の処理をする要員及び仮安置所等まで輸送するための要員

ク．対策要員雇用の特例

以上の他埋葬、炊き出し、その他救助作業の要員を確保する必要がある場合は、本部長は東牟婁振興局に申請する。

(4) 労働者雇用の期間

労働者雇用の期間は、災害応急対策の開始から終了までの必要な期間とするが、救助法に基づく要員の雇用期間は、それぞれの救助の実施が認められている期間である。

ただし、内閣総理大臣の承認を得て延長された場合は、自動的に延長される。

(5) 労働者の賃金

雇用労働者に対する賃金は、法令その他に規定されているものを除き、労働者を雇用した地域における通常の実費程度を支給する。

(6) その他

労働者を雇用した場合は、次の帳簿等を整備し保存しておかなければならない。

ア．救助実施記録日計票［様式４］
イ．賃金職員等雇上げ台帳
ウ．賃支払関係証拠書類

【様式４　災害救助法関係様式】

第７章　在港船舶対策計画

項　目	初動	応急	復旧	担　当
在港船舶対策計画	●	●		串本海上保安署、産業課（経済部）

1. 計画方針

津波等に際し、港内の船舶の災害対策は本計画による。

2. 計画内容

(1) 関係機関との協力

津波発生における災害を防止するため、県、田辺海上保安部、串本海上保安署、漁業協同組合等と、密接な協力により事故防止の徹底を図る。

(2) 避難の指導・指示

在港船舶に対し、津波等の情報を伝達するとともに、早期避難の指示及び安全な停泊地への避難を指導する。

(3) 障害物の除去

港内における障害物に対する措置については、県管理の港湾については県に障害物除去を要請し、本町管理は漁業協同組合等と協議し、障害物除去について対処する。

また、田辺海上保安部又は串本海上保安署には、航行警報等の措置を要請する。

第８章　災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定

項　目	初動	応急	復旧	担　当
災害緊急事態の布告及び特定大規模災害の指定	●			総務課（本部事務局）、各部班

非常災害が発生し、かつ、当該災害が国の経済及び公共の福祉に重大な影響を及ぼすべき異常かつ激甚なものである場合において、当該災害に係る災害応急対策を推進し、国の経済の秩序を維持し、その他当該災害に係る重要な課題に対応するため特別な必要があると認めるとき、内閣総理大臣は、関係地域の全部又は一部について災害緊急事態の布告を発するとともに、内閣総理大臣を本部長とする緊急非常災害対策本部を設置する。(平成 25 年６月改正災害対策基本法)

内閣総理大臣により本町の地域に関して災害緊急事態の布告があったときは、災害対策基本法第 86 条の２から第 86 条の５までの特例措置を可及的速やかに講ずることができるようにするため、当該災害により現実に発生している個別具体的な状況を確認せずとも、被災地において甚大な被害が当然生じているものとみなして、「特定大規模災害」の指定、及びこれらの特例措置が自動的に適用される。

災害対策基本法第 86 条の２から第 86 条の５までの特例措置のあらまし
１.避難所及び応急仮設住宅における特例（第 86 条の２） 政令で定める区域及び期間において、消防法第 17 条の規定（建築物の工事施工に関する消防長又は消防署長の同意）は、適用しない。ただし、消防設備、消防用水及び消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定め、その他避難所及び応急仮設住宅における災害防止、公共の安全確保のために必要な措置を講ずること。 ２.臨時の医療施設に関する特例（第 86 条の３） 政令で定める区域及び期間において、医療法第４章の規定（病院、診療所及び助産所の開設、管理に関する国、都道府県等への届出、許可等）は、適用しない。 ３.埋葬及び火葬の特例（第 86 条の４） 厚生労働大臣の定める期間に限り、墓地、埋葬等に関する法律第５条（市町村長による許可）及び第 14 条（許可証受理後の埋葬、火葬又は収蔵）に規定する手続の特例を定めることができる。 ４.廃棄物処理の特例（第 86 条の５） 環境大臣は期間を限り、廃棄物処理特例地域を指定するとともに、廃棄物処理特例基準を公布し、廃棄物処理の迅速化を図ることができる。

第３部　東海地震に関連する調査情報等に伴う対応

第１章　東海地震に関連する調査情報等対応計画

項　目	初動	応急	復旧	担　当
東海地震に関連する調査情報等対応計画				全課等（全部班）

1. 計画方針

東海地震の発生が予想される場合に、気象庁より東海地震に関連する情報が発表され、東海地震に関連する情報の中の東海地震予知情報が発表された場合には、内閣総理大臣は「警戒宣言」等の対応をとる。

本町は「大規模地震対策特別措置法（昭和 53 年法律第 73 号）」第 3 条第 1 項の規定に基づく東海地震に係る地震防災対策強化地域外であるが、東海地震が発生した場合、本町域では震度 4 以下の揺れが想定され、また、波高 20cm 以上の津波が地震発生後 25 分程度で来襲し、満潮時に津波が発生した場合の浸水深は 2m 以上になる地域も想定されている。また、東南海・南海地震が同時又は時間差で発生するなど連動する可能性があることも考慮する必要がある。これらの情報が発表されたときの本町の対応措置について計画を策定し、かつ、万一本町域で地震によって大被害が発生するような場合には、速やかに応急活動体制に移行できるよう措置する。

また、本計画は、東海地震に関連する情報が発表されても本町の機能を極力平常どおり確保することを基本とし、東海地震に関連する情報の発表から、地震の発生又は東海地震に関連する情報の解除までの間の活動について定め、地震が発生した場合は、他の地震と同様に、「第 1 部　初動期の活動」及び「第 2 部　応急期の活動」により震災対策を実施する。

なお、気象庁は、「南海トラフ地震に関連する情報」の運用開始（平成 29 年 11 月 1 日）に伴い、現在、東海地震のみに着目した「東海地震に関連する情報」の発表は行っていない。

■東海地震に係る地震防災対策強化地域指定の考え方

① 震度 6 弱以上の地域（地震の揺れによる著しい被害）
② 20 分以内に高い津波（沿岸で 3m 以上又は地上で 2m 以上）が来襲する地域
③ 一体的な防災体制の確保等の観点についても配慮

■気象庁が発表する東海地震に関連する調査情報の区分

情報の種類	情報の内容
東海地震予知情報	東海地震が発生するおそれがあると認められ、警戒宣言が発せられた場合に発表される情報。 東海地震が発生するおそれがあると判断した観測データの状況等、科学的根拠について発表する。 この情報で示されるカラーレベルは「赤」。
東海地震注意情報	観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合に発表される情報。 この情報で示されるカラーレベルは「黄」。
東海地震に関連する調査情報（臨時）	観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表される情報。 その変化の原因についての調査の状況を発表する（従前の東海地震観測情報に対応）。 この情報で示されるカラーレベルは「青」。
東海地震に関連する調査情報（定例）	毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果を発表する。 この情報で示されるカラーレベルは「青」。

2. 計画内容

(1) 東海地震に関連する情報発表時の配備体制

■東海地震に関連する情報発表時の警戒配備体制

体　制	配備基準	配備人員
東海地震情報収集体制	①東海地震に関連する調査情報（臨時）が発表されたとき。	総務課 防災防犯グループ員 （必要人員）
東海地震警戒配備体制第１号 （災害対策連絡室）	①東海地震注意情報が発表されたとき。 ②その他の状況により副町長が必要と認めたとき。	副町長、教育長 各課等の長 総務課 防災防犯グループ員
東海地震警戒配備体制第２号 （災害対策本部）	①東海地震予知情報（警戒宣言）が発表されたとき。 ②その他の状況により町長が必要と認めたとき。	町長、副町長、教育長 各課等の長 総務課職員 各課等の職員

※総務課長は、状況判断により必要に応じて各体制の人員を適宜増減することができる。
※各課等の長は、事態の推移により高次の体制に速やかに移行できるよう、職員等間の連絡体制を整備する。
※各体制の人員については、速やかに総務課長に報告する。

ア.「東海地震に関連する調査情報」発表時の体制

「東海地震に関連する調査情報」が発表されたときは、平常業務を継続しながら、情報収集を行う体制をとる。

(ｱ) 配備人員

総務課防災防犯グループ員の必要人数により構成する。

(ｲ) 配備場所

本町役場庁舎総務課で体制をとる。

(ｳ) 解除基準

「東海地震に関連する調査情報」の中で、安心情報である旨明記して発表されたとき。

イ.「東海地震注意情報」発表時の体制

「東海地震注意情報」が発表されたときは、平常業務を継続しながら、情報収集を行うとともに、「東海地震予知情報」が発表された場合に速やかに高次の体制に移行し、災害対策を行うための協議を行う。

(ｱ) 配備人員

副町長、教育長、各課等の長及び総務課防災防犯グループ員全員により構成する。

また、その他の職員も、「東海地震予知情報」が発表された場合に速やかに高次の体制に移行できるように、万全を期する。

(ｲ) 配備場所

本町役場庁舎総務課で情報収集を行い、2階会議室において協議を行う体制をとる。

(ｳ) 解除基準

「東海地震注意情報」が解除されたとき。

ウ.「東海地震予知情報」発表時の体制

「東海地震予知情報」が発表されたときは、災害対策本部を設置し、東海地震による直接的な被害及び連動して発生することが懸念されている東南海・南海地震による被害を最小限に軽減するための事前の措置を講じる。

また、東海地震が発生した場合には、速やかに「第５章第１部第１章第１節　組織計画」に基づく体制に移行する。

(ｱ) 配備人員

町長、副町長、教育長、各課等の長、総務課防災防犯グループ員、総務課職員及びあらかじめ指定された職員により構成する。

(ｲ) 配備場所

本町役場庁舎総務課で情報収集を行い、2階会議室において協議を行う体制をとる。

また、本町内各地区において、事前避難に対応するために避難所の開設を行うな

ど、被害軽減のための対策を実施する体制とする。

(ｳ) 解除基準

「東海地震予知情報」が解除されたとき。

(2) 東海地震に関連する情報の収集・伝達

東海地震に関連する情報が発表されたときは、社会的混乱の防止と被害を最小限にとどめるため、速やかに対処する。

ア．東海地震に関連する情報の伝達

東海地震に関連する情報は、本町（和歌山県）では強化地域外であるため、報道解禁時に和歌山地方気象台が気象庁からの連絡を受けて県に通知した後、県から伝達される。

イ．本町内における伝達事項

頻繁に提供される情報を的確に把握し、逐次この情報を迅速に伝達するとともに、速やかに必要な体制に移行する。

このときの伝達事項は、以下のとおりである。

(ｱ) 東海地震に関連する情報の内容

(ｲ)「警戒宣言」が発令されることを考慮して職員の配備

(ｳ) その他連絡する事項

(3) 住民等への広報

「東海地震注意情報」の発表時及び「東海地震予知情報」の発表とそれに伴う「警戒宣言」が発令された場合に、住民、事業所等に対して、家庭や職場で必要な防災措置をとれるように周知するとともに、本町が行う措置に協力するよう要請する。

ア．「東海地震注意情報」発表時の措置

(ｱ) 的確な情報を収集すること。

a．テレビ、ラジオから情報を入手すること。

b．本町役場、串本町消防本部、警察署からの情報を入手すること。

c．居住している地域又は現在地の災害危険性及び避難の必要性を把握すること。

(ｲ) 家族防災会議を開くこと。

a．家族の役割分担を決めておき、いつでも行動できるようにしておく。

b．連絡途絶に備えて、家族の行動予定及び万一の場合の集合場所を決めておく。

(ｳ) 避難の準備を行うこと。

a．水、食糧、懐中電灯、携帯ラジオ、医薬品等の非常持ち出し品を用意する。

b．避難所や避難路を確認し、安全な避難所を確保する。

(ｴ) 初期消火措置を講じること。

消火機器（消火器、バケツ、消火用水等）を準備する。

(ｵ) 危険を防止すること。

a．家具類等を固定する。

b．ガラス戸のついた食器棚やサイドボードの収容物はなるべく外に出す。
c．家具の上にものを置かない。
d．ガムテープ等を窓ガラスに貼る。
e．ブロック塀、門柱、看板等の転倒・落下防止措置を講じる。
f．危険物容器、プロパンガスボンベを固定する。

(ｶ) 社会的混乱を防止すること。
a．水を汲み置く。（ポリタンク、バケツを利用する。）
b．事態に興奮して、物品を買いだめしない。
c．デマ、流言等に惑わされず、冷静に行動する。

イ．「東海地震予知情報」発表及び「警戒宣言」発令時の措置

(ｱ) 出火防止措置を講じること。
火気使用を自粛するとともに、火の始末を完全に行う。

(ｲ) 避難時に注意すること。
a．災害の危険性のある地域以外の人はむやみに避難せず、自宅にとどまる。
b．老朽ブロック塀及び間知石積塀等は、倒壊のおそれがあるので近づかない。
c．身軽で安全な服装をする。

(ｳ) その他、地震防災に関すること。
自主防災組織や区、消防団及び婦人会等の組織は防災体制をとる。

(4) 高齢者等避難の提供

「東海地震予知情報」が発表され、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられたときは、東海地震による人的被害の軽減、また、東南海・南海地震が連動して発生することも懸念されるため、同時発生した場合には、本町内の広い地域で津波避難困難地域が抽出されていることも考慮し、その人的被害を軽減するため、高齢者等避難を提供する。

(5) 町民に対する町からの呼びかけの例文

「東海地震注意情報」や「東海地震予知情報」及びそれに伴う「警戒宣言」が発せられた場合には、町民及び事業所に対して以下のように広報を行う。

ア．東海地震注意情報発令時情報伝達の放送文例

○こちらは串本町役場です。串本町役場からお知らせします。
○只今、東海地震注意情報が発表されました。
○この情報は、東海地震の地震観測データに異常が現れ、東海地震の前兆現象の可能性が高まったと認められる場合に発表される情報です。
○今後、気象庁において判定会が開催され、東海地震発生につながるかどうかの検討等が行われますが、今のところ地震が発生するおそれがあるかどうかは、分かっておりません。
○詳しい情報が入り次第、お知らせいたしますので、皆様もテレビ、ラジオ等の情報や防災行政無線からの広報などの情報に耳を傾けてください。

イ．東海地震予知情報発表及び警戒宣言発令時情報伝達の放送文例

○こちらは串本町役場です。串本町役場からお知らせします。

○本日・・時・・分、東海地震予知情報が発表され、内閣総理大臣より警戒宣言が発令されました。

○警戒宣言の内容は、～（　内　容　）～。

○東海地震が発生した場合、東南海･南海地震も連動して発生する可能性があります。

○本町民、事業所の皆様は、地震に備えて危険な作業、また、不要不急の電話の利用や自動車の使用は極力自粛してください。

○また、津波による被害が想定される地域の住民の皆様は、津波に備えて安全なところに避難してください。

ウ．東海地震発生の場合の放送文例

「第５編第１部第１章第６節　災害広報計画」（p5-46）に準じる。

第１部　生活の安定

第１章　民生安定計画

担当	建設課、税務課、産業課、総務課、福祉課、消防本部

1. 計画方針

この計画は、災害により減失又は破損した住宅を復旧するために必要な措置や、被害を受けた住民が再起更生できるよう、租税の徴収猶予及び減免措置等により被災者の生活を確保するための対策を定める。

2. 住宅の確保

(1) 住宅の確保

本町は、損壊した公営住宅を速やかに修繕するとともに、関係機関と調整の上、被害状況に応じて公営住宅の供給計画を策定し、住宅供給を促進する。

(2) 住宅の修理及び建設の融資

災害救助法の適用を受ける災害によって住宅に被害を受けた場合は、住宅金融支援機構から住宅の建設資金又は、補修資金の融資を受けることができる。

3. 租税の徴収猶予及び減免

本町は、被災した納税義務者又は特別徴収義務者に対して、地方税法により緩和措置として事態に応じ納期限の延長、徴収猶予及び減免の措置をとる。

4. 災害復旧資金

災害復旧のための融資措置として、被災者、中小企業及び農林漁業者等に対し、つなぎ融資の手段を講じるとともに、あらゆる融資制度を活用して積極的な資金の融資計画を推進し、民生の安定を図る。

(1) 農林漁業関係の資金融通

ア．天災融資資金（天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置法）

①農林漁業者経営資金

②農林漁業組合事業資金

イ．株式会社日本政策金融公庫資金（株式会社日本政策金融公庫法）

①農業基盤整備資金

②林業基盤整備資金

③漁業基盤整備資金

④漁船資金

⑤農林漁業施設資金（共同利用施設、主務大臣指定施設）

⑥農林漁業セーフティネット資金

ウ．生活営農資金

(2) 商工業関係の資金融通

ア．和歌山県融資制度枠の拡大・新制度創設

イ．災害復旧高度化融資

(3) 福祉関係の資金融通

ア．生活福祉資金（生活福祉資金貸付制度要綱）（県社会福祉協議会運用）

①総合支援資金

②福祉資金

③教育支援資金

④不動産担保型生活資金

イ．母子父子寡婦福祉資金

①事業継続資金

②住宅資金

(4) 住宅関係の資金融通

ア．災害復旧住宅資金

イ．災害特別貸付

5. り災証明書の発行

り災証明は、災害救助法による各種施策や町税の減免を実施するにあたって必要とされる家屋の被害程度について、地方自治法第 2 条に定める防災に関する事務の一環として被災者の救済を目的に、町長及び消防本部が確認できる範囲の被害について証明するものである。

(1) り災証明の対象

り災証明は、災害対策基本法第 2 条第 1 項に規定する災害により被害を受けた家屋について、以下の事項を証明する。

ア．全壊、大規模半壊、中規模半壊、半壊、準半壊、準半壊に至らない（一部損壊）
イ．床下浸水、床上浸水
ウ．全焼、半焼
エ．全流出、半流出

(2) り災家屋の調査

ア．調査期間

初回被害調査は、災害発生後おおむね 1 ヶ月以内に実施する。

なお、再調査は、判定に不服のある家屋について被災者の申し出に基づき実施する。

イ．調査方法

被害家屋を対象に、調査は本町職員を中心とする調査員（2 人 1 組）により、政府通達「被害認定統一基準」に従って実施し、調査票に記録する。

なお、再調査は 1 棟ごとに内部の立ち入り調査により実施する。

ウ．消防本部による調査

消防本部は、別に定める基準に基づき、火災、消火活動に伴う損害の調査を実施する。

エ．り災台帳の作成

調査票を基に、り災証明書の発行に必要な被災情報等を入力し、り災台帳を作成する。

オ．再調査の申出と再調査の実施

被災者は、り災証明の判定に不服がある場合及び物理的に調査ができなかった家屋について、再調査を申し出ることができる。

救助部調査班は、申出のあった被災者の当該家屋について、迅速に再調査を行い、判定結果を当該被災者に連絡するとともに、必要に応じてり災台帳を修正する。

なお、判定が困難なものについては、必要に応じて専門知識を有する建築士、不動産鑑定士、学識経験者等からなる判定委員会を設置し、判定委員会の意見をふまえ、町長が判定する。

(3) り災証明書の発行

町長は、申請のあった被災者に対して、被災家屋のり災証明書を発行する。

ただし、火災によるり災証明書は、消防本部が発行する。

■り災証明書の発行フロー

A．損壊家屋のり災証明書の発行

B．火災・消火活動に伴う損害のり災証明書の発行

(4) り災証明書発行に関する広報

り災証明書の発行及び再調査の受付を円滑に行うため、り災証明に関する相談窓口を設置するとともに、おおむね以下のとおり広報紙等により被災者への周知を図る。

ア．調査の進捗状況
イ．り災証明書の内容
ウ．第１次調査に不服のあるときの申請方法
エ．家屋被害認定調査と被災建築物応急危険度判定との相違点等

6. 被災者台帳の作成

本町（救助部調査班）は、災害による被災者に対する総合的かつ効率的な援護実施の基礎とするため、被災者に関する情報を一元整理した被災者台帳を作成する。

被災者台帳の作成は、救助部調査班が関係各部班等の協力を得て、おおむね以下の資料に基づき行う。

■被災者台帳作成の基本となる資料

項　目	資料名	担当部班
基本となる資料	住民基本台帳	救助部調査班
付加すべき資料	避難所の収容者名簿	救助部避難所班、教育部総務班
	医療救護班の診療記録	救助部医療班
	助産台帳	救助部医療班
	り災台帳	救助部調査班
	行方不明者名簿	救助部救助班
	遺体処理台帳	救助部環境衛生班
	埋葬台帳	救助部環境衛生班
	火災証明発行台帳	消防本部

【様式 28　被災者台帳】

7. 被災者への雇用対策

(1) 被災者の雇用の確保

災害による離職者の把握に努めるとともに、公共職業安定所を中心として関係機関が協力し、就業の斡旋と雇用の確保に努める。

(2) 雇用保険の失業等給与に関する特例措置

災害により、失業の認定日に出頭できない受給資格者に対し、事後に証明書により失業の認定を行い、求職者給付を行う。

激甚災害法適用後、事業所が休業等をした場合、一定の要件を満たすものについては、特例として求職者給付を行う。

第 2 章　公共施設災害復旧計画

担当	関係各課

1. 計画方針

災害復旧は、地震・津波災害の発生後に被災した各施設の原形復旧に併せて再度被害の発生を防止するため、また、将来の災害に備えて必要な事業を実施する。

なお、大規模災害が発生した場合の復旧等については、労働力の不足、資材の払底等のため工事が円滑に実施できないこと等も予想されるため、国・県の権限代行制度等も含めて、このような事態を想定して十分検討しておく。

2. 災害復旧事業計画の種別

計画方針を基盤として以下の事業計画について、早期復旧を目標に、被害の都度検討作成する。

公共施設の災害復旧事業計画は、以下のとおりである。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画
　ア．河川公共土木施設復旧事業計画
　イ．海岸公共土木施設復旧事業計画
　ウ．砂防設備復旧事業計画
　エ．林地荒廃防止施設復旧事業計画
　オ．地すべり防止施設復旧事業計画
　カ．急傾斜地崩壊防止施設復旧事業計画
　キ．道路公共土木施設復旧事業計画
　ク．港湾公共土木施設復旧事業計画
　ケ．漁港公共土木施設復旧事業計画
　コ．下水道施設復旧事業計画
(2) 農林水産業施設災害復旧事業計画
　ア．林地荒廃防止施設復旧事業計画
(3) 都市災害復旧事業計画
(4) 水道施設災害復旧事業計画
(5) 住宅災害復旧事業計画
(6) 社会福祉施設災害復旧事業計画
(7) 公共医療施設、病院等災害復旧事業計画
(8) 学校教育施設災害復旧事業計画
(9) 社会教育施設災害復旧事業計画
(10) 文化財災害復旧事業計画

（11）その他の災害復旧事業計画

3．災害復旧対策

災害に対する国の財政措置は以下のとおりである。

(1) 国庫補助及び国の財政措置

ア．公共土木施設災害復旧

公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法によるもの

イ．農林水産業施設災害復旧

農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律によるもの

ウ．公立学校施設災害復旧

公立学校施設災害復旧事業費国庫負担法によるもの

エ．公営住宅の建設

公営住宅法によるもの

オ．都市施設災害復旧

都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針によるもの

(2) 地方債に基づく措置によるもの

(3) 地方交付税に基づく措置によるもの

(4) 激甚災害時の特別財政措置によるもの

著しく激甚で災害（以下「激甚災害」という。）が発生した場合は、本町において、被害の状況を速やかに調査把握し、早期に激甚災害の指定が受けられるよう手続きし、公共施設災害復旧事業が円滑に行われるよう努める。

ア．激甚災害の調査

(ｱ) 本町

本町は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。

このため、本町職員は、激甚災害指定手続等に関して十分に理解し、迅速に対応できる体制を整備する。

(ｲ) 県

県は、市町村の被害状況を検討の上、激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和 37 年法律第 150 号）（以下「激甚法」という。）に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう措置する。

イ．激甚災害指定の手続き

県は、災害による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、国の機関と連絡をとり、速やかに指定の手続きをとる。

ウ．特別財政援助の交付（申請）手続き

本町は、激甚災害の指定を受けたときは、速やかに関係調書を作成し、県に提出しなければならない。

県は、これを受け事業の種別毎に激甚法及び算定の基礎となる法律に基づき負担金、補助金等を受けるための手続きを行う。

(5) 人的支援

県は、人的支援を行うための技術職員の派遣体制を整備することから、本町は、必要に応じて、県に人的支援を要請する。

【資料 49　激甚災害の指定基準】
【資料 50　局地激甚災害指定基準】

第２部　復興の基本方針

第１章　復興の基本方針

担当	関係各課

被災地の復興は、被災者の生活再建を支援し、再度災害の防止に配慮した施設復旧を図り、より安全性に配慮した地域復興のための基礎的な条件づくりを目指す。

1. 基本方針の決定

本町は、被災地の再建を行うため、被災の状況、地域の特性、被災住民及び公共施設管理者の意向等を勘案しながら、国、県及び関係機関と協議を行い、災害復興の基本方針を決定する。

災害復興方針を策定した場合は、速やかにその内容を町民に公表する。

2. 復興計画の作成

大規模地震や津波により本町域が壊滅し、社会経済活動に甚大な障害が生じた場合、被災地域の災害復興は、都市構造や産業基盤の改変を要するような複雑かつ高度な大規模事業となる。

このため、本町は、復興計画を策定し、関係機関の諸事業を調整しつつ計画的かつ速やかに復興を進める。

また、復興計画策定には女性の視点を取り入れることが重要であることから、女性の参画を積極的に推進する。

(1) 復興目標年度の設定

計画の復興目標年度は、災害の規模を勘案し、早期に決定する。

(2) 復興計画策定の留意点

ア．復興計画の迅速かつ的確な作成と遂行を図るため、広域調整や国・県との連携などにより、必要な体制を整備する。

イ．町民の生活安全と環境保全に配慮した防災まちづくりを実施するため、町民に対して、新たなまちづくりの展望、計画決定までの手続き、スケジュール、町民側での多種選択肢、施策情報の提供などを行い、計画作成段階で復興後のあるべき姿を明確にして、町民の理解を求め、まちづくりを目指すよう努める。

第 2 章　都市復興計画策定までの流れ

担当	関係各課

都市の復興計画は、災害に対する応急、復旧活動が講じられる中、まちづくりに関する分野の基本方針を定めると同時に都市計画決定作業も並行して行うことが想定される。

大規模災害が発生した場合、物資供給、救命、救援等の応急活動と公共施設等の復旧活動が実施されることになるが、特に都市基盤が脆弱な密集市街地等が被災した場合には、原状への復旧だけでなく、被災前と比べてより災害に強く快適なまちづくりに向けての取り組みを、他の活動と並行して計画的に進める必要がある。

また、緊急かつ健全な復興にあたり、都市計画又は土地区画整理法による土地区画整理事業のため必要がある場合には、建築の制限や被災市街地復興推進地域の指定など迅速な対応が求められる。

■都市復興計画策定までの流れ

手　順	内　　容	実施目標期間
被災状況の把握、復興手段の設定	建築基準法第 84 条に基づく建築制限を掛ける範囲の判断材料として、市町村は被害状況について調査を行う。 （第一次調査） ア. 災害対策本部から情報収集・分析 イ. 現地調査 ウ. 調査結果の整理 エ. 都市計画、市街地開発事業等の実施地区の検討	被災後 1 週間以内
建築基準法第84条による建築制限の実施	集中的又は面的災害を被った地域において、市街地開発事業等を行う場合、無秩序な建築行為等による事業への影響を防ぐため、市町村都市計画部局は特定行政庁と調整を行い、特定行政庁は 2 週間以内を目処に建築基準法第 84 条の建築制限を実施する。 ア. 復興都市計画の区域を設定するための内部調整 イ. 建築基準法第 84 条による建築制限の告示 （第 1 次建築制限）	被災後 2 週間以内
都市復興基本方針（任意）の設定	市町村は被災後、建築制限を実施した大被害地区において、市街地開発事業等の復興都市計画により市街地の再形成を行うが、大被害地区以外に対しても、街の被害状況、被災前の都市計画方針等に応じて復興の基本方針を定めることが重要である。また、特定行政庁は、併せて建築基準法第 84 条による建築規制の延長を検討する。 ア. 復興対象地区の設定 イ. 復興基本方針の周知	被災後 1 か月以内

手　順	内　　容	実施目標期間
	ウ. 建築基準法第 84 条による建築制限の期間延長の検討	
被災市街地復興推進地域の都市計画決定（都市計画法第 10 条の４）	建築基準法第８４条の建築制限は、災害発生から２ヶ月で失効するが、市町村は、被災市街地復興推進地域の都市計画決定（被災市街地復興特別措置法第５条）を行い、緊急復興方針及び建築制限満了の日を定めることにより被災市街地復興特別措置法第７条にもとづき引き続き建築制限（第二次建築制限）を実施することになる。（最長２年） また、建築基準法第 84 条の建築制限が失効されるまでに、市街地開発事業等の都市計画決定を行った場合でも、被災市街地の国費採択要件の緩和等の特例制度を活用するためには、併せて被災市街地復興推進地域の都市計画決定を行う必要がある。 ア. 臨時市町村都市計画審議会 イ. 知事協議（市）、知事同意（町村） ウ. 被災市街地復興特別措置法第７条の規定による建築制限（第２次建築制限）	被災後２か月以内
市街地開発事業等の都市計画決定	被災市街地復興推進地域の決定により、被災市街地復興特別措置法第７条の建築制限に移行した地域は市街地開発事業等の都市計画決定の手続きを行っていく。 被災市街地復興特別措置法第７条の建築制限は最長２年となっているが、より早急な復興を実現するために、可能な限り素早く都市計画決定を行うことが必要である。なお、各地区の被災状況により、住宅の再建計画等と調整を行ったうえで、具体的な施策や方針を示し、住民との合意形成を図ることが重要である。	被災後２か月以降

第３章　特定大規模災害発生時の復興計画

担当	関係各課

1. 計画方針

特定大規模災害発生時における復興計画の作成について、「大規模災害からの復興に関する法律」の定めるところについて整理し以下に概略を示す。

2. 復興対策本部及び復興基本方針等

特定大規模災害発生時における復興対策本部及び復興基本方針等について、「大規模災害からの復興に関する法律」の第４条から第９条について整理し以下に示す。

(1) 復興対策本部

国の復興対策本部は、本部に関係地方公共団体の長又は優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する委員長及び委員 25 人以内により構成される復興対策委員会を設置し、次に掲げる事務をつかさどる。

ア．復興基本方針案の作成
イ．関係行政機関、関係地方行政機関、当該都道府県及び市町村等が実施する特定大規模災害からの復興のための施策の総合調整
ウ．復興基本方針に基づく施策の実施の推進
エ．その他法令の規定によりその権限に属する事務

(2) 復興基本方針等

ア．復興基本方針

復興基本方針は、以下の事項を定める。

なお、国の復興対策本部は、復興基本方針を作成しようとするときは、あらかじめ復興対策委員会の意見を聴かなければならない。

(ｱ) 特定大規模災害からの復興の意義及び目標に関する事項
(ｲ) 特定大規模災害からの復興のために政府が実施すべき施策に関する基本的な方針
(ｳ) 特定大規模災害を受けた地域における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
(ｴ) 特定大規模災害からの復興のための施策に係る国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の連携協力の確保に関する事項
(ｵ) その他特定大規模災害からの復興に関し必要な事項

イ．都道府県復興基本方針

特定大規模災害を受けた都道府県の知事は、復興基本方針に即して、都道府県復興基本方針を定めることができる。

都道府県復興基本方針にはおおむね次に掲げる事項を定める。

(ｱ) 特定大規模災害からの復興の目標に関する事項
(ｲ) 特定大規模災害からの復興のために都道府県が実施すべき施策に関する方針
(ｳ) 当該都道府県における人口の現状及び将来の見通し、土地利用の基本的方向その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項
(ｴ) その他特定大規模災害からの復興に関し必要な事項

3. 特定大規模災害発生時における復興計画の作成

特定大規模災害発生時における復興計画の作成について、「大規模災害からの復興に関する法律」の第 10 条から第 11 条について整理し以下に示す。

(1) 復興計画を作成することができる市町村

次に掲げる地域のいずれかに該当する地域をその区域とする市町村は復興計画を作成することができる。

ア．特定大規模災害により土地利用の状況が相当程度変化した地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域
イ．特定大規模災害の影響により多数の住民が避難し、若しくは住所を移転することを余儀なくされた地域又はこれに隣接し、若しくは近接する地域（アに掲げる地域を除く。）
ウ．イに掲げる地域と自然、経済、社会、文化その他の地域の特性において密接な関係が認められる地域であって、イに掲げる地域の住民の生活の再建を図るための整備を図ることが適切であると認められる地域
エ．その他特定大規模災害を受けた地域であって、市街地の円滑かつ迅速な復興を図ることが必要であると認められる地域

(2) 復興計画の作成

ア．復興計画に記載すべき事項

復興計画を作成することができる市町村は、国の復興基本方針、都道府県復興方針に即して、内閣府令で定めるところにより単独で又は特定都道府県と共同して、復興計画を作成することができる。

復興計画には、次に掲げる事項を記載する。

(ｱ) 復興計画の区域（以下「計画区域」という。）
(ｲ) 復興計画の目標
(ｳ) 当該特定市町村における人口の現状及び将来の見通し、計画区域における土地利

用に関する基本方針その他当該特定大規模災害からの復興に関して基本となるべき事項

(ｴ) 復興計画の目標を達成するために必要な次に掲げる事業（以下「復興整備事業」という。）に係る実施主体、実施区域その他の内閣府令で定める事項

a. 市街地開発事業
b. 土地改良事業
c. 復興一体事業
d. 集団移転促進事業
e. 住宅地区改良事業
f. 都市計画法第 11 条第 1 項各号に掲げる施設の整備に関する事業
g. 小規模団地住宅施設整備事業
h. 津波防護施設の整備に関する事業
i. 漁港漁場整備事業
j. 保安施設事業
k. 液状化対策事業
l. 造成宅地滑動崩落対策事業
m. 地積調査事業
n. その他住宅施設、水産物加工施設その他の地域の円滑かつ迅速な復興を図るために必要となる施設の整備に関する事業

(ｵ) 復興整備事業と一体となってその効果を増大させるために必要な事業又は事務その他の地域住民の生活及び地域経済の再建に資する事業又は事務に関する事項

(ｶ) 復興計画の期間

(ｷ) その他復興整備事業の実施に関し必要な事項

イ．復興協議会

特定被災市町村等は、復興計画及びその実施に関し必要な事項について協議を行うため、復興協議会を組織することができる。

協議会は、次に掲げる者をもって構成する。

(ｱ) 特定被災市町村の長

(ｲ) 特定被災都道府県の知事

必要に応じて、次に掲げる者を構成員として加えることができる。

(ｳ) 国の関係行政機関の長

(ｴ) その他特定被災市町村等が必要と認める者

ウ．復興計画の作成上留意すべき事項

特定被災市町村等が復興計画の作成上、特に留意すべき事項は以下のとおりである。

(ｱ) 復興計画を作成しようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催その他の住民の意見を反映させるために必要な措置を講じる。

(ｲ) 復興計画に当該特定被災市町村等以外の者が実施する復興整備事業に係る事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、その者の同意を得なければならない。
(ｳ) 復興計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
(ｴ) (ｳ) の規定は、復興計画の変更（内閣府令で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

4. 復興整備事業における各種特例措置

復興計画に基づく復興整備事業における各種特例措置は、以下のとおりである。

■法律の条項

【　土地利用基本計画の変更等に関する特例　】（第 12 条） ・土地利用計画の変更 ・都市計画区域の指定、変更又は廃止 ・都市計画区域の決定又は変更 ・農業振興地域の変更 ・農用地利用計画の変更 ・地域森林計画区域の変更 ・保安林の指定又は解除 ・漁港区域の指定、変更又は指定の取消し
【　復興整備事業に係る許認可等の特例　】（第 13 条）
【　土地区画整理事業等の特例　】（第 15 条）
【　土地改良事業の特例　】（第 16 条）
【　集団移転促進事業の特例　】（第 17 条）
【　住宅地区改良事業の特例　】（第 18 条）
【　漁港漁場整備事業の特例　】（第 19 条）
【　地籍調査事業の特例　】（第 20 条）
【　不動産登記法の特例　】（第 36 条）
【　独立行政法人都市再生機構法の特例　】（第 37 条）
【　農業振興地域の整備に関する法律の特例　】（第 38 条）
【　都市計画法の特例　】（第 42 条）
【　漁港漁場整備法の特例　】（第 43 条）
【　砂防法の特例　】（第 44 条）
【　港湾法の特例　】（第 45 条）
【　道路法の特例　】（第 46 条）
【　空港法の特例　】（第 47 条）

【　海岸法の特例　】（第 48 条）
【　地すべり等防止法の特例　】（第 49 条）
【　下水道法の特例　】（第 50 条）
【　河川法の特例　】（第 51 条）
【　急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律の特例　】（第 52 条）

第１章　総　則

1. 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成 14 年法律第 92 号）（以下「南海トラフ法」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護及び円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることによって、被害を最小限に軽減することを目的とする。

なお、本町は、南海トラフ法第 3 条第 1 項の規定に基づき「南海トラフ地震防災対策推進地域」に、また、南海トラフ法第 10 条第 1 項の規定に基づき「南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域」に指定されている。

2. 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、本町の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱は、以下に示すとおりである。

(1) 串本町

機関の名称	処理すべき事務又は業務大綱
串　　本　　町	①串本町防災会議及び串本町災害対策本部に関する事務 ②防災に関する施設、組織の整備と訓練 ③災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査報告 ④災害防除と拡大の防止 ⑤救助、防疫等、り災者の救助保護 ⑥災害復旧資材の確保と物価の安定 ⑦り災者に対する融資等の対策 ⑧被災町営施設の応急対策 ⑨災害時における文教対策 ⑩災害対策要員の動員並びに雇用 ⑪災害時における交通、輸送の確保 ⑫被災施設の復旧 ⑬町内の関係団体が実施する災害応急対策等の調整

(2) 和歌山県

機関の名称	処理すべき事務又は業務大綱
和　歌　山　県	①和歌山県防災会議に関する事務 ②防災に関する施設、組織の整備と訓練 ③災害に関する情報の伝達、収集及び被害の調査報告 ④災害防除と拡大の防止 ⑤救助、防疫等、り災者の救助保護 ⑥災害復旧資材の確保と物価の安定 ⑦り災者に対する融資等の対策 ⑧被災県営施設の応急対策 ⑨災害時における文教対策 ⑩災害時における公安対策 ⑪災害対策要員の動員並びに雇用 ⑫災害時における交通、輸送の確保 ⑬被災施設の復旧 ⑭市町村が処理する事務、事業の指導、あっせん等

(3) 警察機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務大綱
新宮警察署	①災害時における住民の生命、身体、財産の保護 ②災害時における犯罪予防及び取締り並びに治安維持のための警察活動 ③災害時における交通の混乱防止及び交通秩序の確保 ④災害時における緊急自動車のための交通規制 ⑤遺体の検視及び身元の確認 ⑥他の機関の行う緊急活動に対する協力援助

(4) 自衛隊

機関の名称	処理すべき事務又は業務大綱
陸上自衛隊第37普通科連隊 陸上自衛隊第 304 水際障害中隊	①人員の救助、消防、水防及び救援物資の輸送並びに通路の応急啓開 ②応急救援、防疫、給水、入浴支援及び通信支援

(5) 指定地方行政機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務大綱
田辺海上保安部 串本海上保安署	①海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災地変その他救済を必要とする場合の海上における救助及び防災活動 ②災害時における港内及び付近海上における船舶交通安全の確保、整頓及び指示、誘導並びに災害の拡大防止 ③災害時における海上緊急輸送及び治安の維持 ④海上において人命、積荷及び船舶の救助を行うもの並びに船舶交通に関する障害を除去するものの監督 ⑤災害時における非常通信連絡体制の維持及び活動
和歌山地方気象台	①気象、地象及び水象の観測並びにその成果の収集及び提供 ②気象、地象（地震にあっては、発生した断層運動による地震動に限る）及び水象の予報及び警報等の防災気象情報の発表、伝達及び解説 ③気象業務に必要な観測、予報及び通信施設の整備 ④地方公共団体が行う防災対策に関する技術的な支援・助言 ⑤防災気象情報の理解促進、防災知識の普及啓発
近畿地方整備局 紀南河川国道事務所 串本国道維持出張所 新宮国道維持出張所	①土木施設の整備と防災管理 ②水防のための警報等の発表、伝達と水災応急対策 ③被災土木施設の災害復旧 ④緊急を要すると認められる場合の緊急対応の実施
新宮労働基準監督署	①工場、事業場における労働災害の防止 ②救助の実施に必要な要員の確保
近畿農政局和歌山地域センター	①災害における主要食糧の応急対策

(6) 指定公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務大綱
西日本旅客鉄道株式会社和歌山支社 新宮駅	①輸送施設の整備と安全輸送の確保 ②災害対策用物資の緊急輸送 ③災害時の応急輸送対策 ④被災施設の調査と災害復旧
西日本電信電話株式会社和歌山支店 ｴﾇ･ﾃｨ･ﾃｨ･ｺﾐｭﾆｹｰｼｮﾝｽﾞ株式会社 株式会社 NTT ﾄﾞｺﾓ KDDI 株式会社	①電気通信施設の整備と防災管理 ②災害時における緊急通話の取扱い ③被災施設の調査と災害復旧
ｿﾌﾄﾊﾞﾝｸ株式会社	①電気通信施設の整備と防災管理 ②電気通信の疎通確保と設備の応急対策の実施 ③被災電気通信設備の災害復旧

機関の名称	処理すべき事務又は業務大綱
関西電力送配電株式会社 新宮配電営業所 串本技術サービスセンター	①災害時の電力供給 ②被災施設の調査と災害復旧 ③ダム施設等の整備と防災管理
日本郵便株式会社 串本支店 串本郵便局	①災害時における郵便事業運営の確保並びに災害特別事務の取扱い及び援護対策の実施 ②被災郵便業務施設の復旧
日本赤十字社 和歌山県支部	①災害時における医療、助産及び被災地での医療、助産、救護 ②災害救助等の協力奉仕者の連絡調整 ③義援金品の募集配布
日本放送協会（NHK） 和歌山放送局	①防災知識の普及と警報等の周知徹底 ②災害状況及び災害対策等の周知徹底
日本通運株式会社 紀南営業センター	①災害時における緊急陸上輸送

（7）指定地方公共機関

機関の名称	処理すべき事務又は業務大綱
放送機関	①防災知識の普及と警報等の周知徹底 ②災害状況及び災害対策等の周知徹底
バス機関	①災害時における被災者及び一般利用者等の輸送の確保 ②災害時の応急輸送
輸送機関	①災害時における救助物資及び避難者の輸送の確保 ②災害時の応急輸送
東牟婁郡医師会 西牟婁郡医師会	①災害時における医療救護の実施 ②災害時における防疫の協力

（8）その他公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機関の名称	処理すべき事務又は業務大綱
病院等経営者	①避難施設の整備と避難訓練の実施 ②被災時の病人等の収容保護 ③災害時における負傷者等の医療、助産救助
社会福祉施設の経営者	①避難施設の整備と避難訓練の実施 ②災害時における収容者の収容保護
学校法人	①避難施設の整備と避難訓練の実施 ②災害時における教育の応急対策計画の確立と実施
農業協同組合 森林組合 漁業協同組合	①本部が行う農林水産関係の被害調査等応急対策への協力 ②農林水産物等の災害応急対策についての指導 ③被災農林漁業者に対する融資又はあっせん ④農林漁業共同利用施設の災害応急対策及び災害復旧

機関の名称	処理すべき事務又は業務大綱
	⑤飼料、肥料、その他資材及び船舶等の確保又はあっせん ⑥船舶等による緊急輸送活動等への協力
商工会等 商工業関係団体	①本部が行う商工業関係の被害調査等応急対策への協力 ②救助用物資、復旧資材の確保についての協力
金融機関	①被災事業者に対する資金融資
危険物及び高圧ガス施設等管理者	①安全管理の徹底 ②危険物及び高圧ガス施設等の点検

1

第２章　関係者との連携協力の確保

1. 資機材、人員等の配備手配

(1) 物資等の調達手配

ア．本町は、地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資等が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成しておく。

(ｱ) 被服、寝具及び身のまわり品
(ｲ) 日用品
(ｳ) 炊事用具及び食器
(ｴ) 光熱材料

イ．本町は、県に対して、地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため必要な物資の供給を要請することができる。

(ｱ) 寝具（就寝に必要なタオルケット、毛布、布団等）
(ｲ) 外衣（洋服、作業衣、こども服等）
(ｳ) 肌着（シャツ、パンツ等の下着）
(ｴ) 身の回り品（タオル、靴下、サンダル、傘等）
(ｵ) 炊事道具（炊飯器、鍋、包丁、ガス器具等）
(ｶ) 食器（茶碗、皿、箸等）
(ｷ) 日用品（石けん、歯みがき、バケツ、トイレットペーパー等）
(ｸ) 光熱材料（マッチ、プロパン等）

(2) 人員の配置

本町は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県に応援を要請する。

(3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

ア．防災関係機関は、地震が発生した場合において、本計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備及び配備等の計画を作成する。

イ．機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

2. 他機関に対する応援要請

本町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は以下のとおりである。

（消防関係）

協定名	締結年月日	協定機関	内　容
串本町、すさみ町、古座川町、古座町消防相互応援に関する協定	S41.2.23	串本町、すさみ町、古座川町、古座町	水火災、地震等の災害
和歌山県防災ヘリコプター応援協定	H8.2.22	和歌山県、県内全市町村、県内全消防組合	各種災害、救急搬送等
高野小森川トンネルの非常通報装置等の通報等に関する協定	H17.4.1	那智勝浦町、古座川町、串本町	トンネル内の非常通報等
船舶消防等に関する業務協定	H17.8.26	串本海上保安署、串本町消防本部	船舶火災
和歌山県内における自動車電話・携帯電話からの119番通報接続に関する協定	H18.3.31	和歌山市、海南市、橋本市、有田市、御坊市、田辺市、新宮市、紀美野町、高野町、有田川町、白浜町、串本町、那智勝浦町、太地町、熊野川町、北山村、那賀郡消防組合、伊都消防組合、湯浅広川消防組合、日高広域消防事務組合	自動車電話・携帯電話からの 119番通報接続
医師等による救急活動の実施に関する協定書	H25.8.1	南和歌山医療センター、串本町	救急
和歌山県下消防広域相互応援協定	H26.6.1	県内全市町村、県内全消防組合	各種災害
紀南消防相互応援協定	H26.7.24	田辺市、白浜町、串本町、那智勝浦町、新宮市、熊野市	地震、風水害、火災、救急、救助、その他災害
航空自衛隊串本分屯基地近傍における火災の対応に関する協定	R元.10.25	航空自衛隊串本分屯基地、串本町	火災

（物資供給）

協定名	締結年月日	協定機関
地域住民の災害からの安全に資するため、地域防災活動に関する共同事業を実施する協定	H19.6.6	紀南農業協同組合
大災害時における本州四端会議の相互援助に関する協定	H21.1.23	青森県大間町・岩手県宮古市 山口県下関市
災害時に避難場所等での必要とするＬＰガスを提供する協定	H22.3.8	和歌山県エルピーガス協会 南紀支部
地域住民の災害からの安全に資するため、地域防災活動に関する共同事業を実施する協定	H22.8.26	みくまの農業協同組合
災害時相互応援に関する協定	H25.10.9	田辺市・白浜町・富田町・ すさみ町・新宮市・ 那智勝浦町・太地町・北山村・ 古座川町
災害時における物資供給に関する協定	H25.12.20	NPO法人コメリ災害 対策センター

1　（その他協定）

協定名	締結年月日	協定機関
災害時における串本町と串本町内郵便局との相互協定に関する覚書	H12.8.1	郵便事業会社 串本支店
災害時における串本町と串本町内郵便局との相互協定に関する覚書	H12.8.1	郵便局会社　串本郵便局及び町内郵便局
町民生活に係る情報提供に関する覚書	H13.5.11	郵便事業会社串本支店
町民生活に係る情報提供に関する覚書	H13.5.11	郵便局会社　串本郵便局及び町内郵便局
災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書	H16.4.13	和歌山県と一般社団法人和歌山県清掃連合会による協定
災害時、串本町の水道施設の円滑かつ早期復旧を図る協定	H18.6.2	串本町水道組合
大規模災害時における災害廃棄物の処理等に関する協定書	H18.7.26	和歌山県と一般社団法人和歌山県産業資源循環協会による協定
災害救助法又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の引渡しに関する協定書	H18.8.14	農林水産省と和歌山県による協定
水道災害相互応援対策要綱に基づく協定書	H19.1.1	日本水道協会和歌山県支部事務局
地域住民の災害からの安全に資するため、地域防災活動に関する共同事業を実施する協定	H19.6.6	紀南農業協同組合
大災害時における本州四端会議の相互援助に関する協定	H21.1.23	青森県大間町・岩手県宮古市 山口県下関市
災害時に避難場所等での必要とするＬＰガスを提供する協定	H22.3.8	和歌山県エルピーガス協会 南紀支部
地域住民の災害からの安全に資するため、地域防災活動に関する共同事業を実施する協定	H22.8.26	みくまの農業協同組合
災害時等の応援に関する申し合わせ	H24.2.15	国土交通省近畿地方整備局
災害時におけるし尿等の収集運搬に関する協定書	H25.11.22	和歌山県と一般社団法人和歌山県一般廃棄物協会
大規模災害時における一般廃棄物応急対策業務に関する協定書	H26.1.20	一般社団法人和歌山県清掃連合会
災害発生時における輸送業務等の協力に関する協定	H26.9.8	公益社団法人和歌山県トラック協会
災害発生時における住家の被害認定に関する協定	H27.1.30	公益社団法人日本建築家協会
災害発生時における住家の被害認定に関する協定	H27.1.30	一般社団法人和歌山県建築士会
災害発生時における住家の被害認定に関する協定	H27.1.30	一般社団法人和歌山県建築士事務所協会
災害発生時における串本町と串本町内郵便局の協力に関する協定	H27.6.30	串本町内郵便局
災害時における応急応援対策等のための「道の駅」防災利用に関する基本協定	H27.11.17	和歌山県、国土交通省近畿地方整備局
災害発生時における住家の被害認定に関する協定	H28.1.22	一般社団法人和歌山県不動産鑑定士協会

協定名	締結年月日	協定機関
災害時におけるヘリコプターによる応援に関する協定	H28.4.12	特定非営利活動法人全日本ヘリコプター協議会
災害時における情報発信等に関する協定	H29.8.1	ヤフージャパン
災害発生時における法律相談業務等に関する協定	H31.3.29	和歌山弁護士会

3. 帰宅困難者への対応

町は、観光客等の帰宅困難者が発生する可能性のある事業所や観光施設、交通機関等と連携・協力して、避難場所の確保、正確な情報提供による適切な行動の誘導対策を検討する。

また、各事業者において帰宅困難者を一定期間施設内にとどめるために必要となる飲料水、食料、物資等の備蓄を促進するよう啓発するとともに、近隣の避難所等の位置や避難路等に関する情報の周知に努める。

第３章　津波からの防護及び円滑な避難の確保に関する事項

1. 津波に関する調査

本町は、住民が津波避難を円滑に行うための津波ハザードマップ等の作成に関する調査を実施する。

2. 津波災害警戒区域の指定

和歌山県では、津波が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波災害を防止するため「津波防災地域づくりに関する法律」第 123 号に基づく「津波災害警戒区域」を平成 28 年 4 月 19 日に指定した。

なお、津波災害警戒区域内に位置し、本計画に名称・所在地を定められた要配慮者利用施設（社会福祉施設等の要配慮者が利用する施設）の所有者又は管理者は、関係機関の協力を得て、津波が発生するおそれがある場合における避難確保に関する計画（避難確保計画）を策定し、それに基づき、避難誘導等の訓練を実施し、その結果を本町に報告する。

また、本町は、要配慮者利用施設の避難確保に関する計画や避難訓練の実施状況等について、定期的に確認するよう努めるとともに、訓練等の結果報告を受けた場合は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行うなど、支援に努める。

3. 津波からの防護

(1) 本町又は堤防、水門等の管理者は、地震が発生した場合は直ちに水門等の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずる。又、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検、その他所要の被災防止措置を講じておく。

(2) 本町又は堤防、水門等の管理者は、次の計画に基づき整備を行う。

ア．堤防、水門等の点検

津波発生時の迅速な対応が可能となるよう、定期的な施設の点検を実施する等、施設管理の徹底を行う。

イ．堤防、水門等の整備

津波による被害を防止・軽減するため、水門、陸こう等の自動化・遠隔操作化等を推進し、その実施体制、手順、平常時の管理方法等を整備するとともに、水門等の閉鎖に係る操作員の安全確保のための措置について整備する。

ウ．水門等の管理体制・管理方法等の整備

水門や陸こう等の閉鎖を迅速・確実に行うため、管理体制の強化を図るとともに、地震発生から水門等の閉鎖に至るまでの手順を確立し、災害時には速やかに実施でき

るよう、防災訓練等を通じて確認作業を行うなど、常に防災意識の徹底を図る。

エ．津波により孤立化する地域の対策

本町は、津波により孤立が懸念される地域の漁港にあっては、災害時用臨時ヘリポートの場所の確保や津波避難施設等の整備充実を行う。

オ．防災行政無線等の整備

本町は、津波警報等の住民等への迅速な伝達を行うため、防災行政無線の整備等を行う。

4．津波に関する情報の伝達等

津波に関する情報の伝達に係る基本的事項は第５編第１部第１章第３節「津波警報・注意報等の伝達計画」及び第４節「被害情報等の収集計画」、第２編第２部第２章「防災行政無線等の整備計画」に定めるところによるほか、次の事項にも配慮する。

なお、情報伝達の経路及び方法を定めるにあたっては、通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があることを考慮する。

(1) 津波に関する情報の、地域住民等並びに防災関係機関に対する正確かつ広範な伝達
(2) 船舶に対する津波警報等の伝達
(3) 船舶、漁船等の固定、港外退避などの措置
(4) 管轄区域内の被害状況の迅速・確実な把握
(5) 通常使用している情報伝達網が地震動等の影響により寸断される可能性があること

■災害情報の収集伝達経路

■津波警報・注意報等の伝達経路

令和３年６月１日現在

注１）和歌山地方気象台からの伝達は、「気象情報伝送処理システム（アデス）」又は「防災情報提供システム」による。
２）※１は、大津波警報、津波警報及び同警報解除のみ伝達する。
３）※２は、神戸海洋気象台から伝達する。
４）※３は、ＮＨＫ大阪放送局が津波警報を緊急警報放送システム（EWS）により放送する。
５）※４は、防災わかやまメール配信サービス、エリアメール、緊急速報メールにより伝達する。
６）※５は、全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）により伝達する。

5. 避難情報の発令基準

地域住民に対する避難情報の発令基準は、原則として次のとおりである。

(1) 地　震

ア．災害が発生するおそれがある場合において、住民に対して避難準備を呼びかけるとともに、避難行動要支援者等、特に避難行動に時間を要するものに対して、その避難行動支援対策と対応しつつ、早めの段階で避難行動を開始することを求める「高齢者等避難」を提供する。

イ．災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、人の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要性があると認めるときは、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者（以下「居住者等」という）に対し、町長は立退きを勧告し、急を要する場合は立退きを指示する。また、必要に応じ立退き先を通知する。

ウ．災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合で、避難のための立退きを行うことにより、かえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、必要と認める地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。

エ．地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、町長及び知事又はその命を受けた県の職員は、必要と認める区域内の居住者に対し立退きを指示する。

(2) 津　波

ア．町長は、強い地震（震度４程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、必要と認める場合、住民等に直ちに安全な場所に避難するよう指示する。

イ．町長は、地震発生後、津波警報が発せられたときには、住民等に直ちに安全な場所に避難するよう指示する。

6. 避難対策等

地域住民等の避難行動等については、第２編第２部第５章「避難収容体制整備計画」及び第５編第１部第２章第４節「避難計画」に定めるところによるほか、以下のとおりとする。

なお、津波からの避難に相当の時間を要する沿岸部においては、津波避難ビルや避難タワーの活用を推進する。

(1) 避難対象地区

地震発生時において津波による避難指示の対象となる地区は、下記のとおりである。

なお、本町は、レベル２の津波にも対応できる避難場所となる津波避難ビル等を適切に指定するほか、避難行動要支援者の避難支援のために、必要に応じて行う屋内退避に使用する建物（耐震診断等により耐震性が確保されているもの）を明示する。

■避難対象地区

和深、安指、田子、江田、田並、有田、高富、二色、袋、北、西、植松、堀笠嶋、南、東、矢ノ熊、大水崎、鬮野川、※出雲、※潮岬、大島、※須江、※樫野、姫、伊串、目津大浦、神野川、原町、上ゲ地、住吉、岩淵、古田、中湊、古座、津荷、田原

※印の地区は沿岸部を対象とする。

本町は、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難所等を検討する場合は、必要に応じて延焼被害軽減対策等に取り組む。

また、本町は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行う。

(2) 周　知

本町は、(1) に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地区住民にあらかじめ十分周知を図る。周知方法としては、ハザードマップ等を作成し、周知する。

ア．地区の範囲
イ．想定される危険の範囲
ウ．指定避難所・津波避難場所
エ．指定避難所・津波避難場所に至る経路
オ．避難指示の伝達方法
カ．指定避難所・津波避難場所にある設備、物資等及び指定避難所・津波避難場所において行われる救護の措置等
キ．その他避難に関する注意事項（集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等）

(3) 指定避難所の開設準備

本町は、指定避難所の開設時における応急危険度判定の実施、各指定避難所との連絡体制、避難者名簿の作成等に関して、あらかじめ準備する事項は次のとおりである。

ア．判定士の認定及び登録については、「和歌山県地震被災建築物応急危険度判定士認定要綱」及び「和歌山県被災宅地危険度判定士登録要綱」により行う。
イ．指定避難所に防災行政無線の配置、災害時優先電話の指定等を行う。
ウ．本町の避難所運営マニュアルに基づき、避難所の管理・運営に係る関係書類の様式等を整理しておく。

(4) 指定避難所の設備等

本町は、指定避難所を開設した場合に、当該指定避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が速やかに行えるよう、あらかじめ避難所の管理・運営計画を作成しておく。

(5) 自主防災組織等

地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は、避難指示があったときは、あらかじめ定めた避難計画及び本町災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等の避難誘導のため必要な措置をとる。

(6) 住　民

住民は、平常時より指定避難所・津波避難場所、避難経路、避難方法、家族との連絡方法等を確認しておき、津波が襲来した場合の備えに万全を期するよう努める。

(7) 避難行動要支援者対策

他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間その他の安全な避難の確保に配慮しつつ、次の点に留意し実施する。

ア．本町、区及び自主防災組織は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報を共有する。

イ．津波の発生のおそれにより、町長より避難の指示が行われたときは、アに掲げる者の指定避難所・津波避難場所までの介護及び担送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決めて計画を策定するものとし、原則として本人の親族又は本人が所在する地域の消防団、自主防災組織等が指定する者が担当する。本町は、自主防災組織等を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。

ウ．地震が発生した場合、本町はアに掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するものについて、収容者等に対し必要な救護を行う。

(8) 外国人、観光客、出張者等対策

本町は、あらかじめ関係事業者と協議して、外国人、観光客、出張者等に対する避難誘導等の対応について定め、日本語が不慣れな外国人や地理に不案内な観光客の避難誘導を行う。

ア．避難は各地区の消防団及び自主防災組織等との連携を図りながら実施する。

イ．避難誘導は、本町職員、消防職員、消防団員、警察官及び自主防災組織等が実施するが、誘導にあたっては、避難路の安全を確認しつつ行う。

ウ．避難誘導・避難支援等を行う者が、安全に活動ができるよう配慮する。

(9) 指定避難所等における救護上の留意事項

指定避難所、津波避難場所での救護に当たっては、次の点に留意する。

ア．本町が指定避難所、津波避難場所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。

(ｱ) 収容施設への収容

(ｲ) 飲料水、主要食糧及び毛布の供給

(ｳ) その他必要な措置

イ．本町は、アに掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとるものとする。

（ｱ）流通在庫の引き渡し等の要請

（ｲ）県に対し県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請

（ｳ）その他必要な措置

（10）帰宅困難者支援

本町は、帰宅困難者の不安を取り除き、社会的混乱を防止するため、民間事業者等と協力して、一斉徒歩帰宅の抑制対策及び徒歩帰宅者のための支援策等を講じる。

（11）啓　発

本町は、地域住民や事業所等に対して、津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、ハザードマップの作成・見直しとその周知、ワークショップの開催による啓発等、津波からの避難に関する意識啓発のための対策を実施する。

（12）津波避難計画の策定

本町は、津波の到達時間が短いことや、避難先が高台になるといった地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、避難所・避難場所の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基準、避難訓練の内容等を記載した、津波避難計画を策定する。

（13）避難促進施設

避難促進施設とは、津波防災地域づくりに関する法律第 54 条第 1 項の規定により防災計画に名称及び所在地を定められた社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要がある施設をいう。

避難促進施設の所有者又は管理者は、津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な避難確保計画を作成する。

7．消防機関等の活動

（1）消防機関及び水防団

消防機関及び水防団は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講じる。

ア．津波警報等の情報の的確な収集・伝達

イ．津波からの避難誘導

ウ．自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援

エ．津波到達予想時間等を考慮した待避ルールの確立

オ．救助・救急等

カ．緊急消防援助隊等応援部隊の進出・活動拠点の確保

(2) 本町

水防管理団体である本町は、次のような措置をとる。

ア．所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
イ．水防資機材の点検、整備、配備

8．水道、通信、電気関係

(1) 水　道

水道事業の管理者は、地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損等による二次災害を軽減させるための措置を実施する。

ア．給配水施設の平常時からの巡回点検
イ．配水管等の耐震化
ウ．管路のループ化・多重化等によるバックアップ機能の強化
エ．一定量の復旧資材を平常時から備蓄
オ．関係協力団体との協力体制の整備

■関連事業の概要

事業を行う区域	事業の種類	目　標	達成期間
各地区	水道老朽管路更新事業	有収率を平成 27 年度末時点で 70%台にする	平成 27 年度以降

(2) 通　信

電気通信事業者は、津波警報等の情報を確実に伝達するために必要な通信を確保するため、電源の確保等の対策を実施する。

ア．防災に関する関係機関との連絡調整
イ．電気通信設備等の防災計画の策定
ウ．主要な伝送路の 2 ルート化、交換機の分散等の推進
エ．防災訓練への参加
オ．防災教育の実施

(3) 電　気

電力事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために重要であることから、電力供給のための体制確保等のとるべき必要な措置を講じるとともに、火災等の二次災害防止に必要な利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施する。

また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実

施する。

ア．発・変電・送・配電設備について、風水害・雷害・塩害別の予防対策の実施
イ．主要送電系統の２ルート化の整備
ウ．無停電電源・予備電源の設備
エ．移動無線による応援体制の強化
オ．定期的な工作物の巡視・点検の実施
カ．防災訓練の実施及び本町が行う防災訓練への参加
キ．防災教育の実施

9．交　通

(1) 道　路

町長、県警察及び道路管理者は、津波来襲のおそれがあるところでの交通規制、避難経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知する。

また、道路交通の制限の権限は、町長（道路管理者）のほか公安委員会、警察署長及び警察官において有するもので、町長が道路交通の規制を行うにあたっては、新宮警察署長と協議して行う。

ア．緊急通行車両の通行確認
イ．交通規制時の車両の運転者の義務
ウ．警察官、自衛官及び消防吏員による措置命令等
エ．交通規制の標識等の設置

(2) 海　上

田辺海上保安部及び港湾管理者は、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領を定め、これに基づき必要な措置を実施する。

また、港湾管理者及び漁港管理者は、その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等ついて、漂流物、沈没物、その他の航路障害物が認められる場合には、応急的な除去作業を行うよう努める。

ア．航行規制の実施
イ．航路障害物の除去

(3) 鉄　道

鉄道事業者は、走行路線に津波の襲来により危険度が高いと予想される区間がある場合等における運行の停止その他運行上の措置を講じる。

ア．保守担当区、列車、駅の初動措置の実施
イ．旅客の避難誘導及び救出救護の実施

10. 本町が自ら管理等を行う施設等に関する対策

(1) 不特定多数かつ多数の者が出入りする施設

本町が管理する庁舎、会館、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、病院、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

ア．各施設に共通する事項

(ｱ) 津波警報等の入場者等への伝達
(ｲ) 入場者等の安全確保のための退避等の措置
(ｳ) 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
(ｴ) 出火防止措置
(ｵ) 水、食糧等の備蓄
(ｶ) 消防用設備の点検、整備
(ｷ) 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

イ．個別事項

(ｱ) 病院、療養所、診療所等にあっては、重症患者、新生児等、移動することが不可能又は困難な者の安全確保のための必要な措置
(ｲ) 学校にあっては、以下の措置を行う。
①当該学校等が、本町の定める津波危険予想地区（津波避難対象地域）にあるときは、避難の安全に関する措置
②当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合（特別支援学校等）、これらの者に対する保護の措置
(ｳ) 社会福祉施設にあっては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者（避難行動要支援者）の安全の確保のための必要な措置、なお施設ごとの具体的な措置内容は施設ごとに別に定める
(ｴ) 水族館等の特殊施設にあっては、津波避難への支障の発生を防止するため、施設の点検・巡視の実施が必要な箇所及び実施体制の確立、来訪者や従業員の避難における安全の確保のための必要な措置

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

ア．災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(1) のアに掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、災害対策本部等を本町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

(ｱ) 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
(ｲ) 無線通信機等通信手段の確保
(ｳ) 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

イ．この推進計画に定める指定避難所、津波避難場所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は（1）のア又は(1)のイの掲げる措置をとるとともに、本町が行う指定避難所、津波避難場所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。

(3) 工事中の建築等に対する措置

工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断する。

なお、特別の事情により津波被害の防止対策を行う場合には、作業員の安全確保のため、津波からの避難に要する時間に配慮する。

11. 迅速な救助

津波からの迅速な救助に係る計画については、第５編第１部第２章第１節「消防計画」、第２節「救助・救急計画」、第３章「応援協力等に関する計画」によるほか、以下について留意する。

(1) 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

本町は、被災者の救助・救急隊の体制の整備、車両及び資機材等の確保に努める。

ア．「串本町消防計画」及び「串本町消防本部出動計画」に基づき、その災害の種類に適応した消防部隊（消防署及び消防団）を災害規模に応じ、必要数を出動させ、消防部隊の合理的な運用を図る。

イ．被災者の救出体制は、消防本部などによる救助隊を編成し、救出に必要な車両、特殊機械器具その他資機材を使用して迅速に救出にあたる。

ウ．要救出者が多数ある場合には、新宮警察署に対し警察官の出動を要請し、連携して救出・救助にあたる。

エ．救助資機材等を備蓄し、自主防災組織、区、ボランティア等に配布・貸与し、初動時における救助（救出）の円滑を図る。

(2) 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

本町は、緊急消防援助隊運用要綱に定める応援等実施計画及び受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備を推進する。

ア．地理情報（地図等）の準備

イ．野営場所及び車両保管場所の準備

ウ．現地給油のための燃料の確保

エ．消防応援活動調整本部等が本町に設置される場合は、設置場所及び必要な人員の確保、資機材等の準備

オ．消防応援活動調整本部等と消防部との連絡手段の確保

(3) 実働部隊の救助活動における連携の推進

本町は、自衛隊、警察、消防等の実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保など救助活動における連携体制の整備を推進する。

(4) 消防団の充実

町は、消防団に関し、加入促進による人員の確保、消防団における車両・資機材、教育・訓練の充実を図る。

ア．本町広報誌等を通じ地域及び事業所等へ消防団の PR を実施
イ．幅広い地域との交流活動を通じて青年層の消防団活動への積極的な参加を働きかけ
ウ．消防本部、消防署との連絡体制の整備・強化
エ．施設・装備・活動資機材の充実・強化
オ．消防相互応援協定に基づく訓練の実施

■関連事業の概要

事業を行う区域	事業の種類	目　標	達成期間
各地区	消防団活性化事業	女性消防団員を 14 人程度までに増員	令和 4 年度

第４章　南海トラフ地震情報の発表

1. 南海トラフ地震臨時情報

気象庁は、南海トラフ沿いでマグニチュード 6.8 以上の地震が発生した場合や東海地域に設置されたひずみ計に有意な変化を観測した場合等、異常な現象が観測された場合には、有識者及び関係機関の協力を得て「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催し、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうかの調査を行う。

この検討会において、南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高まったと評価された場合等に、気象庁は「南海トラフ地震臨時情報」や「南海トラフ地震関連解説情報」を発表する。

＜南海トラフ地震に関連する情報の名称及び発表条件＞

情報名	情報発表条件
南海トラフ地震臨時情報	○南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、その現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合 ○観測された異常な現象の調査結果を発表する場合
南海トラフ地震関連解説情報	○観測された異常な現象の調査結果を発表した後の状況等を発表する場合 ○「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」の定例会合における調査結果を発表する場合（ただし南海トラフ地震臨時情報を発表する場合を除く） ※既に必要な防災対応がとられている際は、調査を開始した旨や調査結果を南海トラフ地震関連解説情報で発表する場合がある。

出典：気象庁

＜「南海トラフ地震臨時情報」に付記するキーワードと各キーワードを付記する条件＞

情報名の後にキーワードを付記して「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」等の形で情報発表する。

キーワード	各キーワードを付記する条件
調査中	下記のいずれかにより臨時に「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」を開催する場合 ○監視領域内※1でマグニチュード6.8以上※2の地震※3が発生 ○１カ所以上のひずみ計での有意な変化とともに、他の複数の観測点でもそれに関係すると思われる変化が観測され、想定震源域内のプレート境界で通常と異なるゆっくりすべりが発生している可能性がある場合など、ひずみ計で南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる変化を観測 ○その他、想定震源域内のプレート境界の固着状態の変化を示す可能性のある現象が観測される等、南海トラフ地震との関連性の検討が必要と認められる現象を観測
巨大地震警戒	○想定震源域内のプレート境界において、モーメントマグニチュード※4 8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	○監視領域内※1において、モーメントマグニチュード※4 7.0以上の地震※3が発生したと評価した場合（巨大地震警戒に該当する場合は除く） ○想定震源域内のプレート境界において、通常と異なるゆっくりすべりが発生したと評価した場合
調査終了	○（巨大地震警戒）、（巨大地震注意）のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

※１　南海トラフの想定震源域及び想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲（下図参照）

※２　モーメントマグニチュード7.0の地震をもれなく把握するために、マグニチュードの推定誤差を見込み、地震発生直後の速報的に求めた気象庁マグニチュードでM6.8以上の地震から調査を開始する。

※３　太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。

※４　断層のずれの規模（ずれ動いた部分の面積×ずれた量×岩石の硬さ）をもとにして計算したマグニチュード。従来の地震波の最大振幅から求めるマグニチュードに比べて、巨大地震に対しても、その規模を正しく表せる特徴を持っている。ただし、モーメントマグニチュードを求めるには詳細な解析が必要で、その値が得られるまで若干時間を要する。そのため、気象庁が地震発生直後に発表する津波警報等や地震情報には、地震波の最大振幅から求められる気象庁マグニチュードを用いている。

出典：気象庁

平面図
100km
34°N
32°N
132°E
134°E
136°E
138°E
A
B
海溝軸
想定震源域
約50km
想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲

断面図
海溝軸
想定震源域
約50km
陸側のプレート
（ユーラシアプレート）
海側のプレート
（フィリピン海プレート）
プレート境界
沈み込む方向
A
B

出典：気象庁

2. 情報発表までの流れ

気象庁による、異常な現象を観測した場合の情報発表までの流れは、次図のとおりである。

※1　南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合（半割れケース）
※2　南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、または南海トラフの想定震源域内のプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50km程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合（一部割れケース）
※3　ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合（ゆっくりすべりケース）

出典：気象庁

第５章　時間差発生等における円滑な避難の確保等

第１節　南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

総務課長は、南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合、速やかに災害対策本部体制に移行できるよう、全部局に対する連絡等、所要の準備を始める。

なお、情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や伝達体制については、「第５編　災害応急対策計画（地震・津波災害対策計画）」の「第１部　初動期の活動」の「第１章　初動期の活動に関する計画」に準じる。

【資料 55　事前避難対象地域一覧】

第２節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置

町長は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合は、災害対策本部を設置し、住民に対し事前避難や住宅の倒壊、地震火災に対する備えを求めるほか、情報収集・連絡体制の確立、住民への広報、大規模地震発生後の災害応急対応の確認や防災上重要な施設等の点検など、地震への備えを徹底する。

1. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の伝達、災害対策本部等の設置等

町長は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合は、直ちに『災害対策本部』を設置し、的確かつ円滑にこれを運営する。

本部の設置後、本部会議を開催し、関係部局による今後の取り組みを確認するとともに、住民に対し、今後の備えについて呼びかけ※を行う。

関係部局においては、本部会議の開催を受けて、情報収集・連絡体制の確認、所管する施設等がある場合には、必要に応じて、これらの点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底する。

※住民に呼びかける今後の備えの例
- 家具の固定
- 避難場所及び避難経路の確認
- 家族との安否確認手段の取り決め
- 家庭における備蓄の確認 等

なお、配備体制、情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や伝達体制については、「第５編　災害応急対策計画（地震・津波災害対策計画）」の「第１部　初動期の活動」の「第１章　初動期の活動に関する計画」に準じる。

2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、住民等に密接に関係のある事項について周知するとともに、平常時からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかける。

なお、住民への周知については、「第５編　災害応急対策計画（地震・津波災害対策計画）」の「第１部　初動期の活動」の「第１章　初動期の活動に関する計画」に準じる。

3. 津波からの事前避難のための避難指示の発令

町長は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたときは、必要と認める地域に「避難指示」を発令し、対象地域の住民全員に避難を求める。

4. 避難所の開設

避難所等の開設は、「第５編　災害応急対策計画（地震・津波災害対策計画）」の「第１部　初動期の活動」の「第２章　初動期の災害現場に関する計画」の「第４節　避難計画」に準じる。

なお、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」に伴う避難所の開設は、「災害救助法」の適用をうける。

5. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

本町は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の避難状況等について、具体的に把握するための末端からの各種情報の収集体制を整備する。

なお、情報の収集・伝達体制については、「第５編　災害応急対策計画（地震・津波災害対策計画）」の「第１部　初動期の活動」の「第１章　初動期の活動に関する計画」の「第５節　災害通信計画」及び「第６節　災害広報計画」に準じる。

6. 災害応急対策をとるべき期間等

本町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるM8.0 以上の地震の発生から１週間、後発地震（南海トラフの想定震源域及びその周辺で速報的に解析されたM6.8 程度以上の地震が発生、又はプレート境界面で通常とは異なるゆっくりすべり等を観測した後に発生する可能性が平常時に比べて相対的に高まったと評価された南海トラフ地震、以下同じ。）に対して警戒する措置をとる。

また、当該期間経過後１週間、後発地震に対して注意する措置をとる。

7. 避難対策等

(1) 住民等の避難行動等

ア．国からの指示が発せられた場合において、沿岸域の住民等が後発地震の発生からの避難では、津波の到達までに避難が間に合わないおそれがある地域として、本町があらかじめ定めた地域（以下「事前避難対象地域」という。）のうち、要配慮者等に限り後発地震の発生に備え１週間避難を継続すべき地域（以下「高齢者等事前避難対象地域」という。）を定める。

イ．後発地震に備えて、一定期間避難生活をする避難所、避難経路、避難実施責任者等の具体的な避難実施に係る津波等災害の特性に応じた避難計画について策定する。

ウ．国からの指示が発せられた場合において、高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等は、大津波警報又は津波警報から津波注意報へ切り替わった後、本町の避難情報に従い、指定された避難所等へ避難する。

エ．高齢者等事前避難対象地域内の要配慮者等に対し、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の備えに万全を期するよう努める旨を周知する。
オ．南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、高齢者等事前避難対象地域内の住民等（要配慮者等除く。）に対し、平常時からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかける。

(2) 避難所の運営

避難後の救護の内容については、「串本町避難所運営マニュアル」による。

なお、事前避難対象地域の住民等は、各地区の自主防災会を中心に互いに協力し、避難所の運営を行う。

【資料 55　事前避難対象地域一覧】

8. 消防機関等の活動

本町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関及び消防団が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために講じる措置について、次の事項を重点としてその対策を定める。

ア．津波警報等の情報の的確な収集及び伝達
イ．事前避難対象地域における住民等の避難誘導、避難路の確保

また、次のような措置をとるものとする。

ア．所管区域内の監視、警戒及び水防施設の管理者への連絡通知
イ．水門、閘門、防潮扉の操作又は操作の準備、人員の配置
ウ．水防資機材の点検、整備、配備

9. ライフライン等

水道、電気、通信、その他の公共的施設の事業者は、必要な体制及び安全を確保し、後発地震の発生に備えて必要な措置を講じるものとし、その実施体制を定めておくものとする。

なお、ライフライン関係事業者等のとる応急対策については、「第５編　災害応急対策計画（地震・津波災害対策計画）」の「第１部　初動期の活動」の「第５章　公共的施設災害応急対策計画」に準じる。

10. 交通対策

(1) 道路

本町は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報について、あらかじめ情報提供するための体制を定めておく。

また、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、事前避難対象地域内での車両の走行は極力抑制するようにするとともに、その旨の周知については、「第５編　災害応急対策計画（地震・津波災害対策計画）」の「第１部　初動期の活動」の「第１章　初動期の活動に関する計画」の「第６節　災害広報計画」に準じて行う。

(2) 海上

田辺海上保安部、港湾管理者及び漁港管理者は、在港船舶の避難等対策について、津波に対する安全性に留意する。

港湾管理者及び漁港管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾・漁港の対策について、津波に対する安全性に留意する。

(3) 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を行う。

また、津波により浸水するおそれのある地域については、津波への対応に必要な体制をとる。

さらに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表される前の段階から、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運行規制等の情報についてあらかじめ情報提供を行う。

11. 本町が自ら管理等を行う道路、河川その他の施設に関する対策

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において講ずる措置について、次のような対策を行う。

ア．橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想される箇所における道路管理上の措置をとる。

イ．河川、海岸、港湾施設及び漁港施設について、発表された情報に応じて、水門及び閘門の閉鎖手順の確認又は閉鎖等を行う。

ウ．内水排除施設等について、施設の管理上必要な操作、非常用発電装置の準備、点検その他所要の措置をとる。

エ．庁舎等公共施設のうち、後発地震の発生後における災害応急対策の実施上大きな役割を果たすことが期待できるものについては、その機能を果たすため、次の措置をとる。

(ｱ)南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等について施設入場者等への伝達

(ｲ)施設入場者等の安全確保のための退避等の措置
(ｳ)施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
(ｴ)出火防止措置
(ｵ)飲料水、食料等の備蓄
(ｶ)消防用設備の点検、整備
(ｷ)非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

オ．各施設は、緊急点検、巡視の実施必要箇所及び実施体制を整備する。

カ．病院は、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置をとる。

キ．小・中学校等は、児童・生徒等に対する保護の方法、事前避難対象地域内にある場合は避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等の設置を行う。

ク．社会福祉施設は、入所者等の保護及び保護者への引き継ぎの方法、事前避難対象地域内にある場合は避難経路、避難誘導方法、避難誘導実施責任者等の設置を行う。

ケ．工事中の建築物その他の工作物又は施設は、速やかに工事を中断し、労働者等の安全を確保する。

コ．滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等、必要な対策を実施する。

第３節　南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置

1. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達、本町の災害に関する会議等の設置等

町長は、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合は、これを踏まえて『配備体制第２号』をとり、災害対策連絡室を設置し、一部割れのケースにおいては地震発生から１週間、ゆっくりすべりケースにおいては通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、その変化が観測されていた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの間は、災害対策連絡室体制で対応を行う。

さらに、関係部局による今後の取り組みを確認するとともに、住民に対し、今後の備えについて呼びかけ※を行う。

※住民に呼びかける今後の備えの例

・家具の固定
・避難場所及び避難経路の確認
・家族との安否確認手段の取り決め
・家庭における備蓄の確認　等

なお、配備体制、情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や伝達体制については、「第５編　災害応急対策計画（地震・津波災害対策計画）」の「第１部　初動期の活動」の「第１章　初動期の活動に関する計画」に準じる。

ただし、「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」の発表前に発生した地震に関し、既に災害対策本部が設置されている場合は本部会議を開催し、地震発生から１週間は、災害対策本部体制で対応を行う。

また、当該期間を経過した後は、原則として上記体制を解除し、通常の体制に移行する。

2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された後の周知

住民等に冷静な対応を呼びかけるとともに、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報等、住民等に密接に関係のある事項について、周知するとともに、平常時からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかける。

なお、住民への周知については、「第５編　災害応急対策計画（地震・津波災害対策計画）」の「第１部　初動期の活動」の「第１章　初動期の活動に関する計画」に準じる。

3. 災害応急対策をとるべき期間等

本町は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界において、M7.0 以上M8.0 未満

又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側 50km 程度までの範囲でM7.0 以上の地震（ただし、太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震は除く。）が発生するケースの場合は１週間、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で、通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースの場合は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間、後発地震に対して注意する措置をとる。

4. 本町のとるべき措置

本町は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合において、沿岸地域の住民等に対し、平常時からの地震への備えを再確認する等、防災対応をとる旨を呼びかけるものとする。

また、施設・設備等の点検等、平常時からの地震への備えを再確認する。

第４節　南海トラフ地震臨時情報（調査終了）が発表された場合の本町の対応

気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」が発表された場合、総務課長は、所要の準備を終了し、全部局にその旨を連絡する。

第６章　地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

1. 建築物、構造物等の耐震化・不燃化・耐浪化

本町は、串本町耐震改修促進計画において、令和７年度までの重点実施機関において、住宅は耐震化率95%、特定建築物（学校、病院等）は耐震化率95%、また、公共建築物は耐震化率95%を目標としており、今後、その目標の達成に向けて事業を推進する。

また、火災の延焼を防止し、最小限の被害にとどめるために、一般建築物の不燃化を推進する。

2. 避難場所、避難経路の整備

本町は、レベル２の津波にも対応できる避難場所、避難経路について、津波浸水予測図や津波到達予測時間、町の現状の津波避難対策等から、整備の必要がある箇所を調査し、津波避難ビルの指定、津波避難タワー等の避難施設の整備、及び津波避難路・避難経路の整備充実を行う。

ア．近畿自動車道紀勢線すさみ－串本間の整備事業が平成 26 年 4 月より開始されたことを受け、くしもと町立病院近くに設置が計画されている串本インターチェンジ（仮称）付近の高台に、災害時の避難場所にもなるオープンスペースの整備を推進する。

注）レベル２津波：千年に１回程度の発生確率で甚大な被害をもたらすおそれがある最大級の津波

3. 土砂災害防止施設

本町は、急傾斜地等においては地震により土砂災害の発生が懸念されることから、被害を最小限に食い止められるよう、災害防止事業を推進する。

ア．高齢者や障がい者等の要配慮者が利用する施設、避難場所等の公共施設に係る土石流危険渓流、山地災害危険箇所、地すべり危険箇所等において、重点的・計画的な事業の推進を県に要請

イ．崩壊するおそれのある急傾斜地は、特に被害想定区域内に学校、病院等公共施設及び要配慮者の関連施設等を含む箇所から重点的に保全

4. 津波防護施設の整備

本町は、津波からの避難を補助するため、海岸施設の開口部への門扉の設置、また、長期的な対策として、防潮堤、防波堤及び堤防等の津波防護施設の整備を推進する。

ア．海岸線の陸こうのゲート化の整備、海岸保全施設の整備を県に要請
イ．越流した水が長時間背後地に湛水し、被害が拡大するのを防ぐため、後背地の内水対策を検討
ウ．漁港整備事業による防波堤等の補強整備、多重防護、施設配置の工夫による減災

5. 避難誘導及び救助活動のための拠点施設その他の消防用施設の整備等

本町は、町民の防災意識の向上を図り、安全で災害に強いまちづくりを推進するため、平成 24 年 12 月に標高 24mの高台に防災拠点となる消防庁舎、消防防災センターの整備とともに、屋外施設として、自家発電装置、自家給油取扱所、訓練塔等を整備した。

今後、海抜 76mの上野山地区へ古座消防署を移転し、防災拠点の充実を図る。また、各地区において、耐震性防火水槽の確保や消火栓の改修整備を推進するなど、消防用施設及び消防用資機材の整備について、現在の施設及び資機材の状況を考慮し、整備又は更新を行う。

■関連事業の概要

事業を行う区域	事業の種類	目　標	達成期間
各地区	消防施設整備事業	消防ポンプ車等の更新	令和 4～5 年度
各地区	消防水利整備事業	消火栓の改修 耐震性防火水槽の整備	令和 4～5 年度
サンゴ台・古座地区	消防ポンプ自動車整備事業	串本消防署・古座消防署保有の消防ポンプ自動車の更新	令和 4～5 年度
上野山地区	新古座消防署庁舎建設事業	令和 7 年度の着手・完了	令和 7 年度

6. 緊急輸送を確保するために必要な道路、港湾又は漁港の整備

本町は、災害発生時における物資輸送及び避難道路としても重要な役割を果たす主要幹線道路等の整備を推進する。

ア．災害復旧道路となる近畿自動車道紀勢線すさみ串本道路及び串本太地道路の事業が進められており、くしもと町立病院近くに設置が計画されている串本インターチェンジ（仮称）付近の高台に、応急仮設住宅用地及び緊急物資の集積場等の災害時の拠点場所となるオープンスペースの整備を推進する。
イ．港湾においては、耐震強化岸壁の整備による災害時の利用者の避難及び緊急物資輸送の確保を推進するとともに、港湾から国、県、自衛隊等で構成された和歌山県緊急輸送道路ネットワーク計画等策定協議会が指定する緊急輸送道路へのアクセス道路を整備する。
ウ．漁港においては、海上輸送の拠点として、耐震性を考慮した船舶係留施設及び避難・

救難機能等も考慮した臨港道路を整備する。

7. 通信施設の整備

本町は、地震発生時、的確に情報伝達を行うため、防災行政無線設備の適正な維持管理に努める。

8. 木造住宅密集地域の防災対策

木造住宅密集地域においては、地震防災緊急事業五箇年計画等に基づき、避難場所や避難経路の整備をはじめ、オープンスペースの整備、木造密集市街地の面的整備、建築物の耐震・不燃化等により、地震に強いまちづくりを推進する。

なお、木造住宅密集地域内における避難所の指定に当たっては、必要に応じて延焼被害軽減対策等を行う。

第７章　防災訓練計画

1. 防災訓練

本町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災体制との協調体制の強化を目的として、南海トラフ地震防災対策推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を実施する。

なお、防災訓練は、11 月 5 日の津波防災の日に津波避難訓練を実施するなど、少なくとも毎年１回以上実施する。

2. 訓練内容

防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報等の発令又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表等を想定した防災行政無線による情報伝達に係る防災訓練を実施する。

また、本町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、より具体的かつ実践的な訓練を行う。

ア．要員参集訓練、本部運営訓練
イ．要配慮者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
ウ．津波警報又は南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の情報収集、伝達訓練
エ．災害の発生状況、避難指示、自主避難による各指定避難所等の避難者の人数等について迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

3. 県の助言と指導

本町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。

第８章　地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

本町及び防災関係機関は、地震防災上必要な教育及び広報を推進する。

なお、地震防災上必要な教育・広報は、第２編第３部第２章「防災知識普及計画」及び第５編第１部第１章第６節「災害広報計画」に定めるところによるほか、以下の事項に留意する。

１．本町職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各課、機関ごとに行う。

防災教育の内容は次のとおり。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
(2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
(3) 地震・津波に関する一般的な知識
(4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
(5) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
(6) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
(7) 南海トラフ地震対策として取り組む必要のある課題
(8) 家庭内での地震防災対策の内容及び知識

２．地域住民等に対する教育

本町は、関係機関と協力し、ハザードマップの見直し・周知、ワークショップの開催、防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教育を継続して実施する。

防災教育の内容は以下のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行う。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、実践的な教育を行う。

(1) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の内容及びこれに基づきとられる措置の内容
(2) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
(3) 地震・津波に関する一般的な知識

(4) 南海トラフ地震臨時情報（調査中）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が出された場合及び南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等、防災上とるべき行動に関する知識
(5) 正確な情報入手の方法
(6) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
(7) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
(8) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
(9) 避難生活に関する知識
(10) 地域住民等自らが実施しうる、最低でも３日間、可能な限り１週間分程度の生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等、平常時からの対策及び災害発生時における応急措置の内容や実施方法
(11) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の実施

3. 相談窓口の設置

本町は、地震対策の実施上の相談を受けるために必要となる相談窓口を設置するとともに、その設置について周知徹底を図る。

第９章　津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

本町は、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定されていることから、町長は、法に基づく津波避難対策緊急事業計画を策定する。

本町が実施する事業の概要は以下のとおりである。

■津波避難対策緊急事業の概要

津波避難対策緊急事業を行う区域	津波から避難するために必要な緊急に実施すべき事業の種類	目標	達成期間
和歌山県が示す津波避難困難地域	津波避難施設の整備	５箇所程度	令和９年度

串本町地域防災計画

平成 26 年　８月　発行
令和　２年　７月　改訂
令和　５年　３月　改訂

発行：串本町防災会議
編集：串本町役場　総務課　防災・防犯グループ
〒649-3592
和歌山県東牟婁郡串本町サンゴ台 690 番地 5
TEL：0735-62-0555
FAX：0735-62-4977
e-mail：soumu@town.kushimoto.lg.jp